

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺
地誌備考三

一 解題

本冊は「旧記雑録」の編者である伊地知季通の編纂にかかる「地誌備考」を前冊に引続き刊行するもので、内容は「日置郡追録下、薩摩郡上・下、高城郡」となっている。

「日置郡追録下」では、「追録上」で掲載した市来・伊集院以外の郷について同じく底本（東京大学史料編纂所蔵）により串木野・日置・吉利・永吉・郡山の順でとりあげる。はじめに串木野郷では「串木野郷古雜記」として、伊地知季通の自筆で先に「鹿児島県地誌」（『鹿児島県史料集』(16)・(17)）編輯の際に参考資料として収集した諸史料を改めて編集整理するに当り、かつて横目役勤務中、輯録しておいた稿本を補足追記しておく述べている。但し「古雜記」掲載の羽島文書については、後に「羽島氏系図文書」として末吉羽島氏が別途正文を提出したとみられるものの写が一括掲載されているので、整理番号のみ付して本文は省略する。しかし後出の「薩摩郡」での掲出分については同郡の歴史を物語る重要史料としてとりあげているので別途再掲している。羽島文書は伊地知季安が早くより取り扱ってきた文書で、数度に亘り整理を重ねており、それらはあらためて季通の手により「旧記雑録」に収録されている。この他にも冠嶽頂峯院文書・延時文書等が重要史料として他の諸史料と共に収載されている。終りに「領主地頭略考」を載せているが、前冊の「日置郡」（稿本、尚古集成館所蔵）に「地頭系図」として載せられているものと内容はほぼ同じであるが、収載期間には延長、嘉永二年迄となっている。なお「地誌備考」には掲載されていないが「薩摩国地理誌」（鹿児島大学附属図書館蔵。以下鹿大本「地理誌」と略す）には後尾に「榎木野城」の追記があり、「国初串木野三郎云々」とある。また前冊で紹介した「地理誌」（ミュージアム知覧所蔵。以下知覧本「地理誌」と略す）にも本文はじめに「当郷ハ得仏公の時串木野三郎云々」とほぼ同内容の記述がある。その他の項目も順序、記述の相違はあるものの重複しており、今後とも校合

整理を重ねることにより「地理誌」両本の成立の経緯を窺知し得ようか。また後段の「羽島氏系図文書」収録後に「地理拾遺集」の社寺を除いた分が一括掲載されている。「地理拾遺集」については『地誌備考二』解題を参照されたい）これに続く中表紙には季通の筆で「日置郡地理志 日置・吉利・永吉・郡山」とあり、鹿大本「地理誌」とほぼ同内容の記述があり、さらに各郷毎の終りには重ねて「地理拾遺集」の社寺を除くほぼ同内容の記述がある。鹿大本「地理誌」収録の行間補記等で「地誌備考」に転載しなかった箇所もみられるが、それらについても今回つとめて補記収録したことをおことわりしておく。またこの編の本文については知覧本「地理誌」と内容が近似しているように思われる。この後段に、郡山についてはその後大部の「神社佛閣寺院諸傳取調帳」・「花尾大権現註縁起」等の附属史料の記載がある。

二

「日置郡地理志」の郡山郷では、前回紹介した満家院比志島氏系譜の考証においてふれなかった「地誌備考」未載の鹿大本「地理誌」の行間書込み部分の加治木氏系譜を掲出した。行間書込みの不登載は書写の際の故意か偶然か判定し難いが、編者（季通）も数々の資料を掲げ乍ら判断を後学の徒に委ねた意志を尊重してあえて掲載の上、一試案を述べさせていただくことにした。即ち前冊では主として古加治木氏系図をあげ、「古城主来由記」等を参考に加治木親平―資宗（資平）―長平―幸満で説明しているが判然とせず、この行間書込みの末吉土加治木氏系図かとみられる宰府官人系の大蔵氏・秋月氏の系譜に継統する幸実―幸平―永平の記事は捨て難く思われたので、今後の検討資料としてあえて掲示した次第である。「比志島氏系図」では傍証を欠くが、志田義憲の二子村上頼重を永平の女婿とし、榮尊をその子としているが、むしろ永平の女菩薩房が榮尊の実母として満家院司の嫡流である大蔵氏の出自であることが重視されたのではないかと思われる。また資宗（資平）―業平説は捨てがたく、資宗について「実家子」と注記を付してあることにも注意すべきであろう。大蔵義平が加治木義平と呼ばれるようになったのは満家院から出て加治木院司を嗣いだからである

う（文治四年か）。その子孫の多くは同院を分領したが、資宗（資平）一人だけ満家院の院司職を継承させられたことを示しているのではあるまいか。そして幸満の承久乱の失跡後榮尊の縁にかかる姉の夫の弟税所祐満に院司職が移った後も本来の継承権を同族の支援を受けて主張し、それが実を結ぶことになったのではあるまいか。満家院院司の統轄を脱し独立した比志島一族の誕生である。一方資宗（資平）の後を嗣いだ幸光（幸満）が承久の乱後満家院司の座を失って税所氏に代つても、本来なら榮尊こそが相続すべきとする空気が地元が存在していたのではなからうか。満家院司の嫡流であった永平が文治二年対馬冠者の叛に坐して没したとある（傍証史料はなく明らかでないが、同時期平家滅亡、義経追捕関連の混乱が九州に発生したことについては知られており、なお検討の要がある）。江平望氏「拾遺島津忠久とその周辺」「義経の都落ち」高城書房など参照。その後は永平の弟で加治木郡司職を嗣いでいた義平（親平）が満家院郡司も兼ね、ついでその後を四子の長平（資平）が嗣ぎ、建久凶田帳には業平として記され、その後を子の行満（幸光）が嗣いだ。承久の乱に関与して失跡する。その後の郡司職は税所祐満が継ぐ。祐満の兄篤満が和田合戦で戦功をあげ没した恩賞として任じられたのもあろうか。同氏は大隅国の住人で加治木氏とも縁戚関係にあり、また永平の女菩薩房と信濃より流寓してきた村上頼重（志田義憲の子という）との間に生れた重賢（榮辨・榮尊）の姉が夫人であった関係から襲職し得たのであろう。しかし満家院司の嫡流を自認する菩薩房・榮尊は大宰府官人大藏氏らの支持を得て、また源氏姓を称したことによって幕府・守護（島津氏）の認証を得、満家院内の比志島以下五カ村の名主職を獲得するのである。満家院・加治木郷共に一時宰府領でもあり、その郡院司が大藏姓であったことを示す史料もあり（正木喜三郎氏『大宰府領の研究』文献出版）、入婿の關係で源姓を称しているが本来的には母系の大藏姓とみるべきであろう。系図の上で加治木八郎義平の父としてあらわれる幸平・資平は同一人で（共にヨシヒラともよめる）比志島文書にみえる西念がその法名かと思われるのである（『地誌備考二 日置郡七十一号文書参照』。また前述したが資宗（資平）の下に「実家子」の割書のあることは、同人は四男とあるものの親平（義平）の実家満家院司を継いだことを示しているのではあ

るまいか。凶田帳には業平と記されていることもその間の事情を示しているのかも知れない。(なお、今後刊行予定の「贈嶽郡地誌備考」等に関連の系図が収載されている。照校されたい。)以上あらためて今回関連して掲出した系譜等によってこれ迄に発表、提議されてきた一課題の内容について旧拙稿を含めてこの機会に補充の一試見を述べさせていだいた次第である。場違いの愚考陳謝。(『鹿大史学八』「薩摩国御家人比志島氏について」・「同九」「大隅国御家人税所氏について」、『郡山町史』三木靖氏執筆分等参照)

三

「薩摩郡上」は、はじめに「鹿児島県地誌」所収の管轄沿革、ついで郡全体に関する諸家文書・系図等を掲げた後で各郷毎の記述に移る。平佐郷では碓山城・平佐城・北郷氏等について掲げ、白羽神社の箇所では鹿大本「地理誌」による補訂部分に主要引用史料「地理志」の編者田尻種甫按の記述もみられる。隈之城では二福城・宮里城・宮里氏等、そして同郷地頭系図を掲げており、後に社寺・名勝・物産・川調の記述がある。

高江郷では「地理志」・「古城主由来記」等の後に文久元年六月、入来院公寛建立の入来院五世定珍(重門)顕彰碑の季安撰文が掲出されている。定珍は四百九十年前の文中元年六月二十三日、峯城攻めで飛石で戦没している。季安は委嘱を受けて詳細に作文し自宅にも留めておいたものを季通がとりあげたのであろう。その後には地頭系図・名勝・物産・川調を掲げ、終りに社寺を除く「地理拾遺集」の記事を再述している。

「薩摩郡下」東郷では、中郷は東郷氏押領之地とあり、中郷分と併述しているが、外城は別立で地頭系図を東郷と並んで掲載している。「古城主由来記」の次に「洪合正統列伝舛案」を掲載している。詳細な東郷氏の家譜であり、入部以来在国司大前氏と対抗、勢力を拡大、島津氏に服する迄の経緯が記されている。ついで掲げられている季安の「雲遊雜記伝」も同内容で、恐らく前者も記録所関係者の編述かと考えられる。東郷・中郷地頭系図のあと社寺・名勝・物産・川調を載せ、終りに両郷の「地理拾遺集」よりのまとめ(社寺を除く)の記述がある。

入来郷は「雲遊雜記伝」・「入来院氏文書」・「同系図」等を掲げ（「地頭系図」は無い）、社寺・名勝・物産・川調のあと「地理拾遺集」のまとめ（社寺を除く）を掲げている。鹿大本「地理誌」には後段に改めて清色城・社寺等について別に詳述されているが、これらは後に書き加えられたものであることは明らかである（「地誌備考」不載）。

樋脇郷も「地理纂考」・「地理志」・「応永記」等の史料、「地頭系図」の後名勝・物産・川調を記載、終りに「地理拾遺集」（社寺を除く）を再載している。鹿大本「地理誌」には入来郷同様本文等記載後、後段に「地誌備考」不載の社寺等の詳細な記載がある。なお鹿大本「地理誌」の記載は樋脇・入来の順となっている。

永利郷の記述には百次・山田郷合併して郷名を永利とするとあり、「薩摩郡上」のはじめに百次（旧名上野）・山田の「地理拾遺集」（社寺を除く）よりの記述があるので、「地頭系図」及びその他の史料記載後のまとめの記事再掲はない。なお薩摩郡の知覧本「地理誌」は現在所在不明となっている。

四

「高城郡地誌備考」の掲載順は「地理拾遺集」・鹿大本「地理誌」では「高城」・「水引」の順となっているが、「水引郷」・「高城郷」の順である。そして他郡と違って「地理志」よりの直接の引用はなく、「地理志」をひく伊地知季安の記事が載せられている程度で、他郡の「地理志」に相当する引用箇所は得能通古執筆の「高城郷由来記」よりの引用となっている。季通は通古の同書を高く評価して全面的に採用したといつてよい。しかし水引郷で引用書名として二箇所「高城郷由来記」の名をあげているが、何れも「麿藩名勝考」の誤記とみられる。「高城郷由来記」は幕末、伊地知季安に先立って記録奉行として活躍した得能通古が晩年、高城・莫祢郷の地頭に就任した際、高城郡が古代国司在任の地であることに注目、その歴史を含め、社寺等についての調査もした成果をまとめ、慶応三年、さらに手を加えて明治二年稿了したものを高城郷の旧輩下に渡したもので、その写本よりの記述を季通は大幅に「地誌備考」にとりいれている。神社関係のものは大部分採録しているが寺院関係のものは欠いている。また高城郷妹背城の領主の変遷については、そ

の關係神社の祭神について考証し、「地理志」等の通説の修訂を行なっているのである。即ち「高城郷由来記」には「地誌備考」では不載の箇所だが「薩藩地理志」をひき、高城氏兄弟が不和で弟の三郎が守護方（奥州家）につき、総州家方の兄を水引城に追った経緯を説明している。その時期については応永二十九年とし、人名比定については『高城村沿革史』等との通説高城氏五代重雄説をとらず不明とし、「古城主由来記」も高城氏の記述を重雄を以て止めている旨を記している。また関連して通古は高城三社権現社の祭神について高城氏本家の重雄ではなく、東郷流高城氏重隆の子重誠（法名重雄）等とし、また後に重誠が高城を去って入来院重聡を頼ったとするのは重聡ではなくその子重朝とすべきだと推定している。そしてこれらの考証について腐心した旨を述懐しているのである。また高城氏が五代重雄以降、その実情を裏付ける史料の乏しいことを惜しみ、同族の高城重棟や高城秋月らの業績顕彰にも筆を運んでいる。これらの課題はその後現代の在地の研究者にも引つがれ、『川内市史』の野崎道雄氏執筆分などにも詳細に論及されている。

また水引の地頭系図に「今給黎長門守忠俊」とあるのは季通の加筆で、季通は季安の「雲遊雜記伝」の中で「聖栄自記」の文の季安の考察を引き、応永二十九年「御内ヨリハ長門守、高城ノ本城ニ被打入候」等とあるのに依拠して文明年間の同氏の高城郡支配関与の事実を認めたからであろう。「地誌備考」では割愛されて不掲載であるが「高城郷由来記」には通古も「行脚僧雜録」を活用している。通古は同書を伊地知重英謄写本の所蔵者伊地知季春より季安が借写した写本を臨写し「今幸にして高城氏の結局を知る」と特記しているのである。これは通古と季安・季通の史料の共用の事実を明示していて興味深い。両者の關係については林匡氏の論及がある。（『鹿兒島史学五〇号』「薩摩藩記録奉行得能氏について」等）

なお「地誌備考」では不載であるが、高城郡の鹿大本「地理誌」と知覧本「地理誌」を対比すると高城郷はほぼ同内容の記述であるが、水引郷では鹿大本「地理誌」で後段に別筆で再説の水引城の記事が知覧本「地理誌」では冒頭にはほぼ同内容で掲出されており、前出串木野郷の箇所でもふれたように両書の成立の経緯を示唆している感をおぼえる。

「地誌備考」に収載の引用書目については巻一の解題に掲出したが、その中の一つに「古城主由来記」があり、本巻でも屢々ひかれていた。作者は「旧記題苑」（『伊地知季安著作史料集八』）に「三国擾乱記」に並んで宮之城家士土持新右衛門仙岩^{（政博）}とある。何故か宝暦三年写本の「薩隅日三州他家古城主由来記」（東京大学史料編纂所蔵・島津家本）等には作者不知としているが、季安も度々引用し、仙岩作者なるべしと記している。同人は享保年間の「祁答院記」「宮之城記」の作者でもあり、宮之城島津家の重職者であった。同書の内容は多岐にわたり簡明な記述で広く活用されているが、系譜等の通説をそのまま紹介しているところもあり（次巻掲載予定の牛屎院の場合等。前出の郡山満家院の場合も該当しよう）、季安等の批正もみられるが、季通は「地理志」と併せて重用したのであろう。この他季通は関連する諸史料をできるだけ多く紹介しようとつとめているようにうかがえる。また本史料集の成立には今迄に名をあげた人々以外にも、史料の提供、編集、書写、助言等に協力してきた人々の存在をうかがうことができる。

前巻迄懸案とした課題について尚不明とした点多々残されている。たとえば、「本藩地理志」、「本藩地理拾遺集」の編著作者とされる田尻小吉種甫の実像並びに「地理志」原本の実体、鹿大本「地理志」と知覧本「地理志」、「異本地理誌」との具体的関係等々。今後の史料の取扱い分析の積み重ねによって逐次明らかになることに期待したい。

なお奇縁というべきか、今回新たに南九州郷土研究会の春山直人氏により鹿児島市内興国寺跡墓地の季安・季通の墓碑の近傍に季安・季通の妻、幼子孫、季安の養祖父（季方）、養父（季伴）母の墓碑のあることが発見、調査確認された。季安・季通の墓碑確認後実に五十年後のこと、その報告書により、季安の亡妻への追悼碑銘に深い感銘をおぼえた。また季安が妻（琨）との婚前に養父季伴（蘭叢・広敷番頭）の薫陶を受けていた事実を知り、あらためて旧拙稿（『鹿大史学二二号』「伊地知季安の家系その他」）において同人と千左衛門季伴（側用人）とを取違えていたことについて重ねて深くお詫びしておきたい。

『地誌備考三』掲載文書点数

史料名	文書数		掲載文書数
	(収載)	〈未収〉	
日置郡 追録下	102 (83)	〈19〉	73
薩摩郡 上	55 (54)	〈 1 〉	53
薩摩郡 下	23 (22)	〈 1 〉	23
高城郡	18 (15)	〈 3 〉	15

注1 収載とは「旧記雑録」収載文書を示し、未収とは「同」未収載文書を示す。

2 掲載文書数とは『地誌備考三』に掲載した重複分を除く文書数を示す。

終りに本冊刊行にあたり、原稿の校正、補正、編集を担当し、解題についての適切な提言助言を惜しまれなかつた担当の調査史料室職員各位に心から謝意を表し擲筆する。

(五味克夫)

例言

一 本書は、「日置郡地誌備考追録下」「薩摩郡地誌備考上」「薩摩郡地誌備考下」「高城郡地誌備考」を収め、『旧記雑録拾遺 地誌備考三』として刊行するものである。

本書の底本とした史料名と所蔵を掲載順に示すと次の通りである。

史料名	所蔵者
日置郡地誌備考追録下	東京大学史料編纂所
薩摩郡地誌備考上	東京大学史料編纂所
薩摩郡地誌備考下	東京大学史料編纂所
高城郡地誌備考	東京大学史料編纂所

一 文書・記録・記事は、原則として底本に従って掲載し、文書のみ通し番号を文首に付した。重出文書にも番号を付し、重出の旨を注記して本文は省略した。

一 収載した文書をほかの文書や写本等によって補充または校訂する場合は、次のようにした。

ア 補充・挿入箇所は▽ △及び◇で示した。

イ 底本が原文書または校訂史料と相違する部分は、原則としてその右側に典拠史料を記し示した。相違する部分が二字以上の場合等は、その範囲を明確にするため該当部分を〔 〕で囲んだ。また、漢字・かなの相違については、原則として読みが同じであれば、底本のままとした。

ウ 「薩摩郡地誌備考上・下」「高城郡地誌備考」については、稿本と考えられる鹿児島県立図書館所蔵「薩摩郡地誌備考」「高城郡地誌備考」によって補充・校訂した。

工 他に補充や校訂に使用した史料は、次の略記号で示した。

旧記雑録(東京大学史料編纂所所蔵) ①④

島津家文書(東京大学史料編纂所所蔵) ③

新編島津氏世録正統系図(東京大学史料編纂所所蔵) ①②

新編島津氏世録支流系図(東京大学史料編纂所所蔵) ⑤

比志島文書(東京大学史料編纂所所蔵) ④

延時文書(東京大学史料編纂所所蔵) ⑥

甕藩名勝考(東京大学史料編纂所所蔵) ⑧

薩摩国地理誌(鹿児島大学附属図書館所蔵) ⑨

応永記(東京大学史料編纂所所蔵) ⑬

神社調(東京大学史料編纂所所蔵) ⑭

高城郷由来記(東京大学史料編纂所所蔵) ⑯

諸家大概(鹿児島大学附属図書館所蔵玉里文庫) ⑰

冠嶽頂峯院文書(鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十) ⑱

新田神社文書(鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ十) ⑲

花尾社伝記(鹿児島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集八) ⑳

薩隅日地理纂考(鹿児島県教育会発行) ㉑

山田聖栄自記(『鹿児島県史料集Ⅶ』鹿児島県立図書館発行) ㉒

鹿児島縣地誌上・下(『鹿児島県史料集 第十六・十七輯』鹿児島県立図書館発行) ㉓

- 薩藩名勝志〔鹿兒島県史料集42・43〕鹿兒島県立図書館発行) ㊦
- 入来文書新訂(朝河貫一著書刊行委員会編・日本學術振興會發行) ㊧
- 統群書類従(統群書類従完成会發行) ㊨
- 新刊島津国史(鹿兒島県地方史学会發行) ㊩
- 一 「薩摩郡地誌備考上」・「高城郡地誌備考」に挟み込みの地図(計二点)は別紙附録として収載した。
- 一 刊行にあたって、文書の体裁をおおよそ次のように統一した。
 - ア 原注や文書中の異筆・補筆、また出典を示す箇所は、原則として「」(墨書)、『』(朱書)で囲んだ。
 - イ 文書の年月日・差出所・宛所の位置などは、原則として底本の体裁に従ったが、ある程度の統一をした。
 - ウ 文書・記録・記事中には、適宜読点「、」および並列点「・」を付した。
 - エ 原注に移動指示がある場合は、原則として該当箇所に移動した。
 - オ 頭注や行間の書き込みは底本の体裁に合わせたが、長い場合は※印を該当箇所に記し、関連箇所の本文後に適宜まとめた。
- 一 合点は「\」で示した。
- 一 原本の摩滅虫損は、字数を推して□または□を以て示した。
- 一 見せ消は、その文字の左側に「々」を付した。
- 一 編者の付した注は、原注と区別するために()で囲んだ。
- 一 欠字・平出・台頭などは、原則として底本の体裁に従った。
- 一 原文中の送り仮名及び返り点は、原則として省略した。
- 一 変体仮名は現行の平仮名に改めたが、江、茂、者、与など一部はそのまま用いた。

一 漢字は一部の異・略・俗字を除き、原則として底本の用字に従った。

一 本文中に、後に記入する目的や虫損等の理由で空けられたと考えられる箇所について、□□、□、ヽヽ、――、
などがあるものは、原則として底本の体裁に従った。

一 『鹿児島県史料 旧記雑録』との重複文書については文末に注を付した。なお、記事の場合には、原則として重複注は逐一付さなかった。

一 当時一般に使用された文字のうち、次のようなものはそのまま用いた。

吳(異) 早(畢) 季(年) 刁(寅) エ(衛) 皈(婦) 岢(時) 哥(歌) 𠂔(事) 迁(遷) 𠂔(歟) 杫(杉)
𠂔(州) 无(無) 𠂔(靈) 𠂔(廟) 𠂔(秋) 筭(算) 𠂔(虎) 三・二(四) 𠂔(摩・磨・廳)

旧記雜録拾遺地誌備考三 目次

解題	1
例言	9
目次	13
日置郡地誌備考 追録下	
串木野郷古雜記	1
羽島氏系図文書	三九
(地理志(串木野郷))	五五
日置郡地理志	五六
神社仏閣寺院諸伝取調帳	七五
花尾大権現註縁起	九七
(郡山郷寺社棟札等(近都宮・諏訪・稻荷等))	一一三
薩州厚智邑花尾宮並平等王院持尊且五院再宮来由記	一二九
花尾山隨身門記	一三一
花尾山鐘銘并叙	一三一
(花尾社石塔銘・棟札等)	一三三

華尾山御宮其外取調帳	一三七
薩摩郡地誌備考上	
薩摩郡	一四五
平佐郷	一八〇
隈之城郷	二〇三
高江郷	二一七
薩摩郡地誌備考下	
東郷	二二七
入来郷	二六〇
樋脇郷	二七六
永利郷	二九〇
高城郡地誌備考	
高城郡	三〇一
水引郷	三〇三
高城郷	三四五
新田可愛御陵来由并吟味書	三六七
文書目録	三七七

日置郡地誌備考 追録下

(表紙)

日置郡地誌備考 追録 下	串木野 日置 吉利 永吉 郡山 郡山社寺調 花尾社縁記
--------------------	---

(中表紙)

日置郡地誌備考 追録 下	串木野 日置 吉利 永吉 郡山 郡山社寺調 花尾社縁記
--------------------	---

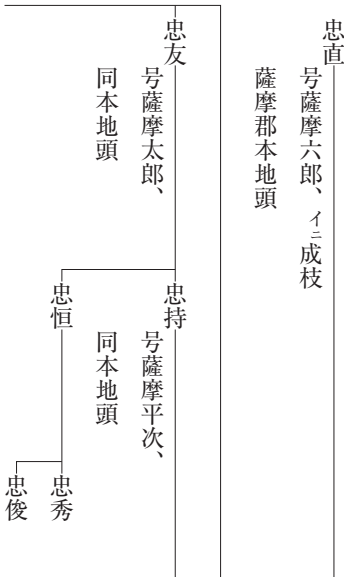
(中表紙)

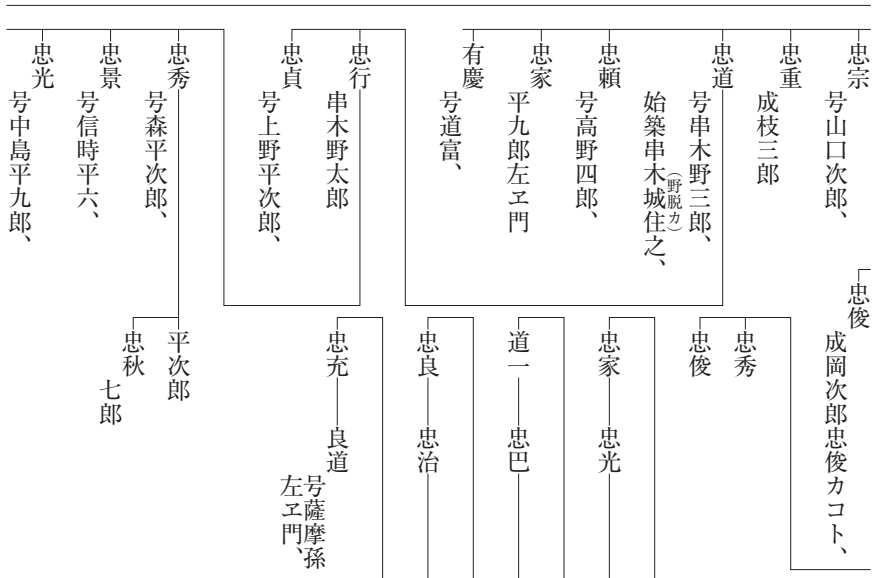
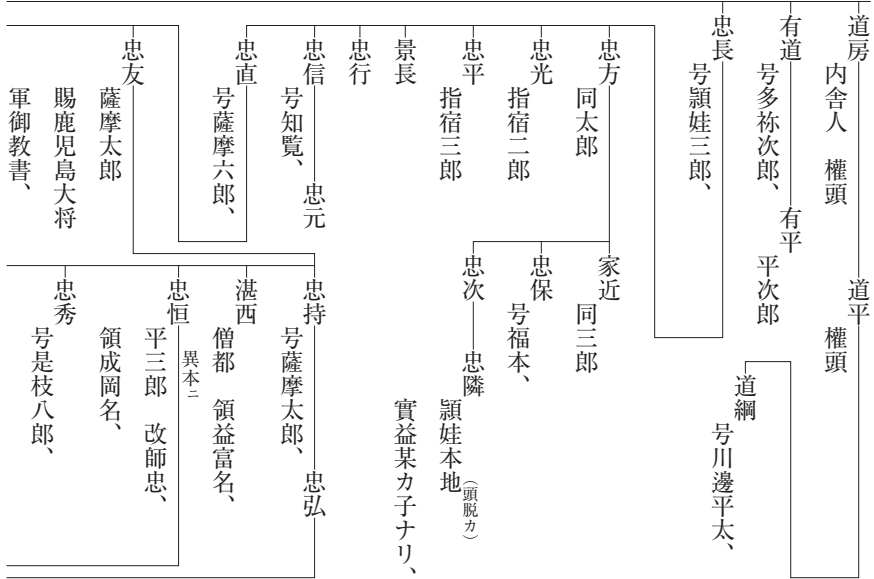
此古雜記は、嘉永辛亥の年、余横目役をもて在勤中輯録する所の稿本一冊あり、地誌備考の追補とす、明治廿四年、伊季通誌、

串木野郷古雜記

(ココニ日置郡略地図ノ貼紙アルモ省略ス)

已上略ス、





「天娘
中国室

忠景
号阿多四郎、従五位下
下野守 薩摩国押領司

忠明
号別五郎、
(府脱之)

忠吉

〔建久八年薩摩国圖田町ノ内拔書〕
(坂)

一薩摩郡三百五十町三段内

寺領二十六町八段安樂寺

寺領五町八段弥勒寺

社領一町七段府領五ヶ社内

公領三百十七町内

成枝八十六町

光富四十九町内廿町万得

是枝九町

時吉六十九町 島津御庄寄郡

下司僧安靜

下司僧安慶

下司郡司忠友

郡司忠友

名主荒川太郎種房

名主在廳家弘

名主在廳道友

地頭右衛兵衛尉
(門)

若松五十町

名主在廳種明

已下略ス、

地頭同前

〔聖栄自記〕

一其頃薩戸碓山之城を取構、師久御住所に成て、隈之城・
申木野・荒川・羽島・高江・宮里・山門に取つゞき洪
谷に對し合戦有、動もすれば守護方を背きたり大将に
付、島津殿へ弓矢を取云々、

〔聖栄自記〕

一總て薩州ハ元より四ヶ所破ける紛れに総州方山籠し、
御方の判官殿・山城守殿・北野殿(北野頭)・親類宗との人
々薩戸郡に取入、判官とのハ(は)山門郡、隈之城は山
城守との居住に候、碓山・荒川・羽島、薩戸郡の内ハ
残らず総州方の手に属す、爰に久世ハ南方に馳越云々、

〔聖栄自記〕

一屋形は山門落居の間、中途伊集院御座候て、四ヶ所の

高城方兄弟立分れ二ツに成、御舎弟^④三郎方ハ屋形申入候へは、伊集院・市来・高江・宮里・羽島方、御内よりは長門守、高城之本城に被打入候、兄の大川方は東郷・國府・執印などを頼、水引に被居、其時ハ祁答院・入来院は屋形かたを申さるなり云々、

〔地理誌に〕

一 串木野城龜ヶ城と云、道路より東の方飯屋上之山として 貞久公御居城なり、 文和四年九月二

日、宮方大将三条侍従并市来太郎左衛門・鮫島彦次郎入道・知覧四郎・左當彦次郎入道以下賊徒寄来當城間、太守師久公御出馬、五ヶ日合戦有之候て御勝利なり、

〔地理誌〕

一天文八年八月廿八日、城主川上上野守忠克島津八郎左衛門實久か旗方をはなれ 貴久公に奉属候、以案原某之幼童為質下公之旗下、

一 擾乱記に曰、此日川上彦三郎嫡家なり幼少無頼方、廿八日曉、以福島某當城を 貴久公に献す、案原氏一子幼少を質とし携へ来るとあり、

〔地理誌〕

一 忠久公御代、串木野三郎忠道成枝薩戸六郎忠直三男なり領之、子孫四代之間領之、

一天正之頃、島津中務太輔家久領之、初め又七郎、或元龜元年賜串木野居住すと云々、

〔地理誌〕

一 櫛木野城 國初串木野三郎忠道薩戸六郎忠直三男なり始築當城住之、

其子太郎忠行、其子平次郎忠秀、号森、其子平次郎、

其子七郎忠秋是より末家系圖に不見得領之、其後川上左近將監忠塞

五代兼久三男賜當地三十町居城す、其子掃部介栄久、其子上

野守忠克まで領之欵、其後元龜元年春、島津中書家久

渋谷為押去横川賜此地移居す、天正六年、此地を去て

佐土原に移り、其後宮原左近將監景晴補地頭職、

〔地理誌〕

一 永祿十年丁卯、串木野坂之下楯にて渋谷衆五十三人討

死、但五月十九日〔日州〕旧記に有、^④〔日州〕

〔入来院彈正少弼重頼譜中二〕

一應永十年十二月七日、島津播戸守久公賜西方・荒川・羽島、共薩州。

〔同出羽守重茂之傳
重茂者重頼之孫なり〕

一永享八年丙辰九月十四日、太守陸奥守貴久公後称忠國公

羽島六町を賜ふ、先例に任可領知之證書、

〔入来院加賀守重嗣傳〕

一天文十五年丙午八月廿四日、重嗣初陣串木野枯木尾、

爾来数多勞軍務、

〔地理誌〕

一羽島村此所浦町あり、沖に羽島あり、遠見番所あり、

薩广平次忠持四男若松忠重事當村并若松知行と家譜に見へたり、應永十年癸未

十二月七日、島津播戸守久公主より入来院彈正少弼重

頼に賜ふなり、其後永享八年丙辰九月十四日、太守先也

貴久公後称忠國なりより入来院出羽守重茂に當地六丁吉例に

任可領知之證書を賜ふ、

〔末吉羽島氏家系圖抜書〕
聖武天王九代孫

友廣 ————— 康友

八文字民部太夫

鹿兒島藤内 鹿兒島郡司

後ハ廣言

藤内 右馬丞

嫡女

右大將家御下文給、

田中九郎妻

新田宮執印職

康兼

中務丞

友尚

後家 迎阿

左近將監

執印職相傳之、

執印職是ヲ相傳、

友成

国分左衛門尉

隱守一般脱カ

執印職相傳、

友員

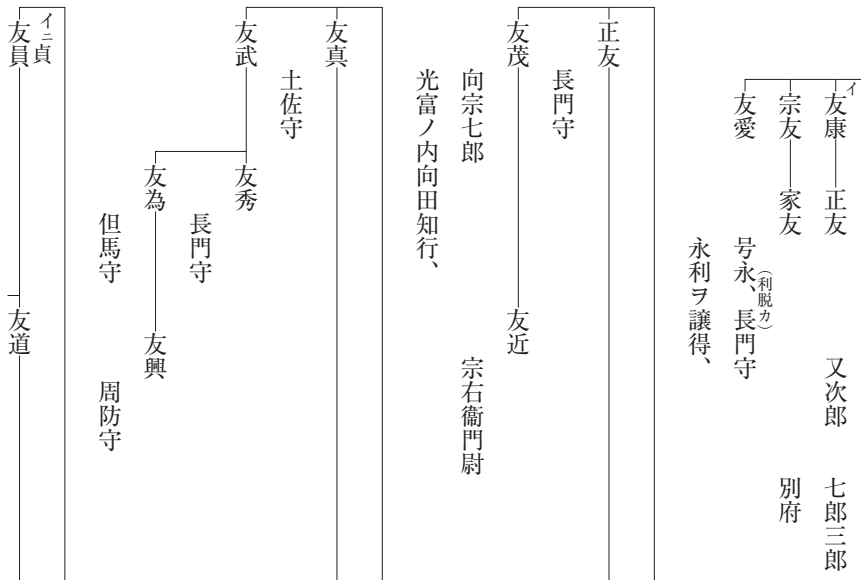
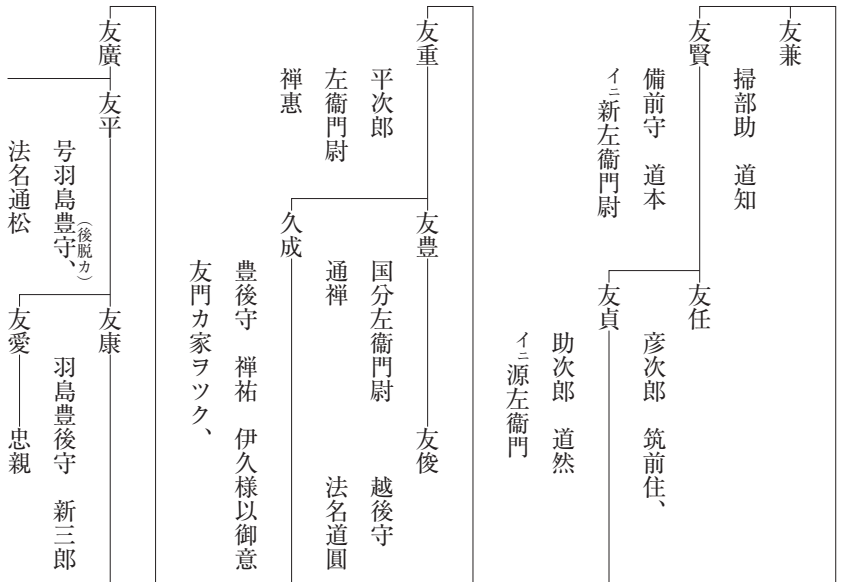
右衛門尉

師尚

信蓮

備後守 道法

国分右衛門尉



源右衛門尉

土佐守

女子

玄蕃允

平佐ニテ打死、

吉友

丹波守 信濃守

出家

七郎三郎

友平

新三郎 天正五年日州上ノ別府ニ移ル、肥後隈

城ニテ討死、

友明

友位

略

右近亮

藤右衛門

〔諸家大概記〕

一 羽島氏 元祖友貞[㊦] 羽島[△] 并向田邊領知し、号羽島候、

嫡家は末吉士族羽島新兵衛又は羽島藏人之間と見得申

候、両家共に慥なる文書格護いたし候、就中新兵衛文

書は御家御代々御證判其外所持申候、飯野羽島某も文

書所持申候、羽島氏の二男家に向井と号候者あつて、

此子孫向井和泉事 日新公に奉仕、有名士にて候、向

井弥右衛門・向井市之丞ハ和泉[㊦]孫にて候、

1 羽島氏文書

〔岡ヶ原御下知状也〕

(本文書ハ五九号文書ト同文ニツキ省略ス)

2の1 同

六波羅下知状

(本文書ハ六〇の1号文書ト同文ニツキ省略ス)

2の2

(本文書ハ六〇の2号文書ト同文ニツキ省略ス)

3

(本文書ハ六一号文書ト同文ニツキ省略ス)

4

(本文書ハ六二号文書ト同文ニツキ省略ス)

5の1

(本文書ハ六三の1号文書ト同文ニツキ省略ス)

5の2 (本文書ハ六三の2号文書ト同文ニツキ省略ス)

14 (本文書ハ七六号文書ト同文ニツキ省略ス)

6 (本文書ハ六四号文書ト同文ニツキ省略ス)

15 (本文書ハ七七号文書ト同文ニツキ省略ス)

7の1 (本文書ハ六五の1号文書ト同文ニツキ省略ス)

16 (本文書ハ七九号文書ト同文ニツキ省略ス)

7の2 (本文書ハ六五の2号文書ト同文ニツキ省略ス)

17 (本文書ハ八一号文書ト同文ニツキ省略ス)

8 (本文書ハ六六号文書ト同文ニツキ省略ス)

18 (本文書ハ八三号文書ト同文ニツキ省略ス)

9 (本文書ハ六七号文書ト同文ニツキ省略ス)

19 (本文書ハ八六号文書ト同文ニツキ省略ス)

10 (本文書ハ六八号文書ト同文ニツキ省略ス)

20 (本文書ハ八七号文書ト同文ニツキ省略ス)

11 (本文書ハ七〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

「見于末吉衆中根元記」

一

羽島太郎次郎

12 (本文書ハ七四号文書ト同文ニツキ省略ス)

右祖父事、川内山田より高山へ罷移り、夫より慶長五年に末吉へ罷移り、地頭村田雅楽之助入道殿江相付御

13 (本文書ハ七五号文書ト同文ニツキ省略ス)

奉公申候、

〔名勝誌〕

一 冠嶽 本邑上名村に属し、地頭仮屋の寅の方凡式里許り、地頭仮屋同村に有、此嶽ハ日置・薩摩の両郡に接し、東ハ入来邑、南市来邑、西北は本邑にして、層巒あり、東西を分て西にそびへたる高岳を西嶽といひ、東の方を東嶽といふ、中央を中嶽と名つけて稍卑し、三所に熊野権現を安置す、或諸に、人皇八代 孝元天皇のとき、吳國の神人此山に來り、〔玉〕冠を留しゆへ冠嶽といふ、又神人去て伊佐郡紫尾山に至り、紫衣裾を残しけるをもて紫尾と名つけ、また去て紀州熊野山に到る、皆熊野権現の祠を建つ、即秦徐福なるよしといへり、此事ありやなしやはしらす、今親乎此嶽を隈之城佛耨橋の街道にて遙かに望むに、冠の形に似たり、又市来薩摩渡瀬の堤にて見ても冠の如し、山形よて名を得たるものか、其形をもつて名とすること世に多し、

一 冠嶽三所権現 上名村に鎮座、地頭仮屋仮屋同村寅の方壹里三拾五町余、祭神熊野大権現、例祭五度、正祭九月九日、當社ハ熊野垂銘の靈山にて、人皇三拾二代 用明帝の勅願

寺にて蘇我馬子宿禰建立せり、日本紀を案するに、馬子宿禰ハ用明帝の大臣にして、推古帝まで三代に仕へ、帝の三十四年五月朔日薨しける、蘇我稻目は宿禰の子なり、武略弁才あり、三寶に恭敬し、飛鳥川のほとり家し、庭中に小池をひらき、小島を池中に作る、ゆへに時の人島の大官といふ、別當寺を頂峯院といふ、二王門前の川を祓除川といふ、鳥居前の川を花川と名づく、渉りて別當寺あり、鳥居内石壇にして拜殿に到る、即東宮是なり、本地阿弥陀如来、秘佛、社殿の戊亥の方谷あり、不動谷といふ、花川の源なり、岩壁三丈余の所に不動明王を安置す、又装束石あり、兩岸ともに高く天にそびへ仙巖といふ、これを阿子丸仙人石体と崇む、絶頂に不増不減の水あり、硯の池といふ、文明中、桂庵和尚來て詩を賦す、頂峯院より、又寶生山ありあ、岩壁三丈許りに洞あり、中に虚空藏を安置す、長き梯子を架して參詣す、護摩壇石あり、是より数町を経て中嶽に到る、社あり、中嶽権現是なり、本地薬師如来、又数町の坂路を攀登れハ南岸に岩窟あり、横五間余、入三間許り、その高きこと壹丈にすぎたり、中に小社を安置し大岩戸権現と云、所祭霧島・開聞彦山の諸社、大岩戸の脇に洞穴あり、煙草を生す、大岩戸壹町許り西に目洗水あり、其南十町許り所に鬼ヶ石あり、右之方に材木嶽見へたり、良材を積重

ねたるに似たり、巔に石の小社(四)を安置して材木嶽権現

と名つく、材木嶽の南に經の塚あり、經をたゝミたる

に似たり、經の塚の申の方に西嶽あり、冠嶽第一の高

岳にして、上に平地あり、凡そ縦拾二間、横八間、爰

に社を安置す、西嶽(三)の権現是なり、本地千手觀音座像、延寶六年丙午十月四

日夜火災にかゝり、神社佛龕一時に灰となる、天和三年辛亥(三)の秋社

頭修造、貞享四年丁卯の秋、千手觀音及び不動の像を京都佛師に命

して彫刻し安置すと云々、西嶽の南に阿弥陀堂あり、文治五年、靈山

寺開祖成賀上人安置なり、成賀上人ハ、壽永二年八月、東谷

二十八日、中嶽の岩窟に入草庵を結ひ、一間四面の堂を建立し、同

年二月十六日隱居、十月二十七日、金色阿弥陀三尊を安置して、念

佛三昧の行を修す、承久二年、大佛殿語ての志あり、上洛して國に

かへり、中嶽の旧庵を去て西嶽の腰に轉移す、靈山寺これなり、寛

喜元年、一間四面の堂を重興し、阿弥陀三尊を安置し、明年庚寅十

一月十六日、供養をなし、二季大般若を讀す、ことハ鎮主串木野

三郎平忠道承久二年庚辰八月寄進狀且阿弥陀建立大略縁起に見へた

り、靈山寺ハ正應年中まではありしかと見へしに、廢寺ニ及ひしや

今ハ、

棟札

一奉造立東嶽三所大権現社頭一字云々、大檀主藤原光久

朝臣・同久平、當地頭野村大學助源元綱云々、寛永廿

一年甲申四月二日、當座主法印盛應、奉行尼玉源太左

衛門・同上村万右衛門尉、大工武元兵右衛門尉・同前

田弥五介、

奉造立中嶽三所権現社頭一字云々、大檀主以下前文ニ

同し、略ス、

奉造立西嶽三所大権現社頭一字云々、大檀主藤原光久

朝臣・同久平、地頭鎌田左京政喬云々、慶安四年辛卯

三月吉辰日、沙門全有敬白、

右西嶽権現社頭、久数年破損、而无神社、今度依訴

訟銀子一貫目檀越光久公御助成也、依之令再造者也、

奉行有馬源七左衛門・肝付新介・上村万右衛門、

名勝誌

一冠嶽山鎮國寺頂峯院 冠嶽(三)の別當にして、東宮脇

にあり、真言宗大乘院の末寺なり、本尊阿弥陀如来、

立像、長卷、(三)尺式寸六部、當寺旧記を案するに、用明帝勅願(三)寺(三)によ

て馬子宿祢冠嶽三所に熊野を崇め、寺を建て興隆寺と

号す、阿子丸仙人を開山となす、天台宗の人なり、数

世の後、洛陽東寺院家法輪院権僧正宗壽地藏院門主法務前

して、延徳二年庚戌八月十勅に依て住職し、真言家となす、(三)八日化なり、年八十四

即當寺密宗の開祖なり、何年今の院号に改め大乘院の

末となるや詳かならず、初め本尊阿弥陀の尊像ハ、得

佛公四十一歳にならせ玉ひしとき安置の靈像なり、光後

真銘云、奉安置無量壽尊一軀、後醍醐右奉為護持篤信大檀越忠久公、御即子孫永保、國泰民安、怨敵退散、君臣和睦故也、依旨趣如件、承

久元年己卯正月吉日寬陽公靈佛なることを聞し召し玉ひ、住僧全

有法印四十世住僧、鹿に命して府城看經所ニ安置す、今

の本尊は其代に賜ふと云ふ、鐘樓ハ邦君大玄公造立に

て、新に鐘を鑄て寄進し玉ふ、寶曆十年庚辰五月九日

天火にかゝり、寺屋忽に燒亡して記録詳かならざる事

おほし、

〔高陰漁唱〕

一文明戊戌孟夏十有一日、予隨 太守、遊于冠岳教寺、

境佳而人傑也、山名冠、又号仙者、昔秦徐福方士駕樓

船、而求藥於蓬萊之仙府、始来于此地、脱彼衣冠而著

我狄服、遂相攸以棲止焉、山之巔有水、清淺而可浸手、

雖霖潦之夏、不添其深、早亦無曾乾、靈異匪一、或以

為蓬萊、殆不妄者乎、今也不啻入此佳、前境剩陪遺遊之席、

寔千載前之一遇也、不堪歡抃之至、謹製里語三章為記焉、

釋桂庵

徐福會前會從海外来 初知日域是蓬萊 仙園花木春常有

祝前樂邦君萬壽盃 滿筵佳士喜清遊 主人有德境愈顯

一嶽高擎冠九州 從一神人來脱冠 仙士景象遶天壇 層巖萬丈絕巔水

雨不添深旱不乾 冠岳、薩之靈地也、後巖峭、前巖其巔貯一日、清而窪

者、恰似硯池之形、雖歷淫雨甚旱、未嘗視其有乾

溢、胥傳云、稚子幼童之学字也、掬以供硯滴、則

無不能書者、故水之名鳴乎海西、不亦奇哉、山之

主席作詩見示、仍賡韻且述故事、

日上高巖宿霧開 連空青壁絕梯媒 兒童学字硯池水

筆下龍蛇送雨来

〔地理誌〕

一説曰、用明帝勅願所、天台宗也、村上天皇天曆丁未、

蒙勅改台宗以洛陽東寺院家法輪院僧宗壽為真言開祖、

〔神社佛閣帳〕

一 冠嶽山 頂峯院 鎮国寺

高三拾九石九斗三升四合三夕七才

奉造立冠嶽山持佛堂一字云々、大檀主藤原朝臣光久・

同久平

慶安四年辛卯八月吉日 當住持沙門全有敬白 當地頭

鎌田左京亮政喬

之書改には権現神領高とも有之候、

一 熊野三所権現

東嶽天神七代之初神

國常立尊

西嶽同二代之神

國狹槌尊

中嶽三代之神

豐斟（尊）尊

右、三所ニ御鎮座、祭日 正月元日 三月三日

五月五日 九月九日 九月十九日 九月廿九日

十二月廿九日

右之祭、寺高四拾三石之内を以都て相調候事に御座

候、

三所権現

東嶽（證）城殿阿弥陀如来

御本地 西嶽上宮千手觀音

中嶽中宮薬師如来

三所権現末社

一 御經之塚

但經をたゞミたる様の自然石有之候、縁記等無御

座候、

一 材木嶽

〔寺社由緒〕

文化書出

冠嶽山 鎮国寺 頂峯院

右者用明天皇勅願所と前代より之校割帳に書記有之

候、元者天台宗にて、開山阿子丸親王と申候、十九

代相傳、其後天台宗を改め真言宗ニ相成、京都法輪

院権僧正宗壽勅住にて中興開山、夫より真言蜜院に

て、當住快超まで五拾七世ニ罷成候、

一 寺高四拾三石八斗五升

右者、慶長五年之知行目録に、鹿兒島御館内護戸

所勤料として可被成下旨、御家老衆御連印之奥書

有之候、前代拾二ヶ寺長日寺之由相見得候、近代

但古人之申傳へに、往古右之嶽にて材木を取召し置候ところ、一夜之内に石となり候由、材木を積重ねたる様之石有之候、

一大岩戸権現

彦山権現 開聞宮 霧島六社権現

但地より三丈^{⑧余}高き所へ凡そ四敷四間計り之勸請家にて造立仕程之岩屋にて御座候、宮ハ小倉にて御座候、

一虚空藏堂一字

但地より三丈余高き所之岩内に有之、梯子相掛、

岩穴之深さ七八間も有之様に申傳候、

一不動尊 立像一躰

但地より三丈余高き岩穴へ有之、岩穴奥之深さ五六間ほど、每人罷登事成かたく候、

一仙之岩 仙人石躰

但絶頂之岩之中へ有水、是を硯之水と申傳候、

一児ケ宮 如意輪觀音

但児ケ石とも相唱候説も有之候へとも、野中に大石有之、是を児ケ石と申傳候、然ところ、東嶽権

現之棟札に児ケ宮と書載せ有之候ゆへ、是に相違ハ無御座筈、場所之義ハ何れ之処相分り不申候、縁に逢ひ候人ハ目にかゝるなど、申傳も有之候ゆへ、所中相糺申候処、爰本上名村之百姓行^{⑧当}り候由申傳承候間、相糺候成行別紙に書記さし上申候、右之外由緒不見得、堂宮略之、

21 頂峯院文書

以下巻物五軸あり

一 吳國降伏御祈事、去十月廿七日関東御教書今月廿日到

来、案文如此、如状者、薩摩國一宮國分寺^{⑧為脱之}宗寺社、殊

可致精勤之由相觸之、可令執達卷数^{⑧進}者、任被仰下^{⑧之}

旨、可被致御祈禱^{⑧世}候、仍執達如件、

正應五年十二月廿一日 左衛門尉御判(花押)

冠嶽別當住僧御中

(本文書ハ「旧記雜録前編二」九六四号文書ト同一文書ナルベシ)

22 同

一奉^{⑧免}

薩摩郡申木野村内冠嶽両山神領田畠山野等事

右、當所者、熊野垂跡之砌、大権薩(⑩)之栖、為長日不

退御祈禱所之間、於件田畠山野等、領家御方地利物以

下者、任先例、依仰所奉(⑩)如件、

永仁五年十月十八日(⑩) 又六御在判(花押)

「忠宗公御舍弟伊作大隅守久長入道」
沙弥道意同(花押)

大江景遠同(花押)

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一〇一七号文書下同「文書ナルベシ」

23同

一冠嶽靈山寺別當代(⑩) 賀申、於社頭致狩獵、乱入神領成

煩事(⑩)、訴狀(⑩)副具如此、事實有、甚無其謂、早任先度奉

免狀、不可成違乱、次(⑩)甲人等狼籍事、可加制止也、

向後有違非之輩者、可處罪科之状如件、

嘉元三年後十二月十五日(⑩) 道義御在判(御判ハナシ、
写シト見ユ)

中條平内左衛門入道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一〇九九号文書下同「文書ナルベシ」

24同

一補任

薩摩郡内先達職事

右、於彼職者、充行所冠嶽栄永也、早任先(⑩)、可令補任

状如件、

康安二年八月二十五日(⑩) 師久御在判(花押)

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一〇八号文書下同「文書ナルベシ」

25同

一冠嶽権現

御寶殿修理事

右、為凶徒退治、立願如件、

貞治六年七月廿四日(⑩)

「六代太守」
修理亮氏久御在判(花押)

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一七八号文書下同「文書ナルベシ」

26同

一御札委細承候早、抑去夏被入見參候之條、存候(⑩)、

時者、連之可申候、兼又承候奉加事、進之候、委細(⑩)

御申候間、令省略候、恐恐敬白、

九月廿四日(⑩) 「氏久公御法名」
沙弥玄久御在判(花押)

謹上 冠嶽別當御坊

御中

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一七九号文書ト同一文書ナルベシ〕

27同

一補任

薩摩國申木野村内冠嶽東谷西嶽V②兩山△別當職事

右、^{⑨於}到職者、所宛行榮永也、早任先例、可令補任之狀

如件、

應安六年三月十二日 伊久御在判 (花押)

〔師久公御子上総介〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二二五号文書ト同一文書ナルベシ〕

28同

一奉加 冠嶽山社壇

馬一疋

右、為彼御寶殿造営、奉加如件、

至徳二年十月十一日

〔七代元久公初ノ御名〕

藤原孝久御在判 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」四三八号文書ト同一文書ナルベシ〕

29同

一敬白

奉寄進冠嶽山三所権現、限永代薩摩郡内天辰谷口參段

〔定カ〕

右、寄進志趣、偏只為天長地久御願圓滿、且為家、且

為當代弓箭、且為子々孫々、或郷内安穩、或諸人快樂、

為取分息災延命、恒受安全、朝夕之祈禱奉憑故也、依

志趣若件、

應永十二年ひのとの二月九日

〔伊久公御二男〕

鳥津山城守藤原忠朝御判 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」七六〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

30同

一敬白

冠嶽山三しよこんけんにりうくわんの事

右、こんとの世上目出度候て、弓箭のうんをひらき候

〔て〕、よせ田しほ入の本寄進の事かへし申へく候、か

さねて一^{⑩候}所寄進申へく候、せい^{⑩の}御きたうをいた

され候へV^⑩く候△、仍くわん書如斯、

應永十二年ひのこのの 八月廿一日

〔宛〕

島津山城守恭原忠朝御判
〔本ノマ、ハ、
⑩藤
〕右同〕

33同

〔氏久公御夢想御書物ニ付御判在〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二七六四・七六九号文書ト同一文書ナルベシ〕

31同

一 冠嶽権現御供田

薩摩國薩摩郡之内勝目追耆町如本返付申候⑩

右、件在所者、早守先例、可領知⑩有如件、⑩扶

應永十九年二月廿八日 島津道世〔忠朝ノ法名〕（花押）

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二八七一号文書ト同一文書ナルベシ〕

34同

一 権現領 坪付

薩摩郡之内

大牟田 一町

数余木 一町

鶴田々 一町

右志趣、為子孫繁昌也、
〔至徳〕

正應元年十二月 日 沙弥玄久〔氏久〕（花押）

〔包紙〕 謹上 冠嶽別當御房

御中

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」九〇九号文書ト同一文書ナルベシ〕

32同

一 敬白 冠嶽権現

奉寄進

薩摩國伊集院大田之内一町、次栗毛馬一牽、奉寄所也、

右意趣者、敵悉退治為本覆、立願如件、

長祿三年八月六日 伊集院熙久〔大隅守〕（花押）

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一三七八号文書ト同一文書ナルベシ〕

35同

「口切ル、」
一町、数余木一町、以上式町、為此之堺之合戦之祈禱、

奉寄進冠嶽権現也、其外於山中可被止地頭之妨、宜可
被存知此之旨之状如件、

正平廿一年九月二日 「入来院氏」
彈正少弼重門（花押）

冠嶽院主御房

〔御ナシ〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」一六五号文書ト同一文書ナルベシ〕

36同

一讓渡冠嶽靈山寺領寄田浦塩入耆町事

出羽阿闍梨栄増判

合水田耆町内早田五段者

右、於水田者、往古靈山領也、仍栄英彼塩入耆町於方

々申立之處、雜掌用途於アマケ巨多栄増被助成之間、限永代

所讓與也、然者停止万雜公事、至于子々孫々、無向後

違乱可被領知也、但朝家御祈禱大般若經轉讀之時、一

季春僧饍料米許於可被備進當山別也、爰彼水田〔御ナシ〕於

致違乱之輩者、不可令知行別當職、仍無自門他門之違

乱、限永代可被領掌也、讓状如件、

正應元年十月五日 冠嶽靈山別當栄英

僧栄海

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」九〇八号文書ト同一文書ナルベシ〕

37同

一御〔御願〕〔領内〕圓満并忠資同子孫繁昌祈、可被致丁寧也、仍

補仁状如件、

觀應二年四月廿日 「指宿太郎平忠資カ」
平忠資

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二三四五号文書ト同一文書ナルベシ〕

38同

一奉加冠嶽山社壇

馬一疋

右、為彼御寶殿造営、奉加如件、

至德二年十月十一日 「姓氏不詳」
能登守基久

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」四三七号文書ト同一文書ナルベシ〕

39同

一 依無題目候、^{④久}不申承候、心外之至候、聊非疎略之儀候、

御同心候ハ、本望候、兼又此際無沙汰之通為申候、岩

野對馬進之候、定めて委細可申候、恐惶謹言、

六月十一日

〔姓氏未考〕

泰朝（花押）

冠嶽座主御坊

^{④字シ}〔御中〕

〔本文書ハ、旧記雜録附録二二二五号文書ト同〕文書ナルベシ

40同

一 上卿中御門中納言

文明十四年十二月十一日

宣〔下切、旨ノ字カ〕

大法師〔證文〕^{④登久}

宜任權律師

藏人頭右中辨藤原元〔欠〕
〔長ノ字カ〕

41同

一 惣地頭所下 先達延慶所

奉免冠嶽權現御宝前

薩摩郡内所之事

一所 成永名之内せりか野壱曲

一所 太郎丸名内那良原壱曲

一所 本若松名内加治妻迫壱曲

一所 富永名内川骨山常荒壱曲

右、件所之者、或依本願主奉寄之状、或任惣地頭之

免判之旨、所令奉免也、住僧等宜致式日之勤、可奉祈

請天長地久由之状如件、以下、

寛元四年二月八日

惣地頭兼郷地頭代左兵衛尉（花押）

〔本文書ハ、旧記雜録前編二四三二号文書ト同〕文書ナルベシ

42同

〔口切ル、――〕
一 状欵、奉祈禱 聖朝外朝天長地久、殊國吏在廳官人等

安穩泰平也、永止國衛之煩、以榮英之流、至于将来、

無向後之違乱、可令師資相承也、綺也、佛事也、後司

争令後悔哉、仍奉免如件、

正應元年六月廿八日

左衛門尉源在判〔本書此通〕

永仁二年正月 日

從五位下行河內權守平朝臣重鄉〔高城氏〕本佛法名

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二八九九号文書ト同一文書ナルベシ〕

43同

〔文字欠〕〔戀〕

一 冠武住僧等所

可早東谷山主職事

右、以成賀聖人、補任件職畢、仍山内住僧等、隨彼命、月並恒例佛事勲行之次、可奉祈國吏莊方並地頭息災安穩之由、加之於開発田〔之〕所當者、充行五節供料畢、後之〔之〕將來全不可相違之狀如件、

壽永二年八月 日

地頭掾大〔前宿祿〕 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二七五号文書ト同一文書ナルベシ〕

44同

一 薩摩國薩万郡内串木野村領主平忠道謹辭

奉寄冠嶽新別坐靈山寺〔野〕〔持被晚〕〔敬曉持〕當居住之私地尅曲事

但〔四至〕 如城〔也〕

右、尋彼山者、彦山權現御本山、既送七百余歳之星霜、

遠者本朝奇異靈地、近者當國无雙勝地也、抑此嶽為躰、

〔靈霧〕

四明靈晴、生死長夜忽曉、谷靈水清澄、煩惱塵垢早被

洗、實極樂東門、為西方便道、云々、爰一人聖人

隱居既卅年、偏望西方淨刹、而間齡及八旬、建立一字

伽藍、号云靈山寺、安置之弥陀佛像、勤修之、每月十

〔晝夜〕

五日〔書一〕不断念佛、爰忠道隨喜之哀之、為末代佛

事相續、停止万雜公事地利物、莫大功德何事如之哉、

且為正朝外朝國吏泰平、且為忠道現當二世悉地成就圓

滿、限永代寄進畢、仍於彼聖人跡〔躰〕、相繼弟子同法者、

敢至于子々孫々、不可致其妨之狀如件、

承久二年庚辰八月〔日〕

平 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二二六七号文書ト同一文書ナルベシ〕

45同

一 鎮西九州薩摩國薩摩郡内冠峯靈山院大檀那成阿弥陀佛

敬白、

中峯并靈山院興隆佛法子細事

夫以、釋尊者、早隱壇戒之質、示涅槃、慈尊者、更疊

智弁之衣、幽憶却、流轉生死之習、電光朝露之悲有待、
 依身寧難遁者乎、爰今予遁世之志銘於心肝、念佛之勲
 功於九廻、倩案事情、住入於深山、思惟佛道誠說、隨
 寂莫無人聲、讀誦此經典金言、去以文治五年己酉九月
 二十八日、入中峯之靈巖、聊結草庵門戶之形、雖企堂
 舍土水之營、一鉢空底、三衣該寒、誰人尋之、何類訪
 之、雖然仰三寶冥助、馮護法善神許也、依之建立一間
 四面堂舍也、同年二月十六日、隱于當山、然間感應至
 時、緣熟應節、同年以十月廿七日、奉迎金色阿彌陀三
 尊、彌修念佛三昧之行、所日夜弥陀淨土、所厭寤寐
 娑婆世界、始自年齒四十、不下聚落、敢不宿在家之
 莊、△前後合四十三年之山籠也、承久二年庚辰、依大
 佛殿詣之志上洛、以後改中峯旧室、大冠中腰卜居、志
 趣何者、臨蒼海、凌波、修日想觀、早諍肉髻光、入險
 伽道場、凝月輪觀、翫心中佛性、然而高城郡領主伴信
 康朝臣、依為竹馬入室師弟、以嘉祿二年、奉寄當山紙
 宿浦、子細具于彼狀也、以寬喜元年己丑、建立四間四
 面堂舍、安置金色弥陀三尊、同二年庚寅十一月十六日、
 供養遂之、所以屈无緣淨侶、二季轉讀大般若者、殊當

國國史並下總守經秀朝臣致御祈禱、兼生涯不斷念佛効
 驗寔可量哉、彼浦自然雖有、新開田地、悲愚分度世以
 上分米、弁備佛性燈油、或令支配不退念佛衆、全不及
 一塵已用者也、哀哉慈覺大師常行三昧者、七晝夜當山
 念佛一生中、此則興隆佛法、廣作佛事、所願成弁慈尊
 覺悟故也、仍為明光跡、建立粗大略緣起如件、

[46]同

一冠嶽山之次第為後之置文

開發之事

地景之事

行法之事

院宣之事

檀那崇敬之事

被停止万雜公事之事

於于熊野山沙汰之事

申木野地頭名先達職之事

於于彦山沙汰之事

當山諸方雜務之事

寺中罪過人之事

坐主職之讓狀依志可被任進退之事^{⑩心}

抑當山建立當初忝 人皇三十二代用明天皇御宇馬子宿祢親王御願所草創也云々、星霜年積、至文安六年八百五十餘歲也、薩摩郡串木野内也、東者入来院、南者市來院、四至境之事者文書有之、西者靈山寺、号上宮、南之麓雖雙坊舍、建久五年甲寅年造營之外無之、今成荒野、殘礎計、或依神領所職之押妨、或依人力衰廢之辛疲、殘所大底檐傾痛哉、見之孰不可不悲、東興隆寺、号本坊、可謂四神相應之地景、北後玄武靈巖高聳、頂在不增不減之水、幼童酌之習手之間、号硯水、仍能書數輩出来、今依疎學之拙心營雪之窓、勞臂無携翰墨、然處自明德以来、山之名譽、顯我身之德人無之、口惜哉、^{⑩左}東在青龍水流、朝夕要之、南前朱雀河流、濺煩惱之垢之間、号解除河、西右白帟有大道、諸人往復是輒、亦花河自北南流出、取此水數百年之行法、真言不思議、關伽水漲落有様、雖及濁世澆季、利益^{⑩深}厚而可謂八功德水、於在之岩頭洞、白山・西嶽・大岩戸・材木嶽・折橋、何言語道斷、當國無雙之靈地也、中大岩戸建久

之造營、昔戀^{⑩慈}見切岩通鼻繆、鑲鐵為旋子、繫彼懸作籠所、其時柱一本有于今、當時中嶽之昔号西嶽、延應・曆仁之頃迄坊舍峙斬、^{⑩軒}行法勤修之香煙出戸、餘薰之風播諸方、家業依之、人之為人子入彼門室、雙修学之窓、稽古諸藝、剩拂山招眺望、春詠遠山花、秋見洞月清光、無何處令澄心、管弦蹴鞠會、歌道舞樂之嗜、的射流鏑馬之奔走在之、馬場櫻朽殘昔並未見得、亦南在山的場、餘云付名、床敷事之哉、^{⑩也}傳聞其古風、殊勝無如佛法之行儀、壇上佛具鮮^{⑩榮}餘、^{⑩榮}調管中疊數流聖教定時不退勤聲答谷與水下、後夜晨朝鈴聲響谷與雲昇、參詣道俗繼踵、十方檀那婦敬維重、^{⑩世}權現靈驗弥新、院主德行弥太、遙及上聽、被成院宣下、在之推圓^{⑩云}國山共冠嶽、^{⑩山}トモ申也、代之守護判形、加之十方檀那之寄進當山知行之事拘焉也、串木野村依為本檀那、彦山・熊野^{⑩山}參詣之時者、先達職之法定法也、城麓・河崎名・分濱塩形・萩原・平井・野元・網屋・島平・別府、是等之侍百姓等、當山為先達可被引導也、去應永十一年甲申、我等老父^{⑩沙}弥真祐熊野參詣時、於橋本、伊集院中原代官播磨房、串木野事、侍様老名人被知仁奉弊之事、可支^{⑩略力}

之由依申、既及諍論之間、老父擲金鞠、始我等而串木野仁等冠嶽之外不可有先達之由堅被申、三社奉弊無事故被遂了、其內中原不綺之由被申、注連黒目精進事、

座主弘舜為計有勤行處也、就中如此自中原就當山之事〔折〕被申、懸子細及度々、先師弘舜常有物語、去貞治

比哉、我等其頃廿才計之時、永榮當所之地頭引導而彦山參詣之時、中原登山而支披老弊之間、一山宿老參合

而及沙汰、宿老被申云、何鐵槌論也、可被出證文云々、永榮被申云、串木野為冠嶽之間、不可入文書之由被番、

中原展文書、其狀云、文治五年此人人引導仕了被申、雖然文書有限、詞無真、被支奉弊之間、地頭弥沙真了流

涙被下向了、口惜哉、文治之頃者大將頼朝御代也、此人々其頃相模三浦被居住、争自中原可引導之哉、建保

合戰被下人々也、既百年計以前之文書、此謂、自當山被番、中原謀書之罪科、可有物手、腹雖被搔、無其甲

斐、是當山無麗文筆人故也、弘舜後悔度々也、猶起沙汰、熊野、播磨房、雖支奉弊、擲鰐口、老父依被論、

奉弊無相違之由、下向之時有物語、弘舜悅喜無極、其頃可有永榮讓披露、時人新座主申、亦自総州有蒙仰子

細、穎娃開門開聞之事、雖思配申、為遠所之間有了見、冠嶽事、為近所之間急用可申也、以天辰肥前入道殿、當

山一跡之事不可有相違、可被持身堅之由被承、弘舜直被越山、我等二可承者、持八十有餘之父、明日者雖行

塔原、老父難題此儀、御邊之事者、乍云同弟子、真切存之間所知之也、理哉、膝上髮撫之親恩不珣、異姓他

取立可被成人、其志自山海高深、左可思其恩、然則翌年之己酉年、當山一圓被相續、永榮讓壇方儀有皆當目出、

座主職之事、不依親族他家、依志一跡相續之事、所被任心也、代一度之勘料員數有定法、檀那登山之時引物、

年始歲末之振舞、佳例為先、奔走可有之、當山之事異他之間、守護國司領主為神載契狀、雖有登山、於于坊

中肉食無之、公役之事、先年朝山出雲守師綱為上使下向之時、動國大綱之段、別雖被神社佛寺領懸、當山之

事被停止万雜公事之間、一切無其沙汰、次神領罪科之事、殺害人雖為他所之仁、雖為寺領仁、不可被拘之、

雜務之事、自他所被懸沙汰者、任所之法可被渡也、沙之物者可留山也、次竊盜之事、及他所之沙汰者、既為露

顯哉否、彼盜族等有寺領有、先物於可被尋糺返、於于

彼仁者、為院主計可有罪科、令逃散者沙汰限也、但雖

為寺中者、領内挿野心、致不忠者、可被行死罪、不可

成領主非道、次神領^⑩之者[△]寺中物盜取時者、罪科

者可為院主計、如此之沙汰、無領主綺也、其證據之謂、

先規惟多、次醉狂之事、縱雖覆血無死去者沙汰之限也、

彼犯過人自砌令逐電者、其妻子并名頭等不可懸科、亦

四ヶ村之者不可上狩、不及寺者、申見籠跡切待鹿穴可

被停止者也、餘不違毛舉、坐主弘全依所望當山法樣先

例卒法之狀一通、所書進處也、但憚神慮處實言也、正

直為先、戲人世處狂言寄語也、願者為讀佛乘緣之哉、

于時宝徳元年十一月三日 當座主歡澄

天文七年戊戌十月中旬、本書破申候間、為後日如形

書付添置申候、

右筆弘全

以上

文明十八年三月三日

^(村田)經安判
^(平田)兼宗判

冠嶽御同宿

大納言殿

48

以上

申木野冠嶽山権現御宮作就^(再)興、御分國中勸進可申由

候間、諸人志次第可致馳走者也、仍狀如件、

寛式^(永)丑十月廿日

^(比志島國陸)比宮内少輔^(判力)
^(喜入忠政)喜撰津守^(判力)
^(島津久元)下野守^(判力)

諸所地頭衆

〔同〕

一 齊宣公御奉納御丹冊二枚

初郭公 村雨のはれゆく峯の雲間より

はつねをもらす山ほと、きす

名所山 みこし路やいつより名とハなりにけむ

47〔同〕

一 日向國福島院之内

弁分常勝寺以

一 町四反

たえすふりつむ雪のしら山

49「伊作親忠譜中」

さつまのくにさつまこをりのうち、ときよシミやうのうち、くしきの、むらのうち、しもへきた五たん、た

しりた三反、まとはその一かしの事、

右、件のところハ、わかまつ◎大のまこ七郎か、ちうたい

さうてんのしよりやうなり、しかるを、いさくとの、

御かたに、しろのようとう十くわんもんニ、ゑいたい

をかきて、うりわたしまいらせ候事しちなり、かのと

ころにをきてハ、もとよりちとうあひいろハす候うへ、

いまさらちとうまい、ちとうくうしあるへからず候、

た、ししゆこ御くうしハ、ふけんにしたかいて、御き

んしあるへく候、よてこにちのために状如件、

(貞治) ちやうち七ねんつちのへ 五月廿八日

◎真 忠継 (花押)

「押札ニ

ふんほう元年

いさくへき正わくわん・二兩年のりやうけねんく三百く

わん文のうけとり正文、やまた入道◎京之之参上の時」

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一八〇・一九二号文書ト同一文書ナルベシ)

「名勝誌」

一猪日田大明神 上名村に鎮座、地頭飯屋より寅の方九

町餘、祭神二座、饒速日命、天香山命、正祭九月九日、勸請年月未詳かなら

す、社司入枝氏奥州より負ひ下りて勸請すといひ傳ふ、

是を申木野の宗廟とす、「祭米式斗、社司入枝采女也」

「地理誌」

一奥州伊沢之郡より入枝名字之者為負下よし申傳へ候、

于今其子孫有之、

(名勝誌) 同

一岩水山良福寺 上名村にあり、地頭飯屋をさること巳

の方壺町余、曹洞宗實峯派備中國道祖兒村永祥寺の末

寺にして、開山月點永和尚、遷化年月詳本尊釈迦如来、座

像、島津中務太輔(◎家久)串木野城に居住し、當寺を創

建して蓬福寺と号す、年月詳か、其後家久 大中公の御位

牌及五輪の石塔を安置して、号を良福寺と改むといふ、

〔元禄十年所書出し〕

一 岩水山 良福寺

實峯派之法孫月點永大和尚之開山所なり、開基年月不知、本寺中國之永昌寺也、

一 申木野領主島津中務との時代、公義より良福寺御建立、大中様御位牌御立遊ハされ候て、于今有来候、

50 東郷氏書

一 申木野上名村之内上屋敷と申所へ 大中様御石塔有之候、此所へ往古ハ岩水山来福寺と申寺有之、島津中務太輔家久申木野領地之時、右 御石塔建立にて、御位牌も御安置有之、其時良福寺と改号、寺高壺石被付置候段、良福寺書付之内ニ相見得申候、當分之良福寺ハ末寺蓬福寺と申寺有之たる地にて、廢壞之後良福寺引移申たる由、夫ゆへ上屋敷寺地跡田畠三段三畦ハ今ニ御免地にて、良福寺より作職仕来候、其上 御石塔より十八間計東に當り岩間ニ清水有之、岩水山号之古

跡にて、今に御光越之節ハ御前水ニ相成候、其邊田地之字ニ鐘突田・寺之前と申も有之候得共、良福寺跡

紛（御候）と、其時分ハ 大中様御石塔も寺内と相見得候、今

に至り良福寺より香花差上、掃除等仕（御候）、以前より困垣

等も無之候処、御記録奉行勤本田休兵衛先達て廻勤之

節、不淨等持通場所にて候得者、困垣取建候様吟味之

趣有之、地頭方より所役ニ困垣取建候様被申渡、去ル

西六月、石困垣仕調、當分にてハ龜抹之儀も無御座候、

尤御石塔之場所者良福寺より丑寅之方ニ相當り、道ノ

り六丁ほと有之候、良福寺當分之地へ引直し候訳相糺

候得共、何ころより引移候儀書留等見當り不申、何様

之訳も不相知段、住持并所役より承届申候、右様（御為）な

る（御）場所ニ候得者、猶又時々氣を付、何篇龜抹之儀と

も無之やう、良福寺江被仰渡度奉存候、御石塔并御

位牌龜繪圖相添此段申上候、已上、

但御記録奉行廻勤之節、上古ハ蓬福寺と唱候処、家

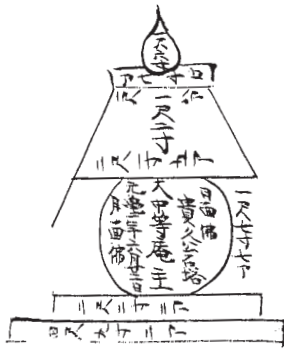
久 大中様御位牌建立之御良福寺と被相改候由申

傳候段、所役より申出候得共、傳誤にて御座候、

御見合のため、良福寺古書付之内書拔并ニ廻勤御

51[良福寺書留]

一 良福寺古書留



御石塔ノ地面二間方
 并シ平地ニテ、堺ハ
 都テ田畠ニテ候、作
 道通ヨリ御石塔マテ
 十間程入込候、

記録奉行へ所役より申出候留書写差上申候、
 享和二年戊八月十三日

廻勤寺社方取次

東郷次郎作

一 大中良等庵主尊牌

御位牌^(御) 座迄惣箔磨、惣高さ壹尺八寸程、

モッコウ御厨子、惣高さ貳尺壹寸程、

御石塔西向

51の1

差出

一 申木野良福寺は古ハ岩水山[▽]来福寺[△]と申候事、中
 務様御持之時、大中様御寺として岩水山良福寺と寺号
 を御替被成候事、御位牌今に御座候、

一 屋敷御支配地にて無御座候事、

一 禅宗

一 知行高壹石分

一 正福寺

但良福寺末寺 上名村

右、于今御蔵入地にて候事、

一 右同庵^(御)

但末寺

一 屋敷御支配地にて無御座候事、

一 栖風庵

一 屋敷御支配地にて無御座候事、

一 宿庵^(御)

但末寺 下名村別府

右、于今御蔵入地にて候事、

一 梅雲庵

但末寺

右者御藏入地にて候事、

一 松林庵

但末寺 松林庵林⑧編

一 禪宗

屋敷御支配⑧地にて無御座候事、

一 林泉庵

但末寺 濱

右、御藏入地にて候事、

一 妙智寺

但末寺 妙智寺舜宅

一 上川庵

但末寺 荒川村

右、于今山にて御座候事、

一 万藏寺

但末寺 羽島

右者御藏入地にて候事、

一 法壽庵

但末寺 羽島

右者御藏入地にて候事、

一 悟入寺

但末寺 羽島

右者御藏入地にて候事、

「元禄四年未拵」
未八月十八日

御噺所

良福寺

下之地 差出

一本寺地御免地卅三間 三反三畦

良福寺

一寺地御免地廿七間 壹反四畦二十步

蓬福寺

右致廢壞、只今良福寺にて御座候、

一寺地御免地貳反

妙智寺
⑧良福寺末寺△
⑧良福寺配下△

一寺地御免地三反七畦拾步

松山寺

下地表方御藏入
一寺地壹反五畦

悟入寺
⑧青

一 山野名地

春峯庵

51の2

下名村之内深田 坪付
一大山野開田地壹反餘程
上名村之内馬籠
一同壹畦半程

一同五畦程鼻開^(神鳥)

右者、當寺之儀、中務殿當地御居住之時分 大中様御

位牌御建立有之、定て其節御佛餉料為有之筈候得とも、

佐土原へ御引越跡ハ分て御佛餉料も無之候故、御檀那

等も無之候故、拙僧存立、所役々江願出、諸障無之

場所田畠開調、往々檀那^(神忌) 料に致度旨申出候処、右場

所何ぞ諸障無之故、自分物入を以開調、去々亥年より

毛上見掛を以少々ツ、為致取納候、尤去々亥年より檀

那^(神忌) 相^(神初候) 然とも未御^(神半) 申請候間、序次第御竿御申請、

割帳ニ御載、永々次渡被成度存候、右次第所役々にも

申出置候、尤寺役人委細被存候間、御談合之上宜様首

尾可被下候、以上、

明和六年丑

心翁寺

四月廿三日

康天印

良福寺

新命

坪付

田一間七合
田七十六間
四畦九歩

右者、 大中様御佛餉料として所役々江申出、右地面

申受置候間、以後御竿申受御高相究申候節ハ、交割帳

ニ御載、永々次渡被成度存申候、尤寺役人委細之義存

之前に御座候、以上、

天明三年卯

良福寺

十一月十一日

春耕印

良福寺

新命

一良福寺當分之地面江引直候年鑑^(神且)、何様之訳にて引移有

之候義、相知不申候、

右、良福寺江有之候書留写、

禪宗曹洞派本寺備中國

道祖見村永祥寺末寺

菩提所

一岩水山

良福寺

但建立之由緒不相知、地頭仮屋より巳之方壹町拾五

間、

一 貴久公御位牌尅亭

一同公御廟所

右同所より卯之方四町八間、

右御石塔、御記録奉行本田休兵衛殿參詣有之、御石塔迄にて若鹿末有之候間、樽被致候処、其後地頭方江井垣相調候様被仰渡、地所より仰渡有之、享和元年西六月、石井垣所中より相調候事、

右者、島津中務太輔家久公御居城之節御建立之由申傳

候、寺名 (同上古) ハ蓬福寺と唱候処、 貴久公御位牌御建

立之砌、寺号良福寺と為被召替由申傳候、旧記等無御

座候由、

一 高尅石

右、家久公御寄附之由、

右、御記録方 江書出候留、

右之通書写差上申候、以上、

寺社方掛與頭

〔享和二年戊欵〕
戌八月十六日

宮之原平八

(同) 右郷士年寄

加藤孫七

寺社方御取次衆

東郷次郎作殿

〔名勝誌〕

一 諏訪大明神 上名村亀ヶ城の旧址に鎮座、地頭飯屋之

寅の方尅町余、勸請年月詳かならず、祭神二座、上宮建、御名方、

下宮ハ事代主命、邦君 貫明公肥前州名護屋に至り玉ひし

祭祀七月廿八日、 時、文祿元年五月廿三日、當社(同)詣て順風を祈り神楽を

奏せられ、御法楽の和哥あり、

夕す、みさ山をろしにさそはれて

つなきし船の出るミなと江 龍伯

〔地理誌〕

一 傳称、右社者往古奥州膽沢郡より當國江勸請と云々、

(本文ハ猪日田大明神ノ記事ナラン)

〔文化中所書出〕

一 諏方大明神

建御方命 名脱カ 事代主命

但上宮唐金尅鉢・木像尅鉢

下宮唐金尅鉢・木像尅鉢

右者、秘物と申傳も無御座候得共、往古より正鉢拝見

神主

入枝采女

不仕、此節初て拝見仕候処、但書之通古き遺書等御座
なく候得共、申傳(神之)書留持合罷居候段承届申候、
一 祭米三斗五升御上より被仰付候、地頭より壺斗七升五
合被仰付来候、

〔名勝誌〕

一 照島 下名村島平浦の海中にあり、地頭飯屋より未の
方式拾四町余、浦を去ること壺町余、島ハ東西に長ふ
して僅に式町余、横老、(俗)諺に寺島と書す、松尾大明神を
安鎮す、所祭大己貴命、ヲホアナムチ、(樹)祭九月廿八日、勸、(樹)岩木茂りて、
磯石波濤に瀑され、清麗の地なり、男洲・女洲なとい
ふ二の深淵あり、南海を眺望するに漂渺として、遠く
ハ野間山・金峯山、近くハ黒瀬濱、其景絶勝にして、
春暖和風の折ハ此島に遊観し酒樽を傾るものおほし、
寛政二年三月 今公遊覧し玉ひ、驪龍巖と名つけ玉ひ、
侍醫河村宗瞻(傳)島の奇なる大石に彼三字を書す、

〔神社考〕

一 松尾大明神 下名村島平

祭神 大己貴命
(神本) 神社勧請大山咋命 市杵島姫命 諸神記
月讀尊 此神ハ松尾勧請之以前より鎮座欵、
九月廿八日 正祭

祭料二斗、産子出来、

一 羽島崎大明神

祭神二座 大己貴命 天治玉命
九月九日正祭、祭祀料壺斗七升、産子出来、
當社ハ勧請之年曆傳記不詳、祠官梅北加賀、

〔應永記〕

一 應永四年丁丑四月下旬に、清敷城ニ被押寄、山北より
ハ前上総介伊久大将として、嫡子▽(守)久△・始良三
郎左衛門尉忠安云々、近隣之御家人にハ國分左衛門尉・
羽島之豊後守・執印豊前守・永利長門守・宮里若狭守・
石塚對馬守、南方残らす打立らる云々略ス、

一 同五年戊寅正月十二日、総州有御越山串木野ニ御逗留、
(依)市来・吉田を有御憑之由(被仰)〔彼〕、(依)兩人之御返事ニ

〔合〕^(㊟ナシ)

云く、彼方を御企雖難存候、手を不及摺申、於于別府者亦可申子細もなく候、御意を憚り申に依、合戦をも不仕候由申さる之処に、下野守忠頼市来ニ申遣さる之通念頃也、亦吉田若狭守清正申木野ニ被參而、年始之礼儀言上せられ畢、別府之事に依り、早々御越山目出度候、上意之趣者大方承候間、此上者不及私の才覺候と申て被立けり、総州彼方此方の義理、何も道理至極せりとて、鹿兒島江御状を遣さると云々、

薩摩若松名内拾三町 但加羽島浦定

一同十八年 ^(マ) 云々、去程に、鹿兒島より匠作之御使ニ

字尋田五段 口町壹町

伊地知縫殿助碓山に被越、久豊・久世合躰之上ハとて、

畠田三段 垣尻三段

備後守家親碓山に被參、久世御悦喜不斜、被仰けるハ、

又手田一丁 ^(半カ) 海町一丁

依今、^(㊟)左右に可有越山候、其時者市来殿を可頼存候と被

中腹比七段 川口五段

仰けり、^(㊟)洪谷の面々ニ被通テ今越山、申木野に御逗留

加治目追五段 小峯本二段

あり、重て本田安了を以て久世に有談合云々、

川良田七段 早水尻四段

一子謹言

赤早水二段 桑木丸七段

讓渡所領田畠等坪々并羽島田畠壹曲事

柳田五段 智聖房作七段

了、

石本五段

羽島浦坪々

正原田一町 大苗代五段十

西原田一町五段十 秦三郎作七段卅

右件於名田等子細者、父故大目伴信明朝臣先祖相傳之所領也、然各^(㊟)所被處分也、但於本公驗手次者、嫡女所讓得也、於于今者、依為妹女、所讓如件、但為不知嫡女、有他人活與者、本立^(㊟主)返付可致沙汰、以解^(㊟件)文請取

文治三年十月廿五日 伴三子（花押）

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二四号文書ト同一文書ナルベシ〕

54同

一平忠富讓與

平忠〔欠〕相傳之所領薩摩郡内成枝名内水田〔等〕

事

合

大賀里

青木一〔 〕 同南邊三反大宮司作反加之、

小落見〔久〕反 白美上新開二反在荒、

次郎作卅〔 〕 在青木西邊、 正明八反 須桃木六反

柏木七反 久雨原六反 宗原七反

宮崎四反 曲田五反

平礼石里

木下一町七反 阿弥陀堂寄進田四反、 木下七反

奴馬口〔所〕 八反卅在荒、 反廿、御前方除之、

瓦田里

永田二反 竹下一反

羽島浦 小苗代四反

以上拾町一

同成枝名内村之畠地

永野村一所四至 東限坂口并牟多際 南限小山并〔落〕大 道坂口
西限山際 北限田畔

久美野〔山〕 山際限

牟木浦栗栖〔山〕一所四至 東限牟多 南限尾上
北限田畔 西限小山并牟多

平礼石居〔山〕一所南限牟多 國領畠一所

太平藪一所 東限田畔
北限田畔

右、伴田畠等者、平忠友先祖相傳之所領也、然仁依為

子息平忠富讓度早、但於水田者、矢藏河之南仁大山口

橋上下五反・悪坂口一反放者平次之所領无也、仍至于

子之孫々、无他妨可令領掌之状如件、

寛喜三年二月十九日

〔薩摩太郎〕 平忠友（花押）

〔忠持ノコトカ〕 嫡男平忠茂（花押）

〔忠友ノ二男、僧都ニテ、益富名ヲ領ストアリ〕 僧湛西（花押）

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二三号文書ト同一文書ナルベシ〕

55同

一 薩摩國薩摩郡之司職成枝名内田〔員数職狀〕 山野本若松

名内水田貳町等事

右、任母伴氏嘉祿四年正月十五日讓狀并父平忠友寛喜

三年二月十九日式通讓狀、當知行無相違云々者、不及

子細、守先例可被致沙汰之狀、依鎌倉殿執達如件、

寛元四年十二月十一日

〔北条時頼〕 左近將監 (花押)

薩摩平三殿

〔忠富也〕 「忠友ノ三男平三郎忠恒ノコトナリ、成岡名ヲ領スト系圖ニミユ」

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二四三七号文書ト同一文書ナルベシ〕

56同

一 薩摩國薩摩郡内延時名地頭職并庶子〔本〕 山野、本若松

名・串木野若松・橋間〔羽島〕・寄田・火同丸・同成岡名地頭

職、成枝等事、知行不可有相違之狀如件、

至徳四年壬五月四日

〔今三雄〕 宮内大輔 (花押)

延時筑前守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二四五四号文書ト同一文書ナルベシ〕

57同

一 薩摩國御家人延時三郎種忠申、為同國御家人若松四郎

忠重、令殺害〔答〕舍兄并甥、令押領所領由事、種忠帶

訴狀令察上候、可有申御沙汰〔給候〕 覽、恐惶謹言、

文永十年二月廿日

修理亮久時在判

▽〔進上〕 備後民部太夫殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二七四五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔猿渡系圖ニ〕

○信重

藤三郎 郡山ニテ高名ヲ極ル、一見狀明白也、

文和四年九月三日、櫛木野ニテ宮方ト合戦打、〔死脱カ〕

58 載南山巡狩録追加

一 老父道鑿所領薩摩國櫛木野城郭、官方大将三條侍従并

市来太郎左衛門尉・鯨島彦次郎入道・知覽四郎・左當

彦次郎入道以下賊徒等、九月二日當城寄来之間、師久

馳向、五ヶ日合戦いたし、御敵等数輩討捕之、追落、〔訖〕

同御方打死手負注文、先立令言上、随而一色殿注進令

申者也、次依九州宮方蜂起、大友式部大夫・宇都宮常陸前司・千葉之二郎以下輩、凶徒同心之由、其聞候之上、一色殿長州御越之段、就之承及、當國凶徒和泉庄

名主等并牛屎左近將監・在國司入道以下、率多勢、去十月廿二日寄來師久城墾間、馳向、一日一夜合戦いたす之刻、師久三ヶ所被疵、左ノ手、右ノ引合、左足、右同伯父尾張守

資忠被疵右腕、早、仍當國守護代酒匂兵衛四郎・同左衛門四郎・愛甲弥四郎・土田五郎・阿曾谷三郎右衛門尉・堀源五打死早、其外手負百餘人有之、注文路次難儀之間、追可令進上候、仍兩御所之御間、此発向御延引候者、師久捨國、可令參洛候、將又老父道鑒中風之身難儀之上、合戦最中之間、不能委細、若此條偽申候者、可罷承八幡大御菩薩御哥候、此旨可有御披露候、恐惶謹言、

文和四年十一月五日 左衛門少尉師久

進上 御奉行所

(本文書ハ「田記雜錄前編」二二六〇号文書ト同一文書ナルベシ)

〔應永記〕

一應永廿五年戊戌、雍州不義有振舞、自市來被成遺恨事、

〔實久公御記〕

縦ハ依山田・羽島事也、入来ニ有談合、同十二月、大石か平陳を取云々、

〔行脚僧雜錄文明六年也〕

一御手持之御城柱、今の移地、頭之類三俣高城仁新納越後守、越州忠泰末吉仁宮丸二郎太郎知教、牛山仁伊集院三郎左衛門尉繼久、串木野仁河上左近將監忠塞、

一去程ニ、天文八年己亥潤六月十七日、貴久様市來御発足有て、平之城に切乗云々、同八月四日、本城之野頸ニ被陣付、大將者右馬頭忠將、軍輩人伊集院大和守、諸篇者三原下総守是を沙汰す、同廿八日、拂曉ニ川上上野守串木野之城を可持參之由、以福島名字之者令申、為人質案原名字之幼童を出す、以上主従三人也、然間、市來城主新納常陸守勇氣疲れて、二十九日降參す云々

略ス、

〔玄佐自記〕

一 貴久様伊集院市来江〔より脱力〕以夜御働きなり云々、又両日〔天文八年〕

六月廿〔六月廿九日〕後れ合戦有之、實久御舍弟中務殿御討死、〔島津右衛門太夫久定カ〕

ケ様に昼夜之界なく被相戦、市来湯田口江着

陣有けれハ、本城入目之処、川上上野守忠〔忠〕日新様へ被

申上〔六月晦日〕子細有、我ハ實久へ御奉公たるへく候、妻子

ハ同名信濃守忠興〔忠克方弟〕分別之様体にて、申木野を可

致進上由被申定、其分無相替事、上野守實久以御供申

木野を退出〔八月廿八日〕日曉〔左近將監久朗カ幼字カ〕信濃

守召列 貴久様へ懸御目、されハ市来も被相渡、〔廿九日〕

安藝守ハ痕不調なから御悦ひのため〔九月朔日〕受取らる市来へ参ス云々、

〔養輪伊賀覚書〕

一天文八年癸巳閏六月十七日、 貴久朝臣御馬を被出市

来ニ発向ある、舍弟又四郎云々、 貴久方ニ被参之輩

日々に馳重れハ、城之兵為方なき之処ニ、同月廿八日、

申木野之住人福島五郎右衛門尉・篠原又右衛門尉と云

者はせ来て申けるやう、申木野城主川上信濃守栄久御

方ニ参るへき之由申さる、いかにと思召之処ニ、篠

原が其子ニ菊千代丸と十二三之幼童を人質にそ出し参

する、去ハ非違儀とて、即新納伊勢守忠歳を差遣し、

申木野庄を令知行、去程に、新納常陸守忠躬勇氣疲れ

て、同九日〔廿脱力〕ニ城を降る云々、

〔樺山玄佐自記〕

一 菱刈者義久様馬越有御座て御分別にて、次之年〔二脱力〕中務太

輔殿平泉戸神之尾の合戦ニ大勝利を得られ、敵の頸百

六、切捨不知数、其後大口の城も渡上、求摩堺和平に

なり、入来院・祁答院・東郷・千臺御存分〔庄坎〕之御知行な

り、就 日新様御病氣、長濱すミ御参候時、加世田座

し、〔らカ〕いかた東塩屋御賜、是ハ 日新様御存生之内之

事、〔也脱力〕其以後方々所と移替、中書様横川より千臺隈之城

御地頭・申木野を御賜り、横川ハ樺山給、小濱・堅利

にかハる、堅利小田六町名者蒲生垣内中島ニ替云々、

〔中務家久自記〕

一元龜元年庚午春、渋谷之黨族去其所横領之地、而降于

太守矣、百次・平佐・碓山・高江者入来院某猷焉、高

城・水引・中郷・湯田・西方者東郷某猷焉、是以宥其罪、昇清敷・東郷於阿輩、高城・水引・中郷・西方・湯田・京泊共與鳥津薩摩守義虎、昇宮里於平田狩野介、賜限之城地頭職於家久、且賜申木野、而移居于其地矣、^(②補)翌年辛未元旦、使家臣等出仕之裝束悉帶甲冑各候座下、所犯侮仇敵者期如此之令節、恐衆人之有怠慢也、

一 領主地頭略考

地頭職高百石

川上左近將監忠塞 文明六年頃地頭と見得たり、

川上信濃守栄久 初掃部介ともあり、天文八年六月、

一所に命せられ移る、同年八月廿八日、城を差上大

中公ニ降る、

新納伊勢守忠歳 栄久之跡に移されしと見ゆ、栄久之

子引續き地頭なるへし、

川上上野守忠克

山田藏人有徳 天文・弘治之頃欵、市来并申木野・日

置地頭となり、

鳥津中務太輔家久 元龜元年春、賜此地移居、天正六

年、移佐土原、

宮原左近將監景晴 天正八年三侯御陣列に地頭とあり、

山田越前守有信入道理安 有徳之子

新納五郎右衛門久饒入道遊甫 初右衛佐^(門脱) 伊勢守 慶

長初より欵、

仁禮藏人頼景 初小吉 舍人 信濃守 御使役 寛永

之初頃欵、

野村大学助元綱 御用人

鎌田左京亮政喬 政徳之子欵、御使役なり、慶安中欵、

桂内記忠保 後奎之助 吟味役 組頭 明暦二年より、

平田次郎兵衛宗正 初め兵十郎 式部 後新左衛門

御家老を拝す、寛文之初めころ地頭欵、

伊東三左衛門 寛文五年二月二日より、

大野源右衛門 寛文七年二月三日より延宝八年迄とあ

り、可糺、

大山三郎右衛門 六右衛門トモ、寛文八年九月十日よ

り同十年春迄、

大山主馬綱道 初權左衛門 寛文十年春より元禄九年

迄、

大山権左衛門 元禄九年冬より同十一年迄、主馬綱道

同人欵、

市来次郎左衛門 元禄十二年卯五月九日より、

鎌田采女 後源左衛門 要人 宝永三年戌六月六日よ

り、

島津采女 宝永二年酉三月より、

島津彦太夫久春 (前カ) 正徳二年辰十二月朔日より享保七年

(寅カ) 正月十三日まで、(島津左仲久春ノ記事ナラン) 〔後に大藏、御家老となり〕

島津左中 (仲) 享保七年 (寅カ) 十月廿八日より同九年辰正月十

一日迄、

平田平太左衛門 享保九年辰八月十八日より同廿年卯

七月十九日迄、

伊集院十藏 享保廿年卯七月廿八日より元文五年七月

十六日迄、

島津十太右衛門 寛保三年亥七月十八日より宝暦十一

年巳正月十九日迄、

赤松甚右衛門 宝暦十二年午正月十一日より安永二年

巳七月二日迄、

川上龍衛 後頼母 〔未正月十一日トモ〕 安永四年二月十四日より天明七年

未正月十一日迄、

矢野男吏 寛政元酉四月二十一日より享和元年十月三

日迄、

大山宗之丞 享和元年酉十一月十三日より文化十二年

亥正月廿四日迄、

村田功右衛門 文化十四年丑八月廿二日より同年丑十

月十一日迄、

上野善兵衛 文化十四年丑十二月朔日より文政七年申

八月十六日迄、

有馬糺 後男吏 文政九年戌四月四日より 五月朔日ともあり 天保

四年巳六月三日迄、

岩下典膳通格 初半左衛門 天保五年午三月より天保

十三年寅正月二十九日まで、

梅田九左衛門治教 天保十三年寅三月十九日より同十

四年卯六月四日迄、

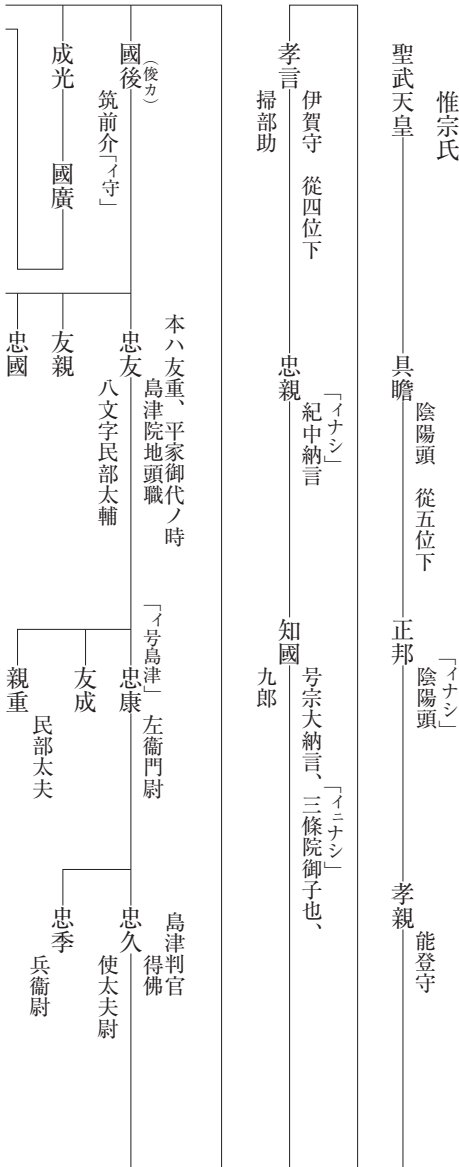
種子島六郎時昭 弘化四年未七月十一日より嘉永二年

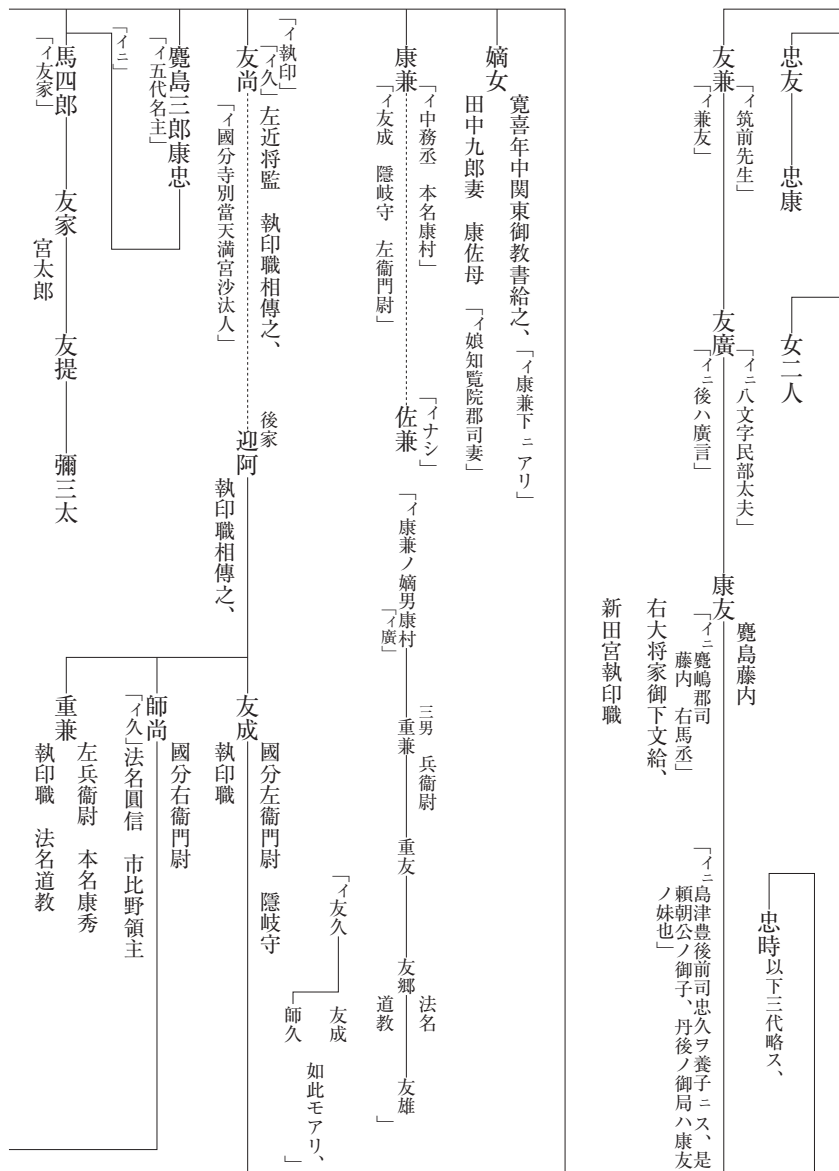
酉十一月八日迄、

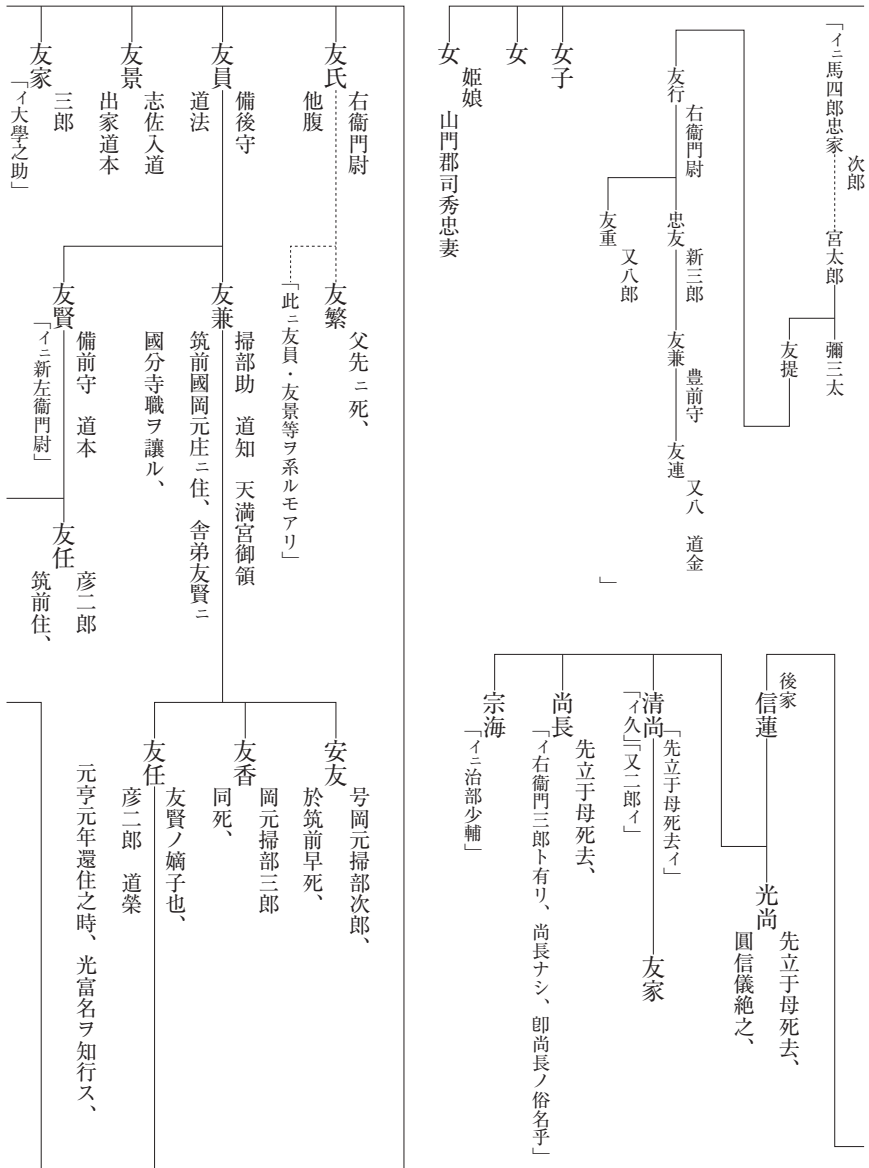
(中表紙)

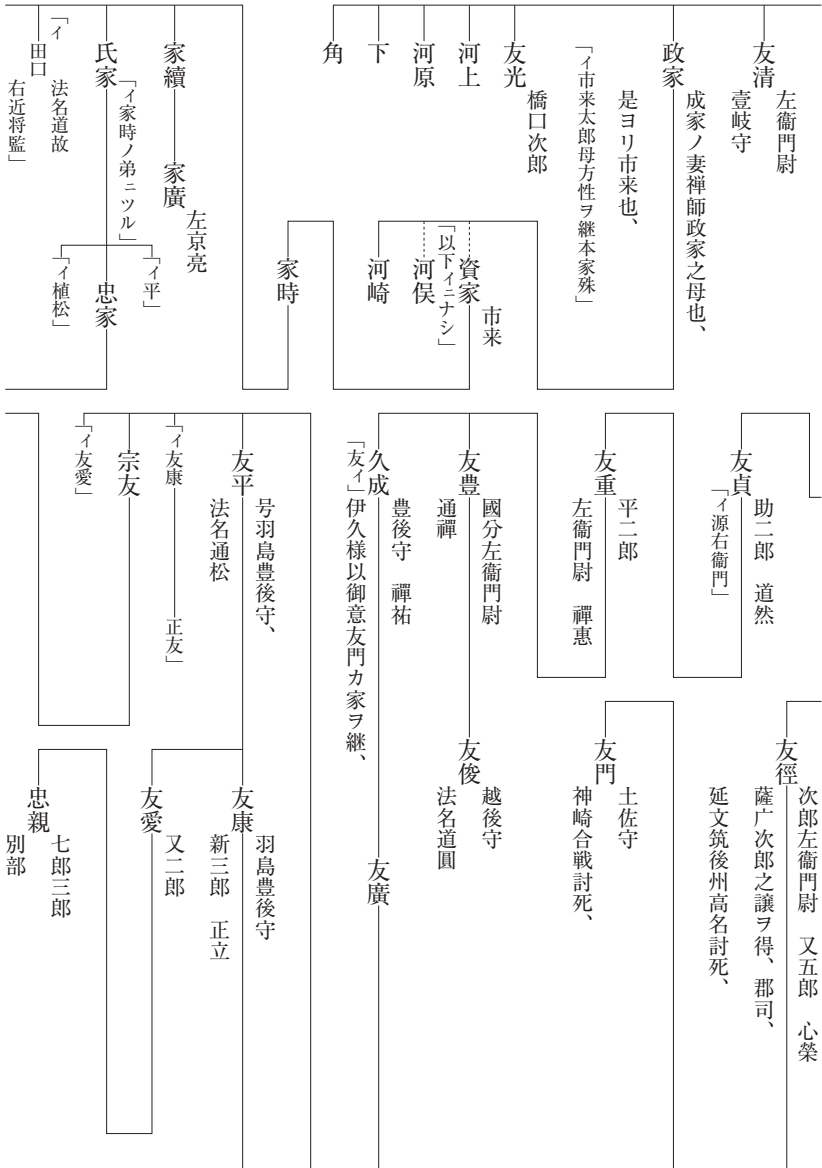
羽島氏系圖文書

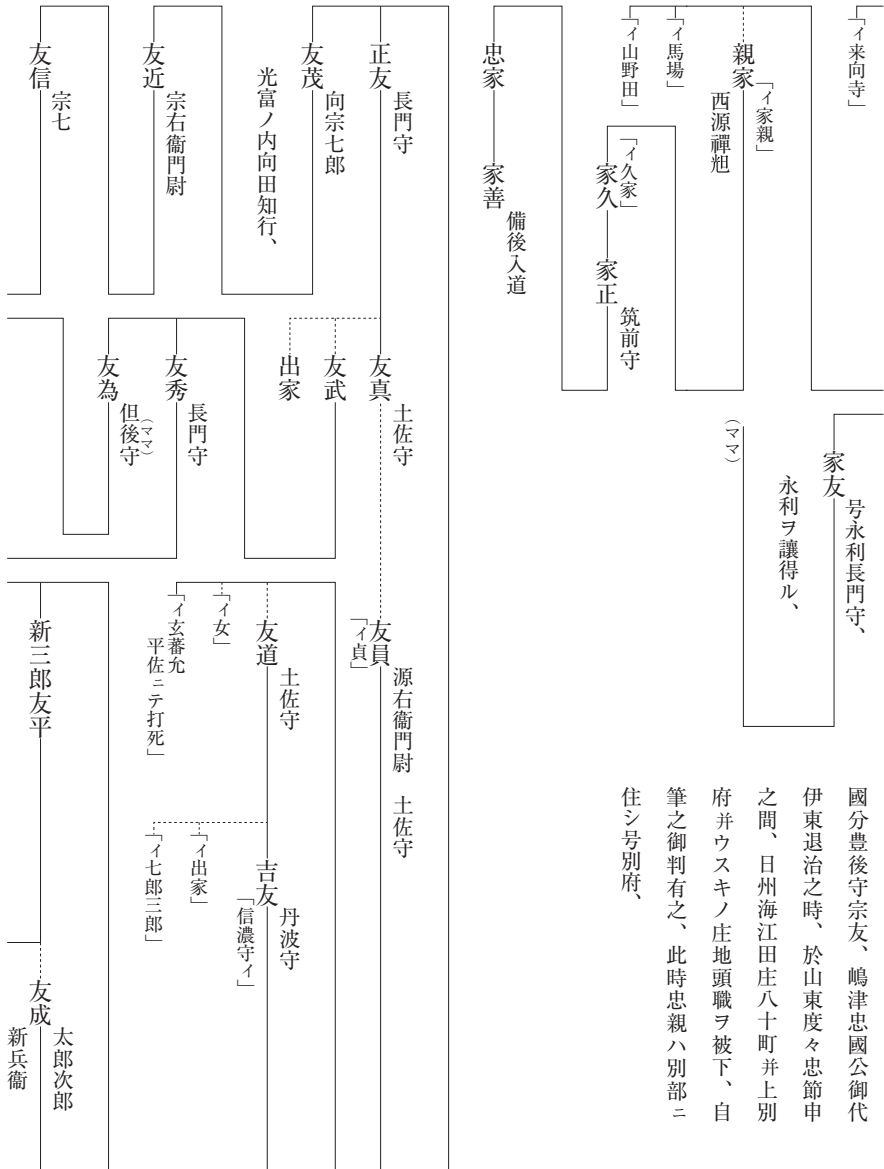
真本在末吉羽島氏











59 関東御下知状

肥後國住人西山九郎道有俾娘房字紀氏夫相良兵衛尉長繼与薩摩太郎忠友相論条之事⑩

一 羽嶋浦事

右、如承久二年五月日間注所勘状者、長繼則令進覽手繼以下證文等、所申雖似謂「有力」、忠友且得壽永二年紀氏祖母大藏氏尼之讓、知行經卅余年早者、依年来知行例、可令忠友領知彼浦矣、

一 牟木浦事

右、同勘状云、長繼雖有申旨、所詮、如忠友所進承久二年七月日寺家下文正宮公文所施行等者、忠友可為牟木浦名頭職之旨被載之、仍忠友所申聊有謂云々者、可令忠友為彼浦名主職矣、

一 狼藉事

右、同勘状云、先日為國司之沙汰、被成敗之由、被載之云々者、此上者不及子細矣、

以前三ヶ条大略如此、於勘状正文者、先日於筑後介秀朝之許令紛失了、仍以案文所有御成敗也者、依仰下知如件、

貞應二年四月 日

(北条義時)
前陸奥守判

(本文書ハ「旧記雜録前編二」三三〇号文書ト同一文書ナルベシ)

60の1 六波羅下知状

薩摩國薩摩郡内本若松名主職除薩西以下親類等分并羽嶋浦⑩一

曲除薩、花牟禮村中嶋蘭壺所・杵崎蘭壺所・名内田

貳町三拾代・屋敷壺所事、

右、件所々、任亡父忠茂寛元二年九月廿三日并母堂惟

宗氏讓状去年六月一日、當知行云々、其上者、不可及子細者、

依鎌倉殿仰、執達如件、

寛元四年十月廿九日 (北条時頼)
左近将監御判

薩摩夜叉殿

60の2

此状為忠兼申口資家

(花押)「紙接目ノ裏判」

自筆之由、承伏訖、

元亨三年十月三日

沙弥春寂(花押)

左衛門尉久義(花押)

於正文者、依為連券、封案

文裏、所副渡也、

61 字德夜又丸讓与

平忠茂先祖相傳所領本若松名田畠并成枝内羽嶋浦田

畠山野等事

合

本若松名主職、羽嶋浦加成枝定田畠山野海一曲、

花牟禮村四至東限國領畠東垣根 南限田際
西限鬼楠木 北限清水大道

沓崎藪一所四至東限頭元之迫ノトヲリ 南限田際
西限荒蒔田溝 北限田際

中嶋伊勢坊藪一所四至垣根限

右、件田畠等者、忠茂之先祖相傳所領也、然依為子息、

相副本若松坪付手繼等并羽嶋浦成枝代ノ手繼、関東御
教書案文、花牟禮村調度文書等、限永年、字德夜又丸

所与也、但於本驗御教書正文者、依為連文、不能放讓、
偏以案文、可仰正也、（上カ）羽嶋成枝分本郡役云、臨時役云、

本成枝益富・久
富除定内六分一可勤仕也、於山野狩倉者、羽嶋

云、郡本云、本名并自余名ノ相共任讓状之旨、无違乱

可令相狩也、兼又先年之比上洛之尅、二男忠繼雖讓本

若松、於今者、又依讓串木野若松名一曲忠繼、本若松

悔返、所讓渡德夜又丸也、然則先年之讓状、不可立後

日證驗、仍至于子ノ孫々、无他妨、可令領知之状如件、

寛元元年九月十三日

嫡子平忠國在判

平忠茂在判

為證人 沙弥頼佛在判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二四一八の1号文書ト同一文書ナルベシ〕

62 讓与 字千与壽丸所

平忠重先祖相傳所領薩摩國薩摩郡忠重知行分所ノ事、

成枝名内羽嶋浦田畠山野并本若松名田畠山野・是枝

名田畠山野等事、

右、件所ノ者、平忠重先祖相傳之間、依為嫡子、相副

次第證文、所讓与実也、関東御公事者、無懈怠可令勤

仕也、至于子ノ孫々、無他妨、彼所ノ者可令領知状如

件、

弘安五年十二月二日

〔若松四郎〕
平忠重在判

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二八四三号文書ト同一文書ナルベシ〕

63の1 讓与ちやくしあさな千世石丸所

「字千世石丸」
あさなちよししまろハ、ちやくしたるにて、ゆつり
あたう平た、なかせんそさうてんの所りやう、さつま
郡羽鳥浦「田島」山野「海濱」
こほりはしまのうらのてんはく・さんや・うみはま、
「郡本」山野「狩倉」濱「同開」
こほりもと同さんや・かくらまのはま、をなしきかい
発田「花牟礼」本若松「田島」惟
ほつてん、はなむれ・ほんわかまつのてんはく、これ
宗氏後家
むねのうちこけふん、きねくはたけ・ぬくたにのてら
た・なかしまのそのこかぞ、なりえた・なかをかのさ
「田島」井「是枝」田島「山野」
うはくてん、ならひにこれえたのてんはく・さんや・
「狩倉等」の事、

右、件の所りやうらハ、た、なかち、た、しけのてよ
「議得處也」忠永父忠重「手」
りゆつりうるところなり、「委」本證文、
「井」父「議狀」見得、
ならひにち、のゆつりしやうにミゑたり、しかれハそ
其旨「守」嫡子千世石丸「永年」
のむねをまほり、ちやくしちよしまろに、いやうね
「眼」知行「可」但「父」議
んをかきてちきやうせしむへし、た、しち、のゆつり
のうちのはいもんハ、ち、のしやう
「自是末紙接ヨリキレナシ」
「弘安六年八月日忠永在判ノ文
書ナリシナラン、下文英時ノ
下知狀ヲ併セ見ヘシ」

此狀為忠兼申口資家之
自筆之条、承伏之、

元亨三年十月六日

沙弥春寂(花押)

左衛門尉久義(花押)

於正文者、依為「連カ」券、封

案文裏、所副渡也、

忠兼(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」八四七号文書ト同一文書ナルベシ)

天満宮薩摩國分寺

奉引進同國薩摩郡成枝名内羽嶋浦田島山カ野河海等

但若松名内事
水田等除之事

右、當浦者、忠兼重代相傳之私領也、而奉引進之

故者、以去正和二年二月十日・同十三日三昧僧・神人

命婦等為鋪設催促、令來臨于忠兼許之刻、不慮之外狼

藉出来由、雜掌就被訴申、上総介殿御代被尋北条實政子細、
鎮西探題

有注進関東之處、被返下彼注進訴陳狀於鎮西畢、而今

遠江守殿御代被究御沙汰之測底間、恐冥慮、以私領壹

所、奉引進于寺家之上者、至于忠兼子之孫々、不可成

違乱煩、若又不憚冥慮於申異儀者、為不孝之仁而可被

申行重科、仍為向後龜鏡、引文如件、

元應元年十一月一日
〔若松彦太郎〕
平忠兼〔花押〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二六三号文書ト同一文書ナルベシ〕

「沽渡」奉「國分」あり、さつまの
うりわたしたてまつるこくふのあり、さつまの
くにさつまこをりはしまのうらのてんはく・さんや
た、しわかまつみや（のそくの事カ）これを
うの内すいてんらハ當浦これを
みき、たううらハ、た、かぬかせんぞさうてんのしり
領「面」要「用有」依「代」錢
やうなり、しかるをようえうあるに由て、しろのせ
三百くわんもんに、「國分」二郎殿に、「永代」をか
限「沽渡」畢「子」孫「迄」まで、たの
きりてうりわたし候をハぬ、し、そんくまで、たの
妨「無」知「行」
さまたけなくちきやうせられ候へし、くわんとう御け
下知以下本證文「於」連「券」為「る」依「依」
ちいけはんせうもんにをいてハ、れんけんたるに由て、
は「放」與「案文」本「今」寫「裏」封「封」
て、そへわたすところなり、「公家」武「家」公「事」ハ、
「分限」隨「直」勤「仕」
ふんけんにしたかて、ちきにきんしせられ候へく候、
「ケ様」沽「渡」處「忠」兼「子」息「等」
かやうにうりわたし候ところに、た、かぬかしそくら
のなかにいらんを申ともから候ハ、なかくふけうの
「中」違「乱」輩「永」不「孝」
ことして、しよの所りやうをも申給らせ給へく候、よ
仍後日「證」文「為」沽「券」狀「件」
てここにちのせうもんのために、うりけんのしやうくた

んの如し、

元應元年十一月一日

忠兼〔花押〕

此条為謀書之由、忠兼

申之間、所封裏也、

元亨三年十月三日

沙弥春寂在判

左衛門尉久義在判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二六四号文書ト同一文書ナルベシ〕

若松彦太郎忠兼代忠金与國分二郎友貞相論、薩摩國成
枝名羽嶋浦田畠山野等事、

右、訴陳之趣、子細雖多、所詮、忠兼則當浦者、忠兼
相傳所領也、依有子細、割分田地參町、令契約友貞之
處、令押領證文外田畠之条、無謂之由訴之、友貞亦於
件田畠山野等者、忠兼沽却之間、買取之、知行之旨陳
之者、當浦内田地參町令契約友貞之處、寄事於彼證文、
令押領契約外田畠山野等之条、無謂之由、忠兼雖申之、
如忠兼元應元年十一月一日狀者、薩摩國薩摩郡羽嶋浦
田畠山野等除若松、直錢三百貫文仁沽渡友貞訖、於閱
名水田

東御下知以下本證文等者、依為連券、封案文裏、副渡

云、證文炳焉之處、捧自由謀案、論申之条、難被許容

旨、友貞所申、非無子細上、呈彼沽券状者、為忠兼自

筆之由、友貞申之處、為謀書之旨、忠兼依論之、於引

付之砌、可書控之由、雖被仰、不遂其節之条、頗承伏

款、加之、於貞應二年四月日関東御下知、寛元四年十

月廿九日六波羅下知状、同元年九月廿三日、弘安五年

十二月二日、同六年八月日忠茂・忠重・忠永等讓状者、

忠兼加裏書、所相副沽券也、彼裏書者、為申口資家手

跡之由、友貞申之處、資家承伏訖、所副渡具書等無相

違之上者、沽券状又不及子細款、且當浦為私領之条、

前々其沙汰訖、然則至件田畠山野等者、停止忠兼濫訴、

任沽券状、可令友貞領掌矣、次以實書号謀書各事、住

式目、可有其沙汰焉者、依仰下知如件、

元亨四年八月十日

〔北條英時〕
修理亮平朝臣 (花押)
〔鎮西探題〕

〔右同文永祿八年乙丑二月拾六日書之下アルモアリ、寫ナリ〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一四〇二号文書ト同一文書ナルベシ〕

67 宛行

薩摩國薩摩郡成枝名内羽嶋浦水田壹町内、字濱田陸

段坪字臂判官代、肆段并塩屋壹字、字次郎事、

右、田、塩屋等、依有千義、雜掌忠給分所宛行也、但地

頭方先例有限所當公事等者、随分限可令勤仕、此外於

寺家方所當諸公事山野草木用水等者、所令免除也、然

者守彼状、可令知行之状如件、

元應貳年卯月十一日 友貞 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二一七三号文書ト同一文書ナルベシ〕

68 はしまのうらのうちよこすのしをへの事、こくふとの

よりおつかせられ候ほかに、こうしう申て候へハ、し

さいあるましきよし、うけ給候ほとに悦申て候也、よ

てのちのために、しやうくたんのことし、

てんしゆ三月二日 めうゑん (花押)

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」三三三三号文書ト同一文書ナルベシ〕

69 ゆつりあたふとよまさりかところニ、さつまのくに

こしまのこほりのうち、たけのむらはうくのかとの事、

右の所領ハ、せんゑのゆつり状ニまかせて、たのさまたけなくちきやうあるへく候、たし此内そしともにゆつるところあり、くうしの事ハ、ふんくにしたかて、きんししさせらるへく候、よてのちのために、ゆつり状くたんのことし、

應安七年十二月五日 惟宗久成 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二二七四号文書卜同」文書ナルベシ)

70

羽嶋浦の内よこすのしほやひとつまきの馬一年に一疋、そうりやう友豊の一期さりたてまつる、友豊一期の後ハ、とよまさり可令知行候、いくらの状文候とも、禅惠の自筆自判ならてもちいられ候ましく候、仍為後日状如件、

應安七年十二月五日 惟宗久成 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二二七三号文書卜同」文書ナルベシ)

71

讓与松豊丸所

薩摩國薩摩郡之内國分寺領坪付者、代々文書ニ見得候、禅恵・禅祐・通松知行分不残一所讓渡候畢、河向國分

寺領之田畠一所不残讓渡也、是も坪付者代々文書見得候、無他妨可令領智候、仍為後代讓状如件、

正長二年十一月十五日 惟宗宗友 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二一〇九五号文書卜同」文書ナルベシ)

72 真本比志島氏家藏

内裏大番自三月一日可致勤仕薩摩國地頭御家人交名事、次第不

當參分、鍔直垂、てうつかけ有へし、

大隅二郎三郎 式部孫五郎入道

周防藏人三郎 渋谷小四郎入道

渋谷新平二入道 渋谷弥二郎

矢上左衛門二郎 智覽四郎

渋谷彦三郎入道 光富又五郎入道「友徑」「心榮カ」

指宿郡司入道 朝岳強三郎

比志嶋彦太郎

建武二年二月卅日

(本文書ハ「旧記雜録前編二一七二七号文書卜同」文書ナルベシ)

薩摩國御家人國分豊後守久成申軍忠事

右、於國致忠節之段、守護人嶋津上総介伊久度と令注進之間、達于御上聞畢、随而去年應安七年自十二月、久成令當參谷河御陣之時分、数日令在陣畢、同八年四月八日肥州日岡御陣被召之時、∇御共仕、同七月十二日菊池水嶋御陣被召之時△抽忠勤之条、無其隱、然早於于國、云戰功當座、云忠節、且預京都御注進、且下賜御判、為備龜鏡、恐々言上如件、

永和元年七月 日

承了(花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二二三〇号文書下同」文書ナルベシ)

「要用」有「依」新田名内「ち、あさなし
ようえうあるに、にたのミやう(う)ち、あさなし
やうさいその一所か事、かの所りやうハ、ひらのちう
たいさうてんの所りやう、たうちきやういまにさおい
なし、しかる間、ようえうあるに、はしまのふこ
殿ノ、方へ、まんさうくうし・りんしのくわやくおと
とめて、三くわん五百文かほんもつかへしニ入申候こ
としつなり、た、しほんもつのはうニまかせ候て、今

年たつ(ママ)年より三ヶ年三作、たといほんせに候ともうけ申ましく候、三か年すき候ハ、いつく(何)にても候へ、もとのかはりおもて、うけ申へく候、六月かはりお給候間、うけ申候とき、ひとつくりハつくらせ申へく候、よてのちのために扶くたんのことし、
「仍」後「為」件「如」
「應」永「平野氏カ」
おうえい七年六月九日 禪室(花押)

かのへたつ年

(本文書ハ「旧記雜録前編二六五六号文書下同」文書ナルベシ)

ゆつりあたふ國分ふんこのかミところ
さつまの國さつまこほりなりゑたミやうのうち、「内」
島浦「分」の事、本田ひらきさんやかかしい
しざかいハ、せんれいニまかせて、やうたいをかきて
ゆつりハたすところなり、たのさまたけなくちきやう
あるへ「し」、た、しこのうちせしどもにゆつるところ
あり、いさ、かいらんわつらひのきあるへからず、そ
の外ハそうりやうちきやうあるへく候、くほうやく・
くうし等の事、ふんく(分)にしたかてきんせさせらるへ
く候、このむねをそむき候て、ふんこのかミかめに

したかハす候ものハ、禪祐かしそんたるましく候、仍
後のためにゆつり状如件、

應永八年三月七日 〔羽島豊後守久成〕
禪祐 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二六六九号文書ト同一文書ナルベシ〕

76 ゆつりあたふ舍弟新三郎ところニ

國分寺領内薩广郡之内羽嶋之事、つほつけなんとの事
ハ、代々文書ミへ候間、〔巨細〕「及」
やうせらるへし、仍為後日之状如件、

應永廿八年五月三日 〔羽島豊後守友平〕
沙弥通松 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」九九八号文書ト同一文書ナルベシ〕

77 嶋津御庄薩摩方薩摩郡之内羽嶋之村當知行之事

右、所宛行也、早任先例、不可有領掌相違之状如件、

應永十九年三月廿四日 久豊御判

羽嶋豊後守殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二八七五号文書ト同一文書ナルベシ〕

78 薩摩國內東郷退治時、國分為万徳之代可相計之状如件、

應永廿八年八月九日 〔久豊公〕
存忠 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇〇四号文書ト同一文書ナルベシ〕

79 薩广郡内羽嶋本領當知行之事、不可有領掌相違之状如

件、
應永廿八年八月十三日 〔同〕
存忠御判

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇〇五号文書ト同一文書ナルベシ〕

80 讓与松豊丸所

薩摩國薩摩郡之内向田一曲讓渡也、

右、件所職田畠者、宗友重代相傳無相違智也、〔地方〕松豊丸

可領知也、仍為後代讓状如件、

正長二年十一月十五日 惟宗宗友 (花押)

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇九六号文書ト同一文書ナルベシ〕

81 羽嶋其外所々知行地等、不可有相違所也、仍任先例、

領掌之状如件、

寶徳二年八月十日 〔忠國公〕
陸奥守 (花押)

羽嶋豊後守殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二三四・二三四二号文書ト同一文書ナルベシ)

82 讓渡 松土与丸所

可早領知薩摩國天満宮國分寺領内原田壺丁二反、な
かはろひ壺丁、よつのつほ八段、ちやうせい五段、
八段つほ三反、野本三反、一所やくしたうの大藪、
一所いむたの入道藪、

右、件所領者、禅惠重代所也、限永代、松土与丸所讓
与也、無他妨可令子孫相傳也、仍為後代讓狀如件、

建徳二年七月 日

〔国分友重〕
沙弥禅惠判

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二五号文書ト同一文書ナルベシ)

83

羽嶋の浦地〔頭職〕とうしき、せんゑちうあるに由て給ハる、
二郎四郎かところゆつりわたす、ちきやうすへし、
よてのちのため状くたんのことし、
けんとかく三年八月廿八日 〔国分友重〕
せんゑ (花押)

84

ゆつりわたす二郎四郎ところニ

さつまのくにか〔鹿島〕こしまのこほりのうち、たけのむら〔武村〕ハ
原良〔門〕うくのかとの事

みきのてんちさんやの事ハ、つほつけとちやうニミへ
たり、たのさまたけなく、ゑいたいをかきりてちきや
うするへし、よてのちのため之〔註二〕状くたんのことし、

けんとかく三年八月廿八日 〔国分友重〕
せんゑ (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二三八号文書ト同一文書ナルベシ)

85

讓与松土与丸所

可早領知薩摩國分寺原田壺丁・中間三段、形部入
道千臺藪一所事、内光富名半分事、
右、件所職田畠者、友重重代相傳無相違他也、〔地力〕松土与
丸可知行也、仍為後代讓狀如件、

康永四年七月〔註廿〕五日 惟宗友重 (花押)

(本文書ハ「旧記雜録前編二」二二〇二号文書ト同一文書ナルベシ)

86

注進 永仁貳年分羽嶋地頭檢目録事

合

見作田柴町捌段卅

損田參町

得田四町八段卅内除田中地頭用

定得田四町八段廿中

合米貳石四斗貳升五合内(⑩分) 貳斗西願可為弁也、
貳斗山谷山女子可為弁、

殘米貳石壹斗五合定 又七反新册才十
合米三合定、

此外論田見作六段十才二反廿
行田三反册被加定、
合米壹斗九升定、

▽⑩直木殿△

右、太略目錄如右、

永仁三年二月十日

光有 (花押)

景遠 (花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二九九七号文書ト同一文書ナルベシ)

87 注進

永仁二年十二月廿三日羽嶋郡名地頭御方檢注取帳事、

合ひちはうくわんたい六反卅才巳才一反册(マ)

「用紙二丁末略ス」

88

隅州肝付之内新富之村

一作

余分之内割付候早、

高四斗二升

右之地五斗出米、為返地被差遣候者也、

文祿五年

伊右衛門入道

十一月二日

幸侃

羽嶋藤右衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一一二九号文書ト同一文書ナルベシ)

89

加増

屋敷三畦 三斗

きやうの本法楽寺三反式畝八分ノ内
中田七畦拾五歩 ⑩九斗△

法楽寺ノ
助左衛門尉

「三行略」

合田島三斛者

慶六 拾二月三日

村田雅楽助判(経官カ)

羽嶋藤右衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄後編三」一一五七九号文書ト同一文書ナルベシ)

覚

私先祖羽嶋豊後守友康二男宗七郎友茂被号向、御方御

元祖に候、我等所持仕候系圖ニ相見得申候儀、別条無

御座候間、如此御座候、以上、

天和三年癸亥

正月十一日

末吉
羽嶋太郎左衛門印

向井市之丞殿
「友貞」

「末吉衆中根元記」

羽嶋太郎次郎

右、祖父事、川内山田より高山江罷移、夫より慶長五

年ニ末吉へ罷移、地頭村田雅樂助入道殿へ相付御奉公
（経宣カ）
「雅宣」

申候、

〔地理志〕

日置郡

串木野

一 忠久公御代、串木野三郎平忠道成枝薩摩六郎忠直三男領之、子孫四

代之間領之、

一天正之頃、島津中務太輔家久領之、

一 串木野城、貞久御代文和四年九月二日、宮方大将三條
龜ヶ城と云、通路より東之方、

侍従并市来太郎左衛門・鮫島彦次郎入道・知覧四郎・

佐藤彦次郎入道已下賊徒寄来當城之間、太守師久公御

出馬、五ヶへ合戦有之而御勝利也、
（④日）

在羽島村、假屋之上にて候、

一 遠見番所
一 在唐人ヶ尾

一天文八年八月廿八日、城主川上野守忠兄島津八郎左衛
（④上）
（④克）

門實久か旗下と離、貴久公（④二）奉属候、以篠原某之幼童

為質、下 公之旗下、

上名村
一 古城 龜ヶ城より東方
下名村 五町計ニ有り、

一 濱ヶ城 海道西

一 陳ノ尾 海道西海道、堀切跡有、野岡也、

一 芹ヶ野 金山旧跡有り、金山之穴數ヶ所有り、

一 羽島村 薩摩平次郎忠朝^(中持)四男若松四郎忠重事當村、若松^(中并)

知行と家譜ニ見得たり、

一 應永十年癸未十二月七日、島津播广守守久主より入来

院彈正少弼重頼ニ賜也、其後永享八年丙辰九月十四日、

太守貴久公後忠國公より入来院出羽守重武^(中茂)ニ^(中八世)無^(中)當地

六丁任先例可領地之賜證狀、

一 本壺屋 慶長三年之冬、太守義弘公自朝鮮國御帰朝之

節、朝鮮人多人被數召捕、此地ニ被召出、焼物細工被

仰付、其内仲・季・仲・朴之四家郷士格ニ被仰付置、

左候而、同八年之冬ニ伊集院郷苗代川村ニ被召移候、

仍此所ヲ本壺屋と号ス、

一 若松 薩摩平次忠朝^(中持)二男平九郎忠繼若松知行と家譜ニ

有り、

一 永祿十年丁卯、串木野坂之下楯ニ而渋谷衆五十三人打

死、

(中表紙)

日置 吉利 永吉 郡山

日置郡地理志

※

日置郡

日置 駅二 浦一 帆湊浦 村二
七リ

○文治之比日置庄本地頭重澄、其子有澄と旧記ニ見ヘ▽

○たり△、

○建長之比日置領主張純、其子日置兵衛太郎頼純、弥太

郎忠純、日置^(中ナシ)弥勒^(中)等下司宗太

ハ 貞久公御代也、皆伊作家^(中古)郎真忠と旧記有、真忠

武之乱小野太郎日州ニウツリ、肝付八郎兼重か家臣と

成、兼重か為^(中職)死、是も家綱か^(中子孫歟) 自忠久公山田弥

九郎ニ拜領之、

家綱^(中子孫)平城帝四代文章博士大江音人後胤ナリ、

○古昔、大江姓小野太郎家綱依右大将家命薩摩國日置庄
地頭職被補下向シ、代々傳領之、○應永之比、伊十院
久季領之、後美作守久影ト號、伊十院忠國ノ三男也、
建久之御下文ニ小野太郎トアルハ家綱カコト也、上古
當郷ハ諸姓ノ人々交替シテ領ストミユ、文治之比本地
頭重純(④證)、其子有澄トアリ、「ロニミユ」

日置城 大永六年十一月五日、 太守忠兼公嶋津下野
守昌久為御使忠良(④要)被進候、大永七年五月十一日、実
久攻落之、天文二年十二月廿四日、城代山田式部少輔
有親降忠良公之旗下(ハタ)、以後有親ニ賜誅、但伊作於佛坂
被誅、當城降落之後、也上伊豆守・松元三七大城ヲ受
取ト云々、

崇廟、祭料六斗八升領主より、例祭九月十五日
▽八幡宮 祠官 原口撰津、「祭神三坐、前二同、永祿年間勧請、
今熊權現・日吉山王・安樂權
現・包宮大明神、以上七社」
イ龜岡八幡宮・御霊大明神・稻荷、

一火立番所飯牟礼
藏有
高十五石九斗、領主持高之内官附、
(④寄)

キ
▽上峰山 弥動寺安養院真大乘院末

高四十七石余、領主持高之内より官附、
(④寄)
▽吉富山 大乘寺 末 市来竜雲寺末
ホシ一

山田村 文治年間、 忠久公薩隅日三州之封ヲ受、初
而御下向之時、山田式部(部)太輔有実(サネ)ニ謁て曰、後日
必可下向西國、有実應諾、其約実以堅矣、仍應貴命下
薩摩國、則賜日置(④之)山田而領之、故ニ號山田者也、又曰、
賜日置而住山田、故號山田(④突)考、此時日置之内領知
之士惟多(多見)、然者其孫有親之傳曰、忠兼公被進日置於忠
良公、有親累代之領知ト云々、是近世而不被疑、因之
歛之、後之説近是か、但有貫は武藏三郎左衛門尉有國
(④親)
男也、有貫、國恒、國治、有備、有豊、有家、有(④康)、
有尚、國照、有朝、有重、有俊、有親、有徳迄十五代
間守之、

(④一)
大永六年、 太守忠兼公被進於日置 忠良公、山田式
部少輔有親累代之領知散有日置之内、然といへ共、不奉
仕公而經數年、天文二年癸巳十二月二日、有親改前非
獻所領于公奉謝罪、於茲殘山田一所賜之移之、其後同

月廿四日、有故公召於有親伊作仏坂而賜誅と云々、其子藏^{〔是〕}有徳ヲ被召出、被行賞恩、有徳子越前守有信入道ヨリニ行ナリ

一 旧記曰、永正六年己巳六月、日置はたまり池ニ大龜浮

出る事数日有、國惱乱云々、

一 延寶八申八月三日、使島津丹波忠興旧領轉東郷此地為所之邑、但東郷邑者其年一郷ト建ニ依也、

〔別紙〕
一 江田氏家、小野小太郎家綱日置ヲ領、頼朝公より日

置ノ地頭補、忠久公御催促ヲ受内裏大番勤、家綱子家ヲ讓而得日置領地頭補京都大番^{〔重カ〕}崎勤、家重子無之、

故弟家長家嫡相續、日置之内大田村領、大田次郎家ト號、嫡子大田式部太夫家氏大田村退去、又號江田、肥

前之内松浦庄早湊村・〔日置〕移万名地頭、松浦庄居住いたし、松浦庄ヲ去、日州ニ移居候、肝付八郎兼重家臣と成ル、

一 瑞喜山光禪寺^{〔臨志布志大慈寺末〕}

遠見番所 山田村ニアリ、

帆之湊 有浦町、五十二ヶ所有内、

高三千二百八十五石四斗六升一合五才

一 内高三百二十五石八斗九升五合

一同二千九百五十九石五斗六升六合五才

用夫二百八十人

地頭 山田藏人有徳有親子

三原下總守 伊三原右京亮

天正八年地頭付ニミユ、

貴久公御代

日置郡

日置

一 建長之頃日置領主張純、其子日置兵衛太郎頼純、弥太郎忠純、日置弥勒寺下司宗太郎貞忠と旧記ニ有、真忠

ハ 貞久公御代也、皆古伊作家和田か一流と見得候、

自忠久公山田弥九郎ニ拜領也、

一 古昔、大江姓小野小太郎家綱依右大将家命薩摩國日置

庄地頭職被補、代々傳領之、應永之頃、伊集院久季領

之、勝久公御代山田弥九郎領之、

一 日置城 大永六年十一月五日、太守忠兼公島津下野守昌久為御使、忠良公被進候、

日置北郷之内

山田村

外田子村除ク

有徳子

大永七年五月十一日、實久攻落之、天文二年十二月廿四日、城代山田式部少輔有親降 忠良公之旗下、已後有親之賜城、但伊作於佛坂被誅、當城没落之後、池上伊豆守・松元三三七等城を受取せ云々、

一 山田村 文治年間忠久公薩隅日三州之封を受、初而御

下向之時、山田式部太輔有貴ニ謁て云、後日(申必可) 下向

西國、有貴應諾、其約實以堅矣、仍應貴命下薩摩、則

賜日置之山田而領之、故号山田者也、又曰、賜日置而

住山田、故号山田矣、今考、此時日置之内領知之士雖

多、然者玄孫有親之傳云、忠兼公被進日置於忠良公、

有親累代之領地と云々、是近世而不可疑、因之觀之、

後之説近是乎、但有貴者武藏三郎左衛門有國か男也、

有貴、國恒、國治、有満、有豊、有家、有康、有尚、

國熙、有朝、有重、有俊、有親、有徳迄十五代之間領

之、

一、大永六年、太守忠兼公被進於日置 忠良公、山田式部

少輔有親累代之領地期有日置之内、雖然不奉仕公而經

數年、天文二年癸巳十二月二日、有親改前非獻所領于

公奉謝罪、於茲殘山田一所賜之移也、其後同月廿四日、

有故 公召於有親伊作賜誅と云々、

一 旧記云、永正六年己巳六月、日置はたまり池ニ大亀浮

出る事数日有り、國惱乱と云々、

一、延宝八年申八月三日、使島津丹波忠興旧領轉東郷此地

為一所之邑、但東郷邑者其年依建一郷也、

一 火立番所飯牟禮嶽ニ有、

吉利 鹿兒島より六里半 村一ツ 浦一ツ 上ノ濱

○ 貴久公御代、島津右衛門太夫久定ニ賜當地、從鹿籠移

居、永祿元冬、依公命改吉利、其子下総守忠澄代、天

正六年三月、補日州三城地頭移彼地、

○ 文祿四年乙未九月三日、祢寢右近太夫重張轉旧領祢寢

羽隅以當村賜一所之地于時三千石移之、以來ニ代々領之、

若松 上古若松氏伊作若松而無之領之云々、

「惣」 崇鎮守 祭料三斗領主より、例祭九月九日 社司「イツミカ」 鶴田氏

○ 御靈八社大明神西ニ七リ 祠官鶴田和泉

○ 傳称ス、當社ハ景政之靈社ヲ崇ト云、雖然古來八社崇

由、山城國御靈〔社〕ヲ崇メ、勸請之年月不詳、

勝手城 祭料三斗領主より、例祭三月十六日

一 鬼丸大明神 〔當日市立、前夜祭り有、當日領主代參役人勉、神樂・神供等略ス〕

祭神祢寢家十六代左近大夫重長ノ靈 〔イ右近將監〕 祠官鶴田和泉

○祢寢家隅笏根占領地之時彼地ニ勸請ス、後吉利ヲ給之時〔此所也〕靈社ヲ崇、故今佐多・根占ニも此神あり、勸請年月不詳、

不詳、

於城屋敷鎮守 例祭四月・十一月初午 〔初午〕

一 平野大明神 祭神 一 殿第一日本武尊 源氏神 第二仲哀天皇 平氏神

一 殿第三仁德天皇 高階氏神 第四天照大神 大江神 縣社天穗日命〔管〕中原・清原・菅原・秋篠氏神

祭料一斗一升 祠官鶴田和泉

○元禄十一年刁九月吉日、祢寢丹波清雄勸請、所祭山城

國平野大明神御同躰也、抑當社者祢寢家之氏神也、代

々崇敬異于他、故吉田兼連卿へ申願、二殿〔平野〕之勸幣ヲ守

下シ勸請ス、〔元禄十一年刁九月〕

祭料一斗一升 例祭二月・十一月初午 〔初午〕

一 建部大明神 祭神大己貴命

○當社者、祢寢ノ元祖▽〔小松〕△之子孫清重下向大隅國

小根占ヲ領するの時、江笏建部大明神ヲ勸請ス、小松

子孫小根占を去り吉利を領ス、故ニ此所ニ遷坐、〔奇〕

祈願所 高十八石七斗九升余、領主より官附、〔イナシ〕

△實資山 福壽院 △勝雄寺一所一ヶ寺證文寺

△寶資山 〔寶〕真言宗大乘院末

高三十八石、領主持高之内ニ付、一證

△清淨山●園林寺禪越前興禪寺末 曹洞宗

此寺小根占ニも有之、祢寢家菩提所故當郷へ建立か、〔重嶺山口哲之内通幼派下不見派〕

一 光源院禪小根占 園林寺末 ▽〔奇〕一妙光院上同△

一 深國院右同、〔奇〕

○高千九百五十八石四斗四升五合八夕一才

用夫二百十九人

日置郡

吉利

一文禄四年乙未九月三日、轉祢寢隅賜一所之地、根占安

藝移之、

永吉 「イ二年」
旧名南郷、天文元年改号永吉、浦一永吉浦 村一

一建久之比、南郷万揚坊覚「御下文ニモ南郷ノ郡司トミユ」弃紀氏桑波田阿古伊十院四郎入道迎清か三男也

領之、至子孫傳領之、至桑波田孫六某代不領之、大永「イ廿九日」

六年十月廿六日、自 太守忠兼公本田次郎左衛門御使

ニて日新主拜領之、天文廿二年癸丑、從貴久公上井武

藏守「四附」拜領之、其子覚兼代、天正八年去此地移日州

宮崎也、

○川上武藏守經久入道芳麟ニ從貴久公給當地、而去高江

移此地、其後市来ニ住ストアリ、

永吉城 桑波田孫六某景元守之、大永六年十月廿六日

より 日新公御拜領也、依為御領知、桑波田氏為幕下、「而」

も當城主ニて為被置トミユ「約ヲ變シ為勝久公ノ旗下」

天文二年二月十日、孫六謀反、故ニ同三月廿九日、

日新主被攻城、桑波田河内守・同式部少輔以下被屠殺

而入掌握矣、其後貴久公御在城之処、天文二年八月十

四日、島津八郎左衛門実久以逆意襲責之、雖然 日新

主為後攻（中註）從田布施卒五十餘騎御出馬有之、於城之野頭

及御一戰、御勝利にて、數十人を被討取候、（異力）実本ニ曰、

太守并実久兵南郷ニ發向之事を蘭田五藤兵衛と云者經（中註）

進之、依而宵より貴久公此星ニ被為籠ト云々、

※（行間）

「イ（閏）三月晦日、南郷ノ士民遊獵ノ留守ニ、伊作ノ士門松

新弥左衛門此由ヲ告伊作、故ニ遣兵暫時ニ攻取給ふ、入掌

握、其後改南郷号永吉、同年八月十四日、勝久為討忠良故、

其後より貴久公入當城而守之」

一天正八年庚辰、上井伊勢守覚兼為日孛宰移宮崎城時、

替永吉郷於日州海江田城八拾町賜之、同年直川上十郎

左衛門尉經久為地頭職移此地居ス、

一旧記ニ島津三郎左衛門尉実忠忠宗公（中註）ニ陸州南郷之

地頭と有、自系ニ元亨中有命補南郷地頭職トアリ

寛文十年、為島津安藝久雄一所之地、

崇廟 神領高七石三斗余 例祭二月三日・九月九日・

十一月三日

△●久多島大明神 社司 山崎肥前 祭神 天智天皇之皇女

勸請年月不詳、

高十一石二斗領主より付、祈一證、

△宮山 西定院 愛寶寺 真大乘院末

高五十五石六升右同、善一證、

△慈門山●天昌寺 曹福昌寺末 上古号妙通寺、

寶徳二年開基、▽開山△石屋和尚、中務太輔忠豊石塔立、関ヶ原戦死、年三十

一、^(中)自然石也、外ニ銘鑿付有之、北之方墓所也、法名略ス、

○喜入撰津忠政領、寛永十癸酉轉當地賜鹿籠トアリ、

○同十一年甲戌六月二日、中務忠栄忠豊後嗣 忠政長子為家久後嗣賜

當地、尔来為不易之菜地、(采力)

○久多島在海上岩(上)島也、三年ニ一度ツ、永吉久多島ヨリ此島ニ參祭有之事ノ由、

〔^(中)八別紙〕一貴久公逆瀬川奉膳兵衛殿と折之碁ヲ御すり合御打被遊

候、或時かけ被成候而、奉膳兵衛殿勝被申候ハ、御秘

藏之金鑊を可被下候やと被申上候へ者、成程可遣候由

被仰、我様御勝被遊候ハ、其方の妻を可取由被仰候而

御打被遊候処、 貴久公御勝被遊、奉膳兵衛妻ヲ御取

候者御断奉存候、御免可被下候、其代りニ数年御責被

成候南郷の城ヲ攻落可差上被申上、其通ニて南郷を責

落(中)さんと忍(中)被申候と也忍(中)此間虫付忍(中)此間虫付忍(中)此間虫付、此南郷ハ島津実久ニ組して、

城強クして手ニ餘りたる由、然るに正月の比、南郷の

城主桑波田孫六狩ニ出けるを奉膳兵衛殿忍付、兼之合

圖ハ被致置候事なれハ、早速火の手を揚て、其煙ヲ合

圖として貴久公御人数多ク馳付たりし、其間午を一疋

打殺し、かやこにも包ミ人夫ニ(中)持せ狩人の支度をいた

し、奉膳兵衛殿ヲ初六七人ニて今日之狩ニ猪取れ候由

ニて城中へ引入被申候へ者、門迄の(中)老迄城の味方

と心得、咎目不申通し申候付、則走散し、諸所之役所

ニ火を付、致騒驚候付、城主も罷帰候へ共、早貴久公

御人数押寄、散々ニ詰入、終ニ致落城ける也、是則奉

膳兵衛働ニ依て也、此時狩ニ廻り鉄鉋稽古いたし候而

玉葉きれ、早速(中)用意難成、且又草臥(中)見合さる故仰不快候と

也、此時より正月ニハはやク狩といふ嫌イけると也、(中)八

其後南郷ハ永吉と改り、今の外城永吉と申事ニ而候、

此一ヶ条慥ならずといへ共見合記置也、(中)蘭田氏也、

高二千三百十九石五斗五升九合九夕二才 日置南郷之内 永吉村

用夫百六十六人

一 地頭 義久公御代 弟子丸越後守宗音入道紹閑 〔見合〕 天正八比 一川上十郎左衛門 〔益〕

覺弁 — 刑部丞宗景 — 掃部丞久宗 — 六郎宗恒

關 — 桑波田讚岐守景元入道觀魚〔見合〕勝久公家老 孫六〔見合〕

日置郡

永吉 旧名南郷、天文元年改号永吉、

一 旧記ニ鳥津三郎左衛門尉實忠〔忠宗公〕薩州南郷之地頭と有り、

一 建久之頃、南郷〔揚〕萬橋房覺弁〔紀氏桑波田阿〕領之、至子孫傳領之、至桑波田孫六某代不領之、大永六年十月廿六日、

自 太守忠兼公本田次郎左衛門御使ニ而 日新公へ拜領之、天文廿二年癸丑、從 貴久公上井武藏守董兼拜領也、其子覺兼代、天正年間去此地日州宮崎移也、

一 永吉城 桑波田孫六某〔景元男〕守之、大永六年七月廿六日〔上〕より 日新公〔江依〕為御領地、桑波田氏為旗下、天文二

年二月十日、孫六謀反、故ニ同三月廿九日、日新公

被攻城、桑波田河内守・同式部少輔已下屠殺せらる、而入掌握矣、其後 貴久公御在城之処、天文二年八月

十四日、島津八郎左衛門尉實久以逆意襲責之、雖然日新主為後詰〔從〕田布施卒五拾余騎御出馬有之、於城之野

頸及御一戰、御勝利ニ而、數十人を被打取候、吳本太守并實久兵南郷ニ發向之事を藪田五藤兵衛と云者注進

之、依而宵より 貴久公此墨ニ被為籠と云々、

一 天正八年庚辰、上井伊勢守〔兼覺〕為日州之宰移宮崎城時、替永吉郷於日州海江田城八十町賜之、

一 地頭弟子丸越後守宗兼入道紹閑〔義久公御代〕一寛文十年、為島津安藝守久雄一所之地、

三ノ 郡山 村五 河一流

上古郡山〔弥〕三郎良平〔加治木六郎〕領之、〔恒平二男也〕

※ 〔行間〕 〔加治木〕 木系圖、加治木弥二郎吉平卜 〔筑前國七隈郷・比伊郷長湖庄、滿家院郡山村得恒平之讓、吉平ノ子加治木又二

高石石
又西光山 圓照寺 曹市來龍雲寺末

馬越城在川田村、
古老傳言、(中村)井上賴重落下當國、此城に居住スト云、

郡山城 天文六年丁酉三月十四日、太守勝久公より
渋谷石見守重朝代(見合)十一拜領之、其後重朝依有不忠之聞得、
被停止出仕、加之、同十四年乙巳八月八日、當城を被
攻取候、

一信州之守護村上三郎左衛門尉賴重(中田)志切三郎義(中田)憲二男ナリ故有而下向
薩广國住當院、其子滿家左衛門尉重堅(實カ)或上総介入道(中ナシ)

法橋(中采升)法師、又者作榮尊ト号ス、然ニ父賴重薩州(中田)
(此間虫喰)、滿家院郡司大藏氏永平ノ嫡女ニ嫁、榮尊誕生、其後賴重如信州歸國、此時榮尊召列為上京、奉仕(入カ)

禁裏也、永平無男子、故滿家院榮尊知行、此時從忠國(十脱カ)
公滿家郡司左近丞可随下知旨賜御書、寛元二年二月十日、永平之先領滿家院榮尊安堵之賜御教書、此関東之執權武藏守平經時也、

一權現社(在西侯村)、建長三年二月、上総介入道榮尊建立之、

西侯村 西侯弥三郎盛忠(榮尊)二男領之、

一康安二年之比、氏久公より本田信濃守ニ賜之、「此西侯ハ始良カ」(中)「本田ニ玉ハリシハ大始良西侯ナリ、コ、ノ西侯ニアラス」△

川田村 河田右衛門尉盛資(又盛佐、榮領之、以在(為名) (中名為) 尊三男也)氏、

一元久公御代、川左衛門太郎源資清(盛資)子守之、以来代之領之、其子伊与守義尹仕元久公、賜原良村上六町、

邊牟木村 邊牟木又五郎榮慶(一本義隆、五男)領之、私曰當分此村無之候、

川田城 鍛初いち、縫殿介季豊勤之与自家系圖ニあり、可再考、

此城者、義久公御代河田駿河守義朗守之云々、城内ニ礎其外庭石坏有、深サ廿尋余之井戸今ニ有、川田伊織國福代被訴 公為格護之有(見合)是也、(古カ)

川田 一應永十八年、久豊公伊十院頼久ニ御對陣、其後文十七年、島津修理亮忠廉寄來、村田越前守後詰として郡山上之原ニて合戦、忠廉(中)勝利、城主川田飛彈守也、

一 義久公御代、村田越前守經定領之、其子右衛門季久、其子右衛門經平、其子刑部經家迄領之、
〔永力〕
〔見色〕

一 高式拾五石 花尾山坊舎、御物并寺社方檢者付御修甫所、
一 圓融寺 今号曼荼羅寺、〔大乘院末寺〕
〔御目見寺〕

一 多聞院 高二十五石 上同、
一 本地院 高二十五石 上同、
一 普賢院

一 花尾山坊舎五ヶ寺、住職之儀者不及貴聞達、於寺社奉行所奉行申渡、

一 滿家左近將監資宗賜鎌倉將軍家之下文被補滿家院郡司職、東俣・小山田・比志嶋・河田・西俣、依加治木八郎親平讓知行之、自是郡山八郎山弥三郎良平〔親平孫領見合〕之、道鑑公御代、郡山孫太郎頼平領之、

一 平等寺厚地村之内、〔守久〕公豊公為伊集院頼久〔久豊公御妹婿〕御退治、
嶋津上総介久世〔守久〕・嶋津山城守忠朝〔守久〕・市來備後守家親被謀合當寺へ御出張、三將出張被成御待候処、無其儀、約諾相違ニ付、頼久精兵一千計を卒御陣ニ押寄

挑戦、合戦及難儀、漸御引取被成候、

○ 建保六年戊子九月、頼朝公〔守中〕とし、永金阿闍梨を左脇、丹後局を右脇トシ、三躰之木像御安置、御本地

阿弥陀・薬師・〔守〕十二面△観音之三躰也、願主忠久公、

○ 文明六甲午八月ノ比三ヶ国廻聞記、御内ノ方々トアル中

ニ、郡山ニ村田肥前守經安當奉行トアリ△
〔明応四年七月五日、背公命被誅畢〕

○ 文明之比、村田肥前守經安〔當奉行〕河田・比志嶋・郡山領之云々、
〔守〕

花尾権現 ○ 忠久公御願主にて、將軍家御願成就、殊ニハ當國為守護、建保六年戊寅九月日、永金敬白ト有之、○ 数多ノ靈鏡仏体ヲ〔禱力〕禱候而御内陣ニ被掛候、御〔守局〕

御自憂〔守愛〕之ノ鏡ノ由ニ而同前奉納有之、御局安貞元年〔嘉祿三〕十二月十二日卒、住御遺言此所にて奉火葬、御茶〔改元〕

毗所并御石塔御座候、御靈骨ヲ奉納候、永金石塔有之、比企判官能員〔局〕石塔ノ由申傳有之、二基共遺骨納置

申候、厚地村并東俣村御局御領也、花尾御建立之時開基〔王脱力〕にて、平等院御造立有之候、愛染明〔守王〕を御安置、三六坊為被召立置申候、

○ 勝久公御代、寺院致破壊候故、忠久公御代之様ニ被遊御寄附之、御寄進状享祿四年三月八日平等王院快楡法印御宛書ナリ、

○勝久公御代悉及破壊、依之、十五代貴久公天文年間鹿

兒嶋大乘院御建立被成、花尾之御神廟執務兼帶被仰付、
平等王院へ御寄進之采地厚地村全大乘院へ御寄附候、

御相傳之愛染明王尊体ハ鹿兒嶋護廣所へ御安置、毎年
於御城開帳御祈禱也、然所ニ、綱貴公花尾山へ平等王

院・円融院・多門院（開カ）・本地院・普賢院此五ヶ院御中興
ニて、采地廿五石ツ、御寄捨被仰付候、依之吉貴公先

一字御建立、高廿石吉田佐多浦之内也、大乘院兼帶被
仰付候、且又御本尊ハ、竜伯公より光久公迄御尊敬之

明王一軀同作従光久公佐多豊前久達へ拜領被仰付置候

ヲ此節被差上、并右三軀尊牌平等王院へ御安置被成候

事、「見合」頼、丹、金也
頼朝公御縁日正月十三日、局同十二月
十三日、八月十三日權現法楽ノ踊有、
（二カ）

○川田城ハ洞源山大川寺前の山也、小口通路ををり北ノ

方へ瀬戸道一ヶ所有之、外ニ何方よりも道無キ由、本

丸廣サハ五十五方はかり、二之丸差續に有之、外ニ二

三間の小曲四前後ニ有之、都而六曲輪也、左右後廻り

皆小堀有之由、本文ニ有之并戸△樋ニ相知候由、尤

屋敷ハりも樋ニ相知し、大木植シケリ候由、右城下村

百姓より承り聞書候事、「是ハ蘭田氏ナリ、而もまさしく井戸の跡ハこと、ひし」

○丹後局御法名者桃源妙悟大師（マ）と申之由候、実ハ不（知）

有候、頼朝公五百年忌の御札有之候へ共、実不相

知、丹後局ト御佛檀ニ書付候と也、嘉祿三年十二月十

二日、八十二才、於市来御卒去ニ而、郡山厚地村ニ葬

たる由、

籠（沙徳）郡山麓（堀）

薩城より四り

祠官前田河内

一●諫方大明神（四）

祭神前ニ同、「祭神大覚寺義照大僧正」

一當社（年）勸請土不詳、七月廿六日祭

祭米三斗五升 末社廿一

東侯（祭料無之）、「一之宮大明神」 勸請年曆不詳、○抑當社ハ高祖忠久

公御鎮坐之靈（沙場）、尔来雖曆歲月之久、棗盛血食傳而不

絶、神席舞殿（沙者）ニて廢壞を、蓋以神徳之有光（沙舞） 而有敬

神之篤実也、日若享保廿年（見合）丙午夏、新有國命而為御修

甫也、十月十二日始運斧、至於十二月十八日畢、故

太守御在國之時ハ必當社へ社參有之者也、

十一月三日祭〔正〕 一祭料無之、一祭米三石 一祭料青銅千三百疋 右、天明五乙巳年從太守重豪公御寄附、薩城ヨリ三里半、

○祭神 丹後御局 忠久公〔見合〕 祈宗廣言 供奉神五十二躰 再造棟札、延徳〔寛文〕年辛〔三〕三月廿七日肥前守藤原經安敬

白 河田村 一河田山 大川院 川田氏四代掃部助義立建立、川田氏

代々之牌立、

※ 満家院東侯・V中侯・油須木・△西侯・川田・比志嶋・小山田也

○建久六年六月廿三日、自右大將家加治木八郎親平加治木

に當院賜安堵之御下文而領之、其後四男左近將監資宗〔建久之御廻文ニ満家郡司トアルハ此親平カコトカ、又資宗カ〕

受禪領之、其後郡司四郎長平資宗が代、信州之守護村子カガ代

上三郎左衛門頼重清和源氏、六条判官為義三〔罪也〕

而為長平聲重被預嶋津判官忠久公 生榮辨、其後有赦免帰信州、然ニ長平無

男故、上總法橋重賢号采弁律師、初受長平之領土住之、寛

元二年甲辰十二月十一日、関東執權武蔵守平經時承賜

當院安堵之御下文、從夫代々之領之、至十四代比志嶋式部太輔義基之代、天正五年十二月十八日、轉旧領賜日

州曾井采地三百五町〔移〕 彼地、是彼表入御手、家久ヲ初一
所來餘多被召移時也、此時普代者上下七百人餘召列相移也、

※ (行圓)

「満家院ハ、岩門小次郎種材後漢光武帝十一世阿多倍來和朝、其子山木直十余代對馬守天慶三賜大藏氏、其子種光 筑前國夜須郡秋月庄下着種光子也 大宰少監・壹岐守ト号セシ者ノ二男岩門次郎種

実、薩摩國満家院等相傳之、其子〔満家カ〕 次郎幸実同院相傳、其

子満家太郎幸平同院相傳、其嫡子満家太郎永平依令同意于謀

叛人對馬冠者、文治二年被誅早、二男〔幸平〕次郎家平先于父幸平

他〔男カ〕号別府、三男加治木〔八郎カ〕義平改名薩摩國満家院・大隅國檢

非違所惣官職・加治木別府地頭職以下所職等〔相カ〕傳、四男中侯

九郎行家満家院内中侯村相傳、讓子息俊平、八郎親平嫡子六

郎恒平満家院内郡山村・大隅國內所職等相傳、二男長幸、三

男秋平、四男左近將監資宗〔実〕満家院内小山田・東侯・由須

木、比志嶋・河田・西侯・塚田・蒲原・城前田・上原七ヶ所

田畠屋しき等得親平之讓早、其子行満同小山田以下村々等得

資宗之讓、知行多年之後、行満承久三年為京方致合戰、落失

跡、大隅稅所〔種満カ〕自関東給之、以上見加治木系圖

〔今ハ満家院也、古ハ外力〕
〔④〕〔⑤〕〔⑥〕〔⑦〕

郡山今之郡山 往古ハ此邊計ヲ
村之邊 郡山ト云タルカ、并郡山之城

忠久公御代、郡山弥三郎良平滿家郡司八郎恒平一令居城、男也、郡山之始祖

其後道鑑公御代、郡山弥太郎頼平良平之領之、子孫

士惣人数四百十人

○衆中高五百七石余 人隸百七十人

○高頭五千五百四十二石七斗四升二夕一才

一内同千七百五十三石一斗七合九夕七才 滿家院内 郡山村

一 同七百五十九石五斗七升二夕八才 同 西俣村

一 同四百五十九石一斗五升三合一夕二才 但已前ハ此村より油須木村・厚村相分候由、
同 油須木村

一 同千二百二石一斗五合六夕三才 同 東俣村

一 同四百九十九石七斗四升五合六夕一才 同 川田村

一 同八百六十九石一斗四升七合六夕 〔大乘院持〕
同 厚地村

外小山田村・比志嶋村ハ古来鹿兒嶋へ被召付、案スル

ニ犬迫〔見合〕村モカ、

用夫二百三拾九人

貴久公・義久公御兩代ノ間カ 義久公御代寛永九年比
地頭 有川内記貞明長門守 貞末男 伊勢右京亮貞則

万治三アキ九月十九日 寛文五アキ二月二日
新納仁左衛門忠彰 種子嶋伊兵衛

同七月三日 延宝三アキ二月
新納仁左衛門忠彰 黑葛原吉左衛門

天和三アキ三月 元禄十四巳九月十四日
伊勢六郎左衛門 上村權兵衛

宝永三アキ六月六日 明所
島津市之助

享保七アキ七月廿七日 明所
山沢十太夫 享保九アキ辰九月四日

同十一アキ午九月一日 同十四西六月七日
島津市左衛門 明所

同十五アキ正月十一日
伊勢兵部上アキ二出ル

比志島系圖

○榮弁 号滿家、左近太郎 〔歩左〕
〔重賢〕 上総介法橋榮弁法師 〔傳律〕 祐範 惣郡司 号比志嶋、太郎
賜當院知行御教書、

○時範 上同、孫太郎
有諸所戦功、 忠範 忠宗公ノ一字ヲ給フ、
上同、孫太郎

○義範 彦太郎 上同、
建武三戦死、 範平 上同、上同、
感状数通給ハ、 久範 上同、河内守

○義清 上同、上同、
○義重 上同、上同、
○立頼 立久公ノ一字を給ふ、
上同、上同、

○廉範 上同、上同、源左衛門尉
於高江戦死、
○義貞 上同、河内守

○義弘 上同、上同、式部太輔
岩劍戦死、
○義基 上同、

寶永二年乙酉十月三日
伊東一空柩種

一 平等王院部
一 開基年月不詳、

一 忠久公建保六寅九月花尾權現社御創建、先是平等王院
ヲ御草創ニ而、永金阿闍梨を開山と被成候由、左記ニ
相見得申候、 忠久公花尾山御建立之時三十六坊御創
立、本寺を平等王院と此間虫喰頼朝公より 忠久公へ
御附属之谷渡五指量愛染明王弘法大師の作也御安置候処、 勝
久公御代致廢壞、本尊之儀者鹿兒嶋護摩所へ御安置、

毎年六月朔日、於 御城開帳御祈禱有之候、

一 三十六坊之内圓融院一ヶ寺之寺跡有之候處、元祿十七
申二月、 綱貴公平等王院并脇坊本地院・圓融院・多
聞院・普賢院御再興被仰出置、寶永五子之春、 吉貴
公平等王院御再興、大乘院兼帯ニて、佐多豊前久達殿
より被差出候弘法大師之作愛染明王一鉢御安置、毎年
六月朔日、於當院御祈禱有之候、
忠久公御母堂、御逝去年月不詳、
一 丹後御局御石塔并御茶毗所有之候、

右、御法名桃源妙悟大姉、嘉祿三亥十二月十二日御逝
去、市来金鐘寺へ古代より御牌有之、右之通書記有之
候由、金鐘寺由緒帳ニ相見得申候、

一 花尾大權現
廟堂ニ曰、薩州日置郡満家院郡山之内厚地村、

右、御元祖 忠久公御建立、御神鉢中尊頼朝公、左脇
永金阿闍梨榮金トモアリ、永金ハ大藏姓之、右脇丹後御局比企判官能員
女々三鉢之木像を御安置被遊、御本地ハ中尊阿弥陀、左
脇薬師、右脇十一面觀音ニ而御座候、
且亦 將軍家御願成就殊ニ者當國守護所ト 忠久公御
願主ニ而建保六年戊寅九月日永金敬白ト銘有之數多之

靈鏡（陳力）ニ佛鉢ヲ鑄付、御内鍊（陳力）ニ被掛置候、御局御自愛之御鏡（同力）内前奉納置候、御局嘉祿三年極十二日 御死去、

任御遺言於此所奉火葬、御茶毗所并御石塔御座候而、

御靈骨奉納候、永金（御付）石塔も有之、亦比企判官能員

之石塔之由申傳有之、二基共ニ遺骨（納力）置申候、永金

者真言宗ニ而御座候半与存候、三十六坊建立仕候、真

言宗之由候、市来御惣坊と申候者 御局御持尊之阿弥

陀之由、又者御形代を 忠久公御造建為被成共申候、

御局八文字民部太輔廣言ニ御嫁被成、市来ニ御座候由

ニ候得共、其通ニも可有御座候、将又華尾御建立之時

三拾六坊御建、本寺を平等王院与被号、 御家御相傳

之谷渡愛染平等王院廢壞之後、谷渡愛染明王一提之護所へ御安置被成、六月一日於御城御開帳御祈禱有之候

置候、然時ハ此寺ニ御局之御牌御建立被成候得共、

勝久公之時寺院及敗壞、 御牌なども紛失仕候哉、御

局之御法名不相知候、其證判ハ御座候へ共、無其儀候、

圓融院与申寺近年迄為有之由候、 貴久公御治世ニ相

成、神廟者御修甫候へ共、寺院御再興未相調候、弘治

二年、い十院之莊嚴寺を鹿兒嶋に御移、被改大乘院、
厚智寄附被成、神廟所を擁護御させ、恒例之御祭于今

御座候、 前中将綱貴公華尾山江平等王院・圓融院・

多聞院・本地院・普賢院此五院御中興可被遊旨被仰出

置、寶永五年之春、 少将吉貴公平等王院一字先御再

興被成、大乘院兼帶ニ而、佐多豊前久遠より被差上候

愛染明王一驅平等王院江御安置被成、其後曼荼羅寺前

圓融・本地院・普賢院・多聞院御建立ニ而御座候、

一華尾山江社人無之候処、天明七未八月、御小姓與井上

右内江右内事、寛政元上京いたし官職以後駿河守と改名致候事華尾山神主被仰付、御切

米二拾五斛被下置、叙爵之家ニ被仰付、社家屋しき被

下置、家作之儀も六十帖敷造建被成下、以来修覆等之

儀者、門外廻り表向座敷迄社方修甫所被仰付、居間

より末自分修甫ニ被仰付候旨、市田勘解由殿より被仰

渡候、當所社家之内蘭田将曹・有屋田藏人兩人右神主

へ被召付、郡山郷土社家被仰付、社家屋敷之内家作三

十帖敷ツ、造立被成下、表一通り社方修甫所被仰付

旨、右同人より被仰渡候、

一頼朝公御髮觀音写卷鉢并御鬢髮（髻力）

右、花尾山へ御安置、天明七未七月四日被仰渡候、
御三鉢左右ニ被成御座候、

(一脱カ)
一宮大明神事

右、忠久公御靈奉崇候、

右被召付置候社人前田丹下へ、格別成御宮格護之御取
分を以、天明七未八月、勘解由殿より郡山郷士被

仰付候、

一仁王門社方檢者付御修甫所

延享五年卯八月、郡山御柳仕立初而有之候事、

一栢木数五千七百十三本

但御領國栢植付之初リニ而候、
郡山

海西路薩摩州滿家院一宮大明神⑩并高尾大明神・御靈
大権現△再造之事、(共)當社者、不啻一院之仰感應、

寔是三州之所信崇也、經安嘗領此院、偏仰彼神、文明

壬辰之春、謹抽丹悃新肇一字、雖經之營之、不克舉落

成之功、院時属他氏、爾来涉⑩年、奉命再知院務、

誠頼神靈之加被力也、故茲歲之春、知前功之可續而命

工匠修葺畢功、豈無感格耶、伏希国家安寧人民豊樂、

專祈經安文武兼備忠義共全子葉孫枝永歌繁茂之美、

壽山福海益傳高廣之昌、至祝至禱、

延徳三年辛亥三月廿七日、願主肥前守藤原經安敬白、

日置郡

郡山

一郡山城⑩誅初ハ伊地知重豊初之、自家系圖⑩、此城取

之事哉、可再考、觀應之頃凶徒攻落と云々、道鑑公比

志島彦一丸江被遣候御状ニ見得たり、

一上古郡山弥三郎良平加治木六郎恒平之ニ男也領之、義久公御代、平

田美濃守光宗拜領之居住欵、

一馬越城マコウ在川田村、古老傳云、村上頼重落下當國、此地

ニ住居と云々、

一郡山城 天文六年丁酉三月十四日、太守勝久公より

渋谷石見守重朝十一代目拜領之、其後重頼依有不忠之聞得、

被停止出仕、加之、同十四年乙巳八月八日、當城被攻

取之、

一信州之守護村上三郎左衛門尉頼重志田三郎義憲三男也故有而下向

薩州住當地、其子滿家左衛門尉重堅男也或上総介入道法橋榮と

号ス、然ニ父頼重薩州住居之内滿家院郡司大藏氏永平

之嫡女ニ嫁、榮尊誕生、其後頼重如信州帰國、此時榮

尊古列為上京、奉仕禁裏也、永平無男子、故滿家院榮

尊知行、此時從 忠久公滿家院郡司左近丞可隨下知旨

之賜▽^(十脱カ)御書△、寛元二年二月十一日、永平之先領滿

家院榮尊安堵之賜御教書、此關東之執權武藏守平經時

也、

一 西俣村 西俣^(中弥)三郎盛忠^(一本)領之、榮尊^(義房)之二男也、

康安二年比、氏久公より本田信濃守賜之、

一 川田村 河田右衛門尉盛資^(一本ニ義尹、或盛)領之、以在名

為氏、元久公御代、川田左衛門太郎源資清守之、

一 邊牟木村 邊牟木^(中又)五郎榮慶^(一本榮隆、榮尊五男也)領之、^(私云此村、當分無之)

一 川田城^(初伊地知季豊勉之、自家系圖ニ有、可再考、)此城者 義久公御代川田駿

河守義朗守之と云々、城内ニ礎其外庭石等有、深サ式

拾尋余之井戸于今有、川田伊織國福代被訴 公為格護

之古塁也、^(川田)

一 應永十八年、久豊公伊集院頼久ニ御對陳、其後文明

十七年、島津修理亮忠簾^(廉)寄來、村田越前守後詰として

郡山上之原ニ而合戰、忠簾^(中得)御勝利、城主川田飛彈守也、

一 義久公御代、村田越前守經定領之、其子▽^(中)右衛門△

季久、其子右衛門經平、其子刑部經承^(永力)迄領之、

一 滿家左近將監資宗賜鎌倉將軍家之下文被補滿家院郡司

職、東俣・小山田・比志島・川田・西俣、依^(衍カ)依加治木

八郎親平讓知行之、自是▽^(中)郡山ハ△郡山弥三郎良平
親平^(孫)領之、道鑑公御代、郡山孫太郎頼平領之、

(中表紙)

神社佛閣寺院諸傳取調帳

高三石三斗八升余 御用地損高
高拾五石七斗貳升余 永損高

巳札御改元
惣人数四千九拾八人

内
千五百拾人 郷士三百七家部

三人 寺院三軒

惣人 社家惣ツ家内

四人 郷士家内札者

六人 郷士下人

貳千五百七拾四人 百姓百八拾門

外ニ
五人 寺院五軒

但
花尾山坊舎鹿兒嶋御支配

百人余り 居住五拾家内

但
與力 足輕 人家来 百姓

惣竈数七百余り

内
百余り鹿兒嶋居住并江戸・伏見・長崎定府

郡山

一惣廻九里貳拾三町貳拾間半

村数六ヶ村 郡山村 西俣村 油須木村 東俣村 川田村 厚地村

惣高頭五千六百貳拾貳石七斗九升余

内
高五百七拾六石七斗七升余現地 拘地

但
寺高并諸役分高达

高五百三拾六石五斗六升余 郷士作職高

高八斗九升七合余 庄屋屋敷

高四千三百四拾壹石余 百姓請取高

高百拾貳石九斗壹升余 漸々御竿入高

高三拾七石七斗貳升余 御小姓與拘地高

高貳石八升余 休地高

惣牛馬千貳百疋余

内

百三拾疋余 牛

拾疋余 駒

九百疋余 駄

惣現用夫七百貳拾人余

内

四百拾人余 五ヶ村現用夫 狩夫銀掛

三百拾人余 厚地村現用夫 諸殿役御免

一御地頭假屋

郡山麓

但

鹿兒嶋より戊亥ノ方ニ當り 三里半余

一屋敷壹反計り

一御座ノ間 次ノ間 其外都而七拾枚敷余

一松尾城

但

御地頭假屋後子ノ方當り壹町程

一廻り拾五町四拾九間半

一高サ三拾五六間程

一大手口午未ノ方

一搦手口申酉ノ方

一岩崎口卯辰ノ方

一野首子ノ方

右者、 忠久公御下向之砌郡山弥三郎良平居城

之由、其後洪谷石見守重朝拜領ニ而候処、不忠

之聞得有り被攻取、慶長年鑑比平田増宗居城、

入来之儀地頭職にて彼之方江被差越居候折、入

来山之内花立と申所ニ而押川氏・桐野氏手掛り

打死被致候由申傳へ有之候、

一崇廟諏訪大明神 寺社方御合力所 社司前田安房

但

地頭假屋より酉ノ方五町余り

一御神躰鏡差渡壹尺貳寸程 中ニ御像貳躰有り、

一祭神二座

右裏ニ

奉再興諏訪上宮下宮、

右意趣者、 奉為信心之大旦那藤原朝臣義久并

當領主藤原千千代丸御息災延命、御子孫繁昌、

院内安穩、當名無事、一(タカ)メ如意皆令満足故也、

左脇江

諏訪講一結諸衆尊

大願主濱田民部左エ門平重利

神崎内藏助源之高(マ)

家村次郎左エ門惟宗之重尚

當神主前田權助藤原包清

右脇江

當地頭村田出雲守藤原經清

全名因幡守經廣

天正十六年戊子七月吉日

真木山

權大僧都日譽敬白

一 厨子貳ツ高サ壹尺五寸横壹尺位

一 御内陣高サ九尺横九尺入り壹間

一 寶殿四敷貳間茅葺

一 舞殿壹間ニ九尺かわら葺

一 拜殿四敷三間茅葺

一 御金幣壹ツ

一 御供所四敷三間茅葺 所修甫

一 奉納太刀一腰 安永(マ)七巳四月大迫友助寄進

一 奉納太刀一腰 寛政十一未八月木場良右エ門寄進

一 追々再興棟札ニ、薩隅日三州之 太守藤原朝臣

忠恒公御武運長久、御國土安全、御子孫繁昌、為

如意満足也、亦大願主濱田民部左エ門、地頭伊勢

右京凡貞則、噫有川越後守・野村治兵衛尉杯卜相

見得、

一 御祭禮七月廿六日

但

當月朔日・廿日・廿五日祭り有り、其外春秋

彼岸四季旁七八度之祭り有之候、

一 御祭米三斗五升先キ

但

物奉行所御手形ニ而米藏より相渡、

一 御名代と相唱、往古より郷士年寄參詣仕候、其外

諸社役(マ) 等郷士より相勤、又者頭掛村之儀庄屋

在役夫方等御祭方萬勤方有之、社家拾人計り相勤

申候、

一 正徳年簡比迄者神馬被為遣來候由申傳有之候得共、
隨成訳不相知、乍然、御祭り之節神馬川入等有之
候場所と申唱、今に住連張り^(注カ)旁之儀共有來候、

但

外ニ由緒・寶物等無御座候、

宮とハ云傳へ有之候、

但

外ニ由緒・寶物等無御座候、

一 稻荷大明神 所修甫

社司前田安房

但

地頭假屋より申ノ方四町程

一 御神躰此形^〇^〇黒ため金箔ぬり、内壺ッハ金毛
狐ノ躰ニ玉有り、壺ッハ上宮十一面・下宮如意輪
之文字、其外梵字有り、

一 霧嶋六社大権現 所修甫

社司永尾左

但

地頭假屋より戌ノ方拾町程

一 御神躰鏡大小 貳躰

内

壺ッ差渡壺尺程 中ニ御像三躰有り、

壺ッ差渡六寸程

一 裏ニ、奉寄進御寶前、延寶九西八月吉祥日、薩州

郡山之住盛傳^{白敬}、天下一山邊河内守重房作トアリ、

一 祭神六座

一 厨子高サ壺尺横八寸

一 御内陣高サ九尺横五尺入り九尺

一 寶殿四敷貳間草葺

一 棟札、寛文七未四月再興、以前不相知、乍然古キ

明天宮宅天

大檀越寫津藤原朝臣

文珠菩薩

相忍忠良并貴久

裏ニ

天文五季丙申四月廿一日權大僧都頼盛^{白敬}

當地頭比志寫美濃守源義住

子息源左衛門義^(貞)コ、ノ文字不相知

次男彦四良

一 祭神三座

一 御内陣高サ壺間横四尺法

一 拜殿貳間法

一 御祭禮九月廿九日・十一月三日

一 棟札能不相知、

一 摩利支尊天御崇居と申傳有之候得共能不相知、併

右心得ニ而講執行參詣等之仕来有之候、

但

外ニ由緒・寶物等無御座候、

一 御神躰木像高廿八寸

一 祭神一座 御祭禮八月廿五日

一 棟札、慶安五年辰三月真木山江建立、藤原朝臣

光久公御武運長久、御息災延命、為如意^{調之}□足、建

立人数三拾貳人、然処寶永四年亥正月當所江御直

再興、

但

由緒・寶物等無御座候、

右、當郷内五社ニ而御座候、

一 潛木大明神 方限修甫

社司永尾全

但

地頭假屋より西ノ方四五拾間程 松尾城大手口

一 御神躰幣帛丸石

一 御内陣小倉高サ四尺八寸横貳尺入り壺尺三寸

一 棟札無御座、

一 祭神一座 御祭禮十一月朔日

但

由緒・寶物等無御座、

一 今諏訪大明神 所修甫

社司永尾全

但

地頭假屋より戌ノ方拾六町程

一 御神躰鏡并御鈴

一 御内陣高サ六尺八寸横八尺ツマ五尺

一 御祭神二座 祭禮七月廿五日

一 寶殿九尺法茅葺

一 舞殿壺間九尺かわらやね

一 拜殿四敷三間茅葺

一 棟札、慶安五辰三月建立、願主村中、

一 天満宮 方限修甫

社司永尾全

但

地頭假屋より卯ノ方貳町程

但

由緒・寶物等無御座候、

大浦

一山之神 方限修甫

社司前田安房

但

地頭假屋より子ノ方壹里余り

一御神躰木像高サ壹尺五部

一御内陣高サ六尺貳寸横五尺三寸法

一寶殿九尺法茅葺

一拜殿四間三間茅葺

一棟札、万治三年二月造立、御祭禮十一月中ノ申

但

由緒・寶物等無御座候、

仁田ノ原

一山之神 御内陣小倉高サ四尺貳寸

但

地頭假屋より子ノ方三拾町余

但

棟札并由緒・寶物等無御座候、

小浦

一山之神 方限修甫

社司前田安房

但

地頭假屋より亥ノ方壹里三合程

一御神躰石像高サ五寸

一御内陣高サ五尺六寸横三尺七寸法

一拜殿三敷三間茅葺

一祭禮十一月中ノ申

一棟札、享保十年巳三月再興、已前不相知、

但

由緒・寶物等無御座候、

雪元

一山之神 方限修甫

山伏重久蓮性院

但

地頭假屋より亥ノ方壹里半余

一御神躰石像貳ツ高サ壹尺七八寸

一御内陣高サ五尺横壹間入り九尺

一拜殿三敷貳間

一棟札不相知、併古キ傳有之候、

但
由緒・寶物等無御座候、

坪久田

一山之神 方限修甫

一御神躰石 御内陣高サ三尺八寸横貳尺三寸法

一拜殿貳敷九尺板やね

一棟札、正徳元卯三月建立、願主方限中、

但
由緒・寶物等無御座候、

松尾城内

一山之神 小倉

但

地頭假屋より卯ノ方三町計り

一御神躰・棟札無御座候、

但

由緒・寶物等無御座候、

大浦

一毘沙門 本尊木像高サ壹尺九寸 方限修甫

但

地頭假屋より子ノ方壹里程

一厨子高サ貳尺三寸横壹尺九寸法

一堂三敷貳間茅葺

但

由緒・寶物無御座候、

小浦

一地蔵 本尊木像高サ七寸 方限修甫

但

地頭假屋より亥ノ方壹里三合程

一厨子三尺法 堂貳敷九尺茅葺

但

書全断、

常葉

一阿弥陀 本尊木像高サ貳尺 方限修甫

但

地頭假屋より戌ノ方三拾三町程

一厨子立横三尺法 堂九尺法茅葺

但

書全断、

常葉

一常盤御前御墓所

但

地頭假屋より戌ノ方右全断、

一大石塔四組高サ七八尺 五輪

一中石塔四組高サ四五尺 五輪

一小石塔百組計高サ三四尺 右全

但

五六百年以前比之石振りニ都而相見得候、

右之通麓名之内常葉と申所江有之、同所常葉門名
頭花香・掃除・見締等往古より仕来、尤常葉方限
中常盤御前御講と申唱古より講執行仕来、殊ニ同
所山之内江寺跡坊主畠ケと申傳候畑地等有之、い
つれとも不思議成所と相見得候へ共、慥成訳相知
れ不申候、

但

由緒・寶物等無御座候、

常葉

一瀧觀音 本尊木像高サ壹尺四寸 方限修甫

但

地頭假屋より亥ノ方拾八町余り

一厨子高サ四尺六寸横四尺八寸入り四尺

一堂三敷貳間茅葺

一寛延四年未八月再興、已前不相知、

但

由緒・寶物等無御座候、

中福良

一不動明王 本尊木像高サ壹尺四寸 方限修甫

但

地頭假屋より戌ノ方八町程

一厨子立横三尺法

一堂九尺法茅葺

但

由緒・寶物等無御座候、

諏訪ノ脇

一地藏 本尊木像高サ壹尺三寸 方限修甫

但

地頭假屋より酉ノ方四町余り

一 厨子高サ三尺横貳尺法

一 堂九尺法茅葺

但 書全斷、

平原

西俣村

一 熊野三社権現 方限修甫

社司前田安房

桑北

一 薬師 本尊木像高サ八寸座佛 方限修甫

但

地頭假屋より巳午方四町程

但 寛文四年辰九月新造立、

一 厨子立横壹尺五六寸法

一 御内陣高サ五尺七八寸横四尺程

一 御金幣壹ツ

一 寶殿三敷貳間茅葺

一 拜殿四敷三間右全

一 祭神三座 御祭禮九月廿九日

一 棟札、寛永六癸巳八月造立、大願主平原門名頭三

六、肝煎山元彦右衛門・有川新右衛門、講人数貳

拾九人、

柿木平

一 觀音 本尊石像三方江有り、高サ五寸程 方限修甫

但

地頭假屋より巳午方八町程

一 厨子高サ四尺横貳尺五寸法

一 堂三敷貳間茅葺

但

由緒・寶物等無御座候、

但 由緒・寶物等無御座候、

邊保木

一霧嶋六社大権現 方限修甫 社司永尾全

但 地頭假屋より西ノ方貳拾三町程

一御神躰石像六ツ

一厨子高サ壹尺三寸横壹尺計

一御内陣高サ五尺横四尺計

一拜殿四敷三間茅葺

一祭神六座 祭禮九月十九日

一棟札、元禄八年亥三月造立、其外不相知、

但 右近邊子ノ方江邊保木城、又者巳午方江寺ノ

平城有り、西俣殿・邊保木殿居城之傳へ有之

候得共、能相知れ不申候、

但 由緒・寶物等無御座候、

一聖大明神 村中修甫 社司永尾全

但 地頭假屋より西ノ方拾四五町程

一御神躰木像高サ七寸程

一同石有り、

一祭神三座 祭禮十一月三日

一熊野三社権現有り、

一御内陣高サ六尺横四尺法

一御内陣脇左右江小キ御内陣貳ツ有り、高サ三尺法

位ツ、

一寶殿四敷貳間茅葺

一拜殿右同断、

一棟札、貞享五年辰四月再興、已前不相知、

但

建長年簡比村上榮尊建立、子孫西俣弥三郎・

邊保木又五郎西俣居城之由傳へ有之、右聖宮

後卯ノ方四五拾間程聖之城有り、同所より子

ノ方寺ノ平之城之間江普門院妙樂寺寺跡有り、

穎娃殿先祖石塔有り、右之家来坂元家西俣居

住ニ而、花香・掃除・見締等いたし候由、且

又妙樂寺儀者谷山大河内江相直候よし、右旁

之言傳有之候、外ニ由緒・寶物等無御座候、

一天師宮 村修甫

社司前田安房

但

地頭假屋より西ノ方拾六町程

一御神躰并厨子・御内陣往古よりなし、拜殿迄有之

候宮ニ而候由、

一拜殿三敷貳間茅葺

一祭神二座 祭禮二月十五日

一棟札、文化八未十月再興、已前不相知、

但

由緒・寶物無御座候、

一諏訪大明神 村中修甫

社司前田安房

但

地頭假屋より西ノ方拾八町程

一御神躰鋒

一御内陣高サ五尺横壱間入三尺

一寶殿貳間法・拜殿貳間法茅葺

一棟札、延寶^(ママ)五亥三月再興、其外不相知、

一祭神二座 祭禮七月廿三日

(俱力)

由緒・寶物等無御座候、

和田

一山之神 石像高サ六寸 方限修甫 社司山田直記

但

地頭假屋より未ノ方貳拾四町程

一鉾壱ツ高サ六寸

一御内陣高サ五尺横四尺法

一四敷三間拜殿茅葺

一棟札、延寶三卯四月造立、大宮司與右衛門、當噺

野村治兵衛・加世田四郎右衛門相見得候、

但

由緒・寶物等無御座候、

和田

一觀音 木像高サ壱尺五寸 方限修甫

一厨子高サ貳尺五寸横壱尺五寸法

一堂九尺法茅葺

但

寶物等無御座候、

庄屋屋敷内

一阿弥陀 木像高サ壹尺程 村修甫

但

地頭假屋より西ノ方拾五町程

一厨子高サ三尺程横貳尺貳寸程

一堂九尺法茅葺

一棟札不相知、併破壊地妙楽寺本尊と言傳へ有之候、

外ニ由緒・寶物等無御座候、

柿内

一觀音 木像高サ壹尺五寸程 方限修甫

但

地頭假屋より西ノ方拾五町余

一厨子高サ貳尺横壹尺五寸法

一堂九尺法茅葺

但

寶物等無御座候、

平原

一毘沙門 本尊貳躰木像高サ壹尺七寸ツ、方限修甫

但

地頭假屋より戌ノ方壹里余

一厨子高サ四尺横三尺

一堂九尺法茅葺

一棟札不相知、古キ傳者有之候、

但

由緒・寶物等無御座候、

油須木村

一近都宮大明神 村中修甫

社司前田安房

但

地頭假屋より丑ノ方貳拾町計り

一御神躰鏡差渡三寸位 御像有り、

一御銚三ツ

一御厨子高サ壹尺八寸横壹尺六寸程

一御内陣高サ七尺三寸横六尺貳寸位

一寶殿三敷貳間茅葺

一拜殿四敷貳間茅葺

一金幣壹ツ

一左右江小キ御内陣貳ツ高サ三尺三寸
横貳尺貳寸ツ、

左脇 稻荷大明神

右脇 八王子

一 祭神一座 御祭禮二月五日・九月十九日・十一月五日、其外月并御神楽有り、

一 延徳三年雖有棟札、社殿及朽廢に、建立・再興不相分、正徳六年申二月已來之再興相見得、智賀都宮とも相見得、又ハ智賀尾神之眷神とも相見得、且又 忠久公御舍弟忠季公とも申傳有之候、

但 外ニ由緒・寶物等無御座候、

一天満宮 村中修甫

社司前田安房

但 地頭假屋より丑ノ方貳拾町計り

一 御神躰木像高サ四寸程

一 厨子高サ壹尺五寸程

一 御内陣高サ七尺壹寸横四尺法

一 拜殿三敷貳間茅葺

一 棟札、享保十年亥三月再興、以前不相知、

一 祭禮八月廿五日

但 由緒・寶物等無御座候、

一 毘沙門 木像四躰高サ壹尺より
壹尺七八寸位 村中修甫

但 地頭假屋より丑ノ方貳拾町計り

一 厨子高サ三尺貳寸横四尺入り三尺位

一 堂三敷貳間茅葺

一 棟札、貞享元甲子極月再興、已前不相知、

但 同所近邊毘沙門城又ハ上ノ原城とも相唱候城跡有り、文明年簡比合戦有、 義久公御代比

村田越前守居城欵之傳へ有之、能不相知、由

緒・寶物等無御座候、

一地蔵 木像高サ壹尺貳寸 村中修甫

但 地頭假屋より丑ノ方拾六町計り

一 厨子三尺法 堂九尺法茅葺

但 棟札無之、由緒・寶物等無御座候、

一 觀音 木像高サ六寸 村中修甫

但 地頭假屋より丑ノ方拾六町計り

一 厨子高サ六尺横三尺

一堂三敷貳間茅葺

一 棟札無之、何分不相知、

但

由緒・寶物等無御座候、

川田村

一 諏訪大明神 川田家修甫 村中加勢 社司前田安房

但

地頭假屋より辰ノ方壱里程 鹿兒嶋より亥ノ方

三里貳合程

一 御神躰鏡 金木像上下同断高サ六寸五部ツ、

鏡差渡貳尺貳寸程

一 御内陣貳ツ

高サ八尺五寸
横三尺五寸法ツ、

一 寶殿四敷三間茅葺

一 拜殿貳間法同断

右御神躰鏡裏江

明徳五年甲戌七月廿九日

大藏朝平
白敬

南無普賢菩薩

薩摩國満家院河田村郷

諏訪上宮奉施入御正躰事

下宮

南無千手千眼觀世音菩薩

一 棟札、永禄六年亥七月廿日

但

文字能不相知、併源朝臣義秀・義照、又者

貴久公子孫繁茂、大願主村上飛彈守・全掃部

佐武運長久、亦者大工藤原秋昌・長田七郎左

エ門、小工柏木孫左エ門、鍛冶木場隠岐尉杯

ト云文字相知レ候、

一 祭神二座 祭禮七月廿六日

右 諏訪社より巳午方壱町程より四五町計之間川

田之城、義久公御代河田駿河守居城之由言傳

有之候、且本丸・二丸、外ニ小曲四ツ有り、本

城・中城・東城・西ノ城・野首ノ城杯共相唱候、

且 久豊公伊集院頼久ニ御對陣之傳へ有り、

但

由緒・寶物等無御座候、

一稻荷大明神 小倉高サ三尺程 社司前田安房

但

右諏訪社左脇(江ノマ)江御神鉢・棟札等無御座候、

一天満宮 方限修甫

右同人

但

地頭假屋より辰方壹里貳合程

一御神鉢木像高サ七寸位

一祭神一座 祭禮八月廿五日

一御内陣高サ三尺横貳尺貳寸位

一拜殿貳敷九尺茅葺

一棟札寛永十七辰二月日と有之候得共、文字能不相

分、

但

由緒・寶物等無御座候、

一大王権現 方限修甫

社司前田安房

但

地頭假屋より卯辰ノ方壹里程

一御神鉢鉢ニ梵字

一御内陣高サ三尺七寸横貳尺五部程

一拜殿三敷貳間茅葺

一祭神一座 祭禮九月九日

一棟札、永禄四年酉霜月建立、

但

文字能不相知、併源之義照、またハ大王宮者、

清和九代孫三郎先生源之義憲之(三男脱之)二男村上三郎

左エ門頼重ノ男上總法橋重賢号川田三郎左エ

門盛佐下、領薩州満家院(川田村脱之)ヲ、盛佐十二代ノ齊

駿河守義朗建立下、文字漸ク相知れ候、今ニ

川田家信仰之由候、且又由緒・寶物等無御座

候、

一山王大権現 村中修甫

社司前田安房

但

地頭假屋より卯ノ方三拾貳三町程

一御神鉢木像高サ五寸位

一御内陣高サ八尺横九尺

一寶殿三敷貳間茅葺

一拜殿四敷貳間茅葺

一祭神七座 祭禮二月六日・十一月六日

一棟札、寶永八卯四月再興、已前不相知、

但
由緒・寶物等無御座候、

但
地頭假屋より辰ノ方壹里余り

一棟札無之、何分不相知、

一矢房大明神 御内陣小倉高サ四尺程 社司前田安房

但
地頭假屋より辰巳方壹里程

元川田

一棟札無之、併川田駿河守建立之言傳へ有之、今ニ

一地蔵 木像高サ壹尺八寸程 方限修甫

信仰之由、

但
地頭假屋より卯辰ノ方壹里程

但
由緒・寶物等無御座候、

一厨子高サ三尺五寸程

一堂貳間法茅葺

一身崎大明神 御内陣小倉 社司前田安房

但
地頭假屋より辰巳ノ方壹里貳合程

一棟札享保二丁酉年再興ニ而茂候哉、文字不相知、

且右年簡比及焼失、右通小くらに相成候言傳有之、

但
書同断、

と右棟札裏ニ相見得候、右地蔵脇江村上栄尊夫婦

石塔并、外ニ高大成石塔数多有り、同所より午ノ

一住吉大明神 御内陣小倉 社司前田安房

但
由緒・寶物等無御座候、

瀧ノ上

一 觀音 木像高サ壹尺八寸程 方限修甫

但

地頭假屋より辰ノ方壹里貳合程

一 厨子無之、堂八尺九寸茅葺

一 棟札無之、由緒・寶物等無御座候、

一 阿弥陀 木像高サ貳尺六寸程 方限修甫

但

地頭假屋より辰ノ方壹里貳合程

一 厨子高サ三尺五寸程

一 堂三敷貳間茅葺

但

棟札・由緒・寶物等無御座候、

東俣村

一 妙見宮 村修甫

社司前田安房

但

地頭假屋より卯ノ方貳拾八町程

一 御神躰木像星神大小高サ八寸五部ツ、

一 御内陣高サ壹間横四尺法

一 拜殿四敷三間茅葺

一 祭禮九月十九日

一 棟札文字不相分、併應永年鑑丙辰之字相見得、亦者薩州伊集院東俣名抔と言文字、又ハ藤氏と言字抔相見へ候得共、いつれとも不相知、

但

由緒・寶物等無御座候、

一天満宮 方限修甫

社司前田安房

但

地頭假屋より寅ノ方三拾町程

一 御神躰木像高サ六寸五部

一 御内陣高サ五尺壹寸横三尺三寸程

一 拜殿三敷貳間茅葺

一 祭禮八月廿五日

一 棟札無之、併元祿之比再興之由言傳、又者及燒失候言傳有之候得共、能不相知、

但

由緒・寶物等無御座候、

一 高尾大明神 御内陣小倉 社司前田安房

但 地頭假屋より寅ノ方三拾町程

一 御神躰石像高サ三寸位

一 祭神一座 祭禮二月三日・十一月三日

一 棟札無之、併寶永年簡比及燒失候、夫より右通小

倉ニ相成候言傳有之候、且又御正躰八文字民部太

夫と往古より言傳有之候、

但 由緒・寶物等無御座候、

一 御靈権現 方限修甫 社司前田安房

但 地頭假屋より寅ノ方三拾町程

一 御神躰貳ツ石像高サ六寸程ツ、

一 御内陣高サ六尺八寸横四尺法

一 寶殿九尺法茅葺

一 拜殿四敷貳間茅葺

一 祭神一座 祭禮二月十五日・九月九日

一 棟札、元禄八亥三月再興、已前不相知、

一 御正躰丹後御局と往古より言傳へ候、

但 由緒・寶物等無御座候、

一 諏訪大明神 村中修甫 社司前田安房

但 地頭假屋より寅ノ方貳拾八町程

一 御神躰金像高サ三寸程

一 御内陣高サ四尺八寸横三尺法

一 寶殿三敷貳間茅葺

一 拜殿四敷貳間右同

一 祭神二座 祭禮七月廿四日

一 棟札、元禄十年^(マ)巳四月再興、已前不相知、

但 由緒・寶物等無御座候、

一 鎮守権現 御内陣小倉 方限修甫 社司前田安房

但 地頭假屋より寅ノ方壹里半程

一 御神躰石像高サ八寸法

一 棟札無之能不相知、併安永年簡比及朽廢、右通小

くらに相成、且往古より神社之形ニ申傳へ有之候、

一 祭神 (マヤ、マヤ) 祭禮

但

由緒・寶物等無御座候、

測ノ上

一 十二薬師 木像高サ壹尺五寸五部 方限修甫

但

地頭假屋より卯ノ方貳拾三町程

一 厨子高サ三尺六寸横貳尺三寸五部

一 堂三敷貳間茅葺

一 外ニ佛鉢木像大小拾七鉢、高サ五尺七八寸より三尺五六寸迄、崇被居、餘程ふるき佛鉢ニ相見得申

候、相糺候処、同所より子ノ方四五拾間之所江破

壞地ニ相成候珊瑚隆寺跡屋敷一ヶ所有之、當分鹿

児嶋源舜庵支配ニ而、所務米等彼方江取納いたし

候由、右珊瑚隆寺本尊ニ而、當分右通崇り居候と申

傳へ、然とも古キ棟札無之、何年鑑比破壞地ニ相

成右通ニ候哉、訳不相知、且右跡寺内江永正二年

ニ相立六字旁碑之石有之候得共、委細不相知候、

但

由緒・寶物等無御座候、

一 阿弥陀 木像高サ四尺程 方限修甫

但

地頭假屋より寅ノ方貳拾五町程

一 堂四敷貳間佛檀(マヤ)有り、茅葺

一 古棟札無之訳不相知、

但

寶物等無御座候、

一 釈伽如来 石像高サ五尺程 方限修甫

但

地頭假屋より寅ノ方貳拾五町程

一 堂九尺法茅葺

一 棟札無之訳不相知、

但

寶物等無御座候、

一 阿弥陀 木像高サ貳尺五寸 方限修甫

但

地頭假屋より寅ノ方三拾町程

一堂三敷三間佛壇^(マ)有り、茅葺

一棟札無之訳不相知、

但

由緒・寶物等無御座候、

一劔ノ城有り、谷口之城とも唱候、

但

地頭假屋より寅ノ方三拾町程

一高サ三拾間余り、本丸・二丸、其外小曲段と有り、

城主不相知、勝久公御代比迄者 花尾山御神領

村之由言傳有之候、且永祿年鑑比ニ者右城下江木

場隠岐守居住ニ相見得候、

一一之宮社

一同所御茶屋

但

地頭假屋より道法七合程卯ノ方ニ當り

右者御物御計にて、委細記不申候、

一西光山圓照寺 曹洞 龍雲寺末寺

但

地頭假屋より亥ノ方五町程

一本尊阿弥陀木像高サ壹尺五寸

一厨子高サ三尺横壹尺八寸法

一慈眼院様御位牌一尊高サ壹尺五寸

但

御厨子高サ壹尺八寸箔ぬり

一後醍醐院淡路守入道位牌有り、

但

寛永元子年

香雲道淳庵主

寛永八未年

花光妙心大姉

右圓照寺より亥ノ方四町計之所江右墓所有り、

一開山福昌寺^(十九)七世龍室大和尚禪師

但

位牌高サ壹尺六寸

一客殿六敷四間三尺 寺社方合力所 茅葺

一庫裏七敷四間 所修甫 茅葺

一所高壘石相付居候、

一寺内地貳反余り

一 當住持拾七代

一 馬屋三敷三間 住持修甫 茅葺

一 虚空藏木像高サ壹尺

但 厨子高サ貳尺横壹尺法

堂壹間九尺かわらやね

一 棟札・半鐘等無御座、其外御文書・古書付・由緒

縁記類無御座候得共、義久公御代比平田美濃守

居住之由、死去之節此地葬圓照寺江との傳有之候、

且松尾ノ城内江平田殿墓と申傳石塔為有之由候得

共、當分無之候、又ハ平田増宗郡山居城之砌、入

来之内花立と申所ニ而押川殿・桐野殿手ニ相掛り

打死被致候言傳有之、且又郡山之内笹之段・古野

平と申所江首塚と唱候塚有り候得共、何分訳不相

知、

但 寶物等無御座候、

一 真木山法幢寺 真言

大日寺末寺

但

地頭假屋より亥ノ方四町程

一本尊地藏木像高サ壹尺三寸

但 厨子高サ三尺横貳尺法

一 不動明王木像高サ壹尺三寸五部

比志嶋野 一 牧神馬乘木像高サ八寸

一 弘法大師石像高サ壹尺貳寸

一 阿弥陀木像高サ壹尺貳寸

一 天照大神御内陣

高サ貳尺 横壹尺法 一 半鐘壹ツ 高サ壹尺三寸 差渡九寸

但

銘、奉寄進講中為二世安樂、時住快円房覺意

敬白、寶曆十庚辰五月吉日ト相見得候、

一 客殿六敷三間三尺 寺社方合力所 茅葺

一 所高壹石相付居候、

一 寺内地貳反余り

一 住持世代不相知、

一 庫裏五敷貳間三尺 所修甫 茅葺

一 開山賢翁法印位牌有り、

但

棟札不相知候得共、賢翁建立之寺と申傳候、

寛永年簡比迄ハ真木山寺内人坏数多有之候筋
寛永十二年宗門改帳坏ニ相見得、其外由緒旁
寶物等相知れ不申候、

川田家修甫 茅葺

但
やね廻り葺方檀家加勢修甫

一 半鐘壺高サ壺尺五寸程
差渡壺尺余り

一 棟札不相知、殊ニ由緒旁相知れ不申、然とも川田
駿河守御建立言傳有之候ニ付、川田家江細事相知
れ候半欵、

但
由緒・寶物等之有無相知れ不申候、

菩提所

川田村

一 洞源山大川寺 曹洞 圓照寺末寺

但

地頭假屋より辰ノ方壺里貳合程

一 州兵公御影代之尊一軀勝軍地藏(併ケ)

但

木像高サ六寸馬乘武者装束馬月毛

一 厨子高サ三尺五寸法 須弥臺高サ三尺貳寸横八尺

三寸五部 箱提貳重

一 脇佛四鉢木像

一 佛壇(ノミ)貳間法

一本尊釈伽如来木像高サ壺尺貳寸(逆)

一 開山籠室大和尚

一 書院・客殿拾貳枚敷ツ、其外末廻り三拾枚敷余

厚地村

一 花尾山 地頭假屋より丑寅ノ方壺里三合程

上宮

一 熊野権現 右同断貳里余り

一 坊舎五ヶ寺 右同断壺里貳合程

右三行御物御計ニ而記不申、其外村中神社佛閣大乘

院計ニ而彼方より申出之筈承候、

右者、此節神社佛閣寺院其外傳等取しらへ可申出旨、

訳而細密被仰渡趣承知仕、所中行廻り瑣細取調方仕候
処、右之通相見得申候間、此等之趣帳面を以申上候、
以上、

郷士年寄

木場甚之丞印

文久三年亥三月

右全

白坂真之丞印

伊地知小十郎殿

(中表紙)

花尾大権現註縁起

花尾権現註縁起

當社建立權輿、建保六年戊寅九月日、藤原朝臣忠久公爲
崇祖宗、點花尾嶽之南麓構宮廟、

建保八人王八十四代順德帝ノ御宇、源家ヲ啓キ世ヲ
知ルノ嘉時ナリ、忠久公ハ島津家ノ元祖、源ノ頼朝
公ノ長庶子ナリ、治承三年己亥ニ誕生アリ、御懷ハ
丹後ノ局ナリ、公十八歳ニシテ當國エ下向アリ、四
十九歳ニシテ鎌倉ニ於テ逝薨ス、當社ノ建立ハ四十
ノ時ナリ、公初メ惟宗ヲ氏トスルコトハ、母堂後ニ
廣言ニ嫁玉フニ依ルナリ、後ニ藤原ヲ氏トスルコト
ハ、近衛殿ノ恩免ニ依ルナリ、花尾嶽ハ薩劔滿家院
厚智邑ノ高山ノ名ナリ、此ノ山ノ絶頂ニ本ト熊野權

現鎮坐シ玉フカ故ニ、修練ノ者春ノ祭りニ野躑躅・山躑躅ナドノ千種ノ花ヲ折り供シケリ、元ヨリ絶頂南北ノ峯ニ花多ク、山上山下ニモ花多ケレハ、花尾ノ名ヲ呼フナリ、案スルニ、又花尾ノ名由アル事ナルベシ、日本紀神代卷云、伊弉册尊生火神時、被灼而神退去矣、故葬於紀伊ノ國熊野之有馬村焉、土俗祭此神之魂者、花時亦以花祭ルト、纂疏曰、白河院詣態熊野、時見路傍花盛開、詠和歌曰、左伎余保布波那能氣志紀乎美屢加羅尼軻弥乃許々盧曾贈羅羅尼志羅留留、是亦以花祭之意乎、新古今今載此歌、花尾山或ハ厚智山ト名ク、村ヲ厚智ト云フ、故ニ山ニモンノ名アリ、又俗ニハ厚地ト書ケリ、圓融院ノ古キ書付ノ中ニハ多ク厚智山トアリ、又厚智山熊野權現宮ト記ルセルモノハ上宮ノコト、見ヘタリ、今ノ麓ノ宮ハ熊野權現ニ非ス、當家祖宗ノ神ナリ、此地ノ四至ノ境ハ古クハ永金阿闍梨ノ大境ノ記ニ見タリ、今ハ別ニ圖アレハ、委クアラハスニ及ハス、大境ノ記ハ別記ニ載ス、

△忠久公系繼略曰ク、

○頼朝

正二位 大納言 右大将 征夷將軍

『忠久 為別腹故末ニ繼之』

頼家

從二位 左衛門督 征夷大將軍

實朝

右大臣 左大将 征夷將軍

忠久

治承三年己亥誕生、號嶋津卜、左兵衛尉 宗兵衛尉

左衛門尉 (大夫脱カ) 判官 豊後守 分國ハ薩广・大隅・日向

領之、越前・若狹・伊勢・信濃亦粗領之、傳稱、初

比企判官能員妹、丹後局幸於頼朝卿、而有身、頼朝妻

平政子妬忌以逐之、丹後局畏其被害、而出關東赴上

方到摂州住吉、夜求旅宿、里人不許之、時大雨甚闇、

忽有産氣、乃入社邊籬傍踞石上、時會狐火照暗、遂

生男子、即忠久也、時治承三年也、至今號其石稱産

石、住吉末社有稻荷、蓋其夜狐火者此神之助也、故

號嶋津稻荷、且嶋津家以雨爲嘉瑞者此神故也、其後

丹後局潛下向關東、以嫁惟宗民部大輔廣言、故忠久亦冒惟宗氏、然實賴朝卿子也、建久七年八月一日、忠久歲十八下向薩州、過京都謁近衛殿、於是賜藤原氏云余、賴朝初製十文字以爲旗幕之紋、而賜忠久、累世相傳之、旗地白其中黑書十字、幕地搗塵カチン而白書十字、

嘉祿三年丁亥六月十八日卒、歲四十九、法名號得佛淨光明寺、

又記曰、文治二年、被補薩隅日三州之地頭并守護職、全年八月二日、下着薩州山門院、建曆三年癸酉五月七日、拜領甲斐國波加利新庄、是爲去二日三日和田合戰之賞所被宛行也、承久三年辛巳六月、蒙近衛前内大臣基通公之恩免、改惟宗氏爲藤原氏、嘉祿三年丁亥六月十八日乙丑辰刻、逝於鎌倉、享年四十九、日來脚氣之上惱赤痢病云云、

以亡尊親正二位源賴朝公・現母堂丹後局・母堂令弟永金阿闍梨三體木像、潜封寶殿之内、

社内正面ノ厨子ハ賴朝公ノ木像、束帶儼然タリ、左ノ厨子ハ永金阿闍梨ノ木像、法服納衣威儀アリ、右

ノ厨子ハ丹後局ノ木像、容儀温如タリ、賴朝公ハ清和天皇十代左馬頭源ノ義朝ノ三男、十二歳ニシテ任皇后宮權少進、已來位階昇進、而文治二年三月、十六箇國被補惣追捕使并地頭、全五年、叙正二位、土御門院正治元年正月十三日ニ薨ス、年五十三、治世二十年、永金或ハ榮金トモアリ、真言宗ニテ、平等王院ノ開山ナリ、母堂ノ令弟ト古記ニモ見タリ、市來并ニ厚地ノ古老ノ申シ傳モ此レニ全シ、或カ云ク、此僧俗姓ハ大藏氏ト見タルカ故ニ本ト此地ノ領主ニテアラシカト、何レニ母堂歸依僧ノ故ニ左脇ノ神ト崇サセラレタリ、其ノ廟塔今ニ靈驗コレ多シ、下ニ註ス、母堂ヲ丹後ノ局ト申ス事ハ諡号ノ由シナリ、比企判官能員カ妹ニシテ、賴朝公ノ爲ニ幸ヒセラレ、忠久公誕生ス、其後ハ八文字民部大輔惟宗廣言ノ御嫁シ有テ、終リニハ當國ノ市來エ御座ケリ、忠久公孝行ノ餘リ、母堂現存ノ内ヨリ當社ノ神ト崇メ拜敬遊サレケリ、建保六年戊寅ヨリ嘉祿三丁亥ノ歲マテ十年ナリ、母堂掩色十年前ニ像成リ社立ツナリ、忠久公ハ嘉祿三年六月十八日ニ薨ス、母堂ハ全

年十二月十二日逝去ス、サテ三鉢共ニ秘尊ナル故ニ、

古ヨリ社職ノ僧モ猥リニ厨子ヲ開キ拜シ奉コトアタ

ハス、去シ明曆年中ニ、平田盛右衛門純正蒙光久公

ノ高命、記之圖之、以爲一卷、奉納文所府庫、其記

文別記ニ書之、彼ノ記ニ云、然後堅固封之、雖曰寺

僧神職令不得假開内殿云云、昔ヨリ俗人ノ内殿ヲ窺

フコトヲ製ス、本ヨリ社人ヲ置カス、三十六口ノ僧

交々^(制之)香坊ニ當番シテ法施ヲ丁寧ス、今ハ香坊絶タ

リ、毘沙門堂ノ路ヲ阻テ西ノ一段ノ低キ、地其ノ迹

ナリ、萬治年中マテハ圓融院一箇寺残レリ、其ノ後

ハ大乘院ノ僧侶兼帯シテ相勤ム、且又義久公國府ノ

城ノ鎮護ノ爲ニ其ノ鬼門ニ當テ五峯山金剛寺ヲ草創

シ玉フ時、花尾權現ヲ勸請ス、彼ノ社内ハ頼朝公・

丹後局・忠久公ナリ、今ニ彼ノ寺ノ鎮守ナリ、

且掛数箇靈鏡許多正體於盡壁之間、作茅茨之營、致蘋蘩

之禮、可謂至孝至誠也、

内陣ノ後ノ壁ニ御正鉢并ニ掛鏡、御正鉢ヲ見ルニ、

或ハ指渡シ八寸八分、佛鉢圓キ金ニ彫付タルモノナ

リ、或ハ指渡一尺五分、各不同ナリ、大日・阿弥陀・

觀音等ノ七尊ナリ、一ノ正鉢ノ其ノ右ノ邊ニ書キ回
ラス文曰、

薩州滿家院厚智山權現御正鉢七鉢内

右志者、爲聖朝外朝日本大將軍家御願成就、殊者爲

當國守護所惟宗忠久并小野氏悉地成就、

左ノ邊ニ書回ス文曰、

且爲當國惣地頭・當院地頭壽命長息、且爲法界衆生

同利益、如右、

建保六年^{大歲}九月 日 永金敬白

又ハ大藏臣僧榮金・大中臣真久ト有シアリ、靈鏡三

枚尺不同ナリ、御正鉢并ニ靈鏡ハ別記ニ圖ヲ出ス、

サテ七箇ノ正鉢ヲ掛クトイヘトモ、畢竟ハ弥陀・藥

師・觀音ヲ以本地ノ尊トス、^(藥師)蟬勝ニモ三尊ノ種子ヲ

顯セリ、所以イカントナラハ、開山永金曾テ平等王

院ニ住セシ時、西崖ノ巖頭ニ弥陀・藥師・觀音ノ三

尊影現セリ、此レニ依テ其ノ岳面ニ三尊ノ種子ヲ雕

刻シテ注連ヲ曳キ、當社權現ノ本鉢トセリ、今ニ至

テ土民注連ヲ曳テ拜敬シ供養ス、若シ怠慢スルコト

アレハ^(崇カ)崇アリ、種子ノ梵字分明ナラサレトモ、字畫

凡下ノナストコロニアラス、今ノ園田門ノ西ノ大岳
 是ナリ、社殿ヨリモ見ルナリ、此レニ依テ思フニ、
 上宮熊野ノ本地ノ三尊當社ノ神ト相通シ、忠久公ノ
 願意淺カラサルモノ欵、又公三躰ノ像ヲ安シ玉フ事
 ハ一片ノ至孝ナレトモ、永金御正躰ヲ掛ラル、願樂
 ハソレ廣シ、コレ善ノナス常ノ事ナリ、疑ヲ生スヘ
 カラス、サテ影現ノ巖ノコトヲ御本地ノ巖トモ御正
 躰ノ岳トモ申スナリ、土俗此岳ヲ御腰掛ノ岳ト云コ
 トハ誤ナリ、御腰掛ノ岳ト云ハ圓融院ノ南ノ路ノ傍
 ニアル小石ナリ、此ノ影現ノ岳ニ向フニ、右ハ小谷、
 左ハ岩瀧ニテ、中ニツキ出タル大ニ高キ巖ナリ、少
 シ荆棘ヲ掃ハ、能キ絶景ナルヘシ、母堂ノ思ヲ寄セ
 玉フ靈地ノコト、此処ニ至テ感情深シ、此ノ平等王
 院ノ地、門前ニ溪水流れ、二王門ノ正中ニ當リ、南
 ニハ遠山洋海遙カニ見、花尾嶽東ニ見、西ハ彼ノ寒
 巖、傍ニ瀧水涓々タリ、今土民ノ宅ト成レトモ清絶
 境ハ變セス、見ル人誰レカ感嘆長息セサラン、
 又安母堂珍愛菱花、以爲社鎮、
 内陣母堂ノ厨子ノ内ニ御鏡ヲ納メ置カレタリ、菱花

ハ鏡ノ異名ナリ、此ノ鏡ハ母堂堂ニ自懷中アソハサ
 レタルモノナリ、鏡ノ廻リ八寸九分、裏ニハ鶴二・
 龜一、並ニ檜扇ノ形十一本アリ、毀破ノ後散失シテ
 廣言ノ餘裔ノ家ニアリ、國府但馬友平カ書付アリ、
 友平寛永五年戊辰ノ春善聚院ノ盛傳ニ属ス、（覺脱カ）傳ノ後
 弟子勝軍院ノ真尊是ヲ護持ス、明曆丙申ノ秋、太守
 光久君ノ貴命ニ依テ家老鎌田藏人政直三州ノ寺社ヲ
 正シ申サレシ時、圓融院盛譽大乘院ノ覺山法印ニ付
 テ靈鏡ノ散失ヲ訴フ、覺山政直ニ申シ、嚴威ヲ以テ
 内陣ニ歸納セリ、政直銘作テ寶殿ニ納メラル、箱ニ
（覺脱カ）
 ハ山和尚ノ記アリ、然トモ其銘聊カ參差アリ、或カ
 云、善聚院盛傳ハ厚地村上床ノ生縁、然トモ厚地普
 賢院ノ弟子ニテ、盛傳ノ手ヨリ社内ヲ出ツト、然ト
 モ其ノ實ヲ知ラス、予元禄元年戊辰十二月十二日蒙
 國君羽林綱貴公高命、於神前勤修御本地供一千座、
 于時開匳拜鑑、即封焉即納之如元、
 其巽角建毘沙門堂、以擁護伽藍、
 惣シテ社頭並ニ佛閣寺院ノ建立永金阿闍梨コレヲ司
 ル、故ニ此ノ堂モ開山公命ニ依テ建立スルナリ、天

供料ニ寄附セラレタル田地ヲ今ニ毘沙門田ト申スナリ、寄附ノ證判モ一紙今ニ有リ、別記ニ載ス、是モ毀破ノ後ハ只名ノミナリ、正月三日ニ公祭アリ、或カ言、厚地毀破ノ後武家ノ給地ニ出ツ、然トモ田地多ハ是レ佛堂寺院ノ舊地ニテ、萬ツニ失多キ故ニ格護イタシウル家ナシ、伊集院家ヨリ領セラル、ニ家ニタ、リ多シ、コレニ依テ毘沙門堂ニ千駄毘沙門ヲ作テ拜謝申サレタリト、此ノ説ニ依テ堂ヲモ初テ伊集院ヨリ立タル様ニ云フハ謬ナリ、根本本躰ノ毘沙門ト千駄毘沙門トハ様子各別ニ見ユルナリ、伽藍擁護爲ニ開山ノ時建立アリシ堂内ニ、伊集院家ヨリ千駄沙門ヲ作テ寄附スト知ルヘシ、且又堂内ニ虚空藏菩薩・地藏薩埵等ノ朽廢セル尊像アルハ、古ノ三十六坊ノ本尊ナルヘシ、

傍營稻荷神祠、時々ヨリ祭之、蓋爲酬住吉之嘉助歟、

毀破ノ後ヨリ小石祠ノミアリ、昔日忠久公住吉ノ籬邊ニテ誕生ノ時、此ノ神擁護シ玉フ、故ニ別シテ當家ノ鎮守タリ、市來ト此地トイツレカ最初ナル、市來ノ者ハ我神祠ヲ當國ノ最初ト云、厚智ノ者ハ此ノ

祠ヲ最初ト云、或人ノ云、林中ノ小石祠神ヲ輕シムルニ似タリ、拜敬スルニタヘス、祠ナキニハシカジト、予カ云ク、爾何ンソ羊ヲ愛者クミスヤ、神德豈大小アランヤ、苟モ信アラハ應何ンソ疑ン乎、況ヤ當社ニ神ヲ祭ゴトニ必スヤ此ノ祠ニモコレヲ祭ル、敬テ在スカ如クニセスンハ、設トヒ金玉ヲ鏤メ丹靑ヲ輝カストモ徒ニ設ケタルナルヘシ、慎シメヤ、

造立本地堂乎東坊前阜、以順證誠殿矣、

東ノ坊ノ坊迹ハ、今ノ東座主ノ門ト云百姓地ナリ、路ノ一段高キ所ニ堂ヲ立ツ、本尊ハ弥陀ノ三尊ト見ヘタリ、損壞シテ分明ナラス、是レモ毀破ノ後ハ里民ノ造營ト成ルカ故ニ初ノ堂ニ似ス、正月三日ニハ公物ニテ佛餉上ルナリ、儀式神前ノコトシ、此ニ依テ今度モ坂ノ石階ハ仰付ラレタリ、坊迹廢壞ノ後処々ノ石塔ヲ此ノ堂ノ左右ニ立テ並ヘタル故ニ見分宜カラス、御局平日弥陀御信仰ノ故ニ、別シテ本地堂ハ結構ニアリシ由シ申シ傳ヘタリ、市來ノ御惣坊モ御局信仰ノ弥陀ノ由シ承リ侍リキ、忠久公御願ニテ清水臺明寺ノ山王ノ祠ニ三間四面ノ堂ヲ建立遊サレ

タリ、本尊ハ阿弥陀三尊ナリ、證誠殿ハ熊野權現宮
 第一ノ殿ナリ、或記ニ曰ク、昔波羅門僧正熊野エ參
 詣ノ時、權現阿弥陀ト顯レ給ヘリ、而シテ證誠大菩
 薩ト名ク、故ニ證誠殿ハ阿弥陀如來ナリ、又或記云、
 熊野者伊弉冊尊女躰、本宮ハ阿弥陀證誠殿ノ本地ナ
 リト云ヘリ、神社考ニ云、熊野權現證誠殿ノ本地阿
 弥陀、兩所權現ハ者（有力）藥師・觀音ナリ、傳ニ言、伊弉
 諾・伊弉冊也ト、案スルニ、カクノ如クノ義ニヨツ
 テ本地堂ニ阿弥陀ヲ建玉フナラン、本ヨリ花尾嶽上
 宮ハ熊野ノ宮ナレハ、當社モ權現ト名ケ、本地阿弥
 陀・藥師・觀音ニテ熊野ニ配順ス、垂迹ヨリ見レハ
 上下ノ宮各別ナレトモ、本地ヲ云ハハ殊異ナシ、故
 ニ證誠殿ニ順スルニ所以アルコトナリ、

母堂亦創建平等王院、安置家傳五指量愛染明王、令住永
 金阿闍梨、

右記曰、爰選得主賓相應之地於當村、永金欣々然而
 營作精舍、號平等王院、爲開山現住、

昔日嵯峨天皇春宮ノ御時、弘法大師谷渡ノ藤ヲ以テ
 五指量ノ愛染明王ヲ彫刻シテ奉上シ玉ヘリ、近世俗

ニ谷渡愛染ト呼フ、于此天皇誠精尊重アソハサレ、
 種々ノ御願圓滿シ、其上上ヘ程ナク御即位ヲハシケ
 リ、コレニヨツテ恭敬アサカラス、後ニ真雅僧正ニ
 御遺屬アリ、僧正コレヲ在原業平卿エ附セラレ、其
 後展轉シケルヲ、源賴朝公賢慮ヲ以テ感得シ珍敬シ
 玉ヘリ、然ルニ忠久公御愛子タルニ依テコレヲ讓ラ
 セラレタリ、コ、ニ花尾山建立ノ時、先ツ平等王院
 ヲ立テ、愛染明王ヲ安置アソハサレ、恭敬アサカラ
 ス、平等王ト申スハ愛染王ノ異名ナルニ依テ、彼ノ
 院ヲ平等王ト稱シケル、然ル処ニ、勝久公ノ時一山
 毀破セラレ、所領ノ厚地並ニ東俣ニテアリシモ共ニ
 没取セラレ、寺院皆ナ廢壞ニ及ヘリ、前後ニ毀破ト
 云フハ此ノ時ノ事ナリ、平等王院モ此ノ災免レ難キ
 ニ依テ、住持快瑜法印非慨ノ餘リ、彼ノ愛染王ヲ護
 持シ鹿兒嶋ノ清水ノ邊ニ寓住シテ、偏ニ厚智山興隆
 ノ事ヲ訴フ、清水ノ平等王院ト云フハ此ノ時ノコト
 ナリ、此ニ勝久公證判ヲ以テ曩祖忠久公ノ時ノ如ク
 厚智ノ四至方至ノ境イ并ニ大平木場寄附シ玉フト云
 ヘトモ、證判ノミニテ其ノ實ナク、其ノ地歸ラサル

カ故ニ、快瑜ハ終ニ肝付高崇寺ニ住持ス、此ノ時ニ平等王院モ断絶セリ、弟子ノ典瑜法印智行ノ譽アツテ高崇寺ヨリ坊津一乘院ニ住職ス、コレニ依テ彼ノ愛染王モ證判モ隨身シテ一乘院ニアリ、此ノ事龍伯公ノ高聞ニ達シ、即明王ヲ召請アソハサレ、御家第一ノ至寶ト冊キ、今ニ城内ノ護摩所ニ奉納アリ、毎年六月朔日ノ三洛夫ノ御祈リ對面所ニシテ勤修興行アリ、且又、代々ノ國守御家督ノ時、御讓物ノ最初ニハ此ノ明王ヲ拜受ヲハシケリ、其ノ儀式今ニ至マテ絶ヘス、嗚呼皇哉貴哉、去ル元祿元年戊辰ノ歲、左中將源朝臣光久公七十三ノ年御隱居、左少將綱貴公三十九ニテ御家督アソハサレ、御家相傳ノ重寶御讓ノ時、對面所ノ床ノ中央ノ机ノ上ニ此ノ愛染明王ヲ御安置候ヒテ最初ニ頂戴アソハサレ、次ニ勅書、奉書、御系圖、太刀等ノ次第ナリ、文所ノ府庫ニ圖記シテ委曲セリ、誠ニ天長地久、上和下睦、國家清寧ノ祥瑞不他ニ、五指量愛染ノ縁起別記載ス、

營構三十六別院、各守堂閣、兼司社職、
本ノ平等王院ヲ加レハ三十七坊ナリ、永金阿闍梨

真言宗ニテ、三十七尊ノ内證ニ約シ、特ニ愛染明王ノ德ヲ標シテ惣別三十七院建立アリ、或ルカ云ク、得佛公既ニ念佛宗トニテ有ル上ハ、永金モ念佛宗ニアラスンハ天台家(マ)アラント、予カ曰ク、古記ニモ、永金營作精舎、設三十六僧坊、立金剛之法幢、演秘密之乗教ト云ヘリ、加之、愛染明王ニ付テ三十七ノ秘義アリ、コレ瑜伽者所傳ニシテ、念佛宗等ノ得テ知ル処ニ非スト、難者理ニ伏シス、重テ秘義ヲ問フニ任テ粗大概ヲ記ス、其文ニ曰、凡ソ真言家ニ金剛界・胎藏トテ兩部ノ法門アリ、其ノ中ノ金剛界ニハ三十七尊ヲ立テ、一切ノ佛法一切ノ諸佛ヲ盡クセリ、故ニ蓮華三昧經ニ、歸命本覺心法身、常住妙法心蓮臺、本來具足三身德、三十七尊住心城ト云ヘリ、凡金剛頂部ノ經ニハ皆三十七尊ノ名及ヒ德ヲ一々ニ演テコレヲ知ヲ法トシ、コレヲ覺ルヲ佛ト名タリ、其ノ三十六八別德、一種ハ惣德ナリ、故ニ、金剛頂分別聖位經云、佛德三十六、皆同自性身、並法界身(マ)成三十七也ト云云、然ルニ愛染明王ト者大日如來ノ(所カ)變ニシテ、三十七ノ惣別ニ德ヲ統テ、真

如平等ノ理ヲ顯シ、平等ニ衆生ヲ慈愛スルヲ以テ平等王ト名ケタリ、依之、花尾御建立時モ御家相傳ノ谷渡ノ愛染明王ヲ本寺ニ安置シテ平等王院ト名ケ、別ニ坊舎三十六御建立アリ、永金阿闍梨真言秘教ノ奥旨ニ約シテ三十七院ヲ營構セリ、三十七尊ニ付テハ深秘ノ義コレアリトイエトモ翰墨ニ記セス、凡ソ真言宗ニ山ヲ闢寺ヲ建ニハ、多クハ三十七尊ニ配示ス、高野山ハ大塔ヨリ奥院マテ三十七丁、醍醐ノ峯ハ山下ヨリ山上マテ三十七丁、坊舎モ初ハ三十七坊ナリ、時運ノ盛衰ニ依テ増減ハアルコトナリ、厚智山モ麓ヨリ上宮マテハ三十七町ナリ、故ニ山ヲ攀モノハ冥ニ三十七ノ尊位ヲ歴、寺ニ住スル侶ハ現ニ三十七ノ覺知ヲ證ス、徒ニ數量ヲモフケタルニハ非ルナリ、此ノ記司史館ノ士見之ヲ、故ニ記于此矣、僧侶司社職故ニ自元無巫女類、無社人輩、異餘社、秘趣下委之、或云、弘長四年甲子ニ(イ)主職平等王院坊中六坊相立ツト云ハ、舊記ニ違ス、暗推ノ謬説ナリ、二王門闢南面、二天門立巽維、以制門内騎馬也、二王門ハ南ニ立チ、東侯ニ向フ、伊敷路ヨリ來者此

ニ至ル、下馬札アリ、二王ハ古ハ木像、良工ノ彫刻スル処ナリ、近世朽損ノ故石像ニ改ム、二天門ハ東ニ有、谷口坊ノ上ヘナリ、吉野路ヲ經ル者此ニ至ル、今ハ門ナシ、二天ハ多聞・持國ノ両天ナリ、下馬札ノミアリ、兩門ノ下馬札中絶シケリヲ、今度コレモ立ツナリ、茲時也、寶殿穹隆秀山嶽、佛閣崢嶸充潤壑、以祈國家長久於瑞籬之内、禱子葉繁榮於壇場之上、豈不盛事哉、

其ノ盛ナル事見ツヘシ、

母堂兼約永金阿闍梨言、我終焉後必也葬于斯勝地、

傳ヘ稱スラク、母堂常ニハ市來ニ御座シケリ、御願ニ依テ永金阿闍梨勝地ヲ選テ終ニ花尾山ヲ建立シテ三十七坊ヲ立ラレ、母堂歴覽シテ欣然トシテ言ク、是レ我カ菩提ノ場、滅後ノ葬地トセント、終ニ顧命ニ依テ此ノ地ニ葬儀アリト、于時嘉祿三年十二月十二日、俄尔掩色、顧此ノ遺命、輓輻車於西谷、茶毘尊骸、立石塔於東岡、奉納靈骨、嘉祿三年ハ丁亥ノ歲ナリ、母堂享年八十二ナリ、茲歲元祿二己巳ノ年マテ四百六十三年ニナリ、嘉祿ハ

惣シテ二年ナリ、三年目ノ十二月十日安貞ト改元アリト東鑑ノ脱漏ニモ見ヘタリ、然トモ當國マテハ其年改元知レサル故ニ嘉祿三年ト唱來ルナリ、今亦世ノ唱ヘニ随テ嘉祿三年ト記スルナリ、東西ハ、只今宮ニ參詣スルニ、右ハ東、左ハ西ナリ、石塔ハ多寶塔ナリ、下ハ方形、上ハ圓形ナリ、上ノ圓形ノ内ハ空虚、下タノ方形ノ処ニ靈骨奉納アツテ今ニ散セス、殊勝ナル寶塔ナリ、去シ明歴四丁酉年五月日、鎌田藏人君命ニ依テ築瀬善右衛門ヲ以テ當社檢覽ノ時ニ石塔ヲ開クニ、上ヘノ重ニ赤虵三ツ蟠居セリ、驚怖シテ拜閉スト、其ノ時ハ此ノ石塔苔封シ、地荒テ荆棘ノ中ニアリ、善右衛門聊カ疑心アル故ニ此ノ奇瑞ヲ見ル欵、サテ御位牌ヲ平等王院ニ建ラレ、御名ヲ平等王院ト號シ奉ル、然トモ毀破ノ後御位牌モ散失セリ、今ニ桃源妙悟大師ト號シ奉ルコト、遙カ以後ノ追號ナリ、市來殿ヨリ金鐘（寺カ）エ御位牌ヲタテ、追號追福シテ拜敬セラレタリト聞カフ、此ノ事文所ヨリ上ケラレタル書付ニモ見タリ、古ヲ知ル人ハ稀ニ、知ラサル人ハ多シ、コレニ依テ、其ノ知ラサル人ノ

却テ疑ヲ生スヘキコトヲ恐レテ、今度建立ノ六地藏ニモ桃源妙悟大師ト彫刻シテ世人ノ唱ヘニ随フナリ、且其ノ文所ノ書付別記ニコレヲ載ス、

既而經四百四十餘星霜、遺蹤蒼深經路、千尋松杉德音空響矣、社壇稍微、院宇咸廢、其坊跡皆爲土民宅、寺院名稱亦多是泯矣、

社頭ハ寛文九年ニ公修アリ、建保六年ヨリ寛文九年マテハ四百四十餘年、漸々衰微ノ事ヲ云ハン爲ニ星霜ノ久キヲアクナリ、天文廿二年癸丑ニ貴久公修補ヲ加ヘ給イテヨリ寛文九年マテ百十七年欵、此ノ間當社ノ事由緒知ル人少ク（マ）補ナク、厚智村土民ノ社殿甚微ニ由緒ヲ知ル者ハ空ク悲歎ス、明曆中、光久公ノ命ニ依テ、鎌田藏人政直ト大乘院覺山和尚トノ精勘ニ依テ修補ノ儀範相定リ、源君ノ庶社、當家ノ元祖ノ功ヲ漸ク人コレヲ知レリ、社殿ハコ、ニ淳興ストイヘトモ寺院ハ皆廢セリ、圓融院ハ萬治年中マテハアリ、住僧盛譽加治木ノ普門院ニ移住シテ後是モ絶タリ、其後座主断絶スルニ依テ、座主所持ノ文書・書キ物等箱ニ入レテ有シテ、初メハ圓融院ノ明

寺ニ置キ、寺破壊ノ後ハ御供所ノ梁上ニ置キケル、故ニ皆散在シテ、今モ厚地ノ土民ノ手ニ渡リ、我カ先祖已來ノ相傳ル文書ナト云ニ圓融院ト書付ノアルヲ多ク見タリト人申スナリ、又他所ニモ散在ス、サテ坊迹ノ名ノ存スルモノ二十別記ニ書ス、古帳ヲ見ルニ、文安比マテハ十二坊アリ、圓融院・普賢院・安上院・中道院・神ノ坊・西坊・金藏坊・菩提院・華藏院・宗智坊・曼羅坊・豎義坊、明應比マテ三箇寺アリ、圓融院・吉祥院・普賢院ナリ、土民ノ宅トナル事、平等王院ハ園田ノ門ト成リ、慈光院ハ慈光ノ門ト呼フ類ナリ、別記ノ如シ、

去寛文九己酉載、依國君羽林光久公嚴命、社殿皆造替、寶殿鏤金玉、柱梁輝丹青、石華表立、二王石像成、奉行嶋津出雲久胤亦獻石燈爐、翌年五月造功畢、然不除廟塔苔、不刈灰塚荒、

萬治年中ニ宰官鎌田政直史館ノ平田純正ヲシテ花尾權現來由ヲ勘校シ、別ニコレヲ記録シ、且ツ三神ノ尊像並ニ數多ノ御正躰及ヒ靈鏡コレヲ圖畫シテ、一卷ト成シテ文所ノ府庫ニ納メシメ、其上ハ社殿造替

シ、神威倍增ス、此ノ時光久公ハ少將ニテ五十四、薩摩守綱久公三十九、綱貴公廿歳ノ御時ナリ、上宮モ造營アリ、當社ハ元ヨリ御殿・拜殿・舞殿・御供所・鳥居・二王門マテ造立、二王古ハ木像ナリ、朽損スルカ故今度石像ニ成ル、元ノ朽像ハ妙見ノ巖窟ニ今ニアリ、花表銘云、(天)

其ノ後光久公御自筆ノ花尾山ト云額奉進アソハサレ、拜殿一祭ノ光ヲ増ス、

今茲元禄二己巳春二月、太守左少將綱貴公命良臣平田新左衛門尉宗正、刈茶毘所荒蕪、建六地藏石像、掃兩廟塔綠蘚、營四圍繞石垣、修治社殿、削成石階、

今年正月廿日ニ太守公家老宗正ト大乘院現住覺慧トニ命シテ花尾宮ヲ檢覽セシメ給フ、彼ノ絶タルヲ続キ、廢タルヲ興スヘキノ爲ナリ、相イ共ニ曉ヲ侵シ雨ヲシノイテ彼ノ地ニイタル、先ツ茶毘所ノ名ノミアツテ其ノシルシナキハ向來其ノ名モ亦絶ヌヘキ基ナリ、御石塔ノ近クニ凡下ノ塔ヲ取ナラヘ上下ヘタテ無キハ廢タルノ道ナリ、且又荊棘路ヲ夾ミ、苔蘚

階ヲ封シテ拜敬スルニ堪ス、茶毘所ヲ掃テ六地藏ヲ立テ、御局ノ石塔并ニ開山ノ石塔ニ四圍繞ニ石垣ヲ營ミ、凡下ノ塔ノ傾倒スルヲモコレヲナラシ、石階ヲ修治シ、又社殿ヲモ修治シ、石階・石壇ノ損闕ヲ補ヒ、本地堂ノ石階・稻荷ノ祠ノ石階・毘沙門堂ノ石階等コレヲ修治シテ、古ノ如ク下馬札ヲ兩門外ニ立テ、可ナラント、歸テ高聞ニ達ス、即申シノ儘ニ貴命アリ、此ニ依テ正月廿六日ヨリ起首シテ潤正月十六日ニ修治功畢、普請ハ石神惣兵衛承リ、檢者ハ桑原八左衛門ナリ、開山ノ石塔ハ古キ五輪、地大ニ大フ木筆ノ阿字アリ、風・空ハ萬治年中ニ改メ作ルナリ、ソノ所以ハ、圓融院ノ盛譽頭ニハス相惱、イロく醫療ストイヘリトモ年ヲ經テ愈ス、然処ニ、永金ノ塔ノウシロノ大木折レ石塔ノ空・風ニ大損シテ久クアリシ事ノ思イ出シ、木ヲ切ノケ石塔ヲ修治シケレハ、即自ノ病愈ヘケリ、又東座主ノ百姓ノ女頭ニ虫ブクロト云モノデキ、センカタナカリケリニ、右僧ノ教ヘニ依テ開山ノ石塔燈明供具ヲ備テ祈願シケルニ、ホドナク平愈シケリ、ソレヨリ里民イヨ

く信シテ今ニ燈明ナト奉テタエス、

且令予開眼供養、於茲神威再輝、靈應尚新矣、

予ハ大乘院第十七葉住持覺慧ナリ、潤正月廿九日ニ

法會ヲ莊リ開眼シ奉ル、六地藏開眼供養、理趣三昧・

地藏供導師予相勤、衆僧十三人、両塔前ハ高机ニ茶

湯・香花・挺燭莊嚴供具、別記ニ圖ス、梁札ヲ内陣

ニ納メ奉ル、文ニ曰、



奉修補花尾權現宮

維時元祿二年己巳孟春廿日 三羽太守左近衛少將綱

貴公使于家老平田新左衛門尉宗正兼大乘院覺惠檢覽

當社、而修于社殿、補于階陛、且雕建六地藏於御局

茶毘所、營構石垣乎御局塔並永金阿闍梨石塔、起首

于同月廿六日、潤正月十又六日成功畢、同廿九日、

令覺惠開眼供養(矣カ)、誠追遠修廢其斯謂乎、

同月廿五日晚ニ予カ伴侶ノ谷響ト云ヘル僧聊カ志願

アツテ神前ニ通夜シケル、曉ノ夢ニ、寶殿ノ扉開ク

ル音シケルニ依テ頭ヘヲアゲテ見レハ、内殿ニ燈カ

スカニ見ヘテ、ナニトナク殊勝ニ成リ頭ヲ低レテ敬

拜スルニ、内陣トヲホシクテ、梅ヨリモナヲ匂フ我身ゾト(灰カ)灰カニ聞カフ、此レニ驚テ夢覺テミレハ、寶殿ノ扉ノ開ケモセス、異ナル子細ナシ、只暫シハ明カナル様ニアリツルト、夜明テ來テ告ク、予思ラク、谷々ノ梅花開ケ匂折カラ、寶殿并ニ廟塔ノ修治アツテ神慮モ叡覽アリ、神ノ徳花ノ猶開ケテ匂ヒノ日ニ新ナル瑞ナルヘシ、兼テハ汝カ學業ノ花モ開ケ匂フ身ニ成リ、又ハ五分法身ノ妙香ノ漸々薰起シテ花ヨリ猶香カラシコトヲ示シ玉フカ、誠ニアリカタキ靈應ナリ、

仰瞻、上宮薨聳花尾嶽絶巔、登攀者自經過三十七尊覺路、下視三千世界海雲、八王子石祠峙南西徑蹤、

相傳、上宮權現ハ熊野宮ニテ、上古ヨリ鎮座御座シケル、下宮ニ祭り有コト上宮ニモ同ク供祭有ナリ、厚智山熊野宮ト記セルコトアリハ上古ナリ、下宮モ古キ書付ニ新宮トアルニ依リ熊野ノ新宮ノ様ニ存スルハ非ナリ、此ニ 忠久公宗祖ノ廟宮ヲ新タニ建立シ玉フニ依テ新宮ト申タルコトナリ、然レハ上下ノ宮ハ神躰各別ナリ、彼ノ開闢山ノ上下ノ宮各別ナル

ゴトシ、彼モ山ノ絶頂ハ權現、下宮ノ大明神ハ天智天皇并ニ御妃及ヒ皇子ナトニテ、正一位九社大明神ト云ハ下ノ宮ナリ、惣シテ當國ノ高山ニ熊野宮多キコトハ、伊弉册尊ノ憶原ニ祓シテ歸坐マシマス道ニテ捨玉フ杖冠帶沓等ノ神云ハレアルヘキ事ナリ、サテ此ノ花尾山麓ヨリ絶頂マテ三十七町、古ハ標木ヲ立テ、三十七尊ノ覺路ヲ標幟セリ、今ハ絶ヘタリトイエトモ結縁ハ空シカラス、八王子トテ東俣ノ境ヒノ川側ニ一ノ王子トテ小石祠アリ、ソレヨリ上宮マテノ間ニ立テリ、吉田口ニモ立連レリ、是レハ丸山ヨリ參ル路ナリ、八王子ハ何ノ神欤、比叡七社ノ内ニ八王子千手俗形束帶トアリ、或ハ下八王子虚空藏俗形束帶トアリ、

山頂別古昔有修練者修護摩石壇、膝歩而下、匍匐而臨、万丈巖巖、天開八方、地懸乾崖、眺望目眩魂飛、不堪正視正立、予每到于此、燒柴折花、默祈而退矣、

上宮ノ社壇ノ前ヨリ北ニ下リ二町餘ニシテ巽ニ出ル巖巖アリ、高サハカルヘカラス、長七八尺間モアラン、廣五六尺、其内ニモ高低アリ、三方ハ離レテ、

乾位ヨリ足ヲツハタテ、匍匐シテ臨メハ絶景言心絶
ヘタリ、異樹枝ヲ交ヘ、老松蓋ヲ傾ケ、三葉ツ、シ
色ヲ争ヒ、誠ニ花尾ノ稱ニ合ス風景ナリ、吉田・蒲
生ヲ足ノ下ニ視、大隅・日向目前ニアリ、霧島・櫻
島、逢海ノ湊ト娘木ノ津ノコリナク見ユ、晝ニモ寫
シエナマシ、晏然トシテ暫ク坐スレハ、銀階ヲ經ス
シテ忉利ニ昇リ、寶筏ヲ勞セスシテ蓬來(萊)ニ遊ニ似タ
リ、聊カ人間ノ境トハヲモホヘス、知ヘヲ得ハ藥草
藥樹モ多カルヘシ、曾テ圓融院ナル僧ノ作りケント
テ里人ノ吟スルヲ聞ニ、

厚智山頭熊野祠 蓬來藥草着花奇(萊) 昔時徐福有知解
留此峯無臻紀伊

社壇ヨリ嶮巖マテノ尾ツ、キハ、二尺三尺回りノ三
葉ノ躑躅路ヲ夾ム、見ル人驚キアヘリ、上宮參詣ノ
輩ヲ此ノ嶮巖ニ臨ム、サレハ花尾ノコトイカ、シラ
マシ、サテ此巖ヲ俗ノ火燒ノ岩ト云コトハ、本ト護
摩ノ石壇ナレハナリ、

又求地於靈窟、祭妙見尊及荒神、或相攸於勝境、營構六
所權現宮与山王祠、

妙見ハ近ク圓融院ノ前森々タル茂林ナリ、荒神ハ遠
ク岩戸ノ山ニアリ、共ニ靈窟ヲ祭ル、故ニ一科ニコ
レヲ擧クルナリ、妙見ノ岩窟ハ東ニ開テ長シ、百圍
ノ老樹(マ)翳トシテ晝猶夜ノコトシ、人慎敬テ其自落
チ自枯タル枝タモ拾ハス、十一月廿八日ニ公祭アリ、
荒神ハ岩戸ノ山ノ祠ナリ、注連ヲ引テ洞内ニ就テ拜
敬ス、公祭ナシ、山王祭ニ兼テ祭ナリ、里民私祭リ

ハタエス、此洞ノ邊ニ赤土アリ、朱ノ如シ、六所權
現ハ窪山ト云村ノ山上ニ立ツ、霧島ノ神ナリ、社内
ニ六箇ノ木像ノ本地ノ尊アリ、十一月十八日ニ公祭
ナリ、山王ハ又岩戸ノ内ニアリ、里人山ノ神ト云、
十一月初申ノ日ニ公祭アリ、サテ此四ケノ神皆當社
ノ末社トシテ古ヨリ祭り來ル、故ニ今ニ公祭・私祭
タエス、岩戸ヨリ樂ノ木場ニ路チアリ、樂モ本トハ
厚智領ナリ、イクトヒキタテ、ラクニ居ルト云フ世
話此処ニアリ、大乘院第十六世照盈法印ノ代、延寶
八年庚申ノ三月廿七日ニ、大乘院山并厚智山古來ノ
如ク證判ヲ以テ給リ、其ノ上五月廿五日ニ鎌田太郎
(右脱カ)
衛門取次ニテ大乘院工畫圖ヲ給ルノ時、他所ニカ、

レバトテ樂ハ圖ニモナサレタリ、永金ノ大境ノ定ニハ樂ノ木場屋敷半分厚智領ト記セラレタリ、

古其所領之地、厚地外加東侯一庄、

古記ニ、厚地村及ヒ東侯村ハ母堂ノ所領ナリ、永金知行之下云ヘリ、今ハ花尾領ナシ、東侯ハ武家ノ給地トナリ、厚地村ハ大乘院領ト成ル、東侯モ本ト所領ナル故ニ、彼ノ一宮ト云ハ厚地ノ第一ノ末社ナリ、今ニ當社御祭ノトキ、一宮ニモ當社内ニテ御膳上ルナリ、座主ハ東光院・湯屋坊トテ兩座主アリ、湯屋坊ハ廢壞シ、東光院今ハ禪寺ニ成リ山龍寺ト名ク、轉變カクノ如シ、サテ厚地村大乘院領ト成ルコトハ、弘治元年ニ 貴久公伊集院莊嚴寺ヲ鹿兒島エウツシ御祈禱所ト遊サル、時ニ、莊嚴寺ノ知行ヲ其^(ツマ) 処カヘニテ給ルナリ、今ニ古目錄名寄アリ、其故ハ、厚地山毀破ニ及ヒ、堂塔佛閣寺地ノ迹田畠ト成、武家ノ給地トナレトモ失多シ、權現ノ御崇^(崇カ)ナド多アリケル故ニ誰モ所領ナリカタシ、此ニ御祈願所御建立アリ、幸ニ厚地ヲ寄附シ玉フナリ、本厚地村ハ六百石餘ナリ、百六十石ハ入來院市井野ノ内ニ出タリ、尤

鹿兒島ノ吉野・坂本名ノ内ニシ所領アリ、御船山林等モ薪用トシテ相付、百姓マデ召シ付ラレ山林ヲ守ラシム、尤モ御船ノ宮ヲモ大乘院修治シ祭祀ス、然ルニ、萬治年中ニ東江肥前領内ノ田地檢點ノ時、厚地村ノ分八百石餘ニ成故ニ市井野ハ除カル、其後モ增高アレトモ、一所^(ツマ)ノ故ニ厚地ハ增高マテ付來テ所領スルナリ、吉野并坂本名ノ田畠モ今ニ相付ナリ、サテ又厚地村ノ人夫モ大乘院工毎日ノ御祈禱用ノ香花等、佛供用ノ薪等収メ申故ニ、諸殿役免許セラレ來ルナリ、サテ莊嚴寺ノ事ハ、古ハ薩隅日ノ三劬蜜門ノ三本寺ノ一ツナリ、伊集院莊嚴寺・坊津一乘院・鹿兒島大興寺ナリ、三箇寺ノ置文ニ、永正七年庚午十月廿九日 忠治公御證判アリ、此ノ莊嚴寺ヲ鹿兒島ニ移テ大乘院ト号セラレテ、御祈禱相勤メ、三劬ノ門主ト成ナリ、

依之、年中祭祀法會舊記所載不可勝計也、今也雖減少、然毎月奠供不怠、

往古ハ祭祀日多ク、供物盡美、古記ノシルス所盛々タル國祀ナリ、毀破已來祭祀絶ヘタリ、コレニ依テ

大乘院ヤムコトヲ得ス私ニ祭祀シ來ル、然ルニ、延寶二甲寅年、中將光久公御不例ノ願ニ依テ公祭トナル、是又此ノ内大乘院ヨリ祭り來ル例ノ通りナリ、舊式ニハ、^(イ)セス、年中祭ノ事、

正月三箇日・同三日本地堂・同七日・二月朔日・同彼岸初日・三月三日・四月十五日・五月五日・六月十五日・七月七日・八月彼岸初日・九月九日・十一月朔日・同初申山王・同十八日六所權現・同廿四日・同廿八日妙見・十二月十五日、

潤月祭、潤月無キ年ハ臨時ノ御祭有リ、供物ニ魚肉ヲ獻セス、御供御酒一日御酒花米ナリ、御膳數量等ノ事ハ別記ニ出ス、

其祭祀日、齋戒而奉供、供敬而法樂、

凡ソ祭祀ヲ勤ムル僧侶、共ニ先ツ垢離行水シテ身ヲ淨メ、淫欲ヲ侵サス、邪曲ノ心ヲ生セス、我慢嗔恚ヲヲコサス、其心ヲ恭肅^{ツツシムクシメテ}、本地ノ佛陀ヲ念シ、神明ノ德ヲ感シテ所作ヲナスヘシ、尤モ死穢・産穢・食穢・不淨穢等服忌令ノコトクニ守ルヘシ、私ニアテガイハカルコトナカレ、不淨ノ垢ツキタル衣服ヲ着

ルヘカラズ、淨衣アル人ハソレヲ着ルヘシ、大小便シテ手ヲ洗ラハス神器ニフル、コトナカレ、神前ノ邊ニ大小便并ニツバキカスハキスルコトナカレ、事々ニ慎マサレハ還テ神討ヲ蒙テ、現ニハ惡病惡難ニアヒ、未來ニ地獄ニ墮テ無量ノ苦ヲ受テウカフ事ナシ、僧侶法施ヲ專ラトセヨ、當社ハ餘社ニ異ナリ

元祖忠久公ノ孝儀且ハ御局ノ御菩提ノ爲ノ御願意ナル故ニ、法施ニモ廻向ニモ其心得入コトナリ、祭祀ニアツカルモノ能々心ヲ留テ習ヘシ、神明佛陀ノ内證ハ筆墨ニテアラハシカタクシ、法施ハ錫杖、心經・理趣經・觀音經、大日・弥陀・藥師・十一面・千手諸神、呪光明真言ナリ、

廻向文云、

本地佛陀、摩訶薩埵、大慈大悲、利益利生、垂跡神明、倍增法樂、當社權現、威光自在、諸末社等、威光增益、三昧尊靈、成大菩提、還念本誓、同心加護、持國君某甲、御息災延命、貴躰堅固、御子孫繁昌、枝條森茂、御武運永保、山海平安、國土清寧、萬民豐樂、年月尼難、皆悉消除、邪氣惡冥、未然解脫、怨

敵自降、魔縁面縛、風雨順時、百穀豐饒、社頭安全、
方疆無爲、里内安穩、諸人快樂、一天四海、安穩泰
平、

(郡山郷神社棟札等(近都宮・諏訪・稲荷等))

郡山郷油須木村

近都宮大明神厨子之内安置品左ノ通、

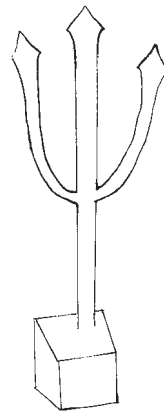
維時元禄二己巳年三月 日

經圍山現住華海覺慧謹誌

此花尾註縁起者、當寺先師華海覺惠上人所撰也、可
謂蘭菊交色金石和(ハナノキ)文章矣、此本不可出於大乘院文
庫者也、

法印堯然謹誌

一 神鏡三面



内

一面佛像鑄ス、外誌銘并佛像ナシ、

一 腐鉄劍ノ如キ者二ツ 長一尺三寸計

一 古鉄鑄流シタル形ノモノ一ツ



文政六歳末八月御家圖入卜箱銘書アリ、

一 古傳云、薩州近都宮神者、從五位上智賀尾神之眷神
也、然今失其傳無知之者、可嘆而已、今茲文政六癸
未仲秋之日、郡山郷城之士組頭竹下長輝与村胥相議、
作為宮額、欲揭于楣間、需筆於予、予聞之、慨然告

云、吾子有所考、夫然乎、當于今之時、於

一 宝永四丁亥

皇代之舊典示于鄉人、欲使知所以然之本遍蒙恩賴、吾

庚申供養詰人數

子之志誠可嘉尚也、於是乎撰於一小語、附之於額字、

正月廿八日

以代于棟記、令知乎後人云爾、

主取 竹下源左工門

朝散大夫志摩守神主知神社事藤原朝臣祐良撰

外略ス、

一 享和四年子正月吉日 施主 竹下喜右衛門

一 奉造立近都宮大明神寶殿一字

御金幣

末原治助

右意趣者、天長地久、御願圓滿、別者信心大壇那^(楹)

奉寄進

末原喜八郎

末原喜左工門

宮地之五右工門、所講以金造立ス、子孫繁昌、諸人快樂、五穀成就、皆令滿足故也、

末原喜覺

延寶五年丁巳三月八日

上田良助

地頭黑葛原吉左工門殿

当庄屋

折田織右工門

主取庄屋

藤原親由

竹下宅右工門

一 祖先嘗奉奇進鰐口亡失、是以請治改鑄焉、今茲天保

當噉

七歲次丙申三月望日、奉奇進以祖先之志云尔、

山口五兵衛殿

遠孫

藤田喜右工門貞固

木場平左工門殿

弟 藤田千之助貞吉 敬白

一 奉造立八王一字

右意趣者、信心施主子孫繁昌、諸人快樂、五穀成

近都宮社庭前ニ立、

就、皆満足^(マ)

延寶五年丁巳三月吉 (ヤ)

大宮司 五右エ門

當庄屋

池田喜左エ門

一 奉造立近都宮大明神

元禄五年ミつ(エカ)のと申四月十日

地頭 伊勢六郎左エ門殿

噯 竹之内源左エ門

山口五郎左エ門

加世田四郎右エ門

主取 白田宇左エ門

竹下仲右エ門

神主 五右エ門

庄屋 前田勘左エ門

瀬戸山惣右エ門

裏二 御殿外家

講人数

一 願夜中吉祥、晝日亦吉祥、一切處吉祥、勿值諸罪惡、

一切日皆善、一切宿皆賢、諸佛皆威徳、羅漢皆斷漏、

百姓名アリ、略ス、

全 休兵衛

孫左エ門

以斯誠實言、願我常吉祥、

當社智賀都宮者、其本社且又勸請之日時等、敢不

見舊記、唯有延徳三年之棟札已、今也社殿及朽糜、

村人同心、於晝夜企再建、於今日聚良材、松巧匠、(招カ)

不日成已、然則邦君(マ) 御安全、御領國豊饒、村里

安全、天災他方、衆病悉除、各體輕安、各々士民

一一希望同時成滿、風雨順時、五穀豊登、人民快

樂、仍再興之志趣如件、

維正徳六年丙申二月廿八日

噯 竹之下仲右エ門

大宮司 權之助

庄屋 有川仲兵衛

一 奉納大明神御宝前カラネコモ

享保十五年戊五月六日

栗次村

全 孫右エ門

全 仲右エ門

一 奉新造立近都宮大明神寶殿一字

薩州日置郡山油須木村山之神講成就、

右意趣者、天下泰平、五穀成就、万民豊饒、諸人

庄屋 谷山彌右工門

快樂、家中安全、如意満足故也、

大宮司

延享二稔乙丑

敬白

宮路門之

四月初九日

五右工門

法幢寺石床書

當囃 郡山六郎兵衛殿

仝 宅万四郎兵衛殿

主取 竹下伸右工門

仝 川野貞右門殿(工脱カ)

右仝 竹下喜八

仝 肥後金兵衛殿

一 奉達(建カ)建立近都宮大明神鳥居

右仝 桑原勘七

床屋 前田川内

天明五年巳二月廿七日

社人 前田右膳

仝 前田三左工門

永尾佐膳

仝 前田仁左工門

寺師彌助

仝 前田勘十

寺師次郎右工門

仝 永尾主右門(工脱カ)

前田善兵衛

大宮司 宮地門權之助

瀬戸口金左工門

主取 竹下源右門殿(工脱カ)

庄屋 小倉彌八左工門

一 奉近都宮大明神建立鳥居一本

大宮司 權之助

宝曆十二壬午三月五日

主取 竹下宅右工門

宝曆十二壬午三月五日

主取 竹下宅右工門

裏二

薩州日置郡山油須木村

竹下次郎兵衛

百姓名アリ、略ス、

一 奉造立近都宮大明神寶殿一字

寛政十年歲三月廿一日

社(マ)祠(マ) 前田丹下

全 永尾左膳

全 永尾甚右エ門

全 前田左内

全 前田彦四郎

全 永尾甚助

全 前田彦市

庄屋 有川太兵衛

主取 竹下次郎兵衛

全 竹下宅右エ門

代官司 權之助

所中欽言、

一 愿奉造立諏訪大明神鳥居一字

右意趣者、奉为天長地久、御願圓滿、殊者護持之

信心大檀越 光久公藤原朝臣御息災延命、御子孫

繁榮、御武運長久、国家安全、并願主息災延壽、

子孫繁昌、武運長久、家内安全、當村(マ)不起、

万民豊饒快樂、風雨順時、五穀成就、皆令満足故

也、

正保貳年乙酉三月拾七日 但二月晦日ヨリ

三月十七日 成就 姓名并、裏ニモ誌、ルシ有レトモ不知、

一 鳥居 勸進之人數

郡山衆仲次第不同、

前田四良兵衛尉

白坂仲右衛門尉

藤崎内藏丞

松下少左エ門尉

甲 加治木源四郎

乙 有馬治兵衛尉

寺尾為兵衛尉

山口豊前介

重久千太良

平田惣左エ門尉

上原久兵衛尉

丙 山本正左エ門尉

丁 長田太兵衛尉

有川助兵衛尉

郡山弥左工門尉

川野貞右工門尉

東侯庄屋 森少左工門尉

竹下仲左工門尉

瀬戸山次右工門尉

厚地庄屋 内田孫兵衛尉

宅万八郎左工門尉

桑原平兵衛尉

川田庄屋 成尾軍右工門尉

瀬戸山仲兵衛尉

折田弥右工門尉

西侯庄屋 池田次良左工門尉

井尻助左工門尉

大重新右工門尉

一 夫當社者、諏方大明神之靈場也、今既速破損之際、

前田甚左工門尉

田代十左工門尉

寶殿并舞殿建立之、于茲
薩隅日三州太守少將從四位源光久朝臣達上聞、有施

嶽但馬介

白田徳右工門尉

入、而造功不日成矣、是偏御當家繁茂、武運長久、

森小左工門尉

肥後善介

並諸檀主無為健剛之故也、酬此功德者、現保松樹千

有川越後跡

仲馬與次郎

榮、當登蓮花八葉而已、

重久弥右工門尉

坂本吉兵工尉

芦谷五良左工門尉

有川少左工門尉

寛文^(四) 甲辰年菊月吉祥日

小倉長左工門尉

仲村五兵衛尉

頭取 社人 前田勘右工門

和田清左工門尉

山本神^(マ) 丞

權主取 永尾織部

有馬七左工門尉

大迫戸右工門尉

御家老 新納又左工門尉殿

正保貳年乙酉三月拾七日

酉二月晦日ヨリ三月十七日

御使 二階堂城之助殿

成就

地頭 新納仁左工門尉殿

所喫 肥後善左工門尉殿

諏方原ノ門

全 竹之内左近殿

裏^二
郡山 百姓

以下十八門略ス、

普譜見廻衆 山口五兵衛

全 有川喜右エ門
全 鬼丸市左エ門

一 奉造建郡山惣廟諏訪大明神宮華表一箇

一 奉造立善神主

右華表者、雖振往古有之、歷數歲之星霜、而向朽

右意趣者、護持為信心施主

敗矣、故護持施主等不忍見之、於粵幸有庚申講之

諸人身体堅固、息災延命、

餘銀若干、仍以右銀新奉宮建焉、增神前之威耀者

子孫繁昌、現世安穩、一一

也、遂則各記其名於板下、而納于是於社内、貽乎

如意皆令滿足、

茲於子孫之後覽、希重朽敗之(マヤ)子孫見斯記、則更

仍丹請(精力)如件也、

有感修覆之而已、

正德六年丙申三月吉日

右旨趣者、惣奉為(マヤ)(持力)護拙邦君藤原朝臣左近衛中

地頭 島津助之丞殿

將吉貴公並御嫡又三郎公御武運永久、御息災延齡

嘜 竹下仲右エ門

金柯玉葉鬱茂繁榮、殊為所中繁昌、右施主等息災

全 肥後傳兵衛

延命、武運長保、一一願望如意成就故也、

全 山口五兵衛

于(マヤ)寶永第八年辛卯孟莖日吉祥日

以下略ス、

花尾山

一 右同板ニアリ、
奉建獅子駒二基

圓融院中興覺龍謹誌焉

享保拾六年辛亥七月吉日

主取 肥後市右エ門

施主 敬白

右全 和田清右エ門

上園門之

右全 前田孝左エ門

半左エ門

右全 川野貞右エ門

以下郷士名前アリ、略ス、

右全 妻

薩州滿家院日置郡郡山

一 奉再興諏訪大明神華表二基講人數結衆敬白

享保二十一年丙辰二月六日

地頭 伊勢兵部殿

横目 井尻周兵衛

右全 白坂仁左工門

嘜 木場五右工門

右全 郡山六郎兵衛

右全 山口五兵衛

薩州滿家院日置郡郡山

一 奉建立諏訪大明神鳥居二字講人數結衆敬白

寶曆七年丁丑三月十二日

主取 肥後善左工門

右全 宇田藤次兵衛

右全 河野惣右工門

右全 和田長右工門

右全 橋口大兵衛

右全 大迫伊右工門

右全 鬼丸市右工門

右全 木場元右工門

右全 川崎幸右工門

外略久、

一 奉再講諏訪兩大明神御寶殿一字

右意趣者、奉為天長地久、御願成就、拜行信心、

護持大檀越、天下泰平、国土安全、別而者三州太

守御息災延命、御子孫繁榮、御武運長久、国内安

全、并當地頭無事、殊者衆願主郷内氏子息災延命、

武運長久、万民豊樂、一心中皆令満足故也、

于時宝曆十庚辰十二月吉祥日

法幢寺住覺意認 謹言

大願主 敬白

嘜 郡山彌左工門

全 宅万平右工門

全 郡山覺右工門

横目 白坂喜兵衛

一 奉唐猫寄進御諏訪上下大明神

全 松山孫左エ門

頭神主 前田右膳

權神主 永尾伊豆

但

惣人数貳百八拾壹人

竈数五拾九

ツニ付六文宛、

右、寺ヨリ下衆中人別、

一 錢壹貫四百文

右、下名中ヨリ寄進、

一 奉鳥居再建立諏訪上下大明神

両組講相中

寶曆十一年辛巳二月廿九日

主取 木場本右エ門

右全 川崎幸右エ門

安永十辛丑年二月彼岸日

麓郷士講人数七拾六人

麓下名講人数三拾五人

主取 大迫友助

鬼丸市右エ門

木場次郎右エ門

一 庚申寄進錢六百六文

川崎彌助

有馬源藏

一 庚申寄進錢壹貫文

大迫彌右エ門

井尻周次郎

一 庚申寄進錢四百貳拾四文

肥後善左エ門

郡山平左エ門

以下略ス、

一 奉鳥居再建立諏訪上下大明神

麓中

文化十四年丁丑十二月吉日

一 錢壹貫貳百四拾壹文

麓竈百人

麓下在竈三拾貳人

主取

種子嶋藤右工門

大迫勘左工門

鬼丸善兵衛

外略ス、

一 奉造立諏訪大明神社一字

右意趣者、奉為天長地久、御願成就、拜行信心、

護持大檀越、天下泰平、国土安全、薩隅日三州之

太守薩摩守源齊彬公御息災延命、御子孫繁榮、御

武運長久、国内安穩、并鄉内無事、願主銘々家内

眷屬息災延壽、子孫繁昌、万民豊樂、一一心中皆

如意令満足故也、

嘉永四辛亥四月吉日、薩州滿家院日置郡郡山松尾

之城下、且寛永六己巳卯月十日、大檀那藤原忠恒

朝臣為御息災延命、如意満足、并當郷万民安樂之

故、御寶殿造立、地頭伊勢右京亮、大願主有川越

後守、圓照寺達書、社人前田形部刑・永尾神兵衛、

大工北村八右工門・有馬讚岐守、其後正保二年乙

酉三月鳥居造立、大檀那藤原光久公為右同斷、并

郷内無事安樂之故也、地頭喜入撰津守、嚙竹内土

佐守・野村次兵衛尉、社人頭取前田土佐、權主取

永尾神兵衛、大工江口伊豫守・北村内藏助、當村

役人鬼丸市左工門卜相見得、然共村札相損候付、

以後為見合荒々記置者也、

當地頭 郷原轉

郷士年寄 木場良左工門

宇田藤五右工門

山口五兵衛

郡山弥左工門

組頭 白坂真之丞

井尻半平

肥後傳吉

井尻貞右工門

西喜兵衛

郡山市右工門

山口安右工門

地頭横目 肥後甚四郎

宇田直右エ門

觸役 郡山新右エ門

書役 鬼丸吉左エ門

重久厚右エ門

主取 郡山矢五郎

鬼丸奎右エ門

大迫治左エ門

社司 前田安房

權社司 永尾奎

社家 前田和泉

松下出雲

前田左膳

永尾仲太夫

一 東叡山中堂御建立、元禄十一戊寅歲大檀那源綱貴邦君御手傳御當り付、肥後氏盛方依公命令上洛、御普請場相詰、始終無支相勤畢、偏是致所神力擁護存知、然間、當社ニハ紙幣ニ而無金幣故、帰国之砌、以幣一本奉納御宝前、仰願施主息災延命、家内安穩、諸人調和、吉祥不退之故也、

維時元禄拾三庚辰歲七月上旬奉納之、

奉寄進諏訪大明神金幣壹本

施主 肥後善助盛方

一 宗廟諏訪社善身主脇ニ立、

元禄六天癸酉三月吉日

奉建立庚申供養石燈爐二基

一 一基之石燈ニ表詔右同斷、

大重七左エ門

鬼丸新左エ門

中馬千七

田代与左エ門

芦谷小吉

大願主 濱田民部左エ門平之重利

諏訪講一結諸衆等 神崎内蔵助源之高、家村次良左エ門惟宗之重尚

當神主 前田權助藤原包清

右意趣者、奉為信心之大旦那

一 奉再興諏訪上宮

藤原朝臣義臣久并當領主藤原千千代丸御息災延命、御子孫繁昌、院

内安穩、當名無事、一々如意皆令

満足故也、

當地頭 村田出雲守藤原經清
同名因幡守經廣

天正十六年戊子吉日 真木山權大僧都日誓敬白

奉寄進

金幣

郡山惣廟

諏方大明神社内金幣、経星霜損壞、神事祭禮之節、不得行神拜之禮、於是合志寄進之、奉祈御国家安全、郷内安穩、五穀豐熟、武運長久之神助者也、

木場良左工門盛紀

木場平左工門盛幸

木場甚之丞盛之

木場矢兵衛盛陽

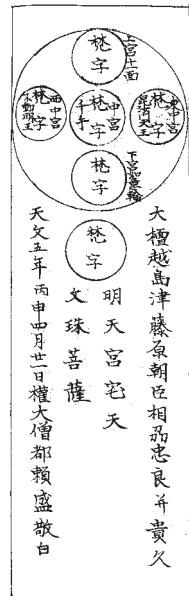
于時文久三年八月

前田安房清道

一 宗廟諏方社善身王左右二立、
于時正徳六丙申曆

奉講徳寄進

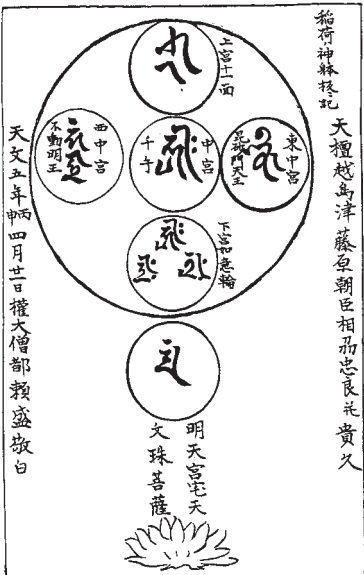
潤二月五日 「一八彼岸」



裏二 當地頭比志島美濃守源義住

天文十四年乙巳十一月十六日 法印權大僧都俊盛認之、

次男彦四良



天文五年丙申四月廿日權大僧都頼盛敬白

子息源左衛門

(貞力)

義、

當地頭比志嶋美濃守源

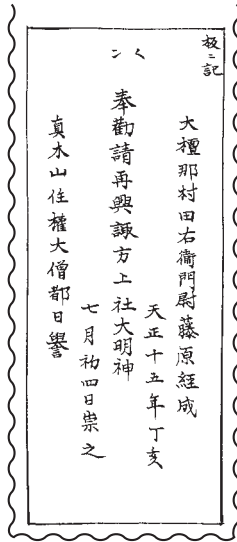
義住

天文十四年乙巳十一月十六日法印權大僧都俊盛認之、

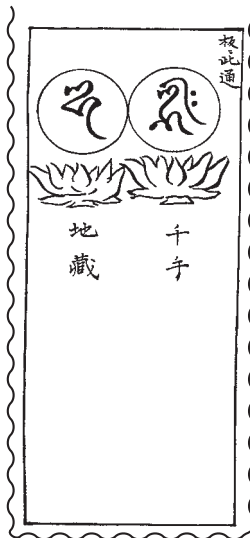
次男彦四良

右、郡山麓稻荷大明神社御正タイ相見得申候、

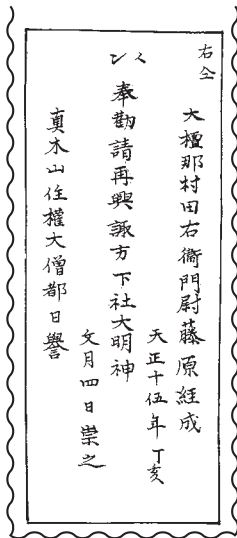
上ノ方裏書ニ相見得、表白木、文字無之、



下ノ方表ニ相見得、



下ノ方裏書ニ



右、郡山麓宗朝諏方社御正鉢卜モ相見得申候、

一 天正十六年御勸請、御正鉢鏡・御像之儀者、先達而

御見分之通御座候、

一 今立ノ人数

寺尾三左工門殿

桑原源介殿

有川喜右工門殿

宅万次郎右工門殿

折田孫右工門殿

鬼丸市左工門殿

大重新左工門殿

中馬与左工門殿

重久用右工門殿

豊田^(マ)右工門殿

以下三人不詳、

泉光院

外ニ加青^{「下ノ一字不知」}

肥後善左工門殿

結松ノ主悦介^(税カ)

大工作助殿

寛文四年辰九月吉日

當地頭

新納仁左工門殿

當囃衆

竹内左近殿

當庄屋

肥後善左工門殿

大工司

鬼丸市左工門殿

大工

中馬与左工門殿

小工

林作助殿

桑原源介殿

一 奉稻荷大明神石階建立人数敬白

享保十一天丙午正月廿七日

主取 郡山喜左工門

右全 中馬千之丞

右全 芦谷六右工門

右全 和田五郎左工門

右全 郡山弥太夫

外略ス、

一 奉新造立稻荷大明神寶殿一字

右志意趣者、奉為国土安穩、万民快樂、別者御武

運長久、御子孫繁昌、殊者源光久御息災延命、家

内豊饒、心中一々所願如意満足故也、

大檀主藤原朝臣

延享元天甲子九月吉祥日

當囃 郡山六郎兵衛

主取 肥後權之丞

全 永田半助

全 前田幸左工門

大宮司 中馬千之丞

法幢寺

沙門石床謹書

一 奉庚申供養奇進

宝曆十三年未十一月十七日

主取 郡山市郎右工門

鬼丸六兵衛

寺尾權右工門

以下略ス、

一 奉造作御稻荷堂板敷

二間

于時安永三甲午歲九月吉日

右、奉寄進御庚申講錢以二才相中ヨリ、

主取 中馬藤七

右全 芦谷次右工門

右全 木場善左工門

右全 荻野幸兵衛

右全 永田仲次郎

右全 宇田藤藏

外略ス、

合人数拾九人

一 奉建立稻荷大明神鳥居一字結衆敬白

但

此以前鳥居無之、故天神鳥居再興壺所初立、

安永五年丙申十一月六日

薩州滿家院日置郡郡山

主取 大重新助

右全 寺尾善右工門

右全 肥後順右工門

外略ス、

一 奉稻荷大明神宮修甫 講中結衆敬白

寛政三年辛亥四月吉日

主取 肥後八百右工門

右全 中馬伊右工門

外略ス、

文化元年甲子三月二十三日

一 奉再興稻荷大明神華表一基結衆敬白

薩州滿家院日置郡郡山

主取 永田仲次郎

有馬善右工門

鬼丸善左エ門

河野平太夫

河野源兵衛

井尻主右エ門

鬼丸左右エ門

郡山兵右エ門

社司 前田丹下

社家 永尾壽右エ門

前田左内

前田造酒

前田左守

前田彦四郎

外略ス、

一 奉新造立稻荷大明神寶殿一字

文政元戊寅十一月吉祥日

大宮司 中馬仙左エ門

主取 郡山新五右エ門

右全 前田六右エ門

右全 中馬仙七

右全 寺尾三左エ門

一 文政十三年八月廿八日
奉建立稻荷大明神鳥居一字結衆敬白

薩州滿家院日置郡郡山

建立人数

有馬源四郎

有川仁助

外名略ス、

一 奉寄進

代錢八貫文

右全貳貫文

萬延二年酉三月廿一日

一 奉供養有縁無縁三界萬靈

講中

年月日ナシ、

右、常盤御前墓所入口ニ立、

山中ニ古塚畧々内古墳四基アリ、イツレヲ常盤御前ノ墓与云傳ルヤト邑民ニ問ヘハ、差定テ常盤ノ墓トイフハナシ、唯イニシヘヨリノ傳ヘニテ、御(マ)大振

ノ克墓ノ胴石取ハナシ改候得トモ、髑髏類モ不見得、
勿論一字モ誌シナシ、

一 郡山郷圓照寺者市來龍雲寺末寺也、

万治三年庚子霜月廿日圓照寺校割帳次渡之節ケ条書

之内左之通、

花心琴月様御牌壹本大破之後雲
悦再興之

一 當寺大檀那慈眼院殿花心琴月大居士尊儀

裏ニ、文化十三子八月吉日現住大雲改之也、

一 本尊阿彌陀佛

一 福昌七世（十九）當寺開山龍室從大和尚禪師

當寺社方合力所、發起建立之年月不知、

一 郡山郷法幢寺者大乘院末寺、社方合力所、初建立

之年者不相知、開山賢雄位牌アリ、寛政三年比、衰

替ニテ檢僧花尾山普賢院ヨリ兼帶之筋相見得、

薩州厚智邑花尾宮並平等王院持尊且五院再當來由
記

宓惟當山花尾權現廟社者、建保第六之穉、吾 邦君
元祖大夫判官島津豊後守忠久公之所創建也、築社壇
於花尾嶽之南麓、安置於 先考征夷右大将頼朝公之
尊像、復加萱堂丹後之局之眞影、重加永金圍梨之靈
貌、共三軀也、遂諡 花尾權現、而尊崇祭祠尚矣、
每歲二十個度之祭奠、歷世覃今二十余代、可謂不易之
靈場者也、原夫吾 島津家肇祖忠久公者 頼朝公之
長庶子也、文治年中、始受薩隅日三國之封疆、將施
國家之治、 頼朝公又授以五指量之愛染明王與寶刀
名器云々、於此 忠久公在府之日平常尊信明王、以
運國家鎮押之計也、且設僧舍三十六坊也、其中以平
等王院為第一、用五指量之尊像為平等王院之持尊也、
以永金圍梨耶為開祖也、使社務寺務悉司焉、誠一山
繁殷可謂得其時者也、雖然物換星移、榮枯易地、今
也三十六坊之寺院泯滅、而傳其名而已、茲二十代
太守左中将綱貴公嗟嘆古跡之廢、撰舊坊中之者五寺
平等王院 本地院 圓融院、再欲興之、奈何應玉堂之召不
普賢院 多聞院

果其事、今當^(一)二十一代 太守左近衛少將吉貴公之

治國、猶慎終追遠、乃繼先君之宿志、換故地遷新地、

造宮五寺、使輔宰新納市正久珍謀之、皆寶永第五戊

子孟春也、先造平等王院、竝造四院、工既成矣、且

為供佛施僧置於田園五院各貳十解^(解)、^(惣計百石、目錄一冊平等王院司之)同

年正月初十日、蒙 吉貴公之高命、使大乘院現住兼

帶於平等王院、本尊者弘法大師彫刻之愛染明王也、

向之所謂五指量之尊像者、往年因 貴久君之命、撰

六月朔鬼宿之日、為君臣調和國家清寧、儲瑜伽淨壇

於府城之中、每年令勤念愛染王之秘法十座三洛^(三)者

也、爾來為恒例矣、尋常奉安置城中護摩法堂焉、今

也平等王院本尊者、以別像安置者也、雖然此像亦有

故、如何也者、古代 太守三位法印龍伯公 宰相惟

新公 中納言家久公 左中將光久公累世四葉傳來而

所仰信之持尊也、當 光久公時、佐多豊前久達受命

安置私宅、臨平等王院再興之日、久達告其事、以奉

安置於平等王院、代五指量之本尊者也、兼之莊嚴

願朝公 丹後局 永金^(開)遮梨之尊牌以并立、仰冀標頭

昊天岡極之丹棘、資益阿耨菩提之妙果焉、件來由委

悉乎平等王院之棟札也、今此記梗概而已、

為其詞曰、

花尾寶閣 神儀堂々 哈熙怡笑 和靈妙光

今上皇帝 圓備願望 天長地久 百福千祥

護持檀信 尊體健剛 壽域延筭 武威八光

蕙枝蘭葉 瓜瓞殷昌 上和下睦 封境安康

稼穀豐熟 萬民優長 龍華春日 輝于佛場

慈尊秋月 照乎宮牆 滄桑有變 如在無疆

峯

寶永第五歲次戊子八月彼岸穀日

大乘院十九葉平等王院兼住法印騰雲龔記



花尾山隨身門記

原夫花尾山大權現者、曩昔 忠久公崇顯考顯妣之尊像、而所深恭敬也、故英子傑孫累世相傳、不忘報乎其本、既及五百年矣、雖然盛衰損益物之數也、係永正年間國有艱危、爾來殿堂門廡零落廢壞、而三十六坊亦悉退轉矣、天運無往而不復、至 光久公、四海大治、國家間暇、乃繼絕興廢、神廟華表復于舊日、然未有寺院供香火者、至 綱貴公、據其舊坊之遺名、既命有司經始五寺、惜乎、應玉堂之召未遂其事、茲吉貴公續其大志、敬其遺命、尊崇加深、先興平等王院、後興曼茶羅寺・本地院・普賢院・多聞院、且修飾神廟悉皆備矣、然又未自始有隨身門、仍喜捨私庫之財、創建一字門、安置隨身二軀、永禱護持國家者也、遂 命臣記其由、以貽於後、於是謹書、

時

正德三年龍舍癸巳二月十三日

比志嶋隼人源範房判

花尾山鐘銘并叙

扶桑西海道薩摩州日置郡滿家院厚智花尾山權現宮者、源君賴朝卿并丹後局之清庶、而 我島津家之肇祖忠久公考妣也、故肅祀仰崇、而士民亦凝丹信之地也、寶刹霜舊而百廢未興也、越薩隅日三國主兼領琉球國源綱貴公雖有再興之御願、依未遂其功、同吉貴公仰其深志、繼絕興廢、各復其古、今也五院僧坊煥乎新成矣、府城之士感其德、勦力設鐘樓於 權現宮平等王院之間、可謂風上而草偃者也、琉球國中山王尚敬聞之、感邦君之德、鑄大鏞進貢之、而請銘於予、不克峻拒、遂應其言、而謂琉球國自古為薩州附庸國、嘉吉中、我 島津第九代太守陸奧守忠國公應大將軍義教嚴君命、大有勲功、竟賞其功賜以琉球國、爾來每歲貢獻青雀黃龍之文舡於 薩君二百有餘年于茲、其間慶長十又五年、第十八代太守中納言家久公有事由、穉八月、携 王尚寧、遠凌山海到駿府、共拜謁於 故將軍家康公、又尋到于江府、進見於當大樹秀忠公、進見之禮畢、而其年又相携歸國、於焉 尚寧締從屬堅盟欽服而至今矣、 家久公即分付

琉國之地、充行八萬九千餘石於尚寧、領謝航海歸云

々——、由此觀之、中山王蒙 薩君之恩大矣、故

現當願心、失國家永保者誠宜矣哉、夫為梵鐘之德

偉乎哉遠乎哉、內典外藉共讚之法器也、此所以叩無

聲動聲由、無聞發聞用之於樂器、則感五音、而辨君

臣庶人事物之變、驕壞怨哀置之為慢於國、則謹於治

亂安危之幾、在神舍者促〔堂日〕(此堂) 烝祭祀之節、在佛閣

者整早晚日課〔山乃土〕(此之別上) 絡有頂下、籠無間無不關聞聲

之益也、說諸佛之教者六塵其體也、於中言閻浮之益、

則耳根最利也、故經曰、此方真教体清淨在音聞、然

者鱗(音力) 濇羽翔之鄉、盲聾頑癡之境、隱々而休苦累、閻

々而銷罪業蒙心、頓啓發、翳眼自明朗、因之屬賦吒

王免乎、千魚劍輪之利罪灰河獄衆穌乎、偏休鋒忍之

難獄、且雲上天衆五衰之憂空、一聲之響浪下龍神三

熱之苦輟、半時之鐘所以寔鑄於蒼生之法器也、懸此

法器禱爾希望、檀信志願豈其不遂乎、

銘曰、

薩府乾維邑 崇神花尾宮 雙林列杵古 塵表僊區鐘

翼乎鐘樓築 靄然雲霧封 蕩無明頑鐵 鑄法性大鋪

吼峴三千徹 四聖槍禦凶 震雷迷衢驅 六凡省轉恣

沒照遲明喚 朝勤莫行春 晴 澆雨澀 危帖憑安雍

脫吒王望劍 穌灰河刺鋒 檀度阜百福 國家隆九宗

穀稷登代饒 風雨應時從 社月輝靈鏡 佛日挑慧鉦

于時正德三癸巳天卯月十日

大乘院二十二葉平等王院兼住亮雄謹識

治工 長倉

孝左工門藤原祐昌

森田

七兵衛藤原清武

瀬戸口

傳内平重次

銘者

薩孑住

丸田惣左工門尉

藤原正房

(花尾社石燈籠・棟札等)

一 奉寄進石燈籠一基

維時

元禄十二年歲次己卯

正月穀旦

島津主計忠雄敬立

一 奉寄進石燈籠一基

維時

元禄十二年歲次己卯

正月穀旦

島津主計忠雄敬立

一 奉寄進花尾山權現

寶永五歲戊子八月吉日

榊山助太郎忠郷敬白

一 奉寄進花尾山權現

寶永五歲戊子八月吉日

伊集院十右衛門忠覺敬白

一 奉寄進石燈籠二基

宝永第五戊子歲菊月吉祥日

一 奉寄進石燈籠二基

宝永第五戊子歲菊月吉祥日

島津將監藤原久當

一 奉寄進花尾山權現

正徳第四甲午天十月吉祥日

伊集院織部久富敬白

一 奉寄進花尾山權現

正徳第四甲午天十月吉祥日

義岡左京久守敬白

一 奉寄進花尾山權現

寶永第五戊子林鐘吉祥日

島津大藏久明敬白

一 奉寄進花尾山權現

宝永第五戊子林鐘吉祥日

島津大藏久明敬白

一 正徳二年壬辰十月吉日

奉寄進石燈籠二基

島津帶刀仲休

一 正德二年壬辰十月吉日

奉寄進石燈籠二基

島津帶刀仲休



維時元祿五壬申歲
奉寄進花尾權現御寶前石燈爐一基

十二月吉祥日

邦君綱貴公御年厄災消除

奉為

御願圓滿故矣

猿渡喜右衛門平信安

維時元祿五壬申歲

奉寄進花尾權現御寶前石燈爐一基

十二月吉祥日

邦君綱貴公御年厄災消除

奉為

御願圓滿故矣

相良四郎五郎藤原賴庸

一 奉寄進花尾山權現

寶永第五戊子林鐘吉祥日

佐多豊前久達敬白

一 奉寄進花尾山權現

寶永第五戊子林鐘吉祥日

佐多豊前久達敬白

一 奉寄進花尾山權現

寶永第五戊子林鐘吉祥日

島津中務久輝敬白

一 奉寄進花尾山權現

寶永第五戊子林鐘吉祥日

島津中務久輝敬白

從四位上左近衛權中將源朝臣齊彬

及鐘樓造替

上棟薩州日置郡山郷花尾大權現

寶殿舞殿拜殿

嘉永五年壬子八月二日起工

同六年癸丑三月廿八日畢功

城代兼家老

島津豊後藤原久寶

寺社奉行

島津相馬源久平

側役趣法掛

三原藤五郎藤原義禮

使番作事奉行勤

石原龍助加茂近封

高奉行細工奉行勤

堀八郎右衛門藤原金純

寺社方取次

田原仲之丞藤原直容

作事方掛藏方目附

岡村新之丞藤原良平

作事方下目附

高崎權太夫藤原能賢

作事方下目附助

松元覺左工門平良中

細工所下目附

長井仲兵衛藤原利謙

細工所下目附定助

白坂郷左工門藤原敦烈

細工所下目附定助

栗川權十郎藤原用行

細工所下目附定助

種子島次左工門藤原時行

寺社奉行所書役

宇都宇左工門藤原能安

作事方書役定助

兒玉彦左工門藤原利貞

細工所書役

林仲之丞多々良昌經

大工頭

阿蘇鉄矢大中臣政辰

飭師主取

有村貞太郎平正守

塗物師主取助

植村平右工門藤原長寛

令法久住

利益人天

聖主天中天

迦陵頻伽聲



奉再興花尾權現宮

哀愍衆生者

我等今敬禮

天下泰平

國土安全

夫當社三社大權現宮者、在山奇地靈樹木森鬱間、而號滿家院厚智山、其崇神也、安置源右將賴朝公及局・永金阿闍梨三軀之尊像、而雄鎮國家之靈殿也、物換星移、宮宇稍頽敗焉、當山正僧正堯滿慨之、而聞之于

今公、々則命有司經營之土木大興、始去歲壬子、而終今茲癸丑之秋、複故加新結構倍于當初也、以此思之、神靈之德澤豈不啻天長地久乎、因以記之為棟札文焉、余則奉祈

齊彬國君及齊興公・若殿様

御武運長久、御息災延命、御子

孫繁昌、國家泰、(平脱之)風雨順時、百穀成熟、萬民豐樂者也、

維時嘉永第六龍集癸丑十一月十三日火曜 參宿

別當平等王院兼帶大乘密院四十二葉正僧正堯滿

開眼供養導師大乘院々代安養院現住法印覺寶敬白

〔裏〕

我此土安穩 天人常充滿



園林諸堂閣 種々宝莊嚴

諸定奉行

潮音院覺道

檀行司

松樹院覺品

右同

延壽院純應

大乘院知事

普賢院騰周

平等王院看坊

實音

多聞院諱傳

曼荼羅(寺カ)杵堯寬

本地院快榮

總而供養僧侶三十五口

寶珠院現住權大僧都法印覺亮謹識

厚地村莊屋

中馬彌兵衛

平秀世

一 奉寄進

島津圖書久治

嘉永甲寅之夏、恭建石燈二基於 花尾祠前焉、初

寬文中、余十世祖久胤奉命督修造祠廟之事、功竣

之日、雕刻砒砒以備器用之、一旦序其由於下方係之以銘、歲月久遠、雨打霜傷、漸以毀壞矣、嘉永六年、官命新修壇宇大增壯麗、於是余亦恐祖先誠心所寓終莫以知也、乃命工人、改造如法而形制尺度一依其舊、庶幾能不墜祖先之志、而併表今日崇敬之意乎、若夫舊文則字畫漫滅不能無疑義、故不復再勒、別摹寫以載之家乘中云、

嘉永七年甲寅五月上澣

藤原久治謹識

(中表紙)

文久三年亥十月

華尾山御宮其外取調帳

大乘院

一 花尾權現額一面 裏享保五年八月九日

基熙書

裏淵二

勅 額師 佐竹宮内重成

寶殿常立備

一 金幣 神祇道管領長上下部朝臣良長

御參詣等之節奉幣用

一 金幣 奉獻納花尾權現御寶前 嶋津圖書久竹

裏二

元禄六癸酉歲正月吉祥日

右之箱

天保六乙未年九月吉祥日 經圍山僧正實應敬白

御鏡拾貳面

但

表ニ佛鉢、表裏ニ銘有リ、

寶劍一振 大和鍛冶作之長

七寸一分號神來

享保三年正月十一日 御寄進 吉貴公

名越右膳恒渡副書有リ、

御太刀 一腰

銘 薩陽鹿兒府住源國寛作

右箱銘

薩隅日三刃太守

吉貴公為御息災延命御武運長久奉寄進者也、

寶永三年四月朔日 島津大藏久明

御刀 一腰

銘

肥後守法城寺橋吉次

右白木サヤニ

奉寄進御刀一腰花尾權現御寶前為諸願成就、

寶永二乙酉年十二月吉祥日 嶋津帶刀忠雄

御太刀 一腰

銘

為立願成就寶納之、
嶋津勘解由久當

裏

寶永二乙酉年八月吉祥日

丹後守兼道作之、

薩隅日三刃太守少將吉貴公御病氣御快然為所願成就、

寶永二年奉寄進之、

箱上書

献上御太刀一腰

御刀一腰

銘

薩州之住藤原行廣

裏

寶永二年七月日

花尾權現宮 江薩隅日三刃太守少將吉貴公御立願為

御成就寶永二年被獻焉、

箱上書

寄進御刀 一腰

御願成就
八寸鏡壹面 三拾五歳女

文化八未三月九日

銘

小橋豊後守藤原友重

裏

鶴亀松竹有り、

元禄九年丙子三月二十二日
奉寄進御鏡壹面

鬼丸彦三女

内田道圓壽七拾有一歳妻

頼朝公御眞跡御掛物一幅

と、めぬ御いのりの

仮名御文

極札并書附三通相添

御側役證文壹通

小林中太兵衛
政史判

寛政元年酉九月

二階堂源太夫

高橋縫殿

種史判

從定朝法印十五代

康灌法印作

勢至菩薩 壹躰 御厨子入

坐像御長九部

弘化四年未六月 法橋七條左京

康敬極有、

一 頼朝公御笏

嘉永元年戊申八月吉日

右二行

太守宰相齊興公御奉納、

弘化四年丁未九月廿八日

御添書調所笑左衛門 廣郷判

一 頼朝公御鬢髮五筋

但

二重御厨子ニ入、其中ニ頼朝公髻正觀音御長二

寸ノ銀佛御安置、又外厨子ノ内ニ小舍利塔一ツ

有、舍利塔者 齊興公御奉納、御添書等此帳末

ニ記ス、

一 大舍利塔 一基 四方開之厨子入、

一 丹後局御鏡二面

但 由来御廟記ニ有り、

四寸鏡一面 寄進物 無銘

蓮亭院様御詠歌御筆 三枚

御歌并御添書此帳末ニ記ス、

齊宣公御詠歌御奉納御短尺 三枚

御歌并御添書此帳末ニ記ス、

普門品 御折本

齊興公御寄進

文政四巳三月廿六日寺社方添書有り、

花尾大權現号宣旨

花尾大權現幣帛

薩摩國日置郡郡山郷厚地村

御廟記 一通

中臣祓 一箱

齊宣公御筆

木色塗桐箱二ツ大小

内一ツハ御劍箱、一ツハ小舎利塔由緒入、

右之品々御寶殿江御座候、

一 撞鐘 一口

琉球国中山王尚敬寄進

大乘院二十二葉平等王院兼亮雄謹識

于時正徳三癸巳天卯月十日

一 毘沙門堂二階古佛木像四百八十四躰

御宮ノ山涯ニ有、

一 稻荷小倉二ツ

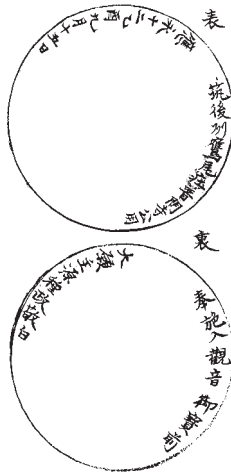
但 脇石燈爐ニ嶋津内膳久兵

寶永第五戊子歳林鐘吉祥日

一 十六尊町石

寶永第五戊子歳仲春彼岸日

平等王院ノ上脇御本地堂鰐口ノ銘



差渡七寸位 唐金

此圖御宮ヨリ西ノ山影現巖ニ有之候

阿弥陀種子也、



但 御詠歌御筆

御題書 飛鳥井大納言

雅威卿

桐白木箱入柳ノ板受繪真田緒付

御詠歌

一 春風 野辺山へ

一 春衣 心をも

一 春社 ゆふ日さす

右者、此節従

齊宣公郡山花尾山御宮江被遊御奉納候条、以来鹿抹無

之様可致格護候、

文化五辰

正月廿六日

寺社奉行所印

平等王院

花尾山

神主

うつらなく野への千くさをふみ分て露打はらふ秋のか

春社 ゆふ日さす花の白ゆふ色そへて
このまにミゆるあけの玉垣

齊宣

春衣 心をも春の衣に染そへて
(もカ)
たれとにふかく匂ふ花のか

春風 野邊山へ吹ともみえず春かせの
かすミてなひく空そ長閑き

覺

御短尺 三枚

り人

うちわたす舟路も遠き波の上に光をそへてすめるつき

影

しも雪になを一しほのいろそへていつれときはの松の
いく千世

覺

蓮亭院様御詠歌御筆

御短冊うつらなく
うちわたす
しも雪に

但

折本服紗包桐白木箱入絹真田緒付

右、従

齊宣公花尾權現江被納置、金子三百疋被相付候条、以

来鹿抹無之様可致格護候、

文化十四丑

四月朔日

寺社奉行所

平等王院

花尾山

神主

覺

一 佛舍利 三顆

金細工大靴二入、

但

大靴取手龍下銀

二疋獅子蓮座有

外ニ箱黒塗

一 由緒書 一卷

但

表粧龜甲紋緞子

軸水晶

右者、従

齊興公華尾山御内陣江被遊御納候条、以来鹿抹無之様

格護、住替等之節堅固ニ可被渡候、

文政四巳

八月八日

寺社奉行所印

大乘院

花尾山

大宮司

不動 ^{カンマン} 一字金輪 愛染明王
 一 ^{ホロン} 字金輪 愛染明王
 二 ^{ウツ} 字金輪 愛染明王

亥正月トアリ候、年号不相見候、

古蘭田ニアリ、

大座主 平等王院

二之座 吉祥院

六之座主 圓融院

三之座主 本地院

四之座主 多聞院

五之座主 普賢院

大座主 東光院

小座主 湯屋院

七之座主 西座主

古今ノ多聞院ニアリ、

谷口坊

古者原口屋敷ニアリ、

庄源寺

田中屋敷ニアリ、

小之座主 東座主 田中寺

大平屋敷ニアリ、

八之座主 大平寺

小平屋敷ニアリ、

九之座主 小平寺

古脇屋敷ニアリ、

十之座主 脇之院

古者寺光門ニアリ、

慈光院

古茄子田ニアリ、

夏田寺

古者今ノ平等王院ニアリ、

金輪寺

古久保田ニアリ、

保田院

岩戸村ニアリ、

岩戸寺

古六社之下ニアリ、

久山院

古長田屋敷ニアリ、

永田寺

松下坊

庵之坊

金生寺

光蘭院

宝壽院

蜜嚴寺

天文十二癸卯

法印快瑜

六月十三日

當山座主

永徳三年甲子卯月廿五日

大禪師影相逆善

妙祐

覺勝寺

妙見院

柿本寺

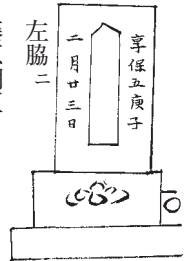
安樂寺

砂田寺

大善寺

幢元院

佛知院



藤原朝臣

前田孫兵衛

重信

左脇○

大平三左衛門

右同覺兵衛

右同五郎左衛門

野下兵左衛門

右同權右衛門

柁元太左衛門

柁元孫左衛門

柁元權兵衛

前田村右衛門

柁元軍助

右外ニ文字ナシ、

薩摩郡地誌備考
上

(表紙)

薩摩郡地誌備考
上

(中表紙)

平佐 隈之城

高江

薩摩郡地誌備考
上

(中表紙)

平佐 隈之城 高江

薩摩郡地誌備考 上

薩摩郡

平佐

一平佐村 一白和町 一天辰村 一楠元村

一久住村 一中村 一隈之城 一西手村 一向田町

一東手村 一宮里村 一高江 一高江村 一久見崎村

一寄田村

薩摩國薩摩郡▽@管轄△沿革

平治ノ頃、穎娃三郎忠永穎娃郡・揖宿郡・知覽院・給黎院・薩摩郡ヲ領ス、忠永四子アリ、忠方ハ穎娃郡ヲ領シ、忠光ハ揖宿郡ヲ領シ、忠信ハ知覽院ヲ領シ、忠直ハ本郡ヲ領ス、鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、當時忠直ノ

子忠友本郡ノ地頭タリ、其弟忠道申木野ヲ領シ申木野城ニ居ル、忠行、忠秀相承ク、忠友ノ子忠持四子アリ、長子忠國本郡ノ地頭ヲ領シ、第二子忠繼ハ申木野若松ヲ領シ、第三子忠澄ハ吉富名ヲ領シ、第四子忠重ハ羽島ヲ領ス、^{古系}其後子孫漸ク微ナリ、寶治二年、澁谷光重其五子實重・重保・重茂・定心・重貞ト俱ニ薩摩ニ來リ、實重ハ本郡東郷、重保ハ祁答院、重茂ハ伊佐郡鶴田、定心ハ本郡入来院、重貞ハ高城郡高城ヲ領シ、各其邑ヲ以テ氏トス、世ニ之ヲ澁谷五家ト稱ス、南北朝ノ時、島津貞久薩摩ノ守護ヲ長子師久ニ、大隅ノ守護ヲ次子氏久ニ傳フ、師久本郡碓山城ニ居ル、師久ノ子伊久薩摩ノ守護ヲ襲ク、伊久ノ長子守久不肖、伊久遂ニ薩摩ノ守護ヲ島津元久ニ傳フ、應永中、伊久ノ第二子忠朝・守久ノ子久世澁谷黨ト結ヒ島津氏ニ叛ス、元久之ヲ撃ツ、元久ノ卒スルヤ伊集院頼久乱ヲ作ス、久世頼久ニ付ス、頼久之ニ川邊ヲ與フ、島津忠昌ヨリ勝久ニ至ル兄弟相承ケ國勢陵夷振ハス、是時ニ當テ、入来院重朝ハ隈城・平佐・高江・山田・百次・田崎等ノ地ヲ取り、東郷重理ハ本郡東郷ニ居リ高城郡水引郷ヲ取り、聲威頗ル振フ、島津貴久喪乱ノ餘リヲ

承ケ三州ヲ平定シ、其子義久ニ至テ國勢大ニ振フ、是ニ於テ重朝ノ子重嗣ハ其領邑高江・隈城・百次・平佐・碓山ノ五城ヲ獻シ、其子重豊ニ至テ寄田・天辰・田崎ヲ獻シ、東郷重尚ハ東郷及ヒ高城郡湯田・西方等ノ地ヲ獻シテ、皆ナ島津氏ニ降ル、島津義久重豊ニ入来院及ヒ寄田ヲ與ヘ、重尚ニ東郷ヲ與フ、天正十五年、義久重尚ノ嗣子忠直ノ邑ヲ収メ、明年冬、隅州申良領主島津忠長ヲ東郷ニ移シ、斧瀨村・田海村・鳥丸村・藤川村・山田村・二渡村・白男川村・泊野村ヲ領セシメ、其子久元ニ傳フ、文祿四年、豊太閣入来院重豊ノ子重時ヲ大隅菱刈郡湯ノ尾ニ移シ、日州三俣ノ領主北郷三久ヲ平佐ニ移シ、平佐村・天辰村・宮里村・高江村・塔ノ原村及ヒ伊佐郡久富木村・日置郡川上村等ノ地壹萬千五百四拾石餘ヲ領セシム、慶長五年二月、島津忠長封ヲ伊佐郡宮ノ城ニ遷サレ、尚東郷ヲ領ス、十八年、入来院重時ノ子重尚復入来院ヲ領ス、明年、島津家久忠長ノ子久元ノ領スル所東郷ヲ収メ、更ニ田海村・南瀬村・宍野村ヲ與ヘ、宮ノ城ヲ領スル故ノ如シ、同年、敷根頼國ヲ東郷ノ地頭ト為ス、寛永十年、島津家久日置領主島津久慶ニ東郷三千石ヲ加封ス、

久慶ノ子忠朝日置ヲ獻シテ東郷ヲ領ス、延寶八年、忠朝ノ子忠興東郷ヲ日置ニ易シコトヲ請フ、島津光久忠興ヲ日置ニ移ス、爾後入来院・北郷ニ氏領地ノ外ハ皆島津氏之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、入来院重高ノ裔孫ノ領スル所副田村・浦ノ名村、北郷三久ノ裔孫久信ノ領スル所平佐村・天辰村・楠元村・中村・久住村・塔ノ原村及ヒ日置郡嶽村・大隅菱刈郡針持村ヲ納ム、其後島津忠^{傳義}封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

※(頭注)

「文祿四年殿下薩戸・大隅等ノ朱印台書ヲ義弘ニ賜ハリシヨリ、義弘給与スル多シ、考ニ供ス」

同國同郡

西手村管轄沿革

本村及ヒ向田町・東手村・宮里村ハ、近古隈[㊦]ノ城[△]郷ノ村名ニシテ、古時ハ宮里郷ト稱シ、應永ノ頃ヨリ隈ノ城ノ名アリ、鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、當時薩摩太郎忠友本村ヲ領ス、南北朝ノ時、島津師久薩摩ノ

守護ヲ領シ碓山城ニ居ル、遺墟ハ本郡天辰村ニ在リ、應永中、師久ノ孫山城守忠朝本村及ヒ東手村・宮里村ヲ領ス、十八年、忠朝澁谷黨ト結ヒ島津氏ニ叛ス、島津久豊之ヲ撃ツ、島津忠昌ノ時、文明六年、猿渡筑前守信宗・天辰新六・本田周防介・成枝某・町田某皆隈城ニ居ル、天文八年、入来院重朝隈城^{西手・東手・宮里三村ヲ云フ}ヲ取ル、元龜元年、重朝ノ子入来院重嗣其領邑隈城・百次・平佐・天辰等ノ地ヲ以テ島津義久ニ降ル、爾後島津氏世世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

宮里村管轄沿革

本村ハ古時宮里郷ト稱シ、宮里郷ノ區域ハ東手村・西手村等ニ跨キラ以テ今之ヲリシト見ユレトモ、古書ノ徵ス可キ無詳ニスル能ハス、守護島津忠久ノ時、薩摩太郎忠友本郡ヲ領シ、紀正家宮里郷ノ郡司兼八幡宮權執印タリ、南北朝ノ時、島津師久薩摩ノ守護ヲ領シ碓山城ニ居リ、屢澁谷黨ト戦フ、正家九世ノ孫宮里九郎親正本村ヲ領シ島津氏ニ仕へ、市來時家等ヲ攻ム、其子孫世八幡權執印ト為ル、

應永中、師久ノ孫山城守忠朝隈城ヲ領シ、十八年、澁谷黨卜結ヒ島津氏ニ叛ス、天文八年、入来院重朝^{澁谷黨}ノ一ノ隈ノ城ヲ取ル、元亀元年、重朝ノ子重嗣島津氏ニ降り、爾後島津氏世世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

高江村管轄沿革

鎌倉執政ノ時、守護島津忠久其臣酒勾景貞ニ高江ヲ與フ、當時高江六郎正信宮里郷ヲ領シ高江城ニ居リ、三世ノ孫正貞ニ至テ始テ高江ヲ氏トス、文明中、島津立久川上義久ニ高江・寄田・宮里ノ内五拾町ヲ與フ、義久後大隅帖佐ニ遷ル、島津勝久ノ時國政陸夷振ハズ、天文中、入来院重朝隈ノ城・平佐・高江・山田・百次・田崎等ノ地ヲ取り、聲威頗ル振フ、元亀元年正月、重朝ノ子重嗣島津義久ニ降り、高江・隈ノ城・百次・平佐・碓山ノ五城ヲ獻ス、天正二年、重嗣ノ子重豊寄田・山田・天辰・田崎ヲ義久ニ獻ス、義久乃チ入來郷及ヒ寄田ヲ與ヘ、餘ハ悉ク之ヲ収ム、文祿四年、豊太閤重豊ノ子重時ヲ大隅菱刈

郡湯ノ尾ニ移シ、日州三俣ノ領主北郷三久ヲ平佐ニ移シ、平佐・天辰・高江等ノ地壹萬千五百四拾石餘ヲ領セシム、慶長十八年、重時ノ子重高復入來院ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

羽島村管轄沿革

古時串木野郷ニ屬ス、鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、當時薩摩六郎忠直ノ子忠友本郡ノ郡司ト為リ、成枝名・若松名^{本村ハ古時成枝名ニ屬ス}ヲ領ス、忠友四子アリ、其第四子忠重本村及ヒ若松名ヲ領ス、元應中、國分友貞本村ヲ領シ、子友重ニ傳フ、友重二子アリ、友豊ト曰ヒ、久成ト曰フ、應安七年、久成本村ヲ領シ、羽島豊後守ト稱シ、子孫相承ク、文明六年、川上左近將監忠塞串木野郷ノ地頭タリ、元亀元年、島津中務太輔家久^{島津貴久第四子}ノ隈城及ヒ串木野ヲ領シ、天正六年佐土原ニ遷サル、爾後島津氏世世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

平佐村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、南北朝ノ時、島津貞久ノ第一子師久碓山城ニ居リ、薩摩ノ守護ヲ領シ、子伊久ニ傳フ、伊久ノ長子守久不肖、伊久遂ニ薩摩ノ守護ヲ島津元久ニ傳フ、應永中、伊久ノ第二子忠朝・守久ノ子久世澁谷黨ト結ヒ、島津元久之ヲ撃ツ、元久ノ卒スルヤ伊集院頼久乱ヲ作ス、久世頼久ニ付ス、頼久之ニ川邊ヲ與フ、島津勝久ノ時、入来院重朝^{澁谷黨}ノ一限ノ城・平佐・高江・山田・百次・田崎等ノ地ヲ取り、聲威頗ル振フ、重朝ノ子重嗣高江・隈ノ城・百次^{平佐脱力}・碓山ノ五城ヲ獻シ、島津義久ニ降ル、文祿四年、豊太閤日州三侯ノ領主北郷三久ヲ平佐ニ遷シ、平佐・天辰・宮里・高江・塔ノ原等ノ地壹萬千五百石餘ヲ領セシム、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改革シ、重嗣^{三久力}ノ裔孫久信ノ領スル所本村及ヒ天辰村・楠元村・中村・久住村・塔ノ原村等ノ采邑ヲ納ム、其後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

白濱村管轄沿革

中郷村ニ同シ、東郷實重九世ノ孫東郷右重ノ第二子重貫本村ヲ領シ、重元、重久、重香相承ク、重香ノ孫ヲ重陳ト曰フ、重陳ノ弟重政島津貴久ニ仕フ、世世島津氏ノ家臣タリ、澁谷ヲ氏トス、

郷莊

建久圖田帳ニ、成枝^{今ノ永利郷}・光富^{今ノ天辰}・時吉^{今依郡宮ノ城郷ノ内}・若松^{今百次}・永利^{今百次}・田兩^{今田崎}・吉永^{今田崎}・是枝・火同・都浦^{今孰レ地ナルヲ詳ニセス}等ノ地名アリ、郡村高辻帳ニ、南瀬村・泊野村・鳥丸村・宍野村・二渡村・藤川村・白男川村・斧瀨村・白濱村・田海村・山田村・中郷村ヲ東郷トシ、浦ノ名村・副田村・市比野村・中村・楠元村・久住村・塔ノ原村ヲ入来院トス、近古隈城・高江・平佐・永利・樋脇・入来・東郷・串木野・山崎等ノ郷名アリ、串木野郷ハ日置郡ニ、山崎郷ハ伊佐郡ニ跨ル、隈城郷ハ村三^{東手}・西手^村・町一^{向田}・高江郷ハ村三^{高江村}・久見^村・平佐郷ハ村三^{宮里村}・町一^{崎村}・寄田^村・五元^村・天辰^村・楠元^村・町一^{白和}・永利郷ハ村三^{百次村}・山田^村・中村^村・久住^村・田崎^村

樋脇郷八村三塔ノ原村・市比、入来郷八村二副田村、二浦ノ名村、東郷八村九斧淵村・田海村・白濱村・南瀬村・山田・町一舟倉、串木村・宍野村・鳥丸村・藤川村・中郷村、野郷八本郡ニ屬スルモノ一村羽島、山崎郷八本郡ニ屬スルモノ三村白男川村・泊野村・二渡村ヲ管ス、今尙其稱ヲ用ユ、

同國同郡

百次村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、當時薩摩六郎忠友ノ弟忠宗本村ヲ領シ上野城ニ居リ、上野太郎ト稱ス、忠持、忠貞、良頼◎良、國、忠國相承ク、天文中、入来院重朝本村及ヒ隈ノ城・平佐・高江・山田・田崎等ノ地ヲ取ル、元龜元年、重朝ノ子重嗣島津義久ニ降り、其領邑高江・隈ノ城・百次・平佐・碓山ノ五城ヲ獻ス、爾后島津氏ノ所管ニ屬ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

山田村管轄沿革

鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、島津貞久ノ時、永利

中務丞兼光本村ヲ領ス、古城主、正平十三年、貞久永利又太郎友秀ヲ以テ勸童・永利兩名ノ地頭ト為ス、入来院永利氏藏書、應永中、山城守忠朝永利城ニ居ル、二十六年、入来院重長忠朝ヲ攻メ、援ヲ島津久豊ニ請フ、久豊兵ヲ率テ忠朝ヲ攻ム、忠朝降ル、寛正三年、島津立久入来院重豊ニ火同・永利・山田城ヲ與フ、寛正以下入来院氏藏書、元龜元年、入来院重嗣其領邑高江・隈ノ城・百次・平佐・碓山ノ五城ヲ獻シ島津義久ニ降ル、爾後島津氏ノ所管ニ屬ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

塔ノ原村管轄沿革

今ノ樋脇郷塔ノ原村・市比、入来郷副田村及ヒ楠元村・中村・久住村ヲ古時入来院ト稱シ、又清敷ト稱ス、萬治二年二月、副田・浦ノ名ノ二村ヲ入来ト為シ、塔ノ原・市比野・楠元・中村・久住・倉野ノ六村ヲ清敷ト為シ、延寶九年、清敷ヲ樋脇ト改メ、明治三年、久住村・中村・楠元村ヲ平佐郷ニ屬ス、長和中、藤原朝臣頼孝入来院ノ

地頭ト為ル、鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、當時入
 来院又五郎頼宗蓋シ頼孝ノ苗裔入来院ニ居ル、寶治二年、澁谷光
 重ノ第五子定心始テ入来院ヲ領シ、入来院ヲ氏トス、明
 重、公重、重勝、重門相承ク、重門ノ時、島津師久薩摩
 ノ守護ヲ領シ本郡碓山城ニ居ル、應永三年、師久ノ子島
 津伊久重門ノ子重頼ヲ攻メ、樋脇・前田・市比野ヲ取ル、
 明年四月、伊久又島津元久ト兵ヲ合セ清敷城ヲ攻メ之ヲ
 取ル、七年、重頼遂ニ伊久ニ降ル、十七年、重頼伊久ノ
 第二子山城守忠朝・伊久(ノ再從弟)久世ト結ヒ、島津氏ヲ
 覆サント謀ル、明年、島津元久重頼ヲ撃ツ、軍中病アリ
 鹿兒島ニ歸ル、重頼復清敷ヲ取ル、二十五年、重頼ノ子
 重長市来家親ト兵ヲ合セ、山城守忠朝ヲ永利城ニ攻ム、
 利アラス、重長援ヲ島津久豊ニ請フ、久豊親ヲ兵ヲ率テ
 忠朝ヲ撃ツ、寛政二年(三カ)、島津立久重長ノ孫重豊ニ火同・
 永利・山田ヲ與フ、文明六年、祁答院重慶・北原立兼兵
 ヲ舉テ島津忠昌ヲ攻ム、重豊東郷重理等ト立兼ニ應ス、
 天文八年、重豊ノ孫重朝隈ノ城及ヒ宮崎ヲ取ル、曩キニ
 島津貫久重朝ノ妹ヲ娶テ夫人ト為ス、重朝恣ニ城邑ヲ侵
 掠ス、貫久屢重朝ヲ戒諭ス、聴カズ、遂ニ重朝ト絶ス、

元龜元年、重朝ノ子重嗣其領邑高江・隈ノ城・百次・平
 佐・碓山ヲ獻シ島津義久ニ降ル、重嗣ノ子重豊又寄田・
 天辰・田崎ヲ獻ス、義久重豊ニ入来院及ヒ寄田ヲ與フ、
 餘ハ悉ク之ヲ収ム、文祿四年、豊大閣重豊ノ子重時ヲ大
 隅菱刈郡湯ノ尾ニ移ス、慶長十八年、重時ノ子重高復入
 来院ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義藩政ヲ改
 革シ、入来院重高ノ子孫領スル所副田村・浦ノ名村ヲ納
 ム、其後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島
 縣ニ屬ス、

同國同郡

市比野村管轄沿革

塔ノ原村ニ同シ、寛正中、國分友久其第二子師尚ニ師久
作ル
 市比野ヲ與フ、吉水(水カ)右衛門尉ト稱ス、後入来院氏之ヲ領
 ス、應永三年正月、島津伊久入来院重頼ヲ攻メ、樋脇城
 ヲ下シ、吉水氏(水カ)ヲシテ復市比野ヲ領セシム、未タ幾モナ
 クシテ重頼ノ為ニ滅サル、

同國同郡

中郷村管轄沿革

本郡中郷村・田海村・白濱村・南瀬村・藤川村・鳥丸村・
宍野村・山田村・二渡村・白男川村・泊野村ノ十一村ハ
古時東郷ニ屬シ、在國司大前道氏斧淵城ニ居リ、斧淵或
ハ時吉ヲ氏トス、鎌倉執政ノ時守護島津忠久ニ屬ス、當
時在應道友東郷ノ郡司タリ、蓋シ大前道氏ノ族ナラン、
寶治二年、澁谷光重ノ第一子實重始テ東郷ヲ領ス、弘安
ノ頃在國司道副アリ、元弘ノ頃東郷道義アリ、澁谷家ト
東郷ヲ并領セシト見ユ、文和二年五月、足利義詮在國司
道超ノ遺領ヲ島津氏久ニ與フ、氏久之ヲ東郷重元ニ與フ、
是ヨリ東郷氏全ク東郷ヲ領ス、文明中、重元ノ玄孫重理
島津忠昌ニ叛シ、十六年二月、祁答院重慶ト兵ヲ合セ水
引郷ヲ取ル、元龜元年正月、東郷重尚其領邑東郷及ヒ高
城郡水引・湯田・西方等ノ地ヲ獻シテ島津[△]氏ニ降ル、
島津[△]義久重尚ニ東郷ヲ與フ、天正十五年、島津義久重
尚ノ嗣子忠直ノ邑ヲ収メ、明年冬、申良領主島津忠長ヲ
東郷ニ移シ、斧淵村・田海村・宍野村・鳥丸村・藤川村・
山田村・二渡村・白男川村・泊野村ヲ領シ、其子久元ニ
傳フ、慶長五年二月、忠長封ヲ伊佐郡宮ノ城ニ遷サレ、

尚東郷ヲ領ス、十九年、島津家久忠長ノ子久元ノ領スル
所東郷ヲ収メ、更ニ田海村・南瀬村・宍野村ヲ與ヘ、宮
ノ城ヲ領スル故ノ如シ、同年、敷根頼國ヲ東郷ノ地頭ト
為ス、寛永十年、島津家久日置領主島津久慶ニ東郷三千
石ヲ加封ス、久慶ノ子忠朝日置ヲ獻シテ東郷ヲ領ス、延
寶八年、忠朝ノ子忠興東郷ヲ日置ニ易ンコトヲ請フ、島
津光久忠興ヲ日置ニ移ス、爾後島津氏ノ所管ニ屬ス、徳
川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年
七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

二渡村管轄沿革

中郷村ニ同シ、古時、澁谷氏ノ族氏重ノ第七子東郷六郎
本村高城ニ居リ、二渡ヲ氏トス、
地理
纂考、

同國同郡

白男川村管轄沿革

中郷村ニ同シ、弘安・正應ノ頃、澁谷武重ノ第五子次郎
四郎本村ヲ領シ、白男川ヲ氏トス、
地理
纂考、

同國同郡

藤川村管轄沿革

中郷村ニ同シ、弘安ノ頃、東郷重親ノ家臣藤川某本村ニ居リ、藤川ヲ氏トス、

加賜ス、

(地理志)

薩摩國

拾三郡

同國同郡

鳥丸村管轄沿革

中郷村ニ同シ、古時、東郷氏ノ族重世本村ヲ領シ、鳥丸ヲ氏トス、天正ノ頃、重世ノ孫重利紀伊守ト稱シ、中郷ノ地頭タリ、鳥丸氏系圖

高三拾壹萬五千五百六斗

周廻一百三拾里式拾六町拾六間三尺

一自薩摩國府城東至日向國諸縣郡都之城飢肥領界路程拾九里余

一自府城西至薩摩國日置市來郷限海濱路程六里

一自府城北至同國伊佐郡大口郷肥後國界路程廿六里

但自府城至日向國高鍋領界路程三拾里余、至同領福島(同國)

界路程廿里余、至肥後國球廣領界路程拾八里余、

一薩隅日之内伊地知縫殿介季豊嶽初之城凡四拾ヶ所与自

家系圖ニ有、

一牛屎院入山ハ、嘉曆頃入山彦五郎入道元吉領、太秦姓也、

同國同郡(郡カ)

宍野村管轄沿革

中郷村ニ同シ、弘安ノ頃、東郷重親ノ家臣宍野重勝東郷氏重ノ庶本村ヲ領ス、重令、重郷、自重相承ク、

同國同郡

山田村管轄沿革

中郷村ニ同シ、寛永十年、島津光久町田出羽守ニ本村ヲ

○薩摩郡

百次 旧名上野

一 入来院氏押領之地也、

一 旧記云、永祿十三年正月五日百次受取也、大将又七郎

家久也、

籠より東之方

一 百次城 天文八年己亥八月八日之夜、入来院石見守重

朝世^{十一}依 太守貴久公之命拔當城得勝利、去ル天文五

年七月廿三日、受 太守勝久公命年々攻撃之、此日漸

入手裏、

一 永祿十二年己巳之冬、渋谷加賀守重副^{十二}當郷を 義

久公ニ奉獻、

一 文治之頃穎娃三郎忠永之六男薩摩六郎忠直、其子薩摩

太郎忠友、同平次忠持、同平次郎忠國領之と家譜ニ見

得たり、

薩摩郡

山田

一 寛正三壬午三月廿四日、太守立久公より渋谷彈正少

弼重豊賜之、但九代之家督也、

一 天正二甲戌之秋、有渋谷彈正少弼重豊^{十三}代目狭野心之風

聞、於茲重豊大驚擢、獻靈社之神文、仍訴無逆意、時

獻當地、

一 永利城 島津山城守忠朝守之、有不儀之振舞、依之市

来備^{十四}前守家親渋谷彈正同意ニ而攻之、應永廿五年十二

月、大石之平ニ陳、翌年正月廿一日、進而山田^{十五}城ニ

陳し及合戦、寄手失利、其後渋谷家より太守ニ乞援兵、

仍佐多讚岐守久信為大将、被遣兵、然共無利故、應

永廿六年八月廿九日、久豊公御出馬、以大軍被攻之、

後詰勢^{十六}〔肥州球^{十七}廣・日州真幸院・薩州川邊之兵也〕〔被

遣兵、然共無利故〕来といへとも、強依被攻、忠朝乞

降下城而隈之城ニ退去ス、直ニ此城を入来院彈正忠ニ

賜ふ、是より彈正^{十八}抽軍忠、

一 高牧 應永二年之冬、元久公於當所勢揃被遊候而、

此所ニ設陳管越年給ふ、

薩摩郡

平佐郷

一 平佐村

〔古〕全

白波

〔光富名〕全
一 白和町
〔係ル〕全
一 天辰村

全
一 楠元村

全
一 久住村

全
一 中村

隈ノ城
一西手村〔光富名ニ係ル〕 全 一向田町 全 東手村 全

一宮里村〔古ノ宮里郷〕 全 高江 一高江村 全 久見崎村 全

一寄田村 全 東郷 一斧瀨村 全 船倉村 全

一田海村 全 一白濱村〔白濱浦込ル〕 全 南瀬村 全

東郷々 一山田村 全 一宍野村 全 一鳥丸村 全

一藤川村 全 一中郷村 全 一羽島村〔串木野郷ニ内〕 全

入来 一副田村 全 一浦名村 全 一塔之原村 全〔植脇〕

一市比野村 全 一倉野村 全 一倉次村 全〔若松名ノ内〕

一田崎村 全〔成枝ノ内〕 一山田村 全 旧伊佐郡山崎郷 一三渡村 全〔旧伊佐郡山崎郷〕

旧伊佐郡山崎郷 一白男川村 全 旧山崎郷 一泊野村 全

一薩广氏系〔薩广郡〕 一国分氏・羽島氏系〔串木野若松是枝成岡より出ル〕

圖田帳〔伊地知李通考カ〕

〔頭注〕永利山田村ノ内 一成枝八十六町 郡司忠友

一薩广六郎忠直ノ三男成枝三郎忠重アリ、忠友ノ三弟ニ當レリ、延時氏文書ニ平忠友先祖相傳ノ所領云々ミユ、

羽島ノ隣地トミヘタリ、成枝名ノ内羽島浦トアリ、
〔頭注〕天辰村ノ内 一光富四十九丁内 荒川太郎種房

忠直ノ五男光富有慶ト称スルアリ、○羽島氏系圖長門守正友ノ弟向宗七郎友重〔茂力〕光富ノ内向田ヲ知行ストアレハ、今ノ向田ハ光富ニ係レリトミユ、今向井氏ノ祖ナリ、

一是枝九町 在廳家弘

〔頭注〕宮ノ城 薩广太郎忠友ノ四男是枝八郎忠秀アリ、一時吉六十九町 在廳道友

貞治七年伊作家文書ニ、薩广郡ノ内時吉名云々、若松孫七郎重代相傳所領也、然ルヲ伊作殿方ニ賣渡云々ミユ、東郷別府之内ニモ時吉十三町〔マヤ〕、伊十院ニモ時吉二十五町、高城郡ニモ時吉十八町トアリ、

〔頭注〕永利郷百次村 一若松五十町 在廳種明

寛元中、薩广平九郎忠繼若松知行云々、若松四郎忠重ナル者羽島并若松知行トアリ、亦忠友ノ

曾孫ニシテ、太郎忠持ノ三男ナリ、羽島氏文書ニ見ユル若松名主職等ニテ知ルヘシ、

一 永利十八町

一人

百次・山田両郷ノ間ニアリ、入来郷永利氏ノ祖山田村地頭云々等ノ文書多シ、永利中務丞兼光永利城ニ居リシコト見ユ、

入来院氏文書ニ火同・永利・山田城之事云々アリ、

一 吉水十二町

一 吉水十二町

一 火同九十四町

延文三年永利又太郎友秀勸童村・永利村地頭職云々古文書アレハ、永利ノ隣地ニアルヘシ、

羽島豊後守友平ノ弟宗友ノ子家友、永利長門守ト称シ

永利ヲ領セシトミユ、

祁答院ノ称呼モ此火同ヨリ出ルト云説アリ、

國史註ニ、郡村高辻帳山田郷ニ有勸童・永利二村云々、

一 都浦▽◎十町△

系圖

一 吉富名

薩广平次郎忠國ノ弟平十郎忠澄吉富名ヲ知行セシコト

ミユ、今吉富氏はヨリ出ル、

古系圖

一 益富名

薩广六郎忠直ノ曾孫僧湛ナルモノ益富知行ト記セリ、

一成岡名

右僧湛ノ弟平三郎忠恒成岡名主トアリ、

一成富

一 延時名

延時氏文書、薩广郡内延時名地頭職云々、

種子島氏譜中

一日破田千臺八十町

氏久種子島頼時カ忠死ヲ賞シ、其子清時ニ賜トアリ、

渋谷家文書

一 白波市并中島

永享七年薩州家好久ヨリ渋谷氏ニ與ヘシ文書アリ、

曆應中權執印文書ニ白羽ノ文字アリ、今ノ平佐郷白和

町ノ称呼ノ原称ナルヘシ、

平佐村ニ白羽神社アリ、白波ニモ作ル、

入来院氏文書

一 荒川

薩戸郡ノ内荒皮村高ノ事云々、國史ノ註ニ荒川日置郡

ニ属ストアリ、

旧譜ニ

師久居碓山城、而串木野・羽島・荒川・隈城・宮里・

高江・山門院共以領知云々、

一 宮里郷

正應中文書及至徳中文書等ニ宮里郷地頭トアリ、圖田

町(帳)ニモ宮里郷七十町トアリ、宮里氏先祖代々宮里郡司

トアリ、

執印文書

一 寄田村牧

貞治中師久ヨリ執印友雄ニ預置云々、

一 久見崎

挹前ニ作ル云々、高江ノ條ニ名勝考等ニミユ、

圖田帳

一 東郷別府五十三町二段内

時吉建久・元弘ノ比東郷時吉村名主ナトアリ、國史註ニ時吉即祁答院地トアリ、實地糺シタキコト也

得末

吉枝

若吉

(頭注ニ平佐郷ノ内)
一 草原名

延徳中入来院氏文書ニ草原名・同田崎村云々ミユ、

(頭注ニ山田村)
一 高牧

應永二年國史ニミユ、註ニ在山田郷トアリ、

1 ∇ ㊦返地△目錄

一 高貳千百三拾四石余

一 七百三拾七石余

一 千百貳拾七石余

一 千五百七拾壹石余

一 三千八百貳拾貳石余

一 千三百六拾九石余

一 七百八拾石余

物合壹萬千五百四拾三石余

川内

平佐村

天辰村

宮里村

高江村

入来院之内
塔之原村

祁答院之内
久富木村

市来ノ内
川上村

本田(某)判(㊦下野入道三清)

伊集院(某)判(㊦石衛門大夫幸胤)

〔后作左衛門三久ト云フ〕
北郷宗次郎殿

〔本文書ハ、旧記雜録後編二一六一四号文書トホ同文ナリ〕

右ノ通下賜アリシコトミヘ、其后在壹万石余ノ高近世八千石ニ減少セシコト詳カナラス、何年何月何村々々ハ上地トナリ、何村々々御一新迄領地アリシ沿革尋問アリタシ、

〔地理纂考〕

薩摩郡倭名鈔作薩麻

當郡ハ東伊佐・始羅の兩郡に界ひ、南日置郡に續ぎ、西海に出テ、北高城・出水の兩郡に界ひ、郡内に入来・樋脇・永利・平佐・隈之城・高江・東郷の七郷を置く、

〔蒲生郷山内氏文書〕

建仁三年五月二十七日、平判、薩摩郡郡司平忠直謹言云

々、

〔指宿氏藏文書〕

弘安七年七月一日、駿河守平朝臣在判、薩摩國薩摩郡一分郡司孫太郎忠能与惣地頭下野久經并舍弟大隅七郎久氏〔町田氏元祖忠經ノ弟也〕等相論条々云々、

〔建久圖田帳〕

薩摩郡三百五十一町三段内

寺領二十六町八段安樂寺

寺領五町八段弥勒寺

社領一町七段府領五ヶ社内

公領三百十七町内

成枝八十六町

光富四十九丁内〔町〕○廿町方得△

是枝九町

時吉六十九町島津御庄寄郡

若松五十町

永利十八町同御庄寄郡

下司僧安静
下司僧安慶
下司郡司忠友

郡司忠友

名主荒河太郎種房

名主在廳家弘

名主在廳道友

地頭右衛門兵衛尉

名主在廳種明

地頭同前

名主在廳種明

吉水十二町同御庄寄郡
地頭同前
名主當國拒捍使崎田五郎

地頭同前

火同九十四町同御庄寄郡
島津御庄方弁濟使

都浦十町島津御庄論
万得

2. 水引權執印文書

下 五大院政所正信所

可早任下知旨、令政所沙汰、宛下耕作寺領田畠等事、
在

高城東郷 同仲郷 入来院

薩摩郡并宮里郷 阿多郡代内

右、件田畠等、春時不令知沙汰人、各恣乍令耕作、不限

秋所勘、有限沙汰等令遁避候事、甚以爰恠方也、若於自

今已後者、於院主者有任替限、於政所者永代不朽人也、

早任下知旨、可令政所正信沙汰、宛下耕作寺領田畠等

也、就中、於入來郡者、有公驗限雖為坪々、以往之間、

今以不令知沙汰人、過來候条、所不輕罪科也、早任下知

旨、可令致沙汰之条、可下[事]、敢不可遺失、切下、

保延元年十月廿五日

院主石清水權寺主大法師判

(本文書ハ「田記雜錄前編」二二三号文書ト同一文書ナルベシ)

〔朱書〕

薩摩郡高城東郷等ノ称此文書ヲ始トス、建久ノ圖田帳ヨリ殆
ント六十年以前也

〔古系圖〕

穎娃三郎忠永

穎娃・指宿・知覽・給黎・薩摩郡等知行之、

忠方

号太郎、穎娃本地頭

忠光

号次郎、指宿本地頭

忠信

号四郎、知覽本地頭

忠直

忠友

〔朱書〕
建久八年内裏御番列ニアリ、
圖田帳郡司忠友

号薩摩六郎、
薩摩郡本地頭

号薩摩太郎、同本地頭
忠宗
号山口次郎、

忠持
〔朱書
平九郎忠國トモ〕

号薩摩平次、同本地頭

忠國

平次郎 薩摩郡本地頭

忠繼

平九郎 串木野若松知行、

忠澄

平十郎 吉富名知行、

〔是ヨリ以下吉富氏系圖ニ拠ル〕

忠重

若松四郎 羽島并若松知行、

女子四人

忠任

忠武〔氏イ〕

孫太郎

弥太郎

忠圓

忠種

次郎 僧律師

又次郎

忠胤

〔此正惠ハ御家五代貞久公御文書ニミヘタリ、
嘉曆三年注進狀ニ見ヘタリ〕

号又太郎、入道正惠 薩摩郡司

忠元

又次郎

忠平
〔嘉曆三年七月三日修理亮英時ノ状ニミユ〕

二郎入道 薩摩郡司

忠家

宗忠

子孫吉富氏

飛彈守

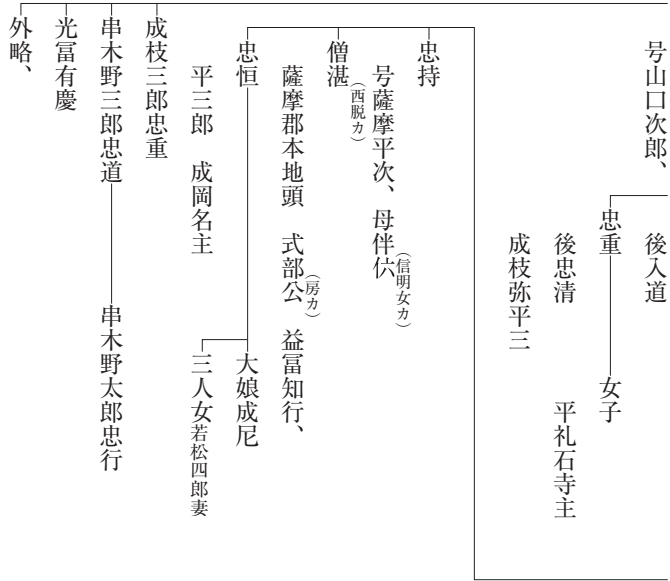
二郎左エ門尉

薩摩六郎忠直二男

忠宗

忠光

3「蒲生郷山之内氏藏書」



(花押)

4「水引權執印文書」

上文略、

一 薩摩郡内

一分地頭代本田民部入道 一分地頭小田原弥二郎入道

別納七郎房忠兼申、近年為薩摩郡地頭代并本郡司忠友之子孫、於當郡内平礼石寺之寺領、地頭方付檢斷之沙汰、張行非法、郡司方催狩等之雜役、令煩寺中由事、訴狀副具書遣之、如狀者、尤以便、就中、彼止住之僧徒等、相續長日曉夕之勤行、令申公家武家之御祈云々、所詮、於地頭方者、任前之免除之狀、至于田畠以下苧桑等、不可致其違乱、又犯過人出来候時者、尋輕重糺實否、可處所當之罪科、(觸力) 罰事懸横難、不可煩寺家者、次於郡司方者、狩役并菓子之押取、牛馬之野「スリ」山野草木制止事、忠兼被申之旨、非無其謂、子細見于訴狀、但云地頭方、云郡司方、有別子細者、可被注申之由、所候也、仍執達如件、

寛元二年七月六日 沙弥願也

(本文書ハ「旧記雜錄前編二」四二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

〔朱書貞久ノ時ミユ〕朱書忠胤

郡司吉富又太郎入道 成枝領主上野四郎太郎 舎弟三

郎四郎 成富太郎 同舎弟彦次郎 山田九郎入道 延

時 富長 光富又二郎入道 白濱三郎入道 同五郎入

道 同孫六入道

一宮里郷地頭云々、下文略、

右、為御尋交名人注文、粗言上如件、

嘉曆三年 日

〔朱書南北朝ノ少シ前ニアタル〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一四九八号文書ノ抄ナルベシ〕

〔箕輪伊賀記〕

眞幸・菱刈の退治せられ、相良も多の兵を滅し無力引入、

一揆の黨類如此成行けは、渋谷黨の人々今は早頼もなく

おもひ、太守方へ可申入欵、如何すへきと取々におもひ

ける処〔朱書永祿十二年カ〕、去年の冬の比より鎌田尾張守・宮原筑前守・

猿渡大炊入道蜜談を以東郷弥左衛門尉重尚を方便付れば、

祁答院能重・入来院重豊同心にて、悪心を齎し可抽忠節

の旨可然御取成頼入のよし依被申、去年の十二月廿八日

御詫訴へられける間、前科を差許され、居城計を賜て其

余を皆差上らる、云々、

元龜元年庚午正月五日に、隈の城を受取として新納伊勢

守打越さる、偪又百次・平佐・高江・宮里・天辰・碓山

をは入来院より差上らる、水引・中江〔郷カ〕・湯田・西方・

高城郡をは東郷より差上らる、清敷と東郷に両家を残

し置る、也、夫より高城・中江〔郷カ〕・西方・京泊、川より向

へを義虎に遣ハさる、又牛屎院山野を進らる云々、

〔種子島左近將監清時傳〕

〔頭注〕日破田ノ地名糺スベシ

氏久公賞父頼時忠死、賜感牘及日破田〔薩州千臺〕八十町、

〔5〕渋谷加兵衛重増藏書

嶋津御庄薩广方郡之内、白波市并中嶋之事、為料所所宛

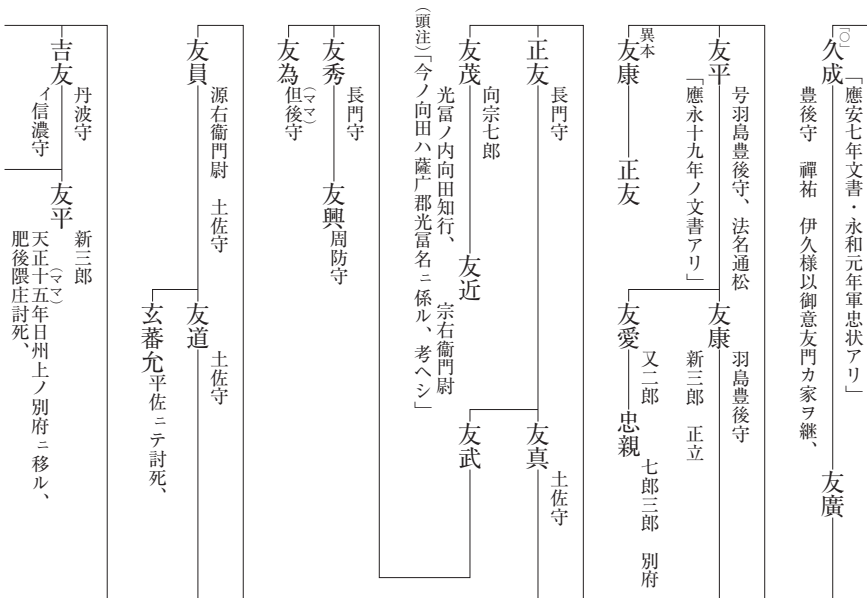
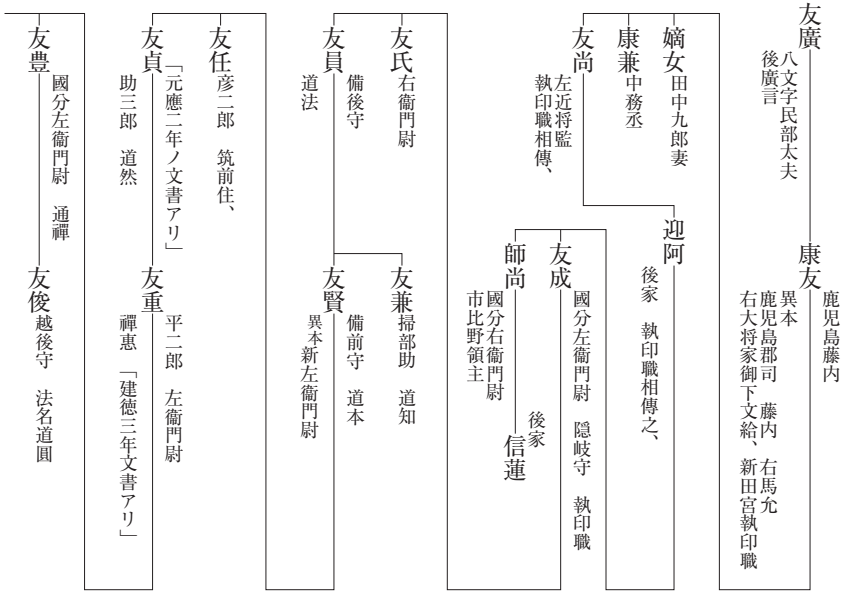
行也、早任先例、不可有相違領知状如件、

永享七年五月廿四日

好久判〔島津用久〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一六九号文書ト同一ナルベシ〕

〔國分氏系圖并羽島系圖〕



「七郎三郎」

友明 右近允
友位 藤右衛門
以下略、

備後守友員嫡子
掃部助
安友 号岡元掃部次郎、

友兼 岡元掃部三郎

友賢 備前守
友任 友賢嫡子也、彦二郎 道榮
元亨元年遷住之時光富名ヲ知行ス、

友經 次郎左五門尉 又五郎 心榮
薩广次郎之讓ヲ得、郡司、延文筑後州高名討死、

友門 土佐守
神崎合戦討死
久成 〇「前ノ〇ニ照考スヘシ」
豊後守 友門カ家ヲ継ク、

〔諸家大概記〕

羽島氏元祖父員羽島并向田邊領知シ、号羽島、嫡家ハ末
吉士羽島新兵衛又羽島藏人ノ間ト見得^⑧申候△、兩家
共慥成文書格護云々、飯野ノ羽島某モ文書所持^⑧申候

△、羽島氏ノ二男家ニ向井氏ト号^⑧シ、此子孫向井和泉
事日新公ニ奉仕、有名ノ士ニテ、弥右衛門・市之丞ハ和
泉孫ナリ云々、

〔延時氏藏書カ〕
6 串木野頂峯院文書

「伴三」子謹言

讓渡所領田畠等坪々并羽島田嶋壹曲事
〔合〕薩摩若松名内拾參町 但加羽島浦定

字尋田五段 口町壹町

畠田三段 垣尻三段

又手田一丁 海町一丁

中腹比七段 川口五段

加治目迫五段 小峯本二段

川良田七段 早水尻四段

赤早水二段 桑木丸七段

柳田五段 智聖房作七段

石本五段

羽島浦坪々

正原田一町 大苗代五段十

西原田一町五段十 秦三郎作七段卅

右伴於名田等子細者、父故大目伴信明朝臣先祖相傳^{⑧之}所領也、然各^⑨所被處分也、但於本公驗手次者、嫡女所讓得也、

於于今者、依為妹女、所讓如伴、但為不知嫡女、有他人沽与者、本主返付可致沙汰、以解^{⑩伴}行文請取了、

文治三年十月廿五日 伴三子(花押)

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二二四号文書ト同「文書ナルベシ」〕

7[申木野頂峯院文書]

薩摩國薩万郡内申木野村領主平忠道謹辭

奉寄冠嶽新別墅靈山寺被曉持當居住之私地壹曲事

但四至如^⑪城也、

右、尋彼山者、彦山權現御本山、既送七百餘歲之星霜、

遠者本朝奇異靈地、近者當國无雙勝地也、抑此嶽為躰、

四明霧晴^{⑫生}、死死長夜忽曉^⑬、谷靈水清澄、煩惱塵垢早被洗、

實極樂東門、為西方便道云云、爰一人聖人^⑭以下略、

承久二年庚辰八月 日

〔朱書忠道
申木野三郎殿
平判判略ス〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二六七号文書ヲ抄ナルベシ〕

8[延時氏藏書]

平忠富讓与

平忠^⑮相傳之所領薩广郡内成枝名内水田^⑯等事

合大賀里 青木一^⑰同南邊三反^⑱大宮司作^⑲反出之、^{⑳加}

小落見^㉑久^㉒反 田美上新開二反^㉓在荒、

次郎作卅^㉔在荒、在^㉕青木西邊、 正明八反 須桃木六反

柏木七反 中久田原六反 宗原七反

宮崎四反 曲田五反

平礼石里 木下一町七反^㉖阿弥陀堂寄進田四反、木下七反^㉗

奴馬口所之八反卅^㉘在荒、反廿、御前方除之、

瓦田里 永田二反 竹下一反

羽島浦 小苗代四反

已上拾町

同成枝名内村々畠地

永野村一所四至^㉙東限坂口并牟多際、南限^㉚小山^㉛、并道坂口、西限山涯、北限田畔、

久美野^㉜山涯限^㉝

牟木浦栗栖菌一所四至云々略、

平礼石居菌一所 略、

大平菌一所 略、

右、件田畠等者、平忠友先祖相傳之所領也、然仁依為子(⑩於)

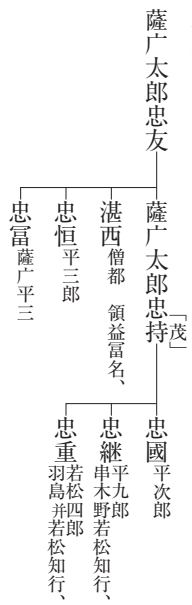
息平忠富讓渡畢、但於水田者、矢藏河之南仁大山口橋上下五反・悪坂口(⑩)一反放者平次之所領无也、仍至于子之孫、无他妨可令領掌之狀如件、

寛喜三年二月十九日

〔朱書薩广太郎〕
平忠友判
〔全 忠持ノコトカ〕
嫡男平忠茂判
僧湛西判
〔全忠友ノ二男、僧都ニテ、益富名ヲ領ストアリ〕

〔本文書ハ、旧記雜錄前編二二三二〇号文書ノ抄ナルベシ〕

〔系圖〕



〔末吉羽島氏藏書〕

肥後國住人西山九郎道房字有憚娘紀氏夫相良兵衛尉長繼与薩摩太郎忠友相論条之事

一 羽島浦事

右、如承久二年五月日間注所勘状者、長繼則令進覽手繼以下證文等、所申雖似有謂、忠友且得壽永二年紀氏祖母大藏氏尼之讓、知行經卅余年早者、依年來知行例、可令忠友領知彼浦矣、

一 牟木浦事

右、同勘状云、長繼雖有申旨、所詮、如忠友所進承久二年七月日寺家下文正官公文所施行等等者、忠友可為牟木浦名頭職之旨被載之、仍忠友所申聊有謂云々者、可令忠友為彼浦名主職矣、

一 狼藉事

右、同勘状云、先日為國司之沙汰、被成敗之由、被載之云々者、此上者不及子細矣、以前三ヶ条大略如此、於勘状正文者、先日於筑後介秀朝之許令紛失了、仍以案文所有御成敗也者、依仰下知如件、

貞應二年四月 日

〔北条義時〕
前陸奥守判

〔本文書ハ、旧記雜錄前編二二三二〇号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔水引權執印文書〕

正應元年六月日、薩摩國御家人串木野太郎忠行後家尼如
阿謹言云々、原文略、

10の1 末吉羽島氏文書〔六波羅下知状也〕

薩摩國薩摩郡内本若松名主職除湛西以下
親類等分并羽島浦一曲除湛、
西分、
花牟禮村中島蘭壺所・沓崎蘭壺所・名内田貳町參拾代・
屋敷壺所事、

右、件所々、任亡父忠茂寛元二年九月廿三日并母堂惟宗
氏讓状去年六
月一日、當知行云々、其上者、不可及子細者、依鎌

倉殿仰、執達如件、

寛元四年十月廿九日

薩摩夜叉殿

〔北条時頼〕
左近将監判

此状為忠兼申口資家

自筆之由、承伏託、

元亨三年十月三日

(花押)〔紙接目〕
裏判)

沙弥春寂 (花押)

左衛門尉久義 (花押)

於正文者、依為連券、封案

文裏、所副渡也、

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」四三六号文書ト同一文書ナルベシ〕

11 延時氏文書

薩摩國薩摩郡之司職成枝名内田〔スレ〕員數職讓状山野本若松
名内水田貳町等事

右、任母伴氏嘉祿四年正月十五日讓状并父平忠友寛喜三
〔朱書薩上太郎〕

年二月十九日貳通讓状、當知行無相違云々者、不及子細、

守先例可被致沙汰之状、依鎌倉殿〔北条時頼〕執達如件、

寛元四年十二月十一日 左近将監 (花押)

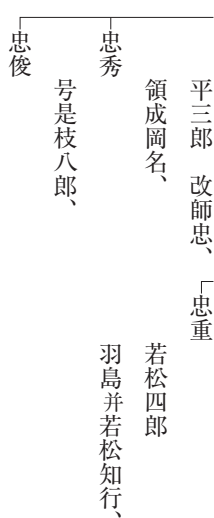
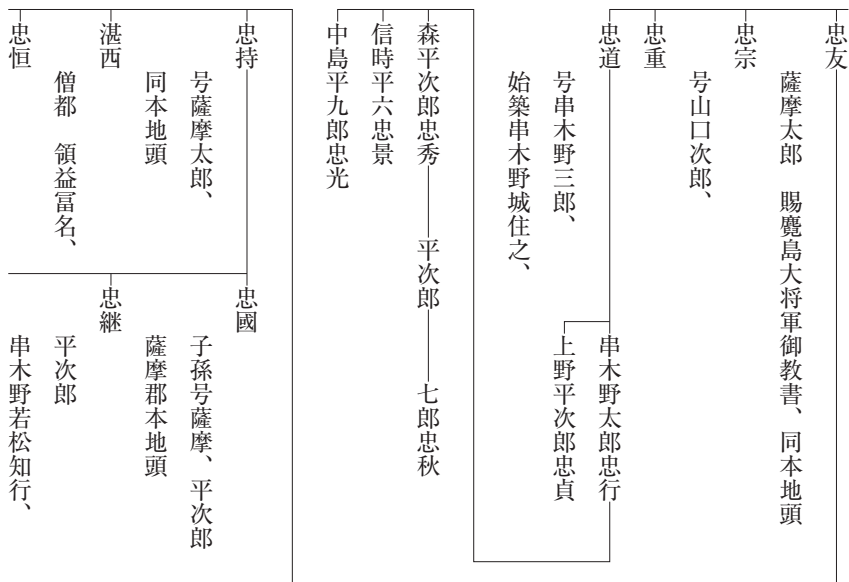
〔朱書平三郎忠恒ノコト也、系圖参照スベシ〕
薩摩平三殿〔寛喜三年ノ文書ニ忠富トアリテ系圖ニミヘス、
忠恒トハ別人カ〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」四三七号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔古系圖〕

忠直

号薩摩六郎、薩摩郡本地頭



「朱書延時氏文書弘長四年正月京都大番役事云々成岡二郎殿トアリ、
 文永九年卯月讓狀ニ平忠俊・平忠恒トアリ、其文中親父平忠恒讓狀忠俊カ所帶云々、又忠俊ヲ嫡子トシテ讓与ヘラレ云々ミユレハ、忠俊ハ忠恒ノ子ニシテ、成岡名ヲ領シ、成岡次郎ト云ヒシトミヘタリ」

〔12〕末吉郷羽島氏文書
 字德夜又丸讓与
 平忠茂先祖相傳所領本若松名田畠并成枝内羽島浦田畠
 (頭注)圖田畠ニ薩戸郡成枝八十六町・若松五十町ト見ユ
 山野等事
 合本若松名主職、羽島浦^{①加}成枝定 田畠山野海一曲 花牟

禮村四至 東限國領島東垣 南限田際
西限鬼楠木 北限清水大道 水塔(一脱カ) 蘭所四至 東限頭元之
道ノトヲリ

南限田際 (四際荒)
北限田際

中島伊勢坊蘭一所四至垣根限

右、件田島等者、忠茂之先祖相傳所領也、然依為子息、

相副本若松坪付手繼等并羽島浦成枝代々手繼、関東御教

書案文、花牟禮村調度文書等、限永年、字德夜又丸所与

也、但於本驗御教書正文者、依為連文、不能放讓、偏以

案文、可仰正也、羽島成枝分本郡役云、臨時役云、本成

枝益富・久
富除之、於山野狩倉者、羽島云、郡

本云、本名并自余名之相共任讓狀之旨、无違乱、可令相

狩也、兼又先年之比上洛之冠、二男忠繼雖讓本若松、於

今者、又依讓申木野若松名一曲忠繼、本若松悔返、所讓

渡德夜又丸也、然則先年之讓狀、不可立後日證驗、仍至

于子之孫之、无他妨、可令領知之狀如件、

寛元元年九月十三日

平忠茂在判

為證人

沙弥頼佛在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二四一八の一号文書ト同一文書ナルベシ)

忠友 — 忠持 — 薩戸平次
— 忠國平次郎
— 忠繼平九郎
— 忠重若松四郎

13]延時氏藏書

薩摩國御家人延時三郎種忠申、為同國御家人若松四郎忠重、令殺害舍兄并甥、令押領所領由事、種忠帶訴狀令參上候、可有御沙汰様候覽、恐惶謹言、

文永十年二月廿日

修理亮久時判

進上 備後民部大夫殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七四五号文書ト同一文書ナルベシ)

14]末吉羽島氏藏書

讓与 字千与壽丸所

平忠重先祖相傳所領薩摩國薩摩郡忠重知行分所之事、

成枝名内羽島浦田島山野并本若松名田島山野・是枝名

田島山野等事、

右、件所之者、平忠重先祖相傳之間、依為嫡子、相副次

第證文、所讓与実也、関東御公事者、無懈怠可令勤仕也、

至于子之孫々、無他妨、彼所之者可令領知狀如件、

弘安五年十二月二日

〔朱書若松四郎 忠持四男也〕
平忠重在判

15 末吉羽島氏藏書

天滿宮薩摩國分寺

奉引進同國薩摩郡成枝名内羽島浦田畠〔山カ〕野河海等但

〔松名内水 田等除之事〕

右、當浦者、忠兼重代相傳之私領也、而奉引進〔カ〕之故者、以去正和二年二月十日・同十三日三昧僧・神人・命

婦等為鋪設催促、令來臨于忠兼許之刻、不慮之外狼籍出

來由、雜掌就訴申、〔北條實政 鎮西探題〕上総入介殿御代被尋〔究カ〕子細、有注進

關東之處、被返下彼注進訴陳、於鎮西畢、而今遠江守殿御〔北條隨時 同探題〕

代被究御沙汰之淵底間、恐冥慮、以私領宅所、奉引進于

寺家之上者、至于忠兼子之孫々、不可成違亂煩、若又不

憚冥慮於申異儀者、為不孝之仁而可被申行重科、仍為向

後龜鏡、引文如件、

〔朱書若松彦太郎〕
平忠兼判

元應元年十一月一日

16 羽島氏藏書

宛行

薩摩國薩摩郡成枝名内羽島浦水田壹町内、字濱田陸段

坪字臂判官代田肆段并塩屋壹字〔男彦 字次郎事、〕

右、田地塩屋等、依有千義、雜掌忠給分所宛行也、但地

頭方先例有限所當公事等者、隨分限可令勤仕、此外於寺

家方所當諸公事山野草木用水等者、所令免除也、然者守

彼狀、可令知行之狀如件、

元應貳年卯月十一日

〔国分〕
友貞判

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一二七三号文書ト同一文書ナルベシ〕

17 全

若松彦太郎忠兼代忠金与國分二郎友貞相論、薩摩國成

枝名羽島浦田畠山野等事、

右、訴陳之趣、子細雖多、所詮、忠兼則當浦者、忠兼相

傳所領也、依有子細、割分田地參町、令契約友貞之處、

令押領證文外田畠之条、無謂之由訴之、友貞亦於件田畠

山野等者、忠兼沽却之間、買取之、知行之旨陳之者、當

浦内田地參町令契約友貞之處、寄事於彼證文、令押領契

約外田畠山野等之条、無謂之由、忠兼雖申之、如^⑩忠

兼[△]元應元年十一月一日状者、薩摩國薩摩郡羽島浦田畠

山野等^{除若松名水田}、直錢三百貫文、仁沽渡友貞訖、於關東御下

知以下本證文等者、依為連券、封案文裏、副渡云、證文

炳焉之處、捧自由謀案、論申之条、難被許容旨、友貞所

申、非無子細上、呈彼沽券状者、為忠兼自筆之由、友貞

申之處、為謀書之旨、忠兼依論之、於引付之砌、可書校

之由、雖被仰、不遂其節之条、頗承服欵、加之、於貞應

二年四月日關東御下知、寛元四年十月廿九日六波羅下知

状、同元年九月廿三日、弘安五年十二月二日、同六年八

月日忠茂・忠重・忠永等讓状者、忠兼加裏書、所相副沽

券也、彼裏書者、為申口資家手跡之由、友貞申之處、資

家承服訖、所副渡具書等無相違之上者、沽券状又不及子

細欵、且當浦為私領之条、前々其沙汰訖、然則至件田畠

山野等者、停止忠兼濫訴、任沽券状、可令友貞領掌矣、

次以實書号謀書各事、任式目、可有其沙汰焉者、依仰下

知如件、
元亨四年八月十日

〔北条〕
修理亮平朝臣判
〔英持〕
〔鎮西探題也〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一四〇二号文書ト同一文書ナルベシ〕

18 伊作氏親忠譜中

※さつまのくにさつまをりのうち、ときよしミやうのう

ち、「申木野、村の内」、「下」^{時吉名}、「段」^{田尻}

内、くしきの、むらのうち、しもへきた五たん、たしり

田三反、まとはその一かしよの事、

右、件のところハ、「若松ノ孫七郎カ」^{重代相}

うてんのしよりようなり、「然ルラ」^{伊作殿ノ}、「御か

方に」^{代ノ用途}、「貫文ニ」^{永代ヲ限}

たに、しろのようとうくわんもんニ、ゑいたいをかき

テ、「賣渡シ進ラセ候事實也」^{彼ノ所ニ置}

て、「うりわたしまいらせ候事しちなり、かのところを

テハ、「本トヨリ地頭相」^{今更}

きてハ、もとよりちとうあひいろハす候うへ、いまさら

地頭米、「地頭公事」^守

ちとうまい、ちとうくうしあるへからす候、た、ししゆ

護「公事」、「分限」、「隨ヒテ」^{禁止有ル可ク}

ご御くうしハ、ふげんにしたかいて、御きんしあるへく

候、「依テ後日ノために」^{貞治}状如件、

ちやうち七ねん^中のへ 五月廿八日

〔押札ニ〕
「文保」
ふんほう元年
「伊作日置正和元」^{領家年貢}「貫

いさくへき正わくわん・二両年のりやうけねんく三百くわん

忠継判平九郎也

文ノ「請取」。「山田」(◎京)
文のうけとり正文、やまた入道之参」上の時」

「朱書」
按ニ、伊作日置ノ庄ニ領家アリ、山田氏モ日置ニ住ス

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一八〇・一九二号文書ト同一文書ナルベシ)

※(頭注)

「圖田帳ニ薩戸郡時吉六十九町トアリ」

19「延時氏文書」

「譲渡」見佛ガ子息三郎大藏ノ種忠
ゆつりわたすけんふつかしそく三らうおくらのたねた、
か所、一所さつまこおりのうちのふとぎのミやうてんか
原田ノ村」
「薩摩郡ノ内延時ノ名田河
村」
「石神ノ村」
「白坂ノ村」
「白羽ノ村」
「一所しらハのむら、

※「わらたのむら、一所いしかみのむら、一所しらさかのむ

ら、一所しらハのむら、

みき(◎右田)ノ名田島」
「見佛ガ先祖相
傳ノ所領也」
「依テ」
「郎種忠嫡子ト

てんのしよりやうなり、よて三らうたねた、ちやくしと
シテ」
「件ノ名田島」
「調度」
「證文ヲ相

添ハテ」
「永代ヲ限り」
「譲渡ノ畢、
いそへて、やうたいをかきりて、ゆつりわたしおはぬ、

「他ノ妨ナク領知」
「但島地ノ
たのさまたけなくりやうちせしむべし、た、しはくちの

四至」
「水田ノ坪付ニ於テハ」
「本券ノ表

し、すいてんのつほつけにをいてハ、ほんけんのおも
ニ明白也」
「依テ後日ノ為ニ讓状件

てに明はくなり、よてこにちのためにゆつりしやうく
ノ如シ」
「たんのことし、

たんのことし、

「文永元年」
ふんえいくわんねん十月十日

「沙弥見佛」
しやみけんふつ在判

(本文書ハ「旧記雜録前編二」六七六号文書ト同一文書ナルベシ)

※(頭注)

「瓦田村トアリ」

20

「譲渡」
ゆつりわたす見佛かしそく三郎たね忠かところ、のふ
時」
「田」
「カハ」
「村」
「瓦田むらの事、

▽適合△

右、件名てんハくわ、見仏かせんそさうてぬの諸りやう
也」
「依テ」
「種」
「ヲ嫡子」
なり、よて三郎たね忠をちやくしとして、文永元年十月

のころ、えいたいをかきて、三郎たねた、にゆつりおわ
ぬ、よてたのさまたけなくおもひあてをくところ、て

敵人ノ身として、わかまつ四郎の見佛よりして、延時の

き人のみとして、わかまつ四郎の見佛よりして、延時の

名ゆつられたるとひろうするに、よて、見佛かそしやうの

間、後日為かきをく、若松四郎に延時の名

間、後日為かきをく、若松四郎に延時の名

間、後日為かきをく、若松四郎に延時の名

間、後日為かきをく、若松四郎に延時の名

間、後日為かきをく、若松四郎に延時の名

間、後日為かきをく、若松四郎に延時の名

ス「カ思ヒ當タルニ依テ」
す「も見仏かをもひあてたるにて、延時名田のたま
たけなく、三郎たね忠かところちきやうすへし、こ日
カ「所」「知行」「可シ」「後日
ノ為メニ證文」
為ニそ「文如件、

文永二年五月廿日
沙弥見佛判
かのとのひつしのとし

(本文書ハ「旧記雜録前編」二六九八号文書下同「文書ナルベシ」)

沙弥見佛
「朱書文永元年・四年延時名田島ヲ讓ル」
「正應ノ比ミユ」
三郎種忠「入道成佛ナルヘシ」

沙弥覺念
「全 正慶二年癸酉二月五日、
薩戸郡成枝名内長岡ノ田
島山野村々ヲ法佛ニ讓ル」
又三郎平忠種「元亨四年文書」
「入道法佛」
彦五郎忠能
「朱書建武四年市采城軍ニミヘタリ」

21 羽島氏文書

羽島浦の内よこすのしほやひとつまきの馬一年に一疋、
「惣領」
「横須」「塩屋」「ツ收」
そ「うりやう友豊の一期さりたてまつる、友豊一期の後ハ、
とよまさり可令知行候、いくらの状文候とも、禪惠の自
筆自判ならてもちいられ候ましく候、仍為後日状如件、

應安七年十二月五日
惟宗久成判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二七三号文書下同「文書ナルベシ」)

22 全

羽嶋の浦地とうしき、せん恵ちうあるにて給ハル、二
「頭職」「禪惠忠」「依賜ハル」
郎四郎かところにゆつりわたす、ちきやうすへし、よて
「所」「讓渡」「知行ス可シ」
後ノ為「件如し」
のちのた状くたんのことし、
「め脱カ」

けんたく三年八月廿八日
せん恵判
「禪惠ハ平次郎友重ノコト」
「建徳」

23 延時氏藏書

薩摩國薩摩郡内延時名地頭職并庶子山野、本若松名・串
木野若松・「羽島」橋間・寄田・火同丸・同成岡名地頭職、成枝
等事、知行不可有相違之状如件、

至徳四年壬五月四日
宮内太輔判
「今川三雄」

延時筑前守藏

(本文書ハ「旧記雜録前編」二四五四号文書下同「文書ナルベシ」)

山田聖榮自記

立久當御代三ヶ國悉以御せいひつ、御一家御内國方一味
同前ニ仰申所なり、京都より御しゆりやう御官を被成下

候、此時ニ薩州ニハ市来・羽島・高江・宮郷・高城、坂
より上ニハ財部御せいはい(忠候)に何も御料所となる、

永享八年九月十二日

陸奥守(忠國)

24「古文書」

薩摩國御家人國分豊後守久成申軍忠事

(頭注)時代為參考載置也

右、於國致忠節之段、守護人嶋津上総介伊久度々令注進
之間、達于御上聞早云々、下文略、

永和元年七月 日 承了判

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二〇〇号文書ノ抄ナルベシ)

25「末吉郷羽島氏藏書」

(頭注)此条國史久豊ノ傳ニアリ

島津御庄薩摩方薩摩郡之内羽島之村當知行之事

右、所宛行也、早任先例、不可有領掌相違之状如件、

應永十九年三月廿四日 久豊判

羽島豊後守殿「友平ナルヘシ」

(本文書ハ「旧記雜録前編」二八七五号文書ト同一文書ナルベシ)

26「入来院氏藏書」

島津御庄薩方羽島六町、任先例、可被領知状如件、

「包紙忠國ヨリ預候羽島之判形也」

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二〇二号文書ト同一文書ナルベシ)

27「入来院氏藏」

(頭注)荒川參考スヘシ

薩摩國山門院西方之事并薩摩郡之内荒皮・羽島之事、可
有御(忠)節之由承候之間、所置進候也、任先例、可有知行之
状如件、

應永拾年十二月七日

「朱書播」守
守久判

「朱書重頼」
洪谷彈正少弼殿

(本文書ハ「旧記雜録前編」二七二二号文書ト同一文書ナルベシ)

「参考」

國史ノ註ニ、當時荒皮・羽島皆屬薩方郡、郡村高辻幟則
荒川屬日置郡、羽島屬薩方郡、並在串木野郷、頭書串木
野郷半屬日置郡、半屬薩方郡、荒皮或作荒川云々、

「地理志」

※一若松 薩摩平次忠朝二男平九郎忠繼若松知行ト家譜ニ

有リ、

一永祿十年丁卯、串木野坂之下椿ニテ渋谷衆五十三人討

死、五月十九日巳刻ト旧記ニアリ、

※(頭注)

「貞和二年八月、伊集院忠國官軍ニ應シ、二十七日若松城ヲ攻

ム、夜遂ニ之ヲ陥ルト、城日置郡ニ在リ、事ハ二階堂行仲等

注進状ニ見ヘタリ、他ニ若松ノ地名アルカ、考ヲ竣」

「入来院出羽守重茂傳重頼ノ孫ナリ

永享八年丙辰九月十四日太守陸奥守貴久公後称 忠國賜羽島六

町任先例可領知之讓状、

「入来院加賀重嗣傳」

天文十五年丙午八月廿四日、重嗣初陣串木野枯木尾、尔

来数勞軍務、

「地理志」

羽島村 此所浦町アリ、沖ニ羽島有、遠見番所アリ、

薩广平次忠持四男若松四郎忠

重事當村并若松知行ト家譜ニアリ、應永十年癸未十二月

七日、嶋津播戸守守久より入来院彈正少弼重頼ニ賜フ、

其後永享八年丙辰九月十四日、太守貴久公より入来院出

羽守重茂ニ當地六丁任(先九)吉例可領地之證状ヲ賜フ、

「末吉郷羽島氏文書」

弘安五年十二月二日、平忠重若松四郎在判、先祖相傳所領薩

摩國薩摩郡忠重知行分所之事、成枝名内羽島浦田畠山野

并本若松名田畠山野・是枝名田畠山野等、字千与壽丸讓

与云々文書、朱書 若松四郎忠重ハ薩广平次忠持四男ニテ、羽島・若松ヲ知行セリ

元應元年十一月一日、平忠兼判、薩广郡成枝名内羽嶋浦

田畠云々、忠兼重代相傳之私領云々、

28 羽島氏文書

「讀與後守所」
ゆつりあたふ國分ふんこのかミところ

「薩摩」薩摩郡成枝名「内」羽島
さつまの國さつまこほりなりゑたミやうのうち、はしま

のうら三町ふんの事、本田ひらきさんやかいししさか

いハ、せんれいニまかせて、やうたいをかきてゆつりハ

渡所也。「他妨無知行」
たすところなり、たのさまたけなくちきやうあるへ「し」、

「但此内庶子共」
た、しこのうちそしともゆつるところあり、いさ、か

違乱煩「儀」
いらんわつらひのきあるへからず、その外ハそうりやう

知行「可」
ちきやうあるへく候、くほうやく・くし等の事、ふん

「隨」
くにしたかてきんせさせらるへく候、このむねをそむ

「豊後守」
き候て、ふんこのかみかめいにしたかハす候ものハ、禪

「子孫」
祐かしそんたるましく候、仍後のためにゆつり状如件、

「問敷候」
應永八年三月七日
「羽島豊後守ナルヘシ」
「禪祐ハ久成ノコト也」

「安ノ間違ナルヘシ」
「禪祐ハ久成ノコト也」

「巨細」
ゆつりあたふ舎弟新三郎ところニ
國分寺領内薩广郡之内羽嶋之事、つほつけなんと事ハ、

「見」
代々文書ミ候間、こさいにおよはず候、早ちきやうせ

らるへし、仍為後日之状如件、
應永廿八年五月三日
「朱書羽島豊後守友平」
沙弥通松判

「本文書ハ」
「旧記雜録前編二九九八号文書ト同一文書ナルベシ」

30「全」
薩摩郡内羽島本領當知行之事、不可有領掌相違之状如件、

「朱書久豊」
應永廿八年八月十三日
存忠判

羽島新三郎殿

「本文書ハ」
「旧記雜録前編二一〇〇五号文書ト同一文書ナルベシ」

31「全」
羽嶋其外所之知行地等、不可有相違所也、仍任先例、領

掌之状如件、
寶徳二年八月十日
「朱書忠國」
陸奥守判

羽嶋豊後守殿

「本文書ハ」
「旧記雜録前編二一一三四・一三四二号文書ト同一文書ナルベシ」

3「編考考」
薩摩太郎平忠友

薩摩平三郎忠恒

薩摩平次平忠茂

薩摩平九郎忠継

薩摩郡郡司職ニテ、成枝名羽島浦・若松名等ヲ領ス
寛喜中・寛元中ノ文書ニアリ
父忠友ノ讓ヲ受、薩摩郡之司職及成枝名・若松名等ヲ領ス、寛元四年文書アリ
忠友ノ子忠持ノコトナルヘシ、串木野若松名主職、羽島浦等ヲ領ス、寛元中文書ニ見ユ、寛喜三年ノ文書ニ忠友ノ嫡男平忠茂トアレハ、忠持ノコトナリ、参考スヘシ、忠持ノ二男、串木野若松知行ト系圖ニアリ、寛元中文書ニモアリ、「貞治ノ文書アリ」

若松四郎忠重

薩摩太郎忠持ノ四男、羽島并若松ヲ知行ス、弘安五年文書ニアリ、薩摩郡成枝名内羽島浦ヲ領ス、元應元年文書ニア

若松彦太郎忠兼

リ、薩摩郡成枝名内羽島浦ヲ領ス、元應元年文書ニア

國分平次郎友重

左エ門尉、禪惠ト云、建徳三年ノ文書ニ羽島浦地頭職トアリ、

延時筑前守

薩摩郡延時名地頭職ト至徳四年文書ニアリ、串木野ノ地ニアラサルカ、礼スヘシ、

羽島豊後守友康

應永十九年ノ文書ニ羽島ノ村知行云々、

入来院出羽守重茂

島津忠國羽島六町ヲ與ヘシコト永享八年ノ文書ニアリ、

渋谷弾正少弼重頼

播磨守守久ヨリ荒川・羽島等ヲ與ヘシコト應永十年ノ文書ニアリ、

以上、

羽島・若松・荒川ノ地薩摩郡ニ属セシトミュレハ、實

地ヲ探討シテ區界ヲ立ベシ、

※(頭注)

「古文書ニ成枝名ノ内羽島トアリ」

薩摩郡

〔系圖〕

穎娃三郎忠永

穎娃・指宿・知覽・給黎・薩摩郡等知行、

薩摩六郎忠直

忠永ノ第四子、本郡本地頭、建仁三年五月文書ニ薩摩郡司平忠直謹言云々ニミユ、

薩摩太郎忠友

忠直ノ子、本地頭、建久圖田帳郡司忠友トアリ、薩摩郡成枝名ノ内羽島浦・若松名等ヲ領ス、寛喜中・寛元中ノ文書ニアリ、

薩摩平次忠持

忠友ノ子、本地頭、

全平次郎忠國

忠持ノ子、本地頭、

又太郎入道忠胤

平次忠持第三子忠澄三世孫、薩摩郡司、嘉曆三年注進状アリ、

次郎忠平

忠胤ノ子、薩摩郡司、嘉曆三年修理亮英時之状ニミュ、子孫吉富氏、

〔文書〕

孫太郎忠能

弘安七年指宿氏文書薩摩郡一分郡司トアリ、

吉富又太郎入道

嘉曆三年權執印文書薩摩郡司トアリ、忠胤同人ナルベシ、

薩摩郡司弥太郎

貞治六年十月文書ニアリ

羽島豊後守久成

後禪祐ト云、薩摩郡成枝名羽島浦ノ内三町并山野等ヲ領ス、應安八年ノ文書アリ、

羽島新三郎友康

父豊後守友平ヨリ薩摩郡羽島ヲ讓與ヘラル、應永廿八年五月沙弥通松トアリ、今年八月島津久豊羽島本領知行スヘキ云々文書アリ、

羽島豊後守

寶徳二年八月島津忠國ヨリ羽島其外所之知行スヘキ旨文書アリ、

延時筑前守

薩摩郡内延時名地頭職・本若松名・串木野・羽島・寄田・火岡丸・同成岡名地頭職、成枝等知行云々至徳四年ノ文書アリ、

國分助三郎友貞

元應二年羽島浦宛行ノ文書アリ、元亨四年文書若松忠兼ヨリ寶渡ス云々、

全左衛門尉友重

友貞ノ子、禪惠ト云フ、建徳三年羽島浦地頭職讓渡云々文書アリ、

羽島豊後守久成

友重ノ二男、應安七年文書アリ、又永和元年文書ニ國分豊後守久成トアリ、

全豊後守友平

久成ノ孫、應永十九年ノ文書アリ、

全新三郎友康

友平ノ子ニテ、羽島ヲ友平ヨリ讓状アリ、後豊後守、
應永廿八年ノ文書又寶徳二年文書アリ、

薩摩郡

上代是枝名と云、一永祿十二年己之冬、渋谷加

薩摩郡

隈之城

渋谷石見守平重朝(守之)、彈正太弼平
重豊代爲御領地、一御飯屋有向田、

一上古薩摩太郎忠友守之欵、建久九年鎌倉御觸狀薩摩太
郎と有、但平佐ニ而も可有之哉、

一永祿十二年己巳之冬、渋谷加賀守重副(守副)十二猷 義久公、

是所以慮爲國爲家長久之謀也、又云、元龜元年庚午春、

地頭職又七郎家久ニ賜、

一宮里城、貞治元年三月三日合戰有之、天文八年己亥九

月十日、受 貴久公命、入来院石見守重朝攻取當城、(守地)

一隈之城 山城守忠朝守之、應永廿八年八月廿日、貴

久公後忠國公將大軍被攻之、忠朝乞降猷城退去ス、此時

致落髮号道聖、

一旧記云、永祿十三年正月五日、隈之城御受取大将又七

郎家久也と云々、

平佐

賀守重朝(守)平佐、碓山之岡城を奉獻義久公、文祿四年よ
り北郷作左衛門三久賜一所在地A、一渋谷氏押領之地也

一碓山城 曆應二年六月廿日、薩州南方凶徒鮫島彦次郎

家藤・谷山五郎入道隆信等押寄、此時權執印三郎次郎

俊正有城而能拒之、凶徒退散ス、

一貞久公・師久公御在城、且伊久・守久三代御在城ニ而、

文明十七年二月一日、入来院又五郎攻取之候、

一曆應二年六月廿二日、薩州南方之御敵兼渋谷黨攻之、

合戰最中八幡新田宮山より鎬音二三度響入寄手陳中、

其時味方之軍勢勝ニ乗り合戰を遂、凶徒敗北と云々、

一應安之頃、山北四ヶ所・両院及求广凶徒以大軍圍攻之、

氏久公爲後詰志布志より發し、薩摩山を越て御陳取被

遊、諸軍を待給ふ所に、市来某逆心ニ而通路ヲ塞ク、

依之 氏久公御難儀ニ及故和談被遊、市来氏依所望市

来某を智ニ被成候、夫より味方之諸軍勢馳加故、敵城

ヲ卷解引退と云々、

一平佐城 應永十五年、比志島孫太郎久範發兵攻落當城、主可考、

一伊久公二男山城守忠朝應永十四年之頃より守之、依逆

意、應永十四年 元久公兵を遣し被攻落之候、

天正十五年四月廿五日、秀吉公川内着船之砌、地頭
桂神祇忠防守之、依不降、同廿八日辰刻、秀吉公命
小西撰津守行長・脇坂中務・九鬼大隅守攻之、忠防三

百人勢を以防禦稠敷、又入来院家より加勢ニ而城強、
刺忠防切出相戦、忠防家臣高田橋安藝先懸ニ而於藤崎
小路大迫合有、谷山紀伊守・同次郎右衛門・春田主水・

阿久根權之允杯抽戦功、其後依 義久公命忠防下城、
泰平寺之(寺陣上)使(寺陣上)至る、秀吉公忠防力忠勇之感、宝刀銘宝

一腰云々、
○或記、天正十五年五月十八日、秀吉公泰平寺を立平

佐ニ入給ひ、夫より山崎之城ニ入、薨田ニ御一宿、其
後九尾を經而曾木ニ越給ふ、此時兵糧立鋪難義也云々、

亦或記ニ云、六月十二日之夜平佐城ニ入給ひ、自夫薨
田之様ニ御動坐と有、

平佐城普請之事 一秀吉公川内口より被責入筈ニ而、
城主桂太郎兵衛城普請、何れも諸士加勢ニ而昼夜無構、
普請奉行北郷作左衛門・相良新左衛門被相働候付、諸
士江浮方として鬼塚主水介・宮路三之允被仰渡、首尾
能成就いたし、則於平佐城京勢餘多討亡候事も此者無

比類相働候、其時伊勢平左衛門殿より相渡候掟書老通
于今鬼塚四郎兵衛所持ニ而候、其掟曰、

32
V 掟△

一平佐城御普請ニ付而、普請衆兵糧(渡方之)者儀、一日ニ三度、
壹人ニ付七合五夕ツ、之事、

一就石之儀而、御蔵より可罷出、御用物并普請衆之事可
賄御觸事、

右、兩条之事、北郷作左衛門殿・相良新左衛門殿よ
り可被仰渡候間、ゆるかせなく可被相調也、

V 天正十四年△十一月十一日

伊勢平左衛門(貞成) (花押)

鬼塚主水助殿(中)
「兵糧渡役人也」
宮路三之丞殿

(本文書ハ「旧記雜録後編」二二〇号文書ト同一文書ナルベシ)

平佐城責之事

一天正十五年丁亥三月、秀吉公發撰州大坂、同四月廿

五日川内泰平寺ニ着陳ニ而、同廿八日朝辰刻より被責

平佐城、寄手大將九鬼大隅守吉隆(嘉)・脇坂中務少輔・小

西撰津^(守行長也)、行長者城より北之岡ニ陳取、遠卷ニ而脇

薩摩郡

坂・小西両手を以責之、城主桂神祇忠助以三百余兵能

平佐郷

拒之、故不得陷之也、合戦申之下刻迄終也、入来院家

〔纂考〕

より加勢之内、高木和泉守・瀬々野善左衛門・森掃部

鹿兒島ヨリ西北十二里餘なり、東樋脇、南永利、西隈之

介・松元内膳正能働有、忠助家臣神田橋安藝於大手口

城、西北水引、北東郷の五郷に接す、周廻九里二十九町

以弓戦小出^(射)、出雲守^(脇坂家)、則牧三河出△墨得其首、其

八間、村落五^{平佐村 倉野村、人員四千五百五十人、}
^{久住村 樋元村}

後有和談、同廿九日、為人質海老原市十郎・大内兵部

戸数八百七十八、當郷ハ舊天辰・平佐の両村なりしを、

左衛門至脇坂陳、忠助も又下城而至泰平寺謁 秀吉公、

明治三年、樋脇郷の内中村・楠元・倉野の三ヶ村を割て

感忠助之忠勇、賜宝壽之短刀者也、此時能働者宇都和

平佐に隸く、

泉守・別府掃部兵衛・原田帶刀長・久木崎民部左衛門・

〔地理志〕

桑波田孫八郎・開聞寺住僧・猿渡長門守・桐原平右衛

上代是枝名ト云、

門・谷山刑部少輔・阿久根權之丞・山内淡路守・山口

△[△]洪谷氏押領之地也、永祿十二己巳之冬、洪谷加賀守重嗣

又左衛門等也、此又左衛門打取吉田豊太、^(脇坂之二) 味方

△[△]平佐・碓山之両城ヲ義久公ニ奉獻、文祿四年ヨリ北郷作

戦死者松田主税介・藤田五右衛門・児玉休助^(有田右)・有田右

左衛門・村原左衛門次郎・有馬權左衛門・森主税介^(馬)・

田中出雲守・同弥七・高城讚岐守^(松)・江田助八郎・拔見

左エ門三久賜一所在地、

^(後)筑前守・牧三河守等也、

〔備考〕

〔二平佐・碓山之両城ヲ義久公ニ奉獻、文祿四年ヨリ北

曆應五年五月廿六日新田宮權執印文書ニ白羽ノ文字アリ、

郷作左衛門三久賜一所在地〕

〔入来院加賀守重嗣傳〕

永祿十二年之冬、重嗣猷隈之城・百次・平佐・碓山・高江五城云々、

〔全彈正重豊傳〕

天正二年、重豊獻山田・天辰・田崎・寄田四ヶ所、

〔編者私考〕

延徳二年八月廿一日下野守重豊入来院氏十代子息又五郎重綱（聰）ニ重代相傳之地讓狀ニ、薩广郡之内天辰村・全羽島村等アリ、延徳中ヨリ重豊ノ領地ニ係ル見ルヘシ、

〔國史義久傳〕

天正二年云々、入来院重豊朝鹿兒島、時有流言云々略、重豊遣家臣山口筑前守・東郷美作守、因伊地知勘解由・上井覚兼等請猷地焉、曰、除本領入來外、惟公所求、公辞、固請、且言盡以山田・天辰・田崎・寄田猷之、公曰、昔伯圀公為入来院氏擇於縁海之邑、於是乎以寄田與之矣、今日奈何取之、乃受山田・天辰・田崎、（八月）十六日、重豊及

家臣五人上血判、百次郷有田崎村、高江郷有寄田村云々、

〔地理纂考〕

平佐城 一名諫方之尾城ト云、城の東に諫方神社あるか故なり、今此城蹟林阜にして、高さ僅に四丈餘、周圍十八町に足らず、東ハ原野に接し、他の三面ハ水田に臨む、應永の頃、島津山城忠朝居城なり、天正十五年豊臣闕白公西征の時ハ、桂神祇忠防城主たり、公親大軍を帥て肥後國佐敷より薩摩國出水に到り、四月廿五日、船より川内川の海口水引郷京泊浦に入り、流に遡て師を高江郷猫嶽に駐め、公ハ水引泰平寺當城を距こと北方二十町許に移る、諸城風を望みて降る、時に桂忠防十年天性倜儻にして膽略人に越たり、獨り城を閉て固く守る、城兵僅に三百許り、同月廿八日、小西撰津守行長・脇坂中務少輔安治・九鬼大隅嘉隆等大兵を卒ひ来て當城を圍ミ、衆ニ令して急ニ攻む、城兵奮戦して敵軍死傷甚多し、然れと敵多勢にて攻撃益々急なり、城主忠防ハ牙城キムズルに居て桑門を會し宴樂喜慰して敢て出す、時に兵卒走り來り告て曰、敵軍競ひ進ミ城兵既に勞る、敗れむこと須臾にあり、早く來りて令し

給へといふ、忠昉従容として問て曰、谷山紀伊・宇都和泉已に戦死せりや、卒曰、両士未死せず、城壁に在て防戦甚壮なり、忠昉曰、両士未死せずハ敵を拒くに足れりとして、自若として酒を飲む、九鬼嘉隆ノ麾下に伊勢國の住人何某と呼はり戦ふ者あり、膂力絶倫當る者なし、城中より高木帶刀を挿て走出、刃を接して遂にこれを斬殺し、城に入に及て敵兵追逼り、共に城中に付入むとす、谷山次郎右衛門紀伊子・春田主水・阿久根權介等能戦ひ、敵を退け軍を全ふして城に入る、此日辰の上尅より軍始りて申の下尅に及び、敵の首を獲ること三百餘級にして、城愈堅固なり、是より敵敢て攻ず、時に國主修理太夫義久関白公ト和義相決す、故に人を使し忠昉を諭して城を下らしむ、忠昉更に屈せずといへとも君命を重し、五月二日、泰平寺に至りて関白公に謁す、公忠昉か忠勇を感じ寶壽の短刀を與へ、同廿八日、泰平寺を發し當城に入る、

○藤崎通井井穴 平佐城の南の山下に一路あり、東より西に通す、是を藤崎通といふ、又井穴ハ城の西麓藤崎通の西にて、九鬼嘉隆當城を攻ける時、城將宇都和泉・谷

山紀伊藤崎通に邀へ闘ふ、和泉輕卒を率ひ間道を経て敵の後なる井穴に出、前後より挟みて撃むとす、時に嘉隆か後軍進ミ来て是を支へ、大合戦ありし跡なりとぞ、○田平ヲヒラ 平佐城を距こと北三町許なり、九鬼嘉隆平佐城を責し時、小西行長後援として陣營の跡なりとぞ、

〔名勝志〕

天正中、桂神祇忠昉爰に居城せしに、豊臣殿下拾五萬の軍勢を引卒して水引泰平寺に來り、陣を猫嶽に張りて物見の所とし、又千臺川を渡り寺山壺本柵に陣し、勢を二手に分て東西より平佐城を攻めむとす、忠昉城を守ることに堅固也、西の手大将九鬼大隅守・小西日向守猫嶽の陣を出て夜中に宮里村母逢川を渡り、櫛匣岡に來りて陣す、時に大隅守竊に日暮岡の野すゑに出、床机を居へて平佐城の要害を見る、城中の兵原田帶刀なるもの是を見て、天晴大将よな、母衣掛たる武者かなとて、鉄炮を取て是を射けるに、大隅守銃丸に中りてたちまち死す、爰におゐて東の手の軍勢又追手口に掛りて城を攻む、城中の防戦いよ／＼堅くして、寄手数多の人数を損ずれとも破る

こと能ハす、實に天正十五年四月二十八日なり、忠防城
を下り殿下に見ゆ云々、

〔地理志〕

伊久公二男山城守忠朝應永十四年ノ頃ヨリ守之、依逆意、

▽㊦応永△十四年、元久公兵を遣し被攻落候、

上文略、(天正十五年四月)同廿八日辰尅、秀吉公命小西撰津守行長・脇坂

中務・九鬼大隅守攻之、忠叻三百人勢ヲ以テ防禦稠敷、

入来院家ヨリ加勢ニテ城強、剩忠叻切出相戦、忠叻家臣

高田橋安藝先懸ニテ於藤崎小路大迫合有、谷山紀伊守・

同次郎右エ門・春田主水・阿久根權之允杯抽戦功、其後

依義久公命云々、

○天正十五年五月十八日、秀吉公泰平寺を立平佐ニ入給

ひ、夫ヨリ山崎城ニ入、鶴田ニ御一宿、其後九尾ヲ經テ

曾木ニ越玉フ、此時兵糧乏敷難儀也云々、

〔地理志カ〕
〔舊記〕

天正十五年丁亥三月、秀吉公發撰州大坂、同四月廿五日

川内泰平寺ニ着陣ニテ、同廿八日朝辰尅ヨリ被責平佐城、

寄手大将九鬼大隅守吉隆(嶺)・脇坂中務少輔・小西撰津守行

長也、行長者城ヨリ北之岡ニ陣取、遠巻ニテ脇坂・小西

両手ヲ以責之、城主桂神祇忠叻以三百余兵能拒之、故不

得陷之也、合戦申ノ下刻迄終也、入来院家ヨリ加勢之内、

高木和泉守・瀬々野善左衛門・森掃部介・松元内膳正能

働有、忠叻家臣神田橋安藝於大手口以弓戦(射)小出羽守

(脇坂家)〔脇坂水〕、則ハ牧參河出墨得其首、其後有和談、同廿九

日、為人質海老原市十郎・大内兵部左衛門至脇坂陣、忠

叻モ又下城而至泰平寺謁秀吉公、感忠叻之忠勇、賜宝壽

之短刀者也、此時能働者宇都和泉守・別府掃部兵衛・原

田帶刀長(治脱カ)・久木崎民部左衛門・桑波田孫八郎・開聞寺住

僧・猿渡長門守・桐原平右衛門・谷山刑部少輔・阿久根

權之丞・山内淡路守・山口又左衛門等也、此又左衛門討

取吉田豊太、脇坂ノ一族、物頭ナリ味方戦死者松田主税介・藤田五

右衛門・兎玉休助・有田右京左衛門・村原左衛門次郎・

有馬權左衛門・森主税介・田中出雲守・同弥七・高城讚

岐守・江田助八郎・拔見筑前守・牧三河守等也、

〔應永記〕

應永十四年丁亥五月四日、總州御年六十ニシテ逝去玉フ、
雍州平佐城ヲ請取給而雖被踏得、元久大勢山ヲ越サセ給
間、不及敵對、忠朝モ没落畢、

³³〔口ウラ〕
入来院氏一族文書

薩戸郡平佐之城退治事、入来院又五郎平重朝公、天文元
年壬辰十二月五日申尅ニ切乗候、然（申者）ニ彼城南ニ被召移候
間、清色之城樋口井手之本堀町一所、本村諏訪大明神ニ
奉寄進候、永々武運長久、當城安穩、可令守護給御祈念
之事、奉頼候、恐惶謹言、

天文元年十二月吉日

（入来院重朝）
平重副判

權少僧都融久判

本村松林寺

山口左左衛門尉

御同宿中

〔平佐城ヨリ〕

（本文書ハ、旧記雜録前編二二二八六号文書ト同、文書ナルベシ）

〔名勝志〕

平佐城址 平佐村に在り、領主仮屋後の山也、追手の口

山の南にあり、天正中、桂神祇忠叡に居城せしに、豊
臣殿下拾五萬の軍勢を引率して水引泰平寺に來り、陣を
猫嶽に張りて物見の所とし、又千臺川を渡り寺山壹本柢
に陣し、勢を二手に分て東西より平佐城を攻めむとす、
忠叡城を守ることに堅固也、西の手大将九鬼大隅守・小西
日向守猫嶽の陣を出て夜中に宮里村母逢川を渡り、櫛匣
岡に來りて陣す、時に大隅守竊に日暮岡の野すゑに出、
床机を居へて平佐城の要害を見る、城中の兵原田帶刀な
るもの是を見て、天晴大将よな、母衣掛たる武者かなと
て、鉄炮を取て是を射けるに、大隅守銃丸に中りてたち
まち死す、爰におゐて東の手の軍勢又追手口に掛りて城
を攻む、城中の防戦いよ／＼堅くして、寄手数多の人数
を損すれども破ること能はず、實に天正十五年四月二十
八日なり、忠叡城を下り殿下に見ゆるの志更になし、時
に邦君貫明公頻りに下城のこと勧め給ひしにより、忠叡
君命を重んじ、弓の弦をはつし城を下りて殿下の陣に來
り見ゆといふ、

〔國史義久傳〕

天正十五年五月云々、關白之至川内也、高城・水引諸邑望風而下、獨平佐城主桂神祇忠防閉城固守、關白遣小西撰津守行長・脇坂中務少輔安治・九鬼大隅守嘉隆攻之、不能克、公使人諭忠防、乃降、二日、忠防見關白於太平寺、忠防忠利之子也、

〔古戰場出緒記〕

平佐城

上総介伊久之二男島津山城守忠朝此城ニ居住仕成仇候故、應永十四年五月四日、元久公被遊御発向御責被成候、天正十五年之夏、殿下秀吉公肥後国佐敷ニ着陣被成、日州之先手羽柴美濃守秀長新納院於高城勝利有之、日州ヨリ義久公鹿兒島へ御歸、義弘公飯野御歸城被成候付、秀吉公佐敷へ御船ニテ島津又太郎忠辰領地出水ニ被為入、則忠辰降參故、四月廿五日、御船ニテ薩州千臺ニ御着、忠辰格護之高城・水引下城仕候、且亦高江・隈城モ質ヲ出シ降參候ニ付、出水ヨリ此間不及一戰泰平寺ニ着陣被成候、平佐一城ハ桂神祇忠防相守防戦有之、同廿八日、小西撰津守・脇坂中務少輔・九鬼大隅守稠敷被攻、城中ヨ

リ人数ヲ出シ、互ニ討死仕候付、入來院氏援兵ヲ被入城中ニ、各抽軍功候、其後義久公御下知ニ相從忠防事致下城、於泰平寺ニ御目見仕候節、秀吉公寶刀ヲ忠防ニ拜領被仰付候、義久公御事五月六日鹿兒島ヨリ伊集院御着被成、於雷窓院御刺髪被遊、同八日、泰平寺ニ御入御目見被成候、此時御供之衆平田美濃守・伊集院幸侃・本田下野守・新納武藏守・野村兵部少輔ナリ、備前包平・三條宗近之御腰物二柄御拜領、此時薩摩一國御安堵之告書御給被遊候、同月十八日、秀吉公被為入平佐城ニ、其後至山崎・宮之城ニ、九尾之險路ヲ越鶴田ニ御一宿、至此義弘公・久保公御目見、大隅一國并眞幸院一郡御両公御給被成候、左候而、秀吉公曾木天堂ケ尾ニ御着陣候、新納武藏守忠元大口城ヲ守、秀吉公ヲ可奉討卜偏ニ憤罷在候付、義久公ヨリ忠元へ被仰聞候者、御降參之上ハ忠元事モ下城可仕旨再被仰聞、從御下知忠元天堂ケ尾へ御本陣ニ罷出御目見仕、長刀一振・道服一領拜領仕候、其夜秀吉公天堂ケ尾ヲ御立被成肥後國へ御通路、忠元羽月園田ニ罷出御目見仕候處、御手自軍扇一柄ヲ忠元ニ被下、平和泉、上場御通路ニテ肥後國へ御入被成候、

右御合戰義久公本御内御居

城之時

〔雜抄〕

天正十五年五月十八日、秀吉公去太平寺入平佐城、發平佐入山崎城、一宿鶴田、越于宮之城九尾到曾木云々、

〔島津元久譜中〕

上總介伊久法師久哲應永十四年丁亥五月四日死去之後、二男山城守忠朝居于薩廣州平佐城、為守護之仇、何可不退乎、率軍衆向其地、陷平佐城、于時碓山兵部太輔・長野備前守・勝部撰津介・市来又左エ門尉・中間五郎九郎・石塚讚岐守已下數輩斬獲者也、

34) 在雜抄

注進案

當國薩摩郡馳向平佐城、致合戰候之處、凶徒敗北之間、攻落彼城候早、依遠國往反經日數候、言上遲引非緩怠之儀候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

應永十五年十月十一日

〔河内守義勝判
比志島氏カ〕

進上 御奉行所

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」七七八号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔地理纂考〕

碓山城天辰村 應永年中島津貞久居城とす、其後島津家臣

酒匂久景・河田慶喜等當城を守る、曆應二年六月廿日、

薩摩國阿多領主谷山隆信・鮫島家藤等國命に應せず、洪

谷と兵を合せて當城を圍む、二十二日、是を攻る事急なり、時に鳴鏑ナカカサ矢水引郷新田宮より飛来りて敵軍の中に落

つ、城中神助なりとして奮戰甚し、敵軍遂に敗れ、退て

入来郷淵上城を保つ、

〔地理志〕

曆應二年六月廿日〔廿二日〕、薩州南方凶徒鮫島彦次郎家藤・谷山

五郎入道隆信等押寄、此時權執印三郎次郎俊正有城而能

拒之、凶徒退散ス、○貞久公・師久公御在城、且伊久・

守久三代御在城ニテ、文明十七年二月二日〔廿二日〕、入来院又五

郎攻取之、○古城記、曆應二年云々、合戦最中八幡新田

宮山ヨリ鏑音二三度響入寄手陣中、其時味方之軍勢勝ニ

乗り合戦ヲ遂、凶徒敗北ト云々、○應安ノ頃、山北四ヶ

〔五年ノコトナリ〕

所・両院及求广凶徒以大軍圍攻之、氏久公為後詰志布志ヨリ發シ、薩摩山ヲ越テ御陣取被遊、諸軍を待給ふ所に市来某逆心ニテ通路ヲ塞ク、依之氏久公御難儀ニ及故和談被遊、市来氏依所望市来某ヲ掣ニ被成候、夫ヨリ味方之諸軍勢馳加故、敵城ヲ卷解引退ト云々、

〔高津貞久譜中〕

曆應二年己卯六月廿二日、凶徒攻碓山城、失利而退去、

〔島津忠昌譜中〕

文明十七年二月一日云々、同日、入来院又五郎押寄于碓山城、〔重應〕下將攻落之期、稱可降參之旨、故令和談、而後寄手引退、同七日、領彼城云々、

〔國史〕

文明十七年二月一日、重度陰遣軍士、與東郷・高城衆俱攻水引城下之、入来院重聰攻碓山城、守將棄城走、

〔國史貞久傳〕

曆應二年六月二十日、南方賊及相良氏・和泉師太郎兵衛

〔政〕尉攻保・牛屎・菱刈等與渋谷氏合軍、圍酒匂久景・延時

〔佛〕法師・河田慶喜等於碓山城、二十二日、攻之甚急、城且

陷、石原忠充・市来小太郎引軍來救、適有鳴鏑出自新田

宮人於賊陣、城中間之以為有神助、奮戰甚疾、賊兵敗走、

出水七兵衛文書、伴成房領薩摩和泉莊辨濟使及下司職、建久圖田帳有和泉郡下司小太夫兼保、即成房之玄孫、蓋V子孫△世領下司職、攻保者其

後世也、

〔政〕

文和二年十一月、定山公移書、告薩摩國地頭御家人曰、

奉去月九日及二十七日教書、發兵討凶徒、因論、今月十

日内、皆會碓山城、〔摺定山公旧譜、十月九日・二十七日教書不見旧譜〕疑指七月九日・二十七日書、是年十一月公

討凶徒、獨見於此、別無所考、

〔肝付兼重傳中〕

〔頭注〕曆應二年六月二十日、泰季使南方衆及和泉・牛屎等兵俱攻碓山城、

成將酒匂左衛門尉久景等拒戰却之、時和泉人相伴三郎保

末及關圖書允實弘・羽月人高橋八郎入道慈阿等馳來助久

景師、南方衆退據淵上城、〔在人〕來院、二十九日、比志島彦一丸

範平・椎原次郎惟種・東郷次郎三郎・蒲生太郎・和泉保末等往攻淵上、保末先登被疵、南方兵乃逆戰於上原、同上、

35「水引權執印藏書」

為御方、楯籠碓山城、被致軍忠之条、神妙之間、闕所地薩摩國宮里六郎次郎入道跡田地事、所被預置也、可被知行候、且此子細可令注進京都候、仍狀如件、

曆應二年六月廿三日

(酒匂)

久景在判

道頭在判

權執印三郎次郎殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇四六号文書ト同一文書ナルベシ)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇五〇号文書ト同一文書ナルベシ)

37「比志島氏藏書」

薩州凶徒等寄来守護御方并荊山城、依及令致合戰、^(碓)□

承△、同國比志島彦一丸^(傳代)、椎原次郎惟種為後卷、御方仁馳

參刻、同國入来院於淵上^(傳)、原、去六月廿九日、令致散々懸

合合戰條、且同時合戰輩、薩州東郷次郎三郎并隅州蒲生

太郎^(傳等)「ヨリ」見知訖、此等次第、為預御注進、言上如件、

曆應二年七月 日 承了^(守護代酒匂左五門尉久景)「花押」

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇五二号文書ト同一文書ナルベシ)

36「財部延時氏藏書」

為御方、楯籠碓山城、被致軍忠候之段、神妙之間、闕所地薩摩國薩摩郡竹内平八跡田地内青木田壺町并竹内菌壺所各半分事、所被預置也、彌可被致忠節候、且此子細可被仰達候、仍狀如件、

曆應二年七月廿六日

「酒匂氏」

久景花押

延時又三郎入道殿

38「高尾野郷出水氏藏書」

自最前為御方、令致忠節之處、南方凶徒等、去六月廿日、寄来碓山城攻戰之間、為後卷保末馳向之處、引退御敵碓山、楯籠入来院測上之城之間、押寄、同廿九日、捨身命先懸之處、最前仁堀口^(傳)被馬共切落、自身被疵左手、存命不定之處、同所和泉關圖書允實弘并牛屎院羽月高橋八郎入道慈阿、證據分明之上者、賜證判、為預御注進、粗言上如件、

曆應二年七月 日 承了〔守護代酒匂左工門尉〕花押

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇五三号文書ト同一文書ナルベシ〕

39]水引郷權執印藏書

薩摩國宮里郷一分領主權執印良暹代子息三郎次郎俊正申軍忠事、今季六月十八日、當國南方凶徒等、可寄來之由依有其聞、自同日楯籠碓山城、請取水手矢倉、所致警固也、同十九日、為對治御敵式部藤三郎、被遣御方勢之間、俊正自身令発向、燒拂藤三郎宿所畢、同月廿日、凶徒等押寄碓山城、致合戰之間、俊正於水手致軍忠者也、同廿二日、南方凶徒并渋谷孫二郎・同小四郎入道・同平次五郎以下御敵等押卷當城、致散々合戰之間、俊正為水手致合戰之處、同日酉刻、御敵打破城大手之由承及之間、走向大手致軍忠、追掃御敵之条、酒匂兵衛四郎・高城彦六為同所令見畢、同廿五日夜合戰之時、御敵欲破水手之間、自水手之小城戸被出御方之勢、令追拂御敵之間、俊正為彼人数打出城之外、追掃御敵之条、當御奉行御見知畢、同廿九日、凶徒等引退碓山城、楯籠入来院淵上城之間、即時馳向彼戰場、欲致合戰之處、城内無人数也、可致警

固由被仰之間、致警固畢、然早任軍忠之實、且預御注進、且為給御證判、粗言上如件、

曆應二年七月 日

承了〔酒匂殿〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇五四号文書ト同一文書ナルベシ〕

40]水引權執印藏書

楯籠碓山城、被致軍忠候之段、神妙之間、雖被預置宮里六郎次郎入道跡田藺、為小所之間、闕所之地出來者、追可有計沙汰旨、可令披露心、仍執達如件、

曆應二年八月六日

〔酒匂〕久景在判

權執印三郎次郎殿

〔本文書ハ「旧記雜錄前編」二〇五六号文書ト同一文書ナルベシ〕

41]水引觀樹院藏書

去六月廿二日、薩摩國南方御敵并渋谷人々押寄碓山城、及散々合戰、御敵既取破城壁垣立、攻入之時、自八幡新田宮御山、鐺音二三度響入于寄手凶徒等中、其時神慮令然哉、御方軍勢乘勝致合戰之間、彼凶徒等討負引退畢、

神明貴仰而猶可奉仰者哉、仍為御不審、注進言上如件、

曆應二季八月十五日

(酒匂)
左衛門尉久景

裏在判

進上 御奉行所

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二〇五八号文書ト同一文書ナルベシ)

〔古文書〕

文和三年四月十日師久注進狀云、就宅万城没落事、薩州凶徒等馳集市來院伊作田城、可寄來當所碓山城之由、相巧候ト云々、

〔舊藩史館調留〕

一師久居碓山城、而串木野・羽島・荒川・隈城・宮里・高江・山門院共以領知而對洪谷、經年月之後、入來院彈正少弼重門催大軍來攻高江峯城、重門雖戰死而城亦陷矣云々、

〔國史師久傳〕

應安五年云々、六月二十三日、洪谷重門引軍攻峯城云々、

又與菱刈氏・牛屎氏及球麻相良氏共圍碓山城、定山公告急於志布志、齡岳公馳至鹿兒島、募兵未集、先引伊作・

伊集院之衆而西、既踰薩摩山、而後軍及之、下令曰、且

日擊賊、敵軍聞之、宵遁、碓山城圍解、〔肥前〕肥前公田

發兵遏後軍、公使人請、且貽以邑、不聽曰、若得公女以為〔内主〕、受

賜多矣、土地非所欲也、公怒、群臣咸曰、事急矣、何惜一女、乃許之、

於是市來某解兵、遂娶公之女、生三男、適伊集院賴久、未聞別有一女適

皆載其事、〔島津〕島津系圖、齡岳公唯一女、適伊集院賴久、〔其〕市來某者、

自記所言妄也、今不取、或公之女始適市來其、後適賴久、亦

不可知也、對曰不然、賴久之妻即義天公之妹也、義天公生於永和元年、

後此三年矣、則賴久之妻云始適市來某者、〔西〕屬隈之城郷、

妄、薩摩山、東屬串木野郷、

原酒匂氏者、其先起自桓武天皇而平姓也、皇後胤曰梶原

權大夫景道、景道一子曰梶原太郎景久、二男曰刑部丞朝

景、是則酒匂氏之鼻祖也、家傳曰、朝景初奉仕于賴朝公、

賜於相州酒匂莊、因家號稱酒匂、終奉仕于忠久公、補薩

隅日之守護職、文治二年八月一日、下向薩州山門院、其

子景貞亦從下着、公經歷於豐州、參詣于宇佐八幡宮、於

社壇合掌之時、青錢二片降于御素袍、載之而賜景貞、代

々笥藏之至源左衛門尉、景貞初在鎌倉之日、自賴朝公使

天之御母衣・觀音像傳忠久、其時公以御母衣・觀音像預

景貞、(且脱也)自頼朝公拜賜于御太刀号行一腰、至于今笥藏之、

然後賜於薩州高江、移居于茲、尔来、按旧記、兵衛入道

称阿・左衛門久景入道得貴・兵衛入道阿忍・次郎左衛門

貞資入道貞阿等受家老大任、或當守護代之重職、事于数

代之主公、左衛門四郎忠胤・次郎左衛門尉・左衛門三郎

景頼、文和三年六月、攻落知色城、共分捕高名起越于衆

※人、兵衛四郎・左衛門四郎、文和四年十月二十二日、凶

徒寄来于薩州碓山城、碎身粉骨、一日一夜合戰、直為戰

死、新左衛門入道、明德年間、為元久公之使節上都勞萬

事、紀伊守事于總州家、而於川邊松尾城屢有忠戰、右馬

入道後出家、為安國寺之住者、(持脱力)亦其名明白于旧記也、是

皆當家之尤物也、且酒匂家因于五代之主貞久公之命而事

于上總介師久公、總州家日衰、酒匂氏亦衰、雖然事總州

家者嫡乎、事奥州家者庶乎、不敢決、夫家之興廢時之存

亡也、總州家没落之時、代々所傳來之系圖・文献共紛失、

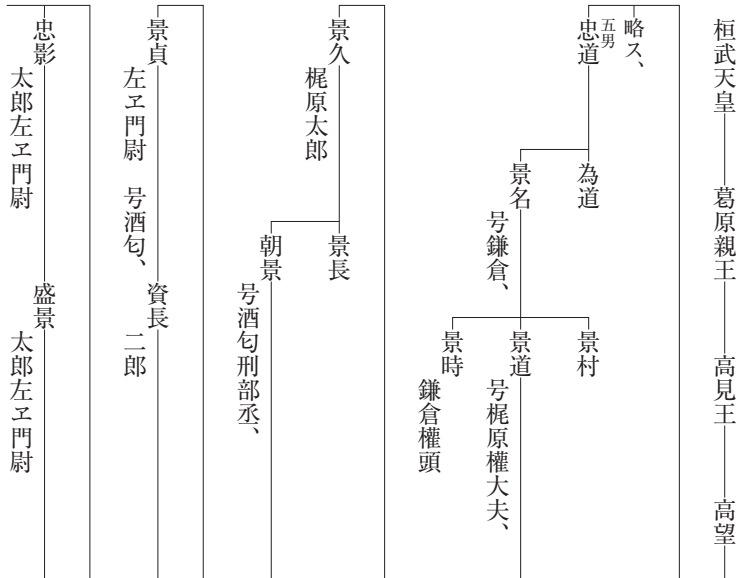
嗚呼惜哉云々、下文略、

宝永七歲誌云々、

※(頭注)

「此十月廿二日ハ知色城ヲ攻ムルノ誤ナリ、師久碓山城ニ在ル

ノ時也」



「資房

二郎左工門尉

宗景

平左工門 右京亮

貞資

次郎左工門 入道貞阿 貞久公・氏久公御家老

資盛

四郎

資泰

孫六左工門

資行

新九郎 李助

資景

左近將監

景秀

藏人

闕世

新左工門尉

治部少輔

後新左工門尉 於日州目白坂戰死、

源左工門尉

景宗

新左工門尉

〔島津氏久譜中〕

兄上總介師久薩摩郡内居碓山城、天辰村之内也。而串木野・羽島、

荒川・隈城・宮里・高江・山門院共以領知而對渋谷、經

年月後、築高江峯城、使精銳之士警衛之際、入来院重門

率師逼夫城、爭先攻責者甚急也、城裏之勇軍任運於天防

戰、更無止時、寄手筋力漸倦、已敗而及欲退散之期、重

門不膚撓不目逃、而入于城隍、依涯岸將攻登城裏、人々

發羽箭投大石、重門被打碎於胄鉢、既死於隍底畢、雖然

山北之多勢入替荒手、發声攻登、散火競戰、城軍皆為手

負、不得防禦、終彼攻落畢、山田式部三郎太郎忠房・守

護代酒匂一族・石塚・古井・否笠・中條、宗徒人々數十

人遂戰死、因茲碓山城亦減軍勢為劣弱、當此時、山北・

両院・求麻四ヶ所同意而圍於碓山城、告此急於氏久來、

既發於志布志、速為渡海、先集伊集院・伊作寄手軍勢、

越於薩摩山、構一陣待後兵、於茲市來某變意志塞山路、

軍旅之進退無何之如也、師久聞之、自城裏使一价通達曰、

如此絕通路則當家滅亡之秋也、凶惡之市來何無私欲乎、

一旦應彼之意、可被除通路之障矣、氏久亦同之、即教使

者言曰、開塞路令軍旅往還自由者可應汝之望云々、市來

報曰、因貴命述臆念、今也吾無欲城郭土地之慮、唯所願

者、有欲娶貴女於陋室子孫貴顯之得芳名、若容此言、則

匪啻開塞路快往還、宜屈旗下抽無二之忠功、氏久聞此之

言艱然不悅曰、死生有命、會此急難亦天也、豈不知天命

而專謀逃死、可為當家之瑕瑾乎、於茲乎一族他家為群議、

而後謂吾曰、行女子之人也、或嫁高家、或嫁卑家、未嘗

一順、以嫁市來氏何為當家之瑕乎、速應渠之求開塞路則

可救師久主之急、敢勿辭不止也、不得已而應市來之請、

市來遂素意欣然開塞路、且候旗下矣、由是此間所滯于伊

集院之師旅馳以參陣、故為群議、明日曉天向敵陣得勝利、

欲散累年之憤、各爭先進向矣、渋谷氏預慮知不可勝乎、

不待其夜之將白、徒以散陣者也、以故氏久往碓山謁師久

主、進盃酒祝萬歲、兄弟佳會不可勝言也、其後市來某娶

吾女、產三子矣、如此則可抽忠功、動與渋谷之邪謀、背守護之命令、是以迄立久之代所以凡誅也。

〔御戰場由緒記〕

師久公當城ニ被遊御在城候処、文和四年十月廿二日、凶

徒和泉庄名主等并ニ牛屎左近將監・在國司入道以下以多

勢寄來り、一日一夜御合戦有之、師久公三ヶ所被負御手

候、

〔國史〕

文和四年乙未南朝正平十年冬十月二十二日、和泉莊名主等與牛

屎高元・在國司道超共攻知色城、定山公還兵救之云々、

〔國史元久傳〕

明德四年云々、初久哲公自碓山城遷河邊、使其子播磨守

守久居碓山城、守久不子、是歲引兵圍河邊城、恕翁公謙

讓守久令罷兵、守久乃引去、而伊集院氏又取坊津・泊津、

河邊無援、由是久哲公復居碓山城、使守久居山門院、而

以河邊與恕翁公、撫恕翁公旧譜、山田聖榮自記。

〔國史元久傳〕

應永二年、上文略、及久哲公之徙碓山城也、遣本田信濃守

忠親、請恕翁公欲共擊渋谷氏、公辭以碓山城之難、碓山

城圍已解、久哲公復請於恕翁公、秋八月十日、久哲公引

兵屯橫峯、以逼高城云々、橫峯在水引郷、五代村云々。

應永十四年丁亥夏四月六日、久哲公薨於平佐城、年六十

一、①據久哲公自川邊徙薩广郡居碓山城、而山田聖榮自記云、久哲公薨於平佐城云々、應永記云、久哲公薨、忠朝居平佐城、豈久哲公晚年徙平

佐城乎、抑碓山城、或稱平佐城乎、俟考、公三男、長播磨守守久、次山城守忠朝、

季又三郎久照、初道鑑公傳薩广守護職於定山公、傳大隅

守護職於齡岳公、而傳世寶刀及鏡則與定山公、定山公與

之久哲公、久哲公以長子守久不肖故不之與、乃援②授惣翁公、

又不傳守護職於守久、由是總州家寢衰、於是播磨守守久

居山門院、山城守忠朝居平佐城、公攻忠朝、殺碓山兵部

大輔・長野備前守・勝部撰津守・石塚讚岐守等、忠朝棄

城去、③走惣翁公田譜・應永記・山田聖榮自記、

〔高津元久譜中〕

上総介伊久法師久哲應永十四年丁亥五月四日死去之後、

二男山城守忠朝居于薩摩州平佐城、為守護之仇、何可不

退乎、率軍衆向其地、陷平佐城、于時碓山兵部大輔・長

野備前守・勝部撰津介・市來又左衛門尉・中間五郎九郎・

石塚讚岐守已下數輩斬獲者也、

〔應永記〕

應永十四年丁亥五月四日、總州御年六十二シテ逝去玉フ、

雍州平佐城ヲ請取給而雖被得、元久大勢山ヲ越サセ給間、

不及敵對、忠朝モ没落畢、同十八年辛卯、久世・伯父忠

朝為先洪谷成一味郡内ニ乱入、被構碓山、去程ニ、山西・

※南方・大隅ヲ靡ケレハ、三千余騎山ヲ越、稻荷原・浮橋・

樋縁河之堺ニ陣ヲ取ル、御方ノ巧ハ、宮里ノ通路中郷ノ

要害ニ打入テ、北郷殿ヲ為大将、諏方ノ松山ニ甲五百陣

ヲ取而、瀬野原ニ野伏ヲ出サル、市來・伊集院勢常ニ甲

五百計ニテ松瀬ノ口ニ澹、以平衆舟江州樋端之陣ニ通支

不可有子細、不然者、先年萩嶺ノ如御陣時、京泊ヲ燒拂、

坊泊・別府・市來之大船廿艘來テ、朝日比之高鹽ニ楯前

之邊高江之河縁ニ漕寄テ可上、船ハ舩トモ舷ニ垣楯ヲ可搔、

縱敵方ハ五拾騎卅騎雖懸矢射、七迫邊迄漕上リナハ不可

有子細、小舟ハ五艘三艘モ組合テ白濱邊迄漕上漕下、樋

縁之陣ニモ可通支、只可如陸地、亦跡勢五百騎程鹿兒島

ニ着候由相聞得梟李、其勢着者、松瀬之浮勢稻荷原ニ打

渡、寺山ノ際打通、陣ヲ取、野伏ヲ出ル程成ラハ、樞崎

勢ハ不可消、必被定之處、鹿兒島ノ左右到來ス、匠作ハ

安了ヲ召テ有談合、暫山東新別府ニ御越トソ聞得計ル云

々、

※(頭注)

「川内邊ナルヘシ、

一稻荷原 一浮橋 一樋縁 一瀬之原

右ノ地糺スヘシ」

〔纂考〕

久住城久住村 本丸・二丸・三丸等の蹟あり、北の方川内川

に臨ミ、東原野に接し、西南水田繞れり、亦城より東三四町に野首城、西の方十町許りに雲之上城、亦西北八町許りに清水城、亦其北四町許りに小鹿倉城等の跡あり、皆當城の砦にて、古へ入来院刑部居城なり、

〔北郷氏由緒記〕

文祿四年乙未、太閤秀吉公以御下知薩隅日三州御檢地被仰付、因茲御領國諸舊領悉御繰替也、三久領地日州三侯院被相改、文祿四年乙未十月七日、薩州千臺平佐所々賜之、右返地御目錄如左、○島津國史云、日州三侯院千町地領主、北郷三久為平佐・天辰・高江等領主、

返地目錄

川内平佐村〔平佐郷〕

高貳千三百三拾四石四斗貳合貳才

同 天辰村〔平佐郷〕

高七百三拾七石四斗六升貳合五夕四才

同 宮里村〔隈之城郷〕

高千百貳拾七石四斗九升八合壹才^(⑩夕)

同 高江村〔高江郷〕

高千五百七拾壹石四斗三升八合

入来院之内塔之原村〔樋脇郷〕

高三千八百貳拾貳石九斗九升四合壹才^(⑩夕)

祁答院之内久富木村〔山崎郷〕

高千三百六拾九石六合七夕

市來之内川上村〔市來郷〕

高七百八拾石四斗五升六合六夕

惣合壹万千五百四拾三石貳斗五升八合六才

文祿四年拾月七日 本田下野入道

三清判

伊集院右衛門太夫入道

幸侃判

北郷宗次郎殿〔三久、后作左衛門ト云〕

〔本文書ハ、旧記雜録後編二一六一四号文書ト同一文書ナルベシ〕

右付而、文祿四年乙未八月、三久嚴親北郷左衛門尉入道一雲・同長千代忠能日州庄内領知御練替、祢答院宮之城被相移也、三久茂同心ニ而宮之城江差越、同文祿四年八月、宮城より平佐へ移、然而以平佐為居城矣、城之名諫訪之尾与云々、文祿元年壬辰より慶長三年迄朝鮮國御在陣中三久軍忠之程義久公・義弘公御感之上、為御褒美御加増如左、

43 加増目錄〔參照ニ写ス〕

式千七百卅石之内

高千石 庄内下川路有水

已上

慶長五年五月四日

平田太郎左衛門
増宗判
圖書頭
忠長判

北郷作左衛門殿〔三久〕

〔本文書ハ、旧記雜録後編三一一〇二号文書ト同一文書ナルベシ〕

寛永十年癸酉九月五日御檢地竿、平佐藤崎屋敷廿四間廿八間貳段貳畦十貳歩、此地三久居城云々、此屋地より東之方下屋敷八間廿七間七畦六歩、全七間十六間三畝廿貳歩、全八間廿九間七畝廿貳歩、全八間廿九間七畝廿貳歩、全八間廿九間七畝廿貳歩、全九間十二間三畝十八歩、全九間十八間五畝十貳歩、全七間十間貳畝十歩、此八竿慶長三年戊戌三久朝鮮國婦朝已後右本屋敷同囲ニ而、前ニハ池有、矢倉其外居宅数軒、三久常ニ此所住居云々、

北郷氏十代左衛門時久入道一雲三男

○三久

千代鶴丸 宗次郎 作左衛門 佐渡守 加賀守

文祿四年、有 台命被交替所領、故十月七日、三

久所領轉日州三俣千町賜薩州平佐・天辰・高江以

下數ヶ所高一萬千五百四拾餘石、故以平佐為居城、

○元和六年死、年四十八、

○久加
 千代鶴丸 又次郎 佐渡守
 延宝八年死、年七十七、

○久精
 初久盛 中久勝 又久誰 龜千代丸 宗次郎
 作左衛門尉
 延宝七年死、年五十五、

○忠昭
 仙千代 宗次郎
 貞享五年死、年三十八、

○久嘉
 初頼常 左兵衛 宗次郎 作左衛門
 享保八年死、

久度 不継家統、
 一壽丸 市次郎 宗次郎
 享保七年卒、

○久英 繼亡祖父後、
 一壽丸 市次郎 作左衛門
 享保十年死、早世、

○久達
 初久輔 四郎 作左衛門
 實久度弟也、
 ○久傳
 初久憑 民部
 主膳

○久陳
 初資方 七郎次 作左衛門
 實久傳弟也、

○久珉
 宗次郎 作左衛門 主膳 佐渡 内記
 實島津典膳久壽二男、

○久照
 初久文 宗次郎
 文化四年死、
 久 千代鶴

北郷加賀守三久世別記

三久

千代鶴丸 宗次郎 作左衛門尉 佐渡守 加賀守

天正元年癸酉二月十日、日州庄内於都城誕生、

母堂北郷左馬頭忠孝女

天正十四年丙戌十月十日、三久兄忠虎与俱發庄内、豊後

御陣罷立候支、正統系圖之譜ニ有之矣、外ニ委細之舊記不相見得也、

天正十五年丁亥三月、太閤秀吉公大坂御出足、薩州千

臺太平寺御着陣、同四月廿八日、平佐之城責有之也、于

時嚴親左衛門入道時久者日州庄内罷在、殿下江不致降

参付而、殿下石田治部少輔三成・安國寺惠瓊ニ而和睦

之御嚙有之也、且 龍伯様 惟新様太平寺御降参之由奉

承知之故、時久茂隅州宮内江罷出、三成・惠瓊江謁矣、

然而本領安堵之 御朱印賜之、且 殿下 義珠公へ被成

御給候 御朱印ニ、北郷氏降 殿下人質ヲ出シ候ハ、

大隅州之領地財部之院之事ヲ云不可有相違、又日州之内ニ茂一千町

之領地有之由、是者國限之外也、北郷家人質之上ニ、時

久實子今耆人又市郎久保公与俱ニ上洛致させ 殿下江御

奉公仕候ハ、右一千町之地其身ニ可被宛行之由付而、

北郷家之質千代松丸、三久之弟、後新次郎与云其上ニ今耆人宗次郎同

前天正十五年丁亥六月十四日都城出足、千臺於太平寺伊

集院右衛門太夫忠棟之以執奏拜謁 殿下、夫ヨリ石田治

部少輔三成之隨行「ナマ、」上方、筑前箱崎八幡宮寺ニ而又拜

殿下、三久道服耆領賜之、然而撰州大坂着岸、於此所勤

勞久矣、此間 殿下不被違前約、日州三俣院高耆萬千五

百四十三石貳斗五合之御朱印御目錄三久拜領之、然而三

久歸國候而三俣院御朱印御目錄之通直致知行候得者、昵

近同前罷成儀三久非本意、二心之様奉存候故、則 御朱

印御目錄白濱周防守ヲ以 龍伯尊君江奉進上之、左候而、

右之知行從 龍伯尊君三久拜領之筋にして、三俣院高耆

萬千五百四十三石貳斗五合三久知行焉、

右御朱印御目錄之寫雖有之候、久加之世ニ如書載候、寛

永十九年壬午三月廿三日、鹿府久加屋敷居宅類燒之節、

納戸蔵江入置燒失也、右三俣院、最前時久實子今耆人致

在洛御奉公仕候ハ、其身ニ可被宛行之旨、 義珠公江御

給之御朱印之内ニ有之、是則三久別ニ家ヲ立ル之依為根

元、左方ニ寫焉、

天正十八年庚寅、太閤秀吉公相州小田原之城主北條左京大夫氏政御征伐付而、又市郎久保公御陣立也、因茲三久久保公之為從軍、同正月廿八日、発京都ヲ趣関東、于時三久家老北郷和泉忠総為供奉矣、同四月四日ヨリ至七月十二日ニ北條氏之居城ヲ被攻、其間三久軍勞不少、然而氏政自殺、氏直降參、関東平均焉、其趣三久正統系圖之譜ニ有、自是殿下會津江御進發也、于時三久者龍伯公へ之為御使者會津罷越、言上其旨趣也、龍伯公へ之御朱印左ニ寫之、

但舊記無之故不詳矣、

文祿元年壬辰三月、太閤秀吉公朝鮮國京畿道・慶尚道・全羅道・忠清道・江原道・黃海道・平安道・(感力)感鏡道之八道御征伐付而、義弘公久保公御渡海、三久兩公之為從軍朝鮮國在陣矣、同年三月ヨリ慶長三年戊戌十一月迄俱ニ七ヶ年軍勞若干也、其趣豫三久正統系圖之譜ニ有焉、義弘公久保公朝鮮國御在陣中、三久被補御家老役之由舊記ニ相見得也、此儀不審、如何様三久之勤勞他ニ勝候付而、兩公諸事御相談被承候由、夫より如斯申傳候欵、右付而、享保二年丁酉

(感力)久喜之世ニ至リ、御記録所ヨリ、三久於朝鮮國御陣中ニ

御家老役相勉之義系圖之傳ニ有之候、右役被相勉義御記録方ニ不相見得候、證書有之候ハ、可差出之由也、然者御證書等無之、且寛永廿年癸未七月三日久加御家老役被仰付之御、太守光久公ヨリ翌廿一年甲申十一月十三日御袖判之御證書被成下之、其御紙面ニモ、前代家老筋ニ而雖無之候、加判役被仰付之由候、菟角三久朝鮮國御在陣中御家老役之義不慥之、故三久傳記之内此支被相除焉、

文祿三年甲午十二月十四日、三久之兄彈正忠虎朝鮮國巨濟之陣中ニ病卒也、息男長千代忠能五歳也、幼稚之故、十七歳迄之間三久嫡家之家督可相務之旨、龍伯公義弘公御連判一雲・三久御宛書之御證書賜之、因茲三久倍勳戰功矣、右之御證書左ニ寫焉、

〔名勝志〕

稻荷大明神 平佐村大房に鎮座、領主假屋同村にあり、平佐八北郷作左衛門久頭を去ること丑方拾町許り、祭神五社、倉稲魂命・大山祇分也、女・道祖神・田中社・四大神、勸請年月詳かならず、平佐の惣鎮守也、祭九月十九日、

〔名勝志〕

白羽大明神 平佐邨千臺川の岸上芝原に鎮座、領主假屋より亥方拾町許り、祭神一座、白羽火雷神、祭十一月三日、勸請年曆傳ハらず、三代實録を按するに、貞觀二年三月廿日庚午、薩摩國從五位下白羽火雷神亦授從五位上云々、慶長中の古き棟札に、初め当社の申方四町はかり白羽里俗に白羽を白波音を借り用ゆ市中川涯に鎮座ありしに、天正十五年、豊臣殿下水引泰平寺に下向して、向田開闢の地を放火す、余炎社殿に及び破壊せしを、慶長六年二月、北郷三久今の地に社を再營し迂宮すと見えたり、旧社地にハ今阿彌陀堂あり、親孚白羽の神に詣て、本社ハ何國なりしやと祠官野崎某に問ひしに、答て城州賀茂白羽いかつちの神と同體なり、故白和市中雷の落たるといふこといまた聞及ハす、賀茂の謡にも白羽の夏見えたりとかたりき、城州賀茂の社ハ別雷命を上賀茂といひ、その母玉依姫を下賀茂といふ、今賀茂の由来と其謡のことはを略、爰に載せて祠官の物語を補ふ、

〔地理纂考〕

稻荷神社平佐村

奉祀 倉稻魂神 オホヤヅミノミコト 大山祇命

創建の年月詳ならず、當郷の総鎮守にて、例祭九月十九日なり、

〔地理志〕

白波大明神 在白波村、古作白羽、所祭火雷神、按ニ、天ノ

八坂彦ノ命を祀乎、三代実録云、貞觀二年三月廿(㊦)日、從五位下

白波火雷神又授從五位上、白波・白羽訓同し、㊦種甫

㊦素按、蓋烏尊之悪行一かたならねハ、天照太神忿給ひ天

盤に幽居給へハ、八百万神會集(㊦)す様との丹精を抽らる、

折、長白明神(㊦)ハ麻を種て青幣(㊦)を作られしとみへたり、此

神ハ祭る歟、又按、祀山城乙訓神社火雷神、是乎、

〔地理纂考〕

白羽神社平佐村

奉祀 天白羽命 ホノカサノミコト 火雷命

白羽町の東、川内川の南岸にあり、三代實録貞觀二年三

月廿日庚午、薩摩國從五位下白羽火雷神授從五位上とある、是なり、町の名を白羽今白和と書と唱ふるも此神社あるか故なり、創建の年月詳ならず、慶長年中の棟札に、當社ハ始め今の處より申の方四町許の地にありしを、天正十五年豊臣閔白公西征の時、民屋を都て放火す、其餘炎に罹りて社殿燒亡しけるを、慶長六年二月、領主北郷三久今の地に遷せり、

〔地理纂考〕

稲穂神社イナホホ 倉野クラノ 祭神詳ならず、例祭三月三日・十一月三日なり、永正年中創建の棟札あり、

〔地理纂考〕

諏方神社スウカタ 楠元ノキノキ 祭神信濃國上下諏方神社に同じ、例祭五月五日・七月廿二日なり、天文三年三月創建の棟札あり、

〔名勝考〕

白羽神社シロハ 白羽シロハ (三代實録○當社棟札曰、初當社より申方四町許白羽市の川涯に鎮座也、然に天正十五年、太閤秀

吉泰平寺を陣營とし、向田村の地を放火す、餘焰祠宇に及て延燒せしを、慶長六年二月、北郷三久今の地に再興す、三久ハ平佐邑主たれば也、其旧蹟に阿彌陀堂を立と云々、)

奉祀大山咋命也、オホヤママヒ 例祭十一月三日、祠官宮崎某、府西十三里

三代實録貞觀二年三月廿日、薩摩國從五位下白羽火雷神授從五位上、○按に、火雷命ハ古事記に謂大山咋神、亦名山末大主神、此神者坐近淡海之日枝山、亦坐葛野之松尾、用鳴鏑神也とあるにて、白羽と称すも鏑矢に出し名にて、西土にてハ箭の事を直に白羽ともいへり、又火雷神とあるもいと旧き傳に因られし類なるへし、(後々の書ともにハ松尾神とのミあれハなり、)山城風土記曰、日向曾之峯天降坐神、賀茂建角身命、神倭石余比古御前立坐而、宿坐大倭葛木峯、自彼漸遷至山代國岡田之賀茂、隨山代河下坐云々、(播磨室津に賀茂大神祠あり、称松尾明神、杜傳曰、大神ハ日向高千穂峯に降り坐て、後大和國に發行玉ふる時、此地に逗坐し事あり、因て奉祀之と、是建角身神武の御親征に従軍の時を申すなるへし、

山城風土記に、賀茂建角身命娶丹波國神野神伊可古夜
ヒメウツマヘミコ 日女生子、名玉依日子、次曰玉依日女、玉依日女於石川
ヒトヨリ 瀨見小川遊為時、丹塗矢自川上流下、乃取挿置床邊、遂
アソビニシテ 孕生男子、至成人時、外祖父建角身命造八尋屋、ヤヒロヤ 豎八戸
ヒラ 扉、釀八腹酒、而神集之、而、七日七夜樂遊、然與子語言、
カネノカサ 汝父將思人令飲此酒、即舉酒杯、向天為祭、分穿屋堯而
マサカカサ 升於天、乃因外祖父之名号賀茂別雷命、所謂丹塗矢、乙
ハヤカサ 訓郡社坐火雷命在、又釈日本紀曰、賀茂別雷命、(行カ) 父丹
 塗矢、乙訓坐火雷神社是也、又大赤帳曰、戸上矢者松尾
 大明神是也、松尾大明神(名脱カ) 大山咋神用鳴鏑也と云々、是大
 山咋神丹塗矢に化て玉依姫に通ひしを鳴鏑と成とも記し
 たるハ、皆古史の辞にして、丹塗矢の靈を火雷命と申せ
 し也、此社の原處ハ川涯(モトコロ) に建しも其縁(ユヘ) ありしことならん
 かも、

〔纂考〕

白羽町今作 隈之城向田町に續きて橋を境とす、向田町
白和 は南北に通リ、白羽町ハ向田町の半(半) なり東に通りて鐘木
 形なり、賣店軒を連ねて最賑へり、

〔纂考〕

鳥追之森平佐 隈之城郷の境小川の掖にあり、往古日暮長
村 者といひし人の子花若の墓處なりといふ、委くハ隈之城
 の段にいふへし、

〔纂考〕

物産

器用 鳥銃 磁器 天辰村に陶器場あり、漢土南京の製

法を傳ふ、
カコヒバテ 籠爐 カケココガ 籜笠

鱗介 鯉 鮒 鱸

〔地理課川調帳〕

一天辰川

平佐村

水源天辰ヨリ里程五分流川内川へ入、

一平佐川

中村
平佐村

水源永利○鷹巢谷 山ヨリ 旧山田麓、田畝村ニシテ旧百次○長崎尾
長谷 原次村○権見原○中之原ヲ經、
 流合シテ平佐村經里程二里川内川通エ流入ス、

隈之城郷

〔纂考〕

鹿兒島の西に距る事十二里餘、東平佐、東南永利、南串木野、西高江、^北水引の五ヶ郷に接す、周廻七里三十五町六間、村落三^{東手村・西手}村・宮里村、人員六千四百十二人、戸数千三百四十軒、

〔地理志〕

上古薩摩太郎忠友守之欵、建久九年鎌倉御觸狀薩摩太郎卜有、平佐ニテモ可有之哉、○永祿十二年己巳ノ冬、渋谷加賀守重副^世十二^世獻義久公、是所以慮為國為家長久之謀也、○元龜元年庚午春、地頭職又七郎家久ニ賜フ、

山城守忠朝守隈之城、應永廿八年八月廿日、貴久公^{後忠}國公將大軍被攻之、忠朝乞降獻城退去ス、此時致落髮号道聖、[○][○]

〔種子島譜〕

一種子島左近將監清時傳云、氏久公賞父頼時忠死、賜感

〔頭注〕日破田ノ實地今何處ニアルカ、
牘及日破田千臺^{薩州}八十町、

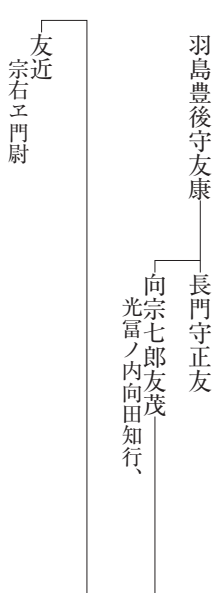
〔備考〕

一曆應五年七月莫祢氏文書ニ千臺云々文字アリ、

〔水引權執印文書〕

弘安元年潤十月廿二日、新田宮五大院政所職事、在國司道氏与權執印妙慶相論云々、

〔羽島氏系圖〕



〔諸家大概記〕

羽島氏元祖父員羽島并向田邊領知シ、号羽島云々、羽島氏ノ二男家ニ向井氏ト号^世シ、此子孫向井和泉事日新公

ニ奉仕、有名ノ士ニテ、〔備候〕弥右エ門・市之丞ハ和泉〔備子〕孫ナリ云々、

44「水引權執印文書」

上文略、

一薩摩郡内

一分地頭代本田民部入道云々略、

一宮里郷地頭式部孫七〔備一〕三分地頭高崎次郎入道 郡司九

郎入道 益富松本人道 弥五郎入道 又三郎入道 又

太郎入道 又二郎入道 弥四郎入道 三郎二郎 弥六

入道 禅理房 安養寺院〔備主〕 高江石塚三郎入道 同又太

郎入道 同平七入道 同小四郎入道 同三郎四郎 又

四郎入道 大三郎入道 五郎太郎入道 紀平三入道

紀藤五入道

下文略、

右、為有御尋交名人注文、粗言上如件、

嘉曆三年日〔天〕

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一四九八号文書ノ抄ナルベシ〕

〔國史貞久傳〕

貞治元年冬十月十七日、幕府賜公教書曰云々、賜若松孫

太郎・薩摩郡司弥太郎感状各一通、賞三月三日薩州宮里

城之戰功也、〔備九〕指宿与左エ門系圖、薩摩郡司支庶有若松氏、宮里城合

建久元年、

〔全師久傳〕

至徳三年冬十月二十九日、今川了俊與渋谷左馬助書、使

權領薩摩宮里地頭職、

45「羽島氏文書」

讓与松豊丸所

薩摩國薩摩郡之内向田一曲讓渡也、

右、件所職田畠者、宗友重代相傳無相違智也、〔地方〕松豊丸可

領知也、仍為後代讓状如件、

正長二年十一月十五日

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二一〇九六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔羽島豊後守友平ノ弟〕
惟宗宗友判

〔纂考〕

宮里城 舊記に宮里郡司孫九郎久侯とあり、亦天正四年の舊記にハ宮里の領主平田平二郎と見え、同八年にハ宮里地頭本田東市正など見えたり、是等の居城なりけん、

〔地理志〕

貞治元年三月三日合戦有之、○天文八年己亥九月十日、〔師久也〕※

受貴久公命、入来院石見守重朝攻取當城領之、彈正〔申少〕太弼重豊代為公領、

※〔行間〕

「重朝傳、天文五年九月十日攻取隈ノ城及宮里トアリ、八年ハ〔崎カ〕

誤也」

〔纂考〕

安養寺阜ツカ俗に鉢巻城ともいふ 川内川に臨める高阜なり、周廻十町

程、高さ六十間餘にて、巔上平坦なり、此處関白秀吉公西征の時の陣營なり、巔に堀切の趾〔地〕ありて、遠く望めは頭上に鉢巻したるか如し、因て俗に鉢巻城といふ、昔時此所に寺ありて安養寺といひしとそ△

〔高津久豊譜中〕

應永廿八年辛巳秋〔丑〕、圍攻忠朝之隈之城、終降伏焉、〔山城守ト云、伊久ノ二男也〕

〔水引權執印藏書〕

建仁四季二月十日ノ文書ニ、宮里郷地頭散位紀正家云々、

〔古文書写〕

正應二年八月文書ニ、薩摩國八幡新田宮所司神官等与當國宮里郷地頭大隅式部三郎忠充相論云々、

47 〔入来院氏藏書〕

〔本文書ハ五〇号文書ト同文ニツキ省略ス〕

〔旧入来院氏臣宮里氏藏書〕

應永廿八年十月晦日、道慶在判、薩摩國宮里郷之内田蘭等之事云々、子息次郎五郎ニ讓与状、

〔建久圖田帳〕

宮里郷七十町

社領七町五段安樂寺

下司在廳道友

社領一町弥勒寺

下司僧經宗

公領六十一町五段島津御庄
寄郡

郷司紀六太夫正家

地頭右衛門兵衛尉

〔紀姓宮里系圖〕

上世略、「代々宮里郡司ナリ」

○紀三郎太夫正任

○紀四郎太郎正信
始領宮里郷 御公事足六十町

正平

紀四郎太夫

〔朱書〕
「建久九年二月比志島氏文書ニ宮里郡司名田トアリ、
「建久比」参考スヘシ」

正家

紀太夫 郡司 号宮里、御公事足四十町

正綱

郡司

正氏

郡司

正行

郡司

正有

八郎 尊氏ノ時ナリ、

正吉

郡司 或正喜

信正

郡司

正継

若狹守 孫九郎

賀正

彦九郎 左エ門尉

親正

九郎 或三郎九郎

正實〔十二代〕

三郎太夫

正貞〔十二代〕

或正貞 高江小太夫

正春〔十三代〕

蓮秀〔十四〕

院主

正海〔十五〕

道門房

正範〔十六〕

道祐房

祖祐房

蓮正〔十七〕

六郎太郎入道

正廣

赤坂太郎

正年

宗三郎

正頼

宗四郎
兵庫助

〔旧記〕

一文明六年、猿渡筑前守信宗・天辰新六・本田周防介・

成枝某・町田某皆居于隈城、

天文八年九月十日、入来院重朝取隈之城及宮崎、

抱入

〔院脱カ〕
来主

馬系圖、隈之城郷東
手村有地名宮崎

宝治二年七月十九日、薩摩國宮里郷益富名主新大夫正
持申當名内田五反・藺貳箇所、為地頭代云々文書アリ、

48[島津家譜中]

去三月三日、薩州宮里城合戦之時、抽軍忠之旨、島津太
夫判官所注進也、尤以神妙、彌廻籌策、可致戦功之状如
件、

貞治元年十月十七日

[足利義詮]在判

若松孫太郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一三三号文書下同「文書ナルベシ」)

49[全]

去三月三日、薩州宮里城合戦之時、抽軍忠之由、嶋津太
夫判官所注進也、尤以神妙、弥廻籌策、可致戦功之状如
件、

貞治元年十月十七日

[全]

在判

薩摩郡司弥太郎殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一四号文書下同「文書ナルベシ」)

50[入来院氏文書]

薩摩國宮里郷地頭職事、依大忠所預置也、於御下文者、
可申行上者、可令知行之状如件、

至德三年十月廿九日

(今川了俊)
沙弥判

渋谷左馬助殿

上包

渋谷左馬助とのへ

了俊

(本文書ハ「旧記雜録前編二」四四九号文書下同「文書ナルベシ」)

51[北郷氏藏書]

全文載平佐郷、

返地目錄

川内

平佐村

高貳千百三拾四石四斗貳合貳才

同

宮里村

高千百貳拾七石四斗九升八合老才^(⑩)

外数行略ス、

文祿四年十月七日

本田下野入道

三清判

伊集院右エ門太夫入道

幸侃判

〔時久ノ子〕
〔三久〕
北郷宗次郎殿

(本文書ハ、旧記雜録後編二一六一四号文書ノ抄ナルベシ)

〔島津氏譜中〕

上總山城守忠朝以隈之城畔、不足可畏、而動聞荒説之不
快于心、不如速以退治之、而應永廿八年辛丑八月廿日、
使貴久為將率軍衆到山北攻隈之城、忠朝之銳兵出城門、
盡筋力為防戰、雖然少勢不及再三、已倦一戰退入城中、
少焉忠朝曰、暫以雖支自殺之期何經數日乎、所詮、急速
可自殺乎否、云々略、忠朝下城落飾名道聖、移鹿兒島和
泉崎、佐多氏之近隣、^{④也}息男彦三郎亦同居矣、畀小地、且
隨時所以扶助也、

〔應永記〕

應永廿八年辛丑八月廿日、有御越山、隈城ヲ取卷七給、
雍州無幾程被開城、行末在所社不審、

〔國史久豊傳〕

應永二十八年辛丑八月二十日、公遣世子又三郎攻山城守
忠朝於隈城、公次於伊集院、忠朝心計以為、隈城去鹿兒
島十餘里、動有浮言、[∇]不能[△]自明、不若投身皈公、
[∇]以避形迹之嫌[△]乃因又三郎乞降云々、

〔載本田兼親傳〕

文明十八年丙午、忠昌公自將伐賊於隈之城、兼親乃師于
横川命也、十月一日、自隈之城賜書勞之、書略ス、

〔旧記〕

文明六年云々、隈城仁猿渡<sup>筑前守信
宗ノコト</sup>・天辰^{新六}・本田周
防介・成枝<sup>左衛門尉
一族歟</sup>・町田<sup>周防介胤久、
ノコトカ</sup>、

〔島津久豊譜中〕

一先是、恕翁逝去之時、為守護職之際、忽有錯乱、而薩
隅日三州之凶徒往々蜂起綿々不止、雖然存忠運籌策發
精兵、過半入手裏、迨此之時、伊集院彈正少弼頼久亦
属旗下抽軍功、由是娶女子於我室、故彌軍務不怠、已

※

薩州尺地莫非我有、一民莫非旗下、頼久素領清色・薩摩郡隈城使舎弟大田伊勢守久勝守之也・高江・宮里、去川辺於久世、雖

以上註、

如斯為乱世漸々令不知行、且復石谷為公領矣、爰執權

〔入来院加賀守重嗣傳〕

吉俊某筭頼久之先領地與忠功事訴之、於茲乎、畀川辺

永祿十二年己巳之冬、重嗣誘東郷大和守重尚入道喜俊降

於頼久入道々應、故讓伊集院於犬千代丸、而道應移居

參太守義久公、獻高城・水引・中郷・湯田・西方、以奉

川辺焉、

謝多年之罪、此之時重嗣又獻隈之城・百次・平佐・碓山・

※〔頭注〕

高江五城、是所以慮為國為家長久之謀也、

〔隈之城〕

清色・高江・宮里・川辺郷・伊集院等參考スベシ〕

〔箕輪伊賀記〕

〔國史義久記中〕

元龜元年庚午春正月云々、是月洪谷氏降、獻隈城・百次・

元龜元年庚午正月五日に、隈ノ城を受取として新納伊勢

平佐・碓山・高江・高城・水引・中郷・西方・湯田・宮

守打越さる、備又百次・平佐・高江・宮里・天辰・碓山

里・京泊・清敷之地、公宥其罪、仍賜入来院加賀守重嗣

をは入来院〔加賀守重嗣〕より差上らる、水引・中郷・湯田・西方・

清敷、東郷大和守重尚東郷、賜島津義虎水引・中郷・西

高城郡をは東郷より差上らる、清敷と東郷に両家を残

方・湯田・京泊、平田狩野介宗應宮里、以中務太輔又七郎改称中

し置く、なり、夫より高城・中郷・西方・京泊、川より

務太家久為隈城地頭、以下割註、入来院重嗣・東郷重尚即洪谷

向へを義虎に遣さる、又牛屎院山野を進らる、如此往々

氏云々、清敷即今入来・樋脇地、洪谷氏降、旧譜無〔年〕〔年ナシ〕

〔旧雜抄〕

月、島津左エ門家藏年代記、是年正月洪谷氏降、今從之、

隈城

元龜元年庚午、獻于洪谷氏之押領地而降參也、薩摩郡隈之城新納伊勢守受之、百次・平佐・碓山・高江入来院氏獻之、高城郡・水引・中郷・湯田・西方東郷氏獻之、故處兩家以清敷・東郷也、宮里界平田狩野介、高城郡・水引・中郷・西方・京泊賜于薩摩守義虎、隈城使補島津中務太輔家久地頭職云々、

〔長谷場越前自記〕

永祿十三年午正月五日ニ、隈之城を新納伊勢守被請取、
（頭注）以下ノ郷々皆參照アルベシ
扱又百次・平佐・高江・宮里・天辰・碓山を入来より進上也、又東郷よりハ水引・中郷・湯田・西方に高城の郡を進上し、清敷と東郷にハ兩家を被殘置なり、右之城内ニハ宮里を平田狩野介ニ被下て一所衆ニ被召成、川より向へ高城・水引に中郷・西方・京泊迄義虎ニ被進せ、又大口の内ニも山野城を被遣、彼是分限ニ被召立、御評定も如此相濟ミ、貴久様ハ加世田へ御帰院被成、義久様者鹿兒島江御帰宅也、

〔地頭系圖〕

薩摩郡

隈之城

島津中務太輔家久 元龜ノ比、從横川移地頭、

山田越前守有信入道理安 初新助ト云、

新納越後守孝久 忠包コトナルベシ、天正八年比、

吉田美作守清存 若狹守トモ云、

新納五郎右衛門久饒入道遊甫 慶長中カ、

島津彈正大弼久慶 寛永九年比、

町田勘解由久慶 後伊賀 久則 入道石心 御家老也、

樺山諸右衛門尉久廣 正保ノ比カ、

高崎惣右衛門

島津豊前守久守 初左近將監 明曆三西ヨリ、

相良新右衛門長貞 初空助 御使役也、寛文二年五月二十九日ヨリ定、

北郷作左衛門 寛文三年十一月二十日ヨリ定、

北郷惣次郎 寛文十一年正月ヨリ貞享五年迄、

島津大學 貞享五年辰十月十五日ヨリ元祿十二年春迄、

北郷宗次郎 後作左衛門 元祿十二卯五月九日ヨリ享保八年卯十一月二十八日迄、

〔名勝志〕

諏方大明神 東手村に鎮座、地頭假屋を距ること辰方貳拾町許り、(◎祭)登神前に同し、祭七月廿八日、勸請年月詳かならず、本邑の宗廟とす、

〔名勝志〕

志那尾大明神 宮里村立山に鎮座、立山を筆坂ともいふ、地頭假屋より午未方凡拾五町余、祭神三座、社司藤田某傳へいふ、住吉大土ひらき打植祭といふ、十二月三日、土かため祭りといふ、明神同躰なりと、祭二月三日、木の文に、初め社の西方凡拾四五町許り小山垂跡感應の地にして鎮座ありしを、屢洪水の難あり、故に寶永四年丁亥十一月今の地に遷座し、舊社地ハ畠となし神領となすといふ、舊社地寅卯壹町許り、御手洗池今に在り、三代寶録貞觀二年三月二十日、薩摩國從五位下志奈毛神に(◎實)從五位上を授くと見へしハ此神ならんか、尾毛字形相似たり、

〔名勝考〕

志那尾神社〔宮里村〕三代實録作志奈毛、按に、毛ハ印本シノヘ戸冠カサを落せるなるへし、亦云志繩、○社司藤田某

奉祀住吉大神也、(一説熊野本宮也、)社地を立山亦筆坂と云、例祭兩度、二月三日を土ひらき打植祭といひ、十二月三日を土かため祭と云、旧新地ハこの處より寅卯に丁り一町許に御手洗池と称ふあり、正徳六年の棟札に、初社の西方凡十四五町許に鎮座ありしを、敷水難の患ある故に、寶永四年丁亥十一月、今の地に遷宮なし奉ると見へたり、

府西十二里

三代實録貞觀二年三月廿日、薩摩國從五位下志奈毛神授〔上畝〕從五位下、
忠時公の御時、隈城宮里郡司の事見へたり、この地ハ原新田宮の故跡也ともいふ、因後とまで一郡の司もありしなるへし、

〔地理纂考〕

諏方神社東手村同村にあり、祭神鹿兒島諏方社に同し、例祭七月廿五日なり、此日農民金鼓を鳴して躍を奏す、舊記に當社ハ國主修理太夫義久・兵庫頭義弘建立なりとあり、

〔地理志〕

祭米五斗式升五合

諏訪大明神 社司本山氏、祭神一坐建御名方主命、

〔地理纂考〕

熊野神社東手村 祭神紀伊國熊野に同じ、修驗圓覺建立なり

といふ、時代詳ならず、征韓の役に國主兵庫頭義弘祈願ありて、此山の竹もて旗竿を製せしといふ、

〔地理纂考〕

志那尾神社宮里村

奉祀 級戸邊神シナトベノカミ

當社始め今の社頭より西方四五町許の處に鎮坐ありしを、屢川内川洪水の難ありしに依て、寛永四年丁亥十一月にシノ

遷宮ありしとぞ、其舊跡今陸田となして神領に充たり、

此事正徳六年の上梁文に在り、三代實録貞觀二年三月廿日、薩摩國從五位

下志奈毛神授從五位上とあるハ此なり、偕この志奈毛ハ

志奈尾なるを、尾の冠の脱たるなり、例祭二月三日此日

人士開打植オキテ・十二月三日此日を土堅ツチカタなり、祭といふ

〔地理纂考〕

諏方神社宮里村 祭神信濃國上下諏方に同じ、例祭七月廿日、

創建年月詳ならず、

〔纂考〕

川内川 當郷と水引郷との境を流る、委くハ水引郷の卷に云へり、

〔島津國史云、享保五年云々、川内川在薩摩水引郷、元祿所獻地圖書曰川内、其後答巡見上使問目、改書千臺、公命宜從地圖書川内、不宜書千臺、皆命記録奉行記諸籍〕

〔纂考〕

向田町東手村 市中頗る繁昌す、又町の北の端ハ彼川内の大

河に臨ミ、賣買の舟船多く此處に來泊す、又毎月四日毎

に近郷近村の土民各土産の品を持來りて市を出す、過半は蘭筵なり、川内川の左右の入江に土民多く蘭を植て筵を製す、此地の名産なり、亦此町中に驛場

あるか故に、往來の旅人多く此地に宿る、

〔纂考〕

日暮之里ヒツクシノサト 東手 縦二町餘、横一町餘の岡ニテ、日暮之城ヒツクシノシロ又

日暮殿ともいふ、今林叢或ハ陸田となれり、此處日暮長者(頭註)〇落字アルヘシ、名勝志ト考照スヘシの居住せし舊地なりといふ、鳥追の謡(ウツ)に〇此日暮の里と申ハ前ニハ大河流れ末ハ湖水につ、けり云々とあるハ、即此處にて、大河とハ彼川内川をいひ、湖水とハ下流湖水なしたる大湾(高江郷ノ内)をいへるなり、亦花若の墓といふもあり、此處より五町はかり北にて平佐郷の内なり、上に櫛(ツ)の大樹生繁りて、俗に鳥追の森といふ、古ハ此木株に繁茂して田畝の妨となりしに依て天明元年に伐除しか、今亦其伐株より枝を生して森となれり、亦日暮長者の從臣左近允か宅地の蹟もあり、地名を左近允といふ、日暮之里より一里はかり西にて、(西手村ノ内)其山中に左近允か墓とて小石を壘(か)たる塚あり、當郷士族原田某か祖左近允か所縁なりしとて、今に此家より洒掃を勤む、

「名勝志」

▽ 〇日暮の里 東手村称名寺後に日暮といふ所あり、むかしひくらしの長者といひし人の居住せしといひ伝ふ、△鳥追の謡に、九州薩摩の國ひくらし殿の御内に左近尉と申ものにて候、偕も此日暮の里と申ハ、前に大河流れ、末は湖水

につ、けり、此湖より村鳥あかつてうらむかひの田をはミ候間、毎年鳥追船をかさり、田つらの鳥ををはせ候、又頼奉る日暮殿ハ御訴訟の夏あるにより御在京にて候か、其留主に北の御方と花若殿と申おさなき人の御座候云々、▽ 〇今日暮の境地を巡見するに、前に千台川といふ大河あり、流れて式里許り、高江村に廻り三里許りの回江有り、湖といふハ是を云なるべし、△貞享年中、川をせき田を開き、高江新田といふ、又鳥追森とて平佐・隈之城の境ひ田間に在り、古老傳へいふ、日暮の長者宮里村清水の女を娶り、男女二人を設けし後、婚を絶て又妻を娶りしに、新婦慈ならずして二人の子共生母を慕ひ、常に母の所に至りしを、継母甚た是を嫌ひ、二人の子を鳥追船に乗せ邨鳥を追せけれハ、あまりの辛苦に堪かね、姉弟共に身を川に沈めしとなり、其死骸を埋めし所榊樹を植へて墓とす、歳月を経て大木となりし故、鳥追の森とハ名付しといへり、天明元年、田畝の障りとなるにやて伐り除き、今ハ寛延二年建る所の正観音石像安置して榊の観音とよべり、日暮の里とハ称名寺の上より北の方向田新町の邊をさしていへるなるへし、

「名勝考」

日暮里東手村（謡本鳥追舟○按に、日暮てふ地名世に多し、茅蝸の多き處に因しなるへし、）

鳥追舟に曰、是ハ九州薩摩國日暮殿の御内に左近尉と申者にて候、偕も此日暮里と申ハ、前にハ大河流れ、末ハ湖水に継けり、此湖より群鳥あかつてうらむかひの田をハミ候間、毎年鳥追舟を莊り、田つらの鳥をおはせ候、又頼奉る日暮殿ハ御訴訟の事候て十ヶ年餘御在京にて候か、その留守に北の御方と花若殿と申稚き人を預り申て候、あまりに鳥おハせうする者もなく候間、花若とのを雇ひ申、田つらの鳥を追せ申さはやと存候、中略、當年某か船に更に鳥おはせふするものなく候へは、花若との御出あつて鳥を追ふて御遊候へかし、中略、何と花若に田つらの鳥をおへと申ハ、花若ハ幼けれとも左近尉か為にハ主にてハなきか、主に鳥おへたと、申ハ情なき者にこそ、中略、何と左近尉ハ情なき者と仰候か、先御留守など、申ハ五十日百日乃至一年半年をこそ申を、既に十ヶ年に餘り扶持申たる左近尉か情なき者にて候歎、中略、北方されハ花若一人ハ心許なく候へは、二人共に立出て

鳥を追さふらふ、中略、是ハ九州日暮の何某にて、某自訴の事あるにより十ヶ年に餘り在京仕候處に、自訴悉く安堵し、喜悅の眉を開き、只今本國へ罷下候、中略、こきうかへたる鳥追舟さし近く能と見れハ、是ハ日暮殿にて御座候様、あら珍らしや、扱あれなるハ日暮との、子にて、あれなるハ汝か母か、何とて賤敷わさをハいたす、中略、言語道斷の事、夫弓取の子ハ胎内にてねきことを聞、七才にて親の敵を討とこそ、況や汝十歳にあまり、さこそ無念に有つらん、中略、いかに左近尉、おのれハふとくしんなる者哉、汝をめのとに附置上ハ、恩賞もなと都にて有増の甲斐もなく、結句主をおしさけて下人につかふへき謂はし有か、中略、其後に彼人々ハ、花若家を繼て桜若木の里に隠れなく、五常た、しき弓取の末こそ久しかりけれ、（謡本により文詞ハ吳同あり、今其大較のミを鈔載す、）按に、日暮里ハ向田村の入口窠山の出端にして、称名寺の境内に係れり、その跡縦二町、横一町許の山岡なり、今ハ山野或ハ畠となれり、土俗此所を日暮殿亦是日暮の城なと称ふ、又鳥追森とて平佐と隈城との境なる田間に在り、日暮殿の息の姉と弟身を投ら

れしを、屍を埋し所也と云、是ハ、日暮殿始同郷宮里村の女を娶り、男女二人を設けて後其妻を去る、継妻ハ腹黒なる女にて、日暮殿の在京留守に、兄弟の間と子を悪むの餘り、鳥追舟に乗て日毎に鳥を追せし程に、姉と弟その難儀に堪かね、遂にこの堀川に身を投けて失にしを、里人深く憐みて、兄弟の死骸をハ埋め、墓の標に楠樹を植たるか、大木と成て鳥追の森といひしとかや、今其木ハ枯て石像の觀音を安置す、又此姉弟の実母の里ハ宮里村にて、母有川といふあり、その渡口を母有渡と称ふも、実母の甚歎きしよりの名なるとかや、又日暮里より一里許、西手村の中に左近允と呼る地有、その山中に左近允か墓とて小石を積累たり、土人原田某世々その香華を供ふ、（是左近允に所縁ありし子孫といふ、）さて鳥追の謡に、前ハ大河流れて末湖水につゝきといふハ、千臺川より高江村につゝき、むかしハ廻り三里許の曲江あり、此地を鳥追川といふ、貞享年中すへて新田となれり、此高江新田開けさる前ハ、いとく大なる潮さいの湖にてそありける、今も水鳥など多くおり立り、又向田てふ村名ハ高城より向への田といふことなり、さて日暮殿ハ蓋

し薩摩寺の佐官などにや、その殿もていひ継ぬれば此地主人などにて、左近允なる者ハ其家業を預けて託置けるならし、謡本にハ兄弟の子共をこの左近允かあしきさまに取あつかひけるよしなれと、隈城にいひ傳ふる▽[◎]所に△據れハ、日暮殿か継妻の姦計にて兄弟の子を失ひし事明なり、

〔纂考〕

宮里村 當村ハ往古一郷にて、新田八幡宮の神領なり、八幡宮神職權執印氏か古文書に、建仁四年二月十日宮里郷地頭散位紀正家とあり、正家ハ權執印家の人なり、亦建久八年薩摩國圖田帳に、薩摩郡宮里郷七十丁内、社領七丁五段安樂寺領、社領一丁弥勒寺領とあり、土人傳云、新田宮ハ始め當村に鎮坐ありし故に宮里といふといへり、亦權執印氏も始此所に住居して宮里を名乗り、其時より權執印職を勤めしとそ、亦御手洗川とて小かなる流あり、此は神社ありし時の御手洗なるへし、

〔纂考〕

物産

藥品 枳殻 茯苓 金銀花
走獸 猪 鹿 貉 兔
鱗介 鯉 鮒 鰻 香魚 龜

〔地理課川調帳〕

一川南母合川

東手村

水源日置郡串木野芹ヶ野村金山ヨリ同村ヲ通、○木場

ニテ○矢倉崎 流合シ、又西手村岡元川○古城下ニ流合シ、

○三領山川 持田○巢山向田町下ヲ通、里程二里三分ヲ經、川内川通

工入、

一川南安養寺嶽川
古城川

一里二分五リ
七分

宮里村

水源銘々同所々ヨリ流出、川内川工入、

高江郷

〔纂考〕

鹿兒島の西北十三里十八町なり、東隈之城郷、南串木野

郷に境ひ、西ノ方海に出、北水引郷に接す、周廻八里十町三尺、村落三高江村 久見崎村、人員二千六百十四人、戸數六百二軒、

〔地理志〕

上古高江三郎太夫正貞領之、④○大永ノ頃、忠治公より川上十郎左衛門義近拜領也、

〔旧記〕

文明六年云々、高江 河上十郎左衛門尉

按ニ、川上氏五世上野守兼久ノ第五子義久入道道安ガ

事也、永享九年ニ生云々、節山公薩州高江・寄田・宮

里ノ五十町ヲ賜テ高江ニ居城ストアリ、文明二年三月

聖栄ノ書ニ、立久當御代、薩州ニハ市来・羽島・高江・

宮郷・高城、坂ヨリ上ニハ財部御成敗候、何モ御料所

トナルト見ヘレバ、此ヲ賜ツラン、〔朱書執印文書ニ寄田村牧ヲ師久ヨリ預置云々ミユ、原文末ニアリ〕寄田今ハ高江ニ属

シテ牧アリ、道安ノ時ヨリ始ルカ、重テ訪録スヘシ、

宮里ハ隈ノ城ニ属シ、皆村名ト為レリ、

〔國史師久傳〕

應安五年壬子春正月云々、定山公築城高江郷、名曰峯城、使山田式部三郎太郎忠房等守之、夏六月二十三日、渋谷重門引軍攻峯城、重門縁岸登城、中飛石燬、已而祁答院氏・入来院氏・高城氏・東郷氏合兵來攻、遂陷之、殺忠房及守護代酒匂氏、重門死於峯城、定山公旧譜無月日、今書六月二十三日、挾入来院主馬系圖、峯城遺墟在高江郷高江村、忠房忠經之從兄弟也、

〔古城主由来記〕

一 高江城

高江六郎正信

忠久公御代令居城、其元紀氏より出る、光孝天皇の流石清水谷別當信經の二男紀太夫正信初而宮里郷を知行す、二代三郎太郎正實、三代三郎正貞ニ至て初て高江と号す、四代六郎正春号正阿弥陀萩六郎、其子院主ハ蓮秀号道圓坊正降、其子蓮正号、(マ)是迄系圖ニ見へたり、

〔川上氏系圖〕

川上氏五世兼久五男

義久

初名久勝 犬滿丸 又十郎 十郎左エ門尉 入道名道安

立久公賜之高江・寄田・宮崎五十町、移而居之、後移帖佐、

大永元年辛巳七月十四日卒、八十四、雪翁道安居士、

〔一文明六年旧記ニ、高江仁川上十郎左エ門トアリ〕

〔旧記〕

川上武藏守受久入道昌孫永祿二年死、年七十五、

道安子ニシテ高江ニ生、初僧トナリ妙圓寺ニ住ス、十

九才ノ時忠昌ノ命ニヨリ還俗、父ノ後トナル、後伊作

ニ出頭、貴久ノ召ニ應セリ、天文十二年、伊集院ニ移、

同廿二年、再高江ニ移ル、

川上武藏守經久入道芳鱗文祿元年死、年八十四、初十郎左エ門

昌孫ノ子、母高城氏、高江ニ居住スト雖、遠方ナルヲ

以テ永吉ヲ賜ハリテ永吉ニ移ル、後市來へ居住ス、天

正十一年日記ニ高江地頭川上十郎左エ門トアリ、

川上武藏守倍久

芳鱗子、從永吉移鹿兒島云々、

〔纂考〕

※1 峯ヶ城 川内川の岸畔にあり、應安の頃、國主島津氏久

※2 始て是を築き、家臣山田式部三郎忠房を城主とす、文中

元年六月廿三日、入来院彈正重門俄に兵を發し、自岸に縁て城に登る、城兵是を禦き、重門飛石に中りて死す、

入来院の一族祁答院・高城・東郷等の三氏兵を合せて来り攻む、城遂に陥り忠房戦死す、

※1 (頭注)

「古戦場由緒記ニ師久峯城ヲ築クト云々」

※2 (頭注)

「文中元年ハ應安五年ニテ、六月十五日ノ説アリ」

52「入来院氏藏書」

※薩州峯城合戦之時、親父討死之条、所被感恩食也、可有

抽賞之状、依仰執達如件、

「吉野年号ナリ」
文中元年十二月廿一日

(池尻胤房)
左少将在判

洪谷虎五郎殿「洪谷家七代重頼ナリ」

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二三七号文書ト同一文書ナルベシ)

※ (頭注)

「應安五年十二月廿五日、今川了俊在判、洪谷虎五郎宛、参御方致忠節、本領不可有相違云々、入来院氏文書中ニアリ、考

ニ備フ」

「旧記」

貞治元年壬寅四月十六日、否笠孫六政平高江峯城ニテ戦

死、

「旧記」

(頭注)文中元年ハ應安五年ニ當レリ

文中元年壬子六月廿三日峯ノ城戦死、入来院彈正少弼重

門・壽昌寺住僧牢山重門俗弟ナリ、同日重門ニ攻ラレ峯城ヲ守て

戦死するもの山田式部三郎忠房師久ノ守護代也・宮里三郎太郎好

久年月闕ク、此・酒匂筑前守亦同時の戦なり、死ナルヘシ

「入来院重嗣傳」

永祿十二年己巳之冬云々、重嗣猷隈之城・百次・平佐・

碓山・高江五城云々、

「重嗣ノ子重豊傳」

「永利山田村アリ」「平佐郷」「永利郷ニアリ」

天正二甲戌之秋云々、猷山田・天辰・田崎・寄田四ヶ所、

太守公高江郷○匪齊△蒙恩免、返賜寄田、以加本領安堵、

〔國史〕

天正二年、入来院重豊朝鹿兒島云々、以山田・天辰・田崎・寄田獻之、公曰、昔伯圀公為入来院氏擇於縁海之邑、於是乎以寄田與之矣、今日奈何取之、乃受山田・天辰・田崎云々、

〔纂考〕

猫嶽 隈之城郷宮里村と高江村との境にありて高嶽なり、北麓に川内川流れて要害の地なり、嶺に登れハ平佐郷より水引・中郷・永利・隈之城等の地眼下に見ゆ、天正十五年、関白秀吉公西征の時、從軍を卒ひて是に陣し、後水引郷泰平寺に移りて本營とし、此地に斥候セウコウの兵を置き、諸軍を指揮すといふ、嶺上東西十間、南北十六間餘の平地にて、堀切等の址あり、

〔纂考〕

猪子嶽 猫嶽を距ること子の方二町餘にして野岡なり、猫嶽に連りて遙に低し、嶺に陞ホリノ址ありて、當時陣營の趾なり、

〔名勝志〕

猫嶽より辰方五町許り、川越に安養寺といひし古趾あり、宮里村ニ屬す、上古安養寺と名付し寺ありといふ云々、

〔纂考〕

大峯本城

檢見ヶ城

白石城

右の三城高江村にあり、いつれも今陸田となりて、何の比何某の城なりしこと詳ならず、

53 執印氏藏書

薩摩郡内寄田村牧事、被致忠節之間、以別儀所預置也、可被存其旨之状如件、

貞治七年三月廿七日

師久判

執印左衛門太夫人道殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」一八九号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔入来院公寛建碑伊地知季安撰文〕

(入来院重門)

定珍君戰歿於高江峯城四百九十年于茲矣、今其城址距高江廨在西三町許松嶺寺之巔、而邑士樗木某宅在廨巽八町許、去歲之秋、掘地於其庭入深四尺、得一方石、長六寸余、徑踰七寸、濯水觀之、有誌所鐫、知君石塔、舊靈所依畏褻招崇真之、松嶺寺使人寫誌、寄畀山口不及、且告其狀、於是恰君與不及謀、囑余使按其誌、質諸家乘有以所稽、夫定珍君諱重門、称能登守、後改彈正少弼、系出自洪谷莊司重國、莊司生太郎光重、光重生男六人、宝治中、疏請幕府割傳封國、惟留長男仍居相州、他皆就邑、乃東郷・祁答院・鶴田・入来院・高城各據其城、世謂洪谷五家、入来院第五子、號定心禪師、於定珍君即高祖也、世臣鎌府、至正平中、良懷王征西九州、君等父子蒙王眷遇、左中將乃致君敕書、使率族属俱勵軍忠、時定山公居碓山城、聽命幕府、使山田忠房等將兵成峯城、威振隣近、於是文中元年六月、君帥山北師、二十三日、圍攻峯城、城兵飛石禦敵、附陣君先登、中石墜死隍底、殘兵益進、遂被取之、十二月、王感君死勤王、二十一日、詔左少將賜子重頼書、褒賞其忠、既又喪城於七世間、至天文八年、心翁君取隈城、復係領邑、以故子定觀君命山口

重秋追建石塔於弘治四年之八月、貽譽乎世、可觀誌知焉、心翁君諱重朝、称石見守、妹内立 國夫人、乃雪窓君也、定觀君諱重嗣、称加賀守、是為恰君十七世祖、而重秋称筑前守、以旁支聞家政、後師肥後戰死矢崎、亦為不及十幾世祖、故今合心、從其所眞修舊補缺、建諸其寺、附主僧金幾百疋、以使永領歲時拜掃香華事、因刻概陰、以諗後人爾、本府行人知大史伊地知季安撰、

文久元年辛酉六月

二十九世宗曹入来院恰公寬謹建

〔名勝志〕

猫嶽 高江邨にあり、隈之城宮里村の境ひなり、地頭假屋より卯方拾五町許り、直立して高く、北に千臺川流れて要害の地なり、天正十五年、豊臣殿下高城郡水引泰平寺に下向し給ひし時、物見の所なり、東西拾間、南北拾六間の平地に堀切ありて、其遺跡なりしといふ、戊亥の方猫嶽にならひて猪子嶺に古き堀切有て、陣所の跡と見えたり、また猫嶽より辰方五町許り、川越に安養寺といひし古跡あり、宮里村に属す、上古安養寺と名付し寺あ

りといふ、一日猫嶽に登りて平佐の城及び泰平寺・神龜山を遠望して、圖を寫し爰に載す、

54 北郷氏藏

返地目録

川内高江村

高千五百七拾壹石四斗三升八合

外数行略ス、「全文平佐郷ニ載ス」

文祿四年拾月七日

本田下野入道

三清判

伊集院右衛門太夫入道

幸侃判

北郷宗次郎殿

〔三久一〕

(本文書ハ「日記雜録後編」二一六一四号文書ノ抄ナルベシ)

〔地頭系圖〕

薩摩郡

高江

山田越前守有信入道理安

藏人有徳之子、初新助ト云、御家老也、

野村市右衛門清綱

天正八年比、高麗御供、高江地頭トアリ、

土持左馬權頭盈信

義久公五百石を給ふ、大崎・高江・曾於郡・山崎等之地頭トアリ、寛永八年辛未、轉大崎高江地頭ニ補ストアリ、

伊地知彦右衛門重傳

喜兵衛入道安心之子、初掃部 内藏允ト云、

伊東肥後守祐辰

御兵具奉行也、

土持權之丞信全

實諏訪采女兼延三男也、信全高江地頭ノコト自系ニミヘス、

伊東三左衛門

伊勢六郎左衛門

寛文五年二月二日定、

本田久左衛門親宣入道景黃

御納戸奉行、吟味役、寛文七年二月三日定、

岩切六右衛門

寛文八年九月十日定、

汾陽次郎右衛門光東

吟味役、寛文八年九月十日定、

鎌田源左衛門

延寶四年九月定、

新納小右衛門

貞享五年辰九月五日ヨリ、

別府式部左衛門

元祿十二卯五月九日ヨリ、

山田源之丞

御用人、初四郎兵衛

上村權兵衛行隆

寶永六年丑御證文ニ在之、

戸田平次

享保八年卯十二月十一日ヨリ寛保三年亥正月十一日迄、

〔名勝志〕

諏方大明神

高江郡に鎮座、地頭假屋を去ること卯方凡

拾貳町、假屋同村にあり、祭神前に同し、正祭七月廿七日、勸請年月詳かならず、本邑の宗廟なり、

〔地理纂考〕

諏方神社高江村 祭神信濃國上下諏方神社に同し、創建の年月詳ならず、一郷の総社にて、例祭七月廿八日なり、

〔地理纂考〕

志那尾神社高江村 祭神シナノシノカミ級戸神なり、創建年月詳ならず、例祭二月二日なり、

〔地理志〕

志繩大明神 三代実録(中)云、貞觀二年三月(中)廿二日、從五位下志奈毛神亦授從五位下、志奈毛訓近し、此社を(中)三(中)、(中)云(中)、本田親盈云、志那尾大明神古云志奈毛神、所祭(中)熊野本宮、

〔名勝考〕

志那尾三社大明神 高江村に在り、奉祀隈城志那尾と同じ、例祭二月二日、之を打植(中)の祭といふ、

〔地理纂考〕

船魂神社久見崎村 船手の跡にあり、祭神住吉大神なり、享保十二年創建にて、祭日二月三日なり、

〔地理纂考〕

柳櫛神社久見崎村 祭神詳ならず、一説開聞神社に同じといふ、穎娃郷、柳之櫛を齋祀る、依て社號とす、土俗農業及び船の神と稱し、近郷近村の土人崇敬す、例祭二月二日なり、

〔名勝志〕

柳櫛大明神 久見崎郷に鎮座、地頭假屋より酉方壹里拾九町余、祭神一座、穎娃開聞宮、祭二月三日、傳へ稱す、むかし開聞宮都より下り給ひし時、爰に滞船ありて、柳の櫛を遺られしを崇め祭りしゆへ、柳櫛とハ号すといへり、正祭にハ耕作神又船神とて村民うちへのまつりをなし、其後船主水手船歌を謡ふ式あり、隣邑羽島郷に髻大明神といふ社有り、是又開聞下向の時髻を遺られし所なり、また同村に鏡大明神あり、鏡を遺られし所也と、皆里俗の口碑に傳ふといふ、

〔名勝志〕

志那尾三社大明神 高江邨に鎮座、地頭假屋の巳方凡拾五町許り、祭神三座、隈之城宮里志那尾に同じ、祭勸請年月詳かならず、二月二日 打植の祭と云、

〔纂考〕

高江新田高江村 川内川の南岸にて、舊大きな水湾イリエなり、即前に云る鳥追の謡に、九州薩摩國云々、前には大河流れ、末ハ湖水につ、けりとある地なり、貞享年中、其湾イリエを填ツクて田疇と為し、濶十二間、長六町餘、石塘ツ、ミを築て水難を防く、世に高江新田と號す、

〔纂考〕

久見崎久見崎村 文徳實録クミサキ挹前クミサキ二作る、挹ハ字書に酌也クムとあり、毛詩に酌酒と見ゆ、前ハ古史に崎と通し用ふ、古事記カサ笠沙之御前ノミサキ、或ハ天武天皇紀に山崎サキを山前とある類なり、以上分註ナリ、川内川の海口にして、東京泊浦に對岸す、川口の幅數十町にして、大小船泊繫の要津なり、固船手カサの役所ありしを、近年鹿兒島に移して、今人家のミ残れ

り、海陸の眺望ツツク此あたりの第一勝なり、

〔纂考〕

茂山 久見崎村船手の跡川内川の入江に臨める山なり、ツツク緑樹繁茂て山色美し、故に茂山の名を得たり、

〔名勝考〕

挹前久見崎村クミサキ〔文徳實録〇挹クミハ字書に酌也とあり、毛詩酌酒など見ゆ、前ハ古史崎と通し用ゆ、古事記カサ笠狭之御前、或ハ天武紀の山崎も山前とある類皆是なり、〇此挹崎ハ千臺川口にして、東京泊⑧岸に對岸す、下流に順て河景を窮るもの此地をもて美觀とす、又官船⑧停泊の要津也、〕

府西十四里半

文徳實録曰、仁壽三年七月丙辰、クマセ賑薩摩國孝女挹前フク福依フク實爵三級、終身旌表門閭、依賣⑧天性至孝、父母年耆老病著牀、無子、唯有一女、福依賣扶持左右、嘗藥二十餘年、傭力致養、曉夕辛勤、容顏焦疲、觀者憐之、福依賣雖云野旅、閑於禮儀、恭敬父母、有所諮稟、必正色作聲、未曾褻惰矣、〇大日本史列女傳曰、福依賣者薩摩國民家之

女也、父母老無男子、家又窮戚、傭力以養父母、致勞二十餘年、雖生長於草野、略閑禮儀、恭敬父母、未曾褻惰、仁壽中、賜爵三級、旌表門閭、○國柱按、古之時、天下之民鰥寡孤獨貧窮老癯者、收養給待皆有其法、又孝子順孫義夫節婦志行聞於國郡者、旌表門閭、悉除課役、詳なること國史律令に見へたり、皆王道の善政也、本藩國初以來孝廉の者其人に乏からすといへとも、之を旧史に考るに、大隅隼人・薩摩の氏長か輩、皆敏勇膂力をもて称せられ、忠臣孝子の其門に出るハ寥々乎たり、獨孝子福依賣の傳を讀に及て、無好人の三字を破却すへし、夫福依賣唯勞を致すの二十有餘年のミならず、性行淑謹、幽閑貞靜、内不忘恭敬、外不失礼容、則都雅の良貴といへとも多く讓るへからす、西荒邊鄙の女子にしてこの婦徳の至美を備へたり、宜なる乎、天子寵章を授け榮爵を賜ふこと、國の光りと謂つへし、故に余事に因て依賣の事蹟を咨ひ訪といへとも、世遠く人亡ひ、旧聞遺志今存するものなし、可惜哉、孝義録曰、薩摩國薩摩郡高江郷久見崎村水主悪左エ門悴喜太郎二十五歳、寛政元年、孝行者褒美、同所伊勢五郎十九歳、同時褒美、同姓名不知十

四歳、同時褒美、以上三人ハともにこの福依賣か同地に於て、孝行を以て名を青史に播すこと、併むかしの績として今更に引出して永き世の鑑ともなるぬへけれハ、千載の跡まで猶福依賣か面影に移して後に傳へなんハ、信に少縁ならぬ事ともならずや、

〔纂考〕

孝女福依賣 文徳實録曰、仁壽三年▽^⑧秋七月△^⑨丙寅、^⑩賑薩摩國孝女挹前福依賣爵三級、終^⑪身旌表門閭、依賣天性至孝、父母年耆▽^⑫八十八△、^⑬老母著牀、無子、唯有一女、福依賣扶持左右、嘗菓二十餘年、傭力致養、曉夕辛勤、容顏憔悴、觀者憐之、福依賣雖云野旅、閑於禮儀、恭敬父母、有所諮稟、必正色作聲、未曾褻惰矣と見えたり、

〔纂考〕

物産

走獸 野猪 鹿 貉 兔
飛禽 雉 山雞 鴛鴦

鱗介 鮪^{シヒ} 松魚^{カツヲ} 鯛^{タビ} 鯉^{ス、キ} 鱸^{ムナギ} 鮒^{ムナギ} 鰻^{ムナギ} 龜

〔地理課川調帳〕

一 川南大島川一里 古城川一里三分
一 川南カチムレ川一里三分

高江村

水源高江村ノ内ヨリ銘々流出、川内川エ入、

一 川南久見崎川七分
倉浦川六分

久見崎村

一 幹流寄田川

水源日置郡串木野羽島村ノ内^{○菅坂山} 寄田村・羽島

村境^{○萬福○小長野} 里程二里、寄田海エ入、
^{○永山○三川取合}

一 幹流土川

水源羽島ノ内^{○菅坂山} 寄田土川^{羽島土川} ト云テ境之通里程

一 里ヲ經テ寄田海エ流入ス、

薩摩郡

高江

一 大永之頃、忠治公より川上十郎左衛門義近拜領也、八代目、^(中田)

一 上古高江三郎太夫正貞領之乎、

一 高江墨^{札辻より南} 方三町余有、

一 猫嶽^{札辻より} 丁計、山上堀切有り、^(中東方) 天正十五年秀吉公の御陳場為

被成処也、

一 峯ノ城^(中嶺松) 寺之上、麓札辻より^(中南方) 三計、^(中丁) 永和之比、入

來院彈正少弼重門^{世五} 卒大兵攻之戰死也、師久公被領之

候、城兵失防禦之術、山田式部太郎忠房・守護代酒匂

某一族其外余多戰死、^{吳本ニ、山田式部三郎太郎忠房為守護當城} 主令定之と有、^{戰死とハミへす、且又右合}

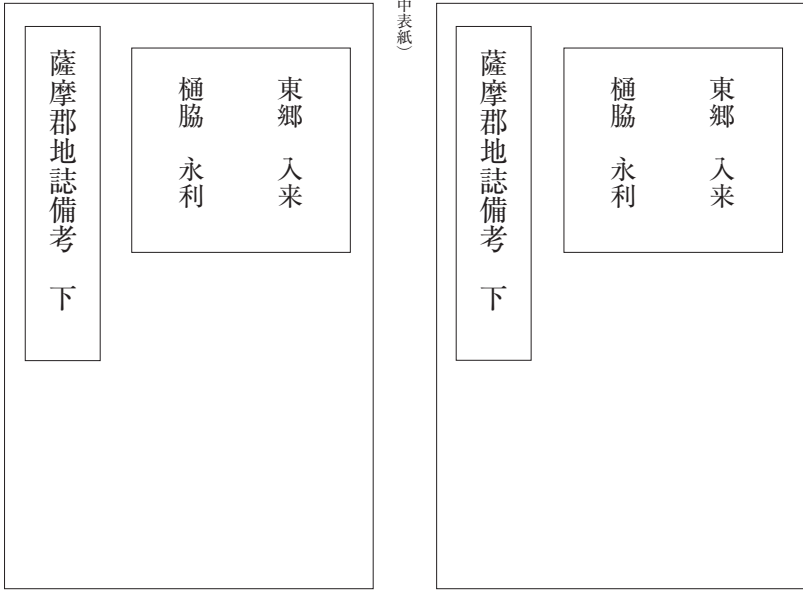
^{戰文和元年六} 月廿三日と有、

一 遠見番所

薩摩郡地誌備考 下

(表紙)

(中表紙)



(中表紙)

東郷 入来 樋脇 永利

薩摩郡地誌備考 下

東郷 薩摩郡

- 一 斧淵村
- 一 南瀬村
- 一 藤川村
- 一 浦名村
- 一 白次村
- 一 白男川村
- 一 船倉村(町)
- 一 山田村
- 一 中郷村
- 一 塔之原村
- 一 田崎村
- 一 泊野村
- 一 田海村
- 一 六野村
- 一 羽島村(串木野)
- 一 市北野村(比)
- 一 山田村
- 一 白濱村
- 一 鳥丸村
- 一 副田村
- 一 倉野村
- 一 二渡村(山崎ノ内)

〔纂考〕

東郷郷

鹿兒島縣廳を距る事⁺亥方十四里なり、東山崎郷、南川内

※川を隔て樋脇及び平佐郷に境ひ、西ハ水引・高城の兩郷に接し、北阿久根・野田・高尾野の三ヶ郷に分界す、周廻十六里四十間二尺、村落九茶淵村 島丸村 田海村 白濱村 山田村 中郷村 南郷村 鹿力

人員八千四百八人、戸數千八百五十軒、薩摩國圖田帳曰、東郷別府五十三町二段ノ内云云、下司

在廳道友、或ハ郷司名主在廳道友とあり、道友ハ大前氏にて、世々東郷の郡司なりしを、宝治二年、渋谷太郎光重鎌倉より此地に來り、大前氏を亡して是を領す、委くハ下にいふべし、

※(頭注)

「山崎境ヨリ阿久根境迄豎四里三十一町五十五間、平佐境ヨリ山崎泊野境迄横三里六町四十六間」

「地理志」

「朱書大隅國御家人交名注進ニ見ユレトモ、曾於郡ノ東郷ニアタル、建久九年之頃、東郷郡司時房ト有、○古昔ヨリ東郷氏領薩ノ東郷ニハ非ルカ、考ヘシ」
之、天正ノ中頃ハ東郷源七郎領之、天正十六年より島津圖書頭忠長領ス、慶長五年十二月去此地、其後島津彈正久慶領、其子大膳久豫、其子丹波久利迄領ス、

「地理纂考」

中郷村 當村ハ始め東郷の内にて一村なりしを、中古分ちて一郷とし、郷名を中郷と呼へり、古に復して東郷に併せ一村とす、

「地理志」

永祿十二年己巳ノ冬、依渋谷加賀守重副之謀、東郷大和守重尚入道喜俊降參ニテ、當郷中郷ノコトを奉獻太守義久公、奉謝多年之罪、

或記ニ云、元龜元年春、中郷地頭職を給義虎、

延宝八年申十二月ヨリ東郷々外城ニ立、

天文已來押領ノ地高城・水引・中郷・(中ナシ)・向田・西方等を太守ニ獻テ降參、依之此城(中地)を給、于時元龜元年ノ頃也、

「藤野氏藏本」

曆應四年八月廿三日修理權太夫在判嶋津上総入道殿宛文書中、洪谷千松丸代種重申云々、薩摩國東郷内鳥丸村致夜討云々、

〔古城主由来記〕

一 東郷城 在國司小太郎道氏、忠久公御時令居城、斧淵と号す、本大前氏より出、大前ハ橘諸兄公の苗裔ともいえり、守護道鑑公の御代、東郷在國司三郎道副・在國司次郎入道と超・在國司東郷藏人道義など、内裏大番勤仕也、在國司とあり、道氏か、東郷時吉の名主在國司道副と記に有之
一同 東郷洪谷太郎實重、御當家三代久經公御代寶治年中、薩州下向有て薩广郡東郷の領主と成、二代早川權頭頼重、三代太郎次郎若狹守重親、此時在國司に斧淵氏手裡に不入、今生にて彼斧淵を亡す事不叶、重親正躰を化(シカ)泉下より恨を報すへしと深く誓をなし、年廿五歳、葦毛の馬に乗、入定の土穴に蒐入、(ママ)然者重親世継の子なし、次の弟又二郎武重に世を附屬せり、重親存日他妻に懷妊あり、入定以後五拾五日を過て平産す、男子生、是を庶子の棟梁に取立へきと諸臣議定して、

成人有しより則元服し、下津留太郎重持と号す、重親入定して親大明神と崇られ、今に東郷ニあり、重親二代棟梁次郎太郎武重法名覺善、三代次郎太夫祐重法名重吉、四代薩广守重信法名二男、(ママ)五代薩广守重明法名永元、六代薩广守重隆法名満測、七代隱岐守重信法名心叟、八代隱岐守重理法名太賀、九代左エ門次郎重治(信カ)法名風山、十代隱岐守重胡法名梅岩、十一代大和守重信、(拾カ)十二代大和守重綱、永祿の比佐多家より東郷を責取る、下津留太郎次郎重持の息男太郎次郎重種、其子次郎太郎重秀、其子右馬允重家、其子太郎次郎重郷、其子隼人佐重吉、其子因幡守重種、其子右馬允重通、其子右馬允重賢、其子茂右エ門迄十代、東郷没落の後浪牽となりて、島津圖書頭忠長を頼家臣となる、

洪谷正統列傳艸案

〔宮ノ城 樋脇 入来 高城 鶴田等ノ各郷ニ参照スヘシ〕

洪谷正統列傳艸案

太祖重國者、生相模州、稱渋谷莊司、事 右大將源賴朝

公、武名著世、事見東鑑、其略曰、治承四年庚子之秋八月三日、

公使佐々木定綱賜書、以示恃思之旨、壽永三年甲辰之夏正月、

命參河守範賴・源九郎義經、討伊豫守義仲、使入正力

洛、已而義仲出軍士、防諸宇治・瀨多間、義仲敗走、遂廿日

為石田次郎為久所討於江州粟津、當時重國屬範賴之軍有瀨常作勢

軍功、十八日、即奉使于鎌倉、以賀之、元曆二季乙巳正(二脱力)

月、範賴莅於豊後州、重國亦屬焉、二月朔、範賴及北条

小四年・下河邊庄司行平・重國等先登而戰、大宰少貳種

直・男賀摩田兵衛尉奮激防戰、遂敗績、賀摩田為重國所

射殺、於是乎、重國奉飛檄於鎌倉、以告之由、因以 公

遣人豊後、賞重國功、文治五年己酉十一月癸酉、公欲

臨鷹場、至大庭邊、及昏黑一狐出焉、公馬前之數十騎

左右相逢、公插鏑、有千葉四郎胤信郎從案山丹三者、

能射、引弓合鏑、倚於 公駕右、與 公同發矢、唯三矢(丹脱力)

中狐腰、公已知之為發聲、丹三亦察之、乍下馬以 公

矢易己矢、以于 公前、然後 公入於重國館、設讎、重

國奉之頗盡美矣、翌日十八日、公還於鎌倉、重國獻匹馬、

鷺羽・桑脇息等、建久三年壬子十二月戊午二十日、有命、渋谷

谷輩偏備勇敢、甚適 意、為慰公事勤役、以彼等領所相

模國吉田莊地頭、被申請領家圓滿院、為請所、御倉納物

所被贖其乃貢也、重國有五男一女、長曰太郎光重、食邑

在相州及薩州、二曰次郎高重、三曰四郎時重、四曰次郎

重助、五曰七郎重親、各有武功、一女嫁佐々木冠者秀義、

光重有六男、長曰太郎重直、次曰次郎實重、即是東鄉氏(三元)

之始祖矣、初早川、後車三曰三郎重保、初吉岡、後号祁答院、至

四曰四郎重茂、初号大矢、号鶴田、初置河内守重光絶嗣、至

六曰六郎重貞、初号落合、後号高城、今世稱之渋谷五宗、其

家傳曰、頻年北条氏專權、而鎌倉幕府之功臣為之所誅避

者多、光重豫察之、機以為孫謀不知避遼復、乃託事于左

右、告諸 將軍家承 許與、惟居宗子重直於本國、實重

以下五人去鎌倉來薩州、各據領地以建名家、始實重事幕

府領相州早川莊、故号早川、其子權守太郎忠重初渋谷亦

事幕府、嘗 後鳥羽上皇憂鎌倉專權、欲抑武臣以興 帝

室、召京師畿内之士、於是承久三年辛巳、北条泰時率師

入京、天兵防之於宇治川、六月十四日、兩軍大戰於宇治、

勢多間、當時忠重屬泰時討敵二人、東鑑曰、一人手將軍

賞之、與食邑之地、寶治元年丁未之秋七月廿三日、將軍賴嗣

卿賜書、以襲東鄉地頭職、先是乃父實重愛觀親光重之讓、明年春、蓋光重食邑於薩州東鄉、^三

與嚴父實重俱去相州來東鄉、築鶴岡城以居、其子小次郎

重高、入道号、^(正脱)淨心、弘安四年、大元將阿刺罕・范文虎及忻都・

洪茶率兵來、寇我鎮西、々々人防戰大勝、重高至筑前有

戰功、將軍惟康親王賞之、正應元年之冬、十月、與筑前

國早良郡比伊郡内東吉光田地十町、不傳、其子左衛門次

郎頼重、初太郎左衛門尉、^(郷)子若狹守重親、^(初忠重、幼名孫次郎、太郎次郎、權守、或車内民部、左衛門尉)

尉、弘安九年内寅生、母者寺尾彌四郎重通男号寺尾四郎重經、

領相州吉田上莊内寺尾邑・勢州箕田大功田、作州河之女也、^(會力)賴重死後、曾郷十町邑・薩州塔之原邑等、重通即重經之嫡子也、^(會力)剃髮、号

十町、重親幼稚而継家統、家臣西川・宍野・烏丸・藤川利

重親之幼、而竊謀叛、其后遂背逆災將及焉、就中宍野・

烏丸奸曲狡暴、殆不易敵、為之窮阨者不可勝言矣、而賊

徒襲取原城以據焉、東郷斧、^(郷)淵村内、重親陣松迫之田間、斧淵村之内也、挑

數日、然敵兵強而我兵罷敝、不能勝其役、重親戰甚困、

忿怒鞠躬、其愁苦之餘祈諸七迫山之阿弥陀曰、方今逆徒

躍々、吾罷敝進退維谷、冀威靈以伏敵於干戈下、雙力、退雙於

千里外、為之投命以鄙誠焉、宿願愜則吾其夜見瑞夢、重

親士卒聽之勇悅、皆以為戰捷之、明日、戰逆徒微賊敗亡、

是時家臣切通某抽殊功、重親與太刀一腰、以賞之云、於

是感激甚、乃曰、嗚呼靈驗不啻我榮、實垂澤於後裔、蓋

一勞而久逸、暫費而永寧、吾當入定以致子孫榮也、即報

之以松迫之田數頃、是田即重親所討賊之處矣、餘烈今尚

存、是以經界因舊不更改焉、遂讓家於弟又次郎重清、德

治三年戊申九月二十三日、或八月、^(四日云、)被甲冑騎驄馬、至斧

淵村邑淵脇山、下馬脫甲冑、掛之櫛樹、此樹星霜久遠、今已

之以枿樹、自是同氏者、慨然入定、鳴鈴七日而后没焉、時年二

十三、嘗遺言曰、予没後於吾所好可見驗矣、乃立廟焉、

後日重清睹神火於田海邑、東郷之内紫尾權現下之櫛樹間、於是

是歲十二月三日、重清崇奉重親稱親大神建祠焉、廟祠在田

邑、祭以每歲九月二十九日・十二月三日、重清継家、号

太郎左衛門尉氏重、或武重、又重年、車内又次郎、德治三年戊申八月廿

四日、嚴父頼重以東郷車内田海炭浦・筑前早良郡比伊郷

之内田數町讓於重清、領地東郷古川畠地等白濱三郎入道

々欽押領、因元德二年四月廿九日、鎮西探題北条修理亮

英時贈書、以糺之、元弘三年九月、之京師属官軍、凡自

元弘至建武、属足利尊氏卿有軍功、七代薩摩守右重、初熊、^(丸)

弥次郎、次郎太郎、母、太守道義公御女云、此事據新納氏、然不見國史、先是元禄年中、支族白濱伊左衛門所呈官庫系圖載矣、^(古系圖)右重之二

男重實母記、道義公之御女、右重卒後居住東郷車内邑、号經阿弥、且當家古文獻、康曆三年、有記、島津道鑑之妹車内經阿弥者、然新納氏正久珍及

鳥津伊織久（イ、ウ）、鳥津六郎次郎久（イ、ウ）、道義公御女者記渋谷又次郎氏重入道覺禪室、又許年記、嫁於氏重、今舉高說、以備考正、建武

二年三月、勤仕内裡大番、往古諸國兵士交督警衛、帝都者爾云、時号渋谷弥次郎、交名注、文在比志島氏、

右重亦属尊氏卿屢抽戰功、公賞其軍忠、三年丙子八月

十七日、賜感牘、凶徒東郷三郎藏人道義道義素非當家支族、此時無号東郷者也

及市来太郎左衛門尉氏家・牛屎左近將監高元相共招入于

肥後國葦北庄凶賊於當國、和泉庄下司諸太郎兵衛尉政保

以下、文和三年甲午四月廿六日、夜襲于薩州山門院木牟

禮城合戰焉、今茲六月、右重從太守定山公攻知色城陷之、

此役右重有忠節、四年乙未六月朔、以書命守護人相俱

可討戮凶徒市来氏家・東郷道義・牛屎高元・和泉政保等

之由、即賜御教書於渋谷一族當國地頭御家人等中、御教書不傳、

十一月七日、尊氏卿貶當家感牘於一族中、以賞軍忠、貞

和二年乙酉四月廿二日、右重以田海邑内神水無瀬及車内

邑之内田六町讓大方殿、大方殿者蓋右重母堂也、八代薩摩守重元、初又次郎、

次郎左衛門尉、後山城守、初名重信、再興一寺、年号寺也、即今天澤寺也、後改重元寺、慶長年中鳥津

彈正久慶領東郷、時改重元寺号天澤寺、今在奔淵邑内、延文六年辛丑三月、創建西前寺、

應安六年癸丑三月廿一日、上總介伊久公投簡牘、筑前早

良郡比伊郷内弘安恩賞之地領地示不可變之旨、八年乙卯

四月五日、鎮西探題今川伊豫守貞世入道了俊以書達重信

之忠節於奉行館、至德三年丙寅四月三日、今川貞世贈尺

素、筑前國比伊郷地頭職事守先例傳可令知行之旨、五月

十三日、今川貞世投簡牘、伊集院入道遺領以其三分之一

為恩賞傳可令知行之旨、齡岳公賜書、在國司入道々超

及一族等之遺領事、為恩賞雖拜領、而重元由以有大義示

可讓與之旨、三月四日卒、法名舜翁宗堯庵主、九代薩摩

守重明、初重光、幼名次郎太郎、左馬助、法名号永源、十代下總守重隆、幼名熊王丸、又次郎、薩

摩、應永十九年壬辰八月十九日、父重明以東郷田海邑讓

於重隆、廿二年乙未三月十六日、忠朝公賜重隆薩摩郡比

羽田邑、以為兵料邑、文安元年甲子四月十五日、為子孫

繁昌采地安全、創建田海邑紫尾權現祠、四月四日年号不詳卒、

年五十七、法名滿州充公庵主、十一代隱岐守重信、寬正

三年壬午六月廿七日、枝族祁答院播磨守德重・入来院彈

正少弼重豐贈書以示同心之旨、殊功實習犬追物射術、數

列射者、重信法名信叟義心庵主、十二代隱岐守重理、左初

衛門次郎、左馬允、東郷氏、号一鈞齋、重理亦能射、習犬追物、文明四年壬辰

二月五日有犬追物、重理列射者、十一月三日有犬追物、

重理列射者、射中十三犬、四日又有、亦列射者、射中十

犬、五年癸巳三月廿六日、太守圓室公令為犬追物、重

理列射者、七年乙未十月九日有大追物、重理列射者、射

中四犬、圓室公嘗不豫、一旦平復、為之十五年八月廿

一日於新田宮有筮懸、重理列射者、島津修理亮忠廉有倍

守護之聲、重理亦隸之、十七年二月朔、支族祁答院左衛

門尉重慶重慶者祁答院氏元祖吉岡三郎重直十一代之孫也、寶治二年戊申春、重直始就領地祁答院、重直生平太次郎重高、々々生

次郎重松、々々生平次郎行重、々々生次郎左衛門尉重實、々々無子、養

同氏公重為子、公重出羽守重茂、生重茂、生河內守延重、雖有子、以弟遠江

守久重為嗣、讓所領、久重生播磨守德重者、即德重子也、世以祁答院領

主至重慶、併領鹿井、相原・紫尾・久木野・山崎・後湯田・佐志・時

吉・中津川・黒木・大村・久富木・上船木・木茂・蘭牟自稱朝

田・長野等凡五百六十餘町為食邑、侵掠隣境、以振威勢者也

鹿兒島、與重理及高城氏其人不可詳、元祖實重五弟孫合六郎重貞受

潛合謀襲水引城、守護方之城兵迎戰、斬荻野孫三郎・日

出嶽彦三郎、二人俱重理之麾下、然重慶之兵不肯退、勵挑戰、兵寡

不能禦、捐城奪千臺宮內、十九日、重理發軍衆於祁答院、

戰於一木、今在宮城虎井村內、今一木云、重理嘗黨祁答院重慶、於是屬島津忠廉、討名井五郎、而將

退軍、重慶之士卒追到、而相挑於山田、東郷之内、去一木凡一里程、相

與躬自提太刀競戰、重理軍敗、家士兒玉越中村、同五郎

右衛門為之所討、此日、忠廉之弟加治木右衛門佐忠敏自

橫川此時忠廉領橫川攻入於祁答院、然重慶勵兵競戰、於是忠敏班

軍未整、祁答院之兵追到挑戰、忠敏遂敗、一族枝次民部

少輔・同彦二郎・鍋倉五郎右衛門戰死、是日忠廉者自祁答院西疆攻入、重理者自

東方攻入、重慶同日受敵、二十六日、重理發於高尾野島津薩摩守

於三方、出忠廉之謀也、得勝焉、討穗北舍人佐國久之父、重慶以

計略使重理退去于帖佐、以男松法丸隱岐守重信之初名也為家督、此

月、忠廉自祁答院帰帖佐、復往菱刈、會菱刈民部太輔氏

重・男孫三郎忠氏於國見、在求麻、牛屎院之境、為傾守護之謀、於是

薩摩守成久及北郷敏久・樺山長久聞之、使為忠廉請成、

成久與相良為續俱往牛屎、使人說忠廉和平守護、然忠廉

報未決、故為續自往菱刈、強勸忠廉相供歸牛屎院、見成

久、五月朔日、共至鹿兒島、重理及入來院加賀守重聰・

菱刈忠氏・吉田孝清・加治木忠敏・羽月氏等亦咸從忠廉

朝鹿兒島、公聞之、明日、遂使穎娃兵部少輔兼心勞之、

三日、重理以下輩皆登城見公、於是和諧卒成、先是

公伐山東也數招祁答重慶、而不至、公怒之、今茲八月、

命島津成久・同忠廉討之、九月、忠廉及村田越前守經安

至入來院、而與重理及入來院下野守重豐俱合謀舉兵、屯

山崎牧嶺、同十三日、逼大村城、城中出兵貳百人挑戰、

公軍走、十五日、公軍三千餘人往放火黒木・中津川民

屋、重慶又率兵八百人來大戰、日置美作守忠鑑率兵自橫

川來放火長野、重慶追之、忠鑑返兵挑戰、重慶退去、二

十一日、重理與諸將相議退去於入來、大村之兵出從之、

忠廉堅備引去故敵不戰、明日、往徇山田東郷之內聚兵、厥明、

遂入祁答院隔川戰、公兵渡川而奮戰、重慶軍敗走、鶴

田某此時鶴田氏屬重慶之麾下、步騎三百餘出軍紫尾大願寺、重理及帖佐

之士大敗之、廿四日、各班軍、十三代隱岐守重信、初左衛門次郎

母島津薩摩守國久之女、太右義天公之第二子薩摩守用久領和泉四ヶ所、國久之即用久之子也、頃

年攻取高城、使弟備前守重隆居焉、故重隆号高城、非六郎重貞之裔

後又使重隆為同氏河内守重近後嗣、六代又次郎氏重之三男次郎重長、々々生越後守重賴、重近者即重賴之子也、重近死後絕嗣、故其家跡、重信亦習犬追物射術、延德三年三月三日、公令

為犬追物、列之射者、五日、又有犬追物、亦列射者、射

四犬、明應八年二月十九日、又有犬追物、又列射者、射

六犬、時稱隱岐守也、法名鳳山王桐禪伯、十四代隱岐守重朗、初名次郎左衛門次郎、永正年中、太守蘭窓公弓箭之時、拜公命盡忠節

焉、公賞之、以書賜水引郷也、公又賀新歲賜簡及御

太刀一腰、金覆輪、以家臣白濱加賀守重香為家老、七代薩摩守右重之二男重實

受父之讓領東郷之白濱邑、因氏焉、重實生重元、々々生次郎四郎重久、重香者即重久之子也、重香生周防守、周防守初出宗家寄頼入来院家、

十五代大和守重治、幼名弥次郎、左衛門次郎、大永・天文間、國郡大

乱兵革竝起、於是重治察未然、按得失結好於隣境、故進

止或失素意、天文八年己亥八月、退治水引郷、十月、以

三町之田與于家臣六野若狹守重勝、六代氏重他腹之長男四郎重勝、勝領東郷之內穴野、因氏焉

重勝生重命、々々生重郷、々々生自重、々々生重宗、々々生重清、々々生重友、々々生筑前守重全、々々生左衛門重治、子孫在東郷之士也、重勝即重全之二男也、子孫在宮之城家中也、、九年六月廿八日、賜宣旨、以任大

和守、島津薩摩守實久者、素公室之家屬、嘗叛于梅

岳公、大中公、重治亦隸之、是滅領地之基也、重治又與

同族祁答院河内守良重、良重祁答院重慶四代之適孫也、良重之父伊勢守重武、享祿・天文之間、掠領開州帖佐山田等、良重掠劫帖佐之近隣最多矣、入來院石見守重朝及蒲生越前守範清俱叛

于公、肝付三郎五郎兼演亦隸之、十八年五月、公使

伊集院大和守忠朗・樺山安藝守善久陣黑河崎以攻擊之、

十一月廿四日、乞降、公赦之、於是十二月十一日、重

治遣親族者公陣、公在清水也、謝赦罪之辱、湯田兵庫者島津薩

摩守義虎之臣也、居住于阿久根、嘗飼犬以為樂、我家臣

之中潛之于阿久根、盜其犬婦東郷、兵庫聞之、來東郷、

入盜其犬者之宅奪之還殺之、自是含恨遂戰爭、弘治三年

十一月七日、戰于阿久根郷深迫・尻無二邑間、義虎之兵

敗死者多、兵庫及阿久根大藏庵之住持雪溪和尚亦戰死、

此日、我家臣脇岡左近岬道邑為田代淡路義虎麾下所討、津田將

水引之監地頭也、為白男川因幡所討、亦義虎麾下、當家連年與義虎戰數

旬、凡天文至永祿義虎之麾下戰死者、松岡九郎・橋本少

弘治三六月十六日

次郎・飯尾善五郎・古垣山城・東助左衛門・市來備後・

同又四郎・牧武藏・松岡紀伊・大磯民部・田野左右衛門・

(門脱力)

河添甚四郎・遠矢與四郎・小幡右近・上田助七郎・同喜

兵衛・中馬小太郎・林彌七郎・濱田源三郎・市來内藏助・

佐谷田源左衛門・林但馬・山本右馬・平城七郎左衛門・

牧田神四郎・知職與次・長池彦七・久木本善右衛門・中

(識力)

尾藏人・岩崎新右衛門・土岐玄蕃・村田源次右衛門・千

竈伊豆・賣島肥前・池上孫次郎・久米將監・大茂次郎右

衛門・同次郎九郎・鷹口三郎右衛門・市來後備後・知職

(識力)

孫六・佐多出羽・小木原番左衛門・小者七右衛門・五郎

三郎・孫右衛門・喜七・八郎五郎・善八・孫太郎・又左衛

門・太郎三郎・彦太郎等也、自始祖實重世々傳領東郷及

諸所莊園、實重正脈適々相續、重治法名月林重本庵主、

無嗣子、故以菱刈相模守重劬入道天岩之三男彌次郎為嗣、

夫菱刈氏大戰冠鎌足之裔也、後白川帝賜菱刈院於進士判官重妙、建久四

年冬、奉右幕府之命來居菱刈院、因氏焉、重妙生左兵衛佐重實、々々生彦

太郎重宗、々々生又太郎隆平、々々生彦太郎重信、々々生彦太郎篤重、々

々生但馬守重遠、々々生安藝守久隆、々々生參河守元隆、氏重即元隆之子

也、氏重生三河守忠氏、々々生左兵衛佐重

時、々々生大和守重嗣、々々生相模守重劬、

重尚、号入道喜俊、重尚襲家、并領高城郡・水引・中郷・

湯田・西方・東郷、食邑及貳万餘焉、以白濱上總介重陳

(石脱力)

為家老、領地東郷與島津薩摩守義虎領地阿久根郷諍論其

疆畔、遂及戰爭、永祿十一年六月十八日、戰于阿久根、

而討出水之兵六十三人、翌年八月十八日、再戰于同郷深

迫邑、義虎之麾下村尾安房守重利所發之矢中于我家臣白

濱上總介重陳、重陳者周防守之適子、世々仕于當家、領白濱邑、周防守

有二子、長重陳、次曰周防守重政、先是、周防守之妹入

來院、彈正少弼重聰之室、其所生之女為大中公夫人、重政亦從夫人近住

公傍、浴于鴻恩尤深、自是重政為直隸、重政生次郎号淡谷、々々生四

郎左衛門重將、慶長年中、重將奉慈眼公之命初号淡谷、此時重將苦訴曰、

白濱怨兵衛重任者我宗家也、今圍集而於予稱淡谷則非礼也、請渠亦同蒙免

許、公谷之、因重任亦冒本氏、自是此支族咸冒淡谷氏、重任今淡谷恕兵

衛門重亮、同喜兵衛重彰、同半

左衛門重政者皆重將之支族也、

決勝負、然重陳不撓、重利雖蒙數傷、遂擊殺重陳、我家

臣隕命者八十三人、而境地属阿久根、重尚嘗黨菱刈某・

蒲生某等、以叛公室、於是大中公數年勞軍務責之、

重尚悔先非、元龜元年庚午正月五日、獻領地高城・水引・

中郷・湯田・西方・東郷以降、請永臣事公、於是乎、

公宥其罪、下命曰、重尚多年雖侵我、已改其罪、獻其

所有之地以降焉、然東郷者始祖實重受封、尔來世々領之、

故唯復賜東郷一郷、然而賜高城・水引・中郷・湯田・西

正忠重豊因恒例遣使村尾藏人於薨城献太刀、時與禰寢右近大夫重長之使争前後、村尾曰、吾宜献於東郷氏之次矣、即官命曰、東郷・祁答院・入来院固一姓也、宜以禰寢氏為東郷氏之次、村尾曰、某年少不能獨斷、以從人後告重豊以決之、太守貫明公聞之、使本田因幡守親治・上井伊勢守覺兼論村尾曰、當今其同家一人甲人、則庶子何可嫌、入来院氏下禰寢氏固可矣、又勿疑、宜辨矣、村尾不肯而還人來院、於是重豊有不臣之聲、四年丙子八月廿四日、公至於日州三山城、使河田駿河守義朗行凱樂之法、重尚入謁公、献太刀以賀之、先是、以公子島津又七郎家久將賜重尚之養子、然而不成、於是五年二月三日、有公命、以家久之二男島津鎌徳丸為重尚之子、号東郷源七郎重虎、以天正二年戊〔本ノマ〕生、母樺山安藝守善久入道玄佐之女也、八年庚辰八月十九日、公領軍発向肥後國、討同國水俣城主相良修理太夫義陽、此役也、重虎以幼不能從軍、故使人從東郷兵士莅於葦北郡、十二年甲申十二月三日、承家統、故遣使〔東郷左近將監〕於府城、献太刀・馬代千匹、以謝襲家、明年、媒妁以伊集院右衛門太夫忠棟聚上井覺兼之女、十二月九日、遣使〔東郷又八郎濱刑部少輔〕於覺兼、贈折

六合・樽二荷于覺兼、太刀一腰・織絹于覺兼女、同一于恭安、〔覺兼之父也〕以為婚姻之祝、其外至從者贈物各有差、支族瀬戸口安房守重治〔六代又二郎氏重之四男三郎次郎受父氏重之讓領東郷之内瀬戸口邑、因氏焉、三郎次郎二十五歲而戰死、而無嗣、第九郎為嗣、尔來其子孫世々仕宗家、食瀬戸口邑重治之父藤兵衛重為初出宗家泰仕公室、重為雖為其支族、而不知所自出稱東郷十左衛門重マ、同肥前重利者皆重為之曾孫也〕請冒本氏東郷於重虎、為許之、十五年、轉食邑東郷易賜邑田、翌年、賜東郷島津圖書頭忠長、於是當家稍貶家聲、文祿元年壬辰、奉命之朝鮮之役而勞軍事、而罹癩癡于營、二年癸巳十一月十日、於唐島應松齡公之命、去東郷氏復本姓冒島津氏、於是自改重虎名忠直、從兄豊久〔又七郎、後中務太輔、領日州佐土原城也〕、在佐土原、慶長五年庚子、豊久属石田三成戰死濃州之役、〔原、東照廟命有司、以其居城佐土原使隣境侯伯鎮焉、是以忠直以下親族去佐土原、退去日州諸縣郡高岡郷内田尾邑之采地、其後移居于隅州菱刈本城之食邑、九年甲辰、奉命為豊久之後、然以病故、使長女妻喜入撰津守忠續之長子繼其家、忠直領一千石之土田隱居、十九年、移居于隅州桑原郡踊郷三代堂邑、向忠直去當家復本姓之后無嗣、姑為家跡當家文獻系圖器財等無可主者、盡藏之于東郷内神社佛寺而多失、先是、當家執贄朝于府城、則著席見公、歲首・八朔必

獻太刀・馬代、以賀佳節、是我家例也、丁重虎之時、猶先規辭當家之後、無嘗閱之、親戚・庶孽・舊臣離散、曰、傳當衰之時、世臣多寄頼入來院家云、因家格舊式亦廢焉、元和七年辛酉五月廿九日、忠直卒于三代堂邑、年四十八、法名然叟清郭居士、

葬于井手上、三代堂邑之內、當家絕嗣有年、太守慈眼公降命、令忠直之嗣適島津又九郎久昌續承墜緒連續其家跡、初公經日州朝江都也、使久昌隨 公駕、久昌私以為、日州

佐土原者為祖父中務大輔家久履地、舊臣尚存、經此地則古臣必聞我姓名、此時稱島津又九郎也、慕舊好出逼于馬前、然則冒島津之尊号不發一辞亦非礼也、不如改姓名焉、即於日州高

城就兒玉筑後利昌達此旨於 公聽、 公容其言、則命曰、嚮是乃父忠直去東鄉家復本姓、以來當家絕嗣尚矣、今也使久昌續東鄉家、乃敬奉 公命稱東鄉若狹守昌重、時家祿七十五石

餘 明年四月廿三日、獻太刀・馬代・二種一荷、謝襲家、寬永十一年甲戌、任薩州鶴田地頭職、十五年、蜂起耶蘇

之妖賊於島原・天艸邊、島原在肥前州、天艸在肥後州、大樹命閔西之侯伯討之、此役也、以鶴田地頭職從軍、兵士凡三十八人許、正保三年丙戌、

轉日州松山地頭職、 寬陽公欲以犬追物備大樹之觀、於是今茲四月七日、請老中芝邸、試觀二隊之犬追物射、昌

重與之、(六九)二月六日、 太守寬陽公發江都就國、昌重以騎馬從駕、七月廿八日、公詣鹿兒府諏訪、亦以騎馬供奉、昌重習犬追物射術能達、數列射者 公賜、(ママ)今茲十二月、奉 命去當家携二子為樺山又九郎久尚之後嗣、乃改号諸右衛門久廣、久廣在樺山家時、勤橫目頭・御請役等也、初 寬陽公降 命曰、抑樺山氏者國之貴戚 公室之懿親也、使他人不可繼之、昌重之父忠直者樺山玄佐之外孫、是使昌重繼其家、以重其前好也、於是昌重之家跡更賜二弟九右衛門重經、々々

初忠經、鎌袈袞源十郎、多宮、以慶長十七年壬子之歲生于菱刈本城、母同昌重、重經始為嗣君 久平公御守役勤仕于江都有年、一旦坐事罷之、又且蟄居、慶安三年庚寅之秋隱居、其為人穎敏豪邁、崇信嗜儒學、寬永中、負笈遊學于京師、好讀南華篇、晚年愛酒逞情志、是以所不遇、延寶二年甲寅十一月七日死、法名一岳道貫居士、二十代市左衛門重利、

初重益、長次郎、惣兵衛、奉勝兵衛、以元和六年庚申二月生于三代堂邑、實忠直之四男、母同昌重、慶安三年庚寅八月、奉 命繼家、乃獻太刀・馬代・二種一荷、以拜之、當家拜家督之礼且執物謁于君上世々進上此品是常例也、奉 寬陽公勤御納戶奉行、時家祿三百八十六石餘、

後倣之、

〔諸家大概記〕

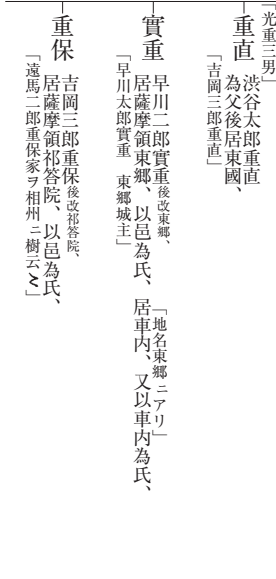
一平姓二渡氏東郷庶流ニ而、東郷之内二渡を領申候、二渡傳右衛門と申者より為罷出与申事候、此養子ニ伊地知伯耆守三男罷成、二渡次兵衛と申候云々、

一平姓鳥丸氏東郷氏之庶流ニ而候、東郷之内鳥丸名を領申候、中古之儀ハ見得不申、天正二年比、鳥丸紀伊中郷地頭被仰付候云々、

〔東郷氏入来院氏系圖〕

太郎光重

※



重諸

大谷四郎重諸後改鶴田、居薩摩領鶴田、以邑為氏、
〔大谷四郎重茂 鶴田城主〕

定心

曾司五郎定心、
〔五郎坊定心 入来院城主〕
居薩摩領入来院、以邑為氏、

重貞

落合六郎重貞後改高城、
居薩摩領高城、以邑為氏、
〔落合六郎重貞 薩州高城郡司〕

明重

第四子
有重

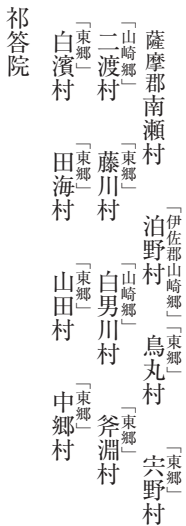
〔此朱書郡答院記ニ拠ル、謬ナルヘシ〕

※ (頭注)

〔本系圖中ノ「ハ鹿尾島県立図書館所蔵本ニ於テハ朱書ナリ〕

〔郡村高辻帳〕

東郷



伊佐郡〔宮ノ城〕吉村〔全〕 虎居村〔全〕 湯田村〔全〕 宮之城村〔全〕

平川村〔全〕 船木村〔全〕 求名村〔全〕 平木場村〔全〕

久木野村〔全〕 鶴田村〔鶴田郷〕 紫尾村〔全〕 柏原村〔全〕

神子村〔全〕 久富木村〔山崎郷〕 山崎村〔全〕 大村〔大村郷〕

中津川村〔全〕 黒木村〔黒木郷〕 佐志村〔佐志郷〕 蘭牟田村〔蘭牟田郷〕

長野村〔隅州曾木郷〕

入来院

薩摩郡裏之名村〔入来院〕 添田村〔全〕 市比野村〔樋脇〕 中村〔全〕

楠元村〔全〕 久住村〔全〕 倉野村〔全〕 塔ノ原村〔全〕

高城

高城郡高城郷

右、島津國史註ニ拠リ抄出ス、

〔國史義久記〕

元龜元年庚午春正月云々、是月洪谷氏降、猷隈城・百次・

平佐・碓山・高江・高城・水引・中郷・西方・湯田・宮

里・京泊・清敷之地、公宥其罪、仍賜入来院加賀守重嗣

清敷、東郷大和守重尚東郷、

〔建久圖田帳〕

東郷別府五十三町二段内

寺領八町五段弥勒寺

社領二町正八幡領

公領四十二町七段内

時吉十五町

得末四町

吉枝七町〔島津御庄寄郡〕

若吉六町〔同御庄寄郡〕

時吉十町七段〔同御庄寄郡〕

下司僧安慶

下司在廳道友

没官御領地頭千葉介

郷司名主在廳道友

名主肥後國住人沼田太郎實秀〔註〕

名主在廳師高

名主小太夫兼保

郷司在廳道友

〔水引權執印文書中〕

嘉曆三年薩摩郡内交名注文ニ、東郷三郎左衛門入道、子

息左衛門入道、鳥丸在國司四郎入道トミヘタリ、

〔旧跡調帳〕

在國司小太郎大前道氏

在國司次郎入道道紹

在國司三郎道嗣〔建久・元弘ノ比東郷時吉村名主〕

道紹ノ孫 在國司次郎道久〔文和中和泉知識城ノ時ミユ〕

東郷藏人道義奔淵村之内ニ城跡アリ、

洪谷太郎光重

男子六人アリ、
吉岡小平太重直相州早川在城、

二男
早川次郎實重

薩广郡東郷之庄安堵、宝治二年戊申下着、

三男
遠馬三郎重保祁答院

四男
大谷四郎重茂鶴田

五男
五郎坊定心入来院殿

六男
落合六郎重貞高城

東郷太郎忠重

車内小次郎重高

太郎左衛門頼重

早川次郎重親

高城氏与戦争多シ、

〔東郷由緒記〕

一頼重捐館之後、息男早川次郎重親幼稚也、西川某・藤

川・宍野・鳥丸其外給人背、東郷・高城山北ニ相従、

重親及長、為達武道本意、發干戈令退治早、其内宍野・

鳥丸・藤川給人奮勇敢不伏、剩斧淵村原之城江出張為

怨已有日、是時重親士卒催促陣營松ヶ迫田地、怨敵強

勇、合戦無勝劣、於是重親七迫山之阿弥陀仏發誓願、

其夜有夢想、翌日辰之一天、一人衲僧原之城南之尾崎

登事甚急也、重親進諸卒而附後攻登り、鯨波を發し城

を乗取早、從是東郷一圓掌握之由申傳候、

一重親領内平均、而後舍弟重清讓家督、九月廿三日、入

定淵脇山、生年廿三歳与申傳候、入定後出生之子下津

留太郎重持居宅之跡于今下津留与申傳候、

一元龜元庚午年之春、洪谷黨去押領地而降參太守義久公

幕下、是以宥前非、東郷被宛行早、

一天正十五丁亥、島津圖書頭忠長入道紹益隅州依御線易

東郷御安堵、長男河内守忠倍繼箕箒(妻カ)之處、於東郷城内

捐館、舍弟下野守久元有合相續、右三代之内城内本丸

或新城之野原構居宅、所領里斧淵村・田海村・宍野村・

鳥丸村・藤川村・山田村・二渡村・白男川村・泊野村、

一慶長十九年甲寅、島津下野守久元私領宮之城依御練易、

其跡外城ニ被成、東郷之内田海村・南瀬村・宍野村久

元領之、斧淵村御藏入、藤川村但馬守領之、

一同十九年より寛永十三年迄廿三年東郷外城地頭不相知、

一寛永十年癸酉、山田村町田出羽殿私領ニ相成候、

一同十三年、島津彈正大弼久慶大村私領東郷江被召直、

家中面ニ被召移、東郷衆中之儀者大村・阿久根江被召

移候、

一同年間、久慶私領東郷十ヶ村・日置・眞幸、東郷之内

山田村者町田出羽殿私領ニ而候、

一明暦二年丙申、久慶捐館之後一萬石之内三千石上地ニ

罷成、二渡村・白男川村・泊野村山崎支配ニ相成、御

養子久憲公私領山田村相加東郷八ヶ村被領候、

一久憲狂乱心哉、歳久公之御家被召迦、太守光久公御舍

第三郎右衛門尉忠朝公所相續也、忠朝長男左衛門尉久

道、延宝八年庚申、東郷人鉢式百拾式人、二男三男五

百六拾人餘被差上、外城ニ被召成候、御覚書御請口上

書有之候、

「以上由緒記」

〔國史貞久傳〕

文和二年夏五月十一日、足利義詮下文、賜齡岳公在國司

入道道超旧邑、賞功勞也、

下文止云薩廣島津莊在國司入道道超、名闕、按田代上田屋敷百姓主膳所藏系

圖、醍醐帝之曾孫源里用為薩廣在國司、傳六世、至助兼為大前姓、助兼孫曰道直、為祇答院郡司、子孫世襲其職、入来院主馬家藏修理亮平朝臣元亨四年十二月十六日下知狀、稱時吉名總領主在國司入道々雄、時吉即祇答院地、道超豈其後耶。

〔在國司ノコトニ係ルヲ以、此ニ載テ参照ニ供ス〕

文和三年八月、初一色道猷以齡岳公為北郷地頭職、事見前年、

既而公以北郷者叔父尾張守資忠之賜邑也、請以他邑易之、

二十五日、道猷與公東郷藏人等旧邑、以易北郷、摺旧譜、文和四年

十二月十二日賜資忠北郷、豈暫取其地、而更改封之耶云々、東郷藏人旧邑地闕、

〔東郷藏人東郷斧淵ニ居城アレハ、此ニ載テ考ニ備フ〕

〔國史光久傳〕

延宝八年云々、初關白秀吉賜島津歳久死、収祇答院、見事

第二十卷而歳久有孫、曰常久、貫明公與松齡公謀、欲與

常久邑以為歳久之後、私於石田三成、三成曰、立為歳久

後則不可、竊與之邑可也、乃與常久日置、摺島津左衛門記録、慈眼

公時、増封彈正久慶大村・黒木・久富木・東保、後以東

郷代大村・黒木・東俣等、而領日置如故、及三郎右衛門

忠心之身、公収日置、至是、丹波忠興請以東郷代日置、

許之、忠心常久之嗣、忠興忠朝之子也、彈正久慶常久之子、事慈眼公、寬陽公為

家老、致仕而卒、後有告其生前陰患者、乃削其名、不以為世數、而以慈眼公第十二子為常久後、即三郎右衛門忠心也、

五氏久譜中」

「一色殿ヨリ、④大隅殿御配分狀、⑤案薄葉入道殿被持上、文和

④十四三廿八到」

薩摩國東郷藏人跡同一族等跡地頭職事、為勲功地、日向、⑥北郷之替、所宛行也、早守先例、可致沙汰、仍執達如件、

文和三年八月廿五日 沙弥在判

島津三郎左衛門尉殿

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五五四号文書ト同一文書ナルヘシ)

〔雲遊雜記傳〕

文明六年東郷トハ、按ニ、東郷氏十二世隱岐守重理入道

一鈞ニテ、文明十五年八月笠懸手組ニ、東郷右馬允後ハ

隱岐守ニ任セラルト見ヘタルモノ此ナリ、父ハ隱岐守重

信ト云ヘリ、東郷ハ薩摩郡ニ隸ケリ、國初ニハ在國司小

太郎大前道氏ナル者斧淵城ニ居テ、或ハ斧淵、或ハ時吉

ヲ氏ニスト云ヘリ、建久八年圖田(下)ニ、東郷々司名主在

廳道友ナル者、或ハ下司、或ハ本郡司、或ハ本地頭分ト

シテ、東郷別府ノ内ニ時吉二十五町七段、高城郡ニ時吉

十八町、薩摩郡ニ時吉六十九町、祁答院ニ時吉十三町、

伊集院ニ時吉二十五町、其外諸領合セテ二百十三町餘ヲ

領シ、其輿書ニモ權大前在判トナト見ヘレバ、道氏カ族

ニヤ、同九年ノ頃東郷郡司時房トモ見ヘタリ、左アルニ、

渋谷莊司重國ノ長男太郎光重ノ次子早川次郎實重、父光

重ノ讓ヲ受テ菜ヲ東郷ニ食メリ、其子太郎忠重承久ノ乱

ニ功ヲ致シ、寶治元年七月二十三日、頼嗣公御下文ニテ

忠重ニ東郷地頭職ヲ襲シメ、翌二年ノ春、父實重等ト此

ニ入部シ、鶴田城(岡力)ヲ築テ、代々御家人ヲモテ居城シ、亦

渋谷五家ノ其一ニテ、西藩ニテハ一族ノ長タリ、其ヨリ

弘安ノ頃ニモ大前東郷ノ族東郷在國司三郎道副、元弘ノ

頃ハ東郷藏人道義トモ見ヘレハ、姑クハ竝領セシニヤ、

忠重ノ玄孫太郎左衛門尉氏重、其子次郎太郎祐重、此兩

代ハ尊氏ニ屬シテ軍功アリ、其子薩摩守重元カ時、文和

二年五月、幕府義詮ヨリ齡岳公ニ在國司次郎入道道超カ

遺領ヲ御賜アリシニ、公ヨリ又重元ニ賜ヒケルトナン、此時公室ニ臣事ルカ、全ク東郷ヲ領セシモ此ヨリナルヘシ、重元玄孫即此重理ナリ、重理文明十五年圓室公御病氣立願ノ笠懸ニナド加ハリタルニ、程ナク叛キテ祁答院重慶等ト忠廉ニ叛ヲ勸メ、同十六年二月朔日、重慶ト俱ニ公領ノ水引城ヲ攻メ、同二十日、忠廉等ノ重慶カ蘭牟田城ヲ攻ラルニハ、重理却テ忠廉ヲ援テ重慶ヲ伐チ、同三月、重慶カ為ニ出サレ帖佐ニ奔レル事トモ文明記ニ出タリ、其曾孫大和守重治男無ク、菱刈天岩ノ三男ヲ嗣トス、大和守重尚入道喜俊此ナリ、喜俊ガ時、元龜元年正月、邑ヲ以テ公ニ降レリ、事ハ入来院ノ傳ニ詳ナリ、時東郷一邑ヲ安堵シ、居城故ノ如シ、喜俊亦子ナク、天正五年、公子家久ノ次男源七郎重虎ヲ嗣ニス、時キ四歳、鎌徳丸後ニ忠直ト更ム、歳租千二百六石ヲ食メリ、同十五年太閤西征ノ時、僅ニ十四歳ナレハ、去テ佐土原ニ寓ス、寶治ノ入部ヨリ此ニ至リ三百四十年ニシテ宗邑ヲ離レ、其ヨリ文祿四年九月本城ノ南浦村等ヲ拜領シ、慶長六年、日州田尻村ヨリ本城ニ移リ、同十九年、又踊ノ三鉢堂村ニ移ラレケルトゾ、斯テ東郷ハ、天正十六年冬、太閤ヨリ

※1 島津忠長ヲ申良ニ易ヘテ此ニ封セラル、其ヨリ慶長五年

十二月封ヲ宮ノ城ニ徙サレ、東郷十箇村モ兼領ナリシニ、

※2 同十九年、野州久元ノ時ニ至テ東郷ハ召上ラレ、敷根三

十郎頼國等此ニ地頭タリ、左アルニ、寛永十年六月、島

津彈正久慶ニ本邑三千石ヲ日置ニ加封セラレ、一萬千九

百斛零ヲ領セラルトゾ、日置・山田・神ノ川ハ文祿四年常久ノ時ニ拜領ナリ其後三郎

右衛門忠朝ノ時ニ至リ三千石ノ加増ハ召上ラレ、日置・

東郷両邑七千七百石安堵ナリシニ、萬治三年日置ハ召上

ラレ、東郷一所ヲ下置レタリ、忠朝ノ子丹波忠興ノ時キ、

東郷ヲ上テ日置ニ易シトヲ請ハレ、延寶八年八月三日、御練易賜ハル云々、

※1 (重注)

「忠長」—— 忠倍

久元 —— 久通

天正五年ヨリ同十六年冬迄忠長申良郷柏原村ヲ領ス、夫ヨリ

東郷へ移サルト地理志ニアリ」

※2 (重注)

「慶長八年十二月、下野守久元代、真幸院末永村ニ移リ、十四年、末永ノ菜邑ヲ改馬越・大口・曾木ノ内ニ賜、十五年六月

廿六日、馬越ヲ去り宮之城ニ移、翌年十月、鹿兒島ニ移ル
云々、旧史官調ニミヘタリ」

〔島津家久譜中〕

寛永十年六月十一日、伊勢貞昌贈書於島津霜臺、其赴日、
晴襄所領高如書記達 高聽、雖然今如舊領祁答院者島津
久元領之、繇焉為其代賜東郷心中如所欲、是先奉内窺旨
達 貴聽、則如願先於東郷賜三千石地、與今所領合可為
一萬石、而公領亦須相交旨新所命也、委三使可伸言、就
中細囑伊東氏、可聞知云云、後與島津久元同以連名之書
亦傳此事矣、

56 旧日置邑主藏一

猶以為御心得先之申入候、三人之衆より不被聞召内者、
御他見被成間敷候、内之為御心得如此候、以上、
一書令啓上候、然者去春之比者御使御進上候、御口状之
趣具承置候ニ付、先年 晴襄様御知行之高如御書附内之
ニ而致披露候、祁答院之儀者、當時野州御給之儀ニ候間、
難御申候条、東郷を御給有度候旨、御内意之通申上、左

様ニ相濟候、就其先御知行之高壹万九百石餘ニ而御座

候哉、其御書立 上覽候處、先今度三千石被成御給、合

壹万^{④石}ニ而東郷御領受候様ニ与被仰出候、先以目出度奉存

候、御支配之様子者、近所中途遠方与相分候得共、一所

衆之儀者、何も一所御持切之所を近所中途ニ被成、其餘

者菱刈・真崎・庄内之間 江可被為持之由相定候、其段者

今度御使三人之衆可被申達候間、不詳候、委者伊東二右

衛門殿へ申候間、可被聞召達候、恐惶^{④敬白}、

〔寛永十年〕六月十一日

伊勢兵部少輔貞昌判

霜臺様〔久慶〕

参人之御中

〔本文書ハ「旧記雜録後編五」六二四号文書下同一文書ナルベシ〕

57 全

以上

一書申入候、然者先年 晴襄公御知行祁答院之儀、無異
儀返可被進之由、從 龍伯様堅被仰出候ニ付、度之雖御
侘候押移候、今度東郷被進之由被 仰出候、先以目出度
候、老中衆より可被申達候間、早之御領地尤候、御意

之趣委細高崎伊豆守可被申達候条、不能詳候、恐惶謹言、

「寛永十年」
六月十八日

伊勢兵部少輔

貞昌判

下野守

(鳥建)
久元判

彈正様「久慶」
人之御中

(本文書ハ「旧記雜録後編五」六二九号文書ト同一文書ナルベシ)

〔本田兼親傳〕

文明十八年丙午十一月、公陣隈之城、二十六日、遣兵伐東郷、二十七日、及東郷兵戰、公師克之、斬東郷右馬允之弟刑部太輔及其族等數人、公將如帖佐、閏月朔日、公復賜書、

58〔本田氏藏書〕

去廿六七東郷ニ勢遣候、廿七日、両方ニ合戦候て、何方も得勝利候、可然候、殊東郷右馬允舍弟刑部太輔其外親類以下數人討取候、本望候、東郷事ハ城はかりに

仕成候之間、其俣差寄候ハ、可輒様ニ見へ候つれ共、

方々被申子細共候間、先々取延候、何様聽テ可了簡候、

其方境目之事共如何ニ候哉、今之時分一入用心城詰等

入へく候、雖不申共候、不聞被副心候ハ、可然候、合

戦之次第其方之人々皆々申度候、爰元しかくと申談

候テ、聽テ如帖佐可打越候、世上如今者、不可有差事

候哉、弥所々無越度様ニ調法共憑入候、恐々謹言、

「文明十八年」
壬十一月一日

忠昌判

本田殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一六五七号文書ト同一文書ナルベシ)

〔本田兼親傳〕

閏十一月廿六日、公賜兼親書、復隅州守護代、呈誓表故也、該書忠昌判本田因幡守殿トアリ、略ス、

〔纂考〕

鶴ヶ岡城之内 高三十間余、周廻三十五町許りなり、一名を國見城また遠見ヶ尾ともいふ、本丸・二ノ丸・南城・245

山崎城・高城・川原城等の名を分つ、當郷ハ往古在國司大前某世々郡司にて、斧淵城を治所とし、其一族斧淵或ハ時吉を以て氏とす、旧記に建久の初メ在國司小太郎道氏と見ゆ、又建久八年圖田帳に、東郷別府の中に時吉二十五町七段、高城郡に時吉十八町、薩摩郡に時吉六十九町、此外祁答院・伊集院の両所ニも時吉云々とありて、合せて二百十一町余、本地頭在廳道友、また本郡司在廳道友、或ハ郷司在廳道友とありて、此外にも同名の見えたるは皆同人にて、やかて此書の奥書に權大前在判とあるも同族なり、又旧記に建久年中東郷郡司時房、また弘安年中東郷在國司道副とも見ゆ、斯の如く數世國司或ハ郡司を承襲せしを、其後渋谷太郎光重大前氏に代りて東郷を領す、光重は其先秩父の支族渋谷庄司重國か子にて、鎌倉に仕へ、薩摩國祁答院・入来院・東郷・高城の五ヶ郷(箱田脱カ)に封せらる、光重男子六人あり、長を重直といふ、或ハ武藏守實重に作る、父と同じく鎌倉に在て將軍に仕ふ、次を早川次郎實重、或ハ實保、第三吉岡三郎重保、或ハ重直、第四大谷四郎重茂、或ハ重諸、第五曹司五郎定心、第六落合六郎重貞と号す、宝治二年の春、光重次子實重以下の五子薩摩に下り、

兄弟五人五ヶ郷を分領し、實重東郷を領し當城を治所とし、家号を東郷と改む、光重初め封に就くに及んで、在國司大前氏東郷を去らず、渋谷と争戦止む時なし、實重より三世東郷重親に至り、國司入道大前道超豪富にして且武勇あり、勢ひますく、壯にして、重親力を以て争ひ難きを慮り、其弟氏重に家を譲り盟て曰、重親嗣子なし、故に氏重に譲ル、我生て大前に勝事能はず、死して泉下の鬼となり彼を滅さむとて、土中に埋められて死す、時に二十五歳なり、一説に、重親片毛の馬に乗り土穴に墮入りて死す、既にして道超病に卧して死すといふ、此高親神社の条に云へし、其後遂に東郷を一統し、同族蔓延して近境を侵掠し、多年國命に應せず、世に是を渋谷黨と云ふ、元龜年中に至り、島津貴久の武威に服し、一族相議して悉く島津家に降る、此時の領主東郷重尚なり、貴久其罪を許して東郷を與ふ、重尚嗣なし、天正五年、島津中務家久二男重虎を嗣とす、時に四歳、鎌徳丸といふ、後に忠直と改む、同十五年豊臣秀吉公下向の時僅に十五歳、當邑を去り日向國佐土原に寓居す、是に因て同十六年島津圖書忠長を移して領主とし、忠長是より先き、申良の地頭なり、後宮之城を増ありて、慶長五年、忠長彼の地に移り東郷を兼領す、同十九年、故ありて東郷を除せらる、かくて寛永

十年日置の領主島津弾正久慶兼領せしを、延宝八年、領主島津左エ門久竹か請に因て旧領日置に移し、此地直隸となれり、

〔地理志〕

松尾城 宝治二年、奉將軍家之命、関東渋谷之支流柏原某下向當國、被補祁答院▽㊦地頭△職、其兄弟五人ナリ、
長子品川五郎實重當院為地頭、數代領之、義久公御代、
高城備前守重隆居當城、所領十五町領之、

〔國史義弘傳中〕

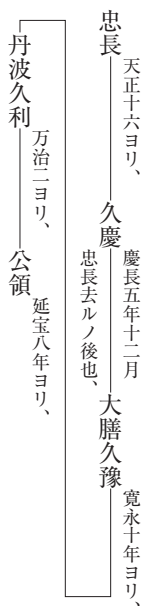
慶長元年二月三日貫明公花押書、賜島津忠長七千百石、與旧所食二千九百石并為一萬石、曰、卿居重職、特以與之、

註云、忠長領薩摩郡東郷七千二百四十四石一升八合一勺六撮、伊集院竹山村三百五石八斗三升五合三勺、河辺田部田村千四百八十五石九斗二升六合五勺、長田村七百二十六石四斗四合五勺・平山村二十石三斗一升三勺四撮、日州飯野前田村二百四十七石四斗五合二勺、合一萬石、見

原文、

〔纂考〕

新城 寛永十年、島津久慶島津忠長に代りて東郷を領し、治所を此所に移せし故に新城の名あり、



〔纂考〕

原之城 東郷重親か時に國司方の將西川某・宍野某・鳥丸某三人當城を守る、重親屢攻戦すといへとも、城堅固にして多年陥る、事能ハす、重親一夜稻荷神社の靈夢を蒙り、不意を攻て遂に城陥るといふ、

〔纂考〕

國司城 亦斧淵城ともいふ、往古國司大前氏代々居城なり、建久八年十二月鎌倉の御教書に在國司内裏大番来春

云々とあるハ大前道胤なり、

〔地理志〕

斧淵墨或車内、又百見ケ墨ト云、此墨在昔斧淵氏時吉ト称ス守之、姓名久前、建久

八年之頃在國司小太郎道氏、同東郷在國司三郎道嗣、比ノ同在國司次郎入道道超、同東郷藏人道義元弘比ノ人守之、

此道義背國命、國一揆ノ張本人也、嚮是寶治二年戊申、

東郷渋谷太郎實重渋谷庄司重光一男奉鎌倉將軍家命下向

薩州、為薩摩郡東郷領主、号品川武蔵權守、同早權頭頼重、同

若狹守重親、當代在國司ト斧淵氏ト合戦、両家争ノ戦ノ間、不決勝重親憤不止自裁其時未継家統ヲ死ト云々、同次郎太郎武重、

同次郎太郎武重、同次郎太夫祐重、同薩摩守重信、同薩

摩守重朝、同薩摩守重隆、同讚岐守重信、同讚岐守重牧、同左衛門次郎重信、同隱岐守重、同大和守重治△同大

和守重綱領之、而至永祿年間、

〔東郷由緒記〕

一 鶴岡城斧淵村之内麓

本丸高三拾五間 廻百六拾貳間

天正年簡、忠長入道紹益并息男河内守・下野守領地之

時居住、當分畠地三反程、四方山、

國見ケ城或遠看ケ城共相唱

愛宕勸請社有之、

二ノ丸 南ケ城 山崎城 高城 川原城

右惣廻之内、當分山或畠地、

白岩口追手 石坂口搦手 山居口 池田口 家吉口

谷之口

右惣廻之内也、

一新城斧淵村

天正十五年丁亥、圖書頭忠長入道紹益一所隅州依御線

易東郷安堵、長男河内守忠倍於東郷城内捐館、舍弟下

野守久元有合相續、右三代之内、城内本丸并右新城江

被構居宅云々、

一 原之城斧淵村

早川次郎重親、藤川村・安野村・鳥丸村其外給人背、

東郷・高城山北ニ相從、原之城ニ重親依夢想責登、此

時城内逢不意、暫時之間城を乗取、東郷一圓与相成云々、

一 松ケ迫斧淵村

重親陣場跡、當天沢寺付田地也、
一古城斧淵村

在國司居城与云、石塔有り、文字不知、畠地之内江森
有之、

〔斧淵氏系圖〕

薩摩國在國司大前氏東郷斧淵氏

敏達天皇後胤橘諸兄公苗裔

〔在國司小太郎大前道氏斧淵城ニ居リ、斧淵
或ハ時吉ヲ氏トス

東郷郡司名主在廳道友圖田帳ニミユ、

東郷郡司時房建久九年御家人

以上考ヘシ

○道胤

菊王丸 東郷彈正少弼 左衛門尉 西前寺殿 法

名慈覺 ○居住于東郷城、○建久九上洛、内裏大

番勤仕、

○道武

菊壽丸 兵衛尉 武藏守 西前寺殿 慈光 ○妻
山門院郡司秀忠女

○道義

平太郎 藏人 彈正少弼 撰津守 号斧淵、○西

前寺殿 慈道 ○正平六年十二月廿三日、渋谷九

郎重興催軍勢戰つ、

○道長

平次郎 彈正少弼 相模守 ○西前寺殿 慈法

道張 道宗

号山田、 号荒川、

○道将

平六郎 彈正少弼 相模守 平六 兵衛尉

道真 道實

号今村、兵部太夫 号藤川、

○道盛

○道信

五位大坊 大泉坊 不動院 ○住於平佐城、又任(住カ)
樋脇天神坊、領三十五町、八十二才卒、

○良道 子孫斧淵仁兵衛

伍位源五郎 神力坊 不動院

入来院重時家臣也、

59「入来院氏文書」

令一見了判

洪谷九郎左衛門尉重興申軍忠事、薩摩國東郷藏人城押寄、
今日五日抽忠節之條、大將御目前合戰之間、無其隱候者
也、然早為預御注進、言上如件、

正平六年十二月廿三日

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二二三九一号文書下同「文書ナルベシ」)

60「伊作家譜中」

薩摩國東郷之内、洪谷薩摩入道重佛本領地事、
右、為料所預申候也、任先例、可被致沙汰候、仍之狀如件、

應永三年二月十八日 道哲(伊久)

伊作大隅守殿

(本文書ハ、「旧記雜錄前編」二五六四号文書下同「文書ナルベシ」)

「旧記抄」

「薩山ノコト」
一山北 東郷 入来院 祁答院 高城

一山北四ヶ所開陣之際、大夫判官守久・山城守忠朝・北
殿久照・野頸殿已下一族皆先入薩摩郡、而守久入部于
山門院、忠朝居于隈城矣、久豊之旗下鹿兒島・谷山・
指宿・吉田・蒲生也、

「洪谷家支流鳥丸氏系圖」

鳥丸元祖

重世

次郎左衛門尉

讓得東郷之内鳥丸名、故号鳥丸也、後領鶴田之内
迫名二百石寄住焉、

「重躬」

次郎三郎

重利

紀伊守
中郷地頭

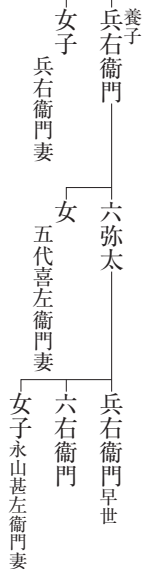
重純

本姓青山氏、為婢養子、
兵部少輔 六右衛門尉 入道名世離
仕義弘公、從軍朝鮮及関ヶ原、

重通

安藝守

子孫島津中務久輝家臣鳥丸五右衛門



「旧史官調中」

一平姓鳥丸氏元祖次郎左エ門重世得東郷之内鳥丸名号鳥丸、後領鶴田住居之云々、

〔地理志〕

○白濱村 東郷氏七代薩广守右重之二男白濱重貫受父之

讓領當村、因氏焉、二代重元、三代次郎四郎重久、四代

加賀守重香、家嫡隠岐守義、五代周防守、此代出家寄頼入來

家重尚三仕、六代上総介重陳迄領之、子孫渋谷重下恕兵衛也、

○瀬戸口村 東郷氏六代氏重之四男瀬戸口三郎二郎受父

之讓領當村、三郎二郎二十五歳而戦死、而無嗣、弟九

郎為嗣、爾來子孫世々仕宗家食當邑、藤兵衛重為マテ

領シタルカ、此代初出宗家仕公室トミエタリ、

○宍野村 東郷氏六代氏重他腹長男宍野四郎重勝領當村、

因氏焉、二代重令、三代重郷、四代「本ノマ、」、五代自重、六代

「本ノマ、」、七代重宗、八代重清、九代重友、十代筑前守重全、

十一代左衛門重治マテ領シタルカ、子孫在東郷、

※1 (行間) 「此周防守二男ヲ周防守重政ト云、渋谷四郎左衛門家ノ始祖也」

※2 (行間) 「重全二子曰若狹守重勝、子孫在宮之城」

「地頭系圖」

薩摩郡

東郷

敷根三十郎頼國 寛永ノ初カ、十年ニハ二十歳ニテ死去、

領主 島津彈正大弼久慶 寛永十一補國老、同十八辞職、

領主 島津大膳久豫 本姓喜入氏、久慶ノ養子トナル、承應ノ比、

島津三郎右衛門忠朝 後忠康 實琴月公十一男也、

島津丹波久竹 初忠興 後左衛門 初又十郎

新納武左衛門 延寶八申年、

汾陽八右衛門盛春 吟味役、貞享五年辰九月五日ヨリ、

島津新八郎 元禄十二年卯五月九日ヨリ、

〔地頭系圖〕

薩摩郡

中郷

鳥丸紀伊 天正二年比、

弟子丸越後守宗益入道紹閑 寛永九年比死去、

平田監物宗乘

平田次郎兵衛宗正 初兵十郎 式部 後新左衛門 御家老、志布志地頭也、寛文元年迄ナルベシ、

村田藤兵衛經固 御勘定奉行・御船奉行・口事奉行・町奉行・吟味役等勤、寛文元年ヨリ御曳付ニミユ、

鎌田後藤兵衛政辰 後六郎右衛門政方 寛文三年十一月二十日定、

岩切彦兵衛 寛文七年二月三日定、

仁禮與三左衛門

郷田諸右衛門 天和二年冬ヨリ貞享二年春迄、

一田上宅 森川傳八 貞享三年寅九月二十七日ヨリ元禄八年迄、

島津弥市郎久近 後伊織 權太夫 元禄九年十一月三日ヨリ、

喜入右衛門久致 初字左衛門 寶永四年亥十月二十九日、二十一日

東郷

〔名勝志〕

諏方大明神 斧淵村に鎮座、地頭假屋同村にありをさること

寅方貳拾町余、祭神二座、前に同し、廿七日、勸請年月

詳かならず、初め領主早川次郎重親重親ハ渋谷の族次郎實重五代の孫宿願

にて本邑の惣鎮守となし、今に至りて郷中崇敬す、社

司田中某、別當を吉祥寺といふ、

〔地理志〕

祭米老斗五升

諏方上下大明神 社司田中次郎左衛門 祭神二座建御名方命 事代惡命

〔地理纂考〕

諏訪神社斧淵村

奉祀 建御名方命(方脱之) 南刀美命 一郷の總社なり、棟札

に、明德三年壬申當社造立渋谷薩摩前司入道沙弥重佛と重佛ハ東郷重親ヨあり、傳曰、始當郷の總社紫美神社なりしり四世の孫なりを、渋谷氏第五世東郷若狹重親當社を建立して總社を改めしといふ、

〔東郷由緒記〕

造立棟札、明德三壬申年七月廿五日立、大檀那渋谷熊王丸・渋谷左馬之助重光、大工掃部之助久棟、同年同日、大檀那渋谷薩摩前司入道重佛・渋谷左馬助重光、大工掃部助久棟、

〔地理纂考〕

五社神社斧淵村

祭神五座 「東郷氏」 「祁答院氏」 「鶴田氏」 「入妻院氏」
「正体金像」 「高城氏」 伊勢大神 八幡大神 春日大神 加茂大神
建比大神

延寶七年の棟札あり、寶治二年、渋谷太郎光重薩摩に來り、兄弟五人ありて當社を建立し、各崇敬する處の神を

一柱つゝ會祭すといふ、

〔由緒記〕

一新諏訪大明神斧淵村小路 神体鎌 鹿兒島福ヶ迫諏訪を勧

請と傳、

一久玉瀧崎両大明神斧淵村谷ノ口 上ノ宮金像二体 下ノ宮鏡

一面 東郷重綱永祿中再興云々、

一熊野三所大権現 木像同所ニ在リ

一水天全村 小倉 石

一道之宮全村 眞石四ツ

〔地理纂考〕

紫尾神社鳥丸村

奉祀 伊弉册命 大穴持命 少彦名命一説瓊々杵尊・彥火合尊とも、 創建年月詳ならず、文明十二年庚子歲修造の棟札あり、
「朱書入ナリ木像ノ裏ニ文明庚子菊月廿三日勸進云々三体共ニアレハ、此時創建ナルヘシ」

〔由緒記〕

一妙見宮斧淵村 金像 元祿七年再興棟札アリ、

一 伊勢太神宮斧淵村 猫村 小倉 石 寛文十三年郷中建立、

一 松尾大明神斧木村 柏ノ木 木像二体

一 紫尾神社斧淵村 司野 金像二十二体 元禄十二年再興棟札アリ、

一 八幡同所 眞石 貞享元年再興棟札、

一 祇園同所 眞石 宝永元年造立棟札アリ、

一 八幡南瀬村 尾末 石体

一 霧島山六所大權現全所 木像

一 紫尾神社同所 木像 寛永十八年造立棟札アリ、

一 諏訪南瀬村 木像 慶長二年丁酉七月吉日再興棟札藤

原忠長、鰐口ノ銘ニ延徳二年庚戌六月廿八日トアリ、
名ナシ、

一 諏訪山田村 木像 天文十九年庚戌七月東郷重治建立、

元禄七年再興棟札アリ、

一 權現山田村 木像 往古正平庵ト云寺跡、(ママ)天正十四年卯

十月建立、

一 軍神社穴野村 木像 棟札ニ永禄四年辛酉霜月朔日大

檀那平重綱、

一 現王穴野村 木像 建立棟札、天文十七年戊申十一月七

日大檀那平朝臣重治、元文三年再興棟札アリ、

一 生田森穴野村 木像 再興棟札、永禄十一 戊辰十一月吉

日大檀那平重尚、

一 矢房大明神藤川村 正体鏡 鰐口、薩州山門院一宮天

神御宝前正長二年十月日願主宗心敬白、

藤川村宇津野氏神御前永享八年正月吉日願主、

一 天神藤川村 北野 木像 正保四年丁亥九月十六日再興棟札、

一 粟山釜蓋両大明神 田海村 上ノ原 元禄九年丙子二月棟札アリ、

一 八幡田海村 今村 木像 再興棟札、承應元壬辰大旦那藤氏朝

臣久憲、

一 烏大明神 (ママ)鏡白濱村 宝永二年再興棟札アリ、

〔地理纂考〕

(備尾)紫美神社田海 村 祭神前に同し、文安元年甲子卯月、渋谷薩

摩守平重隆造立なり、又慶長九年甲辰三月島津忠長再興

の棟札あり、往古東郷の総社なりしと云ふ、

〔地理纂考〕

チカ親神社田海 村 領主東郷重親の靈を祭る、重親東郷氏三世の

孫なり、大前氏に敵しかたく、死して後に亡ナシさむとて、

斧淵ツノフムラ村淵脇山に入定す、年二十五なり、其時重親甲冑を
を着し芦毛の馬に騎り誓て曰、我没後靈驗を著すへしと、
重親事実上章鶴岡シビノカミヤマ、其後紫尾神山のほとりなる烏臼カラスウツの
城の条にいへり、夜神燈を現す、故に其弟太郎左衛門氏重當社を建立し、
重親の親の一字を取りて親大明神と号すといふ、永祿十
二年平重綱再興の棟札あり、重綱ハ重親カ、後裔なるへし、

〔地理纂考〕

日吉神社田海 祭神大山咋神 元和二年造立の棟札あり、

〔纂考〕

司野ツカガサ 此地伊佐郡山崎郷への通路にて、列木ツギの松原なり、
左右ハ田野にて、人家も處々にあり、此地高敞にして、
南ハ入来・樋脇両郷の諸山相連り、其連山の奥に串木野
冠嶽を遙に望ミ、西ハ松林の岡阜にて、眺望殊更なり、
偕此邊より水引郷或ハ高城郷屋形ヶ原の邊まで掛て薩摩
の國府なりしか故に、司野或ハ國司城等の名を残せるな
り、

〔名勝志〕

上文略、能因法師歌枕に薩摩國の名所とす、今ハ原野田
畠となりて邑人司野原とよへり云々、前に千臺の川流れ
て、後に笠山野といふ牧有り、西ハ經塚といへる松林の
岡あり、昔しひしりの經石を納めし所といひ傳ふ、司野
の詠歌未だ所見なし、按するに、東郷ハ往古在國司某と
いひし人の世々領地にて、司野西方貳拾町許りもあらん、
在國司居住の古城趾今に在り、分注、近衛院の御宇康治の
比、祁答院郡司大前道助ハ國司と称するにや、其子孫師
道・道秀などあり、建久八年十二月鎌倉の御教書に在國
司内裏大番來春參勤すへきのよし見えしハ、爰に居住せ
し在國司道胤なり、分注、以上、鎌倉のその昔し、國々の司ミヤ
こより下向して、あるハ三年あるハ五年を限り任充ての
ほりけるとなり、司野の名は、國司の下向せし時ゆへあ
りて名つけそめしにやありけん、いまた其權輿を考へす、

〔名勝考〕

司野斧淵村能因歌枕○今云司野原、此地ハ伊佐郡山崎通
路の街道なり、東南ハ入来・櫟野イノキの衆山波濤の如く聯り、

遙に冠嶽を眺望し、後に千臺川を帯ひ、笠山野の馬城ありて、好景の勝區なり、

府西十二里

往古薩摩國司居處の墟なるを以て司野と呼へり、今方二十町斗の地その旧蹤といふ、按に、近衛天皇の御宇康治の比、祁答院郡司大前道助在國司と称す、其子孫師道・道秀などあり、又建久八年十二月鎌倉御教書曰在國司内裏大番来春參觀すへきよし見へたるハ、此處に居住せし在國司道胤か事也と云々、

〔地理纂考〕

司野 斧淵村

(本記事ハ前二同文アリ、省略ス)

〔纂考〕

藤川嶽藤川村 當郷の東北ハ群山重疊して鶴田郷紫尾山に連れり、藤川嶽ハ惣名にして、其中に鳥栖峯・津田星峯・眞谷峯等の高山あり、山林幽邃にし異木良材多し、

物産

器用 紙

藥品 枳殼 茯苓 半夏 桂辛 金銀花

樹木 榿 甘榿 榿 檜 羅漢松

飛禽 雉 山鷄 鴛鴦 鳧

鱗介 香魚 鱸 鯉 鮒 鱻 鰻 鱈 鰻

走獸 猪 鹿 猿 貉 獺

〔地理課川調帳〕

一川北山田川

山田村 南瀬村

水源山田村山ヨリ南瀬村ヲ經テ里程一里二分五リ

川内川エ入、

一同 笠山川

斧淵村

水源笠山ヨリ斧淵村ヲ通、一里五分ヲ經テ同、

一川北斧淵川

斧淵村

水源〇〇一本松尾 山ヨリ〇〇荒川内ヲ通、町下ニ流、二里

經テ同、

一 同 藤川

藤川村

通ノ村方 藤川村 宍野村 田海村

水源 ●シ、ノ谷 ●ウト ○北野
●岩ムレ ●イカウ山 ヨリ ○藤川 藤川村、宍野村、田

海村ヲ通、里程三里五分經テ川内川通工入、

此支

一 イコウ山川七分 ツタ川七分
一 白大尾川七分

各藤川通工入、

〔田緒記〕

一 田海川

藤川村深之谷鹿倉より流出、藤川村、宍野村、田海村、

斧淵村流通り大川江入、

一 樋渡川

鳥丸村宇都鹿倉より流出、鳥丸村、斧淵村流通り大川

二 入、

一 岩切川

山田入道鹿倉より流出、山田村、斧淵村流通大川へ入、

一 山田川

山田村九郎左鹿倉より流出、山田村、南瀬村流通り同

断、

一 高山藤川村津田

一 鳥屋大塚藤川村

一 笠山斧淵村御牧 斧淵・南瀬・山田・鳥丸四ヶ村に係ル、

慶應四年辰四月牧廢ス、

一 二渡村・白男川村・泊野村、明曆中山崎支配ニナル、

一 中郷八東郷ノ内ニテ、外城ニ立、

〔纂考〕

藤川嶽

(本記事ハ前二同文アリ、省略ス)

〔纂考〕

物産

(本記事ハ前二同文アリ、省略ス)

中郷村

〔名勝志〕

諏方大明神 中郷郷に鎮座、地頭假屋同村に有りをさること丑

方拾九町、祭神二座、前に同し、正祭七月、二十八日、勸請年月詳か

ならず、慶長十四年七月十九日寶殿造立の棟札あり、中郷の惣鎮守にて、社司を坂元某といふ、宅満寺これをまほる、

〔地理志〕

祭米壹斗壹升五合

諏訪大明神 祭神一坐建御名方主命 社司坂元氏

〔地理纂考〕

諏方神社 鹿兒島の総社諏方の神靈を迎祭す、創建の年月詳ならず、例祭七月廿八日なり、

〔地理纂考〕

霧島神社 大隅國〔僧敏〕郡霧島神社を迎祭す、年月詳ならず、〔地嘯〕

〔地理纂考〕

菅原神社藤川村 菅原道眞公を奉祀す、例祭八月廿五日なり、創建の年月詳ならず、土人の傳説に曰、道眞公大宰帥に

左遷し給ひ、猶後難を恐れて潜シヅメに薩摩シマノに下り、此地山水幽邃の境なるに依て潜居し給ひ、遂に此處にて薨し玉ふ、因て此處に葬り當社を建立すと云ふ、神社は石階を登る事二十余間にして其山上にあり、土人此地を北野と号す、前後岡嶺相連り、前に谷川ありて藤川といふ、社地稍寛平にして櫻楓松杉多し、鳥居の北の側に古松一株ありて石の井垣あり、菅公を葬りし所なりといふ、又一説に、鳥居より七八間許に古松樹あり、此地葬所なりとも云ふ、又社の南二十八町許に小鷹コタカといふ地あり、また社頭の南一里半許に鳥嶺トリノカといふ地あり、一名を菅原越といふ、阿久根より藤川に越る山路なり、菅公筑前より薩摩に來り、出水・高城等を経て彼鳥嶺を越え小鷹に至り、此地後ハ山に倚り、前ハ谷川に臨ミ、山水の清幽なるに愛て隱栖し玉ひし跡なりとて、即ち此地を天神宅地ヤシキと云り、さて小鷹の内に今に宰府サイフと唱ふる地ありて、是を菅公の從臣居宅の跡とす、又社頭より申西方二十五町許に寺小路といふ所あり、幸府より卯方五六町なり、此所に梅の古木一株あり、土人崇敬して神木と称す、菅公此所に一宿し給ひ、公の自植なりといふ、此地今農夫の宅地なり、其花淡紅ウスベにして、社頭カクハラの傍なる梅に同し、梅樹の事ハ下に詳なり、又

社頭の前面三四町に水田を隔て山あり、木戸キド口と号す、其山櫻楓多し、是も菅公自植なりといふ、正保四年・延宝七年社殿再興の棟札を蔵む、文化十二年乙亥二月、島津齊宣又是を再興ありて、郡山郷花尾神社の神官井上某に祭祀を命す、又菅公の画像一軸菅公自筆と云ふ、寶殿に蔵めたりしを、是をも井上某預りて花尾に安置す、是より以前、鹿兒門此画像の損せむ事を恐れ、彼か家に納めたりしを、官命ありて今、花尾社に蔵れり、九右衛門ハ往古當郷の領主東郷重親等か後裔なり、神宝及び古文書許多なりしを、関白秀吉公下向の時、兵火に罹カて尽く焼亡すといふ、そも〜菅公は延喜元年正月廿日大宰権帥に左遷し給ひ、同三年大宰府に於て五拾九歳にて薨し給ひ、安樂寺に葬る、かくて村上天皇の天曆元年、菅公の社を京師北野に建られ、同九年天滿天神の神号を授られ、一條天皇の正曆五年に勅使を大宰府に立られ、太政大臣正一位を贈らる、此外菅公の事跡ハ正史に詳なるを、斯の如く土人の口碑に残れるハいかにと按ずるに、藤川も往古安樂寺領にて、宰府より官吏などの来りしを菅公に訛り傳へけむ、薩摩國圖田帳出水郡出水郷ワイヅツ老松庄二十四町四段安樂寺領とありて、老松天神社あり、又日向國圖田帳(傳)諸懸郡馬関田庄六十三町安樂寺領と見

えて、其所にも天滿宮あり、是等と同じく安樂寺領には一社を建立ありけむ、老松庄、馬関田庄天滿宮の事ハ其条下に、
孝たり、馬関田ハ今郷名を眞幸と改む、

〔名勝志〕

天滿大自在天神 藤川郷に鎮座、地頭假屋を距ること子方凡貳里拾貳町余、祭神一座、祭八月、廿五日、勸請年月詳かならず、北野の天神と傳へたり、故に此邊を北野といふといへり、花表の右に梅樹あり、多くの歳月を經しにや、枝葉繁茂し、つゐに其根株朽て數樹に分れり、花は薄紅にして、年ことに實を結び、おほくみのるといへとも梅子を生せず、また核を採ること神の嫌ひ給ふよしをいひ傳ふ、梅樹の古木をもて神廟の久しきことを知れたり、今の南瀬村香積寺ハいにしへは藤川郷にありて、當社の別當寺なりしといへり、

薩摩郡

中郷 東郷氏押領之地也、

一永祿十二年己巳之冬、依渋谷加賀守重副(傳)之謀、東郷大

和守重尚入道喜俊降参、而當郷を奉獻 太守義久公、
奉謝多年之罪、

一或記ニ云、元龜元年春、地頭職を給義虎、

薩摩郡

東郷

一建久九年之頃、東郷郡司時房と有、

一古昔より東郷氏領之、天正之中比者東郷源七郎領之、

一 天正拾六年より島津圖書頭忠長領之、慶長五年十二月

去此地、其後島津彈正久慶領、其子大膳久豫寛永十年

より領、其子丹波久利万治二より領之、延寶八年申十

二月より外城ニ立、

一 天文已來押領之地高城・水引・中郷・〔東郷〕・向田・

西方等を 太守ニ献之降参、依之此城を給、于時元龜

元年之頃也、

一 松尾城義久公御代、高城備前守重隆居當城、所領拾五町領之、寶治二年、奉將軍家之

命、關東洪谷之支流柏原某下向當國、被補祁答院▽

地頭△職、其兄弟五人也、長子品川五郎實重當院為地

頭、數代領之、

一 斧淵墨或車内、又見ケ墨ト云、此墨往昔斧淵氏時吉ト守之、、姓稱久前、建

久八年之頃在國司小太郎道氏、同東郷在國司三郎道嗣、

▽弘安之比人△同在國司次郎入道道超、同東郷藏人道義元弘守之、

此道義背國命、國一族之張本人也、嚮是寶治二年戊申、

東郷洪谷太郎實重洪谷庄司重光二男、奉鎌倉將軍家命下向

薩州、為薩摩郡東郷領主、〔品川〕品川權頭賴重、同若狹守

重親、當代在國司と斧淵氏と合戦、兩家爭郡之間、不決勝勢負 同次

郎太郎武重、同次郎大夫祐重、同薩摩守重信、同薩摩

守重朝、同薩摩守重隆、同讚岐守重信、同讚岐守重故、

▽同左衛門次郎重信、同隱岐守重明カ、同大和守重治△同

大和守重綱領之、而至永祿年間、

薩摩郡入來郷

〔地理纂考〕

鹿兒島より乾方八里、東蒲生・蘭牟田の両郷に境ひ、南

郡山、西樋脇郷に接し、北山崎郷に接す、周廻十一里二

十一町二十五間、村落二副田村、二浦之名村、人員四千五百十四人、

戸數九百二十五、

〔見于比志島氏文書〕
〔頭注〕南朝ヨリ十年前ニアタル
嘉暦元年、入来院地頭代貞雄、

〔管窺愚考〕

※久安三年丁卯、初御莊政所下文、以伴信房為薩摩郡入来院辨濟使別當、爾後信房克懋厥職、輸任料於京師、莫敢解焉、故又下文、補地頭於郡之山田村及高城郡車内村、
〔解之〕
既而迨右衛門尉某^{姓中}原氏^{原氏}蒞監莊務、兼領車内地頭、於是二月九日、信房上解有請、右衛門尉乃使信房仍領山田地頭如故、信房高城郡司伴信章之第三子也、

※〔頭注〕

〔久安ハ建久ヨリ五十年前ニアタル、久安ヨリ百年ヲ經テ渋谷家下向ス〕

〔纂考〕

清色城^{今作清敷} 入來城ともいふ、一山にて、周廻凡二十五町餘、高さ三四十歩、山上に水田あり、
〔本丸・西城・中城・松尾城及び斥候之段などいふ地猶今ニ存れり、東北ハ清色川城外を抱き、西南の山下は深溪或ハ田地にて、正面の一方馬背の如く原野に接けり、入〕

來院氏數代の居城なり、
〔朱書〕
旧跡調帳ニ、元祖五郎坊定心ヨリ代々居城云々

〔地理志〕

清色城^{在浦之名村}

○ミかむりの城^{在副田村}、
〔前河内ニアリ〕
旧記号淵上城、
曆應年中、
於當城合戦有り、
〔南一里許、ミかふりハ御冠ノ城ニ可書〕

○川床之城 永祿十二年之比、入来院家臣種子田李之助

▽秀次△守之、

○副田村 應永八年之比、入来院石見重頼家臣副田淡路守守之、

〔高津元久譜中〕

應永四年丁丑四月下旬、與伊久相俱將大軍圍攻清色城、遂陷之云々、

〔纂考〕

淵上城^{ヲシノケ} 曆應の頃、渋谷某居城なり、渋谷ハ入来院の一族なり、

〔纂考〕

川床城 カハト 永祿の頃、入来院加賀重嗣家臣種田柰^{◎介}秀繩居城なり、

〔建久圖田帳〕

入来院九十二町二段内

没官御領地頭千葉介

〔國分寺〕

寺領二段安樂寺

下司僧安靜

〔五大院〕

寺領二町弥勒寺

下司僧安慶

社領十五町弥勒寺

下司在广種明

公領七十五町内島津御庄寄郡

弁濟使分五十五町

本地頭在广種明

郡名分二十町

本郡司在广道友

〔島津氏文書〕

龍伯藏入分

薩广郡入来之内

一四千五百七拾一石六斗八升五合

二ヶ村

外略、

合拾萬石

右、以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日 太閤御朱印

羽柴薩广侍従とのへ

(本文書ハ「旧記雜録後編二」一五四六号文書ノ抄ナルベシ)

〔國史貞久傳〕

曆應二年六月云々、南方賊及洪谷氏退保入来院淵上城、二十九日、莫祢圓也・梶伴三郎保末等攻之、秋七月三日下之、石原忠充有戦功、淵上城遺墟在入来郷裏之名村、

〔旧跡調帳〕

清色城浦之名村ノ内 周廻二十五町五間、高サ三十五間、彈正重頼ノ時、應永四年丑四月、太守元久五千餘騎ヲ率ヒ発向、島津上総介伊久貳千餘ヲ以テ合力アリ、野首ニ本陣ヲ居ヘ當城ヲ攻、本田信濃守忠親ハ町手野、島津播磨守守久ト伊作大隅守久義ハ黒瀬并木場ノ原、新納越後守實久ハ壽昌寺峯等ノ諸所ヘ陣ヲ居、城ノ通路ヲ取切嚴重取巻、故城中力尽降參、彈正重長ノ時、應永十八年、元久當城退治トシテ発向本城、鋒之尾ニ陣ヲ居、又稻荷原・浮橋・樋線川(緑丸)・瀬野原・

松瀬口等ノ諸所へ出陣アリ、

淵上城

古城主詳ナラス、暦應二年、南方并渋谷ノ人数平佐碓山城ヨリ入来院淵上城へ走籠云々旧記ニアリ、樋脇中村之内ニ淵上山持法院平徳寺ト云ヘル寺地アリ、本尊觀音ノ裏銘ニ、奉施入大檀那平朝臣重頼薩州入来院淵上平徳寺御正牀、應永十三年丙戌十一月六日、願主阿闍梨空慶寺白トアリ、古寺院改牒ニ見ユ、平徳寺邊へ往古淵上城地アリタルカ、

箕冠城浦ノ名村ノ内黒武者

古城主詳カナラス、

川床城全村ノ内

加賀守重嗣ノ時、永禄中、種田全介秀繩ヲ當城へ置ク、同十二年巳十二月廿七日、蒲生新留越ニ敵ノ居ルヲ聞、秀繩自身馳向フニ、中途伏兵ニ逢討死、

古城ニ 添田村之内大化・椿ノ原ニアリ、由緒傳ハラス、

野首本陣跡

城ヨリ戌ノ方六七丁程、樋脇塔之原村長田ニ惣陣ト云ヘル野岡アリ、堀切ノ跡トアリ、其段ニ引續キタル所ナリ、野首山ハ入来ノ内ナリ、

満手野

城ヨリ亥子ノ方ニ當リ拾丁程、添田村之内ニ満手野原あり、樋脇之内入来院境熊野権現下ノ邊茂満て野といへるあり、添田村之内満手野原の上ニ矢越原といへる惣陣野岡之段あり、此邊を云欵、

黒瀬陣跡浦之名村之内

木場原陣跡右同

此ニケ所田地ナリ、此田地ノ上ニ古陣・老ケ原・久留主ケ原といへる野岡之段あり、

壽昌寺峯陣跡 十三間 二段三畦餘、添田村之内、左右前後ニ重堀、壽昌寺之後の山、熊陣与唱ふ、

鋒之尾陣跡

(頭注ニ山崎郷ニ鋒ノ尾ト云ヘル古跡ミユ、考ヘシ)
入来・樋脇境萩之尾ヨリ金山通路三百六拾間目之所ニ古塚アリ、夫ヨリ貳拾間目寅ノ方ニ當リほこ之尾と云山ア

ルト繩引帳ニ見ユレトモ、今其名ヲ失フ、

平田増宗假屋跡

東北二十七間
東西三十八間清色地頭ノ時ナルヘシ、今

入来院氏・田中氏・大濱氏邸地一囲ノ内ト云傳フ、

太郎左エ門坂 浦之名村之内土瀬戸ナリ、慶長中平田太

郎左エ門増宗ヲ討タル所ナリ、

志岐殿屋敷跡浦之名村之
内大宮之後 志岐某肥後ヨリ入來へ來リ居住

ノ跡ト云へリ、

湯ノ元湯川内 湧出年間詳かならず、

「以上旧跡調帳」

「雲遊雜記傳」

※1 入来院ハ今ノ樋脇・入來アタリノ總名ニテ、薩摩郡ニ隸

ケリ、上古ハ藤原朝臣頼孝ナル者本院ニ地頭セシ事、長

和二年十二月廿一日水田ヲ新田宮ニ寄附セシ書ニ見ヘケ

ルトナン、得仏公封ニ就キマス頃ナドハ、頼孝ガ裔胤ニ

ヤ入来院又五郎頼宗ナル者此ニ居城スト云へリ、去レド

建久八年圖田(マ)丁ニ、入来院九十二町二段没官御領地頭千

葉介云々、弁濟使分五十五町本地頭在廳種明、郡名分二

十町本郡司在廳道友トモ見ヘタリ、其ヨリ五十餘年シテ、

今ノ入来院氏寶治二年ノ春渋谷太郎光重ノ第五子曾司五

郎定心始テ本院ニ入部シ、此レヲ太祖トシテ子孫世々御

家人ニ列シ、葉ヲ此ニ食メリ、因テ入来院若クハ清色ヲ

以テ氏トシ、所謂渋谷五家ノ其一ニテ、俱ニ寇ヲ公室ニ

為ス事舊シ、語ハ聖榮日記・應永記・文明記・貴久公記・

越前日記等ノ古書ニ詳ナレト、爰ニ其近世ヲ概記セン、

「貴久」「入来院彈正」 貫松二公・心岳等ヲ生玉ヒ、

重聰ノ子石見守重朝ハ公等ノ御母舅ナレハ、其御威勢ヲ

ヤ假ラレケン、地ヲ川内ニ略シ、勝ヲ恃テ彌驕リ、後ニ

ハ東郷・祁答院・蒲生等ニ黨シ、却テ公ニ叛ケルニ、蒲

生・祁答院・北原等ノ如キモ御敵對シテ皆滅ヒザルハ無

ク、永祿十二年十二月、菱刈方モ既ニ御手ニ屬キ、渋谷

徒モ氣細キ折ニヤ、鎌田寛栖・宮原景種・猿渡休覺等、

渋谷方ノ宗子東郷大和守重尚ハ菱刈天岩ノ實子ナレバ、

先ツ重尚ニ説キ、重朝ノ子石見守重副ト俱ニ城邑ヲ致シ

テ公室ニ降ルコトヲ勸ケルニ、重副・重尚皆此事ヲ服セ

リ、二十八日、寛栖等以テ公等ニ聞ス、是ニ於テ翌元龜

元年正月五日、入来院重頼ハ百次・平佐・高江・宮里・

天辰・碓山ヲ致シ、東郷重尚ヨリハ高城郡・水引・中郷・

湯田・西方ヲ致シテ公ニ降レリ、時公ヨリ重尚ヘハ東郷

ヲ貽サレ、重副ニハ清敷ヲ下シ置レ、宮里ハ平田狩野介

宗應ニ、高城・水引・中郷・西方・京泊ヲバ出水ノ義虎

ニ畀ラレ、隈城ニハ公子家久ヲ地頭ニ移サレ、其ヨリ川

※3 内方モヨク治リシトナン云々、文祿四年ノ秋、幸侃ガ姦

訴ニテ三州ノ豪族遷易ノ時、又六重時モ宗邑ノ清敷ヨリ

封ヲ隅州湯尾ニ移サレ、清敷姑クハ公領ト為リ、新納忠

元・川上忠克・平田増宗等此ニ地頭タリシト云ヘリ、其

ヨリ重時ノ嗣子伯耆守重國ノ時ニ至テ、慶長十八年、マ

タ清色地頭ニ補セラレ舊邑ノ内ヲ復シ賜ヒ、其子石見守

重頼モ襲テ此ニ地頭シ云々、萬治二年御引并シ檢地ノ時、

遂ニ清色ヲ割ラレ、副田ト浦之名ニケケ村ヲハ重頼ノ一所

ニ封セラレ、入来ノ舊號ヲ此ニノミ遺サレ、割殘シノ塔

之原・倉野・市比野・楠元・久住・中村ノ六村ヲ清敷ト

唱テ故ノゴト外城ニ建ラレ、衆士ハ皆此ニ移ラセ、重頼

ヲシテ尚地頭タラシムト見ヘタリ、其後マタ重頼ノ子隼

人重治官ニ請ヘル旨アリテ、延寶九年四月、清敷ハ更メ

テ樋脇ト唱ヘラレシトナン云々、

※1(頭注)

「文明六年ノ頃、下野守重豊入道以心ナリ」

※2(頭注)

「長久二年ヨリ明治ニ至ル八百七十年、建久ヨリ百八十年前ニ

アタル」

※3(頭注)

「入来古趾調帳ニ、文祿四年秋、依台命所領交替被仰付、湯之

尾ヘ繰替云々、

翠年正月廿日、忠恒公ヨリ時節を以本領安堵之御證文頂戴、

慶長十八年、伯耆守重高ヘ本領入来院被返下、郷士式百人被

召付地頭職被仰付、外城清色、領を(私脱カ)入来院ト相唱云々、慶安

元年、重頼清敷地頭職被仰付云々、萬治二年亥二月廿八日、

塔之原・市比野・中村・楠元・久住・倉野六ケケ村清敷ニ相定

云々、浦ノ名・添田ニケケ村重頼私領ニ被下、代々傳領云々」

「入来院氏文書」

貞和七年卯月、薩摩國入来院地頭洪谷九郎重興申云々、

〔島津義久譜中〕

入来院彈正忠^{①忽}變凶惡之心、天正二年八月八日、使家臣山口筑前・東郷美作上達愚意、速屈旗下不可積忠重功不抽臣節、彈正忠及家老等捧誓紙者也、

〔入来院氏系圖〕

洪谷太郎光重五男

定心

初號曾司、後號入来院、又清色五郎禪師

寶治二戊申之春、定心應嚴親光重之^{①命}、下着薩州入

来院、住清色、尔來改稱^{①号}入来院、又號清敷、○定

心所領相州吉田^{號淡谷}上莊・勢州箕田大功田大類・

作州河會郷打鈍・薩州入来院等也、

明重

三郎 法號善心

建長五癸丑十一月廿九日、受嚴親定心之讓、為家

督、○同七年乙卯六月五日、賜政所之下文、

重經

號寺尾、五郎四郎

※1

重賢

五郎

重繼

號下村、

重村

五郎四郎

重世

號中村、

範袴

號倉野、荒六

袴綱

平四郎

公重

平次

文永二乙丑之秋、受嚴親善心之讓、補總領職、

篤重

或重貫 平太

山口之祖也、或說他服^{①題}之長男也、

有重

平四郎

弘安四辛巳六月廿九日、^{①與}蒙古戰筑前之海上死、弟

平五郎致重・四郎太郎重尚同時戰死、崇若宮大明

神、

重勝

平次五郎 美濃守

^{①重基}定圓無嗣子、續當家、實公重弟靜重子孫五郎重知

之嫡子也、○元弘之乱属官軍、拔戰功、頂戴綸旨

(コノ間四代重基ヲ欠ク)

安堵舊領、觀應二年辛卯七月晦日、義詮卿賜本領
安堵之下文、

重宗

號村尾、初重成、松壽丸、刑部少輔

重門

〔國史云、貞治三年甲辰春二月朔日、左中將奉 後村上帝繪
旨、命淡谷能登守重門率其族人歸南朝〕
虎松丸、石見權守、能登守、彈正少弼

貞和五己丑閏六月廿三日、得嚴親重勝之讓、○文
中元壬子六月廿三日、戰死於高江峯城、

重継

五郎 美濃守 五郎左衛門尉

属島津師久有軍功、

重頼

虎五郎丸 彈正少弼

建徳二年辛亥十月十五日、得嚴親重門之讓、○應
永七庚辰十二月十三日、島津上總介伊久入道久哲
公以谷山郡・給黎院半分為料所所領焉、〔預〕同十癸未
十一月廿九日、元久公賜武村薩州鹿
兒島内・鳴川村、○同
年十二月七日、島津播广守久賜西方・荒川・羽
島、共薩
州○永享元年己酉十月九日卒、

(ママ)

重長

菊五郎 彈正少弼

應永十三年丙戌十一月十五日、得嚴親重頼讓、○
同十八年辛卯九月十五日、島津左兵衛尉久世賜莫
祢院、○同三十年八月、久豊入道存忠賜起〔諱〕證文、
○康正二年八月廿六日卒、
伊豫守 越前守
號副田、

重茂

初五郎 出羽守

應永卅年癸卯八月十六日、受嚴親重長之讓、○永
享八年九月十四日、太守貴久〔後忠
國〕賜羽島六町領知
之證書、
女子三人
大村諸重室 藺牟田河内守室 蒲生美濃守室
男子三人
一山城守 二左馬介 三宮内少輔

重豐

〔文明六年居于入来院卜旧記ニアリ〕

菊五郎 下野守 彈正少弼 入道名以心

嘉吉元年辛酉二月廿七日、得祖父重長之讓、○寛

正三年壬午三月廿四日、太守立久賜誓書、且拜領

火同・永利・山田城、○文龜元年辛酉閏六月二日

卒、

重聰

千代五郎 又五郎 加賀守 彈正少弼
母北原貴兼女

延德二年庚戌八月廿一日、受父重豐之讓、○永正

年間、太守忠治治國之時、重聰抽忠心、○天文四

年己未之冬前太守勝久没落廳府以來、弥乱成割拠

之勢、時重聰屠城略地、奮武威於遠近、○同六年

正月七日、貴久陷竹山砦攻肥後助西、時奉加勢云

々、○同八年、陷市来平城、時馳參、息男又五郎

重朝在陣云々、

女子

東郷備前守重隆室

女子四人

重朝

又五郎 石見守

天文八年閏六月、貴久攻市来、時抽軍忠云々、依

今度軍功、蒙川内方宜掠取之嚴命、○同年八月廿

八日之夜、襲取百次城、此城去天文五年七月二十

三日蒙前太守勝久之恩免年々攻撃之、漸此日入手

裏、九月十日、攻取隈之城及宮里、○重朝近年伐

取数多城邑誇武功、貴久数教戒教之、斯之時、氏

族東郷・祁答院以下之國人多叛逆者、重朝亦有同

意之聲、於是数訴無叛心、不被免許、天文十三甲

辰之夏、既被停止出仕、加焉、翌年乙巳八月八日、

被攻郡山城、此城去天文六年三月十四日勝久所賜

重朝也、

重嗣

又五郎 加賀守

天文十五年八月廿四日、重嗣初陣串木野枯木尾云

々、○太守貴久戒重朝誇武功、停止出仕、雖然重嗣者忝被恩免、以數謁鹿兒府、勤仕之禮曾以不忘、貴久感其志、○永祿二年己未之冬十二月廿三日、賜御判之感狀、以拜領犬迫名、○永祿十二年己巳之冬、重嗣誘東鄉大和守重尚入道喜俊降參太守義久、獻高城・水引・中郷・湯田・西方、以奉謝多年之罪、此之時重嗣又獻隈之城・百次・平佐・碓山・高江五城、是所以慮為國為家長久之謀也、

重豊

千代五郎 又五郎 彈正少弼

天正二年甲戌之秋、有重興挾野心之風聞、於爰重豊大驚懼、獻靈社之神文、以訴無逆意、時獻山田・天辰・田崎・寄田四ヶ所、太守匪齋蒙恩免、返賜寄田、以加本領安堵焉、

重時

鎌三郎 又六

重豊無男子、以故令重時合女子相續當家、實島津右馬頭以久之二男、母北郷時久女也、○文祿四年

乙未之秋、有當國之諸家所領交替之台命、以故重時去舊領入来院移湯之尾、是所出國老伊集院右衛門太夫忠棟入道幸侃之姦謀也、依之、翌年正月廿日、世子忠恒賜以時節宜安堵本領之御證書、

重高

初忠富 或久秀 弥一郎 石見守 伯耆守

重時有女子無男子、為婿養子、實島津薩摩守義虎五男、○慶長五年閏ヶ原合戰之時、不離公之左右、勵忠功、依之賜御感狀、以▽△新恩地二百石、此時為穎娃氏之名跡、○同十七年壬子、有一所衆當去私領移鹿兒島之嚴命、於茲賜宅地云々、同十八年癸丑、轉湯之尾賜本領入来院、且亦被補地頭職云々、○正保四年卒、

重通

又六

重頼

又菊 石見守

寛永九年死、萬治二己亥、兼依願被分外久盛 美作守 民部 城・私領、添田・浦之名二島津大膳忠榮養子 ケ村殘賜之、故今二ヶ村存

入来院之舊名、

重治

又重香 又千代 隼人佐

延寶九年辛酉、如願被改清敷號樋脇之旨有高命、

重堅

虎松 志摩之助

實島津丹波忠通二男也、娶重治女子為猶子云々、

元禄二年、為與頭云々、

重矩

※1 (頭注)

致重

重勝 美濃守

將重

文和四年、重勝入来院清色名

内南方ヲ將重ニ讓與フトアリ、

平五郎重繼

父ノ讓ヲ受、

※2 (頭注)

〔國史ニ、文禄四年、入來領主人來院重時為湯尾領主〕

〔國史光久傳中〕

萬治二年己亥二月云々、初入來院重高再為入來院領主、

兼地頭職、事在慶長十八年、

而公臣二百人與家臣雜居、家臣所居號

為入來、公臣所居號為清敷、及至石見重頼、請正其界、

於是以塔之原・市比野・楠元・中村・久住・倉野六村為

(頭注)「樋脇郷参照スベシ」

清敷、添田・浦之名二村為入來、重頼重高之孫也、其後

改清敷曰樋脇、摠郡村 高辻帳、

〔名勝志〕

大宮明神

浦之名村に鎮座、領主假屋同村にあり、入來ハ入來院隼人定經領分也

を去ること辰方拾八町余、祭神一座、

大物主神、祭向度、九月九日・十一月三日、

勸請年月詳かならず、入來邑の物鎮守なり、社司を是枝

某といふ、

〔地理纂考〕

鷹子神社裏之タカノコ名村

岳の半腹に平地ありて、其處に鎮坐なり、

創建由緒詳ならず、木製の鷹三軀を神體とす、例祭九月

廿九日・十二月十七日なり、

〔地理纂考〕

大宮神社オホミヤ 創建の年月詳ならず、祭神大物主神なり、

例祭二月三日・九月九日・十一月三日なり、

〔地理纂考〕

若宮神社若宮 當社ハ入来院平四郎有重の靈を祭る、有重ハ舊領主人来院平次公重の弟にて、弘安四年蒙古筑紫に

寇せし時、兄公重の軍代として弟平五郎致重・四郎太郎重尚等と共に兵を率て出軍し、六月廿九日、筑前博多の海上にて兄弟共に賊の箭に中りて死す、依て其靈社を此處に建立せしとぞ、

〔地理纂考〕

廣瀬神社廣瀬 當社も入来院家十四代彈正少弼重豊の靈を祭る、地名によりて廣瀬神社といふ、例祭八月十五日なり、

〔地理纂考〕

菅原神社菅原 木場原にあり、祭神菅原道真公にて、例祭

八月廿五日なり、應永九年、入来院彈正少弼重頼建立す、

〔地理纂考〕

湯元神社湯元 潤谷の東北一叢林の中にあり、祭神大名牟

遲・少彦名神二柱なり、例祭九月廿九日、浴客當社に參詣して湯功の亟ならむ事を祈るに、必ず驗しありとぞ、

〔地理纂考〕

諏方上下神社諏方 當社ハ應永三年藩人本田隼人入佐某建立のよし舊記に見ゆ、又明應九年拜殿造立の棟札あり、例祭七月廿八日、此日裏之名・添田二村の農民數百人鉦鼓を鳴し神前にて舞躍をなす、參詣の貴賤多し、

〔地理纂考〕

重來神社重來 當社は故領主人来院又六重時の靈を祀る、例祭九月廿三日・十一月廿三日なり、重時は入来院氏第十五代の嗣にて武勇の聞えあり、慶長五年、関ヶ原の役に鳥津義弘に従ひ、重時の從卒等餘多戰死す、此時入来院彦左衛門・東郷清太・村尾善兵衛・大迫彌四郎・前田

三郎次郎主從七人間道を経て退くに、敵軍に出逢ひ悉く戦死す、九月廿三日なり、其后重時の靈屢顕れて種々の奇怪あるに依り當社を建立す、始め大隅國菱刈郡菱刈郷横瀬にありしを、當時入来院氏湯之尾を領せし故なり、後此處に遷せしなり、

〔纂考〕

清色川 水源二條にして、一ハ前河内川と号し裏之名村の山中より出、一條ハ後河内川と称して蘭牟田郷の山中より出て、當郷裏之名村の中にて合流し、添田村を過て樋脇郷塔之原村に至り川内河に入る、

〔纂考〕

鷹子岳 八重山の東に當りて高岳なり、
〔朱書〕
古跡取調帳ニ浦之名村鷹子権現嶽トアリ

鷹子神社 岳の半腹に平地ありて、其處に鎮座云々、

舟見峰フナミツケ浦ウラ之内 絶頂に蘭牟田郷の境あり、此峰連山の上に

高く秀て、峰上樹木を生せず、「下ニ蘭牟田池アリ」

〔纂考〕

八重山 此山絶頂まで二里餘にて、登路嶮難なり、秀峰餘多連りて四郷蒲生・郡山・樋脇・伊集院に係り、當郷の地三分の一は皆此山なり、依て八重山の名を得たり、山中最高きを横尾岳と呼ふ、是に亜くを長尾岳ナカヲタケ、其次を道之子岳ミチノコタケといふ、彼横尾岳に登れハ、四方豁然として山海數十里の外を望む、亦琉球諸島より來貢の船洋中より先ツ見え初るハ開聞峰開聞と此横尾岳なりとぞ、

〔旧跡調帳〕

牧神嶽浦ノ名村之内萩塚

〔纂考〕

愛宕嶽 亦北嶽ともいふ、絶頂に愛宕ノ小社あり、因て名とす、「浦ノ名村ノ内北嶽ニアリ」

〔旧跡調帳〕

横尾浦之名村之内八重山鹿倉之内

こうこふ嶽浦之名村之内松下田

〔纂考〕

湯河内温泉 或ハ入来温泉といふ、此地溪間にて、周廻凡三町餘、温泉八ヶ所に涌出す、俗に一を御前湯、二を和尙湯、三を網代湯、四を打込湯、⑤五ヲ川渠湯、六ヲ南端湯トイフ、此外ニ網代湯、側ト亦南端湯の側トに二所の湯瀑あり、故に合て八所なり。湯性塩味ありて且礬氣を含む、故に俗に塩湯と稱ふ、其性剛ならず柔ならず、温和にして脾胃虚弱の人によし、又諸病を愈す、殊に癩氣を治するに功あり、依て四方の病客遠僻を厭はず来浴する者絶す、客舎は潤谷の内に若干軒を連てあり、

〔纂考〕

物産

樹木 樟クス 榊カシ 樅モミ 榦アヲ 甘藷 蚊母樹
走獸 鹿 野猪 猿

〔地理課川調帳〕

樋脇郷倉野川ノ支川
一川南裏ノ名川

水源 ○道ナホレ 三川 ○鷹嶽ヨリ三川 ○中山ヨリ一川 ○本浦
○狩出野

キ道平 一川 ○川内二川合八川流合シテ、天満宮下ニ

於テ里程二里二分五リヲ經倉野川通工入、

〔旧跡調帳〕

前川内川

右、源浦之名村ノ内土瀬戸口并はさま鹿倉ヨリ流出、前川内筋流通り、添田村之内本村流通り、樋脇之内毎床へ流出ル、

後川内川

右、藺牟田ノ内さ、らしより浦之名村之内字原へ流入、後川内筋流通り、字二俣ニテ前川内川へ流入、けすの木谷川

右、浦之名村之内小つ、らの谷と申迫ヨリ流出、小中

野ニテ後川内川へ流入、

山之川谷川

右、浦之名村・添田村ノ境岩屋ノ谷より流出、山ノ川ニテ前川内川へ流入、

弦尾谷川

右、水源添田村之内倉谷より流出、字町野原ニテ前川内川へ流入、

大谷谷川

右、浦之名村ノ内字大谷鹿倉山ヨリ流出、字馬越ニテ

但味醢也、

旧名清敷○延宝九年四月廿九日、改清敷号樋脇、

樋脇郷

〔地理纂考〕

鹿兒島の西北九里二十六町なり、東入来郷に境ひ、南伊集院・市来・串木野の三ヶ郷に續き、西永利・平佐の兩郷に接し、北川内川を隔て東郷郷に界ふ、周廻十三里八町二十六間、村落三ヶ塔之原村、市比野村、人員五千十二人、戸數千九拾三戸、

當郷ハ始め入来郷内にて、市比野といひしを、萬治二年に割て一郷となれり、

後紀曰、延曆二十三年三月庚子、太宰府言、大隅國桑原郡蒲生驛與薩摩國薩摩郡田尻驛相去遙遠、(通カ)迎送艱苦、伏望置驛於薩摩郡櫟野村、以息民苦、許之とありて、此地古の驛亭なり、

〔地理志〕

宝治二年戊申之春、應嚴親渋谷太郎光重之命、曾司五郎(光重)定心(重光)下着當院、住清色、

⁶²〔入来院氏文書〕

「クチウラニ」定心

「ちやうしんよりのゆつり状あとの御下知」

讓与 薩摩國入来院内

四郎重經所

塔原郷、於四至堺者、御使等之副文状明鏡也者、

右、無他人妨可令知行、仍為後日證文、讓状如件、

建長三年八月廿四日〔明治十三マテ六百廿九年也〕判〔渋谷定心〕

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」四八五号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔全〕

建長七年御下文ニ、平重經入来院内塔原郷等地頭職云々、下文略、

〔渋谷五郎四郎重經法名定佛〕

平重通

弘安元年六月塔原郷地頭職下文

63「入来院氏藏書」

渋谷弥四郎重名代祐信申、薩摩國伊力院内（入米）荅原南方田畠（塔）在家等事、重申狀如此、渋谷次郎三郎違背召文之間、可加催促之旨、先度被仰了、不日可被申左右也、仍執達如件、

嘉曆二年後九月廿八日

（北奈時）
修理亮判

莫祢郡司殿

（本文書ハ「旧記雜錄前編」二一四九一「号文書ト同一文書ナルベシ」）

64「入来院氏藏書」

薩摩國入来院内塔原名主寄田弥太郎信忠与地頭渋谷五

郎房定心相論名主職事

右、對決之處、如信忠申者、當職者父信俊重代職也、當國御家人雖不帶御下文、知行所領之条、為傍例之間、故右大將家御時、千葉介雖給惣地頭、至名主職者、無相違之處、寛元四年上総介秀胤蒙御勘氣之刻、名主等為訪下向之時、信忠稱不訪、被押領所職畢、仍欲言上事由之處、當地頭定心可和与之由依令申、書与起請文畢、而定心變和与、令濫妨云々、如定心申者、件名主職者、為地頭進

止之間、秀胤之時、信忠自代官之手、雖令補任之、同時

又被改易畢、爰定心拜領件院之日、信忠出来、書起請文之間、令還補畢、而依成向背、令改易畢云々、爰如定心所進寶治元年八月五日信忠起請文者、入来院地頭得分不可對捍、又如此宛給之上、背地頭、不可申子細於上云々者、非地頭進止之由、信忠雖申之、秀胤押領之時、不致訴訟、没収之後、書与起請文於當地頭定心、令還補之間、可為地頭進止之由、定心之所申、有其謂欵、則於彼名主職者、且任秀胤時例、且依信忠起請文、可為地頭進退之狀、依鎌倉殿仰、下知如件、

（粟注「建長」前「入ル」）
建長二年四月廿八日

（北奈時頼）
相模守平朝臣（花押）

（北奈重時）
陸奥守平朝臣（花押）

（本文書ハ「旧記雜錄前編」二四七二「号文書ト同一文書ナルベシ」）

65「全」

（編書）
「渋谷五郎四郎入道給安堵御下文」

將軍家政所下 平重經 可令早領知相模國吉田上庄号渋谷内寺尾村・伊勢國箕田大功田除女子乙分彦町・美作國河會郷十町

仍重勝重代相傳之所領也、當所為惣領之間、南方の内をぬきて、限永代、子息將重所讓与也、為後證讓狀如件、

文和三年乙未四月八日

美濃守重勝(花押)

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二二五七九号文書ト同一文書ナルベシ)

右、於所領等者、重頼重代相傳所領也、仍菊五郎丸仁相

副次第調渡手繼證文等、限永代所讓与也云々、下文略、

應永十三年十一月十五日

重頼判

(本文書ハ「旧記雜錄前編」二七五二号文書ノ抄ナルベシ)

68 入来院氏藏書

讓与

所子息菊五郎丸

一所 薩摩國入来院内清色北方

一所 北方内上副田村〔宋書 入來郷ニ副田村アリ〕

一所 市比野村半分地頭職并下地〔宋書 樋脇ニアリ〕

一所 南方内清色村

一所 塔原村〔宋書 樋脇ニ合アリ〕

一所 中村〔宋書 樋脇ニアリ〕

一所 楠本村〔全 樋脇ニアリ〕

一所 倉野村〔全 樋脇ニアリ〕

一所 久住村〔全 樋脇ニアリ〕

一所 柏嶋村

外ニ筑前國等五ヶ条略、

69 北郷氏藏

返地目錄

入来院之内塔之原村

高三千八百貳拾貳石九斗九升四合壹夕

〔宋書 外数行略、全文平佐郷ニアリ〕

文祿四年拾月七日

本田下野入道
三清判

伊集院右衛門太夫入道
幸侃判

北郷宗次郎殿〔宋書 三久〕

(本文書ハ「旧記雜錄後編」二一六一四号文書ノ抄ナルベシ)

一高牧 一前田城 一市比野城 一樋脇城

〔應永記〕

應永二年乙亥八月十日、〔上總介伊久〕總州高城ニ押寄而、横峯ニ御陣

ヲ被召、所務ヲ被拂畢、懸ル処ニ〔元久〕奥州ノ御使者新納殿・

和泉殿兩人有着陣、其意趣者、高城之事、日向・大隅之

軍勢為遠所上、云山云河、征路之往復大綱ニ候、山田ニ

打寄テ高牧ニ被召大陣、年明テ樋脇ノ前田ト市比野ニ発

向被成候者、彼ノ端城共不可涓〔ウツ〕、其時吉田・蒲生ヨリハ

山一ツ隔候、尤入来之事ハ可輒候ト此儀ニ定也云々、去

程ニ、自奥州被仰之通市来殿ニ有御談合、忠家可然様ニ

被申上ケレハ、總州御悦喜無申計、元久如御計山田ニ有

勢揃、高牧ニ被召御陣有御越年、〔三年〕同丙子正月十一日、拂

山被作路下、其夜ハ樋脇ノ城落畢、同十三日、前田城攻

落ス、同十九日、市比野城落了、御方三城ニ取乗ケリ云

々、

〔執印氏系圖〕

國分寺友久〔二男〕

師久

号吉永、右衛門尉 右兵衛尉 薩州市比野領主

〔見國分氏系圖〕

國分左エ門尉友成——友氏

國分右エ門尉師尚

市比野領主

〔國史元久傳〕

應永三年丙子正月十一日、久哲公〔重頼城也〕下樋脇城、十二日、下

前田城、十九日、下市比野城、使吉永氏本補、〔本補依原文、猶云補本領、〕

執印久馬系圖文書、國分友成弟師〔久〕称吉永氏、領市比野、然則市比野吉永氏本領、中為渋谷氏所取云々、

應永四年云々、恕翁公將日隅兵五千餘騎擊清敷、〔重頼城ヲ復シテ居〕久哲公

以二千餘騎會之、恕翁公与久哲公及伊集院彈正少弼頼久〔伊久也〕

軍野頭、本田忠親將杖一揆軍滿手野、新納實久將月一揆〔越後守〕

軍壽昌寺峰、播磨守守久・伊作大隅守久義軍黒瀬・木場

原之間、共圍清敷城、日夜攻之、城中飢、〔困〕求和、許之、解

圍一角、〔入来院重頼〕清敷遂歸公室、〔清敷即入來城、樋脇郷〕倉野村有地曰野久尾、

〔相傳為古城墟、古者樋脇在入來界、野久尾疑是野頭、滿手野在樋脇塔之原村、黒瀬・木場原係浦之名村、〕

〔西藩野史〕

應永三年丙子正月、初元久公渋谷氏を征せんか為薩州高

牧に軍す、去年十月進て清色城樋脇城也、樋脇・入来ヲを囲む、

正月十日、入来院彈正少弼重頼援を相良前續に請ふ、援兵いま

た至らざるに城陥る、重頼前田に走る、公北るを追て是

を破る、十三日又市比野樋脇之内を取る、於是相良氏か援兵至る、

公軍を進て花北に戦ひ、大に是を破り、主将吉田氏を斬

る、勝に乘し數百人を殺す、公の軍も又劣る、故に軍を

班す、重頼帰て清色城を復す、傳云、高城トウ花北牛屎ニ戦フ、其事未詳ナラス、

〔地理志〕

一 樋脇城 應永三年正月十一日、元久公山をはらひ被作

道而被下兵候故、其夜城没落畢、

一 清色城 應永四年丁丑四月中旬、(中下)島津伊久入道久哲為

加勢元久公御出陣、御本陣ヲ野頸ニ被居候、本田信濃

守忠親号杵一揆陣備手野、〔本マ〕播广守守久・伊作大隅守久

義陣黒頼・木場原、(中瀧)新納實久号月一揆陣壽昌寺峯、其

外三國之将士不殘參陣圍城、可守失防禦之術、乞降没

落當城矣云々、

○同十八年、元久公再御出馬被責城候、稻荷原・浮橋・

(中瀧)樋脇川・瀬野原・松瀬口皆陣場也、此御合戦ハ、公御

在京跡ニテ渋谷四ヶ所ニ凶徒蜂起する故、公御下向有、

御追戦可有由ニテ御発向、鋒之尾ニ御陣也、(中夜)

○鋒之尾 右合戦之節元久公御陣場也、於當城公發疾病、(中陣)

御帰陣之後逝去有之、十八年八月六日

○前田陣 (中城)應永三年正月十三日、元久公卒軍被攻之候故

城落去ス、

一 市比野城 同年同月十九日落去、仍而右三城ニ味方之

兵を被籠候、右両城并樋脇之城落去之後、〔本マ〕城清敷之城

ニ取詰被成候、

一 清敷城 應永四年丁丑四月下旬、島津上総介伊久從兵

貳千余・太守元久公從兵五千余・頼久陣野頸、本田信

濃守〔中〕忠親〔中瀧〕満手野ニ陣し、播广守守久・伊作大隅

守久義黒瀬・木場ノ原ニ陣し、新納〔中〕越後守實久

陣壽昌寺峯、結相垣取切敵之通路、夜燒篝、大振兵勢

攻之、城遂ニ陥、

○入来院家世々傳領之地ナリ、天文年間以來押領之地百

次・碓山・平佐・高江等四ヶ所を元龜五年太守ニ奉獻

降參、而當地計を給フ也、(中元)

〔高津元久譜中〕

一應永四年丁丑四月下旬、與上総介伊久法師久哲俱議欲

〔河邊城主〕

攻清色城、元久自將而發於鹿兒島、相隨軍衆新納越後

守實久・北郷讚岐守・樺山安藝守・佐多和泉守・川上・

本田・阿多・平田・肥後・石井・伊地知・上井・鹿屋・

猿渡・田代・長野・千代富・北原・伊東・土持・宮崎・

跡江・木脇・清武・曾井・佐々・宇津・岡富・懸^{〔縣〕}・盛

長・八代・財部・飯田・石塚・岩千野・白糸・綾・池

尻・穆佐・海江田・飢肥・櫛間・和田・高木・真幸・

栗野・菱刈・馬越・平良・曾木・税所・加治木・平山・

平松・平瀬・中津野・餅田・吉田・蒲生五千餘騎、久

哲領土之兵二千餘騎、共八千騎到于其地、久哲・元久・

伊集院彈正少弼頼久構大陣於野頸、本田信濃守忠親杉

一揆之將師構陣於瀧手、播磨守守久・伊作大隅守久義

構陣於黑瀬與木場原、新納越後守實久月一揆之將師構

陣於壽昌寺之峯、如此者陣無通一線之緩路、且復不撰

山谷磐石結間垣者殆三里堅密也、所以昼夜攻責非言語

之所得述、城中士卒有餘兵糧不足、諸卒力倦、矢竭弦

絕、是以不得警衛、而乞通路之宥免、降城沒落、故薩

隅日三州屬無為也、

一清色城

〔應永記〕

應永三年四月十九日、洪河殿博多ニ下着、仍子自京都

御教書、其上書ニ云ク、洪河右兵衛佐滿頼為鎮西探題所

差下也、急キ有在津可合力可達上聞、有大友修理亮・

大宰小貳・島津上總介入道・同又三郎・九州地頭御家人

等中、依之、翌年ノ春、御名代山城殿・修理亮殿自阿久

根自國^{〔イタリ〕}ニ市来ノ中村・伊集院ノ野田・別府ノ村原被屬雍

州、吉田ノ花牟禮・平山ノ西郷・肝付ノ渡邊・飢肥ノ南

郷屬修理亮殿、如此償公儀給テ、同四年丁丑四月下旬ニ

清色城ニ被押寄、山北ヨリ毛前上總介伊久為大將、嫡子

守久・始良三郎左衛門尉忠安・阿蘇谷出羽守興久・子息

四郎助久・伊作加賀守・下野ノ宗十郎・信濃左近太夫、

御内ノ人々ニハ酒匂伊豆守伊景・本田次郎重親・天辰肥

前ノ小次郎守経・中条ノ因幡守政春、近隣ノ御家人ニハ

國分ノ左衛門尉・羽島ノ豊後守・執印豊前守・永利長門

「イ介」

守・宮里若狹守・石塚對馬守、南方不殘被打立、都合二
千餘騎、各相幟指上被打立計利、自鹿兒島者陸奥守元久
為大將、新納越後守實久・北郷讚岐守・樺山安藝守・佐
多和泉守・河上、御内ノ人々ニハ本田・酒匂・阿多・平
田・肥後・石井・伊地知・上井・鹿屋・猿渡・田代・長
野・千代・向田・北原、皆成一人當千ノ思、月杉之両一
揆此ヲ前途ト馳重ル、自山東者伊東・土持・宮崎・跡江・
木脇・清武・曾井・佐々・宇津・岡富・縣・盛長・八代・
財部・飯田・石塚・岩千野・白糸・綾・池尻・穆佐・加
江田之軍兵、飴肥・櫛間・和田・高木・真幸・菱刈・馬
越・平良・曾木・栗野・税所・加治木・平山・平松・平
瀬・中津野・餅田・吉田・蒲生振底打立、都合五千餘騎、
其古本ハ念當前馳重、伊久・元久・頼久野頸ニ被構大陣、
信濃守忠親杖一揆ノ為大將滿手野ニ取陣、守久・久義木
場原・黒瀬ニ取陣被堅、越後守實久月一揆ノ大將ニテ壽
昌寺ノ峯ニ取上リ被堅、依之通路切了、相ノ牆ノ遶リ二
里十五丁ト云々、河ハ淵瀬ヲ不嫌、山ハ岩盤石ヲ不厭、
夜者燒篝守之云々、城内ノ一族悉被取籠間、城持勢雖無
不足兵糧盡ヌル間、定テ道口ヲ乞テ没落畢、弓矢ノ義理

モ淨ク同心シテ、無二乍敵被褒ケリ云々、

「元久譜中」

元久在洛之間、渋谷四ヶ所面々以清敷畔矣、應永十八年
※1 辛卯、率軍衆到其地、構陣營於鋒之尾、又島津上總介久

世及伯父山城守忠朝共與渋谷在碓山城、元久在鋒尾陣之
際、忽繫病痾婦鹿兒島矣、雖然、催山西・大隅・南方之

※2 兵三千餘①弱向于山北、而構陣於稻荷原・浮橋・樋縁川之堺、

于時敵兵為宮里通路入守中郷之壘、因茲諸陣往還不得容
易、於是乎、北郷某為將帥率精兵五百人、構陣柵於諫方

※3 松山、屢發野伏於瀬野原、又市來・伊集院之兵五百人許
屯松瀬口、於是乎有群議曰、構數艘之川舟可通樋縁陣之

難通融、不然又放火京泊、而坊津・泊津・別府・市來之
大船招寄二三十艘、小舟五艘三艘組合、固垣楯於絃、而

俟晦朔之高潮、以可漕上、縱雖飛羽箭欲防遮、漕上七迫
之邊、而遣小舟上下白濱之地退河邊之敵、則通融樋縁之

陣、何難之有乎、未發鹿兒島之後兵到于當地、則使屯松
瀬之騎步渡稻荷原過寺山際構陣柵侮敵城、則樋縁之壘必

不得保乎、各同此議之際、修理亮久豊與本田忠親法師安

了謀、而先帰山東矣云々、

※1 (頭注)

「鋒之尾ハ山崎郷ニアリ、参照スヘシ、

入来ニモ鋒ノ尾陣跡アリ」

※2 (頭注)

「稲荷原・浮橋・樋縁川等ノ實地糺スベシ」

※3 (頭注)

「瀬野原・松瀬口ノ實地探索スベシ」

〔國史元久傳〕

應永十七年云々、秋九月、公還國、渋谷四族(註四)聞公之如京

師也、多行無禮於國、而山城守忠朝・上総介久世居碓山

※ 城、與渋谷氏交通云々、全十八年辛卯、公伐渋谷氏、義

天公・伊集院頼久引兵來會、公屯清敷、進軍鋒尾、別遣

三千餘騎、以禦忠朝・久世之軍、會公有病、歸鹿兒島、

而所遣三千餘騎分屯稻荷原・浮橋・樋縁川之間、方議進

取之計、軍中傳言公病危篤、義天公與本田忠親謀而歸穆

佐、諸軍皆罷、道路流言、修理亮殿與久世交通、公之取

清敷也、事在上四年、使伊集院頼久領之、至是城中人往々叛應渋谷氏、頼久委而去之、渋谷氏復取清敷、鋒尾在入来、係添田村。

谷氏、頼久委而去之、渋谷氏復取清敷、鋒尾在入来、係添田村。

※ (頭注)

「西藩野史曰、應永十八年、此時國中渋谷氏大ニ蜂起ス、元久

公京師ヲ辞シテ國ニ帰ル、大軍ヲ發シ鋒尾ニ詣リ、稲荷原・

浮橋云々數十ヶ所ニ軍シ清色城ヲ囲ム、公俄ニ病ヲ得云々」

〔國史義久記中〕

元龜元年正月云々、是月渋谷氏降、猷隈城・百次・平佐・

碓山・高江・高城・水引・中郷・西方・湯田・宮里・京

泊・清敷之地、公宥其罪、仍賜入来院加賀守重嗣清敷、

東郷大和守重尚東郷云々、

〔纂考〕

樋脇城 前面ハ深田にて、三方ハ谷川なり、亦城の西南

一町許に高城といへるあり、又西一町許りに潤川之ニカハを隔て

助之城といふあり、皆當城の砦にて、入来院家一族居城

の跡なり、

〔纂考〕

前田城 (西面) 東西は樋脇川に臨ミ、西北ハ深田なり、城主詳ならず、

〔纂考〕

市比野城 東南ハ深田に臨ミ、西北ハ谷川を帶ふ、山上涌泉多し、入来院の一族東郷下総重且居城の跡なり、

〔地頭系圖〕

薩摩郡

樋脇

入来院伯耆

入来院石見 正保四年ヨリ寛文七迄、

鎌田後藤兵衛政辰 寛文八年二月一日ヨリ定、同十年迄、

平田藤右衛門宗則 寛文十一年三月三日ヨリ定、

弟子丸市之助 延寶二年二月ヨリ定、

碓山次右衛門 貞享元九月ヨリ元禄十年迄、

黒葛原源左衛門 元禄十二卯五月九日ヨリ、

迫水善左衛門久敦入道可遊 初堀之内六左衛門ト云、御納戸奉行、寶永七寅閏八月四日ヨリ

郷原轉久雄 初久兵 金太夫 後御家老也、正徳三巳十一月十九日ヨリ

〔地頭系圖百次〕

(頭注ニ此所參考ノ上淨写スヘシ)
伊勢六郎左衛門貞末 初長門守

本田伊賀守親政 初市正 次右衛門 與兵衛ト云、

町田駿河守久門 初久充 或久明 加賀守忠豊之子也、元和・寛永比カ、

伊地知周防守重利 周防守重康之子、初治十郎 寛永ノ比カ、

町田縫殿助久岑 久門之子、

今井市兵衛入道松関 實仁禮藏人子也、御納戸奉行、

土持平左衛門綱辰 寛永九年比、

三原五郎兵衛重英 重貞入道永安之子、

伊地知越右衛門重昌 重利子、後重持 治左衛門 新左衛門

本田市右衛門親道 作左衛門宣親子、初郷右衛門 大炊太夫 後四郎右衛門

根占石近 寛文七年二月三日ヨリ定、

渋谷四郎左衛門 後大藏 又周防 寛文八九月十日定、

喜入吉兵衛久則 後久右衛門 延寶七正月二十七日ヨリ、或六年十二月吟味役也、

諏訪仲左衛門 貞享元九月ヨリ、

新納喜右衛門久行 初甚兵衛 京大坂藏奉行・御用人、元禄二巳巳四月五日、或曰元禄二巳八月朔日ヨリ明所

川上右京 元禄十二卯五月九日ヨリ、

肥後主膳 元禄十四巳九月十四日ヨリ、

鎌田十左衛門 寶永四年亥十月八日ヨリ同七寅閏八月二十日迄、

中原為兵衛 正徳二辰七月六日ヨリ、

〔名勝志〕

一之宮大明神 塔之原村に鎮座、地頭仮屋同村にありをさること丑方六町余、祭神一座、大物主神、隅州止上宮別当深亮房覺遍所作、祭高度、二月二日・十二日 勸請年月詳かならず、初め塔之原一の鎮守なりしに、万治二年、清敷の士をこゝに轉移して外城となし榑脇と名付らる、故に貞享元年三月、邑人当社を再興して本邑の宗廟となし、一之宮と崇むといふ、社司溝口某、

〔地理志〕

神領高巻石三斗
一宮大明神祭米五斗
式升五合 社司溝口氏

〔地理纂考〕

一之宮神社塔之原村 祭神大物主神なり、創建の年月詳ならず、例祭二月二日・十二月二日、(一カ)當社ハ始め當村の鎮守神なりしを、萬治二年當郷を建られしにより、貞享元年三月、土人志を合せ社を新に造營して一郷の宗社に崇めしとぞ、

〔地理纂考〕

諏方神社塔之原村 榑脇古城の跡にあり、祭神信濃國諏方の上下社に同し、創建の年月詳ならず、例祭七月廿七日なり、此日近村の農夫悉く金鼓を鳴して舞躍す、

〔地理纂考〕

若宮八幡神社塔之原村 祭神應神天皇、文明九年創建の棟札あり、例祭十一月三日なり、

〔地理纂考〕

三島神社塔之原村 祭神詳ならず、例祭十一月四日、應永三十二年丙午八月廿一日建立の棟札あり、

〔地理纂考〕

天子神社塔之原村 祭神詳ならず、例祭十一月朔日、弘治年間建立の棟札あり、

〔地理纂考〕

穗永神社塔之原村 祭神上に同し、例祭十一月廿三日、天正十

三年二月建立の棟札あり、

〔纂考〕

樋脇川 入来郷清色川の下流なり、當郷中村の内にて川内川に入る、

〔纂考〕

市比野山 此山東南ハ入来郷八重山・串木野郷冠嶽及伊集院郷・市来郷の諸山に續き、高低斷續ありて支山甚多し、此山の中最高きを高平峰タカヒラツクミ、次に大平峰オホヒラツクミ、次に西平峯、次に藤内峯等にて、山中最廣し、

〔名勝考〕

櫟野イナヒノ（延喜驛傳式、今市比野村といふて樋脇郷に隸けり、前に見へし司野（◎）の郡府なりし時ハ、此野往還なるへし、○此に温泉あり、又瀑泉タケあり、湯元の瀧といふ、高サ五間許、）

〔纂考〕

盛山カサ（牟禮山、亦丸）此山平原の中に在りて、其高三十間餘、山ともいふ、

周廻半里許りなり、其形状カタチ盛鉢シヤクベツの如し、亦山足尾を引て簾に似たり、樹木繁茂して、山下ハ多く水田なり、四方より望に其姿別ならず、山王山下（◎）に市杵島姫イチキシマヒメの神社あり、祭祀三月四日にて、此日遠近より參詣多し、

〔纂考〕

市比野温泉樋脇温泉ともいふ、此温泉近古までハ村里の農民耕耨の勞を治るツカサム為の浴地なりしを、其効漸々に世に廣まり、頃年に至りてハ浴客多し、湯質灰汁ありともいひ、又馨臭ありともいふ、温泉清澄にして、茶を煎て其味更に変せず、疝癩及脚氣を治す、亦諸病にも功あり、浴場ハ二所にありて、上之湯・下之湯といふ、其間六十間餘なり、上ノ湯ハ田間より涌出す、下之湯ハ樋脇川の上流市比野川の岸畔巖際より涌出して湯勢甚壯なり、川に臨ミて浴地三ツを設く、各竹笕カケヒにて水を引、寒熱を自在にす、浴地の前後左右皆客舎なり、

〔名勝志〕

一 古城川一里○入来ヲ通
カマツマリ川一里○田代ヲ通

松馬場川七分
倉ノ川へ入、

同村

薩摩郡

樋脇

旧名清敷○延宝九年四月廿九日、改清敷号樋脇、

一 樋脇城 應永三年正月十一日、元久公山をはらひ被

作道而被下兵候故、其夜城没落畢、

一 清敷城 應永四年丁丑四月下旬、島津伊久入道久哲為

加勢 元久公御出陳、御本陳を野頸ニ被居候、本田信

濃守忠親号秋一揆陳満手野、播广守守久・伊作大隅守

久義陳黒瀬・木場原、新納実久号月一揆陳壽昌寺峯、

其外三國之将士不殘參陳困城、可守失防禦之術、乞降

没落當城矣、城者再可考、

一 同十八年、元久公再御出馬被責城候、稻荷原・浮橋・

樋脇川・瀬野原・松瀬口皆陳場也、此御合戦ハ、公

御在京跡ニ而渋谷四ヶ所ニ凶徒蜂起する故、公御下

向有、御追越可有由ニ而御發向、鋒之尾ニ御陳也、

一 鋒之尾 右合戦之節 元久公御陳場也、於當陳 公發

疾病、御帰陳之後逝去有之候、應永十八年八月六日逝

去ス、

一 前田陳 應永三年正月十三日、元久公卒軍被攻之候

故城落去ス、

一 市比野城 同年同月十九日落去、仍右三城ニ味方之兵

を被籠候、右兩城并樋脇之城落去之後、〔城〕清敷之城

ニ取詰被成候、

一 宝治二年戊申之春、應嚴親渋谷太郎光重之命、曾司五

郎定心重光五男下着當院、住清色、

一 清敷城 應永四年丁丑四月下旬、島津上総介伊久從兵

式千余・太守元久公從兵五千余・頼久陳野頸、本田

信濃守忠親満手野ニ陳し、播广守守久・伊作大隅守久

義黒瀬・木場ノ原ニ陳し、新納▽越後守△実久陳壽

昌寺峯、結相垣取切敵之通路、夜燒篝、大振兵勢攻之、

城遂ニ陥、

一 入来院家世々傳領之地也、天文年間以來押領之地百次・

碓山・平佐・高江等四ヶ所を元龜元年 太守ニ奉獻降

參、而當地計を給ふ也、

〔名勝考〕

〔樋脇郷ニ係ル分〕

櫛野

(本記事ハ前ニ同文アリ、省略ス)

永利郷

〔纂考〕

鹿児島西北十一里十八町なり、東樋脇郷、南串木野郷、西隈之城郷、北平佐郷に接す、周廻七里三十三町四十四間、村落三百次村・田崎、人員二千百八十二人、戸數四百六十四、建久八年圖田帳に、薩摩郡永利十八町、地頭右衛門兵衛尉とあり、當所は初め一郷なりしを、中古二郷に割て百次郷・山田郷といひしに、小郷なるか故に、此度古に復し合並して郷名を永利と改む、依て百次・山田の両村ありて士族分居す、

〔應永記〕

〔山城守忠朝ノコト〕
應永廿五年戊戌、雍州不儀有振舞、自市來被成遺恨也、

縦ハ依山田・羽島支也、入來ニ有談合、同十二月、大石ガ平陳ヲ取、明廿六年己亥正月十一日、差寄テ山田ニ陣ヲ取、渋谷一族一ニ丸勢雖無不足、佐多讚岐守殿ヲ大將ニシテ被差副角難道行間、同八月廿九日ニ匠作山田ニ有御、廻ニ陳取被責之間、雍州成道ノ口去城、隈城ニ被楯籠云々、

〔入來郷永利氏文書〕

久安三年二月九日、伴信房薩摩郡内山田村地頭職云々、
〔明治十三迄六百八十四年〕

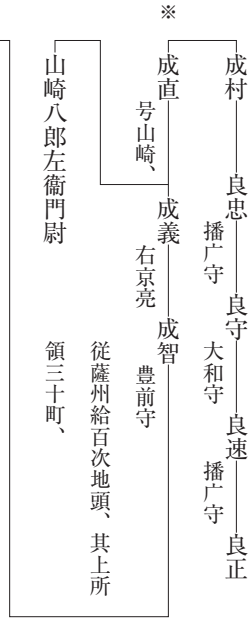
(本文書ハ「旧記雜録前編二」二六号文書ニ当タル)

壽永二年八月八日、薩摩郡内山田村者、^{〔伴ノ一〕}信明先祖相傳之所領也、然不慮外信明父信房時、同國住人忠景企無^{〔ママ〕}本尅、被押領云々、

(本文書ハ「旧記雜録前編二」七四号文書ニ当タル)

〔莫祢氏系圖〕

上世略、



成通

民部左衛門尉

天文七年五月三日、於百次討死、

成清

丹波守

※ (頭注)

「天文五年ヨリ入来院氏ノ領トナリ、八年八月廿八日城ヲ拔タルコト、重朝ノ傳ニ見ユレハ、成通ノ七年ノ戦死モ重朝ノ攻撃ニ當レリ」

70 [入来永利氏藏書]

〔外題〕 一任先例、可為地頭職狀如件、

右衛門尉中原判

入来院弁濟使別當伴信房解 申請御庄政所裁事

請被殊任度^{①度}御下文有、賜重御外題、薩摩郡内山田村地

頭子細狀、

右、謹檢案内、於信房者、雖^{①貧弊}不堪之身、勵微力隨

堪、令進上任祈於京都、山田村并車内^{ママ}可地頭之由、雖罷

預御下文、至于車内者、依^{①為}當時御目代沙汰、不及力、於

山田村者、無相違賜御逃題、為備永代證文、言上如件、

以解、

久安三年二月九日

伴信房上

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二六号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔朱書入ナリ〕 建久八年圖田幟ノ時逆算スレハ五十一年ニ當レリ、車内東郷

ノ地ナリ、参照スヘシ〕

建保五年八月日薩广郡山田村名頭職源宗久言上狀、入来

永利氏文書アリ、

〔本文書ハ「旧記雜錄前編二」二四七号文書ニ当タル〕

〔入来郷永利氏文書抄〕

建保五年九月廿六日、薩摩方御領薩摩郡内山田村名頭職

事、源宗久可令領知云々、

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二四八号文書ニ当タル〕

71〔全〕

〔花押〕「島津忠久花押」

薩摩郡内山田村の名頭職事、大藏氏女帯證文等、可令安堵由依訴申、任文書之道理、可令領知之由、〔所〕可成賜外題也、早無其煩、件村に大藏氏を可令為居之状如件、

建保六年十一月廿六日

中〔枚〕〔務丞忠俊奉〕
〔文字不詳〕

薩摩方地頭代殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二五五号文書ト同一文書ナルベシ〕

72〔鶴田郷市来氏藏〕

〔頭注〕友成ノコト市来郷ニ参考スベシ

可令早任親父右衛門尉友久讓状、左兵衛尉惟宗友成為

薩摩國山田村領主職事、

右人、任承久二年正月友久給関東御下文并同年七月友久

讓状等、友成無相違可為彼職之状、依仰下知如件、

貞應二年九月廿九日

〔北条義時〕
前陸奥守在判

〔私考〕

延徳二年八月廿一日、下野守重豊〔入来院氏十代〕子息又五郎重綱〔聰〕

ニ讓与状ニ、薩广郡之内永利名山田村・同草原名・同田

崎村、其他所領ノ地多シ、

73〔入来院氏文書〕

薩摩郡内山田村本領主大藏氏〔門呈〕折紙獻之、如状者、右近将監友久狼藉無遁方故、早相尋子細、所行若実者、可令〔差呈〕〔召進〕関東給候、仍執達如件、

十月廿七日

〔忠久ナリ〕

〔北条義時〕
右京權太夫在判

島津左衛門尉殿

建保六年十月廿七日給了、

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二二五四号文書ト同一文書ナルベシ〕

〔古城主由来記〕

一 上野城〔薩州百次号上野〕

上野太郎忠宗

忠久公御代令居城也、其本平姓より出る、薩广忠友か

弟也、忠宗か子上野太郎忠持、其子平三郎忠員、其子
太郎良頼、其子四郎太郎良國、其子孫四郎忠國、守護
修理亮久經御代弘安の頃の旧記に上野太郎忠性とあり、
忠國已来ハ系圖ニみへす、

一 永利城

永利中務丞兼光

守護道鑑公御代令居城云々、

〔國史元久傳〕

應永二年八月云々、恕翁公將擊渋谷氏、二十八日、禱於
諏方社、先遣新納某・和泉某如橫峯、謂久哲公曰、吾自
〔頭上〕樋脇郷〔參照スヘシ〕、鹿兒島出師向高城、不便、若君徑造山田軍高牧、則樋脇・
前田・市比野等不得城守、於是自鹿兒島歷吉田、踰蒲生、
徑造清敷、與君共夾擊之、蔑不捷矣、久哲公問諸市來忠
家、忠家亦以為然、冬十二月、移軍於山田、山田屬薩摩郡、
樋脇城遺墟在樋脇郷、前田城遺墟在樋脇郷、並係塔
之原村、市比野城遺墟在樋脇郷、係市比野村云々、
高牧在山田郷、

〔國史貞久傳〕

延文三年八月十二日、公以永利又太郎友秀為觀童村・永

利村地頭職、〔拋道鑑公旧譜、觀童或作火同、二村屬薩摩郡、郡村高辻
田郷今無二村、蓋其
帳頭書、薩摩郡山田郷有觀童・永利二村、見古文書、山
名亡、不詳其地所在、〕

〔國史義久傳中〕

天正二年云々、入来院重豊朝鹿兒島、時有流言曰、重豊
潛蓄反謀、群臣皆言、耻與叛夫比肩、公釋不問、使之自
効其信以解衆人之疑、重豊遣家臣山口筑前守・東郷美作
守、因伊地知勘解由・上井覺兼等請獻地焉、曰、除本領
入來外、惟公所求、公辭、固請、且言盡以山田・天辰・
田崎・寄田獻之、公曰、昔伯圃公為入来院氏擇於縁海之
邑、於是乎以寄田與之矣、今日奈何取之、乃受山田・天
辰・田崎、〔八月〕十六日、重豊及家臣五人上血判、〔郡村高辻帳、
平佐郷有天辰
村、百次郷有田崎村、高江郷
有寄田村、血判謂盟書云々、〕

〔地理志〕

薩戸郡百次

一 旧名上野 一 入来院氏押領ノ地ナリ、
一 旧記云、永祿十三年正月五日、百次受取〔也、土持〕又
七郎家久也、〔也之大將〕

一 永祿十二年己巳ノ冬、渋谷加賀守重嗣當郷を義久公ニ奉獻、

一文治之頃、頼姓三郎忠永^(弟領)之、六男薩广六郎忠直、其子薩广太郎忠友、同平次忠持^(弟長)、同平次郎忠國領之卜家譜^(弟系)

ニ見得タリ、

一 百次城^{東ノ方}籠ヨリ、天文八年己亥八月八日之夜、入来院石見守重朝^世十一依太守貴久公之命拔當城得勝利、去ル天文

五年七月廿三日受太守勝久公命年々攻撃之、此日漸入

手裏、
「官里系圖」
一官里孫九郎正勝、天文二年癸巳七月三日、於薩广百次合戦、折目ノ太刀初之時、仮名彦六左エ門尉ト称ス」

以上地理志、

〔地理志〕

山田

寛正三壬午三月廿四日、太守立久公ヨリ渋谷彈正少弼重

豊賜永利・山田城、天正二甲戌之秋、有渋谷彈正少弼重

豊挾野心之風聞、於茲重豊大驚懼、獻靈社之神文、仍訴

無逆意、時獻當地、

〔在入来院氏文書〕

應安ノ頃二月十九日、左エ門少尉師久在判、渋谷美濃五郎左エ門尉殿宛ニテ、凶徒國分平次郎友重・同永利又太郎入道祖性兩人跡田蘭事、善惡共令中分、半分所去申候也云々、

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二五七三・「同前編二」三三四号文書ニ当タル

〔入來郷永利氏藏書中〕

壽永二年八月八日文書ニ、山田村者、嶋津御庄別當數位

伴信明先祖相傳之所領也云々、

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」七四号文書ニ当タル

74〔入来院氏藏書〕

※薩摩國千臺郡之内百次城所領之事、為忠節之賞宛行處也、

早依此旨、可被知行之状如件、
(任カ)

天文五年七月廿三日 勝久判

〔此条載于國史〕
入来院殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編二」二二八一・二三〇一号文書ト同一文書ナルベシ

※(頭注)

〔文明記ニ川内トアリ、後千臺・仙臺・千代等ノ文字アリ〕

〔入来院石見守重朝傳〕

天文八年八月廿八日之夜、襲取百次城、此城去天文五年七月二十三日蒙 前太守勝久公之恩免年々攻撃之、漸此日入手裏、

〔入来院彈正少弼重豊傳〕

天正二甲戌之秋、有重興挾野心之風聞、於爰重豊大驚懼、〔永利郷〕〔平佐郷〕〔永利郷〕〔高獻靈社之神文、以訴無逆意、時獻山田・天辰・田崎・寄田四ヶ所、太守公匪啻蒙恩免、返賜寄田、以加本領安堵焉、

〔國史貴久傳〕

天文八年八月二十八日云々、入来院重朝取百次城、先是 大翁公賜重朝百次城、城將不服、至是取之、

75 島津氏文書

龍伯藏入分

一千九拾八石九斗九升
一千八百八拾八石八升

薩摩郡V川内△之内

百次村

同郡之内

中郷村

外略、

合拾萬石

右、以今度檢地之上、如斯被成御支配候也、

文祿四年六月廿九日 太閤御朱印

羽柴薩広侍従とのへ

〔本文書ハ「旧記雜録後編二」一五四六号文書ノ抄ナルベシ〕

〔纂考〕

永利郷

岩田城 イハタ 一名を上野城とも稱す、上野太郎忠友居城なりしとぞ、年間詳ならず、後に入来院淡路城主なり、元龜元年、入来院重嗣島津貴久の武威に恐れ、渋谷東郷・高城・祁答院等の一族と相議し、各領地を出して貴久に降る、

〔纂考〕

大石ヶ平 亦陣之尾ともいふ、野岡にて、應永廿六年入来院重長・市来家親陣營の跡なり、

清水ヶ岡シミックワカ 小阜にて、下に清泉涌出す、因て稱す、此地も古へ陣營の跡なり、

永利城 高さ四五丈、周廻五町許り、城地に二ノ丸・三ノ丸及取添等の蹟を存す、當城は、應永のはしめ永利中務丞兼光城主なり、其後鳥津山城守忠朝當城に據る、同廿五年十二月、入来院彈正重長・市來備後家親是を攻む、忠朝出擊して是を破る、重長・家親鳥津久豊に援を請ふ、久豊佐多久信を將として重長等を助く、重長等又當城を圍む、忠朝救を諸所に求む、是に於て求麻・真幸・河邊等の援兵来る、久豊是を聞、親大兵を督して三方の援兵を破る、忠朝城を棄て隈之城に走る、

〔地理志〕

鳥津山城守忠朝守之、有不④思儀之振舞、依之市來備前守家親・洪谷彈正同意ニテ攻之、應永廿五年十二月、大石之平ニ陣、翌年正月廿一日、進テ山田④ナシ〔城〕ニ陣シ及合戦、寄手失利、其後洪谷家ヨリ太守ニ乞援兵、仍佐多讚岐守久信為大将、④被遣兵、然共無利故△、應永廿六年八月廿

九日、久豊公御出馬、以大軍被攻之、後詰勢④ノ箇所④ハ制書ナリ〔肥州球平〕、日州真幸院・薩州内邊之兵也④川〔被遣兵然共無利故〕來トイヘトモ、強依被攻、忠朝乞降、下城テ隈之城ニ退去ス、直ニ此城を入来院彈正忠ニ賜ふ、是ヨリ彈正抽軍忠、

〔國史久豊傳〕

應永廿五年、中略、市來某與山城守忠朝有怨、將攻永利城、市來氏系圖云々、市來某蓋備後守家親云々、求援於洪谷氏、洪谷彈正忠重長師兵與市來某會、冬十二月、屯大石平、大石平在薩州郡山田郷、今稱陣之尾

二十六年己亥春正月十一日、軍山田、進攻永利城、忠朝出兵擊敗之、重長遣使乞援師於公、公與群下謀、咸曰、動干戈於邦内、以脩私怨是作乱也、不若勿援、公然之、重長復使告焉、曰、今日若見救援、臣請委質事君、盡忠致死、無有二心、公將許之、群臣以為不可、曰、往年洪谷氏應齡岳公、又應恕翁公、皆無成事、洪谷氏不足恃也、鶴田某應齡岳公、公伐山北、不克而歸、見應永二年、八年、復應恕翁公、公與久哲公戰於千町田間、亦敗、鶴田即洪谷四族之一也、此云洪谷氏豈謂鶴田、公曰、吾方謀滅總州家、洪谷氏族大、此可以為援、而不可絶也、乃遣佐多久信將兵助洪谷氏攻永利城、秋八

月二十九日、公自將攻永利城、不克、犬太郎將川邊兵救

之、犬太郎時年六歲、蓋家臣相之、十七年、奔山門院、亦當然也、二球麻・真幸之兵亦至、公

距之、而城中被圍數日、糧盡、忠朝乃請猷城以和、許之、

忠朝歸隈城、而公取永利城、以與重長云々、

76「入來郷永利氏藏書」

※薩摩國薩摩郡内勸童・永利兩名地頭職、道鑒雖為重代所

領、永利又太郎友秀仁限永代所避渡也、「オマ、以下略、

正平十三年八月十二日

師久在判

「裏ニ判アリ」

道鑒在判

(本文書ハ「旧記雜錄前編二二〇・四〇号文書ノ抄ナルベシ)

※(頭注)

「勸童・火同ハ祁答ノ誤也」

77「入來院氏藏書」

嶋津御庄薩摩方火同・永利・山田城之事、宛行處也、早

任先例、領(○字)「知之」不可有相違之状如件、

寛正三年三月廿四日

立久判

入來院殿「彈正少弼重豊入道以心ナリ」

(本文書ハ「旧記雜錄前編二二一四〇五号文書ト同一文書ナルベシ)

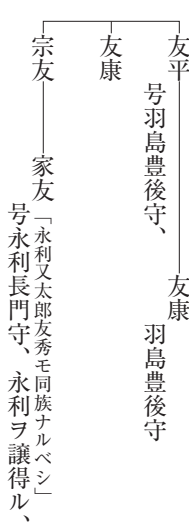
「建久圖田帳」

火同(○丸)九十四町嶋津御庄寄郡

島津御庄方弁洛使

「朱書入」火同ハ祁答院ノ古称ナルヘシ、寛正ヨリ建久ニ逆算スレハ二百六十余年也、後考ニ供ス」

「末吉羽島氏系圖」



「島津久豊譜中」

薩摩郡山田永利城、上總山城守忠朝所守之地也、市来某有宿意之未散、而與洪谷一族俱謀、應永廿五年戊戌十二月、構陣於大石之平、翌年己亥正月十一日、進山田構一陣、洪谷一族為一列進向、已及合戰、忽洪谷之軍敗、清敷彈正忠之兵數十人被斬獲矣、於茲乎、洪谷等請援兵於

存忠、執事等聞之曰、以私之宿意起亂於國中、不俟守護之命而既及合戰、敗北之今請救於守護、專血氣之小勇、亡上下之禮義、敢不能救所以延引也、彈正忠又請曰、自今以後屈守護之旗下、抽無二之忠節、退治凶徒、令國家歸太平、先得當日之救、所以屠殺對敵欲安我之疆內、於茲不得已而許諾、群臣等僉云、勿敢救、氏久・元久二君應渠等之請、踰山路勞軍務、無勝利有難儀、今度之勝敗未知如之何乎、雖然存忠豈無慮乎、總州一類者古敵又今敵、遂不可不退治、當此之時、渋谷一族無異意從旗下、則無可疑者、而盍容易乎、先使佐多讚岐守久信為將領師衆赴向、而雖攻責未得陷、故應永廿六年己亥八月廿九日、

存忠自將越薩摩山圍永利城、晝夜攻責者孔急也、雖然夫城堅固、守兵不怠、而經數日之際、球麻・眞幸之援兵馳到、而陣山田之邊地、漸々逼我之陣、且復犬太郎殿催師旅發川邊、到山田邊欲為後攻、我兵對永利城門之外、向援兵日々使輕銳之士侵侮敵陣、偽引步卒、以飛羽箭頃刻不止、于時松本某戰死矣、城裏窮困之餘求和諧、念武以不止為患、以故解通路圍、^(⑩ナシ)忠朝下城退入隈城、於茲乎、存忠先入永利、而後許^(⑩ナシ)請清色彈正忠矣、今度士卒群聚

〔地頭系圖〕

薩摩郡

山田

伊地知備前守重豊入道休可 天正八年比、

伊地知越中守重隆 天正十五年比、

本田紀伊守薰親 天正ノ初天辰ヲ一所ニ賜リ、且山田地頭ヲ玉フト
ミユ、

伊勢兵部少輔貞昌 初弥九郎 慶長之初比欵、川邊郡カ、可糺、

町田勘解由久慶 後伊賀久則

佐多六郎兵衛

猿渡新介 喜右衛門信綱同人欵、寛文二年九月三日ヨリ定、

有馬次右衛門 寛文五年二月二日ヨリ定、同十三年迄、

若松十左衛門 延寶二年二月ヨリ定、

村尾源左衛門重榮 御船奉行・吟味役、惣田地奉行、延寶四九月定、

伊東六右衛門祐章 御納戸奉行、延寶七年正月二十七日ヨリ、

中神内藏之丞 御船奉行・奏者番・大坂藏奉行・御用人也、

川上右京 貞享三寅九月二十七日ヨリ、

相良 一郎左衛門 元祿九子、

五代助太夫 正徳元卯十一月十二日ヨリ同年十二月十九日迄、

若松彦兵衛 正徳二辰正月七日ヨリ、

讃良權左衛門 後善助 正徳五年末十月朔日ヨリ享保九辰四月朔日迄、

〔地頭系圖〕

薩摩郡

百次

山寄豊前守成智 天文己前迄、從薩州百次地頭を賜ふと、

佐多宮内少輔忠増 天正八年比、

最上土佐守義時

新納近江守久元

初島津新八郎忠在、後島津下野守久元ト云、慶長中

(コノ続キ二八五頁ニアリ)

〔應永記〕

應永廿五年戊戌、雍州不議有振舞、自市來被成遺恨更、
(66儀)

縦ハ依山田・羽島更也、入來ニ有談合、同十二月、大石

ガ平陣ヲ取、明廿六年己亥正月十一日、差寄テ山田ニ陣

ヲ取、洪、谷一族一ニ丸勢雖無不足、佐多讚岐守殿ヲ大将

ニシテ被差副角難道行間、同八月廿九日ニ匠作山田ニ有

御越、廻ニ陣取被責之間、雍州成道ノ口去城、隈之城ニ

被楯籠、此ニ有不思議更、去ル六月廿一日申ノ尅計ニ、

東ヨリ白雪埋山降來云々、

永利郷

百次村

〔名勝志〕

諏方大明神 百次邨羽山に鎮座、地頭飯屋を距ること子

方拾町余、祭神前に同し、祭七月廿六日、勸請年月詳かならず、

本邑の惣鎮守なり、

〔地理志〕 社司 本山伊与

〔地理纂考〕

諏方神社百次村 信濃國諏方上下社に同し、一村の鎮守に

て、例祭七月廿六日なり、建立の年月詳ならず、

〔地理纂考〕

生松神社百次村 祭神菅原道真公なり、古鉢 例祭十一月

三日なり、往古ハ社殿極めて壯麗にて、奉納の詠歌及神

寶等餘多ありしを、百年許以前社頭より火發りて燒亡せしよし云傳ふ、棟札に、永祿十年、大檀那平朝臣重豊、當地頭入来院淡路守重孝・同息重相とありて、創建の年月詳ならず、

山田村

〔名勝志〕

久木原權現 山田村に鎮座、地頭假屋同村にありをさること
寅卯方凡三町、祭神三座、神名詳かならず、正祭九月廿九日、勸請年月傳はらず、山田の惣廟なり、

〔纂考〕

天乞神社アマコヒ 山田村 里俗祭神天照太神なりといふ、例祭十一月四日、創建詳ならず、

〔地理纂考〕

石神社 山田村 神體大片石なり、石質堅くして御蔭石ミカゲイシの如し、鹿兒島及市來郷等に石神氏あり、皆此を氏神とす、傳に云、石神氏の先祖石神重助といふ者奇石を得て奉崇

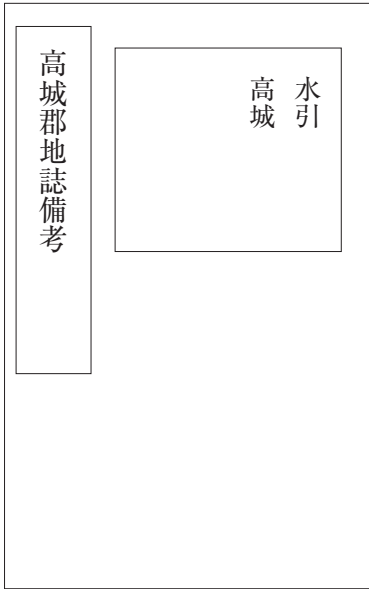
せしか、如此大石となりしといふ、一説に、重助ハ元洪谷東郷の一族にて、朝鮮征伐役に肥前國に赴く道にて重助か足の指股ユビマタに小石挟まる、採トリて捨けるに亦挟る、かくの如くなる事しはくくなるに因り其石を採て見るに、始の石なり、奇異に思ひ其石を懐に納め朝夕齋祀イハヒマツリりに、朝鮮にても度々の難戦に過なかりし故に、歸陣の後神と崇めければ、其石年々に太フトくなり、又靈驗いちしるきか故に、氏をも石神とあらためしといふ、例祭十一月三日なり、

永利郷

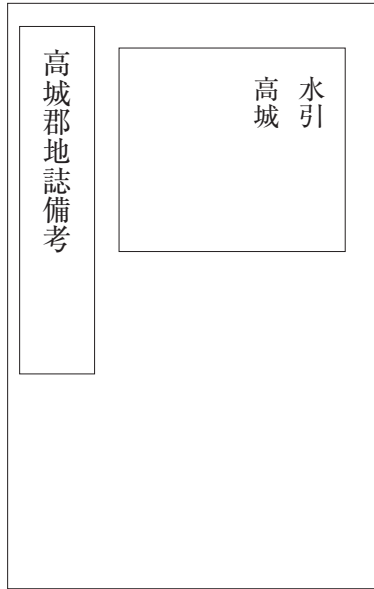
〔纂考〕

西嶽百次村 申木野郷の界にあり、岳の南面ハ申木野郷にして冠嶽に續き、頗る高山なり、

高城郡地誌備考



(中表紙)



(表紙)

(中表紙)

水引 高城

高城郡地誌備考

高城郡

- 水引 一大小路村
- 水引 一草道村
- 高城 一麓村
- 高城 一湯田村
- 水引 一宮内村
- 水引 一小倉村川底
- 高城 一城上村
- 高城 一西方村
- 水引 一五代村
- 水引 一網津村
- 高城 一麥之浦村

薩摩國

高城郡管轄沿革

古時、國府ヲ本郡ニ置キ、薩摩全國ヲ管治ス、
 ナリト源頼朝執政ノ時、守護島津忠久ニ屬ス、
 今ノ麓村屋形原其府址

澁谷光重ノ第六子落合重貞始テ本郡高城ヲ領シ、氏ヲ高城ト改ム、爾後重貞ノ子孫累世高城ヲ領ス、應永二十九年、島津久豊島津師久ノ孫守久ヲ木牟禮城遺墟出水ニ在リニ攻ム、是時重貞ノ裔孫高城重雄ハ守久ニ屬シ、其弟三郎ハ久豊ニ屬ス、久豊兵ヲ發シテ重雄ヲ改ム、◎改重雄水引ニ奔ル、三郎代テ高城ヲ領ス、其後島津立久三郎ヲ攻メ高城ヲ取ル、未タ幾ナラスシテ東郷重信又之ヲ取り、弟重隆ヲシテ之ニ居ラシム、既ニシテ東郷重治重隆ノ子重誠ヲ攻メ高城ヲ併ス、文明十七年、重治其族祁答院重慶ト俱ニ兵ヲ合セ、島津氏ノ領スル所本郡水引ヲ攻メ之ヲ取ル、元龜元年正月、東郷重尚其領スル所薩摩郡東郷及ヒ本郡ヲ以テ島津義久ニ降ル、義久乃チ東郷ヲ重尚ニ與ヘ、本郡ヲ出水領主島津義虎ニ加封ス、文祿二年征韓ノ役、義虎ノ子忠辰罪アリ、是ニ於テ豊太閤其領地ヲ没収シ、慶長四年正月九日、島津忠恒後家久ト改ムニ與フ、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

大小路村管轄沿革

文治以後守護島津氏ニ屬ス、文明十七年、東郷重治之ヲ併ス、元龜元年正月、東郷重尚其領スル所本郡及ヒ薩摩郡東郷ヲ以テ島津義久ニ降ル、義久乃チ本郡ヲ以テ出水領主島津義虎ニ加封ス、義虎ノ子忠辰征韓ノ役罪アリ、文祿二年、豊太閤其領地ヲ奪ヒ、慶長四年正月九日、島津忠恒後家久ト改ムニ與フ、其後島津氏累世之ヲ領ス、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

宮内村管轄沿革

大小路村ニ同シ、文治以後、鹿兒島郡司兼辨濟使藤内康友新田宮執印并五大院主ヲ兼ヌ、其子康村父ノ職ヲ襲キ、康村ノ子孫歴世新田宮執印職ヲ
リ、本村ニ居リ執印ヲ氏トス、

同國同郡

岬道村管轄沿革

大小路村ニ同シ、建久圖田岬ニ、草道萬得十五町、名主紀大夫正家トアリ、

同國同郡

麓村管轄沿革

源頼朝執政ノ時、守護島津忠久ニ屬ス、寶治二年、澁谷光重ノ第六子落合重貞本郡高城（今ノ麓村・城上村・麥ノ浦村・湯田村・西方村ヲ謂フ、氏ヲ高城ト改ム、本村ニ城墟アリ、爾來重貞ノ子孫累世高城ヲ領ス、應永二十九年、島津久豊島津師久ノ孫守久ヲ木牟禮城ニ攻ム、是時重貞ノ裔孫高城重雄ハ守久ニ屬シ、其弟三郎ハ久豊ニ屬ス、久豊兵ヲ發シテ重雄ヲ攻ム、重雄水引ニ奔ル、三郎代テ高城ヲ領ス、其後島津立久三郎ヲ攻メ高城ヲ取ル、未タ幾ナラスシテ東郷重信又之ヲ取リ、弟重隆ヲシテ之ニ居ラシム、既ニシテ東郷重治重隆ノ子重誠ヲ攻メ高城ヲ併ス、元龜元年正月、東郷重尚其領スル所薩摩東郷（郡脱カ）及ヒ本郡ヲ以テ島津義久ニ降ル、義久東郷ヲ重尚ニ與ヘ、本郡ヲ出水領主島津義虎ニ加封ス、文祿二年、義虎ノ子忠辰征韓ノ役罪アリ、豊太閤其領地ヲ没収シ、慶長四年正月九日、島津忠恒（後家久ニ改ム）與フ、徳川氏大政ヲ奉還セシ後島津忠義封土ヲ奉還シ、明治四年七月、鹿兒島縣ニ屬ス、

同國同郡

湯田村管轄沿革

麓村ニ同シ、寛元中、莫禰太郎成兼ノ第二子成次湯田浦ヲ領ス、

郷莊

慶長ノ頃ヨリ高城・水引ニ郷ニ分チ、高城郷ハ五村麓村・麥ノ浦村・湯田村・西方村、水引郷ハ六村大小路村・宮内村・五代村・小倉村・草道村・綱津村ヲ管ス、今尚其稱ヲ用ユ、（綱）

高城郡水引郷

〔地理纂考〕

鹿兒島の戌の方に距る事十二里十八町、東方東郷、南川内川を隔て隈之城・高江の両郷に境ひ、西方海岸に連り、北高城郷に接す、周回八里二十四町十八間、村落六宮内大小路村・五代村・底村・草道村・綱津村川、人員八千三百七人、戸數千七百八十九軒、

草道村 薩摩國圖田帳ニ、高城郡二百五十五町内、草道

万得十五町、名主紀大夫正家とあるハ此地なるへし、

〔種子島左近將監清時傳〕

氏久公賞父頼時忠死、賜感牘及日破田薩州千臺八十町、

〔國史義久記中〕

元龜元年庚午正月云々、是月河内守良重也洪谷氏降、猷隈城・百次・

平佐・碓山・高江・高城・水引・中郷・西方・湯田・宮

里・京泊・清敷之地、公宥其罪云々、賜島津義虎水引・

中郷・西方・湯田・京泊云々、

〔箕輪伊賀記〕

元龜元年庚午正月五日に、隈之城を受取として新納伊勢

守打越さる、備又百次・平佐・高江・宮里・天辰・碓山

をは加賀守重嗣ノゴト也入来院より差上らる、水引・中郷・湯田・西方・

高城郡をは大和守重高入道喜俊東郷より差上らる、清色と東郷に両家を残

し置る、なり、夫より高城・中郷・西方・京泊、川より

向へを義虎に遣ハさる云々、

〔名勝考〕

高城郡水引郷新田村ニッタク（和名鈔、高城ハ太加伎、今省て多

伎キと称ふ、○又按に、水引もと村名、今分て五代村と云、

今の八幡宮地ハ薩摩郡宮内村に属す、また新田村を和名

鈔新多に作る、新田宮神事官執印某か蔵書に、慶長十七

年子六月廿日薩州高城郡新田村名寄帳、川上左京亮とあ

り、さらハ慶長の比までハ新田村と称へしとおもはる、

〔權執印蔵書〕

下 五大院政所正信所

可早任下知旨、令政所沙汰、宛下耕作寺領田嶋等事、

在

〔頭注〕以下ノ郷々参照スヘシ

高城東郷 同仲郷 入来院

薩摩郡并宮里郷 阿多郡代内（同）等

右、件田嶋等、春時不令知沙汰人、各恣乍令耕作、不限（隨カ）

云々中略、

保延元年十月廿五日

院主石清水權寺主大法師

（本文書ハ「田記雜錄前編」二二三号文書ノ抄ナルベシ）

〔建久圖田帳〕

高城郡二百五十五丁内

〔國分寺也〕
寺領五十二丁内〔安樂寺

温田浦十八町

〔八幡新田宮〕
社領三十町 弥勒寺

〔五大院〕
寺領三十町 弥勒寺

公領百四十二町〔内〕

若吉三十六町

時吉十八町

得吉二町

吉枝十九町

武光三十三町五段

三郎九十町

万得十五町

草道万得十五町 嶋津御庄論

大河三町五段 嶋津同御庄論

〔建久八年内裏大番人名〕

高城郡司

嶋津御庄寄郡

下司僧安靜

没官御領地頭千葉介
下司在廳師高

下司僧經宗

下司僧安慶

没官御領地頭千葉介

本郡司藥師丸

名主在廳道友

〔沼田カ〕
名主肥後國住人江田太郎實秀

名主在廳師高

名主同師高

名主在廳種明

名主在廳師高

名主紀太夫正家

万得

〔貞久傳曆應四年註〕

國史云、入来院主馬家藏武光氏系圖文書、武光伴三郎者

高城郡司高信五世孫也、按、高信父曰信章、而新田宮大

檢校系圖云、國通、善男、中康、仲兼、兼信、安信、信

□、信経、凡八世、信経二子、長曰信章、為高城郡司、

少曰正信、出為宮里紀太夫正任嗣、宮里孫之進系圖云、

武内宿祢數十世孫曰河内判官兼遠、兼遠、兼信、信成、

安信、信道、信経、凡六世、信経二子、長曰信章、為高

城郡司、次曰正信、領宮里郷、因為氏、二說大同小異、

未知孰是云々、

〔惟宗姓執印氏系圖〕

略、
上世

康友

藤内 内舍人 右馬允 大夫判官

鹿兒島郡司并弁濟使職 ○文治年間之頃、於禁裏

薩摩國新田宮執印職并五大院々主職被補康友子孫

代々、二男友久 江同國高城郡國分寺留守・同所天

滿宮被補別當職云云、而康友・友久相共傳是子孫、
右社領之為領主、而自鎌倉將軍家至室町將軍世
々為御家人、

(本文書ハ八号文書ト同文ニツキ省略ス)

康村

又康兼 鹿兒島太郎 中務允

鹿兒島郡司并弁濟使職 新田宮執印職 迎阿後夫

友久

國分寺留守 左衛門尉 右近將監 迎阿先夫

川内國分城主 天滿宮別當職

薩摩國高城郡國分寺ハ聖武天皇天平年中御建立、

一國一寺之大地、同所天滿宮村上天皇應和三癸

亥御建立、

右、文治・建久之比薩摩國之内百四町餘者寺

社領、

友成

太郎 隱岐守 周防守 左衛門

母迎阿

始父友久為妻、友成・師久・康秀生三子、後嫁
執印康村、康村卒去之後、勤執印職、為尼号迎

阿弥陀佛、三男康秀讓之、
康秀後改重兼、正文アリ、

建久年中川内國分城主 國分寺留守 天滿宮別
當職

師久

号吉永右衛門尉、右兵衛尉 法名圓信

母友成同、薩州市比野領主 「寛元中執印氏文書ニミハ
タリ」

康秀

右兵衛尉

執印康村之為家跡、改重兼、○自慈母迎阿執印

職令相傳之、執印三代為家督、

友氏

左衛門尉

先父死、故不継家統、

友員

備後守 左衛門尉

弘長二年壬戌七月十日、應鎌倉將軍家命、勤京

都大番役、○川内國分城主 國分寺留守 天滿

宮別當職

3

友賢
 又友兼 備後次郎 筑前先生 掃部介
 弘安四年蒙古襲来之時軍功有之、○川内國分城主
 留主・別當兩職

康弘
 鹿兒島小太郎 左馬允
 康邦
 鹿兒島中務次郎 本名佐兼
 重兼
 三郎兵衛尉 右兵衛尉

實國分右近將監友久三男、初名康秀也、
 母迎阿、○母自迎阿執印職相傳之、
寛元元年八月十日讓狀アリ、

薩摩國新田宮執印職并五大院々主職事、就関東御教
 書、任重代相傳、被還補早云々、下文略、

永仁五年六月 日 左衛門尉朝員判

執印三郎兵衛尉入道殿

(本文書ハ「旧記雜録前編二」一〇〇七・一〇〇八号文書ノ抄ナルベシ)

4

重友
 三郎
 新田宮執印職 永仁五年十一月十一日父重兼讓狀アリ、 ○社領々主
 忠兼
 幼名犬夜叉 四郎

友郷
 孫三郎
 ○新田宮執印職相傳、社領之領主、友郷一期之領
 主也、

友雄
 又三郎 左衛門太夫
(頭注)貞和五年、友雄水引城ニ拠ル、十一月廿八日、國分友重之ヲ攻メ
 新田宮執印職

(繪方)
 「倫旨」

薩摩國八幡新田宮所司神官等申、初任神拜廳宣事、
 任例、不日可致其沙汰之由、被仰國司候早、可令存
 知給之、⑨可 天氣所候也、仍執達如件、⑨啓

六月四日

兵部卿

V 謹上 Δ 左衛門督殿

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一六三九・一六五一号文書ト同一文書ナルベシ)

薩摩國新田宮執印職、當知行[㊦]上者、不可有相違者、

天氣如此、仍悉之、以状、

元弘三年七月三日

式部少輔範國

(本文書ハ「旧記雜録前編一」一六四五・一六五〇号文書ト同一文書ナルベシ)

6

去三月廿九日御奉書謹拜見仕候訖、抑左衛門太夫友[㊦]雄、所領薩摩國新田宮執印職并五大院々主職、及散

在名田畠免田等安堵事、當知行無相違候、将又可支

申仁有無事、不令存知候、若此条偽申候者、八幡大

菩薩御討可罷蒙候、以此旨、可有御披露候哉、恐惶

謹言、

曆應四年六月廿三日

左衛門少尉宗久請文

(本文書ハ「旧記雜録前編一」二二一六号文書ト同一文書ナルベシ)

7

高城郡内重豊領分半分事、御知行不可有相違候、此段
且廷尉方可申談候、恐々謹言、

七月十六日

氏久判

執印左衛門太夫入道殿

(本文書ハ「旧記雜録前編一」二二一六号・「同附録一」五七六号文書ト同一文書ナルベシ)

友躬

三郎 遠江守 ○新田宮執印職

友令

豊前守 ○新田宮執印職

應永二十年六月廿九日父友躬讓状アリ、

康令

左衛門太夫 ○新田宮執印職

康秀

三郎 ○新田執印職
(宮脱カ)

友秀

三郎 ○新田宮執印職

〔康隆〕
遠江守 ○永正十一年頃襲新田宮執印職、

公友
三郎二郎
天文三年甲午四月三日、於水引内九禮橋討死主従
十二人、年二十九、

康船
遠江守
永祿七年頃襲新田宮執印職、

良友
河内守 ○新田宮執印職

友則
本名康國 改清友、吉太 吉左衛門 丹波守
文祿・慶長・元和中軍功、略、

友春
丹波守 ○新田宮執印職

友慶

久左衛門 ○新田宮執印職

友幸
久左衛門 丹下 ○新田宮執印職
寛文三年生、享保十七年死、

友張
吉太 丹下 ○新田宮執印職
安永三年死、

友為
久馬 友中 丹下 友宗 吉太

友賢
吉左衛門

⁸〔水引執印文書〕
下 判〔北条殿〕
薩摩國新田宮執印職並五大院々主職事
惟宗康友

右、件所職散在名田畠等、無相違可令領掌、但于御公事者、任先例、可致沙汰之状如件、

建仁三年十月廿六日

(本文書ハ「旧記雜録前編」二二〇二号文書ト同「文書ナルベシ」)

9全

寺家公文所下 五大院所司神官等

可早止權大官司友綱沙汰、如元令權執印永慶還補政所

職事、

右、當職者云々、末文略、

延應元年五月 日

右衛門尉平判

外五名略、

(本文書ハ「旧記雜録前編」二四〇二号文書ノ抄ナルベシ)

〔古城主由来記〕

一國分城川内水引ニあり

國分左馬介友久

忠久公御代川内國分の領主也、其元惟宗氏より出たり、

宗大納言より五代新田宮執印左馬頭康友の二男、子孫

于今相續す、

〔地理纂考〕

水引城在宮内村、或屏風城ともいふ、守護方の居城なり、

城主不詳、文明十七年、渋谷重度兵を發し當城を陥れ守兵を

置き、また渋谷か一族來院重聰平佐郷碓山城を攻む、

城主城を棄て奔る、渋谷か一族互に力を合せ、勢ひに乗

りて近境を（御侵）浸掠す、同年三月、出水領主島津三郎太郎重

久重久ハ島津久豊ニ子用久より三世なり、是を俗に薩州家と号す、重久或ハ茂久に作る援兵を將ひ渋谷か所

領高城郷湯田口城を抜き、進（成り）ミて當城を攻む、渋谷か兵

來り救ふ、重久奮戦して遂に城を抜く、渋谷か事ハ東郷の卷に詳なり

椿城 一名永田城といふ、城主詳かならず、山上に清泉

ありて四時増減なし、

〔國史元久傳〕

應永二年乙亥云々、秋八月十日、久哲公引兵屯横峯、以

逼高城、横峯在水引郷、係五代村云々、

〔水引執印文書〕

應永三年丙子二月十三日、藤原久治判、八幡新田宮奉寄

進蘭之事、右、件蘭者、薩摩國高城郡内宮内五大院蘭一
所、阿蘇谷久治重代相傳依為所領云々、

(本文書ハ「旧記雜録前編」二五六二号文書ニ当タル)

〔旧記〕

文明六年云々、水引仁國分〔平次郎親友ニ當ル〕、高城彦太郎、長州三郎九郎、

〔今給黎長州ノコト、久俊ニ
明右衛門佐久昌ノコトカ〕

〔旧記雜抄〕

薩州家領之、後為公領、文明二年比地頭今給黎長門守忠俊、

天神棟札ニ、文明二年八月廿五日、大願主立久公、當地

頭奉行藤原忠俊、

〔國史貞久傳〕

※貞和五年己丑冬十一月二十八日、國分平次郎友重攻執印

左衛門大夫又三郎改称
左衛門大夫友雄於水引城、國分系圖、友重友成之玄孫
也 國分友成見第一卷承久

三年注、今水引郷五代村有故城墟、名屏風山、
田島城、在五代村、即郡村高辻帳水引村、

※(頭注)

〔此條應永・文明ノ前ニ入ル〕

〔文明記〕

去程に、二月一日、〔重度〕 祁答院其身は鹿兒島へ御用被立之由

被申入而、忠昌様の御内の人に被籠候水引の城を、東郷

左馬丞〔右〕・高城衆寄合而被責程に、東郷手に萩野孫三郎・

日出岡彦次郎・田原太郎三郎打る、といへとも、城衆無

勢なるに依而落居し而、宮内のことく被落行、同日に入

来院又五郎〔重聰〕碓山之城江押寄而、日ノ内ニ攻落ス処に、城

を可渡由依被申、差置打帰、去程に、同五日、修理亮都

之城を打立平山に帰る〔異本ニアリ〕「七日城を去渡す、去程に、匠作八都

城を被立候而平山に帰る」、同十一日、吉田に打越、〔異本〕

小勢ヲ遣され候て河田の城に押寄候へ共」尾張守父子・正八

幡宮留守同心にて、都合貳千騎にて川田の城に押寄て攻

候云々、下文略す、

〔全考〕

〔頭注〕文明十六年

二月朔日、祁答院重慶及東郷右馬允重理復謀テ太守ニ叛
ク、太守兵ヲ〔帥カ〕師テ水引城ヲ攻、太守衆ヲシ
テ守ラシム、東郷兵萩野孫

三郎・脇岡藤次郎或作日・田原太郎三郎之ニ死ス、城將兵

寡委テ宮内ニ奔ル、是日入来院又五郎重聰碓山城ヲ攻、

城將疑ハ天降ヲ乞、重聰乃還ル、七日、重聰遂ニ碓山城ヲ

取、

〔國史〕

文明十七年三月十七日、島津三郎太郎重久自出水引兵而

西、明日、下湯田城、二十日、下水引城、重久國久之子

也、宮之城湯田

〔朱カキ〕村有古城墟、

高城・宮城共ニ湯田村アリ、湯田城ヲ下シ水引城ヲ下ストア

レハ高城郷ニ當ルカ、考ヲ竣レ

〔雲遊雜記伝〕

〔旧記〕

文明六年甲午八月之頃云々、〔川内〕高城仁給黎、「民部少輔久續カ」

〔伊地知季安考〕按スルニ、應永廿一年八月義天公伊集院頼久ガ給黎城

ヲ攻取玉時ノ事ヲ、聖榮自記ニ、和泉殿本領トテ下永

吉廿町依被賜、庶子ノ給黎方ヲ指置ルト記セリ、此庶

子トハ伊集院四代忠國ノ九男今給黎長門守久俊ヲ云ヘ

ルナラン、其子民部少輔久續等此頃迄ハ給黎ヲ名乗レ

ルカ、高城ハ薩ノ高城郡ニ在ヲ云ヘルカ、應永二十九

年、大岳公兵ニ將トシテ山門院ヲ攻ラル時、聖榮自記

ニ、高城方兄弟立ハカレニツ成、仍舎弟三郎方ハ屋形

ヘ申入候ヘハ、伊集院・市來・高江・宮里・羽島方、

御内ヨリハ長門守、高城ノ本城ニ被打入候、兄ノ大川

方ハ東郷・國分・執印ナトヲ頼、水引ニ被居云云、其

長門守コト即今給黎長門守久俊コトナルヘシ、御當家

由來記ニ、長州・信州是イツレモ無等・大通〔道カ〕之子孫也、

又云、今給黎殿ト申ハ長州部類也、文明二年ノ書ニ、

薩州ニテハ高城ナト立久御代御成敗候テ御料所ト為リ

シコト見ヘ、又文明十七年二月朔日、東郷重理・祁答

院重慶等高城氏水引ニ高城彦ト謀ヲ合セ、守護方ヨリ守

レル水引城ヲ襲取タル事トモ文明記ニ見ヘ、又水引ノ

外城立シハ寛永六年ノ事ト地理志ニモアリテ、昔ハ高

城ノ内ナリシゲニ見ヘレハ、節山公ノ時彼今給黎ガ一

族ヲシテ高城ノ水引城ヲ成ラセ置ルヲ、此ニ斯ハ載ツ

ラン、然シテ十七年ノ乱ニ舊主ノ高城氏ト東郷等謀テ

取返シタルナラン、今ノ喜入氏別祖ハ若狹守忠弘、二

世撰津守篤久云々、忠弘ハ給黎ニ、篤久ハ掛宿ニ封セ

ラレ云々、

〔高津忠昌譜中〕

文明十七年二月一日、祁答院其身者称候于鹿兒島之旨、
守護方之歴々被籠置水引城、與東郷・高城之勢俱相攻者
太急也、于時東郷之軍中荻野孫三郎・日出岳彦二郎・原
田太郎三郎被討捕畢、雖如斯、依為城裏無勢、終被攻落、
而城衆者如川内宮内落去畢云云、同三月十七日、三郎太
郎忠興薩摩守重久男自出水至高城令發向、同十八日、陷於湯田
城、同廿日、押寄于水引、同日、祁答院衆・川内衆渡川、
風口・小松尾令着陣于兩所、雖然水引城失防禦之術致降
參、如東郷令退散畢、

〔文明記〕

〔文明十七年ノコト也〕

去程ニ、二月一日、祁答院其身ハ鹿兒島へ御用被立之由
被申入而、忠昌様ノ御内ノ人ニ被籠候水引ノ城ヲ、東郷
右馬丞・高城衆寄合テ被責程ニ、東郷手ニ荻野孫三郎・
日出岳彦次郎・原田太郎三郎打ル、ト雖、城衆無勢ナル
ニ依テ落去シテ、宮内ノ如ク被落行、同日ニ入来院又五

〔頭注〕碓山城ノ事参照スヘシ
郎碓山ノ城へ押寄テ、日ノ内ニ攻落ス処ニ、城ヲ可渡由
依被申、差置打掃云々、

〔國史〕

文明十七年三月十七日、島津三郎太郎重久自出水引兵而
西、明日、下湯田城、二十日、下水引城、重久國久之子
也、

〔文明記〕

〔應永〕

文明十八年云々、八月六日、終ニ怨翁薨給、御年四十九
云々、去程ニ、久豊・久世一ツニ成玉フノ由聞得ケレハ、
頼久一人ニ成大綱ト、大村・入来・山北ヲ去テ伊集院ニ
引退ル、去ル間、水引兩城ヲ自高城有所望、久世領狀ア
リテ、從高城大勢ヲ被押向之間、彼城則時ニ為没落、勞
敷哉云々、

〔入来院氏譜加賀守重嗣傳〕

永祿十二年己巳之冬、重嗣誘東郷大和守重尚入道喜俊降
參太守義久公、獻高城・水引・中郷・湯田・西方、以奉

以上式拾六石五斗八升五合

〔惣〕都合壹萬九千七百貳拾八石六斗九升五合

一 壹萬石 出水郡内羽柴對馬守當知行分

一 壹萬石 大隅薩摩内御藏入

一 六千三百石 薩摩内石田治部少輔〔知行〕分

一 三千石 〔薩摩〕内幽齋〔知行〕分

惣合五萬石

右、於今度朝鮮國泗川表、大明・朝鮮人催猛勢相働候

処、御父子被及一戰、則被切崩、敵三萬八千七百余被

討捕之段、御忠功無比類候、依之為御褒美、薩州之内

御藏入給人分、有次第一圓被宛行訖、并息又八郎殿被

任少將、其上御腰物長、義弘江御腰物宗被為拜領候、

於當家御名譽之至候也、仍伏如件、

慶長四年正月九日 長束大藏太輔判

外略、

羽柴薩摩少將殿

〔本文書ハ、旧記雜録後編三六四九号文書ノ抄ナルベシ〕

〔地頭系圖〕

高城郡

水引

〔今給黎長門守忠俊 文明二年比地頭、天神棟札ニ文明二年八月廿五日當地頭藤原忠俊、

伊東仁右衛門祐昌 後肥後守 寛永九年比、

相良權兵衛

相良土佐

平田藤右衛門宗則 王子村犬追物之時普請奉行、承應四年三月ヨリ

相良吉右衛門 寛文七年二月三日ヨリ定、

伊東次郎右衛門祐之 初祐倫 寛文八年七月十日ヨリ定、

川上將監 寛文十一年七月十七日ヨリ定、

相良源五左衛門 延寶四年九月ヨリ定、

比志島彦右衛門 天和二戊、

桂奎之介 貞享元年九月ヨリ、

中原為兵衛 貞享三寅九月二十七日ヨリ、

中神内藏丞 船奉行・奏者番・大坂藏奉行・御用人、元禄六酉正月二十四日ヨリ、

仁禮覺左衛門 元禄十年正月二十五日ヨリ定、

家村平八 元禄十四年巳九月十四日ヨリ、

鎌田出雲 寶永三戌正月二十七日ヨリ、

高橋武右衛門 寶永五年子三月三日ヨリ正徳元卯八月二十一日迄、

山田新助 正徳二年辰正月七日ヨリ、

〔地理纂考〕

日吉神社ヒエ 五代村

祭神 大山津見神例祭十一月初申日

當社ハ一郷の宗社にて、天文十五年丙午十一月八日、高江士族山内某創建なりといふ、由緒詳ならず、

〔地理纂考〕

新田神社宮内 新田ハ和名鈔に高城郡新多とあり、今水引郷に隸り、

奉祀 正殿 瓊々杵尊 東殿 天照大御神

西殿 栲幡千千姫東帯座像、一説に天忍穗耳命、例祭年中五十六度、其内六月廿九日夏越祓とす、九月十四日、十五日を大祭とす、

○四所神社本宮の東掖にあり、 奉祀 彦火々出見尊 豊玉姬命

鵜草葺不合尊 玉依姬命

○二十四所神社神赫古鏡四面、本宮の西掖にあり、 奉祀 天孫降臨の時倍徒

の五伴緒神及び八百萬の神々の主領たる諸神なり、宝治元年十一月新田宮神人等訴状に、當社者百歳之昔泰有五赫神王面、日向國天降之時前行給云云とあり、此

五赫神ハ即五伴緒イツトモノノヲの事なるへし、今神鏡四面あるは其一を闕カクに似たり、

○武内神社本宮の西掖にあり、 奉祀 彦太忍之信命

○荒神社本宮の北掖にあり、 奉祀 素盞鳴命

○番所本宮の東掖にあり、 神官常に更番して昼夜怠らず、昼二人、夜六人なり、

以上可愛山エノヤマの絶頂にあり、諸神記曰、新田宮ニヒタ始不嘗廟殿、鎮坐薩摩國龜山云々、龜山ハ即可愛山の一名なり、俗に八幡山ともいふ、按するに、當社ハ始此山の半腹に鎮坐ありしを、承安三年炎上の後山上に迁坐ありしよし、新田宮文書に詳かにして、諸神記と符合せり、文書の文末に、山の高六十間余、周廻一里余にて、石階を登る事三百九十余級なり、古松老杉の間より四方の遠山を望ミ、近く川内川を見放ミサケて、勝景他に殊なり、又山の形状カタチマデ圓くして實に藏六に似り、故に龜山とも云、

○高良神社カウラ 奉祀 天鈿女命高良或ハ兼等に作ル

○大王神社 奉祀 猿田彦命

新田宮文永十二年二月文書曰、上略、大王元猿田彦大神是也、中件大王面虫損之冬、トキ開宝藏令拜見之刻、キキ承

蒙古人叛逆之由、是則當宮既及廢亡之間、被示^シ希代之
不思儀事、神慮^シ令然^カ、雖然為蒙古降伏神王等悉赴彼
鬪戰之由、或乘諸人之口、或有夢想之告、隨蒙古人征
伐之条無疑、殆是鎮護國家尊神之故、辱所踴躍重之^{（奇）}

□者也云々とあり、

○早風神社 奉祀 級^{（長）}戸邊神

以上三社石階を登る事數十級にして半腹にあり、此所平
地にして、往古の宮跡なり、礎石今猶存す、右方に御供
所及び籠所ありて、神社ハ左掖にあり、

○隨神社 奉祀 豊磐間戸命 櫛磐間戸命

坂の下左右に在り、

川内河の北岸に一華表ありて、二華表まで三町余、又是
なり坂下三華表まで三町余、合せて六町余にて、路の幅
十五間余なり、其左右に廣二間許の通路ありて、中央ハ
一の鳥居より三の鳥居まで四尺許一段高くして芝生なり、
是を蘭桂^{（フシノキ）}といふ、牛馬の往来を禁す、両邊皆桜なり、坂
の下に忍穂井川ありて石橋を架せり、是を降來橋といふ、
又其左右に石橋を架して諸人の通路とす、さて彼蘭桂の
左右ハ神人等か宅なり、棟梁四家ありて、第一を執印と

号す、其次を權執印、又其次々を大檢校、千儀と云へり、
堀川天皇の頃より神人の長にして、執印氏當社の印を司^{ツカサ}
る、因て氏とす、其印今猶存して宝殿に納めたり、銅印
にして方一寸五分許、其文八幡宮印とあり、此印を以て
世々諸方を指揮し、其勢ひ盛大なりしを、渋谷光重當國
に封を受下向せし後多く所領を失ひ、終に勢ひ衰へしな
り、渋谷^{（渋谷か事東郷の）}委しく云り、かくて天正十五年、豊臣秀吉公當國
下向の時、神社寺院及び民屋を放火す、時に秀吉公當社
を深く崇敬して、放火及び乱妨狼藉を堅く禁^{（イ）}しむ、其制
札今に存して左の如し、

11

〔新田宮〕 禁制 宮内

兵船軍勢、乱妨狼藉放火堅令停止候、此旨相背輩、可加
成敗者也、

（天正十五年）

卯月V廿七日△

九鬼大隅守花押^{（嘉隆）}

脇坂中務少輔花押^{（安治）}

加藤左馬助花押^{（嘉明）}

小西日向守花押^{（行長）}

（本文書ハ「旧記雜録後編二」二八六号文書ト同一文書ナルベシ）

此制札樟ススの小板にて、新田宮別當寺の縁板なりといふ、今に内陳に藏めたり、そもく當社ハ往古朝廷にも太く御崇敬ありしよしハ、神祇拾遺に、筑前國大分宮・肥前國千栗宮チクリミヤ・肥後國藤崎宮フジキミヤ・薩摩國新田宮ニヒトミヤ・大隅國正八幡宮、此五社在遠國、不便拜謁、因後柏原天皇大永年中一集之、奉祀山城國北山莊（小カ）、今上京極之北有五所八幡是也とあり、往古當社の壮大なりし由ハ、皇帝記曰、人皇九十一代伏見天皇正應三年庚寅、薩州八幡新田宮於降來橋有舞樂、棧敷五十三軒、見物人三萬云々、また新田宮嘉應二年二月廿二日の文書に、新田宮注進、神輿・唐鞍・神王・駕輿丁等御裝束也、寸法等の事とありて、御唐鞍伍口、志於手鹿皮、切付鹿皮（鏡カ）、鎔鉄、鞞色革、轡馬形鉄、手綱・腹帶（圓）、纒珠・義面云々、已上準千四百卅六匹と見え、永仁四年三月十四日の文書に、新田宮造宮損色事、加勘定、注進功程、繪旨曰、中御殿一字三間四面繪皮云々、回廊四十九間内二間云々、都合六千四百五十四貫七百七十文、此錢今にしてハの六千余貫ハ今の十倍にも當りぬへし、此外御神宝迂宮用途并船賃・人食料・番匠祿物等、不存知分限之間不注之、右大略注進如件、建治元年六月、修理職大工散位山上守弘と見え、また後醍

醐天皇の元亨四年五月神人等訴狀曰、上當宮日向國天降高千穗穗觸之峰御事天下始也、中略、然者國司每初任先遂奉幣於當宮、令進當宮御神拜用途之後、被執行國務之条先例也云々、是等を以て古の壮大嚴重なりしを思ふへし、さるを乱世久しく續て宮殿毀れたりといへとも更に造宮の余力無りしを、慶長年中、島津義弘・同家久征韓の役に勝利の祈願成就の報恩として、宝殿・拜殿・舞殿及び回廊・支社に至るまで一字も残さず古へを摸し、壯嚴美麗を尽して再興せり、そもく當社ハ往古可愛山の半腹に鎮座ありしを、承安三年炎上ありて、其後山上に遷坐ありしなり、新田宮（緑赴）に曰、上略、當宮者原在山半腹云々、丁承安三年、正殿以下門廊等炎上、乃當假殿于山頂、且以可奉移山頂乎否事歷奏聞、則安元二年下被可之宣旨、於是始新建正殿于山上とあれとも、安元二年は誤にて、其より後なり、其ハ新田宮文書後深草天皇の建長八年四月神人執印惟宗友成等連署曰、請特且任先規且依傍例、奏聞公家、申賜官旨、被造替當宮正殿以下神殿・門廊等子細狀、上略、抑先度造宮之地為御山麓之間、任所々例、可奉移山頂否之由被奏聞之日、可奉造山頂之

由被下占形早、去承安年中、件正殿以下門廊等不慮之外
 炎上之条、相叶御占、冥慮令然欵、然而于今不被遂其節
 之事、斯神官厄弱而早聽不達故也、悲哉、祠官等瞻陵岳
 之嚴、雖勒式日神事、視神殿之廢、欲復往古之基跡云々、
 望請裁斷、且任先規、且依傍例、不嫌國中庄公郡郷、平
 均支配、不日可被造替之由、經奏聞、賜宣旨、早速被遂
 其節者、將增御神之威光、弥仰敬神之皇化、奉祈無疆之
 宝祚矣、仍為公為私不可不奏之、故粗勒在狀、言上如件、
 また龜山天皇の文永五年正月神官等訴狀曰、略上 承安三
 年、件正殿以下門廊等不慮外炎上畢、同四年急可造畢之
 由依被下日時勘文、適當宮根本造立之地為御山麓、任所
 々々例、可奉移山上否事經奏聞之日、可奉造山頂之旨、安
 元二年之占形嚴重也、然而于今不遂其節云々、伏見天皇
 永仁七年三月神人執印惟宗重友等八人連署に、略上 欲早
 經御奏聞、被寄附料所於社家、調進神輿以下御神宝等、
 被遂行遷宮後、可造畢未作寺等由、被仰下子細事云々、
 爰承安回祿之以後、不日可造營之由、度々雖被仰下、或
 任者乍申領掌、不終其功空馳過一任、或任者申子細不遂
 造營、國務非重代之間、自然令遷替、未終其功之間、連

々奇瑞惟多、仍造營之事、為異國御祈禱綺、起自叡慮、
 重々被御沙汰、為國衙之沙汰可被造營之由可被仰下之慮、
 國司依被申子細、被寄附料所於社家之間、正殿・四所社、
 武内以下数字造營、猶未作寺社在之、然而假殿朽損之上、
 適正殿・武内以下乍造營之、不及遷宮、送季序之条、云
 神慮云公平、旁以有其恐、任宮崎宮之例、先被遂行御遷
 宮、於未作分者、被延料所季限、可有其沙汰欵之由就言
 上、為左少辨于時藏奉行、永行二年十月廿四日、猶被相延
 季限之由被下綸旨畢、其上於季限者、被差下官使、就注
 申可被定下之由被仰下之間、官使下向事、旅粮以下社家
 無力難為難洪事、申子細者、可被相貽御不審之間、懋就
 申領掌、被下宣旨、依被差遣官使國房等、云造營并未作
 分、云社家收納料所季貢、官使等注進之、仍官務被執奏、
 間、未作寺社損色功程事、重又被仰官使、被召至要所勸
 注狀畢云々とありて、此後新田宮文書の中に造營及び遷
 宮等の事見えされハ、山上に遷座ありしは永仁七年より
 八九年の間なりけむ、承安三年炎上より永仁七八年まで
 八百三十余年の後なれば、其間遷坐甚年を経しか如くな
 れと、霧島神社の彼山の燃に屢炎上ありて假殿に御坐ま

し、事二百余年或ハ三百年を歴て宮殿造営ありしに比すれハ速なりと云ふへし、偕當社ハ古老の傳説に、始可愛山より北方十町許川内河の向ひなる隈の城宮里村に鎮座ありしよし云へり、隈之城郷菱刈某家蔵の旧記に曰、宮里村高頭千百石余、此村往古八幡宮居之地ニシテ、其跡ニ若宮八幡宮ノ小社アリ、城之下屋敷・櫃之上屋敷、右農家屋敷二箇所ハ、往古宮居之有シ時祭具其外諸道具ノ納リシ所ト云傳へ、上榭屋敷・下榭屋敷二ヶ所ハ、往古宮居ノ頃神領榭取兩人ニテ、上十五日上榭取、下十五日ハ下榭取ヨリ取納ヲ量リ、其居住ノ地跡ト云とあり、又上古此地に新田宮鎮坐ありし時ハ、今の權執印氏か先祖宮里村に住して神事を主り、氏をも宮里と云ひしとぞ、又何の頃何人の記せるに知らざれと、陽成天皇元慶六年薩州新田宮建立と記したる古記あり、又土御門天皇の建仁・元久頃の古文書に、寺社政所下新田宮所司神官等參簡条、可早任先例牒送國衙企出廳令勘合當宮例名常見浮免田百五十余町事、右件御名田如例文者、御建立以來三百余年之間、天長地久御願為講經供田、立立免無相違御名田也、而今任用各為貪利濶、寄事於有國威、背先例

不勘合之条、尤有神慮恐之事歟、早附任用廳官、任先例可勘合、若有遁避者、可忿言上、為經奏聞也云々とあり、此御建立以來三百余年とあるを以て彼元應六年より年を數ふるに、建仁元年まで三百二十年なり、されハ^此文書に御建立以來三百余年とあるハ、山上に遷坐ありしより此方の年數にて、宮里村より可愛山の半腹に遷坐ありしハ其以前なる事論なし、是を以ておもへは、山上ハ始山陵のミにて宮殿ハなかりし事、諸神記に、新田宮始不宮廟殿、鎮坐薩摩國龜山とあるに符合せり、

「地理纂考」

可愛山上陵

神代紀曰、久之天津彦々火瓊々杵尊崩、因葬筑紫日向可愛之山陵とある是にて、即前に云へる高城郡^{和名鈔に高城ハ太加木とあり}水引郷宮内村可愛山の巔なる新田宮なり、^{此陵を古書共に日向國とあれと、}後^に國分れて今薩摩國なり、日向國高屋陵・同國吾平山陵も今大隅國にあり、延喜諸陵式に、日向埃山^ニ陵天津彦々火瓊々杵尊、在日向國、無陵戸とあるハ、當時在所の分明ならざりし故に神代紀の俣に記されたり、^{古事記傳に曰、神代の三の御陵ハ大隅と薩摩とに在りて日向國にハ非ず、然るを諸陵式に在日向と記されたるは、書紀に日向國とあるま、に記さ}

れたるものにて、後に國分れて八日向國にハ非ス、大隅・薩摩の域に在る事をハ考られざりしなり、歴代の御陵ハ皆其郡を記されたるに、此三陵にのミ郡を記されざるにても、日向國とあるハ書紀の文に、偕此山陵依れるのミなる事を知るへしとあるハ、實にざることなり、偕此山陵に就てハ古來異説區々なれハ、先可愛山の名義より始めて次々に委しく云へし、其ハ古老の傳説又ハ地形に依りて思ふに、上古川内河ハ可愛山の川上より二に分れ、一筋ハ今の如くにて、一筋ハ可愛山の後を回り、彼川合陵の邊にて又會流して、可愛山ハ上古中島なりし事察られたり、されは可愛ハ借字にて、江の山の義なり、此山に限らず此川添に江と唱ふる地余多ありて、川下に高江といふ郷名あり、川上に東郷或ハ中郷といふ地名ありて、是をも往古東江・中江と云ひ、又東郷の川添に田海村といへるも往古大なる入江なりしさま今も推量られ、又水引郷に大島といふ地名も在り、此外にも猶何の江くれの江といへる余多あり、皆川内河に就ての名にて、可愛山とハ川内河の中島なれハなり、猶いは、神代紀に素盞鳴命下^{タマリ}到^{タリ}於^ニ安藝國可愛之川上也とある處を、神武天皇紀に至安藝國居于埃宮^{エノミヤ}とありて、今ハ三好川とも云ひ、此地安藝郡にて、埃宮の旧址に神武天皇を祀り、社邊の川を埃湊^{エノミヤ}といひ、同郡に可愛淵^{エノミヤ}と云もあり、又廣島より西に

川合川といふか^カ在りとそ、川合は可愛の字音の訛りにて、是そ神代紀にいはゆる可愛川なりとそ、されハ是も川添の地なる故に埃^エと云ひし事爰^コの可愛山と同義にて、江の意なるを思ふへし、さて水引郷可愛山ハ上に云へる如く川内川の中島なりしを、入江の水を引流して其地を新墾せるより新多といひ、和名鈔に高城郡新多とある是也其水道を水引と号して今郷名となれり、此山陵を古事記傳に曰、廟陵記に今薩摩國穎娃郡と云り、然るへし、和名鈔に薩摩國穎娃郡穎娃郷是なり云々、又云、高城郡ハ穎娃郡と接きて、此御陵の地古へハ穎娃郡なりしが、今ハ高城郡に屬たるにや、若此二郡相接^ツかす離^{サカ}りたる域ならむにハ、此中山陵もなほ疑なきにあらず云々とあり、彼穎娃郡穎娃郷ハ開聞神社^{内式}もありて、實地を踏見^ツさる人ハ山陵も此所なるへし思^シふ^ヘけれと、此ハ可愛山より東南に距る事十七里余にて、更に山陵には申^申無^出きなり、そもく可愛山陵ハ即今の新田宮なる事彼古文書に明かなるを、かへりて世に異説の行はる根元ハ、可愛山の傍に中陵・端陵とて二の山陵ありて、社説にも其中陵を瓊々杵尊の御陵なりと唱へ、又天書に葬筑紫日迎^{ヒムカシ}縁^エ之中山之巔とあるを證と

して、此中陵を可愛山の陵なるよし白尾國柱が麓藩名勝考に記せるより、其説に惑へる輩少からず、名勝考より以前に著しつる

神代三陵考といふ書あれと、後に改めつるもこれれありて紛らハしけれハ、今ハ名勝考の説を引り、次々皆然り、國柱か其考に曰、謹按、今據地形考其實、則今新田宮在處、即是所

藏皇孫玉躰之處歟、然天書之所記蓋得詳覈矣、今土人称

中陵者自然山陵、而山巔安磐石數宇、蓋墳塚、其下有石

礪云、石礪固在土中不可見、嘗聞諸權執印祐清、曰、昔年陵上有松樹四株、多歷年序而槁枯、因勦除之、有土人掘其根將為薪、掘既深而見一石礪、方圍蓋丈余、其大非神功則不見以遠、然則天書所謂中

山之巔正謂之歟、至今稱中山者愈可以信證矣と云り、此

ハ天書と彼石礪とに泥めるにて、新田宮の社地なるに心

附さるなり、又彼端陵も中陵に其形状異なる事なければ、

石礪も等しからむ事論を俟ずして知られたるを、たま

く頭れつるに就て皇孫尊の御陵なりと云へるハ委しか

らず、六人部是香か著したる日向神蹟考にも此天書の説を主張して曰、まことや上に引出たる記傳に載つる白尾氏か説の中に引れし

天書ハ偽妄の書にして、とかく云にも足らぬ書なるを、此陵の事を縁之中

山之巔陵としも云へる、實の事蹟に能く符へるハ甚も奇しき事なるにつけて

思ふ人は、此の頃何人の偽記しつるに於て、ハ甚も奇しき事なるにつけて

つる人は、此の頃何人の偽記しつるに於て、ハ甚も奇しき事なるにつけて

出て、鈴屋翁なども得見られざりしなり、すべて書を讀にハ宝の山にも坑

あり、狸の腹にもハ尺瓊の曲玉ある事を、常々天書に所謂縁之中山之巔

云々ハ中陵を差たるに非ず、今新田宮の鎮坐まします一

山をすへて云へるなり、彼可愛山の巔をハ置て、傍なる

小き支山に掛卷も畏き玉躰を藏奉るへき理あらむやハ思ふへし、そもく新田宮ハ往古可愛山の半腹に鎮坐あり

て、山上ハ御陵のミなりけれハ更に惑ふ事無りけむを、

御陵の上に神社を迂されしより後、さまざま異説も出来

しなり、眞の御陵所ハ今の社地なる證を挙くへし、新田

宮藏書宝治元年十一月の文書に、薩摩國新田宮所司神官

等重解申、中略薩摩國遷御之後者、龜山峰奉□字分明ならず、されと葬或ハ藏、神御躰、以此社為新田宮云々、龜山峰

とハ可愛山の絶頂にして、神御躰云々ハ此所に玉躰を葬

奉りしなり、又建長八年四月神人執印惟宗友成等七人連

署曰、上略謹檢旧貫、天孫瓊々杵尊圓寂砌、可愛陵高城

千臺宮者、今新田宮是也云々、抑先度造宮之地為御山麓

之間、任所々例、可奉移山頂否之由被奏聞之日、可奉造

山頂之由被下占形早、而去承安年中、件正殿以下門廊等

不慮之外炎上之条、相叶御卜、冥慮令然歟云々、此御山

とあるハ則御陵の事にて、麓とハ始鎮座在りし山の半腹

を云へるなり、墓を山といへる例ハ、源氏物語須磨の卷に院の御墓

をさして山又文永五年神官等訴狀に、天孫瓊々杵尊圓寂之

といへり、

砌、可愛陵高城千臺宮者、今新田宮也云々、承安三年、件正殿以下門廊等不慮外炎上畢、同四年云々、急可造畢之由依被下日時勘文、適當宮根本造宮之地為御山麓、任所々例、可奉移山頂否事經奏聞之日、可奉造山頂之旨、安元二年之占形嚴重也云々、永仁七年訴狀曰、當宮者、吾朝開闢之當初地神三代瓊々杵尊々靈日域無雙宗廟也、高城千臺可愛陵号新田宮云々、又元亨四年五月の文書に、當社者云々、瓊々杵尊之崇廟也、号是可愛陵云々、是等の類挙るに違あらず、是にて瓊々杵尊の御陵ハ今の新田宮なる事を更に疑ふへからず、爰に挙たる文書とも何れも宝治とすに足らずと云むもあるへけれど、此より此方の文獻にて、神代の徴、神人等か私説にあらず、古傳の伝を記し傳へたるなれハ、最證とすへし、國柱又曰、嘗て京師吉田家に聞り、凡先皇山陵ありて、又其神靈を祭るにハ、必ず山陵の別處に於て神廟を営る、事にて、山陵の上に神廟を建るハ絶て無きの例式なりと云へり、されと建長八年・文永五年の文書にも、任所々例、可奉移山頂否とあるによれハ、吉田家の説ハ信し難くなむ、まことや、嘉永三年、當社改造に就て宮殿・拜殿其外諸所解毀けるに、宝殿の下なる中央に周圍二丈余高三尺許土を堅く築立たるか化石の如くなるを聊掘見しに、大き

なる磐石數片を以て覆へりとそ、此所玉躰を葬奉りし處なるへし、宝殿堅三間、横五間許にて、其下の土地すへて切石以て疊たるか、中央ハ高くして四方斜なり、云ハむも更なれと、當社ハ往古朝廷にも太く御尊崇ありて、京に神靈を移し給ひ築紫五所八幡五所を訛りての中の一社なりしハ上にいへるか如し、八幡とあるハいか、なれと、然云るも古き世よりの事にて、當社の記録にもすへて八幡新田宮と在り、又社傳に可愛山を瓊々杵尊の皇居なりし由云へり、是に就て熟按するに、始高千穗宮に御坐まして、次に笠狭碕カサノミササキに遷り給ひ、彼所にて神去坐カシサリマサむにハ御陵の在所の遠けれハ、笠狭碕より水引ミヅヒキまで八廿里ハツツリに近し、笠狭碕より又此所に遷都ありけむ、水引の憐なる高城郡の郡名及び宮里などの名も大宮に由あれハ、宮里村などや大宮なりけん、引水ハ本高城郡にて、和名鈔に高城郡新多と見え、又新田宮神官執印某藏書に、慶長十七年子六月薩州高城郡新田村名寄帳に川上左京亮とあり、宝治元年十一月の文書に薩摩國遷御後云々とあるも、遷都の事と聞ゆれハなり、宮城の旧址なる故に文字をも千臺と書るよし云へるハ、後世の附會なり、

○中陵 新田宮の西に續きて其間五六十間なり、山の高三十間許にて、根の廻三町余なり、山上に小社ありて、土人中陵と称す、國柱か瓊々杵尊の御陵なりと云へる是

なり、そもく是を中陵と唱ふるハ、北に可愛山あり、

南に端陵ありて、其中央なれハ、土人方位に就て呼るに

て、天書に中山とあるにハ非ず、瓊々杵尊の御陵ハ今の

新田宮なる事上に辨せるか如し、又此山陵に限りて井垣

あるハ、尊の御陵なるよし世に流布せし後に造立せるに

て、往古より有りしにハ非るなり、

○端陵 中陵の南に並ひて、山ハ別なれと根ハ續きたり、

両山の間三十歩許にて、形状中陵に同し、山上に小社あ

りて、社内に神鏡一面を藏む、是を木花開耶姫命の御陵

なるよし國柱云り、此ハ中陵を瓊々杵尊の御陵なりと思

へるより推當に云へるにて、更に據なし、此外社人どもの説に、中陵を天照大神、此處を忍穗耳命或ハ栲幡千々姫命と云ひ、又川合陵を瓊々杵尊の御陵なりともいへれと、皆云ふに足らぬ妄説なり、是等の陵

倍從の神々の山陵なるへし、

12 旧史官調

(本文書ハ一八号文書トホボ同文ニツキ省略ス)

(本文書ハ一八号文書トホボ同文ニツキ省略ス)

〔名勝考〕

可愛山陵〔書紀〕○延喜式作埃、○濱成天書作緣、蓋并に

此原處の地名と見えたり、今高江の如き其江といふに思ひ合すへし、其考ハ并に左に委くいふ也、

府坤位十三里餘〔新田宮の戌亥方三町餘、〕

書紀曰、久之天津彦と火瓊と杵尊崩、因葬筑紫日向可愛

之山陵、〔可愛此云埃、〕○天書曰、葬筑紫日迎縁之中

山之嶺陵、諸陵式曰、日向埃山陵天津彦と火瓊と杵尊、

在日向國、無陵戸、〔古事記傳曰、右いつれをも在日向

と記されたるハ、未大隅・薩摩とふ國名を置ざる前に因

られしものにて、大隅・薩摩など分れて日向向にハ非ず、

〕○國柱謹按、今據地形考其実、則今新田宮在處、則是

所藏皇孫玉體之處欵、然天書之所記蓋得詳覈矣、今土人

称中陵者自然山陵、而山嶺安盤石数行、蓋擴碱、其下有

石礫云、〔石礫固在地中不可見、嘗聞權執印祐清、曰、

昔年陵上有松樹四株、多歷年所而枯槁、因翦除之、有土

人掘其根將為薪者、掘既深而見一石礫、方圍蓋丈餘、其

大非神功則不可以遠輸山上者、土人恐乃舍掘松根、時祐

清亦親見之云、〕然則天書所謂中山之嶺正謂此欵、至今

称中陵者愈可以信證矣、而別有称端陵・川合陵者、遂後

世紛紜無所適徒焉、故窃書所見聞、以備他日考證如左、

○新田宮藏元弘三年八月神人権執印良暹等七人連署曰、
 謹檢案内、當宮者、地神第三代尊神日域無雙之宗廟也、
 高城千臺可愛陵号新田宮、(下略)、○此佗弘安六年八月
 より文永十二年二月に至り新田宮造宮を天朝に訴ふる所
 の文献并に同文なり、)又同藏寶治元年新田宮神人等訴
 状曰、當社者八幡三所神明之垂跡、九州五所□百歳之昔
 忝有五躰神王面、日向國天降□前行給、薩摩國遷御之後
 者、龜山峯奉□神御躰、以此社為新田宮、略、下○同藏建
 長八年四月新田宮神人執印惟宗友成等連署曰、請特且任
 先規、且依傍例、奏聞公家、申賜宣旨、被造替當宮正殿
 已下神殿・門廊等子細狀、右謹檢舊貫、天尊瓊々杵尊圓
 寂御、可愛陵高城千臺宮者、今新田八幡宮是也、⑧礎徒天照
 第三代靈神為日域無雙之宗廟間、當宮造替事仰附當國宰
 吏、配分國中莊公、被造動例敢無異儀、抑先度造宮之地
 為御山麓之間、任所之例、可奉移山頂否之由被奏聞之日、
 可奉造山頂之由被下占形早、而去承安年中、件正殿以下
 門廊等不慮之外炎上之條、相叶御卜、冥慮令然欵、以下
 此等の文を按に、寶治元年の文書に薩摩國遷御の後とハ、
 笠狹宮より此處に遷都て高城宮と号せしを、後に神躰を

崇て千臺新田宮と称せしなり、龜山峯とハ即此一山の惣
 名にて、中陵を龜の頭とし、新田宮の地を龜の胴とせる
 よし今もいひ傳へて、實に一山の形勢正に此に相符せり、
 又龜山峯奉□神御躰とある奉の下文朽損して某字たるを
 しらす、若ハ葬字、若ハ崇字、或亦遷字、置字などにて
 もあるへき欵、眼目の一字を闕こと甚た遺憾の至也、又
 前の元弘三年の文献に高城千臺可愛陵号新田宮とあるに
 據れハ、可愛陵といふハ即新田宮と見ゆれとも、建長八
 年文献に、先度造替之地為御山麓之間、可奉移山頂否之
 由奏聞之日、可奉造山頂之由被下占形とあるを觀れハ、
 始ハ今の宮躰の迹てふ地に新田宮ハ立りしを、後に神人
 等か奏請る時、朝廷にて其吉凶を卜はせ玉ひ、且地形圖
 をも下され、いよく山頂に造替し奉れと宣下せられし
 也、然に山頂とハ即今の宮所なるを、其下ハ弥玉躰を葬
 り奉し所とハしれかたし、其ハ以上の文に山頂ハ陵の地
 と申よしもなけれハなり、然とも可愛陵と申ハ即龜山の
 事にて、今も御山と称ふるハ古言のま、いひ傳へしとそ
 見へたる、さらハこの一山ハ是瓊々杵尊都し給ふの遺墟
 にして、中陵ハ後に玉體を葬りし所、是を併て可愛山陵

と申せしにハあらしか、今中陵の山ハ龜の頭といふに當り、且山頭に磐石を置て方丈餘の井垣を周らし、又其下にハ石礮ありといふにて、天書に縁之中山之巔陵とあるに符合せり、嘗て京師吉田家の説を聞けり、曰、凡先皇山陵ありて、又其神靈を祭るにハ、必ず山陵の別處におひて神席を営る事にて、山陵の上に神席を建るハ絶てなきの例式也とぞ、由此觀之、則可愛山陵ハ即今の中陵にして、新田宮ハ別に是皇孫の神靈を勸請の宮席なること最著しといふへし、文獻に任所々例奉移山頂といふハ、即別に神席を立らるを云なるへし、○抑中陵といふハ新田宮より戌亥の方三町二十間餘に在りて、龜山の頭とする所なり、又新田宮とこの中陵との間に一ツの山岡ありて、上に小祠を立らる、土人端陵といふ、しかれとも上に井垣もなく、壙城らしきものもなければ、山陵とも見へず、「土人或ハ之を天照大神の山陵ともいひ、又誤て中陵とも唱ふるハ誤なり、中陵ハ前の龜山の頭に當る地にて、其より西に川合陵あり、さて東に端陵ありて、中とは川合と端陵との中に在るをもていふ名なり、又天照大神は常に天上に在て、地下に降り玉はさるハ論ふにも

及はず、書紀・古事記其餘の正史・実録に崩御の沙汰さへなきを、何とて其御陵の有へきぞ、」然ともこの端陵といふも、若くハ皇孫の國母栲幡千々姫命を葬り奉りし所などにや、八幡てふ宮號の縁と土人端陵を天照大神なと申に因れハ、其縁故なきにあらず、○川合陵といふハ新田宮より西戌方二十二町餘に在り、樹木生茂りて山林なからも、最卑滋狹隘の處にて、唯叢祠一のミ建り、前に瀧水ありて御手洗池と称ふ、土人は是を川合陵といふハ、此邊を内川内・外川内など呼ひて、枝川流れ合ふ處なれハ也、然に川合と可愛と訓音相近きより是を可愛陵ともいひなせしは、小賢しき者川合ハ即可愛の字訓ならんと推鑿せしより起れるなるへし、因て按に、この川合陵てふ所は皇孫を奉葬し御陵にてハなく、可愛山の方域の分略なるへし、其後ハ皇孫尊百王の祖にて始て中國に君臨し玉ひし御事なれハ、其葬所の埵域なと申ものも尋常にハ異りて廣大の制ならんハ申に及はず、必その埵域の方至なども定ありし事なるへし、「後々にハ此邊新田と成て、今の龜山のミを御山と唱へて山陵の地とせし、抑可愛陵の方域ハ此川合までも係りしならん、明和の比、水

引郷と新田神人と争界サマシの事起りて、此川合陵と中陵との間に在る田ハ遂に水引に隸ズられけり、片言折獄コトとハ何の言とかおもへり、夫此新田宮の古は、この左右十九ヶ郷を以祭祀の神税に供られし事なれば、今の水引郷などは即可愛陵の埒域に繋れり、さるを何とて川合陵の間にある田を水引に隸け、其より離れたる川合を可愛陵に属たるハ、當時の吏の古を稽ふへからさる者にこそ、○又ミサ、キといふハ、後の俗に墓原と呼ふか如く、いにしへハ其処ツコのミサ、キハ某天皇の御墓と申て、直に某天皇の◎某ミサ、キとハ申サさりしを、後の世に今の如く陵をハなへてミサ、キと称へて墓と別こと無か如くにハなりしなり、かゝる習ナヒしなるを以て、可愛山陵と申せしハ、遠く廣く繋りてこの川合迄もその埒域中にてそありしならん、且陵墓ハ必ず丘陵などの高みに営ミ、其上を人馬の足に觸カフさせぬやうに設けしものゆゑ、高屋山陵・吾平山陵の地形の如くなり、まして此可愛陵ハ天書にも山の巔陵とあるをや、しかるに川合陵ハ平々たる偏僻の地なれハ可愛山の陵といふにハ相叶ハす、さらハ此川合陵は皇孫に縁にしかる皇族の御墓所にて疎にすへき所ならざるを

以て小祠をも立置られしにてもあるへし、抑今の新田宮一山を所謂可愛陵と称奉ることハ、元弘・建武の文書にも歴然たり、さるを近年に至り異説を雜マシたるものありて、世人をして其実迹を感しむ、因て附記して其偽を辨ハせり、先廟陵記曰、可愛山陵ハ今薩摩國穎娃郡と云り、是ハ穎娃郡穎娃郷開聞社の地に陵と称せるあるに紛れしなり、穎娃ハ可愛と唱ユ同しけれども、高城郡とハ十四五里隔絶の地なり、さるを地野（理カ）を知らぬ他國の人ハ、古への穎娃郡今は高城郡の中に属ズたるにやなと書に著アしたるハ、みな私度の謬なり、○口譯（訣カ）曰、可愛之山陵在日向國宮崎、○塩土傳曰、臼杵郡縣西三里有大陵、靈氣甚盛而不得近焉、是可愛陵歟、○一説曰、臼杵郡永井郷可愛村と云神社あり、傍百町餘山あり、絶頂に靈石三尖す、岩洞あり、是可愛陵也、○又一説曰、今日日向國延岡領内に可愛と云所あり、そこに陵山とて山の腹に神社あり、御陵ハいつれのほとに在ともさたかならず、又或人曰、臼杵郡高千穂山の東南に榎嶽てふ山あり、この山中に迹々藝命の陵あり、里人大石大明神と申すなど見へたれとも、並に書紀等に日向之可愛とある日向の名にすかりていひ出せし

言にて、実に皇孫尊[㊦]の尊[△]體を葬奉りし處にはあらず、凡後世よりして某地^{ナニカ}に某神を迎鎮^{ムカヘシメ}なとして其徳を崇敬するか如くなる有、以上の處ハ、大むかし皇孫尊の天降^{ツクシメ}坐^マ在^シけるといふをもて其神靈を迎鎮^{イイシメ}し奉りしを、頓て其御陵所なりと称へしなるへし、「猶日向の所にいふなり、」^(舊家文章カ)○扶桑略記曰、宇多天皇寬平二年庚戌十月詔曰、去九月十一日表状曰、太宰府奏、慶雲見管薩摩國、有司考之志、以為政致和之應也、徳至山陵之感也、朕省表以恐之、聞瑞以懼之、即位之九載于今、水旱疫癘、軍兵盜賊、豈是政和徳至、可以偷措齒牙乎、君臣者一體之分也、朕可恥、卿等亦可恥、抑而止之、勿為虚賀耳、

神代三陵考を見てよめる、 村田春海

文見すはいかてしらし神の代に岩戸たてけむそのあと所^(こはいんきき予か神代三陵考てふ冊を見てよめる也、)その考ハいとおろかなるものなりしを、ゆくりなく世の人目にふれしハ今更口おしく、よて再び前後の考ともを著しぬ、

○山城西岩倉金藏^(總枕)欽縁起曰、開山隆豊禪寺ハ、元正天皇の御宇にて、薩州河邊郡の人、談峯^{タンホウ}定惠の弟子、壯歳の

時高麗に入、阿私山に寓す、朝に帰て故庵に住めり、一時靈夢によりて此岩倉に来る、絶頂宛も阿私山に似たり、時に養老二年なり、山上を登て箭を携る翁に逢ふ、師問て曰、何人ぞ、翁答て曰、吾ハ是日向國可愛^エの山陵より移て此山に住ること久し、翁箭を放つに、傍なる楠にたつ、其箭を抜に、痕より金光を放つ、翁云、是靈木也云々、「今按に、隆豊河邊郡の産実なるへし、可愛陵より移り弓矢を携へし翁ハ定めて薩男なるへし、日向といへるハ例に因りしにて、又佛氏動もすれハ樹身光明を放を説くハ、未^(◎理)その野を解さる世の事にて、凡樹木年を経て或ハ石或ハ玉に化する者あり、其質堅硬なるに至てハ暗夜などに當り自然に光を発すものあり、愚者視て便神佛の靈驗なりとおもふハ誤なり、江戸金藏^(◎龍)山浅草寺の觀音も、本ハ伊勢大神宮御柱の洪水の為に海に浮ミ、積年の遠き虫蝕^{ムシクヒ}して仏像の如きか、水に入て朽す、夜おのつから光りあり、漁師之を網^{アミ}せしなりと見へしにても知るへきぞ、

新田宮(諸神記)○今八幡新田宮と称す、むかしハ新田村の地にして、今宮内村と云て薩摩郡に属す、而して水引

郷ハ高城・薩摩の両郡に係る、古文に據れハ高城郡たること疑ひなし、一奉祀天津彦々火瓊々杵尊、左天照大神、右栲幡千々姫命、一古事記にハ萬幡豊秋津比賣命とあり、高木神の女、瓊々杵尊の皇母なり、○一説に右を天忍穗耳尊とす、然とも縁起文に栲幡の字を取て八幡と號るの說に據れハ、則古傳を以正とすへし、一三野(坐)ともに束帶坐像、例(祭年)察無中五十六度、其中六月廿九日夏越禊と九月十四日(祭年)十五日を大祭とす、○諸神記曰、新田宮ハ始不宮廟殿、鎮坐薩摩國龜山云々、龜山は即此山の名にして、神廟ハ山の冢に在り、石磴三百九十餘級、四周皆古松老杉、遠含紅霞、近縈青靄、是五町八幡之一、薩摩の大廟也、一神祇拾遺曰、四薩摩國新田宮、五大隅國正八幡宮、此五社在遠國、不便拜謁、因後柏原天皇大永年中一集之、奉祀山城國小山莊、今上京極之北有五所八幡宮是なり、蓋天下入乱、而天朝不得遣使致祭也、因招鎮以上神靈于京師云々、一新田宮縁起文曰、八幡新田宮者、地神第三天孫瓊々杵尊最初降來之時、見塩土翁、而構城壁雉堞、起高城千臺之處也、傳曰、取皇孫所受持之八咫鏡與栲幡千々姫之御號、而奉称八幡云、新田者旧地名也、

山者一而包龜形勢、因称神龜山、西有三陵、中陵・端陵・可愛陵是也、當宮者原在山半腹、為異國降伏、皇家御尊敬特異于他、每歲六月名越禊、則遠發遣勅使、供奉祭禮、然後丁承安三年、正殿以下門廊等炎上、乃宮假殿于山頂、且以可移山頂乎否事歷奏聞、則安元二年、下被可之宣旨、於是始新建正殿于山上、及天文二十年・永祿元年之交、渋谷氏再ひ修覆、然後天下擾乱、宮殿門柱悉廢損焉、是時太守義久公・義弘公・忠恒公胥與造宮今之寶殿・拜殿・鐘樓・回廊・末社及鳥居等、抑皇孫降迹星霜雖既舊、肇創遺制尚維新、上下萬民孰不仰慕神德祝禱聖運哉云々、一以上省略原文採要(略)旨、又三陵の辨ハ前文に出せり、又按に、此新田宮と諸△縣郡檉原神祠等ハ當に祀典に載らるへき者なるを、當宮ハ昔時未廟殿なく、只山陵のミにてやありけん、又按、續文粹曰、康和二年六月二日云々、抑不載式之神合御卜之条、是承前之例也、中略不載式之神社注占問文、又以常例也、具旨見所進證文等矣とあり、建長八年文書に被下占形と見えたるもの類欵、一○新田宮藏元弘三年八月解状曰、當宮者、地神第三代尊神日域無雙之宗廟也、高城千臺可愛陵號新田宮、八幡尊號起

自此宮、略、○正應五年五月、新田宮一命婦草部氏女代

僧榮尊謹言上、八幡當國御建立之當初、草部氏之祖始而奉仕社壇、略、八幡御建立とは新田宮を創建せられしを

いへる歟、又始ハ龜山の半領に鎮座なりしを、高倉天皇承安三年炎上の後、今の如く山頂に遷されたり、其よし

ハ前後の古文書に見へしか如し、先千臺北崖(一〇岸)に一鳥居あり、夫より二鳥居あり、左右ハ新田宮の神人等か居宅と

す、磴下サカシタに忍穂井川ヲシホキあり、石橋を架して昔より降來橋と名く、皇帝記曰、人皇九十一代伏見天皇正應三年庚寅、

薩州八幡新田宮於降來橋有舞樂、棧敷五十三軒、見物人三萬と云々、是古昔盛なりし時の有さまなり、さて石磴

の下に随神社双方に在り、豊磐間戸命・櫛磐間戸命也、石磴を登ること數十階にして平地あり、是曩時宮牀の遺

蹟也とて礎石猶存す、此左方に、猿等神社、奉祀天鈿女命也、是皇孫降臨の時天八衢にて

猿田彦大神に立對ひ、尊の為に啓行せし女神なり、(一書にハ高良神社ともあり、)

中王神社、奉祀猿田彦大神也、是も皇孫の降臨を迎へ日向國に(郷向)導奉られし事、書紀等に詳なり、文永十二

年二月新田宮訴狀曰、考舊貫、大王元猿田彦大神是也、

神王等惡魔降伏變化所作神云、件大王面虫損之冬、開寶藏令拜見之刻、承蒙古人叛逆之由、是則當宮既及廢亡之間、被示希代之不思議事、神慮所令然歟、雖然、為蒙古

降伏、神王等悉赴彼鬪戰之由、或乘諸人之口、或有夢想之告、随蒙古人征伐之条無疑、殆是鎮護國家尊神之故、

忝所顯嚴重之(奇特カ)者也、略、(一説當山之地主神大山祇命也、)

早風神社、奉祀級長戸邊命也、右方に御供所及籠所あり、さて本宮ハ是より一町の山上、本宮の左東方に、

四所宮、奉祀彦火と出見尊・豊玉姬・葺不合尊・玉依姬也、神牀束帶坐像、

二十四所神社、是皇孫降臨の時隨從に侍りし五伴長を始として、八十万神の主領たる諸神也、正牀神鏡四面あり、

按に、寶治元年十一月新田宮神人訴狀曰、當社者、百歲之昔忝有五神と王面、日向國天降□前行給云々、この五

牀神ハ即五伴長の事なるへし、今神鏡四面あるハ其一を

闕に似たり、(伴長の事ハ大隅の高千穂峯の所に載たり、)

武内社、奉祀忍信命也、又北方に、

荒神社、奉祀素戔鳴尊、神鉢鏡也、又東に轉り彼岸所社あり、船玉の神也、又下五代村に軍原軍神あり、火闌降

命也、同前に山王の社、奉祀大山祇命なり、又霧嶋の神

社あり、又上村に大將軍社、奉祀磐長姫也、此他隈城・

平佐・東郷・樋脇等の霧嶋神社、上下甌島新田宮、又本

宮より西方四十町小倉に有八尾神社、「八岐大蛇也、」

此外宮城・湯田等新田宮、皆本宮の別社たり、

明王社、「新田本宮より西方廿三町廿五間に在り、田中

堆處の叢林中に鎮座、」奉祀天火明命、「古事記に天火

明命ハ瓊々杵尊の皇兄とす、書紀にハ尊の皇子とあり、

是然るへし、傳亦天書に見へたり、舊事紀に天火明命を

神武卷に見へたる饒速日命と一神とせるハイミシキ偽説

なるよし傳に見へたり、今五大力菩薩を本地とす、五代

院の名ハ此より出たる歟、」

〔地理纂考〕

汰宮スベリミヤ村ミヤノ宮内

奉祀 大穴牟遲命

川内川の北岸、新田宮一之鳥居より南方四町許にあり、

例祭九月十五日なり、社傳曰、皇孫高千穗峯に天降まし

、後、笠狭之御崎に移り給ひ、其后又隈之城宮里に遷幸

あり、大穴牟遲命を召して大宮敷給ふへき地形を觀せし

め給ひしに、可愛山の清浄なるに依り、己其地押領居て

復命し給ハす、皇孫尊其遲きを疑ひ人を遣し見せしめ給

ひしに、飯り来て事の由を奏しけれハ、太く御怒りあり

て、諸の神を遣し其罪を責させ給ひしに、大穴牟遲命詞

なく後さまに汰跌スベリコケて爰にて止りし故に、後に其地に崇め

て汰宮と稱し、又其川を汰川といふと云へり、此ハ大穴

牟遲命の葦原の中國を皇孫尊に献り出雲國に隠れ給ひし

を訛り傳へたるなれと、今ハ社傳の俣を爰に載つるなり、

〔名勝考〕

汰宮スベリミヤ〔宮内村の中なり、一鳥居より西方四町許、川邊

に在り、奉祀大己貴命也、〕

土俗傳稱、皇孫瓊々杵尊日向高千穗峯に天降して後、川

むかへ今の宮里村におはして、大己貴命に宮地神龜山の

境地を觀しめ玉ひしに、清浄なる地なる故に、己その所

にうしはき居て復命申さず、皇孫その遲きを疑ひ玉ひて人をして其状を伺せ玉ふに、命已か住家となしてうしはき居よしを申せしかは、皇孫みさかりに怒り給ひて、諸神をして責討せ給ひし時、命後さまに汰スベリと名つけぬし故、此地に崇め祭りて、その川をも汰スベリと名つけぬといへり、川ハ即忍穂井川フシホイの末流なり、この傳ハ、大己貴命の葦原中國の魁帥ケイシュとして主張ウシハキいますを、高皇彦靈尊タカミヤノミコと天照大神の經津主命フツスシノミコ・武甕槌命タケミカヅナをして撥平ハバヒムケしめ玉ひしかハ、大己貴命その勅命のまに、國地を皇孫に獻り、己は遜讓して出雲國に隠れ住玉ふことを訛りたる語嗣なり、位を讓る事を位をすへり玉ふなどあれハ、汰スベリとハ遜讓してこの國を去玉ひしをハいふなるへし、上りし代の事かゝる言傳あり、○傳稱ツタヘイ、新田宮の地ハ即皇孫所都の墟アトにして、高城宮を建玉ひし故に、郡を高城と號け、邑ヤトを千臺チノダイと稱す、〔圖書編作仙臺、享保以來改書川内、〕千臺の臺ノミナを築き給へる宮城の義也、今も此新田宮の後に城村といふ、削成て屏立せる城壁に似たり、又高城屋形ヶ原に至りて其方内也といひ傳ふ、〔新田宮にまうてし比俳諧し侍るとて、千々のうてな築きて高城すめみまの神の

むかしににつた山かも、日高為一、天照す神の光の末かけて日嗣(皇)たらしき御世のかしこさ、〕

〔地理纂考〕

菅原神社宮内村 道眞公を奉祀す、此地旧國分寺の境内なり(大小路カ)

しを、寺ハ廢してなし、筑前國太宰府の別宮にて、村上天皇の應和三年創建なりと云ふ、建久八年薩摩國田帳に、宮里郷七十町内、社領七町五反、下司在廳道友とあるハ此神領なりけむ、天下泰平異國降伏の御祈禱所にて、造宮修復の宣旨・院宣或ハ國司の下知状等若干なりしを、天正十五年秀吉公征西の時、民屋及び神社・寺院灰燼となり、宣旨・院宣悉く燒たり、ざるを寛文九年己酉六月二十三日、國守島津光久泰平寺の住持實秀に命して寺社を再興せしといふ、新田宮留守職國分左衛門尉友成此地を領して當社を鎮守とす、秀吉公西征の時、國分左京神像を奉して鹿兒島に通れ、其家に安置す、古き画像なりとて、國分ハ新田宮神官執印氏か支裔なり

〔地理纂考〕

若宮八幡神社草道村

奉祀三座 應神天皇 仲哀天皇 神功皇后

創建の年月詳ならず、大隅國蒲生郷八幡神社を迎祭すといふ、一説にハ當社を彼方に迎祭すといへり、祭日二月初卯日・九月初卯日なり、

〔地理纂考〕

十郎太夫社網津村 船間島にあり、祭神詳ならず、新田宮の支社にて、土人瓊々杵尊ニギハヤヒに倍従の神なるよし云り、按ずるに、往古ハ別に社号ありしか、祠官などに此名著ありて後世混淆せしにやあらむ、土人新造の船を始めて卸し浮ふるにハ、必ず當社に神樂を奏し安全を祈る、又官船久見崎ミササキの湊より出帆の時も、神樂を奏し海上平穩を祈るの例なり、土俗是を日ヒ和ヨリ神樂リカケテと云ふ、

〔名勝考〕

十郎太夫社(◎祀) 船間島に在り、○奉社皇孫尊(◎祀)に陪従せる船長也と云て、新田宮マツシヤの支社マツシヤに屬す、實ハ船玉神(◎祀) 猿田彦大神なるへし△、例祭十一月十日、凡新造の船を海に浮へ、或ハ開帆する毎に、土人輒イダも神樂を奏し神酒を供ふるを以て例とす、按に、称十郎太夫者、蓋この祠官の名

後世混淆祭神せるものならん歟、今其履歴の昭晰を失へり、

〔地理纂考〕

愛宕神社網津村 月見岡の絶頂にあり、創建の年月詳ならず、

〔名勝志〕

日吉山王 五代村に鎮座、地頭假屋同村にありをさること戌亥方拾町余、祭神前に同し、正祭十一月 天文十五年丙午十一月二十八日、高江士山内某勸請したりといふ、水引の宗廟なり、

〔名勝志〕

一之瀬觀音 五代村小倉に安置す、千臺の川岸なり、地頭仮屋より西戌方拾九町許り、勸請年曆傳ハらず、觀音堂左方に坊地といふ所あり、いにしへ坊舎のありし遺跡にや、今に古墳おほし、流れに従ひ小倉の人家あり、また遙に鏡野あり、川船にして眺望するに佳景なり、鏡野は神代八咫の鏡影向の跡なりといひ傳ふ、野岡にして、

四季青草圓鏡の如く五畦はかり生したり、霜雪の為に枯る、ことなし、村民異事といふ、

〔名勝志〕

若宮八幡 草道村に鎮座、地頭仮屋をさること亥方壹里
貳拾四町余、祭神三座、隅州蒲生八幡宮に同じ、
祭二月初卯・九月初卯、勸請年月詳
かならず、別當寺を八幡山寶幢院若宮寺といふ、大乘院
の末にして、中興開山頼有法印といふ、本尊薬師如来、
立像長三尺、
定朝作

〔名勝志〕

十郎太夫社 船間嶋に鎮座、祭神一座、海神宮、正祭十一月十日、
日、本地十一面觀音
新田宮の末社にて、上古の勸請と見へたり、船玉神として、
新たに船を卸し浮ふる時ハ必らず神樂を奏す、また邦君
久見崎津より出帆し給ふにハ神樂を奉る故事あり、是を
日和神樂といふ、社前に弓場を築きて、正月七日日数の
矢数を張行し、正・五・九月大般若経を轉讀す、皆海上
安全を禱る舊例とかや、事ハ寺田某か舊記に委し、

〔名勝志〕

小手洗大明神 網津村に鎮座、地頭假屋より戌亥方凡貳
里拾六町余、祭神額娃開聞神社に同じ、正祭九月九日、勸請年曆
詳かならず、いにしへ七月七日、開聞宮こゝに船上りし
て御手洗ひし所なりといひ傳ふ、社の前に川あり、網津
川といふ、四季清めることなし、別當寺を開花山淨音院
神護寺といふ、真言宗大乘院の末にして、開山僧及び開
基年月傳ハらず、成瑜法印以来住僧の名を傳る而已、

〔名勝志〕

八幡新田宮 宮内村に鎮座、宮内村ハ薩摩郡に屬す、水引、地頭
ハ薩摩・高城兩屬の地なり、
假屋の寅方拾貳町余、祭神三座、中尊天津彦々火瓊々杵尊、左
云天忍穗耳尊、年中祭貳拾六度、六月廿九
日夏越祭といふ、九月十四日・同十五日、當山ハ皇孫瓊々杵尊日
向高千穗峯に天降りましてより此所垂跡鎮座の靈地にし
て、神龜山といふ、山の象龜に似たるによりて名つくといふ、皇孫
爰にいまして高く皇城を築き千の臺の營みあり
けるより、今に千臺・高
城などの名残れりとぞ、初め神社山の半腹にありしに、承安三
年炎上して後山の頂に遷すと舊記に見へたり、八幡五所
別宮の一員なり、當社に八幡の号あることハ、皇孫此界に降臨の時、
天照太神八咫鏡をもて皇孫に與へ説して曰、汝此
鏡を視ること猶吾を視るかごとく、常に身邊を去す慎み戒しむへしと云々、
是によて八咫の八字と神母栲幡千千姫の幡字をとりにて八幡と尊号し奉ると

そ、今又應神天皇 二王門千臺川の北岸に枕ミ、内に一の鳥居あり、を寛せりといふ。

数町にして二の鳥居あり、此間平地の芝原なり、蘭桂と

呼ぶ、二の鳥居を過数十間にして湖井川、橋あり、降來

橋といふ、始めて石階の下に至る、両隨神豐盤間命社あり、

階をのほること数十にして又平地あり、上古宮床の遺跡

なり、今に其礎石を存して標とす、弓手の方に高良天鈿女命をまつ

つ・中王當山涌出大山・早風級長戸邊命の三社あり、馬手の方

に御供所・籠所などあり、又数十の階を登りて本社之地

に至る、神殿廊廡魏々然として末社の諸堂薨をならへた

り、四所宮本社東にあり、祭神彥火々出見尊・武内社本社西にあり、

二十四社武内社の西にあり、瓊々・荒神社本社北・彌勒堂荒神社の

東に・彼岸所本社東にあり、本尊不動明王を安す、往古新田宮の末社

のために破らる、ことを愛ひて此所に遷せ、其餘拜殿・鏡樓・四足

等に至りて圖するところのことし、

〔名勝志〕

可愛陵 社殿の西戌方貳拾壹町余に森々たる山あり、可

愛山といふ、今五代村の内なり、山中に小社を安す、瓊々杵尊の靈

體を葬め奉りし所也、社の前に池あり、御手洗の池と呼

ひ傳ふ、此所神代三陵の一なり、三陵ハ可愛山陵日本紀神代卷云、

天津彦々火瓊々杵尊崩、因葬筑紫日向可愛山陵、高屋山上陵神代卷

可愛此云埃とあり、延喜式、日向國埃山陵とあり、彦火々出見尊崩、葬日向高屋山上陵、吾平山上陵神代卷云、彦波瀲

延喜式に載るところまた同し、武鸕鷀草葺不合尊崩於西州之宮、因葬日向吾平山上陵と、この三陵ミな我藩のある

いへり、延喜式にいふところ又同し、

ところにして、神代卷に三陵ともに日向國と記せり、往

古ハ薩摩・大隅も日向の國にして、薩摩は文武帝大寶二

年に戸を捋り吏を置初めて一國とはなりしと見へたり、

續日本紀に見へ、大隅ハ和銅六年に日向國四郡を割て大隅國を置れ

しと見へたり、されハ神代卷に三陵ミな日向國と記した

るなり、今三陵薩隅の地にあり、可愛山陵薩摩州也、高屋山陵・吾平山陵ともに大隅州なり、

中之陵 本社之戌亥方三町貳拾間許、山中にあり、小社

を安す、天照大神御廟なり、

端之陵 本社之戌亥方三町余、中之陵の西にあり、天忍

穗耳尊の御廟なり、小社を安す、其側に自然の大石を置、

瑞籬もて是を囲ひ陵の標とす、神代より崇め祭しや、深

々たる山中実に神陵とも謂つへし、

執印 一の鳥居内東傍にあり、新田宮神官の頭なり、八幡宮の印を司とる、因て執印をもて氏とす、惟宗姓にして、康友以来代々執印職を勤む、今執印丹下といふ、權執印一の鳥居の西の傍にあり、川幡氏は是を勤む、今順貞といふ、紀姓にして、石清水別當の裔なり、系圖を按ずるに、信經といふもの新田宮五大政所同宮座主職となり、其子信章新田宮廳頭執印と号すと見へたり、代々當宮の權執印職にして、いにしへハ宮里村を領せしといひ傳ふ、

大檢校 鳥居内東側にあり、權執印と同しく剃髮にして妻帯なり、社務權執印に次て神供饗膳殿上檢校の事を司とり、法衣白袴を着す、

千儀 社務大檢校に同じ、容儀執職また異なることなし、鳥居内西側にあり、權執印・大檢校・千儀、是を新田宮の妻帯三家と唱ふ、

(鹿藩名勝考)
「高城郷由来記」

新田宮神官棟梁を執印と云、今尚銅印を存す、文曰、八

幡宮印、方一寸五分許、この印鑰を監^{アツカシ}を以て名とす、文書に新田宮廳頭執印とある、「此執印代々俗躰、此佗ハ剃髮す、又僧坊ハ觀樹蜜院と云、」又大檢校・千儀・執印、之を新田宮三家と称す、○嘉應二年二月廿二日、新田宮注進、御輿・唐鞍・神王・駕輿丁等御裝束也、數寸法等之事之中に、御唐鞍伍口・鞍骨一口、志於手鹿皮、切付鹿皮、鎔鉄^(鎔カ)、鞞色革、彎鳥形鉄^{ツツハ}、手綱^(手綱)・腹帶^(腹帯)困絹、纒珠・義面、「在鏡飽上敷織物、」已上準千四百四十六疋とあり、千四百四十六疋の御馬具と云にて、此宮に御寄進の大相なる支推て知るへし、○又御戸丸と云宝刀あり、天朝御奉納の其一なり、○又嘉應三年の内、八幡新田宮源明王、右人補任檢校之職如件、嘉應三年二月二日、行事僧定方、承安三年新田宮炎上後、觀樹院藏書之内、

13

新田宮造宮之事、早可被申子細、以國司申状如此、勅免證文、早可被注進之状如件、

八月三日

右大辨

八幡檢校僧都房

永仁四年三月十四日、新田宮造宮損色事、加勘定、注進
 功程、繪旨日、略、中一御殿一字三間四面（檜皮葺）云々、
中廻廊四十九間内組二云々、中都合六千四百五十四貫
 七百七拾文、此外御神宝遷宮用途並船賃・人食料・番匠
 祿物等、不存知分限之間不注之、右大略注進如件、建治
 元年六月、修理職大工散位山上守弘云々、按に、當初の
 六千貫の錢ハ即今の六万貫に當りぬへし、○文安五年正
 月云々、曰、大隅正八幡宮之神官等經奏聞、去建久年始
 課日向・大隅・薩摩三ヶ國造勸之、以彼例、今度炎上之
 時同造營之、於當宮者、略下○弘安六年八月、薩摩國八
 幡新田宮雜掌重言上、略中右當社者、天照第三靈神日
 城無雙之宗廟也、高城千臺可愛之陵號新田宮、八幡尊號
 起自此宮、五所別宮專為第一、略中今度異國襲來之時、神
 風荒吹、賊船悉令破損、一時令凶徒併沈海底、是則非靈
 神加護哉、○正應元年八月言上の内に、毎年二度御夏越
 （自六月一日至同廿九日）・御放生會（自八月十五日至
 九月十六日）、御致齋、被禁斷殺生、押取質身代等事無
 之、○同三年十月廿八日、曰、當社者、天下郡判之始、
 乾坤造化之砌、地神三代靈廟也、天下起于此神、日本紀

曰、此尊者建國之神聖、創劍業之天祖也、○建仁二年八月、
 八幡新田宮衛欲被殊任院廳御下文并國司御廳宜停止自由
 押募常見浮免田玖拾町事、○同三年八月、新田宮并五大
 院田肆拾町事、中依為沼間田、追年不令滿佐云々、仍
中為撫民所充行段別一斗五升代也、以上の文書の大略を
 以て、當宮の古式最盛なりしを想ひみるへし、さていと
 後の世ながら、天正十五年四月、太閤秀吉千臺に至り、
 流に遡上て上り泰平寺に次り、神社佛宇皆悉く火を縱下て狼
 藉す、時に新田宮の事ハ天朝の御宗廟とて、寺の縁板を
 引抜き即座に制札を立させける、其文曰、

14 (本文書ハ一ノ号文書ト同文ニツキ省略ス)

慶長三年十二月十五日新田宮御託宣連歌、

あらたまる年のはしめにしも國の御

あかねさす日の光のとけさ 義弘公

〔名勝志〕

大己貴神社 宮内村に鎮座、新田宮一之華表の西方四町

余、すへり川の邊なり、祭神一座、大己貴命傳へ称す、天孫瓊と杵尊日向高千穗峯にあまくたりしてのち、川むかへ今の宮里村におハして、大己貴命に命し宮地神龜山の境地を見せしめ給ひしに、清淨の地なるゆへ、自からこゝに住居してかへり告給ハす、天孫おそきをうたかひゆいに見給ふ、命おのれか住居の地となしすミ居たり、天孫大ひに之をしかり給ふ、命首を伏して後さまにすへりこゝに止まりしとなり、故をもて命をこゝに勧請し、川をすへり川と名付たりといひ傳ふ、すへり川ハ新田宮降来(⑧潮)橋湖井川の末なり、村民當社をさしてすべりの宮といふ、

〔地理纂考〕

川内河 當郷と隈之城郷及高江郷との境を流る、三國第一の大河なり、水源ハ日向國諸縣郡飯野郷狗留孫山の奥シラカケテ及ひ肥後國救麻山の奥シラカケテ白髮嶽の山中等より出て、諸縣郡マサキ眞幸を歴、大隅國菱刈郡、鶴田・宮之城・山崎の三郷を經、薩摩郡樋脇・東郷・平佐の三郷を過ぎ當郷に入、久見崎ミサキの海に出つ、其流凡四十五六里なり、其間に大小川餘多會流し、此所に至りてハ甚巨流となれり、當郷の北

岸に渡場ありて、其幅凡二百步餘、深八尋餘なり、海口に至りますく大にして、濶八町餘に及へり、渡場より海口まで三里餘にて、満潮の時ハ大船自在に上下す、川舟ハ猶上流七里計宮之城トコの瀧下まで上下して、其より河上へは舟通ハさりしを、轟の瀧宮之城の巻に詳なり去し天保十二年に官より相謀り、宮之城より川上太良郷まで凡六里の間川を掘り巖を碎きて、海口より太良郷迄十六里餘通船自由を得たり、是に因て土人賣買の便りを得、雙岸の民屋是か為に頗る富り、此川築紫三大河の一なり、川内河・筑後川・球麻河さて海口久見崎ミサキ郷高江より渡場迄ハ更に激流なく、四方に遠山を望ミ眺望比類なし、又帆船風に隨て上り、或ハ遊舟流にまかせて下り、或ハ漁父彼所カシコの淵に網を引き、此所コの岸に釣を垂て、鯉鮒の類を得、或ハ諸所に柴を沈めて鰻鯰を採る、真に舟中の睡を覚すに足れり、又此川に多く蜆シ貝を産す、甚大にして、蜆の中に皆少カニ蟹を寓ヤトせり、甚奇にして味ひ美なり、亦年魚・鼈カメの類最多し、そもく此川を川内川とも唱ふるよしハ、此水引郷の隣り高城郷に屋形ヶ原と唱ふる地ありて、往古薩摩國府の旧跡なり、水引郷の北十町許にて、委しくハ高城郷の条にいへり、往古ハ川より北國府の

方を川内カハといひ、川より南を川外カハといひし事疑ひなきを、後世内外の差別⑧なし字音に川内と呼ふのミならず、千臺ともしも書くハ、此所の新田宮を瓊々杵尊の皇居の遺址なりといへるに依りて附會せるなり、猶按するに、貝原篤信曰、神武帝之東往也、自浪速ヨリナニハ通於河内、將逾於膽駒山イゴマ而入于大和、其方駐六軍於膽駒山之西也、以其地在于澁河之内、故號其國曰河内、以其地在膽駒山之外、故號其國曰山外とある河内と同義なり、今鹿兒島の西田川を界にして縣廳の方を河内と云ひ、一方を川外と云と全く同しきなり、猶近くいは、洛中洛外といはむか如し、或人の説に、川内の文字ハ享保三年官命ありて然定れるにて、其以前ハ千臺・千代・仙臺など、書りといへるハ然らず、川内と書るハ其本義なるか故にて、千臺・千代などの字、かへりて訛れるなり、

〔名勝考〕

千臺川の源日向より出て、末挹クミ前に至り海に入る、しかれとも専千臺川をもて称ふるものハこの薩摩郡の地に名高し、○秋の野に千臺川に舟乗出たれば、幕張わたし大なる船にうつらせ上り行、

島津久富

海を渡るこ、ちのみして行末のかきりも見へぬ遠の川つら

下千臺川

山田君約

隔岸青山近 沿流緑樹浮 一曲發棹歌 十里可河津⑧下

〔地理纂考〕

一之磧イノノセ村イノノセ 五代 一名石山といふ、川内川に臨めり、懸岸峻絶にして巖上平坦なり、傍に一奇松ありて其枝江水に浸る、此邊流水静にして湖水の如し、亦處々に古松疎生して景状絶奇なり、民家江流に沿ひ、遙に鏡野ニ見ゆ下条を望て舟中の眺望殊に勝れたり、此處を一之磧といふは、江上第一の眺望なるか故也

〔地理纂考〕

諏方磧スハノセ村スハノセ 草道 平島より下流三町許にして、磧セの上に諏方神社あり、因て名を得たり、此磧江中に横出する事四十間、濶八間許なり、磧上平坦にして、水涯ミツキハより高八尺許、江水其磧を廻流す、此所の眺望また比類なし、又此邊水底に多く蜆シメジを産す、其蜆悉く小き蟹カニを寓して他に無き奇品なり、

〔地理纂考〕

平島ヒラシマ草道草道 川内川の下流に在り、旧モトは此地川の中島にて周廻半里許ありしを、往年此島の東西に堤ツツミを築き、其北の地を水田となして今ハ地續きなり、往古中島なりし時ハ四方の眺望絶景なりし故に、先君島津光久の行館カサヤありしとぞ、今人家余多ありて賑はへり、

〔地理纂考〕

船間島フナマシマ網津網津 川内川の海口なり、周廻一里許、丘山稍高やくして樹木繁茂せり、岸頭石巖相連り、所々に曲湾ありて、舟船（船整）を撃（船整）くに便りあり、此島初筥崎といひしを、承應元年、島津光久京泊の行館カサヤを此所に移して船津島と改め、其後また今の名に改む、遠近の風景甚佳なり、

〔名勝考〕

船間嶋（即網津村の中なり、周回一里、初箱崎といふ、承應元年、寛陽公京泊の假館を此に移し玉ひ、翌年船津島と改め、更に復々今の名に換へ玉ふ、）

〔地理纂考〕

川合カハシキ陵五代代 後ハ山にして、其高さ十餘間、周廻五六町なり、山下に小社ありて、可愛山の陵なりといふ、南向にして、社内に圓石三塊を安置す、是ハ川合と可愛の訓音相似たるによりて誤れるにて、何れの神の山陵なる支詳ならず、偕此辺水田にて、内川合・外川合と号す、川内川の支流三方より此地にて合流するか故に川合と呼るにて、瓊々杵尊の御陵にハ更に由なし、土人河合山或ハ冠山山の形冠に似たれハなりともいへり、
○御手洗池 神社の前水田の傍にあり、東西十五間餘、南北十間餘にて、瀦水ツクミなり、

〔地理纂考〕

鏡野カマタ村五代代 同村原野の中にあり、周廻六十間許、圓マく草の色異にして四季変せず、霜雪に少イか色の変るのミにて甚奇なり、土俗瓊々杵尊八咫鏡を蔵め給ひし所なりとてイ太く崇敬し、更に牛馬を繫かす、又農民とも毎春此野を焼て五穀の豊凶を占ふ、此野鏡の形に圓く焼残りたる年ハ豊年といひ、然らざる年は凶年とす、果して違ふ支なし

とそ、

〔鹿藩名勝考〕
〔高城郷由来記〕

鏡野「水引郷の中にて、新田宮より西方四十町、小倉といへる所にあり、」

傳称、むかし皇孫將に天降玉はんとし玉ふ時、天照大神の御形見として親から皇孫に授け玉へる八咫鏡を齊ひ置奉り玉ふ所なり、故にその名を鏡野と称すよし、今この野中一町廻許自然と眞圓に一條艸の色他所に異りて茂り立る所あり、是その墟也といへり、又年々火をもてこの野艸を焼る例なるか、此圓なる所のみハその艸曾て焼けず、一際著しく見えぬるほどに、よのつね打見るたに人の心附せらる程なり、邑人も常に尊ミ崇めて、牛馬なとも猥に放ち繫かず、○鏡野叢ハ千臺八景の内なり、宝

永中倪宝教人か詩に 非玉非銅鏡積圓 野叢緑映一方天
江豊壹只望春雪 放火也看燃不燃

〔地理纂考〕

京泊津 網津 川内川海口の南岸にて、網津村の内なり、圖

書編強頭馬里に作る、對岸の地を久見崎と号す、遠近の眺望佳なり、往古より官船を繫泊するの署なりしを、鹿兒島に移して今署ハなし、されど猶人家數十軒連り、旅船多く出入して猶繁榮なり、此地ハ往古唐船多く入津していと繁榮なりしとそ、今當郷五代村に八王神社ありて唐人建立せるなり、棟札に、奉造立八王御社一字、顯川宰相并女息災延命子孫繁昌、陳三官、また鰐口に奉寄進慶長八年癸卯十一月十四日とあり、陳ハ顯川の姓なり、京泊八景あり、左の如し、是にて唐船の来泊せしを知るへし、 閔屋夜燈 洲崎群鷗 淨鏡晚鐘 吹上松風 唐濱沙木 西海行舟 甌島白雲 入江秋月 詩寄 略す、

〔名勝考〕

京泊津「網津村の中なり、俳諧名所小鏡に載たり、武備志にも見ゆ、○圖書編作強頭馬里、對岸を挹前とす、即千臺河口にして、一の安畧なり、邏所を置いて海防に備ふ、」

京泊八景「行人を平山季長 灯を日高爲春 末皆同し、○詩人闕、」
閔屋夜燈

行人も心や是にとまるらん閔屋さひしき夜半のともし火 灯をか、けあかして湊川浪の関もる夜のさひしさ

關上孤燈影 終霄照至晨 (◎首) 袖艫迷海霧 (◎舳) 認焰得通津

洲崎群鷗

白波の寄る洲崎のミなきわにむれゐるかもめ色もわかれ
す

しら波のよする洲さきにむれゐつ、聞もしつかに鷗なく
なり (◎聲)

白鷗戲洲渚 更泛碧漣輕 莫是忘機客 近船不復驚

淨鏡晚鐘

浦波の哀もいと、あひ添て夕への寺にかねひ、くなり

旅に来て故郷おもふ折もあれ夕暮つくるかね聞ハうし

雲點江村晚 (◎點) 疎鐘出梵城 餘音清切處 散作大湖聲

吹上松風

常すむに馴て淋しき吹上の松の嵐の夕くれのこゑ

松風は雨の音してともすれハ眞砂にくもる吹上の空

松樹連汀上 鬱葱雪欲封 風濤吹不斷 萬幹半成龍

唐濱汐木

濱の名のから木わさとやいとまなし汐木を黒ふ蟹(◎運)の乙女

子

朝な夕な浦の乙女子打むれてひろふ汐木の数も尽せし

V (◎)西風夜來急 點々集唐濱 二八誰家女 襄裳競拾薪△

西海行舟

西の海や雲井につ、く濱路にハ絶す行かふ船もつかひて
おもふその湊やいつこ西の海のかきりも波にかよふ舟人

涵空滄海濶 破浪布帆輕 自是長風裡 應尋三島行

甌島白雲

浪間より見へて一村白雲の絶すもか、るおきつしま山
なみのうへに浮て漂ふ白雲のたえまに見ゆる沖津嶋山

天堂何處是 揺曳白雲間 時有秋風起 忽看奇絶山

入江秋月

さやけしな空も川邊も霧晴て入江の浪にうつる月かけ

いと、猶消こそ増れ水清ミ影をやとせる秋の夜の月

青山環又峙 更引一川流 灑々高秋月 (◎潭) 寒潭素練浮

「地理纂考」

唐濱村 カウハマ 網津 京泊の北に當れる海岸にて、網津村の内なり、

唐船來泊せしか故に名を得たるへし、高城郷西方浦まで

二里余の海岸、奇石巖巖連り勝景比類なし、

〔地理纂考〕

月見岡村ツキミツカ 網津ツネ 一名月宮山ともいふ、高三十間許にて、絶頂イッペンに愛宕神社あり、創建の年月詳ならず、風景尤佳なり、

〔地理纂考〕

物産

器用ムシロ 席 川内川の左右の入江に藺イを多く植ゑ、諸人席を織て諸方に鬻ばいく、世に川内呉座と称す、

薬品 茯苓 枳實 桂辛

花卉 藍

鱗介スベキ 鱸 鯉 鮒 香魚アユ 登子ノホリコ 方ウオキ 鰻の子なり、中春群

集して川内川の水際ミキを上る、小き網を以て是を取る、

此所の名産なり、蛤シクミ 川内川に産するもの必ず介中

に蟹カニを寄生す、蜆シクミ 蟹を寄生する事蛤に同し、鰕エビ

棘鬣魚クサハ 鱧ブリ 鱖アサ 黿カメ

〔地理課川調帳〕

高城郡

水引郷

幹流

一川内川

通ノ村方 諸縣郡 大河平村 杵水流村 坂元村

大明寺村 前田村 今西村 小田村 榎田村 永山

村 西郷村 川北村 柳水流村 島中村 亀澤村

岡松村 鶴丸村 般若寺村 西俣村 桑原郡 川西

村 中津川村 川添村 北方村 木場村 恒次村

田尾原村 米永村 稲葉寄村 菱刈郡 川北村 川

南村 前目村 南浦村 上荒田村 下荒田村 下手

村 伊佐郡 里村 下殿村 田代村 鶴田村 神子

村 柏原村 湯田村 時吉村 厩居村 舟木村 山

崎村 二渡村 薩摩郡 倉野村 南瀬村 斧淵村

中郷村 天辰村 平佐村 東手村 向田町 宮里村

高城郡 大小路村 宮内村 五代村 小倉村 薩摩

郡 高江村 久見寄村

水源肥後国求广郡人吉 ●白尾嶽 ●一ノ口 流合ニ於テ谷川

八ツ圓フ、里程一里五分下ル、日向国諸懸郡飯野狗留

孫山エ續キ、大河平村、杵水流村、坂元村、前田村、

大明司村エ里程三里五分、加久藤小田村、榎田村、永

山村、川北村、西郷村、眞幸川北村、島内村、柳水流

一川北網津川

網津村

村、亀澤村、岡松村工里程二里、大隅国桑原郡吉松鶴

水源同村ヨリ大川口旧番所頭工一里二分五リ同、

丸村、西俣村、川西村、般若寺村、中津川村、川添村

里程一里六分、栗野北方村、木場村、恒次村、米永村、

一川北水倉川

小倉村

恒次村、田尾原村、稲葉崎村里程二里三分、菱刈郡菱

水源○山ノ口山ヨリ一里五分同、

刈川(北カ)此村、川南村、前目村里程一里六分、太良南浦村、

一川北草道川

草道村

上荒田村、下荒田村、下手村、伊佐郡下殿村下ノ木場、

水源同村○湯之浦下ヨリ一里五分同、

田代村、里村山中里程三里三分、鶴田鶴田村、神子村、

一川北濱田川

網津村

柏原村里程四里、宮之城湯田村、時吉村、厩居村、舟

水源同村山ヨリ濱田ヲ通一里二分同、

木村里程一里五分、山寄山崎村、二渡村里程一里三分、

薩摩郡樋脇倉野村、東郷斧淵村、南瀬村、中郷村里程

三里三分、平佐天辰村、平佐村里程五分、隈之城東手

村、向田町、宮里村里程一里、高城郡水引大小路村、

宮内村、五代村、小倉村、薩摩郡高江高江村、久見寄

一川北宮内川

宮内村

水源薩摩郡東郷中郷村ヨリ大小路村ヲ通、宮内村

ニ於テ里程一里二分ヲ經川内川工流入、

一 五代川

五代村

水源高城村 ●カフト谷 境川 ○キチ川 ○長野○瀬戸口○上

ノ川内○下小川内 ○東郷田海村 ○カウツ川 ○大原○上ノ齒○中

川ニ 於テ 高城麥之浦川 ○馬越ニ テ流合 五代村 ○川合ニテ流合、里程

四里七分五リ、川内川工流入、

〔地理纂考〕

高城郡

當郡ハ東南薩摩郡に境ひ、西海に出、北出水郡に接す、
郡内高城・水引の両郷を置く、
和名鈔に高城ハ太加木とあり、
方言タキと呼ぶ、諸縣郡高城に
分てる（高城郡高城にあり）

〔地理纂考〕

高城郷

鹿兒島を距る事西ノ方十四里、東シ東郷郷、南水引郷、
西海に連り、北阿久根郷に接す、周回十一里十三町五十
四間四尺、村落五麓村 城上村 麦之浦村、人員八千六百五十
人、戸數千七百六十六間、
（^⑧野）

〔平山郷高城氏文書中〕

永和四年十二月十九日、眞宗在判、ゆつりあたふ重眺所、
薩摩國たきのこほり、温田水方尻無三郎丸⑧、國分万徳
一曲、新開耆町、馬場西屋敷云々、又同年同日、釈迦王
ニゆつりあたふ、薩摩國高城のこほり大河村一曲、河宿
一曲、富満一曲、船津田耆町、吉枝前田五段、網津内井

尻耆町云々ゆつり状有り、

（本文書ハ「旧記雜録前編二」四〇〇・四〇一号文書ニ当タル）

〔旧記抄〕

一 薩摩山ノコトナリ
一 山北 東郷 入来院 祁答院 高城

〔國史元久傳〕

應永二年云々、秋八月十日、久哲公引兵屯横峯、以逼高
城、横峯在水引郷、
係五代村云々、

〔高城由来記〕
（郷脱カ）

平姓高望王之苗裔村岡五郎良文之孫洪谷莊司重國在相模
國洪谷、仕鎌倉右幕府頼朝公有功、其子太郎光重、寶治
元年丁未七月廿三日、以將軍頼經公之恩寵賜薩州之地若
干町、其嫡子太郎重直在舊領洪谷、昵近幕府、二男早川
次郎實重、三男吉岡三郎重保、四男大谷四郎重諸、五男
曾子五郎定心、六男落合六郎重貞、兄弟五人受父光重之
讓、翌二年戊申之春、来着於薩摩、各分領其地、實重領
東郷、重保領祁答院、重諸領鶴田、定心領入来院、重貞

領高城、然後各因地名更家號、重貞更落合稱高城氏、世舉此五家曰洪谷黨、然高城氏本宗高城十郎兵衛系圖始相重貞以來亘世系名號連綿接續十有餘代曲盡尤詳、而終不記喪封土高城、誠可惜也、此故通古方作此編、博求深思、竟知曉然所由、其故何也、義天公當攻大夫判官守久之山門院木牟禮城、高城氏正統大河某從守久敵義天公、其弟三郎從義天公、兄弟為仇讐、三郎乞救援義天公、公許其乞、入若干之兵高城本城、兄大河某豫聞之、不及逆戰出奔於水引、實應永二十九壬寅之歲也、此時高城氏永喪高城、自寶治二年至于此百七十五年、然而曰大河某者高城氏不詳誰人、疑似五代下總權守重雄、若然則始祖六郎重貞、二代六郎太郎重秀、三代河內權守重鄉、四代太郎重藤傳領高城、住居於本城、五代重雄坐國難、永喪封土、誠可哀也、厥后弟三郎暨保高城、為節山公又喪之、雖年歲不明在文明二年之前、自夫為守護領、及國威不振、東鄉隱岐守重信奪之、遣弟備前守重隆居於高城本城戌之、因重隆稱高城氏、傳至其子備前守重誠、後重信之孫東鄉大和守重治取高城、重誠遁去於入來院、重治無子、養菱刈相模守重州入道天岩之三男為子、東鄉大和守重尚齋名

喜俊者是也、躬在城於東鄉、并吞高城・水引・湯田・西方等之地、食田二萬餘石云、抑自文明至元龜曆數一百歲、時屬戰國、人無定心、名門右族闔據郡邑、公室微弱莫由統治、名族豪門化為逆徒、篡貪無厭、各擁彊兵擅相攻伐、強者侵境掠地、弱者日削月割、以至趨亡、郡邑之為易主如驛舍之資然矣、是以重尚及父東鄉大和守重治・大父東鄉隱岐守重朗・曾祖東鄉隱岐守重信ナラフ時俗掠奪若干之地、至莫忌憚、既而大永六年、大中公幼為邦君大翁公見養、自田布施出嗣島津氏正統十五代之守護職、御父日新公才德俱優、而能輔佐政治、大中公成立又賢明、父子相俱勤勞邦家、仁以愛下、義以正暴、偉勳功烈不可舉計、日新公尤長教人、是以諸子諸孫及諸臣皆賢哲勇智、公之所有成也云々、元龜元年正月五日、東鄉重尚奉獻東鄉・中鄉・高城・湯田・西方・水引之地于貫明公、謝積年跋扈之罪、公明聽之、赦宥其肆罪、還賜其元領東鄉一處、餘皆收公、同時入來院石見守重嗣亦獻入來・百次・平佐・隈之城・宮里・天辰・碓山・高江、以固結親昵、故還賜元領入來一處、他皆收公、同年春、貫明公以島津薩摩守義虎有積年勲勞賜高城・水引・湯田・西方、於是義虎併合其舊領

出水・高尾野・野田・阿久根・長島而為四萬石之主、傳至其子泉又太郎忠辰、文祿二年五月、忠辰在陣於朝鮮國犯罪、幕府秀吉大怒、収其罪減死一等沒収其領地云々、

〔史官旧記雜抄〕

高城 高城氏領、薩州家領之、後公領、

御家始記云、文明七年十二月、忠昌公新田宮御社參、御幣執印方、同日、天滿宮御社參、御幣國分方、同日、高城之城給黎殿ニ被遣云々、

〔高城由来記〕

中古通稱川内高城、天明五年六月、官命改稱高城郡高城、
通古按、上古作千臺、享保年時改作川内、

寛永十六己卯歲、分割此境内大小路・五代・草道・網津四村、別建水引郷、又割大河村隸阿久根郷、給阿久根公館之費用、
據元祿八年上床氏呈狀、

延喜式 薩摩國十二郡 出水 高城 薩摩 甌島 日置

伊作 河邊 穎娃 掛宿 給黎 谿山 鹿兒島
全 驛馬 市來 網津 田後 櫟野 高來 英祢

據按、延喜年時距今九百六十三年、自上古此郡邑號高城郡高來、然所以名之者、以有此方域皇孫瓊々杵尊皇居千臺高城宮遺址名郡邑者彰然、著明文作高來、與高城同、徒假訓耳、本領驛舍置不詳、先是一百歲、文武朝淡海公等奉敕所撰大寶令曰、凡諸道須置驛者、每三十里賀茂真淵曰當今五里置一驛、若地勢阻險及無水草處、隨便安置、不限里數、其乘具及糞笠等、各准所置數備之、凡驛各置長一人、取驛戶内家口富幹事者為之、一置以後、悉令長仕、若有死老病及家貧不堪任者立替、其替代之日、馬及鞍具欠缺、並脫之徵前人、大路二十疋 中路十疋 小路五疋如高來其小路也

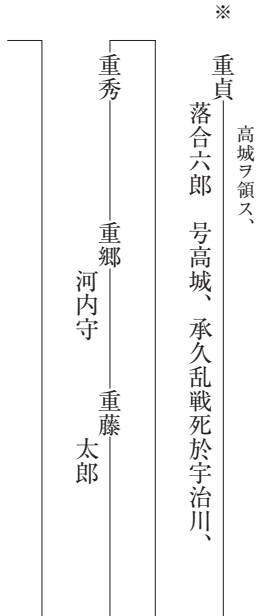
〔地理纂考〕

高城 當城ハ當郷の本城にて、東南に高城川廻流し、北ハ數町の泥淖なり、往古渋谷太郎光重の六男落合六郎重貞當郷を領して此城に居住し、郷名を以て氏とす、

〔名勝志〕

上文略、塹堦の趾なを残りて今ハ畠地となれり、又城墟の戌亥方拾余町にして内之城・染之城などいへる古塹の跡あり、誰某の住居せしこと詳かならず、按するに、高城の領主全盛のむかし、親族徒類おのゝ居城して本城援けし所ならむ、今考へからず、又城墟の西方に續きて岡あり、妹野といふ、又辰巳方川を隔て、脊野といふ岡あり、是亦城のつゝきにして最とも高き野岡なり、皆陣所の趾と見へたり、是を合せて妹脊野と呼ふ、よりにて城をも妹脊の城と呼び傳へしといふ云々、

〔高城氏系圖〕



〔重雄〕

小太郎 下総守 義重 六郎太郎 重豊 越後守

重令

越後守 重継 小太郎 下総守 重珍 三河守 実弟也、

重頼

彦太郎 越後守 重政 周防守 略ス、

※(頭注)

〔洪谷太郎光重六男〕

〔古城主由来記〕

一 高城城 武光太郎

忠久御代高城郡司也、其本伴氏より出たり、天智天皇の
 大友皇子の苗裔也、建久八年内裡大番觸状ニモ高城郡司とあり、

一 同 洪谷落合六郎重貞

東郷洪谷元祖早川太郎實重弟、高城地頭と成る、二代
 太郎重秀、三代河内權守重郷入道本仏、四代小太郎重

藤、五代小太郎下総權頭重雄、是より末系圖ニ見えす、
何れの頃迄令居城歟、

〔高城郷由来記〕

芋瀬城 在麓村、當郷之本城也、往古此邊號妹脊乃里、
邈古之人所初築而蓋名城也、據里名命之、字當作妹脊、
今作芋瀬者非也、高城氏始祖六郎重貞寶治二年自相模國
來住于此、蓋繕治其舊墟而居之、其後[△]子孫[△]累葉及
東郷支族高城氏地頭代々住居于此、方今地頭館亦在此城
蹟、蓋戰國之秋兩築城廓・室屋、然常時安居平坦之室、
城門受敵則避危入其城廓、捍禦力戰兩得其宜矣、抑此城
據天險、壁壘部曲分為三廓、其一曰高城、高三十間許、
其二曰小城、高二十間許、其三曰西城、高十間許、三廓
總圍十二町許也、又其乾方十餘町稱築之城・内之城有故
壘、蓋此城之保塞也、昔時惣翁公攻本城、城主高城某迎
於城口大路、刀劍接擊大戦、公軍雖克之不得拔、義天公
亦遣兵逼之、城主大河某棄城遁於水引、實應永二十九年
也、由是觀之、自寶治二年至于此百七十五年、高城氏累
代在城于此、厥后其弟三郎者居之、未幾為守護領、後又

東郷隱岐守重信奪之、遣弟備前守重隆守此城、至此重隆
稱高城氏、傳至其子備前守重誠、永正年時重誠居之、天
文年時東郷大和守重治取之、重誠遁走入來、元龜元年、
復歸守護領、同年、為薩州家領、文祿二年、豊臣秀吉収
公之、慶長四年、歸入守護領、爾來地頭奉命番鎮焉、風
移俗易、值天下初定、莫捍禦患、殊元和之初東照宮下制、
以一藩一城為諸侯之度、禁置支城、此故寬永以降漸壞城
屋、地頭遷徙於鹿兒島、堅城固塞皆陵夷云々、

〔地理纂考〕

湯田城 寛元之頃、神崎太郎成兼居城なり、后に弟掃部
成繼に譲り、成兼ハ莫禰城に移る、
莫禰今阿久根に作る、
委くハ末にいふへし、

〔島津忠昌譜中〕

文明十七年三月十七日、三郎太郎忠興^{薩摩守}重久男自出水至高城
令發向、同十八日、陷於湯田城、同廿日、押寄于水引、
同日、祁答院衆・川内衆渡川、風口・小松尾令着陣于兩
所、雖然水引城失防禦之術致降參、如東郷令退散畢、

〔文明記〕

〔文明十七年〕

三月十七日ニ島津三郎太郎成久和泉ヨリ高城へ被打越、

芋野ニ篠立有テ、同十八日、湯田ノ城ヲ賁落テ、同廿日

ニ水引ニ打寄、同日ニ祁答院衆重度・川内衆川ヲ渡シテ

風口ト小松ケ尾兩所へ陣取テ賁ル程ニ、城ヲ去渡テ城衆

如東郷落行也、同廿一日、祁答院重度ノ計策ニテ、東郷

松法師丸ヲ取立テ、親父如帖佐開落セラル、云々、

〔東郷ノ主ト為ス〕右馬允重理

〔慶カ〕

〔和泉師ト戰フ〕

〔退去セシムトミユ〕

西方村

〔15〕 incoming 氏藏書

薩摩國山門院西方之事并薩摩郡之内荒皮・羽嶋之事、可

有御忠節之由承候之間、所置進候也、任先例、可有知行

之状如件、

應永拾年十二月七日

守久判

渋谷彈正少弼殿

〔本文書ハ「旧記雜録前編」二七二号文書ト同「文書ナルベシ」

〔國史師久傳〕

應安七年甲寅云々、久哲公使其子生黒丸為僧、秋八月二

十九日、先賜生黒丸山門院西方三村之地、曰、將以資爾

直裯袈裟之費、注略

永和三年六月晦日、久哲公使本田左近藏人兼久領山門院

西方田園、其旧邑也、兼久久兼之孫也、

〔國史義久記中〕

元龜元年正月云々、是月渋谷氏降、猷隈城・百次・平佐・

碓山・高江・高城・水引・中郷・西方・湯田・宮里・京

泊・清敷之地、公宥其罪云々、賜島津義虎水引・中郷・

西方・湯田・京泊云々、〔以下隈城郷ニ載ス〕

〔高城郷由来記〕

湯田城 在湯田村、文明十七年三月十七日、島津三郎太

郎成久自出水到高城陣妹野、翌十八日、進攻湯田城、不

終日而拔之、守将名姓不傳、其後東郷氏奪之、薩州家復

取之、東郷氏支族白濱後藤右衛門尉守此城曰戰死者、蓋

在此時乎、既而島津薩摩守義虎使家臣村上出羽守・村尾

安房守戍此城、村上居本丸、村尾居水塞、因名其廓曰村

尾城、安房守病死于此、瘞屍此處云、後又東郷氏奪之、

元龜元年正月五日、東郷大和守重尚以此城獻貫明公乞降、

古陣 在麓村桃華山脊野、天正十五年四月、豊臣秀吉來

寇我國、先隊長曾我部土佐守元親陣于此、今尚號長曾陣、

古陣 在麓村、曰端之陣、與前之古陣相離一町、由緒不

傳、

按、恕翁公陣桃華山攻本城、于時此地公之陣營乎、

古陣 在麓村岩立、天正十五年、豊臣秀吉先隊九鬼大隅

守吉隆陣于此、

應永記曰、應永二年乙亥八月十日、總州高城押寄、横峯

御陣被召、所務被拂畢、

按、總州者六代守護上總介伊久公、法號久哲、居平佐

城、此日来高城陣於横峯、刈青苗而還、其故何也、渋

谷一族會兵寇公氏前後十七戰、公苦之、久哲公深怨積

怒、方今大舉陣於高城・入來之間、待渋谷黨來攻、而

一舉欲壘殺、先斷其糧也、既而與恕翁公議之、公曰、

夫高城者道路遼遠山川阻絶、吾日隅之兵不易到、以故

先往山田陣高牧、後移樋脇、不如攻入来院氏之清敷城

有便也、久哲公從之、以故高城氏幸免危急云、通古間

横峯陣所在、役正上床雄左衛門答曰、横峯方今屬水引

郷五代村、在高城地頭館午方十五町許、

〔高城郷由来記〕

山田聖榮文明十二年記曰、元久ノ御代、高城のたう花山

と云ニ御陣ヲめし、さし寄勢遣あり、城戸口馬場の太刀

打合戦ニも切勝畢、

按、恕翁公親征高城、陣於桃華山、遣兵攻本城、城兵

逆於城口大道、刀劍接撃大戰、公軍雖克之、不得拔城

而去、年歳不明、在應永十八年之前、

山田聖榮文明十二年三月記曰、山門へ判官殿御座候、動

すれハ和泉・渋谷より雜説もあり、その上犬太郎殿も六

ヶ國境ニ被居候、六ヶ敷事ニ而ハ不可然候、山西ニ心置

事候ハで、伊東取向ニおひては、存忠御事ハ日劔ニ御座

有へしと御議定有て、山門ニハ又三郎貴久、後ニ改忠國ト、御大将として諸軍勢を副陣(副)を被取、(副)廷尉御方とては△高小野方計なれハ御志迄候哉、近所ニ而候得者、天草邊ハ多年好ミとて御音信被申候へける由承候、屋形ハ山門落居の間、中途伊集院ニ御座候而、四ヶ所之高城方兄弟立分ニ成、舍弟三郎ハ屋形ニ申入候へハ、伊集院・市来・高江・宮里・羽島方、御内よりハ長門守・山田方、高城ノ本城ニ被打入候、兄ノ大河方ハ東郷・國府・執印などを頼、水引ニ被居候、其時ハ祁答院・入来院ハ屋形方を申さる也、山門の事も判官殿肥前ニ御退散候而、無程御逝去候、

按、總州家守久奥州家久豊公親戚構兵、時守久在山門院木牟禮城、嫡子久世先是為久豊公自殺於鹿兒島、嫡孫犬太郎久林去國在於肥前國高来、守久兵勢微弱、不足深患、故久豊公往日州穆佐城、備伊東氏之變、世子又三郎貴久公可被攻木牟禮城、謀議一定、既而貴久公將兵向于山門院、事成之際、久豊公途在伊集院聽軍事、當此時、高城主高城氏兄弟其志不一、遂為讐敵、兄大河某從守久、第三郎從久豊公、於是三郎乞救援久豊公、

公許其乞、遣伊集院・市来・高江・宮里・羽島之兵士及親兵長門守・山田某守高城本城、先是大河某居於水引城、於此不得歸入于本城、倚頼東郷・國分・執印氏淹住於水引、實應永二十九年也、至于此高城氏本宗永喪高城、應永(十脱)八年、水引両城自高城有所望、上總介久世許之、故自高城大勢差向之間、即時為没落云、當時高城氏受總州家之恩寵、以水引本城・五代城為己之有、蓋因此恩顧即今兵革深黨守久、情事可觀矣、厥后文明十七年三月廿日、島津三郎太郎忠興攻擊水引城、高城氏戰敗而又喪水引、蓋此時高城氏類族頼祁答院氏而遁走於祁答院者衆欵、永祿九年、祁答院河内守良重亡滅之時、長臣稱高城氏者五人、所謂高城武藏守重豊・同將監・同隼人佐・同孫太郎・同民部少輔是也、然而始應永二十九年高城氏兄弟不合、第三郎以謀略奪兄城居之、未幾節山公収公之、下條如記山田聖榮御系圖目安也、然高城氏本宗稱大河者不詳誰某、下條文明六年行脚僧記曰、高城彦太郎在水引者、距應永二十九年當五十七年之後、彦太郎者高城氏正統七世之主也、由是推世次年序、近似其祖父下總權守重雄、他家故城

主由来記高城城之篇、亦止筆于重雄、不知其後云、

(本文書八「旧記雜録後編三」六四八号文書ノ抄ナルベシ)

山田聖榮文明二年記ニ、立久當御代三ヶ國^{⑩悉}以御せいひつ、

17 御知行方目錄

御一家御内國方一味同前ニ仰申所なり、此時ニ薩州ニハ

一四廿廿五石貳斗壹升六合

(⑩同) 湯田村

市来・羽島・高江・宮里・高城、坂より上ニハ財部御せ

一廿廿六石七斗六升

(⑩にしきた) 西方村

いはい候、何も御料所となる、

一十拾五石六斗貳升八合

大河村

按、蓋此時高城三郎之後嗣喪高城、雖歲不明在文明二

一九拾五石貳斗六升

うしのはま村

年之前、

一九拾壹石貳斗六升貳合

しなし村

一五十七拾四石三升六合

高城上^(⑩下)

慶長四年正月九日、五大老五奉行相議云々、

一千拾三石五升五合

同下^(⑩上)

一六六貳拾四石七斗三升貳合^(⑩三)

麥浦

於今度朝鮮國泗川表、大明・朝鮮人催猛勢相働^{⑩候}之處、

一六六拾八石七斗貳合

網津^(⑩ナシ)

父子被及一戰、則切崩、敵三萬八千七百余被討捕之段、

一七百拾七石壹斗七升六合

草道(村)

忠功無比類候、依之為御褒美、薩州之内御藏入給人分、

一千貳百八石壹斗五升^{(⑩升) (⑩合)}

水引村

有次第一圓ニ被宛行訖、目錄別紙ニ有之、并息又八郎

一九百三拾七石壹斗五升三合

千臺川内^(⑩合)

云々略、

一四十三拾壹石

同大小路

(毛利) 安藝中納言輝元

余有之、

慶長四年正月九日

外四名略ス、

惣合五萬石 「慶長四年正月九日ノ右書略ス」

羽柴薩摩(侍從)殿

(本文書八「旧記雜録後編三」六四九号文書ノ抄ナルベシ)

邑土楠本左平太實比家藏元祿八年正月十九日嘜上床仲右衛門呈狀曰、松齡公朝鮮役後見賜出水郡等數所五萬石之地、高城十村亦在其中、故上床主税・下村甚右衛門奉命掌公廩之出納、世謂之代官、然後依旧見建一外城、故徵楠本筑後蒲、而與主税被命嘜役、於此二人胥議、乞舉薩州家旧臣高城在留沈淪之多士、君公明聽、舉用之為昵近士、給田宅各有差、於是川上左京久林為地頭主宰之、厥后地頭代々如左、「以下人名略ス」

〔入来院加賀守重嗣傳〕

永祿十二年己巳之冬、重嗣誘東郷大和守重尚入道喜俊降參太守義久公、獻高城・水引・中郷・湯田・西方、以奉謝多年之罪、此之時重嗣又獻隈之城・百次・平佐・碓山・高江五城、是所以慮為國為家長久之謀也、

〔地頭系圖〕

高城郡

高城

新納仲左衛門忠雄 寛永九年比、

敷根筑前

北郷佐渡

北郷作左衛門

福屋助左衛門兼全

御納戸奉行・吟味役・京大坂御留守居、寛文三年十一月二十日ヨリ定

本田六左衛門

寛文七年二月三日ヨリ定、

川上上野介久運

寛文十一年亥三月三日定、十年十一月ヨリ同、十一ノ春迄トモ、

平田民部左衛門宗門

寛文十二年子七月七日定、十一年春、

村田為左衛門

延寶七年正月二十七日、善太夫經智の事なるべし、御用人也、

碓山次右衛門

延寶八年申八月十二日、貞享二ノ八月ヨリ、元祿三年迄トモ、

向井市之允

天和三年亥五月十三日、元祿三年ヨ、リトモアリ、

鎌田十左衛門

寶永三年戊正月二十七日ヨリ、

本田六左衛門

寶永四年亥十月八日ヨリ、

伊集院用之助

寶永六年丑八月二十五日ヨリ正徳元年卯八月二十一日迄、

三原佐々右衛門

正徳二年辰正月七日ヨリ享保四年亥十二月二十六日迄、

〔地理纂考〕

妙見神社
村麓

社司の傳に、當社ハ往古坂河三郎某と云者

創建にて、北斗星を祭りしとあり、年間詳ならず、例祭

九月廿九日なり、當郷の宗社にて、初め大社なりしを、

天正年中豊臣関白秀吉公西征の時兵火に焼失し、元禄六年再興せしとぞ、

〔高城由来記〕

諏方社 麓村 桃華山 祭神 神體鏡 例祭七月廿三日

一 永正十四年丁丑七月、高城備前守平重誠肇禮之、

據按、此人本城篇・領主篇所謂東郷支族高城氏二代是也、永正年時領此地、實驗可觀、後此人高城三社之正祀也、

〔地理纂考〕

三嶽神社村上 祭神詳ならず、例祭十一月五日、棟札に應

永三年とあれと、建立及び再興の亶詳ならず、

〔高城由来記〕

高城三社權現社 麓村 麓 神體鏡 例祭七月十日

元禄八年・文政七年役正呈状速故老口碑曰、昔時高城備前守重雄領高城居於本城、能修兵道、已役精魂不散、珍怪百出、並有託宣之事、邑人大愕懾怖、胥謀為建社、

齊祀重雄父子三人之靈、曰高城三社權現、于時慶長十一年丙午九月九日也、自來每歲七月十日邑人布展祭奠、士

農相俱供舞樂、祈神之和樂、且修施餓鬼會於信興寺、助其冥福、若或不然則神為崇云、傳聞、士之踊則行本府士

踊之式、皆服甲冑、鳴金鼓謳歌合調、麓・城上・麥之浦三村農夫之踊、名之曰笹踊、行之於社下高城殿庭、蓋邑

之大祭也、通古曰、以兵器祭神、始人皇十四代垂仁帝廿七年七月、此祭各人服甲冑祭之、大稱古典、冀後世勿改、

據按、稱高城備前守重雄者、不載高城氏本宗系圖、余惑之、探索尽方、既而薩藩地理志曰、東郷隱岐守重信

攻取高城、使弟高城備前守重隆居之、傳至其子備前守重誠、後重誠去高城到入來、倚頼大伯父入來院彈正少

弼重聰云、然隈之城大源寺始號定祐寺、定祐者重聰法號也、此寺為重聰香花寺創建焉、今尚有位牌、銘曰永

正九年三月七日、然當邑桃華山諏方社棟札曰、永正十四年七月重誠禱祀之、于時重誠在高城也明矣、故地理

志曰倚頼重聰者謬也、蓋倚頼其子石見守重朝乎、東郷邑士東郷直左衛門實次家之系圖備前守重誠傳曰、重誠

法號英岳重雄大居士、後崇權現云、由是觀之、則此社

廟之神者、以備前守重誠為正祀、以其養子左馬介重貞
 實・實二男備前守重弼為祔祭者、判然一決無疑也、蓋
 重誠為人勇氣抽漿、精氣彊勢、且生時喪當邑、顧戀故
 土、抱憤懣不平之意、下文以告其弟之語可識、且兵道
 修驗之徒亡後顯奇異之怪者頗多、我不知其故、此三者
 相遭、英魄靈氣不隨骨肉腐敗、而長在旧居妹脊之郷、
 所以顯靈驗者、荏苒巨歲吊祭不至、神魂亡所據而然矣、
 既而邑人胥議剏建此廟、凝敬招神、傳之於後世、別設
 法會於信興寺、助其冥福、是以神得所倚歸、而永鎮座
 於此、神人浹和、感應不違、交降休祥、無休期、嗚呼
 善哉、此故此社廟之神者非高城氏祖神[▽]而東郷氏祖神
 Δ也、情實不明、延享年時、六郎重貞一流之高城氏支
 族人寄附田祿壹石五斗、以助祭事、為神之主、延及嘉
 永五壬子之歲、眩惑氏號而不察其實謬也、今也通古苦
 心焦思、探索尽道、一旦曉然得此確證、而開百載不明
 之惑、壅塞塵垢皆剝落、明々赫然、新益神光、以祈禳
 闔邑安平、士民康福、神夫謂奚乎、

年を経て塵にうもれし十寸鏡みが、れ出る時ぞ来に
 ける

願ふぞよ三ツの社の神心恵み洩らすないまの代人に^{ヨヒト}

「高城郷由来記」

駒之宮麓村麓 神體木像童子騎馬 例祭八月十日

故老傳言、往古領主高城氏之慈童往桃華山支院有知水
 寺、勤學習書、一日墜馬死於半途山路、時人哀之剏建
 此社、製其肖像祀其靈、兇名及父名・創建年月並不傳、
 于時家臣六人剖腹殉死、瘞其屍處植杉為墓標、命曰六
 本杉、

「高城郷由来記」

彦山權現社麓村西谷 祭神 神體石 例祭八月十三日

桃華山西谷坊鎮守也、

一天文十一年壬寅十一月、渋谷石見守重治肇禪之、主僧

良真房、

據按、本城篇・領主篇所謂東郷大和守重治此人也、
 天文年時為此地主、實驗可觀、始號石見守、後改大
 和守、氏號用渋谷其本氏也、

鎮守堂麓村入江 祭神 神體木像

肇禪年月由緒不傳、

一 鰐口銘曰、奉寄進薩州高城有知水寺千手御寶前鰐口一

口、右意趣者、信心大施主須賀三河守紀兼豊一々求

願クハシヨイマシツク如意満足、裏銘曰、奉中興當院主大阿闍梨權大僧都

慶秀、

于時永祿十三庚午四月十八日 大願主敬白

據按、此鰐口初所獻桃華山支院有知水寺本尊千手觀

世音佛、而非此堂物詳也、後人採所以施此堂者、此

神為有知水寺鎮守故也、

〔高城郷由来記〕

山王社城上村今寺 祭神 神體山王木立像一軀 耐祭木坐

像四軀 坐下銘宗瑜權少僧都

文明四年壬寅十一月廿六日、法印現春肇禪之、

一 永祿十年丁卯十一月修造棟札曰、以地藏・虚空蔵・不

動・十一面觀音為鎮守、木像五軀、

一元祿十五年壬子五月・寛延元年戊辰閏十月、修造之、

〔地理纂考〕

一條之社麥之浦村 街道の西側にあり、當社ハ、古へ新田宮奉

幣使一條某殿病に罹り、此所にて身罷り給ひしに依て、

其靈を祀りて一條社といふ、今土人一條院ともいふ、此

時扈從せし人の遠裔今に當郷士族山本某及び農民に両戸

ありて、當社の祭支に与る、初め中央獄中央獄ハ當社の眞方にありの半

腹にありしを、後に此地に遷せりとぞ、例祭九月十九日

なり、

〔名勝考〕

一條社同郷松浦村に在り、傳言、昔時新田宮へ奉幣の

勅使一條殿大臣此處にて病死あり、其靈神なり、

出水郡出水郷鯖淵村和名鈔、出水伊豆美、○書紀作泉、

應神紀日向泉長姫ツルミツノカミの如き、通證・集解并に出水郡を引け

り、長姫ハ此地の産なるへし、○詩人作酒泉郡、

〔地理纂考〕

菅原神社湯田村 神體鏡にて、背に貞和三年亥十一月の銘あり、

例祭八月二十五日、創建年月詳ならず、

〔名勝志〕

妙見神社 麓村に下之村を今俗鎮座、地頭飯屋同村にありをさること未方五町許り、祭神一座、北斗星、九月廿九日、正祭、勸請年月詳かならず、社司有馬某傳へいふ、往昔坂河三郎といひし人の北斗星を崇め祭るといへり、是を高城邑の宗廟となす、

〔高城郷由来記〕

祭神北斗七星 神體鏡

禰祭毘沙門天 木像一軀

例祭九月廿九日

當邑之宗廟也、肇禪年月不傳、天正十五年四月、豊臣秀吉來寇我国、社頭權兵燹旧記焼亡、故老傳稱、昔時有坂河三郎者、始齊祀之、禰祭毘沙門天、此像曰坂河氏護持佛、因寄附坂河之田八町助祭祀、御供田・黄幡田・東舞田・烏帽子田・桑田是也、所謂三郎者不詳其世系、既而天正二十年八月、依豊太閤之命喪其祭田、豊氏此舉、國人通稱曰毀破勘落、

一大信公文化十年十二月寄附石燈臺二基・石礎數十級、

據按、公好馭馬、師奥州仙臺藩土右淵嘉兵衛、歛

淬功成、岩淵氏善其練達、授其奧法、於此 公布教

其馭法藩内子、後令市田氏・高橋氏掌教示之事、所

謂高麗流是也、公之尊信此神以是故乎、夫北斗七

星取繞天樞之象、為主馬之星、普祈馬福、佛氏所謂

如馬頭觀世音也、奥州一國出良驥、土人莫信馬頭佛、

而信妙見神、祈讓馬福云、我聞 大信公之於馬事也

勉盡心、先是、藩内所生馬資性雖馴良、爾雅所謂野

馬之類、而姿貌短小削瘦如麋鹿、不堪騎用、公深

患之、數探奥産良驥、放馬苑、或畜養民戸、逮時與

牝馬使交接、於是其所生駒往々肖牡馬、而姿貌豊大、

骨肋強壯、性本馴良、最宜騎乘、公喜焉、自是以

降輿驥良種流布於闔國、群馬一新、肩隨輿驥者不為

鮮矣、固是 公之深慮盡力所致也、嘗 公厩圍人蓋

老、以少時所視告人如此、余聞之久、恐失其傳、謹

書以復告後人、通古於此竊有感、昔日新公好人、賢

能之士輩出、士林蓁々、大信公好馬、良馬輩出、

武場盛熾、上好下應、如影響然矣、

〔名勝志〕

一條妙見社 麦之浦村に鎮座、地頭飯屋より戌方壹里貳拾八町はかり、往還の南側に社殿あり、是より西方浦に至る街道坂路難所なり、里俗一條殿の坂と呼ぶ、傳へ稱す、いにしへ新田宮祭祀の時勅使下向ありしに、路次にて聊かいたりの事ありけるか、常き風(な脱カ)にさそはれ、つゝるに此所にしてみまかり給ひぬ、一條家の人なりけるとて、ならず姓名詳か、土俗一條院と呼び傳へこゝに勸請せしとそ、初め中央嶽の半腹に勸請ありしを、中古今の地に遷し祭るといへり、年月傳はらず、中央嶽ハ神社の卯方にあり、神祠の舊址今に存せり、

〔高城由来記〕

一條權現社 麦之浦村山川 神體石 例祭九月十九日

肇禪年月不傳、役正呈状述故老口碑曰、上古新田宮每神事 天子下詔、遣奉幣使(ツカハシ)、一時勅使病薨此近邊、時人憐之、為造此社廟祀其靈、

據按、上古新田宮神事每歲六月廿九日夏越祭(オコシノマツリ)、天子下奉幣使供祭祀、莫有闕遺(ケツイ)、詳于新田宮舊典、故此社之來由口碑所傳蓋不失實、一書曰、邑山山元某

及農民二戸、當時扈從勅使者之遠裔、而今尚與當社之祭奠云、始此社在中央嶽半腹、中古遷今地、橋口良頭曰、當社之南五町許有稱向ヶ迫小阜、此地瘞(ツケム)一條殿之屍處也、

いたつきにこゝの長坂越へかねてやどる野もせの露と消へしは

家人は帰りはや来と待とこぬ永き旅路にゆくぞかなしき

〔高城郷由来記〕

天満宮湯田村上湯田 神體銅像亘一尺 裏銘 左衛門尉重躬

木座像一 高城備前守重隆重壺

例祭八月廿五日

故老傳言、往古太宰權師菅原道真公發船筑前太宰府、而着岸於當邑湯田湊、上陸巡視部内、湯田大石迫有石、公踞之憩息、後呼曰御腰掛石、由是貞治三年十一月左衛門尉重躬(和カ)勸建此社、設此像祀菅公、又置銅像五十、配享(ハイケウ)其從行之人、寄附田二町六反、以助祭祀、所謂元日田・彼岸田・三月田・五月田・七夕田・祭田・九月田・菊繪田・

連歌田・幣紙田・桑田・御崎田・甌町田是也、然天正二十年八月、依豊太閤之命喪此祭田、

據按、大日本史道真傳曰、右大臣菅原道真、延喜元年正月、貶太宰權師、至太宰府、閉門不出、託文墨自遣、同三年二月、薨于貶所、年五十九、葬於筑前安樂寺、職原鈔曰、為大臣之人、左遷之時任太宰權師、然而不知府務云々、由是觀之、則菅公不來于湯田湊、又無巡視部內之理、故老所傳謬也、昔此社側之地、建久圖田牒所謂係安樂寺領五十二町、而菅公之祭料也、故邑人置公廟祀之、此例多於諸所、然好事者欲實其談、而有石則名御腰掛、有樹則名御手植、往々皆然、好古之人宜鑑處也、既而貞和三年、逮修造社殿、左衛門尉重躬者主宰營作、新鑄銅像一軀及隨神五十、更益尊敬也、再思、置隨神五十者、貞和之時、既菅公有來於湯田湊之說行于世、故重躬亦承其謬似有此舉、又如其祭田名、蓋安樂寺領之舊名也、奚能舉區々二町六反之地、而有如此若干多數之名乎、但此社廟自貞和三年至慶應三年經五百二十三年之故廟、况其原始在于何歲乎、不可窺測、實故廟之稱首、可仰可尊而已、

一寬正五年平朝臣德重、延宝七年己未七月、修造之、

據按、平朝臣德重者、祁答院氏正統八代稱播磨守是也、

一東鄉邑土東鄉直左衛門家之系圖備前守重隆傳曰、重隆受家兄東鄉隱岐守重信之命、住於高城本城、法諡意足本好居士、後崇天神云、由是此社內之木像非菅丞相、而重隆之為靈軀也明白也、邑人知此事、須崇敬也、

〔高城鄉由来記〕

祇園社麓村町口 祭神 神體石 例祭六月十五日

一承應三年甲午十月、邑人合志肇禮之、

伊勢太神宮麓村本町 神體石

一延寶五年丁巳九月、肇禮之、

中山三社權現社麓村上手 祭神 神體木像三軀長八寸

例祭十一月五日

肇禮年月由緒不傳、

春日社城上村今寺 祭神 神體石

肇禋年月由緒不傳、

一寬延元年戊戌閏十一月、修造之、

白髭大明神社城上村下小川 祭神 神體石

例祭十一月十二日

延德三年辛亥二月廿八日、邑人肇禋之、

児美權現社城上村塚村 祭神霧島六所權現 神體鏡

貞享五年戊辰八月、邑人合志肇禋之、

一寬文六年丙午二月、修造之、

天震堂城上村塚村 祭神 神體石 例祭十一月十四日

肇禋年月由緒不傳、

一寬永三年丙寅六月、修造之、

現王山神社城上村長野 祭神 神體石 例祭十一月十六日

寬永三年丙寅八月、邑人肇禋之、

一天和四年甲子三月、修造之、

鎮守大權現社城上村中間 祭神 神體銅像亘四寸

例祭十一月十五日

天文十八年己酉三月、肇禋之、

現王山神社城上村吉川 祭神 神體石 例祭十一月廿三日

享德三年甲戌十一月、邑人肇禋之、

山神城上村中間 祭神 神體石 例祭十一月十八日

天文二年癸巳九月、沙門建隆肇禋之、

藏王權現社城上村上小川 祭神 神體石 例祭十一月六日

元和五年己未十一月六日、邑人肇禋之、

一宝永四年丁亥三月、修造之、

諏方大明神社麥之浦村上野 祭神 神體石

肇禋年月由緒不傳、

一明曆二年丙申四月、修造之、

頭両大明神社麥之浦村下麥 祭神 神體石

例祭十一月四日

肇禮年月由緒不傳、

愛宕社湯田村上湯田 祭神 神體木像乘馬 例祭六月四日

一承應四年乙未三月、修造之、

元文二年丁巳二月、邑人肇禮之、

文政四辛巳歲、有檢地之事、割邑土内山善左衛門自高

諏方大明神社湯田村波留 祭神 神體鎌

乞置此祭米、郡正西休兵衛許可之、

肇禮年月由緒不傳、

一元祿十三年庚辰七月七日江口權右衛門有寄進鰐口、

龍宮社西方村濱 祭神 神體石 例祭九月十八日

肇禮年月不傳、傳云、西方浦漁人等齊祀之、

熊野權現社湯田村湯川内 神體銅像 例祭十一月十五日

一明和五年戊子十二月、修造之、

或曰湯屋權現、

一貞享二年乙丑二月、邑人肇禮之、

早馬大明神社西方村浦西方 祭神 神體石

例祭九月十八日

妙見社湯田村下湯田 祭神 神體石 例祭十一月三日

肇禮年月由緒不傳、

肇禮年月由緒不傳、

一享保二十己卯歲、修造之、

一元祿二年庚午八月西方市人山元但馬有寄進鰐口、

伊勢太神宮湯田村下湯田 祭神 神體石

例祭十一月十五日

慶長十八癸丑歲、邑人肇禮之、

〔地理纂考〕
桃花山麓 高山にて、其東の裾に曠野あり、其野中に東

郷郷に通ふ一筋の小径あり、山の名義詳ならず、

〔纂考〕

背野

妹野イモノ麓セノ村

高城川を中にして妹背の両野十二町余隔りて相

對す、背野最高くして、絶頂に登れハ高城城ハ更なり、

水引・高江・隈之城・平佐等の諸郷を一目に眺望す、実

に絶景なり、此妹背の二丘も古へ陣處の跡にて、皆高城

城の砦トツなりしとぞ、亦此妹背野あるか故に本城を妹背城

と云ひ、又高城川に架せる石橋を妹背橋といふ、今俗芋

瀬の字を用ふ、

〔高城由来記〕

妹野 在麓村、最高岡也、文明十七年三月十七日、出水

城主島津三郎太郎成久陣于此、翌十八日、進攻湯田城、

方今此山麓云々、

脊野

在麓村、最高岡、彌望渺然、

〔高城郷由来記〕

國司原 在水引郷境内、自高城管領之、ケイロ復古薩摩之國府、

而此地即國司官舎之遺蹟也、地形高廣平坦斗絶、今呼曰

屋形原、在地頭館午方二十町許、

按、上古 朝廷親政列國遣國司、統治一國之政務、期

以四年遷代、如當國之任則皆稱薩摩守、大伴家持等是

也、俸祿正穀貳百五十拾石云、其餘副官有若干人、見下

文、此地即其官舎之遺址、又隣邑東郷有國司城及司野、

水引邑有 元明帝勅願所泰平寺 聖武帝國分寺 村上

帝天滿宮、蓋自是亘彼係國府之方域、而⑧ナシ足採薩摩

都府之證也、通古又謹考、荒古 天孫瓊々杵尊天降於

日向襲之高千穗峰、而至吾田長屋笠狹崎、方今加世娶木

花之開耶姬住居、後徙此地、起千臺高城宮居之、新田

宮緣起、以神龜山為皇居之地、故老傳言、其地廣濶至

大、巨屋形原屬其方域云、其說尤得信矣、夫神龜山周

廻雖一里餘高低斷續、非容廣厦千臺處也、由是觀之、

皇孫所居之正殿高城宮蓋又在此地、再念、其宮以高城

命之者蓋指高處、萬葉集、見吉野之高城乃山爾白雲者

行憚而棚引見、是也、故余釀生一説曰、當邑妹脊城一

郭今猶有高城、其地高廣、可容夏屋數軒、疑此地即皇孫所居欤、嗚呼神代鴻荒無文字、今所在如書傳緣起、數千載之下皆私己以思想臆度記之、孰能執一得真乎、疑以傳疑、是考證家之活法也、

〔高城由来記〕

妹脊乃里 故老傳言、麓村地頭館垂往古曰妹脊乃里、一區之名所也、據邑士故叢橋口次左衛門良顯告文

據按、往古呼妹脊乃里、方域頗廣大、妹野與脊野之際民竄皆為妹脊乃里、此故城曰妹脊、橋亦曰妹脊、因里名發名、其明證也、然則高城川亦此邊呼妹脊川乎、嗚呼有一良顯、得不失此名區、實千載之遇也、疇昔僚友五代秀堯・橋口兼柄當修薩藩名勝志、揚高城城名作芋瀨之非、有問于余、而士以為城名蓋本地名、此城必罹號妹脊之地、余亦應之、既而尋糾役正、役正等固拒之不容、夫雖有妹野・脊野與城地殊絕、是獨孤之名也、於是秀堯等莫奈之何、集中脫此名所、尤可惜也、雖然為作芋瀨非、集中明辨之、余幸久生、今得聞良顯之說、解積年之疑、幸甚々々、

〔高城由来記〕

陰陽石 在西方村大道峻坂峠、陽石在西、高四間、圍六間一尺五寸、陰石在東、高四間、圍七間三尺、兩石相離、上一尺五寸、下四尺、絕代之奇石也、

〔名勝考〕

屋形ヶ原 是上古千臺宮城の城中にて、後薩摩國の都府此所に在り、其墟今原野となる、平地の四方切岸にして城壁の如し、按に、和名鈔薩摩國司國府なし、此館原と司野と蓋國司の城館なるへし、今此處大小路口に近し、大小路國分寺あり、同郡にあらすといへとも其地相接せり、以て證とすへし、又妹兄ノ城あり、一の丘を妹野と呼ひ、一の川を隔て兄野あり、是亦一の丘あり、是を合て妹兄野と称ふ、又高城川の橋をも妹兄橋といふ、此邊の地名にてありしとぞ、

〔高城郷由来記〕

千人塚 在麓村桃華山東南巔、壘小石為墓標、故老傳言、瘞藏戦亡屍若干多數處也、戦闘結局不傳、至今正月十四

日夜時、或聞有人馬奔走響聲微々宛然戰爭之象、殺氣凜烈、蕭風襲人、蓋戰士憤勵之氣未消散之兆也、副本脱之、據橋口良頭告文、又東郷邑土傳稱、昔時東郷氏・高城親族構兵争境數戰、其戰場不詳、
◎氏

〔纂考〕

屋形ヶ原麓 方三四町、平坦にして今陸田なり、可愛山より西北四五町にて、南の一面高一丈余切岸の如く、其下ハ往還なり、古へ薩摩の國府にて、今屋形ヶ原と稱す、國分寺の址も是より東北四五町水引郷大小路村に現存して、高城郷と境を接す、東郷の内國司城及ひ司野等も皆此國府に就ての名なり、そもく此所の古への街道ハ、延喜駅傳式に駅路の次第市來・英根・網津云々とありて、今の街道より西南一里余海邊なれハ、今の道の開けしハ延喜の後なる事明らけし、此所の古の地形ハ可愛陵の卷に詳なり、

〔纂考〕

高城川城上 水源當村宇都河路山より出て、下之村を經、水引郷宮内村に至て川内河に入る、此川水勢稍大にして

舟船往來す、

〔纂考〕

一 戦川麦之浦村 水源當村の山中より出、下之村に至て高城川に入る、名義詳ならず、

〔高城由来記〕
(郷脱カ)

一 戦川 在麥之浦村、癸元同村大迫頭、至麓村岩立與高城川合流、為高城川水、

〔纂考〕

一 條坂麦之浦村 神社より西方村に出る往還の坂路なり、一條之社によりて號く、

〔纂考〕

湯田温泉湯田村 往還より東二十七八町にあり、浴池あまたありて、共に灰氣に硫黄氣を兼、疝癩及ひ筋骨の拘攣・温氣・上氣等の諸病に効あり、客舍四方に連りて浴人絶る支なし、近郷ハ更なり、肥後・肥前よりも來りて浴す、

中にも天草島の人多し、

〔高城由来記〕

温泉 在湯田村湯川路、出勃始元年月不傳、湯性灰汁氣
帶硫黃氣、療疔癩及筋骨拘牽・濕氣・上氣等諸疾有神効、
自他國疾痾人來浴者每歲四五百人許、

〔纂考〕

西方浦西方村 遠干潟にして湊といふへき処にハあらねと、
人戸數百口連りて漁人多し、

〔纂考〕

物産

藥品 桂辛（御皮） 茯苓
鱗介 鯖サバ 鱈アチ 鱧ススギ 鰯イナシ 眼張魚メハル 堅魚カッ ギンチヨ言方 河フ
豚に似て別種なり、

〔高城由来記〕

宇都川路鹿倉 在城上村、邑士遠矢源三郎呈書、乞此地

置馬苑、官許可之、元禄四年辛未二月十四日也、周廻三
里余、樹木皆公材也、高城川泉源發于此山、経麓村出大
道妹脊橋、至水引郷五代村入海、

智應嶽 在城上村、嶽下澗水浮出、於下小川與高城川合
流、為高城川水、又有一澗水、過兎美浦、於塚村與高城
川合流、為高城川水、

昆野嶽 在城上村、澗水發篇張山、於塚村與高城川合流、
為高城川水、

烏嶽 在城上村上小川、

〔地理課川調帳〕

单流

一 西方川「高城由来記云、發元同村中山、一村流注入海」西方村
水流○浦川内山ヨリ西方村ヲ通、里程一里ヲ經テ海エ入、

单流

一 ハタカ島川

同村

水源 ○トフミ岳下ヨリ○ハタカ島二分五厘經テ海工入、

幹流

一 湯田川〔高城由来記曰、發元同村湯川路、一村流注入〕

湯田村

水源 ○駒シキ山ヨリ湯田村濱田ヲ通、里程二里同海工入、

一 麥之浦川

麥之浦村

水源 同村 ●コン嶽ヨリ麥之浦ヲ通、五代村川合ニ於テ二

里二分五里五代川通工入、

18 新田可愛御陵由来由并吟味書

御領内諸所御陵當分之成行繪圖面ニ書認、由来由等委敷相記、其中屹立候御陵之儀者御取立を〔仕脱之〕茂可被為替事候付、

當時御麓末之有無、御取仕立之儀迄茂内々吟味仕、銘々ニ相調可申上旨被仰付候、依之水引新田・内之浦高屋・

始良鶴戸之三御陵并穎娃御陵所迄繪圖面都而一卷ツ、取仕立、来由吟味書相添差上申候、

薩摩国薩摩郡

可愛之山陵エノヤマノミヤ 當分水引郷宮内村之内ニ而候、高辻帳ニハ串木野郷ノ内新田村ト相見得申候、

右、皇孫天津彦々火瓊々杵尊之御陵ニ而候、瓊々杵尊ハ天

繼體ニ而、俗ニ地神三代と称し申候、日本書紀に、天津彦々火瓊々杵尊後に

久敷まし〜候而崩、因葬筑紫日向可愛之山陵云埃可愛此と

御座候、日本紀を被撰候迄ハ薩摩・大隅と申国名等無

之候付、日向国ト被記候、且又可愛と申文字を延喜式

等ニハ即埃之字を被用候得者、必可愛ト申字義ニ而茂

無之、都而今之新田宮有之候邊を上古ハ江と申たる地

名と相見得、當分ニ至リ大江・江川・江内又高江など

の地名相殘、新田社家ニ而茂其通ニ申傳罷在候、然者

可愛之山に御葬殮之故に頓而御陵之名を可愛之山陵と申候半、日本紀にも可愛之下に之字を被置候而可愛之山陵与御座候、其後国郡を被相立候時、此可愛之地ハ薩摩国郡に被入、又此邊に新田開苑ニ付新田と申邑名相立候由、和名鈔に薩摩国高城郡新多と有之候、高辻帳迄茂新田村相見得候へ共、當分ハ薩摩郡の中に罷成候、其後神廟を此地に被立に及び、邑名に因て新田宮と被称候半、延喜式迄ハ新田宮の事ハ不被載置、唯可愛之山陵の事を第一に被記候、夫故、北條氏の世運漸々傾き諸国に號令不被行候而、新田宮の神領に乱妨の者多く、且ハ宮殿の造営遲滞を訴ふる奏状等にも、天尊瓊々杵尊圓寂砌、可愛陵高城千臺宮者、今新田八幡宮是也、又當宮者、地神三代之尊神日域無雙之宗廟也、高城千臺可愛陵號新田宮など、可愛之山陵の事を本として重く申立候儀、新田宮ハ元來可愛陵の神靈を奉崇と申を大切之證拠に引用ひ候文言にて、何れの訴状にも高城千臺可愛陵の由来を例書のことく記候筋相見得候、高城千臺と申事ハ、皇孫この処に高く宮城を構へ、千々の臺を築かれし皇居の御旧蹟ゆゑ、郡邑を高城郡千臺と名つけ申されたる由、新田宮縁起中に書載、又寶治

元年新田宮神人等カ牒狀に、當社ハ八幡三所神明之垂跡、昔忝有五體神王面、日向国天降之時前行給、薩摩国遷御之後者、龜山峯奉□神御體、以此社為新田宮と有之候、龜山トハ即新田一山之惣名にて、諸神記に、新田宮始不宮廟殿、鎮坐薩摩国龜山と相記候、今に至り新田宮之地を龜の胴とし、山陵の地を龜の頭に比し、惣してハ御山と唱へ来候事も、專山陵の地を肝要と称し申古言ニ而候、寶治元年の狀に薩摩国遷御之後とハ、皇孫尊襲之高千穗峯に降臨まし、笠狹之御崎にて大山祇命の女木花開耶姬を妃とし玉ひ、彦火々出見尊・火闌降命・火明命の三皇子を御降誕あり、其遺蹟ハ加世田内山田村竹屋郷と申傳へ、今に現存仕候、扱其後にこの千臺の地に都遷されしを遷御と申ニ而茂可有之候、又五體神王面とハ、皇孫降臨に供奉せし天兒屋命・太玉命・天鈿女命・石凝姥命・玉祖命の五部の神にて、是を統領の大臣とするし、其神體ハ假面にて、神代よりの寶物ニ而候処、乱世に及び破損紛失の事とも是亦權執印藏書に散見いたし、文永十二年七月 御二代忠時公御書に、薩摩国新田宮所司神官等申神王面破損下

手人間事、八幡檢校法印状并訴状給預候之間、相尋子細於守護代清秀男候之処、陳状如此候と被遊候、此五神の社ハ當分新田宮の左掖廿四社の中ニ而、社人共五部の神と尊ミ唱へ、其假面ハ不相傳、鏡を以神體と崇め候由、又諸神記に、新田宮始不宮廟殿、鎮坐龜山と申候ハ、此新田宮曩時ハ今の神廟に參る山の半嶺平地の所に在之、今以宮床の柱礎相殘、左方に猿良社カサヤ・猿田彦サノヘ・中王社オホノヤ・隼風社ハヤカゼ・級長戸シノノカドの祠を立有之候、然処八十代高倉院承安三年この舊社炎上ありて、神寶等盡く焼失す、因て假殿を今の山上に営ミ、又この地に即神廟を改め建んことを禁裏に奏聞いたし、今のことく山上に廟殿相立候、建長八年四月神人執印惟宗友成等連署曰、請特且任先規、且依傍例、奏聞公家、申賜宣旨、被造替當宮正殿已下神殿・門廊等子細状、右謹檢舊貫、略中當宮造替事、仰附當国宰吏、配分國中莊公、被造勸例、敢無異儀、抑先度造宮之地為御山麓之間、任所々例、可奉移山頂否之由被奏聞之日、可奉造山頂之由被下占形畢と云々、此被下占形とあること當初の例にて、續集朝文粹に載す、康和二年六月二日の條に、抑不載式之神ハ合御下之條、是承前之例也、不載式之神社注占間文、又以常例也と有之候、式外の神社改建之事ハ龜下に命せられ、其占形を下されしニ而可有之候。

縁起文に、承安三年炎上より後四年め、安元二年に宮殿を山上に造替の勅許ありしと御座候、又新田宮訴状に高城千臺可愛陵號新田宮と候得ハ、可愛陵と云ハ即新田宮の社殿の下なるへくも被思候得共、凡朝廷の制、先皇山陵の上におひて神社を立神靈を崇らるの事ハ絶て無之王法之由候得者、太古禮文未備の時ハ此限ニ茂有御座間敷候得共、高倉院承安の頃ハ既に朝制御治定の節ニ而候間、此新田宮御改建の地ハ可愛之山陵の上ならざる事差知れ、勿論奏状にも奉移山頂と有之、山陵之上と申事無之候、抑皇孫瓊々杵尊ハ百王之御太祖にて、伊勢外宮の御相殿に齋イツ奉られ、其外天下諸州皇孫の神廟固より数多御座候、中にてこの新田宮殊に朝廷の御祭祀嚴重なるハ、專皇孫宮城の遺址オシ山陵の靈域なる故と相見得、縁起文に、異国降伏御禱の為に皇家之御崇敬異于他、弘安四年蒙古襲來の時被顯靈驗の条歴然と相記し候、又是より前嘉應二年新田宮注進に、御輿ミコノコ・唐鞍カラクラ本殿の・神王面カヨテウ・駕輿カヨテウ五部の御裝束色数等の中に御馬千百四十六疋とも、又永仁四年新田宮造宮功程の論旨に、御殿一字・廻廊四十九間、略中都

合六千四百五十四貫七百七十文、此外御神寶遷宮用途

并船貨・人食料・番匠祿物等、不存知分限之間不注之、

建治元年、修理職大工散位山上守弘と有之候、此時六千貫ハ當今

之六萬緡ト申候、皇帝記曰、人皇九十一代伏見天皇正應三年、新

田宮於降来橋有舞樂、棧敷五十三軒、見物人三萬人と

御座候、是皆古昔新田宮盛なりし時の有様にて、御神

領ハ 御當国の中廿四ヶ郷に相掛り候由、天正十五年、

太閤秀吉公も新田宮ハ天子の御宗廟と被聞及、軍勢乱

妨放火狼藉堅く停止せらるゝの旨制札今に相残り、當

新田宮寶殿以下ハ、朝鮮御出陣の御御祈禱の趣成就ニ

付、御帰朝の翌年より 龍伯様 惟新様 中納言様相

共に御賽願として御建立、巍々たる神廟善美を被盡候、

右通、新田宮可愛陵之儀ハ格別成御由緒の靈場ニ而候、

然処、當分新田宮之山中に中之御陵・端之御陵と申御

陵ニ所有之、是より南方差渡凡拾町程川合之御陵と申

所迄都合御陵三ヶ所有之、何れか瓊々杵尊を奉葬候御

本陵とハ相知不申候、

但陵と申事ハ今言に墓原と申与同断ニ而、天子之御墓

所を奉称候、夫故上古ハ天子之御墓を直に陵とハ不

申、其方域を何陵と為唱由御座候、然ハ可愛之地ニ

御座候ハ都而可愛之御陵ニ而、其中を中・端・川合

と唱分為申筋相見得申候、

一中之御陵と申所、新田廟より三町西方山續ニ而、端之

御陵ヨリハ東に當り、山上ニ小社一字相立居、其内ニ

ハ神鏡一面を納有之候、然共年代久遠ニ及候哉、既に

致破損、全躰然と分り兼候、小社之四隅にハ古松四本

有之、一本ハ去文化三年之比枯木ニ成候故伐除、右之

故根を掘取候節石之槲ニ掘當り、其節權執印淳青太抵

見分仕候処、石槲之躰平長く、真四角にハ無之、其槲

中ニ今一ツノ石棺有之様子見受申候、且最初石槲を掘

取候者蓋石を引披キ候得ハ、中より煙之様に白氣吹出

し、其蓋石之裏ハ青赤き色ニ相見得候由、左候而、中・

端之兩御陵共ニ元来自然之山上に奉葬、其上より土を

築き立為申様子ニ而、山之頂ハ急に高く、其下ハ一段

之平なる所有之、當分ハ參詣仕候者ハ直に御陵ノ上に

踏上り申事ニ而、甚不敬成方ニ御座候、尤兩御陵共に

山上小社之側を敲き候得ハ、其地下ハ空虚之闇き致し、

山上ハ都而御石槲ニ而茂御座候半、依之社家・郷役共

吟味仕候ハ、御陵之頂ニハ石圍垣ニ而茂無之候而ハ御
 龜末之躰御座候、然共先年石槲掘當候所ハ當分之小社
 より餘程之片脇ニ候得ハ、御石槲有之候方限何より何
 迄与申儀當分ニ而ハ相分り不申候、然ハ當七月大風に
 御陵上之松木吹倒、入札拂伐除方仕候上ハ、右之根先
 を茂掘取申答候付、其節ニ至り御石槲之方限大抵相知
 可申哉与奉存候、

一端之御陵与申所、實ハ三御陵之中央ニ當り候得共、新
 田宮社家ニ而ハ是を端与相唱、夫より東新田宮の方山
 續を前条中之御陵と唱来候、此端之御陵ハ山上ニ石数
 片を安置し、其廻りを木の圍垣を以相圍ミ、西の片脇
 ニ小社一字相立居、内にハ神鏡一面を納有之候得共、
 是亦致破損、全躰然与分り兼候、左候而、この端之御
 陵ハ、新田宮之一山を龜の形に表し、中の御陵を龜の
 甲に比し、端之御陵を頭に擬へ候、頭に當り候ハ片端
 ニ而候故端之御陵と唱へ申筋ニ而候、右之通、此端之
 御陵にハ伏石之廻にハ木之圍垣有之、其傍に小社相立
 居候得共、是又御石槲ハ圍垣よりも外に廣く相掛居申
 様子に御座候間、圍垣に差覆候雜竹木伐拂、其根先を

も掘取、以後竹木類御陵之上に生茂不申様御座候ハ、
 御石槲之内に木根等不生立筋罷成、其上御石槲御在所
 之方限ニ依り御取仕立之御吟味可有之、左候而、今
 通木之圍垣ニ而ハ山中損安由候付、此節石圍垣ニ御取
 替御座候ハ、永代御修覆ニ茂及申間敷、且又高屋之
 御陵・吾平之御陵ニ被準、御陵山入口ニハ各鳥居御造
 立被仰付度、左候ハ、右両所御同様之向ニ罷成、尤圍
 垣御出来之上ハ諸人猥ニ陵上ニ踏上り申儀共ハ無之、
 おのつから御龜末之方ニハ成立不申、格別成御靈跡弥
 不易ニ相傳可申哉与社家中共内々吟味仕候、

一川合之御陵と申候ハ、前條端之御陵より南に當り拾町
 程相隔候、五代村に在之、人家よりハ五拾間程下り
 候谷合ニ而、其前之田地を内川合・外川合与相唱、三
 方より取合候川筋ニ差續居候、夫故此邊の地名を川合
 与唱来候、此川合之御陵ハ東西に山迫相通り、西の山
 根に宮作の小社一字相立居候、然共右之通谷底之様成
 場所、其上社之邊迄ハ今ニ而茂洪水之節者千臺川水責
 上り申程之卑濕成平地に候得者、上代ハ猶更玉躰を可
 奉納場所与ハ一向相見得不申候、尤御陵之儀者此山上

に被成御座候由申傳候付、山中無殘行廻り探索仕候得共、御陵之跡と差當可申證跡何方ニ茂不相知候、元禄中大乘院住持不石上人事新田坊舎へ致寓居候節、何国とも不相知旅僧訪来、川合之御陵ハ山上に被成御座候を相示候付、不石其所に差越、壇場を構へ護摩を修為申由新田宮ニ而申傳候得共、是又當分ハ山中一面之草木ニ而候得ハ、雜草類を伐開不申候而ハ何所とも難相分御座候、尤三ヶ所御陵之小社共に御物御修甫ニ而、其外年中御祭御備物等之儀ハ、別冊新田宮社家書出之通に御座候、

然者上古山陵之制ハ甚た規模廣大に御座候由、令義解に、帝王之墓ハ如山如陵、故云山陵とも、又御陵之事を直ニ御山と相唱、御陵を築くを山作とも被記候、孝徳紀に、夫王以上之墓者、其内長九尺、濶五尺、其外域方九尋、高五尋、役一千人、七日便訖(使カ)と相見得、其外珠玉寶器之類を合せ被納候事ニ而、凡陵墓之制ハ宮車之形をなし、其方域何町と御座候、此可愛之山陵ハ自然之山上に御葬殮為有之者と相見得候得共、元来右山陵之制より其外域褊小ニ有之筋与被存候、然共御陵

にハ其外廻りに御手洗之池溝を環らし、人馬猥に御陵上を踏行不申様方域を為被立者に候処、五畿内ニ而、神武天皇之御陵を始とし、乱世之砌ニ其方域之内をも田開為致所数多有之由山陵志に書記候得ハ、此可愛之御陵なども元来ハ其兆域廣大ニ候をは、後世漸々田地に為罷成所も可有之、其上中古此邊洪谷氏之徒黨令押領、新田宮御神領迄散々之躰に為罷成由に候得ハ、御陵小社之類茂其時分都而致廢壞居、御陵之真上なと慥にハ不相知様成立、後に大抵を以山上に小社を被建たるニ而可有御座候、夫故當分之小社ハ御陵之真上ニ而無之、先年松根を掘候砌小社より餘程之片脇ニ石櫛相掛居為申筋与相考申候、尤日本紀・延喜式等之書に可愛之山陵と見得候ハ即瓊々杵尊之御陵ニ而、一ヶ所外無之筈候得共、中・端・川合と御陵三ヶ所有之候而ハ何れ欵可愛之山陵と申事明白に無之、御取仕立茂難被遊、後世ニ至り弥紛敷可罷成儀旁遺憾之御事ニ奉存候、然共中之陵と唱候所ニ而前文之通石櫛に掘當候ニ付而ハ、是正敷皇孫之御本陵欵与相見得、且又端之御陵与申所ニ茂山頂に圍垣を廻らし山陵之躰ニ候得ハ、是又

御本陵ニ而茂可有之、何れ今形上面之成行ニ而ハ何様とも相片付不申候処、此節新田宮舊記其外社家中申傳等に依り相考候得ハ、三陵之内一ヶ所ハ瓊々杵尊の皇^{コノナノヤクヤヒノミコト}后木花開耶姫命之御陵ニ而、是を新田宮ニ而御前様と申傳候、凡上古何天皇之御陵と有之、其后ハ御陪葬と申候而必其近邊に被成御座候、木花開耶姫命ハ富士淺間又ハ諸州に奉崇候神社数多有之、延喜式中日向国宗廟妻神社も開耶姫命ニ而、百王皇后之御始ニ而御座候得ハ、御墓^{サカヤヒメ}茂御陵と唱申筈候、且又川合之御陵之儀ハ御葬所分明ニ不相知候、舊記に五代村之内明王社祭神^{アノホノカリ}天火明命と御座候、此節右之明王社相糺申候得共不詳候、此川合之御陵山下に在之神祠之事共ニ而ハ有之間敷哉、此天火明命ハ皇孫瓊々杵尊御同胞之皇兄ニ而、御子孫を尾張連と申由、古事記・日本紀等明白に相記し、格別成御方ニ候得ハ、御墓も御陵与唱へ申筈ニ而候、又皇孫之御子に火照命一名火明命と申御方御座候、是ハ阿多隼人之祖と御座候得ハ、御陵社等^{ホアカガ}茂御領内ニ被成御座筈候、左候而、此新田宮の地ニハ皇孫之御子御孫ハ勿論、皇后之御外戚迄方々に被祭候神社有之候

処、右御兄天火明命と御子火明命御二方之社不相知儀不審に御座候、夫故川合之御陵山下之神社を相糺、社内を改見申候へハ、圓石三塊を納有之、昔ヨリ御神鉢と申傳候由申出候、右を以ハ皇孫之御兄と御子を奉祭候御靈廟ニ而ハ有御座間敷哉与被存候、^{神鉢之石三塊ニ而候得ハ、祭神三座と被存候得共、今一神ハ相知不申候、}尤皇孫之御兄天火明命と奉申、御子も亦火明命と申候而ハ、一時同名之様ニ候得共、御兄天火明命ハ先たちて御隠之筋相見得申候、然ハ此川合之御陵ハ皇孫之御兄天火明命之御葬地などニ而可有之難計、其故ハ、皇孫宮城の地を新田山と申傳候付而ハ、皇孫御在世中其宮城の内に御葬殮ハ有之間敷、御兄ハ先たちて御隠ニ付、宮城より程遠き川合山江御納ニ而可有之、且又五代村に五大力菩薩堂有之、五大明王とも相唱へ、昔時ハ五代院料之事新田宮神領と同断に書載申候、又嘉應三年八幡新田宮源明王補任檢校之職と申文書有之、明王社・五大明王・源明王等彼は紛等敷候得共、佛菩薩又ハ人臣等に御陵与申名ハ有御座間敷、其上川合之御陵山下之社ハ中・端御陵之小社よりも入念たる宮作ニ而、其神鉢も圓石三を納有之儀、是又中・

端而御陵にハ鏡一面ツ、を納有之候とハ旁次第相替申候、一説にハ皇孫御父母之様ニ茂申候得共、御父天忍穗耳尊ハ不降下土故不置山陵と有之候得ハ、忍穗耳尊御夫婦之御陵ハ無之苦ニ候、蓋木花開耶姫命之御父大山祇命ハ地主神ニ而、新田宮之半腹に中王社と崇有之、又川合陵之北一町程に御姉磐長姫を崇て軍大明神と稱し申候、然ハ皇后之御父姉を皇孫之御父母と誤り申ニ而、凡是等之事多く中古乱世に紛雜等為致由に相見得、當分川合之御陵に差續候崎野と申所を昔より大切成所とし、今に至り田の中に野岡を殘置、是亦御陵之筋に申傳居候、右之通御陵墓ら敷所数多有之候ハ、如何様皇兄・皇子又ハ皇后之御父姉之御遺跡ニ而可有御座候得ハ、何れ茂申傳之通ニ麓末に不仕様被仰渡置度奉存候、然処近世に至り可愛之山陵ニ付種々異説を申立候、其中廟陵記に可愛山陵今薩摩国穎娃郡也と有之候、是ハ可愛と穎娃と同唱故に致混乱候筋御座候、又神代口訣曰、可愛之山陵在日向国宮崎、この宮崎ハ御領宮崎那之事与相見得申候、又塩土傳曰、臼杵郡縣西三里有大陵、靈氣甚盛而不得近焉、是可愛陵欵、一説曰、白

杵郡永井郷可愛村と云神社あり、傍百町餘山あり、絶頂に靈石三尖す、岩洞あり、是可愛陵也、又一説曰、日向国延岡領内に可愛と云所、そこに陵山とて山の腹に神社あり、御陵ハいつれのほとに在ともさだかならず、又或曰、臼杵郡高千穂山の東南に榎嶽てふ山あり、この山中に迹々藝命之陵あり、里人大石大明神と申すと、様々の浮説を印本に著し區々に申成し候儀、譬ハ憶原と申地名日州末吉にも佐土原御領にも又同国延岡領にも有之候而、何れ茂我領内を本所と心得申す如く、この可愛之山陵ハ新田龜山之中に御座候得共、三陵の中何れとも分明無之所より或説を起し申筋に相見得候、然とも日本紀に、瓊々杵尊高千穂峯より笠狭之御崎に御巡幸、於是三皇子降誕被遊、其後高城千臺之地に宮城を御立被遊御座候段ハ前文に申上候通にて、殊更可愛之山陵 御領内新田宮之地に在之候事は迄公邊御書挙にも相成居、相違無御座儀与奉存候、

右之通御座候、然共御陵所之儀此節急ニ相片付難申上、當分之成行迄繪圖面等漸間ニ合候様取調、猶又御取始末向ニ付而ハ吉井源七郎江得与申談仕、此段

御届申上候、以上、

文化十一年甲戌十一月

御記録方添役

白尾齋(国柱)藏

文書目録

例言

- 一 本巻に収めた「日置郡地誌備考追録下」「薩摩郡地誌備考上」「薩摩郡地誌備考下」「高城郡地誌備考」を、それぞれ掲載順に通し番号を付して収録した。
- 一 本目録は、記事・記録を除いて文書のみを記載した。
- 一 文書は、番号のほか、年月日、文書名を記載した。
- 一 文書の年月日については、原文書記載の年紀はそのままとし、補筆の年紀は「」で囲んだ。また疑義の示されているものは「」で囲んで区別した。
- 一 年紀を欠くものうち、推定しうるものは（）で示した。
- 一 月の異称は数字に改めたが、正月、朔日、晦日などはそのまま残した。
- 一 原則として『鹿児島県史料 旧記雑録』及び『同 旧記雑録拾遺』にならない文書名を付けた。
- 一 重複により本文を省略した文書には※印を付した。

文書目録

番号	年月日	文書名	番号	年月日	文書名
			※	一〇	永仁 三年 二月 十日 羽島地頭檢地目録
			※	二〇	永仁 二年 十二月 廿三日 檢注取帳抄
			※	二一	正応 五年 十二月 廿一日 島津忠宗施行狀
			※	二二	永仁 五年 十月 十八日 大江景遠・沙弥道意・又六連署奉免狀
			※	二三	嘉元 三年後十二月 十五日 島津道義忠書下
			※	二四	康安 二年 八月 廿五日 島津師久補任狀
			※	二五	貞治 六年 七月 廿四日 島津氏久立願文
			※	二六	應安 六年 九月 廿四日 島津玄久氏書狀
			※	二七	應安 六年 三月 十二日 島津伊久補任狀
			※	二八	至徳 二年 十月 十一日 島津孝久元寄進狀
			※	二九	應永 十四年 二月 九日 島津忠朝寄進狀
			※	三〇	應永 十四年 八月 廿一日 島津忠朝立願文
			※	三一	應永 十九年 二月 廿八日 島津道世朝忠安堵狀
			※	三二	長祿 三年 八月 六日 伊集院熙久寄進狀
			※	三三	至徳 元年 十二月 日 榮永置文
			※	三四	(至徳) 正応 元年 十二月 日 冠嶽權現領坪付
			※	三五	正平 廿一年 九月 二日 渋谷重門寄進狀
			※	三六	正応 元年 十月 五日 榮英・榮海連署讓狀
			※	三七	觀応 二年 四月 廿日 平忠資補任狀
			※	三八	至徳 二年 十月 十一日 能登守基久寄進狀
			※	三九	六月 十一日 泰朝書狀
			※	四〇	文明 十四年 十二月 十一日 口宣案
			※	一	貞応 二年 四月 日 關東下知狀
			※	二	寛元 四年 十月 廿九日 關東御教書
			※	2	元亨 三年 十月 三日 關東御教書裏書
			※	三	寛元 元年 九月 十三日 平忠茂讓狀
			※	四	弘安 五年 十二月 二日 平忠重讓狀
			※	1	平忠永讓狀
			※	2	元亨 三年 十月 六日 平忠永讓狀裏書
			※	六	元応 元年 十一月 一日 平忠兼寄進狀
			※	7	元応 元年 十一月 一日 平忠兼壳券
			※	2	元亨 三年 十月 三日 平忠兼壳券裏書
			※	八	元亨 四年 八月 十日 鎮西下知狀
			※	九	元応 二年 四月 十一日 国分友貞宛行狀
			※	一〇	天授 二年 三月 二日 めうもん書下
			※	一一	應安 七年 十二月 五日 惟宗久成避狀
			※	一二	應永 七年 六月 九日 禪室避狀
			※	一三	應永 八年 三月 七日 羽島禪祐成讓狀
			※	一四	應永 廿八年 五月 三日 羽島通松友讓狀
			※	一五	應永 十九年 三月 廿四日 島津久豊宛行狀
			※	一六	應永 廿八年 八月 十三日 島津存忠久安堵狀
			※	一七	宝徳 二年 八月 十日 島津忠国安堵狀
			※	一八	建徳 三年 八月 廿八日 国分禪惠友讓狀

四一	寛元 四年	二月 八日	惣地頭所下文	五九	貞応 二年	四月 日	関東下知状
四二	正応 元年	六月 廿八日	源某奉免状	六〇	寛元 四年	十月 廿九日	関東御教書
四三	寿永 二年	八月 日	地頭大前某下文	六一	寛元 三年	十月 三日	関東御教書裏書
四四	承久 二年	八月 日	平忠道寄進状	六二	寛元 元年	九月 十三日	平忠茂讓状
四五			成阿申状	六三	弘安 五年	十二月 二日	平忠重讓状
四六	宝徳 元年	十一月 三日	冠嶽山之次第欲澄置文	六四	1 弘安 六年	八月 日	1 平忠永讓状
四七	文明 十八年	三月 三日	平田兼宗・村田経安連署付	六五	2 元亨 三年	十月 六日	平忠永讓状裏書
四八	(寛永) 二年	十月 廿日	鳥津久元外二名連署証状	六六	1 元応 元年	十一月 一日	平忠兼寄進状
四九	貞治 七年	五月 廿八日	若松忠繼田地売券	六七	2 元亨 三年	十月 三日	平忠兼売券裏書
五〇	享和 二年	八月 十三日	廻勤寺社方取次東郷次郎作調書	六八	元亨 四年	八月 十日	鎮西下知状
五一			良福寺古書留	六九	元応 二年	四月 十一日	国分友貞宛行状
	1 〔元禄 四年〕	八月 十八日	良福寺書付	七〇	天授 二年	三月 二日	めうゑん書下
	2 明和 六年	四月 廿三日	心翁寺康天書付	七一	元安 七年	十二月 五日	惟宗久成讓状
	3 天明 三年	十一月 十一日	良福寺春耕書付	七二	元安 七年	十二月 五日	惟宗久成讓状
		八月 十六日	申木野郷郷士年寄等書付	七三	正長 二年	十一月 十五日	惟宗宗友讓状
	〔享和 二年〕			七四	建武 二年	二月 三十日	内裏大番役交名注文
	文治 三年	十月 廿五日	伴三子讓状	七五	永和 元年	七月 日	国分久成軍忠状
	寛喜 三年	二月 十九日	平忠友讓状	七六	元承 七年	六月 九日	禪室避状
	寛元 四年	十二月 十一日	関東御教書	七七	元承 八年	三月 七日	羽島禪祐久讓状
	至徳 四年	閏五月 四日	宮内大輔今川三雄安堵状	七八	元承 八年	五月 三日	羽島通松友讓状
	文永 十年	二月 廿日	鳥津久時書状	七九	元承 九年	三月 廿四日	鳥津久豊宛行状
	文和 四年	十一月 五日	鳥津師久請文		元承 八年	八月 九日	鳥津存忠久宛行状
					元承 八年	八月 十三日	鳥津存忠久安堵状

八〇	正長	二年	十一月十五日	惟宗宗友讓狀	九二	文化十四年	四月	朔日	寺社奉行所覺書
八一	宝徳	二年	八月十日	島津忠国安堵狀	九三	文政四年	八月	八日	寺社奉行所覺書
八二	建徳	二年	七月日	国分禪惠友重讓狀					
八三	建徳	三年	八月廿八日	国分禪惠友重讓狀					
八四	建徳	三年	八月廿八日	国分禪惠友重讓狀					
八五	康永	四年	七月五日	惟宗友重讓狀					
八六	永仁	三年	二月十日	羽島地頭檢地目録					
八七	永仁	二年	十二月廿三日	檢注取帳抄					
八八	文祿	五年	十一月二日	伊集院幸侃忠棟署判領知目録					
八九	慶長	六年	十二月三日	村田雅楽助署判加增目録					
九〇	天和	三年	正月十一日	羽島太郎左衛門覺書					
	(地理志(串木野郷))								
	日置郡地理志								
	神社仏閣寺院諸伝取調帳								
	花尾大権現註縁起								
	(郡山郷寺社棟札等(近都宮・諏訪・稻荷等))								
	薩州厚智邑花尾宮並平等王院持尊且五院再営来由記								
	花尾山隨身門記								
	花尾山鐘銘并叙								
	(花尾社(石塔銘・棟札等))								
	華尾山御宮其外取調帳								
九一	文化	五年	正月廿六日	寺社奉行所覺書	一七	元亨四年	八月	十日	鎮西下知狀
					一六	元応二年	四月	十一日	国分友貞宛行狀
					一五	元応元年	十一月	一日	平忠兼寄進狀
					一四	弘安五年	十二月	二日	平忠重讓狀
					一三	文永十年	二月	廿日	島津久時書狀
					一二	寛元元年	九月	十三日	平忠茂讓狀
					一一	寛元四年	十二月	十一日	関東御教書
					一〇	元亨三年	十月	三日	関東御教書裏書
					九	寛元四年	十月	廿九日	関東御教書
					八	貞応二年	四月	日	関東下知狀
					七	寛喜三年	二月	十九日	平忠友讓狀抄
					六	承久二年	八月	日	平忠道寄進狀抄
					五	文治三年	十月	廿五日	伴三子讓狀
					四	永享七年	五月	廿四日	島津好久用宛行狀
					三	嘉曆三年	七月	六日	沙弥願也奉書
					二	寛元二年	七月	六日	新田宮沙汰証人交名注
					一	保延元年	十月	廿五日	院主石清水権寺主大法師某下文
						文祿四年	十月	七日	伊集院幸侃・本田三清連署返地目録
									薩摩郡地誌備考上
									薩摩郡

一八	貞治 七年	五月廿八日	若松忠繼 ^(真) 田地壳券	三九	曆応 二年	七月 日	權執印代俊正軍忠狀
一九	文永 元年	十月 十日	沙弥見仏讓狀	四〇	曆応 二年	八月 六日	酒匂久景書下
二〇	文永 四年 ^(八)	五月 廿日	沙弥見仏讓狀	四一	曆応 二年	八月十五日	酒匂久景注進狀
二一	応安 七年	十二月 五日	惟宗久成避狀	四二	文祿 四年	十月 七日	伊集院幸侃・本田三清 連署返地目録
二二	建徳 三年	八月廿八日	国分禪惠友重讓狀	四三	慶長 五年	五月 四日	島津忠長・平田増宗連 署加増目録
二三	至徳 四年	閏五月 四日	宮内大輔今川三雄安堵 狀	四四	嘉曆 三年		新田宮沙汰証人交名注 文抄
二四	永和 元年	七月 日	国分久成軍忠狀抄	四五	正長 二年	十一月十五日	惟宗宗友讓狀
二五	応永十九年	三月廿四日	高津久豊宛行狀	四六	康永 四年	七月 五日 ^(廿五カ)	惟宗宗友重讓狀
二六	永享 八年	九月十四日	高津忠国安堵狀	四七	至徳 三年	十月廿九日	今川了俊宛行狀
二七	応永 十年	十二月 七日	高津守久宛行狀	四八	貞治 元年	十月十七日	足利義詮感狀
二八	応永 八年	三月 七日	羽島禪祐久讓狀	四九	貞治 元年	十月十七日	足利義詮感狀
二九	応永廿八年	五月 三日	羽島通松友讓狀	五〇	至徳 三年	十月廿九日	今川了俊宛行狀
三〇	応永廿八年	八月十三日	高津存忠久安堵狀	五一	文祿 四年	十月 七日	伊集院幸侃・本田三清 連署返地目録抄
三一	宝徳 二年	八月 十日	島津忠国安堵狀	五二	文中 元年	十二月廿一日	征西將軍宮令旨
三二	(天正十四年)	十一月十一日	伊勢貞成捷書	五三	貞治 七年	三月廿七日	高津師久預狀
平佐郷	天文 元年	十二月 吉日	入来院重副重寄進狀	五四	文祿 四年	十月 七日	伊集院幸侃・本田三清 連署返地目録抄
三三	応永十五年	十月十一日	比志島義勝軍忠狀	東郷	薩摩郡地誌備考下		
三四	曆応 二年	六月廿三日	道顕・久景連署預狀	五五	文和 三年	八月廿五日	一色範氏宛行狀
三五	曆応 二年	七月廿六日	酒匂久景預狀	五六	[寛永 十年]	六月十一日	伊勢貞昌書狀
三六	曆応 二年	七月 日	比志島範平代権原惟種 軍忠狀				
三七	曆応 二年	七月 日	和泉保末軍忠狀				
三八	曆応 二年	七月 日	和泉保末軍忠狀				

文書目録

五七	〔寛永十年〕	六月十八日	島津久元・伊勢貞昌連署書狀	七七	寛正三年	三月廿四日	島津立久宛行狀	
五八	〔文明十八年〕	閏十一月一日	島津忠昌書狀	高城郡地誌備考 高城郡				
五九	正平六年	十二月廿三日	渋谷重興軍忠狀					
六〇	応永三年	二月十八日	島津道哲伊預狀	水引郷	一	保延元年	十月廿五日	院主石清水権寺主大法師某下文抄
入来郷	文禄四年	六月廿九日	豊臣秀吉朱印知行方目錄抄	※	二	建仁三年	十月廿六日	北条時政下文
樋脇郷	六二	建長三年	八月廿四日	三	永仁五年	六月	日	左衛門尉朝貞奉書抄
六三	嘉暦二年	後九月廿八日	渋谷定心所領讓狀	四	元弘三年	六月	四日	伏見天皇諭旨
六四	建長二年	四月廿八日	鎮西御教書	五	暦応四年	七月	三日	後醍醐天皇諭旨
六五	建長七年	六月五日	関東下知狀	六	建仁三年	七月	廿三日	島津宗久請文
六六	貞和七年	四月	将軍家政所下文	七	慶応元年	七月	十六日	島津氏久安堵狀
六七	文和四年	四月八日	渋谷重勝讓狀	八	延応元年	十月	廿六日	北条時政下文
六八	応永十三年	十一月十五日	渋谷重頼讓狀抄	九	慶長四年	五月	日	寺家公文所下文抄
六九	文禄四年	十月七日	伊集院幸侃・本多三清連署返地目錄抄	一〇	慶長四年	正月	九日	豊臣氏五奉行連署知行目錄抄
永利郷	久安三年	二月九日	入来院弁濟使別当伴信房解	一一	〔天正十五年〕	四月	〔廿七日〕	九鬼嘉隆外三名連署禁制
七〇	建保六年	十一月廿六日	島津忠久安堵狀	一二	文化十一年	十一月		白尾齋藏国柱調書
七一	貞応二年	九月廿九日	関東下知狀	一三	〔天正十五年〕	八月	三日	右大弁某下文
七二	〔建保六年〕	十月廿七日	北条義時書狀	一四	〔天正十五年〕	四月	〔廿七日〕	九鬼嘉隆外三名連署禁制
七三	天文五年	七月廿三日	島津勝久宛行狀	高城郷				
七四	文禄四年	六月廿九日	豊臣秀吉朱印知行方目錄抄	一五	応永十年	十二月	七日	島津守久宛行狀
七五	正平十三年	八月十二日	島津道鑑貞・師久連署避狀抄	一六	慶長四年	正月	九日	豊臣氏五大老連署感狀抄

一七 〔慶長 四年 正月 九日〕 豊臣氏五奉行連署知行
新田可愛御陵来由并吟味書 目錄抄

一八 文化十一年 十一月 白尾齋藏国柱調書

鹿児島県史料編さん関係者

史料編さん 東京大学 史料編纂所 所長 山家浩樹
顧問 国立歴史民俗博物館 元館長 宮地正人

鹿児島大学 名誉教授 五味克夫

九州大学 名誉教授 安藤保

委員 原口泉 三木靖

日隈正守 宮下満郎

塩満郁夫 堂満幸子

晋哲哉
(平成二十七年十二月三十一日御逝去)

鹿児島県歴史資料センター黎明館

館長 灰床義博

副館長 飯山寿史

調査史料室長 内倉昭文

学芸専門員 崎山健文

資料調査員 黒川智世 中野尚子
藤崎光穂 池田麻美

堀田未希 (平成二十八年一月まで)

春山直人 (平成二十八年二月から)

鹿児島県史料

旧記雑録拾遺 地誌備考三

平成28年3月18日 発行

非売品

編集 鹿児島県歴史資料センター黎明館

発行 鹿児島県

印刷 瀧上印刷株式会社